East Asian Library, U of T
3 1761 03066064 1

8

大正三年八月廿五日印刷
大正三年八月廿八日發行

（漢籍國字解全書）

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部
代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
發行所　早稻田大學出版部
振替東京一一三三番　電話番町 三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

聞するに及ぶや否や、然れども愚見に據る、此策亦其事を條して之を言ふに過ぎざるのみ、未だ一段の精光あらず、意ふに是れ人君を開悟す、其をして實落、手を做さしむる處、其賈誼の治安策に逮ばざる多し矣、

此れ對策を借りて、以て時事を諷切するなり、段々安石に對針す、一切、經術を飾り、以て天下を亂し、法制を變じ、剛愎を逞しうし、人を知らざるより、天を畏れず、衆に從はず、祖宗に法らざるに至るまで、一々攻發、而して姦黨是に於て切齒す矣、原本、賈生より來る、憤激に過ぐるを免れず、學者條對、宜しく董子を以て長となすべし、○時初めて詩賦を變じて策論となす、而して進士對する所の策、皆諂諛以て進を干むるもの、公時に兩び上書、新法の便ならざるを言ひ而して省せられず、故に復た對策に擬して之を上る、

○賴山陽評　全篇每段、議論を曲盡して、末段却つて簡短、然れども其語極めて冷、極めて毒、以て篇尾を壓するに足る、而して荆公の怒を挑する、此に在り、

○神宗經術の士を喜ぶ、坡公、故に詩書を雜引し、劉向體の文字を作る、其平生に似ず、然れども平生の本色、自ら掩ふべからず、試みに曾南豐の文と對す、其靈奇判然たるを看る、

（蘇軾著未完）

唐宋八大家文讀本第三終

しことには害あらず、

注解 「鄭公」魏徵、鄭國公に封ぜらる、

今天下有心者怨、有口者謗、古之君臣、相與憂勤、以營一代之業者、似不如此、古語曰、百人之聚、未有不公而說、況天下乎、今天下非之而陛下不回、臣不知所稅駕矣、詩曰、譬彼舟流、不知所屆、心之憂矣、不遑假寐、區區之忠、惟陛下察之、臣謹昧死上對、

段落 第七大段の第四小段なり、衆心に違ふの憂ふべきを言ふ、

講説 今や天下の心ある者は怨み、口ある者は謗る、聖策に謂はゆる古への君臣相與に憂勤して一代の業を營むものは、此れとは違ふやうに思はる、古語に、百人聚るときは、未だ公なりとて滿足せざる者あらずと、況や天下の人をや、今天下之を非とするに拘はらず、陛下は御心を回らし給はず、臣は陛下が何時に至つて駕をおろして休み給ふを知らず、詩經に、譬へば彼の舟の、流れに漂ひて止まる所を知らず、其れと同じく心の憂へ絶えずして、假寐するに遑あらずと曰へり、區々の忠、惟だ陛下之を察し給へ、臣謹んで昧死して對を上る、

注解 「詩曰」詩經の小雅小弁の篇、

文法 賴山陽云ふ、似不如此は冷甚し、不知所稅駕矣の矣の字、餘音嫋々、痛哭の聲となして讀むべし、

纂評

◎**沈德潛評** 儲同人云ふ、君必ず天を畏れ、衆に從ひ祖宗に法る、相、人を知るの明なければ、必ず規矩に循ひ、繩墨を蹈み、以て過を寡くせんを求む、神宗をして之を讀んで感動せしめば、則ち眞仁の太平、復た覩るべきなり、鹿門、其實落下手の處なきを謂ふは過てり、

茅鹿門云ふ、東坡、當時青苗、條例諸法、及び橫山、兵を用ふる等の事を病む、故に特に策を擬して、以て其直言敢諫の氣を發す、知らず、當時嘗て神廟に

は漠然たるものに非ざれば、決して得易からずと、又曰く、大に顯なるかな文王の謀、大に承くるかな武王の功と、又曰く衆人の意見に考へ、己れを棄てゝ人に從ふと、詩、書に稱する所は大略右樣にて、未だ嘗て天命は畏るゝに足らず、衆言は從ふに足らず、祖宗の法は用ふるに足らずと言はざるなり、

注解　「戒之戒之云々」詩經周頌の敬之篇の語、思は助辭、「稽於衆」書經の大禹謨に出づ、「不顯哉云々」書經の君牙に出づ、「天命不足畏」此三句は王安石の語、

文法　沈德潛云ふ、必畏天の三句は、安石の邪說を破る、

苻堅用王猛、而樊世仇滕席寶不悅、魏鄭公勸太宗以仁義、而封倫不信、凡今之人、欲陛下違衆而自用者、必以此藉口、而陛下所謂賢明忠智者、豈非意在於此等歟、臣願考二人之所行而求之於今、王猛豈嘗設官而謀利、魏鄭公豈嘗貸錢而取息歟、且其不悅者不過數人、固不害天下之信且服也、

段落　第七大段の第三小段なり、反對論者の口實を破る、

講說　秦の苻堅は王猛を用ひたるに、樊世、仇滕、席寶は不滿なりき、魏鄭公は唐の太宗に仁義を勸めたるに、封倫は之を信ぜざりき、凡そ今の人が、陛下が衆に違ひて自ら勝手次第になし給はんことを欲する者は、必ず此事を以て口實となすなり、而して陛下の謂はゆる賢明忠智なるものも、何と其思召しは苻堅、太宗、王猛、魏鄭公に在るに非ずや、臣願はくは、陛下、二人の行ひし所を考へて、之を今日に求め給はんことを、王猛は豈に官を設けて利を謀りたることあらんや、魏鄭公は豈に錢を貸付けて利息を取りたることあらんや、且つ其悅ばざりし者は數人に過ぎざりしことなれば、固より天下の多數が信じ且つ服せ

聖策曰、生民以來、稱至治者、必曰唐虞成周之世、詩書所稱、其迹可見、以至後世賢明之君、忠智之臣、相共憂勤、以營一代之業、雖未盡善、然要其所成就、亦必有可言者、其詳著之、

段落　第七大段の第一小段なり、聖策を擧ぐ、

講説　聖策に曰く、生民あるより、至極の治安を稱賛する者は、必ず唐、虞、成周の世を曰ふ、詩經、書經に稱する所、其事跡見るべし、其れより後世賢明の君や忠智の臣が相共に憂勤して一代の業を營むに至るまで、未だ善を盡すに至らざるも、其成就せし所を要するに、亦言ふに足るべき者あらん、其れ詳かに之を著せと、

臣以爲此不可勝言也、其施設之方、各隨其時、而不可知、其所可知者、必畏天、必從衆、必法祖宗、攷其言曰、戒之戒之、天惟顯思、命不易哉、又曰稽於衆、舍己從人、又曰、丕顯哉、文王謨、丕承哉、武王烈、詩書所稱、大略如此、未嘗言天命不足畏、衆言不足從、祖宗之法不足用也、

段落　第七大段の第二小段なり、賢君の奉ずる所の道を述ぶ、

講説　臣の考ふるに、此れは殆ど言ひ盡せぬことなり、彼れ賢君忠臣の施設せし方法は各其時代に隨ふことにて、知ることを得ず、其知ることを得らるゝものは、必ず天を畏れたること必ず多數に從ひたること、必ず祖宗に法りたることなり、其言を取調べ見るに曰く、之を戒め戒むべし、天は誠に顯なる者にて、善には必ず命を下し、不善人には必ず命を奪ひ、天命

らるゝか、人を知り給はずとせらるゝか、此頃衆くの人才を擢用せられ、彼等は皆陛下の室に至り手を握るの好ある人にして、規約と云ひ間柄と云ひ堅固にして、後始めて之を用ひられしことゆゑ、其人は與に力を合せ心を同じうして共に太平を致すべしと考へ給へるなり、然るに何事ぞ、未だ其倚子に落ちつかざるに、口を交へて之を攻むる者、宛も針鼠の毛の如くに起てり、陛下此を以て之を實驗し給はゞ、其人を知り給はざることも亦明かなるべし、

幸今天下無事、異同之論、不過潰亂聖聽而已、若邊隅有警、盜賊竊發、俯仰成敗、呼吸變故、而所用之人、皆如今日、乍合乍散、臨事解體、不可復知、則無乃誤社稷歟、華佗不世出、天下未嘗廢醫、蕭何不世出、天下未嘗廢治、陛下必欲立非常之功、請待知人之佐、若猶未也、則亦詔左右之臣、安分守法而已、

段落　第六大段の第五小段なり、人を知るの宰相なくんば非常の功を求むべからざるを言ふ、

講説　幸ひに今天下無事にして、彼れ此れ異同ある議論が御耳を潰し亂るに過ぎざれども、若し邊隅に警報あり、又は盜賊竊かに發し、俯仰の間に成敗分れ呼吸の間に事變生ずる場合に拘はらず、用ふる所の人、今日の如くならんには、忽ち合ひ忽ち散じ、臨んで不一致不調和となるも復た知るべからず、乃ち社稷を誤ることなきか、華佗は何れの世にも出でざれども、天下は之が爲に醫を廢せず、蕭何は何れの世にも出でざれども、天下は之が爲に政治を廢せず、陛下非常の功を立てんと欲し給はゞ、何卒人を知るの明ある輔佐の出づるを待ち給へ、若し其れにしても得られざるならば、亦左右の臣に詔して分に安んじ法を守らしむるの外はあらず、

房琯之稱劉秩、關播之用李元平是也、至今以爲笑矣』

段落　第六大段の第三小段なり、譬喩、

講說　古への醫たるものは、音を聞き色を察して五臟を見拔くが故に、其疾を治むるや、胸を剖き脾を決し、胃や腎を洗ふ等の不可思議あり、苟くも術なければ敢て其事を行はざるなり、今人を知るの明もなきに、非常の功を立てんと欲し、先例舊規を打破つて古人の大作用を慕ふは、宛も脈を視ることすら能はざるに、華佗の大手術を試みんとするが如し、刀を取持つて人を殺す者に異なる點は、殆ど罕なり、房琯が劉秩を稱し、關播が李元平を用ひたるは、卽ち其例なり今に至つて世の物笑ひとなる、

注解　「華佗」神醫の名あり、魏の曹操に殺さる、「房琯之稱劉秩」唐の天寶十五年、琯、肅宗に抗疏し、京師を收復せんことを請ひ、自ら劉秩を選んで參謀となし、悉く軍務を以て之に委ぬ、秩は儒家の子、軍旅に習はず、賊將陳濤斜に遇ひ、戰つて大敗す、「關播之用李元平」唐の德宗の建中四年、播、同中書門下平章事となり、李元平を薦めて汝州の刺史となす、時に李奇烈反す、陰かに壯士數百人をして往いて募りに應ぜしめ、繼いで李克誠を遣し、數百騎に將として城下を突く、募に應ずる者、之に內應し、元平を縛して去る

文法　賴山陽云ふ、走馬の譬、前短後長、華佗の譬、前長後短、且つ譬を擧ぐる後、本意を收繳す、又變、

陛下觀今之大臣、爲知人歟、爲不知人歟、乃者擢用衆才、皆其造室握手之人、要結審固而後敢用、蓋以爲其人可與戮力同心、共致太平、曾未安席、而交口攻之者、如蝟毛而起、陛下以此驗之、其不知人也、亦審矣』

段落　第六大段の第四小段なり、天子の人を知らざるを言ふ、

講說　陛下、今の大臣を觀給ふに、人を知り給ふとせ

るの明あり、苟くも人を知るの明なきときは、則ち規律に循ひ法則を蹈み、以て過失の少からんことを求む、人を知つて非常の功を立つる者と、人を知るの明なきに因つて普通の事をなす者との二種の人物は、何れも己れを知ることに審かにして、我が才分に安んずるものなり、但し道は講習することに因つて知るを得べく、德は勉强することに因つて能くするを得べけれども、人を知るの明のみは學ぶべからず、必ず天資に出づ、蕭何が韓信の大將たる器量あることを知りたるが如きは、此れ豈に法術あつて人に傳ふること出來べきものならんや、諸葛孔明の賢なるを以てすら、人を知るの明は其不得手なる所なりき、之が爲め馬謖に於て失敗せり、然るに孔明は之と同時に自ら知ることに明なりしかば、其の譯にて終身魏延をば用ひざりき、我が仁祖の位に在せしや、事は大小となく、一に之を法に付し、人は賢不肖となく、一に之を公議に付し、事は效果あつて後之を行ひ、人は已に試みて後之を用ひ、御一生の間非常の功を求め給はざりしは、誠に當時の大臣が人を知るの明に與るべき價直なかりしを以てなり、

注解「蕭何識韓信」韓信、數ば蕭何と語る、何之を奇とす、信亡ぐるに及び、自ら之を追うて曰く、諸將は得易きのみ、信の如きは國士無双なりと、「失之於馬謖」孔明、馬謖をして諸軍を督せしむ、魏の將張郃と、街亭に戰ふ、謖、孔明の節度に違ふ、乃ち收めて之を殺す、「不敢用魏延」孔明將に魏を攻めんとす、魏延、精兵五千を請ひ、將に秦嶺に循つて東し、子午谷に當つて北し、直ちに長安に到らんと欲す、亮以て危計となして用ひず、

古之爲醫者、聆音察色、洞視五臟、則其治疾也、有剖胸決脾、洗濯胃腎之變、苟無其術、不敢行其事、今無知人之明、而欲立非常之功、解縱繩墨、以慕古人、則是未能察脈、而欲試華佗之方、其異於操刀而殺人者幾希矣、

の方法は必ず本と末とあらん、之を施すの便宜は必ず先と後とあらんと、

臣請論其本與其所宜先者、而陛下擇焉、方今救弊之道、必先立事、立事之本、在於知人、則所施之宜、當先觀大臣之知人與否耳、古之欲立非常之功者、必有知人之明、苟無知人之明、則循規矩、蹈繩墨、以求寡過、二者皆審於自知、而安於才分者也、道可以講習而知、德可以勉强而能、惟知人之明不可學、必出於天資、如蕭何之識韓信、此豈有法而可傳者哉、以諸葛孔明之賢、而知人之明、則其所短、是以失之於馬謖、而孔明亦審於自知、是以終身不敢用魏延、我仁祖之在位也、事無大小、一付之於法、人無賢不肖、一付之於公議、事已效而後行、人已試而後用、終不求非常之功者、誠以當時大臣、不足以與於知人之明也、

段落　第六大段の第二小段也、人を知るの明を論ず、

講說　臣請ふ、其本と其宜しく先にすべき所とを論ぜん、斯くて陛下擇び給ふべし、方今弊を救ふの道は是非とも第一に事を立てざるべからず、事を立つるの本は人を知るに在り、施す所の宜しきを得んには、先づ大臣の人を知ると否とを看るに在るのみ、古へに於ては非常の功を立てんと欲する者は必ず人を知

語、嘲笑を帶ぶ、是れ公の本色、○又云ふ、天下幸而未治は、人をして笑ひを欲せしむ、

且夫宥過無大、刑故無小、此用刑之常理也、至於今守之、豈獨唐虞之隆、而周之盛時哉、所以誅群飲者、意其非獨群飲而已、如今之法所謂夜聚曉散者、使後世不知其詳、而徒聞其語、則凡夜相過者、皆執而殺之、可乎、夫人相與飲酒、而輒殺之、雖桀紂之暴、不至於此、而謂周公行之歟、

段落　第五大段の第四小段なり、前說に就いて反對論者の誤謬を正す、

講說　且つ夫れ過失罪は大なりと雖も之を宥し、故犯は小なりと雖も之を刑すとは、是れ刑を用ふる普通の理にして、今日に至るまでも猶ほ之を守る、何と獨り唐虞の隆なると周の盛時とのみならんや、又群飲を誅する所以は、察するに群飲すと云ふ計りの爲にはあらじ、但し現行の法律に謂はゆる夜聚り曉散ずる者とあるの類ならん、此法と雖も、後世をして其悉しき譯を知らずして其語のみを聞かしめたらんには、凡そ夜中に會合せし者は皆捕へて之を殺すことと解すべきが、其れにて宜しからんや、宜しかるまじ、夫れ人が一所になつて酒を飲むに、其れをしも譯なく殺すことは、桀紂の暴と雖も此に至らず、然るに周公之を行ふと謂へるか、

聖策曰、方今之弊、可謂衆矣、救之之道、必有本末、施之之宜、必有先後、

段落　第六大段の第一小段なり、聖策を擧ぐ、

講說　方今の弊害は數多ありと謂ふべし、之を救ふ

叛也、徒聞其語、而懼者已衆矣、臣不意異端邪說、惑誤陛下、至於如此。

段落　第五大段の第三小段なり、刑を致すの說は異端なるを言ふ、

講說　古への治安を求むるものは、斯くて刑を不用にせんとするなり、然るに今陛下は、治安を求めんとして刑を致さんことを欲し給ふ、此れ又群臣が陛下を誤るなり、臣は其說を知れり、是れ荀卿に出づ、荀卿は喜んで異論をなし、人性を以て惡なりとなすに至る、則ち彼れが治まれる世には刑罰重しと言ふも亦尤も千萬なり、此說をなす者は又考ふるやう、唐虞の隆んなる時代にも、故犯は小罪なりとも之を刑し、而して周の盛なりし頃も、集會して酒を飲む者は殺しきと、臣は、請ふ此書を詰り見ん、夏の禹王の時は、大辟とて死罪二百人あり、周公の時は五百人ありし由（論者の說に從ひ、治世刑重しとすれば、周の方、夏に勝る道理となれども、）豈に周の世は治まつて禹の世は亂れたりと謂ふべけんや、秦は法を作つて、罪三族に及び、漢は肉刑を除けり、豈に秦の世は治まつて漢の世は亂れたりと謂ふべけんや、致と云ふことは極むるの意義なり、天下が仕合せに未だ治まらずしてあるこそ善けれ、一日にても治安の世とならんには、陛下は今日の刑法を變じて、極端の刑を用ひ給はんとするの思召しなるか、果して然らば、天下の人の叛かざる者は幾何かあるべき、徒らに其語を聞ける計りにて懼るゝもの已に衆し、臣も異端邪說が陛下を惑し誤り奉ること、斯くまでとは思はざりき、

注解　「以人性爲惡」荀子性惡篇に云ふ、人の性は惡、其善なるものは僞なりと、「刑故無小」書經の大禹謨に云ふ、故を刑して小となす無かれと、蔡註に云ふ、故は之を知つて故に犯すなり、過誤、犯す所大と雖も必ず宥す、忌まずして故らに犯す、小と雖も必ず刑すと、「群飮者殺」書經の酒誥に云ふ、厥れ或は誥げて群飮すと曰はゞ、汝佚する勿れ、盡く執拘し、以て周に歸せよ、予其れ殺さんと、

文法　賴山陽云ふ、致刑の答、一段中反詰を用ふる處

勝つこと能はざるは今に始まりたることにあらず、古へに於ては刀鋸前に在り、鼎鑊後にあるに拘らず、士は猶ほ進んで之を犯せり、今陛下、御身に堯舜の德を蹈み、未だ一人の無罪を誅し給ひしことあらず、乃ち衆人の議論を弭めんとせらるゝも、唯だ反對の意見を抱ける臣下を逐ひ退けて、更に人を用ひ給ふに過ぎず、必ず亡秦の偶語に對せし禁令を行ひ、東漢に於ける如き黨錮の裁判沙汰を起すに忍び給はざらん、此の如く手緩き御處置ならば、多くの士は何を畏れて言はざらんや、臣は恐る、臣下の逐はるゝもの已まずして爭ふもの益す多く、議論煩はしく攻擊入れ交ること今日より甚しからんことを、乃ち和を致して樂を廣めんと欲すとも、何と疎漏ならずや、

注解　「亡秦偶語之禁」史記始皇三十四年、敢て詩書を偶語するもの、棄市すべしとの令あり、「東漢黨錮之獄」後漢の獻帝の時、盡く天下の名士を收めて之を囚禁し、目して黨人となす、

文法　茅鹿門云ふ、當時諸臣、條例、青苗を爭言す、此を以て上下和せず、故に制策此に及ぶ、

古之求治者、將以措刑也、今陛下求治、則欲致刑、此又群臣誤陛下也、臣知其說矣、是出於荀卿、荀卿者、喜爲異論、至以人性爲惡、則其言治世刑重亦宜矣、說者又以爲書稱唐虞之隆、刑故無小、而周之盛時、群飮者殺、臣請有以詰之、夏禹之時、大辟二百、周公之時、大辟五百、豈可謂周治而禹亂耶、秦爲法及三族、漢除肉刑、豈可謂秦治而漢亂耶、致之言極也、天下幸而未治、使一日治安、陛下將變今之刑而用其極歟、天下幾何其不

なるか、合點致しかぬるなり、

注解　「孔子曰」論語の顔淵篇に出づ、魯の哀公に答へたる辭、「兎首瓠葉」詩の小雅瓠葉篇に云ふ、幡々たる瓠葉、之を采り之を亨る、君子酒あり、酌んで言に之を嘗む、兎の斯の首あり、之を炮り之を燔く、君子酒あり、言に之を獻ずと、注に云ふ、物薄しと雖も、必ず賓客と之を共にするなり、「管子曰」牧民篇の語、管子は管仲の著、

文法　頼山陽云ふ、此段起手、直ちに古語を引く、又變、○又云ふ、二答、一極めて短、一極めて長し、却つて錯落、致あり、公の謂はゆる意盡きて止むもの、

陸賈曰、將相和則士豫附、劉向曰、衆賢和於朝、則萬物和於野、今朝廷可謂不和矣、其咎安在、陛下不反求其本、而欲以力勝之、力之不能勝衆也久矣、古者刀鋸在前、鼎鑊在後、而士猶犯之、今陛下躬蹈堯舜、未嘗誅一無罪、欲弭衆言、不過斥逐異議之臣、而更用人耳、必未忍行亡秦偶語之禁、起東漢黨錮之獄、多士何畏而不言哉、臣恐逐者不已、而爭者益多、煩言交攻、愈甚於今日矣、欲望致和而廣樂、豈不疎哉、

段落　第五大段の第二小段なり、和足以廣樂に對ふ、

講說　陸賈曰く、將軍と宰相と調和するときは、士たるもの平素より附き從ふと、劉向曰く、衆くの賢人が朝廷の上に調和するときは、萬物、民間に調和すと、然るに今朝廷の有樣を觀れば、調和せずと申すべし、其咎は何處に之れあるぞ、陛下は其根本に立返つて之を求めず、力を以て勝たんと欲し給ふ、力の衆人に

相不肯爲之、而況於陛下乎』、

段落　第四大段の第二小段なり、政治の要を操り本を治むるの必要を論ず、

講說　右は百官有司の事務なり、然るに何ぞ陛下を累はすに足らんや、陛下は政の要を操り政の本を治め、御自身を恭しうして仕事をなさずして居給はば、其結果、萬物は其條理を盡して、生くべきは生き死すべきは死せざるなし、若し百官有司の事は、宰相よりして自分には肯て之を爲さず、而も況や陛下に於てをや、

文法　沈德潛云ふ、此段只だ略過を用ふ、亦是れ對策中の一法、○又云ふ、輕々に掃ひ去る、

聖策曰、其富足以備禮、其和足以廣樂、其治足以致刑、何施而可以臻此』、

段落　第五大段の第一小段なり、聖策を擧ぐ、

講說　聖策に曰く、其富は禮を備へ得べき程度となり、其平和は樂を廣め得べき程度となり、其政治は刑を致し得べき程度となるには、如何なる事を施して此に至るべきかと、

孔子曰、百姓足、君孰與不足、兎首瓠葉、可以行禮、掃地而祭、可以事天、禮之不備、非貧之罪也、管子曰、倉廩實而知禮節、臣不知陛下所謂富者、富民歟、抑富國歟』、

段落　第五大段の第二小段なり、富足以備禮に對ふ、

講說　孔子の言に曰ふ、百姓足るときは、君誰れと共に力足らざらんか(百姓足らば、卽ち君も亦足れるなり)と、兎の首や瓠の葉の如きつまらぬ物にても禮を行ふべく、地を掃つて祭るときは天に事ふべし、禮の備はらざることは貧の罪にはあらず、管子に曰ふ、衣食足つて禮節を知ると、臣は陛下の仰せらるゝ富とは、民を富ますことゝなるか、其れとも國を富ますこと

の患は、因循を樂んで改作を憚かるに在り、今陛下は御年も丁度盛りにて、天より錫りたる勇智の君に在せば、是れ萬世の一時とも云ふべき機會なり、然るに群臣は愼重を以て陛下の功業を輔成し、敦朴を以て陛下の御氣象を養ふこと出來ず、譬へば輕き車に乘じ、駿馬に馭し、險路を冒して夜行くが上に、御者が後より馬を鞭つと同樣なり、何と危き次第にあらずや、臣の願ふ所は、陛下が手綱を解き、馬に馬草を飼ひ、東方の白むを待つて九軌の大道を徐かに練り行き給ふに在り、斯くせらるゝとも決して晩きことにはあらず、

注解　「青苗」助役」均輸」皆神宗皇帝に上る書の注解に詳かなり、「併軍蒐卒」軍營を合併し、士卒を揀擇するなり、「鼎盛」鼎は方になり、「九軌」軌とは兩轍、卽ち車の兩輪の跡の間なれば、九軌の車の竝行すべきほどの大道と云ふが如し、

文法　儲同人云ふ、神宗、有爲の志を以て、韓、范、富、歐陽諸老の之が前をなすあり、君實、景仁、子瞻諸賢の之が後をなすあり、而して一安石、以て之を敗り、其君を誤つて其臣を逐ふに至る、險を冒して夜行くの害、此の如し、○沈德潛云ふ、因循固より之を廢弛に失し、而して倉卒變更、尤も輕發に傷む、廢弛の患、人君知り易し、輕發の患、明主と雖も、亦人の爲に中てらるゝを免れざるなり、臣下驟かに變法を議する者あらば、當に力めて其弊を防ぐべし、○賴山陽云ふ人君之患以下は、神宗の時の情を寫す、畫一の如し、

聖策曰、田疇闢、溝洫治、草木暢茂、鳥獸魚鼈、莫下不三各得二其性一者上、

段落　第四大段の第一小段なり、聖策を擧ぐ、

講說　聖策に曰く、田畝は善く開墾せられ、用水の溝などは善く浚渫も屆きて滯らず、草木は生育繁茂し、鳥獸魚貝の動物に至るまで、其天性を遂げて發達せざるものなしと、

此百工有司之事也、曾何足レ以累二陛下一、陛下操二其要一、治二其本一、恭已無レ爲、而物莫レ不下盡二其理一、以生以死上、若夫百工有司之事、自二宰

輔の民、運搬に困しむことは、三年を經れども未だ已まず、天下の勇者と雖も、敢て之をなすものあらんや之を爲すことの不可なる以上、誰か復た之を口にするものあらんや、此に由つて之を觀るときは、則ち横山の功は、是れ邊臣が速かに功を立てんとして之を敗りたるなり、

注解　「關輔」關中と三輔、「飛輓」漢書の主父偃の傳に云ふ、天下をして芻を飛ばし、粟を輓かしむと、

文法　沈德潛云ふ、横山は是れ已然の事、青苗助役云々を引起す、

近者青苗之政、助役之法、均輸之策、併軍蒐卒之令、卒然輕發、又甚於前日矣、雖陛下不卹人言、持之益堅、而勢窮事礙、終亦必變、他日雖有良法美政、陛下能復自信乎、人君之患、在於樂因循而重改作、今陛下春秋鼎盛天錫勇智、此萬世一時也、而群臣不能濟之以愼重、養之以敦朴、譬如乘輕車馭駿馬、冒險夜行、而僕夫又從其後而鞭之、豈不殆哉、臣願陛下解轡秣馬、以須東方之明、而徐行於九軌之道、甚未晚也』

段落　第三大段の第六小段なり、愼重なるべきを論ず、

講說　近日青苗の政や、助役の法や、均輸の策や、併軍蒐卒の令や、卒然として輕く發せられ、又前日より甚だし、陛下は人の言に頓着せられず、之を持し給ふこと益す堅しとは云へ、勢ひ窮まり、事差支ふるときは、終に亦必ず變じ給ふに至らん、他日良法美政あるも、陛下は能く二度と自ら信じ給ふべきや、凡そ人君

きは必ず成り、輕擧するときは必ず敗る、右は理の必ず然るものなり、陛下若し愼重に出では、則ち屢ば事を作せば屢ば成り、惟だ人が之を信ずるのみならず、陛下も亦自信あつて日に勇み給はん、若し輕擧に出では、事を擧ぐる度毎に失敗となり、惟だ他人が之を信ぜざるのみならず、陛下も亦自信せられずして日に怯れ給はん、唐の文宗始め李訓、鄭注の二人を用ひたるは、其志豈に淺からんや、然るに一たび大變を經るや、心配沮喪して氣を失ひ、最早や振ふ能はざりき、文宗も亦失德ありしにはあらず、徒らに事を興すことを好んで智計少かりしが爲なり、愼重は始め怯るゝが如くにして、終には必ず勇むものなり、輕擧は始め勇なるが如くにして、終には必ず怯るゝものなり、

文法　賴山陽云ふ、搌進一層、文思、繭の絲を抽くが如し、○又云ふ、妙喩亦箇に妙、唯だ兩句を用ふ、

迺者横山之人、未嘗一日而忘漢、雖五尺之童子、知其可取、然自慶歷以來、莫之敢發者、誠未有以善其後也、近者邊臣不計其後而遽發之、一發不中、則内帑之費以數百萬計、而關輔之民、困於飛輓者、三年而未已、雖天下之勇者、敢復爲之歟、爲之、固不可、敢復言之歟、由此觀之、則横山之功、是邊臣欲速而壞之也、

段落　第三大段の第五小段なり、横山の事を論ず、

講說　先には横山の人、未だ嘗て中國を忘れずして復舊を望み居るなれば、五尺の童子と雖も其取るべきを知れり、然るに慶歷より以來、何人も之を取ることを發言する者なかりしは、誠に其跡始末の見込立たざればなり、此頃邊陲を守るの臣は、其跡の事をも考へずして遽かに事端を發し、一發して中らず、其結果、内帑の費數百萬を以て數ふる程なりき、而して關

以て天下千萬人の口に辯解せしめ給ひ、彼等は經典にコジツケ、文書を製造して四方に諭告すれども、四方の人は、之を子供や動物同樣に、甘い言葉や小刀細工にて胡魔化すことを得んや、

注解　「息」利息、「禮曰」中庸を謂ふ、中庸は舊と禮記中の一篇、「賕」賄ひを納るゝなり、「放債」錢を民に貸付くるなり、

文法　茅鹿門云ふ、直ちに靑苗を言ふ、○賴山陽云ふ實あらば名を辭せず、不自譽而人譽之、二項二意、誠之不可揜の意中に在つて條理亂れず、亦過渡に在つて收結の數語、

且夫未成而爲之、則其弊必至於不敢爲、未服而革之、則其弊必至於不敢革、蓋世有好走馬者、一爲墜傷、則終身徒行、何者愼重則必成、輕發則多敗、此理之必然也、陛下若出於愼重、則屢作屢成、不惟人信之、陛下亦不自信、而日以勇矣、若出乎輕發、則每擧每敗、不惟人不信、陛下亦不自信、而日以怯矣、文宗始用訓註、其志豈淺也哉、而一經大變、則憂沮喪氣、不能復振、文宗亦非有失德、徒以好作而寡謀也、愼重者、始若怯、終必勇、輕發者、始若勇、終必怯、

段落　第三大段の第四小段なり、愼重の必要を論ず、

講說　且つ夫れ未だ成らざるに之を爲すときは、其弊必ず敢て爲さゞるに至る、未だ服せずして之を革むるときは、其弊必ず敢て革めざるに至る、蓋し世に馬に乗り廻ることを好むものあらんに、一たび落馬して負傷せば一生步行せん、何となれば愼重なると

如使為善者必須自言而後信、則堯舜周孔亦勞矣、今天下以為利、陛下以為義、天下以為貪、陛下以為廉、不勝其紛紜也、則使二三臣者極其巧辯、以解答千萬人之口、附會經典、造為文書、以曉告四方、四方之人、豈如嬰兒鳥獸、而可以美言小數眩惑之哉、

段落　第三大段の第三小段なり、成らず服せざるの事實を擧ぐ、

講說　今陛下は役人に命じ、農民より利息を取立て、政府と商賈と利を爭ふことを爲し給ふ、何んと理ならんや、此の如き行爲に出でながら、其成らざることを怪むべけんや、（成らざるは無論の理なり）禮記に曰く、微細なることも終には顯著となり、誠の掩ふべからざるは此くもあるかなと、陛下苟くも民の爲に誠ならんには、假令之を謗るものありとも民は信ぜざるべし、又苟くも利の爲に誠ならんか、御自身辯解し給ふとも人服せざるべし、且つ事柄には決して欺くこと叶ひ難きものあり、役人が貨財を貰ひ受けて法を枉ぐるときは、人必ず之を收賄と曰ふ、又己れの所有に非ざるに其物を取るときは、人必ず之を盜と曰ふ、苟くも其實ある以上、其名を拒むを得ず、今青苗には二分の利息あり、然るに之を貸付け利を取ると謂はずして可ならんや、凡そ人が善をなせる場合に、自分にて譽めざるも他人之を譽むるものなり、又惡をなせし場合には、自ら毀らざるも他人之を毀るものなり、如し善をなせし者が、是非とも自身に吹聽するを待つて始めて人が信ずる譯ならば、堯、舜、周公、孔子などは隨分骨の折るゝ次第なり、今天下の人青苗の目的を以て利となすに、陛下は義となし給ひ、天下の人は陛下を以て貪となすに、陛下は廉となし給ひ、評論のゴタ〳〵しきに堪へざるなり、然るに陛下は二三の臣下をして、巧みなる辯說の屆く限りを

講說　陛下が此御語を發し給ふに至りたるは、是れ天下の幸福なり、但し今日の患は未だ成就すべき道あらざるに之を爲し、未だ心服すべき理あらざるに之を革むるに在り、夫れ事業を成すは理に在つて、勢に在らず、人を服するは誠を以てして、言を以てせず、苟くも理の在る所なれば、之に因つてなすときは則ち成り、之に因つて禁ずるときは則ち止み、之に由つて賞するときは則ち勸み、之に由つて言ふときは則ち信ず、古への人が天下の民を鼓舞し、之を撫で綏んずれば則ち慕つて來歸し、之を動かし用ふれば則ち一致する所以は、但し理に循ふに外ならず、今、政をなすに理に循ふことを務めず、却つて君主の勢と賞罰の威とを以て、切して之を威さんと欲す、夫れ斧を以て薪を割ることは、必ず遣り果する事柄なり、されども其理卽ち道筋に循はざるときは、斧が折るゝありとも薪は破るゝこと能はず、是を以て尊卑を論ぜず、强弱を計らず、理の在る所は則ち成り、理の在らざる所は則ち成らざるは必定なり、

文法　沈德潛云ふ、平治の道、二語に外ならず、（成事在理云々を指す）○賴山陽云ふ、答問の起手、無數の變化、○又云ふ以斧析薪云々は妙喩、公の譬喩、每々引いて之を伸す、此れ獨り兩句破的、

今陛下使農民擧息與商賈爭利、豈理也哉、而可怪其不成乎、禮曰、微之顯、誠之不可揜也、如此夫、陛下苟誠乎爲民、則雖或謗之、而人不信、苟誠乎爲理、則雖自解釋、而人不服、且事有決不可欺者、吏受財枉法、人必謂之贓、非其有而取之、人必謂之盜、苟有其實、不敢辭其名、今靑苗有二分之息、而不謂之放債取利、可乎、凡人爲善、不自譽、而人譽之、爲惡不自毀、而人毀之、

ときは、百官の職と云ひ、萬事の序と云ひ、順次を以て成立するに至らん、

注解　「邴吉」漢の宣帝の時の人、「政事堂」中書、門下竝に外に列す、又別に中書を禁中に置く、是を政事堂と謂ふ、

文法　賴山陽云ふ、策外に於て一大事を抽出して、條理亂れず、全く過渡の處より、結處數語を收む、

聖策曰、有所不爲、爲之而無不成、有所不革、革之而無不服』

段落　第三大段の第一小段なり、聖策を擧ぐ、

講說　聖策に曰く、爲さずして置く所のこともあれども、之を爲す以上は成就せざるなし、革めずして置く所のこともあれども、之を革むる以上は心服せざるなしと、

文法　儲同人云ふ、飜つて一層を出だす、

陛下之及此言、是天下之福也、今日之患、正在於未成而爲之、未服而革之耳、夫成事在理不在勢、服人以誠不以言、理之所在、以爲則成、以禁則止、以賞則勸、以言則信、古之人所以鼓舞天下、綏之斯來、動之斯和者、蓋循理而已、今爲政不務循理、而欲以人主之勢、賞罰之威劫而成之、夫以斧析薪、可謂必克矣、然不循其理、則斧可缺、薪不可破、是以不論尊卑、不計强弱、理之所在則成、理所不在則不成、可必也』

段落　第三大段の第二小段なり、理に循はず誠を用ひざるの害を論ず、

し、王者の先にすべき所のものは德なり、後にすべき所のものは刑なり、先んずべき所のものは義なり、後にすべき所のものは利なり、然るに陛下は其先後をあれこれに爲し給ふ、右は萬事其序を失ふと謂ふべし、

注解　「兩府」中書と樞密、「職司」職司は監司、守令は郡守、縣令、「刑獄舊法」舊來の司法制度、「邊鄙大慮」邊陲の外敵に對する大策、

然此猶其小者、其大者、則中書失其政也、宰相之職、古者所以論道經邦、今陛下但使奉行條例司文書而已、昔邴吉爲宰相、蕭望之爲御史大夫、望之言陰陽不和、咎在臣等、而宣帝以爲意輕丞相、終身薄之、今政事堂忿爭相詰、流傳都邑、以爲口實、使天下何觀焉、故臣願陛下首還中書之政、則百官之職、萬事之序、以次得矣』

段落　第二大段の第三小段なり、職を得、序を得ざる原因は、中書の政權を失ひしに在るを論ず、

講說　然れども以上の事は猶ほ弊の小なるものなり其大なるものは、則ち中書が其政權を失ひしことなり、宰相の職は古へに於て治道を論じ邦國を經營すべき所のものなりしに、今陛下は單に條例司の文書を奉行せしむるに過ぎず、昔し邴吉、丞相となり、蕭望之、御史大夫たりしとき、望之は、陰陽の氣の調和せざるは其咎臣等に在りと言ひけるに、宣帝は彼れの意が丞相を輕んずるものと考へて、終身之を薄んぜり、（條例司が宰相の職を犯すが如きは此の比にあらず）今政事堂は忿爭して詰り合ひ、其事實、都邑に流傳して話柄となりぬ、天下をして何を觀せしめんや、示しにならぬなり、故に臣願はくは、陛下首として中書の政を同府に還付し給はんことを、斯くする

已、官有常守、謂之職、施有先後、謂之序、

段落　第二大段の第二小段なり、職を得、序を得るの仕方を知らざるを言ふ、

講説　臣考ふるに、陛下は未だ官其職を得、事、其序を得るの仕方を知し召さざるなり、左ればこそ、陛下の爲し給ふことあべこべになつて、順序を失ふこと現狀の如きなり、苟も誠に之を知り給はゞ、何ぞ其聞き給ふことを尊んで、知り給ふことを行ひ給はざるや、百官が其職を得るわけは、何と聖王が一人一人に就いて之を督責するが爲ならんや、萬事が其序を得るわけは、何と聖王が一事一事に就いて之を整理均一にするが爲ならんや、亦人の才能に從つて其職に任じ、其職に因つて其事務に任ずるのみ、官に一定の規制あるをば職と謂ふ、實行に先後あるをば序と謂ふ、

文法　儲同人云ふ、因能の二句、名言不磨、

今陛下使兩府大臣、侵三司財利之權、常平使者、亂職司守令之治、刑獄舊法、不以付有司、而取決於執政之意、邊鄙大慮、不以責帥臣、而聽計於小吏之口、百官可謂失其職矣、王者之所宜先者德也、所宜後者刑也、所宜先者義也、所宜後者利也、而陛下易之、萬事可謂失其序矣、

段落　第二大段の第三小段なり、具體的に職を失ひ序を失ふを論ず、

講説　今陛下は、兩府の大臣をして三司財利の權を侵さしめ、常平使者をして職司守令の治を亂さしめ、刑獄の舊法は之を有司に付せずして、執政の意次第に判決を下し、邊鄙の大計は帥臣に責めずして、小吏の口より意見を聞く、右は百官、其職を失ふと謂ふべ

稷爲之謀、亦無自入矣、而況於疎遠愚陋者乎、此臣之所以大懼也、若乃盡言以招過、觸諱以亡軀、則非臣之所恤也、』

段落　第一大段の第二小段なり、先入の說を恐るゝを言ふ、

講說　今臣の懼りながら恐るゝ所は、先入の說が已に陛下の御心に塞がり、邪とか正とかの黨派說が已に陛下の御耳を惑はし、功利の說が已に陛下の慾望を動かせしとすれば、皐陶益稷が陛下の爲に謀を立つとも、御心に入るべきに由なし、況や疎遠愚陋の者の言ふことをや、是れ臣の大に懼るゝ所なり、若し言を盡して禍を招き、忌諱に觸れて身を亡ぼすなどは、臣の憂ふる所にあらず、

注解　「皐陶益稷」堯舜の名臣、

文法　賴山陽云ふ、全篇往々反語を以て勢を取り、頓挫をなす、

聖策曰、聖王之御天下也、百官得其職、萬事得其序、

段落　第二大段の第一小段なり、聖策を擧ぐ、

講說　聖策に曰く、聖德ある帝王の天下を御せしときに於ては、百官其職を得、萬事其序を得と、

注解　「百官得其職」百官、各其擔任する所の職務を盡すなり、「萬事得其序」政務萬端、秩序的に運ぶなり。

臣以爲陛下未知此也、是以所爲顚倒失序如此、苟誠知之、曷不尊其所聞而行其所知歟、百官之所以得其職者、豈聖王人人而督責之、萬事之所以得其序者、豈聖王事事而整齊之哉、亦因能以任職、因職以任事而

以來稱至治者必曰唐虞」より篇尾に至るまでを第七大段となす、天を畏れ衆に從ひ祖法に法るべきを論ず、

臣伏見陛下發德音、下明詔、以天下安危之至計、謀及於布衣之士、其求之不可謂不切、其好之不可謂不篤矣、然臣私有所憂者、不知陛下有以受之歟、禮曰、甘受和、白受采、故臣願陛下先治其心、使虛一而靜、然後忠言至計、可得而入也、

段落　第一大段の第一小段なり、虛心を以て言ふ所を聽くの必要を陳ぶ、

講說　臣伏して見るに、陛下御語を發し給ひ、明詔を下され、天下の安危を定むる最上の策をば、布衣の士にまで御相談あらせらる、陛下が之を求め給ふことは切ならずと申すべからず、之を好み給ふは篤からずと申すべからず、然れども臣私に憂ふる所のことあり、其は陛下が臣下の言ふ所を受け給ふことあるや否やの點なり、禮記に曰く、甘きものは五味の加減を受け、白きものは五色の色取りを受くと、故に臣は陛下が先づ其心を治めて、虛と何等の蟠りなく、一と專一にして、且つ安靜になし給ふことを願ふ、斯くあつて後、忠言も大切の計も御心に入ることを得べければなり、

注解　「禮曰」禮記禮器篇の語、曰く、甘は和を受け、白は采を受け、忠信の人は以て禮を學ぶべし、

文法　儲同人云ふ、題前籠絡、○沈德潛云ふ、虛一而靜、此れ言を受くるの根本、○賴山陽云ふ、不知陛下の一句、讀者の意表に出づ、戶外一峯秀づるが如く、讀み去つて千轉萬折、階前衆壑深きが如し、

今臣竊恐陛下先入之言、已實其中、邪正之黨、已貳其聽、功利之說、已動其欲、則雖有皐陶益

臣は其緩急に何人が倡となるかを知らず、（恐らくは倡となるものあるまじ）

文法　沈德潛云ふ、反繳、古今の弊病を說き盡す、○結句危聳、

纂　評

○茅鹿門評　氣の一字、極めて兵情に中る、而して通篇行文、虬龍の風雲に駕し、而して山谷を撼し、杳として測るべからざるが如し、

○唐荊川評　此篇、體方にして意圓、

○沈德潛評　戰ひは氣を以て主となす、其氣の盛んなるに乘じて、之を用ふるを貴ぶ、一人先を爭うて、百夫目を屬す、此れ倡の說なり、天子私する所の將あり、將軍、私する所の士あり、此れ私の說なり、之を私するは、正に以て之を倡とす、連綴相生じ、縱橫豪宕、自ら是れ老泉の家數、而して其原、韓子に出づ、

○賴山陽評　明淸諸家、此文を評する者、皆口を極めて其奇變を稱す、余其嚴整勁鍊を見るのみ、

擬進士對御試策一道

解題　安石の新法の害を憂へ、策に擬して此文を作りしものなり、

主意　策一道每に發揮する所あり、段落の項に詳かなり、

段落　凡そ七大段となす、篇首より「則非臣之所恤也」に至るまでを第一大段となす、建言に就いて憂惧の念を敍す、「聖策曰聖王之御天下也」より「萬事之序以次得矣」に至るまでを第二大段となす、中書の政を復活すべきを論ず、「聖策曰有所不爲爲之而無不成」より「而徐行於九軌之道甚未晚也」に至るまでを第三大段となす、愼重敦朴なるべきを論ず、「聖策曰田疇闢」より「而況於陛下」に至るまでを第四大段となす、天子の要を操り本を治むべきを論ず、「聖策曰其富足以備禮」より「而謂周公行之歟」に至るまでを第五大段となす、富を以て禮を備へ、和を以て樂を廣め、治を以て刑を致すの非を論ず、「聖策曰方今之弊」より「安分守法而已」に至るまでを第六大段となす、人を取るを論ず、「聖策曰生民

故西戎得以肆其猖狂、而吾無以應、則其勢不得不重賂而求和、其患起於天子無同憂患之臣、而將軍無腹心之士、

段落　第五大段の第一小段なり、君將共に用ふべき臣子なきを言ふ、

講說　天下の禍ひは、上が或る事を企てゝ、下が之に應ぜざるより大なるはなし、上が折角事を企てゝ下が之に應ぜざるときは、上も亦窮して中止することあり、西戎の叛せし時に方つては、天子は赫然と之を誅することを欲せざりしに非ず、然るに將帥の臣は謹んで方略を守り、外を視內を顧みるに、一人も先づ奮つて命を差出すものあることなく、而して士卒も亦循々焉と意氣地なく、肯て力を盡さず、已むを得ずして戰場に出づるも、先きを爭うて歸る次第なり、故に西戎も其猖狂を肆にするを得、而して吾が中國は之に應ずべき途なし、さすれば其勢は重く賄ひて和を求めざるを得ず、此害は、天子に憂患を同じうするの臣なく、而して將軍に腹心の臣なきより起れるなり、

注解　「西戎」趙元昊、

文法　賴山陽云ふ、又天子將軍を提す、是れ續○沈德潛云ふ、突として時事に接入す、○上作而下不應は此段を括す、

西師之休十有餘年矣、用法益密、而進人益難、賢者不見異、勇不見私、天下務為奉法循令、要以如式而止、臣不知其緩急將誰為之倡哉、

段落　第五大段の第二小段なり、倡なき所以を言ふ、

講說　西方戰爭の中止に及びしより十有餘年になりぬ、然るに今に至るまで法を用ふること益す密に、人を進むること益す難く、賢者は非凡とせられず、勇者は私に恩遇せられず、天下の人、成るべく法を奉じ令に從ふのみにて、要するに唯だ形式の通りにて止む、

講説　漢の武帝は兵を四方の夷狄に示して、厭くなきの求めを逞しうせんと欲し、通侯の賞をも惜まずして勇士を招き、天下に諭告して奮撃の人を求めたり、然れども結局應ずる者なかりき、是に於て刑罰を嚴にし法律を酷にして、之を死地に持行き彼れが深く敵地に入つて罪を贖ふことを許し、已むを得ざるの人を無理强ひにして死亡の境遇に駈け廻らしむ、此故に其將は敵に降參して、其軍隊は敗走し、而して天下殆んど測られざる禍ひに至れり、何となれば、先きに非凡となさざりし人なるに拘はらず、彼が倡たるを望むは、甚だ困難に非ずや、

私者天下之所惡也、然而爲己而私之、則私不可用、爲其賢於人而私之、則非私無以濟、蓋有無功而可賞、有罪而可赦者、凡所以媿其心而責其爲倡也、

段落　第四大段の第四小段なり、私恩の反つて公利なるを言ふ、

講説　私は天下の惡む所なり、さりながら己の爲を以て其人に私するならんには、私は用ふべからず、若し其人が他人より賢れるが爲に私するならんには、私にあらずんば事を成し難し、蓋し功なけれども賞すべく、罪あれども赦すべきものあり、凡そ其心を恥かしめて其倡たるを責むる仕方なり、

文法　賴山陽云ふ、私字を層累し、情を盡して洗發す亦透にして鍊、

天下之禍、莫大於上作而下不應、上作而下不應、則上亦將窮而自止、方西戎之叛也、天子非不欲赫然誅之、而將帥之臣、謹守封略、外視内顧、莫有一人先奮而致命、而士卒亦循循焉莫敢盡力、不得已而出、爭先而歸、

人之有異材者、雖未有功、而其心莫不自異、自異而上不異之、則緩急不可以望其爲倡、故凡緩急而肯爲倡者、必其上之所異也、

段落　第四大段の第二小段なり、君將の私する所の者が用をなすを言ふ、

講說　天子には必ず私する所の將あり、將軍には必ず私する所の士あり、其勇者を見拔いて內々之に手厚き待遇をなすなり、但し人に異なりたる才能あるものは、未だ功あらざるも自己の心に於ては非凡なりと考へざるものなし、斯く自己は非凡とするに拘らず、上たる人が之を非凡とせざるときは、緩急の場合、迚も倡たることを望むべからず、故に凡そ緩急の場合に於て肯て倡となるものは、必定上に在る者の非凡とする所の人なり、

文法　賴山陽云ふ、倡莫善乎私は是れ主意、故に特に天子將軍を提げて、首一段に應ず、○又云ふ自異而上不異より以下の數語、事情を通透し、而して句辭を脩鍊す、蘇文中亦多得すべからざるもの、

昔漢武帝欲觀兵於四夷、以逞其無厭之求、不愛通侯之賞、以招勇士、風告天下、以求奮擊之人、然卒無有應者、於是嚴刑峻法、致之死地、而聽其以深入贖罪、使勉强不得已之人、馳驟於死亡之地、是故其將降而兵破敗、而天下幾至於不測、何者先無所異之人、而望其爲倡、不已難乎、

段落　第四大段の第三小段なり、故事、

發之、及其翻然勃然之間、而用其鋒、是之謂倡、』

段落　第三大段なり、

講說　勇を致すは倡より先務なるはなし、均しく是れ人なり、何れも其食ふ所のものを食ひ、其事とする所に任ずるに、天下に急變起れる場合、一人あつて奮つて先を爭ひ其死を致すときは、翻然と平日の調子に違ふもの多し、兩方弓矢が互に届き合ひ、敵味方の劍や盾が互に入り交り、勝負の勢未だ決する所あらず、然るに三軍の士が目を一夫の先登に屬するときは、勃然とむきなる者相繼ぐ、天下の大なる名の以て劫すことを得るなり、三軍の衆は氣を以て使ふことを得るなり、諺に曰く、一人善く射るときは百夫決拾するありと、苟くも路開きなす者あるに乘じ、人の氣合の翻然勃然たる間に、間に合せて其鋒を用ふ、是れ之を倡と謂ふ、

注解　「決拾」弓掛を附くること、「一人善射云々」國語中の吳語に出づ、

文法　賴山陽云ふ、簡勁切實の處、頗る十三篇の文字に似たり、又云ふ、是之謂倡は上を收め下を生ず、

倡莫善乎私、天下之人、怯者居其百、勇者居其一、是勇者難得也、捐其妻子、棄其身、以蹈白及、是勇者難能也、以難得之人、行難能之事、此必有難報之恩者矣、』

段落　第四大段の第一小段なり、恩の效力を言ふ、

講說　倡は私より善きはなし、天下の人は怯者は其百に居り、勇者は其一に居る、さすれば勇者は得難きなり、其妻子を捐て己が身を棄てゝ白及を蹈むことは、是れ勇者と雖も能くし難きなり、得難きの人を以て能くし難きの事を行ふは、之れ必ず報い切れざるの恩あればなり、

天子必有所私之將、將軍必有所私之士、視其勇者、而陰厚之、

之意、則是不戰而先自敗也、故曰、致勇有術。』

段落　第二大段の第二小段なり、術ある所以を謂ふ、

講說　人の中には隨分猛獸を手打にして、手に何等の武器をも持たず、白刄の間に出入して顏色をも變へざるものあり、さうかと思へば虺や蜴を見てさへ後じさりをなし、鐘や鼓の聲を聞いて戰ひ慄るゝものあり、見よ、勇怯の異なる、此の如くなるに至る、彼の裏店の小民共が喧嘩常談より速急の間に於て或は人を殺すに至る、其怒を發するや、其心は翻然と平生の調子に違ひ、勃然と顏色むきとなり、如何にも已むことを出來ざる樣子にして、天下の勇者と雖も之には過ぎず、然るに其退いて己が身を思ひ、又其妻子のことを考ふるに及んでは、本々惻然としよげかへつて後悔せざるものあらず、此れ必ず勇者なるにはあらず、氣の乘ずる所は其恐ろしと思ふ本性を奪ひて、其平生の關係をば打忘るゝに由る、故に古へに於て善く兵を用ふるものは、彼の翻然勃然たる氣合を後悔の出ぬ間に利用するなり、然るに兵を用ふることの上手ならざる者は、其翻然勃然の氣合を折つて、其後悔の意を出さするが故に、其結果戰はざる內に自ら敗るゝなり、故に勇を致すに術ありとは云ふなり、

文法　賴山陽云ふ、古之善用兵者の一語、五十三家、總べて此に出でず、○又云ふ、致勇有術は上を收め下を生ず、

致勇莫先乎倡、均是人也、皆食其食、皆任其事、天下有急、而有一人焉、奮而爭先、而致其死、則翻然者衆矣、弓矢相及、劍楯相交、勝負之勢、未有所決、而三軍之士、屬目於一夫之先登、則勃然者相繼矣、天下之大、可以名劫也、三軍之衆、可以氣使也、諺曰、一人善射、百夫決拾、苟有以

至於三軍之勇怯、則一也、出於反覆之間、而差於毫釐之際、故其權在將與君、

段落　第二大段の第一小段なり、勇を致すの術を用ふるは君將に在るを論ず、

講說　夫れ倡とは何如なるものなるか、氣の眞先をなすものなり、凡そ一人一人の勇怯あり、又三軍の勇怯あり、一人一人を以て比較するときは、勇者の勇と怯者の怯と相違すること、莛と楹との如し、三軍としての勇怯に至つては槩括的にして一なり、其發出するや手を反すが如き僅かの間にして、其勇となり怯となるの差は一毫一釐の際に變ず、故に其權卽ち原動力は君と將とに在り、

注解　「如莛與楹」莊子齊物論に云ふ、擧莛與楹と注に云ふ、莛は橫にして、楹は縱なりと、

文法　賴山陽云ふ、權在將與君は天子將軍に應じ、上を收め下を生ず、通篇皆上を收め下を生ずる法、

人固有暴猛獸而不操兵、出入於白及之中、而色不變者、有見虺蜴而卻走、聞鐘鼓之聲而戰慄者、是勇怯之不齊、至於如此、彼閭閻之小民、爭鬬戲笑、卒然之間、而或至於殺人、當其發也、其心翻然、其色勃然、若不可以已者、雖天下之勇夫、無以過之、及其退而思其身、顧其妻子、未始不惻然悔也、此非必勇者也、氣之所乘、則奪其性而忘其故、故古之善用兵者、用其翻然勃然於未悔之間、而其不善者、沮其翻然勃然之心、而開其自悔

となす、勇を致すに術あるを論ず、「致勇莫先乎倡」より「是之謂倡」と云ふに至るまでを第三大段となす、勇を致すは倡より先きなるはなきを論ず、「倡莫善乎私」より「而責其爲倡也」に至るまでを第四大段となす、倡は私より善きはなきを論ず、「天下之禍」より篇尾に至るまでを第五大段となす、今日は私を用ひざるが故に倡たらしむる能はざるべきを論ず、

臣聞戰以勇爲主、以氣爲決、天子無皆勇之將、而將軍無皆勇之士、是故致勇有術、致勇莫先乎倡、倡莫善乎私、此二者兵之微權、英雄豪傑之士、所以陰用而不言於人、而人亦莫之識也、臣請得以備言之、

段落　第一大段なり、

講說　臣承る、戰爭は勇を以て主となし、「最も太切」氣を以て決（勝敗を決するの力）となすと、然るに天子に在つては勇將ばかりと云ふわけにゆかず、將軍に在つては勇士ばかりとはゆかぬなり、是の故に或る手段に因つて將校なり士卒なりの勇を致すことなるが、勇を致すは、倡と云つて全軍の勇氣を誘ひ出すより先きなるはなく、倡は、私と云つて內々恩を掛け置くに若くはなし、此の倡と私との二つは兵の微妙なる權術にして、英雄豪傑の士が陰かに用ひて人に語らず、而して人も亦之を識るもののなき所以なり、臣請ふ仔細に之を言ふことを得ん、

注解　「氣」呂氏春秋に曰く、民、常勇なし、亦常怯なし、氣あれば則ち實、實なれば則ち勇、氣なければ則ち虛、虛なれば則ち怯、

文法　沈德潛云ふ、先づ綱を提げ、次に分應す、○賴山陽云ふ、天子將軍對擧、徹頭徹尾、

夫倡者何也、氣之先也、有人人之勇怯、有三軍之勇怯、人人而較之、則勇怯之相去、若莛與楹、

曰先之以無益之虛名、而較之以可見之實材、庶乎可得而用也、』

段落　第四大段の第二小段なり、兵を治むる實際を言ふ、

講說　今新たに募集せし所の兵は、驕り威張つて令し難く、强悍なれども戰ひを知らず、此れ眞に天下の才を觀るべき好資料なり、武擧、方略の類を以て之を來たし、新兵を以て之を試み、顏色の和易なるを知れば其氣象を見るに足り、約束堅明なれば其威を見るに足り、坐作進退各其所を得れば其能を見るに足る、凡そ此等は皆無理になすこと出來ざるものなり、故に之に先んずるに無益の虛名を以てし、之を比較するに見るべきの實材を以てするときは、其人物を手に入れて用ふることを得るに庶からん、

纂評

○沈德潛評　之に先んずるに虛名を以てし、而して隨つて之を較するに實を以てすれば、則ち眞の材用出づ矣、若し之に先んずるに虛名を以てせずんば、則ち材集まらず、若し之を較するに實を以てせず、材用ふべきなきに至らば、則ち并せて虛名を廢せんと欲す、宋の元昊を制する能はざる所以なり、前虛後實、一氣相生ず、蘇策每に此法を用ふ、○材は乃ち材官、材技の謂、人材を以て言ふ、

倡勇敢　兵旅を訓ずるの三、

解題　倡は唱に同じ、勇敢を唱ふとは、或る者が勇敢の率先者たることにて、此篇は戰に臨み、一人をして生命を捐てゝ率先し、三軍の士氣を振はしむべき策を論じたるものなり、

主意　特別の勇士には私恩を加へ、平生より之を養ひ置き、萬一の場合に勇敢の倡即ち先驅とならしむべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「臣請得以備言之」に至るまで第一大段となす、主意を揭ぐ、「夫倡者何也」より「致勇有術」に至るまでを第二大段

故見之於治兵、子玉治兵於蔿、終日而畢、鞭七人、貫三人耳、蔿賈觀之以爲剛而無禮、知其必敗、孫武始見、試以婦人、而猶足以取信於闔閭、使知其可用、故凡欲觀將帥之才否、莫如治兵之不可欺也、』

段落　第四大段の第一小段なり、實材を知るは治兵を最良法となすを言ふ、

講說　天下の實材は、之を言語の上にて求むべからず、又之を武力にて比較すべからず、獨り戰ひに於て之を見るべきのみ、然れども戰ひは之を試むるわけにゆかず、是に於て之を演習の上に見る、昔し楚の子玉が蔿と云ふ地にて閱兵せしとき、終日にして畢りしが、軍律を犯せしとて七人を鞭打ち、三人の耳を貫けり、蔿賈之を見て考ふるやう、子玉は剛にして禮なしと、彼れが必ず戰ひに敗るべきことを知れり、又孫武の始めて吳王闔閭に見えし時、戰ひの試驗に人婦を以て兵となせしが、猶ほ信を闔閭に取り、己れの役に立つことを知らしめたり、故に凡そ將帥の才あると否とを觀んと欲せば、治兵に於て之を見ることの確實にして欺くべからざるに若くものなし、

文法　賴山陽云ふ、起手の五句、五意、緊甚し、以前滾々議論、它人之をなす、必ず收斂簡捷此の如くなる能はず、

今夫新募之兵、驕而難令、勇悍而不知戰、此眞足以觀天下之才也、武擧方略之類以來之、新兵以試之、觀其顏色和易、則足以見其氣、約束堅明、則足以見其威、坐作進退各得其所、則足以見其能、凡此者不可彊也、故

之、今之論者以爲武擧方略之類、適足以開僥倖之門、而天下之實才、終不可以求得、此二者皆過也、夫既已用天下之虛名、而不較之以實、至其弊也、又擧而廢其名、使天下之士、不復以兵術進、亦已過矣、』

段落　第三大段なり、

講說　先頃西方戰爭の興りしとき、其以前に虛名を以て多く天下の才を致し、而して其中より擇み取つて一旦の用に備へざりしかば、之がため兵興りし際には、四方を見廻し恐れ惑ひて、如何すれば宜しきかを知らざりき、是に於て武擧の制を設け、方略を懸賞にし、勇悍の士を收用し、無遠慮の建言をなさしむるの路を開き、高き爵位重き褒賞をも惜むことなく、以て强兵の術を求めたり、此の時に當り、天下の人口喧しく、誰れも彼れも己れ兵を知れりと爲さゞる者なかりき、然るに來る者日に多くして其言益す根據なく、事に臨むに至つて終に役に立たず、當路の人も亦之を厭ひ、其無益を知りたれば、戰爭終りたる後之を廢せり、今の論者考ふらく、武擧、方略の類は僥倖の入口を開くまでにて、天下の實才は求めて得べからずと、此二者はどちらも過てり、夫れ已に天下の虛名を用ひながら、之を比較するに實を以てせず、其弊に至つては又擧げて其名を廢し、天下の士をして最早兵術を以て進まざらしむるが如きは、亦太だ過てり、

文法　賴山陽云ふ、再び名實の二字を擧げて、前に仍り重きを名を先にせざるの意に歸す、○沈德潛云ふ、始めの患は、之を較するに實を以てせざるに在り、後に至り、竝に其名を擧げて之を廢せんと欲し、將に天下をして竟に材用なからしめて止まんとす、尙國政を籌る者と謂ふを得んや、

天下之實材、不可以求之於言語、又不可以較之於武力、獨見之於戰耳、戰不可得而試也、是

戰也、多言之士、喜論兵者、未必
能用也、進之以武擧、試之以騎
射、天下之奇才未必至也、然將
以求天下之實、則非此三者、不
可以致、以爲未必然、而棄之、則
是其必然者、恐不可得而見也』

段落　第二大段の第二小段なり、名の已むを得ざるを論ず、

講説　天子の意の向ふ所は天下の奔り赴く所なり、今夫れ孫呉の兵書は、之を讀む人、戰爭出來るとは限らず、多言の士の喜んで兵を論ずる者は、兵を用ふる能力ありとは限らざるなり、武擧を以て之を進め、騎射を以て之を試みたりとて、天下の奇才は至るとは限らざるなり、然れども天下の實才を求めんとせば、此の三者に非ざれば以て致すべからず、若し當にならぬとて之を棄つる日には、當になる ものも 恐らくは出遇ひ難からん、

文法　賴山陽云ふ、天子之所嚮の一句、提起、此れ高きに憑つて長呼す、

往者西師之興、其先也、惟不以
虛名多致天下之才、而擇之以
待一旦之用、故其兵興之際、四
顧惶惑而不知所措、於是設武
擧、購方略、收勇悍之士、而開猖
狂之言、不愛高爵重賞、以求强
兵之術、當此之時、天下囂然莫
不自以爲知兵也、來者日多、而
其言益以無據、至於臨事、終不
可用、執事之臣、亦遂厭之、而知
其無益、故兵休之日、擧從而廢

道不至、古之聖人以無益之名、而致天下之實、以可見之實、而較天下之虛名、二者相爲用、而不可廢、是故、其始也天下莫不紛然奔走、從事於其間、而要之以其終、不肖者無以欺其上、此無他、先名而後實也、不先其名而唯實之求、則來者寡、來者寡、則不可以有所擇、以一日之急、而用不擇之人、則是不先名之過也、

段落　第二大段の第一小段なり、材用を得んとせば名を先にすべきを論ず、

講說　天下は古へより人材のなきことは あらず、唯だ人材を求むる所以の方法 未だ至らざる のみ、古への聖人は先づ無益の名を以て天下の實「人材」を致し見るべきの實功を以て天下の虛名と 比較す、此二者はどちらも用をなして廢すべからず、是れ 其始めに於ては天下の士紛然として 奔走し、其間「虛名」に從事せざるものなきも、之を要するに、其終り「實功」を以てするときは、不肖者も虛名を以て 其上を欺くこと出來ず、是れ他なし、名を先にして實を後にすればなり、若し其名を先にせずして唯だ實を之れ求むるときは、則ち來るもの少し、來る 者少ければ、其中に就いて擇ぶ所あるわけにゆかぬなり、一日の急を以てして擇ばざるの人を用ふるが如きは、是れ名を先にせざるの過なり、

文法　儲同人云ふ、名實の二字、眼目となし、先づ其理を言つて、後實するに事を以てす、○賴山陽云ふ、名實の二字を把り、情を盡して錯綜し、重きを名を先にせざるの過に歸す、極めて筆力あり、

天子之所嚮、天下之所奔也、今夫孫吳之書、其讀之者、未必能

絶之議、非不欲絶也、而未有以待之、則是朝廷無所恃也、沿邊之民、西顧而戰慄、牧馬之士、不敢彎弓而北嚮、吏士未戰而先期於敗、則是民輕其上也、外之蠻夷無所畏、內之朝廷無所恃、而民又自輕其上也、此猶足以爲有人乎』

段落　第一大段の第三小段なり、人材なきの事實を擧ぐ、

講說　天下の大なる、人なしと云ふべからず、朝廷の尊き、百官の富める、才なしと謂ふべからず、然るに區々たる二虜にてありながら、數州の衆を擧げて中國に臨み天子の威に抗し、天下の怒を犯して、彼等の意氣未だ嘗て少しも衰へず、其辭令は未だ嘗て少しも挫せず、則ち是れ其心畏るゝ所なければなり、主憂ふれば則ち臣辱められ、主辱めらるれば則ち臣死すと云ふことあり、今朝廷の士、憂へなきわけにゆかず、然るに大臣は平氣にして、二虜の要求を拒絶するの評議あらず、是れは拒絶を欲せざるにはあらず、なれども拒絶したる結果に應ずべき準備なきを以て、已むを得ず、因循するとせば、是れ朝廷に於て恃む所なき也、邊陲に沿へる土地の人民は、西方を顧みて戰ひをのゝき、牧馬の士も敢て弓を引いて北に向はず、吏士は未だ戰はざる中に先づ敗北を期す、是れ民は其上を輕んずるなり、之を外にして蠻夷は畏るゝ所なく、之を內にして朝廷恃む所なく、而して民又自ら其上を輕んず、斯くても猶ほ吾が朝に人ありとなすに足るか、人ありと謂ひ難きにあらずや、

文法　沈德潛云ふ、外之以下は、上三層を總束し、以て材用の實なきを見す、〇賴山陽云ふ、三段長短相雜り、文、疊浪の起伏するが如し、此猶足以爲有人乎の一句、頓挫、然る後拓開、本意を說く、此等の處、文を學ぶもの朗誦して、其音節を會せば、則ち一誦三歎の味ひあらん、

天下未嘗無材、患所以求材之

なり、

文法　自問自答を以て本旨を逼り出す、○賴山陽云ふ、坡策、起法、篇々變化、此の篇、問答を以て起す、最も奇、○又云ふ、策中の結處、喜んで則是也の三字を用ふ、蘇文、潮の如し、是れ潮脚、沙に到る處、

夫國之有材、譬如山澤之有猛獸、江河之有蛟龍、伏乎其中而威乎其外、悚然有所不可狎者、至於鰍蚖之所蟠、牂豚之所伏、雖千仭之山、百尋之溪、而人易之、何則其見於外者、不可欺也、

段落　第一大段の第二小段なり、譬喩、

講說　夫れ國に人材のあるは、譬へ見るに、宛も山や澤に猛獸があり、江水や河水に蛟龍があり、此等の動物が山や川の中に伏し匿れてありながら其威勢は外面に發し恐ろし氣にて狎るべからざる樣なるものなり、猛獸や蛟龍とは違ひ、鰌や蜥蜴の蟠る所、羊や豚の伏す所に至つては、縱令千仭の高き山、百尋の深き谷川と雖も、人は之を何とも思はぬなり、何となれば其外に見はるゝ者欺くべからざればなり、

注解　「鰍」ドヂヤウ、「蚖」キモリ、「牂豚」牂は牡羊、豚は小豕、

文法　其見於外者不可欺の一句、着目を要す、中國に人あれば外夷も必ず之を憚るべしとの意を含ませ、下文の準備となせるなり、

天下之大、不可謂無人、朝廷之尊、百官之富、不可謂無才、然以區區之二虜、擧數州之衆、以臨中國、抗天子之威、犯天下之怒、而其氣未嘗少衰、其詞未嘗少挫、則是其心無所畏也、主憂則臣辱、主辱則臣死、今朝廷之士、不能無憂、而大臣恬然、未有拒

喩を用ふ、便ち理に切、情に厭くを覺ゆ、中一段、疾を却くるを悟るべく、亂を防ぐを悟るべし、○戰ひは軍政なり、今安民策中に入る、古者兵民合一の理を得たり、

蓄材用　兵旅を訓ずるの一、

解題　材とは、廣く人材を指せども、こゝにては將軍たるの材を謂ふ、用は、用ふべき人物と云ふ意なり、

主意　取るには名を以てし、用ふるには實を以てすべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「此猶足以爲有人乎」に至るまでを第一大段となす、宋の材用なきを論ず、「天下未嘗無材」より「恐不可得而見也」に至るまでを第二大段となす、材用を求むるの道を論ず、「往者西師之興」より「亦已過矣」に至るまでを第三大段となす、宋が人材を求むるの道を失ふを論ず、「天下之實材不可以求之於言語」より篇尾に至るまでを第四大段となす、人材を求むる具體的の方法を説明す、

夫今之所ㇾ患ㇾ兵弱而不ㇾ振者、豈士卒寡少而不ㇾ足ㇾ使歟、器械鈍弊而不ㇾ足ㇾ用歟、抑爲ㇾ城郭不ㇾ足ㇾ守歟、廩食不ㇾ足ㇾ給歟、此數者皆非也、然所ㇾ以弱而不ㇾ振、則是無ㇾ材用也、

段落　第一大段の第一小段なり、兵の弱き所以は材用なきに在るを言ふ、

講説　夫れ今日に於て兵士が弱くして勢ひ振はざるを患ふる原因は、なんと士卒の數が僅少にして、軍陣に使用するに足らざるか、器具が不良老朽にして用ふるに足らざるか、それとも城郭が手薄にして守るに足らざるか、扶持米が不十分にして支給するに足らざるか此の數箇條は、皆然樣にはあらぬなり、然るに兵の弱くして振はざる所以は、是れ材用なきため

民而驅之戰、夫無故而動民、雖有小怨、然孰與夫一旦之危哉、

段落　第三大段の第二小段なり、反對論を豫防す、

講説　然れども反對論者は必ず考ふるならん、何等の故なくして民を動かし、其上に軍法を以て之を悚れしむとせば、人民は將に之に安んぜざらんとすと、然るに臣は反つて此れは民を安んずる仕方なりと考ふるなり、何となれば、天下に於て如何にしても未だ兵備を撤廢出來ざる以上、今日の姿にては一旦訓練を經ざる人民をば追廻して戰はしむることゝなる、夫れ差當りの事故なきに民を動かすに於ては小なる怨み位は之れあれども、而も一旦事あるに臨んで危きと孰れなりや、寧ろ小怨には易へられまじ、

文法　賴山陽云ふ、忽ち問答を設け、而の字を以て聯合す、一問一答、筆勢奇妙の處、

今天下屯聚之兵、驕豪而多怨、陵壓百姓、而邀其上者何故、此其心以爲天下之知戰者、惟我而已、如使平民皆習於兵、彼知有所敵、則固已破其姦謀、而折其驕氣、利害之際、豈不亦甚明與、

段落　第三大段の第三小段なり、此策は又驕兵を折くの利あるを言ふ、

講説　今天下に屯聚の兵は驕り强がつて、多く政府に怨望を抱き、百姓を威壓して、其上に非法の要求をなすものは何の故ぞや、此れは彼等の心に考ふらく、天下に於て戰爭を知るものは惟だ我れのみと、如し平民をして皆兵を習はしめば、從來の兵も己れの相手として立つ者あるを知らん、さすれば固より已に其姦謀を破つて其增長の氣を折く道理なり、利害の分岐點、亦甚だ明白ならずや、

文法　賴山陽云ふ、陡轉して驕兵を折くの意に入り、忽然結となす、局法奇變、

纂　評

○沈德潛評　只だ是れ安、危を忘れざる意、一たび引

たる事柄にして、唯だ知るべからざる所のことは、遲速と遠近との點あるのみ、而も要するに戰爭は免ること出來ず、天下が兵を用ふることを免れずとせば、若し之を用ふるに順序を以てせず、人民を平生安樂無事の中に於て、一旦急に身を出して死地を踏ましめんには、其害と申すものは測られざる所あらん、故に天下の民、安きことを知つて危きことを知らず、樂をすることは出來得れども勞することは出來得ずとは曰ふなり、此れ臣が申す所の太息の事柄なり、

注解　「西北二邊」趙元昊、西に在り、契丹、北に在り、

文法　賴山陽云ふ、主意に歸入する處、力を費さず、筆勢、萬牛を挽くが如し、○又云ふ、篇首に應じ結をなし、然る後之を救ふの術を言ふ、是れ策體、結處再び議論を生じ、局法變化す、

臣欲使士大夫尊尚武勇、講習兵法、庶人之在官者、敎以行陣之節、役民之司盜者、授以擊刺之術、每歲終、則聚於郡府、如古都試之法、有勝負、有賞罰、而行之既久、則又以軍法從事、

段落　第三大段の第一小段なり、武備を演習せしむべきを言ふ、

講說　臣は士大夫をして武勇を尊び兵法を講習せしめ、庶人の官途に在る者には之に敎ふる、陣營の法立てを以てし、役民の盜賊を司る者には擊ち刺すの術を授け、年末每に郡府に集むること、古代の都試の法の如くになし、勝負あれば、從つて賞罰あり、而して之を行ふこと既に久しければ、又軍法を以て之を實行せんと欲す、

注解　「役民」夫役に因つて任務を有するもの、「擊刺」擊は劍に係り、刺は戈に係る、

然議者必以爲無故而動民、又悚之以軍法、則民將不安、而臣以爲此所以安民也、天下果未能去兵、則其一旦將以不敎之

を願はず、而して士大夫も亦未だ嘗て兵を言はず、考ふるやう、事を生じ民を擾す、其傾向は長せしむべからずと此れも亦之を畏るゝことと甚だしくして、之を養ふことと太だ過ぎずや、

文法　頼山陽云ふ、畏之養之を以て正喩を聯合す、筆勢沈厚、

且夫天下固有意外之患也、愚者見四方之無事、則以爲變故無自而有、此亦不然矣、今國家所以奉西北二邊者、歲以百萬計、奉之者有限、而求之者無厭、此其勢必至於戰、戰者必然之勢也、不先於我、則先於彼、不出於西、則出於北、所不可知者、有遲速遠近、而要以不能免也、天下苟不免於用兵、而用之不以漸、使民於安樂無事之中、一旦出身而蹈死地、則其爲患、必有所不測、故曰、天下之民、知安而不知危、能逸而不能勞、此臣所謂太患也、』

段落　第二大段の第三小段なり、正喩を結ぶ、

講說　且つ夫れ天下には固より意外の患あるなり、然るに愚者は四方の事なきを見て考ふるやう、事變の由つて起るべき懸念なしと、此れも亦其通りにはあらぬなり、今國家が西北二方の邊陲に仕送る所のものは一年に百萬を以て數ふるほどなるが、之を仕送る側は限あるに、之を求むる方は厭くことなし、右は其勢必ず戰爭に至らん、開戰することは、是非に然あるべき勢ひなり、我れより先きに戰端を開かざるときは、彼れより先づ戰を開くべく、又此戰爭は西に發せざるときは、必ず北に發すべし、此れは明々白々

ふ仕方は、何と完全ならずや、然るに其平生常に病氣多きに苦む、農夫や細民に至つては、一年中勤勞するに拘はらず、未だ嘗て病氣なりと言ひ出すことなし、右は其理由何如ぞや、夫れ風雨や寒暑の變は此れ病氣の由つて生ずる所なり、農夫小民は極暑に勞働し、嚴寒には全く身を暴すなれど其筋骨の衝觸する所、其皮膚の染込む所、霜や露を冐して風雨に狎れ居るなり、之が爲め寒暑も彼等には害をなす能はず、今王公貴人は、二重三重の屋根の下に住ひ、外出するときは輿に乘り、風が吹けば寒しとて、皮衣を着し、雨が降ればぬるゝとて絹傘を用ふるなど、凡そ害を慮る所の設備は至極整はざるはなし、之を畏るゝこと極端にして、之を養ふこと太だ過ぎたり、されば少しにても意の如くならざるときは、寒暑之に附け込む次第なり、是の故に善く身を養ふものは、之をして能く休むと同時に能く働かしめ、歩行し勞働し、己が四體をして寒暑の變に狎れしめ、此の如くにして始めて剛健强壯にして、危險なる場合を歷るも害を受けざることを得るなり、夫の人民に至つても亦此の如きなり、

文法　沈德潛云ふ、樂天の詩、東坡の文、庸夫婦豎と雖も之を讀む、亦當に首肯すべしと、此種是れなり、○賴山陽云ふ、夫民亦然を以て轉下す、是れ轉なり、結に非ざるなり、筆勢淸健、

今者治平之日久、天下之人、驕惰脆弱、如婦人孺子、不出於閨門、論戰鬭之事、則縮頸而股慄、聞盜賊之名、則掩耳而不願聽、而士大夫亦未嘗言兵、以爲生事擾民、漸不可長、此亦不畏之太甚而養之太過與、

段落　第二大段の第二小段なり、譬喩を實說す、

講說　今は天下太平の日久しき結果、天下の人は驕り惰り、脆弱にして、婦人小兒の閨門を出でざるが如く、戰爭の事を論ずれば則ち頸を縮めて身振ひをなし、盜賊の名を聞くときは則ち耳を掩うて聽くこと

振ふことならず、是を以て區々たる安祿山が一たび出でゝ之に乘ずるや、四方の民は獸の如くに奔り、鳥の如くに逃れ、囚虜とならんことを乞ふすら暇あらざる次第、天下は遂に分裂して、唐室は因つて微々となれり、

注解　「豢」禮記の注に云ふ、犬豕を養ふを豢と曰ふと、「眊」耄に同じ、「痿蹷」痿は痲痺、蹷はゐざり、

文法　茅鹿門云ふ、事を借り議論をなす、○賴山陽云ふ、古事を引く、慣家法、

蓋嘗試論之、天下之勢、譬如一身、王公貴人、所以養其身者、豈不至哉、而其平居常苦於多疾、至於農夫小民、終歲勤苦而未嘗告病、此其故何也、夫風雨霜露寒暑之變、此疾之所由生也、農夫小民盛夏力作、而窮冬暴露、其筋骸之所衝犯、肌膚之所浸漬、輕霜露而狎風雨、是故寒暑不能爲之毒、今王公貴人、處於重屋之下、出則乘輿、風則襲裘、雨則御蓋、凡所以慮患之具、莫不備至、畏之太甚、而養之大過、小不如意、則寒暑入之矣、是故善養身者使之能逸而能勞、步趨動作、使其四體狃於寒暑之變、然後可以剛健强力、涉險而不傷、夫民亦然、

段落　第二大段の第一小段なり、譬を設く、

講說　蓋し試みに之を論ぜんに、天下の勢は、譬ふるに猶ほ一身の如きものなり、王公貴人が己が身を養

じ之に或は進み或は退き或は坐し或は起つ仕方を敎へ、其耳目を鐘鼓旌旗の間に習はして、亂れざるやうになし、其心志を斬刈殺伐の間に安んせしめて、恐れざるやうになすなり、之が爲め盜賊の變ありと雖も、人民は狼狽して散亂するに至らず、

文法　賴山陽云ふ、耳目習於鐘鼓旌旗は人々能く之を言ふ、安於斬刈殺伐之際の句は、人、言ふ能はず、

及至後世、用迂儒之議、以去兵爲王者之盛節、天下既定、則卷甲而藏之、數十年之後、甲兵頓弊、而人民日以安於逸樂、卒有盜賊之警、則相與恐懼訛言、不戰而走』

段落　第一大段の第三小段なり、後世の兵に怠るを言ふ、

講說　後世に至るに及び、迂儒の意見を用ひ、兵備を撤去することを以て王者の立派なる形式となし、天下已に定まれば、鎧を卷いて之を藏め、數十年の後には武具兵器は大破となり、人民は日に佚樂に安んじ、突然に盜賊などの騷動あるときは、揃ひに揃つて恐れ畏ぢ、未だ戰はざるに早や逃げ去るなり、

開元天寶之際、天下豈不大治、惟其民安於太平之樂、豢於游戲酒食之間、其剛心勇氣、消耗鈍眊、痿蹷而不復振、是以區區之祿山、一出而乘之、四方之民、獸奔鳥竄、乞爲囚虜之不暇、天下分裂、而唐室因以微矣』

段落　第一大段の第四小段なり、故事を引く、

講說　開元天寶の際には、天下何と大に治まれるに非ずや、然るに只だ其人民が太平の樂に安んじ、遊山や酒食の間に養はれ、其剛勇なる氣象心意は消えて無くなり、鈍りぼけて宛も足なへの如くなつて最早

矣」に至るまでを第一大段となす、主意を掲ぐ、「蓋嘗試論之」より「此臣所謂大患也」に至るまでを第二大段となす、主意を詳説す、「臣欲使士大夫尊尚武勇」より篇尾に至るまでを第三大段となす、方法を論ず、

夫當今生民之患、果安在哉、在於知安而不知危、能逸而不能勞、此其患不見於今、而將見於他日、今不爲之計、其後將有所不可救者、

段落　第一大段の第一小段なり、治安に狃るゝの患を言ふ、

講説　夫れ當今生民の患は果して何の點に在るや、其は安きことを知つて危きことを知らず、樂をすることを知つて勞することを知らざるに在り、右は其患今日には見えざれども、將に他日に見えんとす、今の中に之が考へをなし置かざるときは、其後に至り將に救ふべからざる所のものあらん、

文法　賴山陽云ふ、起調絶佳、筆勢掀掲、

昔者先王知兵之不可去也、是故天下雖平、不敢忘戰、秋冬之隙、致民田獵以講武、教之以進退坐作之方、使其耳目習於鐘鼓旌旗之間而不亂、使其心志安於斬刈殺伐之際而不懾、是以雖有盜賊之變、而民不至於驚潰、

段落　第一大段の第二小段なり、古代の戰ひを忘れざりしことを言ふ、

講説　昔し先王は、兵をば去ること出來ざるを知り居れり、是の故に天下平かなりと雖も敢て戰ひを忘れず、秋や冬の隙に於て人民を狩獵に召集し、武を講

小利を云ふ、

臣愚以爲難行之言、當有所必行、而可取之利、當有所不取、以敎民信、而示之義、若曰國用不足而未可以行、則臣恐其失之多於得也、』

段落　第三大段の第四小段なり、主意を收む、

講說　臣愚の考へにては、行ひ惡き言　卽ち約束の如きは、當に必ず行ふ所あるべし、而して取り得らるゝ利益は、當に取らざる所あるは此れ人民に信を敎へて之に義を示す仕方なり、若し國家の費用不足なるが故に未だ行ふこと出來ずと曰ふならば、臣は恐る、其失ふ所は得る所より多からんことを、

文法　信義の二字、結び得て滿足、○結の一句は冷語なり、○賴山陽云ふ、臨終一轉、烟波千里、此れに非ずんば、以て此篇を結ぶに足らず、

纂　評

○茅鹿門評　看よ、他の行文、紆徐婉轉、言はんとして言はざる處を、

○沈德潛評　名實の二字、是れ一篇の眼目、武王を引く一段、其實あり、故に其民化し易きを見る、秦漢を引く一段、徒らに其名あり、故に其民化し難きを見る名實に因り、信義を生出し、信義に因り、務めて其言を實にし、務めて其貪を去るを生出す、下、簽兵增賦を以て、其言を實にせずとなし、加稅取利を以て、其貪を去らずとなす、末、民に信を敎へて、之に示すに義を以てするに收到す、剴切詳明、議論亦復た醇正、

敎戰守　萬民を安んずるの五、

動機　仁宗の世は太平なりしも邊患の起るべき兆なきに非ず、作者上下の治安に狃れて變に應ずる能はざらんことを恐れて、此策を建てたるなり、

主意　治に居て亂を忘れず、兵備を講ぜざるべからずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「而唐室因以微

知其說、而惟貪之知、今雞鳴而起、百工雜作、匹夫入市、操挾尺寸、吏且隨而稅之、扼吭拊背、以收絲毫之利、古之設官者、求以裕民、今之設官者、求以勝民、賦斂有常限、而以先期爲賢、出納有常數、而以羨息爲能、天地之間、苟可以取者、莫不有禁、求利太廣、而用法太密、故民日趨於貪、

段落　第三大段の第三小段なり、上の不義を論ず、

講說　夫れ縣官（此にては天子を指す）を尊き位なりとて、之を重んずる所以のものは、天子が四海の富を恃んで錐刀の端のやうなる小利を爭はざればなり、天子の人民に與ふる方は十分にして、人民より利を取る方は緩慢なり、古への聖人と謂はれし帝王が已むことを得ずして人民より取上ぐるも、丸では取ることなく、殘し置く所のものあつて、其貪らざるを示す、何となれば、小民は上より取立つることの理由を知らずして、偏へに貪るとのみ心得、怨みを抱くべければなり、今明け方雞の鳴くと共に起き出で、諸の勞働者は種々なる職に取掛り、一人の男、市に入つて、僅か一尺一寸ほどの物品を持出でゝも、役人は側より之に稅を掛け、喉を扼り背を叩くばかりに手も足も出さしめず、斯くて一絲一毫の利を收めつゝあり、抑も古へに於て設けたる目的は、人民を裕にせんことを求むるに在り、然るに今に於て官を設くる目的は、人民に勝たんことを求むるに在り、凡そ租稅は一定の期限あるに、其れより以前に取上ぐる者を以て賢となし、出納には一定の額あるに、剩餘を出す者を以て能となし、天地の間に取るべき利益あるものは一として禁制なきものはなく、利を求むること太だ廣くして、法を用ふること太だ密なり、故に人民は日に貪慾に赴く、

注解　「縣官」天子のこと、漢書に本づく、「錐刀之末」

救民の信を知らんことを欲せば、上たる者は其言を實行するが一番なり、民の義を知らんことを欲せば、上たる者精々其貪慾を去るが一番なり、

文法　賴山陽云ふ、名實の二字を撇開するは、卽ち無沮善篇の必得、必不可得を撇開するの手法、其意貫通、尾に徹するもの亦同じ、〇又云ふ、而不可與は篇首に應ず、針線太だ密、

往者河西用兵、而家人子弟、皆籍以爲軍、其始也官告以權時之宜、非久役者、如是當復爾業、少焉皆刺其額、無一人得免、自寶元以來、諸道以兵興爲辭、而增賦者、至今皆不爲除去、夫如是、將何以止民之欺詐哉、

段落　第三大段の第二小段なり、上の不信を論ず、

講說　先頃河西に兵を用ひしとき、之が爲め平民の子弟は皆編入して兵卒となせしが、其始めに於て政府は彼等に告げけるやう、此れは一時假りに行ふ所の便法にして、長く服役せしむる次第にあらず、姑く右の處置に從はゞ、軈て汝の本業に復せしむべしと、然るに暫くの間に何れも其額に入墨して、常備兵と同一になし、一人も免るゝことを得たる者なかりき、又寶元より以來、諸道に於て戰爭起れることを口實として增稅を行へるもの、今日に至るも皆其儘にて除き去ることをなさず、夫れ是の如くならば、將た何を以て人民の詐僞を止めんとするや、

注解　「河西用兵」趙元昊の亂を謂ふ、「刺其額」當時の習慣にて、兵士は皆此くせしなり、

夫所貴乎縣官之尊者、爲其恃於四海之富、而不爭於錐刀之末也、其與民也優、其取利也緩、古之聖人、不得已而取、則時有所置、以明其不貪、何者小民不

すや、

注解「登降」堂の階を升降すること、「揖讓」兩手を前に組み合せ、上げ下げして挨拶をなすこと、「盤辟」後じさりして避けること、主人、拜をなすとき、客の之に對する禮なり、「俛僂」俛は俯に同じ、うつむくなり、僂は背を曲ぐるなり、「希夷」老子に出づ、本義は見えず聞こえざることなれども、此には極めて微妙なる形容に用ひたり、「嘽緩」音聲のゆるやかなる貌、

文法　賴山陽云ふ、所謂名者、筆を趁うて補添し、中權に應ずる、甚だ敏なり、

臣愚以爲宜先其實而後其名、擇其近於人情者而先之、

段落　第二大段の第五小段なり、古今の比較上より斷案を下す、

講說　臣愚の考へにては、宜しく其實を先きにして其名を後にし、其人情に近きものを擇んで之を先きにすべし、

文法　儲同人云ふ、民に要領を敎へ、又後半篇の爲に綱を提す、○茅鹿門云ふ、辨じ了り、才に正意を說く、

今夫民不知信、則不可與久居於安、民不知義、則不可與同處於危、平居則欺其吏、而有急則叛其君、此敎化之實不至、天下之所以無變者幸也、欲民之知信、則莫若務實其言、欲民之知義、則莫若務去其貪、

段落　第三大段の第一小段なり、信義の二字を以て實の字に換へ、之を擧ぐる所以を論ず、

講說　今夫れ人民にして信を知らざるときは、與に久しく平安無事の日に居るべからず、（相手になし難きこと）民にして義を知らざるときは、與に久しく危急有事の日に處すべからず、（何となれば）平日は其官吏を欺き、急あるときは其君に叛く（を以てなり）此の如く敎化の實至らざるに、天下の事變なきは幸ひなり、（道理より言へば、事變なくして濟まぬ譯なり）

として何れも忠信廉恥の心あり、斯くあつて後、之に色を着くるに禮樂を以てし、之を敎ふるに學校の機關を以てし、之に示すに射術、宴饗の儀を以てし、之を謹むに冠婚喪祭の禮を以てす、之が爲め人民は、目に見て心に諭り、安らかに行ひて自ら呑込み居る也、

注解　「散財發粟」鹿臺に蓄へたる財を散じ、鉅橋に積みたる粟を發したること、「飛廉惡來」史記に云ふ、飛廉、惡來を生む、惡來、力あり、飛廉、善く走る、父子倶に材力を以て紂に事ふと、

文法　儲同人云ふ、前の三代秦漢敎化の名實に應じ、斯民の善惡を分つ、字々篤論、○又沈德潛云ふ、三代の禮樂敎化皆實義あり、其中に行はる、故に其民以て文具となして、之を玩狎せず、○賴山陽云ふ、文の字を以て名の字に換ふ、

及至秦漢之世、專用法吏、以督責其民、至於今千有餘年、而民日以貪冒嗜利而無恥、儒者乃始以三代之禮、所謂名者而繩之、彼其見登降揖讓、盤辟俛僂之容、則掩口而竊笑、聞鐘鼓管磬、希夷嘽緩之音、則驚顧而不樂、如此而欲望其遷善遠罪、不已難乎、

段落　第二大段の第四小段なり、今の敎化は名に止まるを言ふ、

講說　秦漢の世に至るに及び、專ら法吏を用ひて其人民を督責せしが、今に至るまで千有餘年になれるも、人民は日に貪慾にして利を嗜みながら恥づることなし、然るに儒者は反つて始めて三代の禮、卽ち謂はゆる名を以て之を矯正せんとす、彼れ人民は、登降や揖讓や盤辟や俛僂の容儀を見るときは、口に手を當て陰にて笑ひ、鐘鼓や管磬や希夷嘽緩の音樂を聞くときは、驚愕の樣子にて面白からず思ふなり、此の如くにして彼等の、善道の方に遷り罪惡の行ひに遠ざからんことを望まんと欲するも、非常に困難なら

者所以求其實也、有名而無實、則其名不行、有實而無名、則其實不長、凡今儒者之所論、皆其名也、

段落　第二大段の第二小段なり、名實の關係を論ず、

講說　臣愚以爲へらく、此の如きものは皆古へを好んで其術なく、敎化あるを知つて名實の存する所を知らざるものなり、實は名を立證する所のものにて、名は人をして其實を求めしむる所のものなり、名あつて實なきときは其名行はれず、實あつて名なきときは其實長からず、凡そ儒者の論ずる所は皆其名なり、

昔武王既克商散財發粟、使天下知其不貪、禮下賢俊、使天下知其不驕、封先聖之後、使天下知其仁、誅飛廉惡來、使天下知其義、如此則其敎化天下之實、固已立矣、天下聳然皆有忠信廉恥之心、然後文之以禮樂、敎之以學校、觀之以射饗、而謹之以冠婚喪祭、民是以目擊而心諭、安行而自得也、

段落　第二大段の第三小段なり、古へは敎化の實ありしを言ふ、

講說　昔し周の武王、既に商に克ちし後、貨財を散じ米粟を發し、「米倉を開いて支出するなり、」天下をして己れの利を貪らざることを知らしめ、天下の賢士俊才を優待し、之に謙遜し、天下をして己れの威張らざることを知らしめ、先代の聖王の後を諸侯に封じ、天下をして己れの仁なることを知らしめ、飛廉惡來を誅し、天下をして己れの義なることを知らしめぬ、此の如くなりしとすれば、彼れが天下を敎化するの實は固より已に立てる譯なり、因つて天下の人は聳然

其所以教民之具、甚詳且密也、學校之制、射饗之節、冠婚喪祭之禮、粲然莫不有法、及至後世、教化之道衰、而盡廢其具、是以若此無恥也、然世之儒者、蓋亦嘗試以此等教天下之民矣、而卒以無效、使民好文而益媮、飾詐而相高、則有之矣、此亦儒者之過也、

段落　第二大段の第一小段なり、儒者の教化の、道を得ざるを論ず、

講說　世の儒者の嘗て言へるは、三代の時に於ては、其民を教ふる機關が甚だ詳にして且つ密なりき、卽ち學校の制と云ひ、射饗の節と云ひ、冠婚喪祭の禮と云ひ、粲然と鮮にして法則あらざるはなし、後世に至るに及び、教化の道衰へて盡く其機關を廢せり、之が爲め人民は此の如く恥なき有樣となれるなりと、然れども世の儒者も蓋し亦嘗て試みに此等を以て天下の民を教へしに非ずや、然るに結局其甲斐なく、民をして文飾を好んで益す輕薄に赴き、詐僞を上塗して高尙を衒はしめたる結果は之れあり、此れ亦儒者の過ちなり、

注解　「射饗」鄕射、鄕飮酒等の儀式、「粲然」明鮮の貌、

文法　茅鹿門云ふ、切に迂儒の病に中る、○沈德潛云ふ、此一轉、名實の二字の爲に勢をなす、○賴山陽云ふ、世之儒者云々、徒接却つて勢あり、蘇家往々徒接を以て勢を取る、○又云ふ、教天下之民矣、蘇家慣用の文調、又一の矣の字を以て之に配し、一の也の字を以て之を決す、文勢健にして俊氣あり、

臣愚以爲若此者、皆好古而無術、知有教化、而不知名實之所存者也、實者所以信其名、而名

め、後に刑罰あつて之を正道に追込みしに非ず、彼れ人民の心は善を爲すことに安んじて普通となし、不義をば羞かしく思ふが故に、爲さゞる所「不義をなさぬこと」あるなり、夫れ人民が爲さゞる所を知れば、天下誰れとて之に敵する能はず、甲兵も威嚇する能はず、利祿も誘惑する能はず、殺せもし、辱めもし、饑せも寒えもせしむべけれど、叛かすわけにはゆかぬなり、此れ三代が國を享くる長久にして、拔けざりし所以なり、

文法　賴山陽云ふ、天下不可以敵は、本と是れ結語、却つて此句の語勢を趁うて後の三句を生出す、此等皆坡仙、筆に臨んで思ひを生ぜしもの、卽ち坡仙亦自ら其由を知らざるのみ、〇又云ふ、可殺より不可與叛に至るまで一長句、前三句に配す、海濤の湧起するが如し、沈本、句を分つて三となす、索然、

及レ至二秦漢之世一、其民見レ利而忘レ義、見レ危而不レ能レ授レ命、法禁之所レ不レ及、則巧僞變詐、無レ所レ不レ爲、疾二視其長上一而幸二其災一、因レ之以二水旱一、加レ之以二盜賊一、則天下蕩然無三復天子之民二矣、

段落　第一大段の第二小段なり、後の民、惡をなすの效を擧ぐ、

講說　秦漢の世に至るに及んでは、其民、利を見れば義を忘れ、危きを見るも命を授くる能はず、法令や禁制の屆かざる所に於ては、惡智慧や詐僞や、何如やうなる惡事とて爲さゞるはなく、其長上を疾み視て、其災ひあらんことを希ふ、之に附帶するに洪水、旱魃の不幸を以て、之に加ふるに盜賊橫行の亂を以てするときは、天下は、蕩然と地を掃ひたるが如くに、最早天子の人民はなき次第となる、

文法　高梅亭云ふ、三代、秦漢を引いて案を立つ、民の善惡、關係此の如くなるを見はす、〇賴山陽云ふ、無天子之民は妙語、

世之儒者嘗有レ言曰、三代之時、

敦敎化　萬民を安んずるの一、

主意　實を先にして名を後にすべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「則天下蕩然無復天子之民矣」に至るまでを第一大段となす、古今に於ける敎化の有無を論ず、「世之儒者」より「擇其近於人情者而先之」に至るまでを第二大段となす、主意を發揮す、「今夫民不知信」より篇尾に至るまでを第三大段となす、主意を結ぶ、

夫聖人之於天下、所恃以爲牢固不拔者、在乎天下之民、可與爲善、而不可與爲惡也、

段落　第一大段の第一小段なり、治術の根本を掲ぐ、即ち敎化の必要、

講説　夫れ聖人が天下を有つに就いて、是れならば堅牢强固にして、拔かんとするも拔けざるべしと恃みになす所のものは、天下の民は、一所になつて善をなすとも一所になつて惡をなさゞるに在り、

昔者三代之民、見危而授命、見利而不忘義、此非必有爵賞勸乎其前、而刑罰驅乎其後也、其心安於爲善、而忸怩於不義、是故有所不爲、夫民知其所不爲、則天下不可以敵、甲兵不可以威、利祿不可以誘、可殺可辱、可饑可寒、而不可與叛、此三代之所以享國長久而不拔也、

段落　第一大段の第一小段なり、古への民、善をなすの效を擧ぐ、

講説　昔し夏殷周三代の民は、民國の危きを見ては生命を差出し、利益を見ると雖も之が爲に義を忘れざりき、右は必ずしも前に爵位褒賞あつて其善を勸

入貲而仕者、皆得補郡縣之吏、彼知其終不得遷、亦將逞其一時之欲、無所不至、夫此誠不可以遷也、則是用之之過而已、臣故曰、絶之則不用、用之則不絶、此三者之謂也、

段落　第四大段の第四小段なり、貲を入れて官となる者の進路を止むるの弊を論ず、

講說　貲金を政府に入れて官途に就く者は、何れも郡縣の役人に補せらるゝことを得るなり、然るに彼れは其結局升進することの出來ぬを知る所より、將に一時の欲を逞しうして、至らざる所なからんとす、夫れ此等の官吏は誠に升進せさせ難き性質の者ならんには、初めより用ひざるに若かず、故に之を用ふるものゝ過と云ふ外はなし、臣故に、之を絶てば則ち用ひず、之を用ふれば則ち絶たずと申したるは、此の三者を意味せしなり、

文法　賴山陽云ふ、二項最末、獨り用レ之之過而已の一句を拈出し、勢を趁うて頭を着照す、結語尤も妙、決壅蔽篇の結處と同一慣家、

纂評

○茅鹿門評　專ら吏胥以下の才の爲にす、其情弊、今と亦相參す、而して文甚だ錯綜、

○浦二田評　制科起るよりして偏重の勢成る、議者累々、三途竝用を以て言となす、策意此に倣ふなり、曰く絶レ之と、曰く必不レ可レ得と、沮の字を疏して刻入す、曰く鼓舞爲レ術と、曰く必使レ無ニ自棄一と、無の字を決して生動す、

○沈德潛評　人苟くも自棄に安んずれば、則ち終に用ひられざるを知り、必ず貪戾、民を虐するに至る、此れ自然の勢ひなり、聖王、人才を鼓舞す、只だ之をして我が用をなすを樂んで、自棄に至らざらしむ、通篇大意、不ニ逆定一於始進之時一而徐觀ニ其所レ試之效一に在り、前半、聖人、人を引いて善を爲さしむるを將て、反覆說き來り、末に重きを謫官、胥吏、入貲の三項に歸す、前明の弊政、預め此に決す、

なし、而して少しも憚る所なし、此等の人は其初め未だ必ずしも小人なるにはあらず、然るに不幸にして小人の中に落込み、前途も支へて身を入るゝ所なきより、遂に之が爲め自ら棄つる次第なり、

文法　頼山陽云ふ、此轉尤も力を費さず、本と是れ兩段分截すと雖も、而も它人必ず陡然、此の如くなる能はず、

府史賤吏、爲國者、知其不可闕也、是故歲久則補以外官、以其所從來之卑也、而限其所至、則其中雖有出群之才、終亦不得齒於士大夫之列、夫人出身而仕者、將以求貴也、貴不可得而至矣、則將惟富之求、此其勢然也、如此則雖至於鞭笞戮辱、而不足以禁其貪、故夫此二者、苟不可以遂棄、則宜有以少假之也、

段落　第四大段の第三小段なり、胥吏の進路を限るの弊を論ず、

講說　府史は賤吏なりとは云へ、國を治むる者、彼れが事務上闕くべからざることを知る、是の故に勤務の年月已に久しき者は地方官に補することゝなれるが、其出身の卑きが爲に其仕進の最高度を限るに因り、其中に拔群の才物あるも終に亦士大夫の列に伍することを得ず、夫れ人が出身して官途に就くものは、將に貴くならんことを求むるが故なり、然るに貴き位に至ること出來ずとすれば、則ち今度は富の方を求めんとす、此れ其勢ひの自然なり、是の如くなるときは、縱令鞭笞戮辱せらるゝに至るとも其貪慾を禁ずる能はず、故に此等二種の者は、實際棄放しに出來ざる以上、宜しく少しく自由を與ふるとあるべし、

注解　「此二者」州縣吏と府史、

段落　第四大段の第一小段なり、人に與ふるに必得を以てするの害を論ず、

講說　後世の政治をなす者は此の如くならず、人に與ふるに必ず得と云ふ見込を以てし、人を絕つに必ず得べからざるの道を以てす、此れ其考へには、賢を進めて不肖を退くと云ふ次第なり、然れども天下の弊害は此れより甚しきものなし、今夫れ制策の及第と云ひ、進士の高第と云ひ、皆一日の間を以て一生の富貴を決定することとなり、此れは唯一時の文詞的能力にして、其實務に臨んでの能否は未だ知れざるなり、さすれば此の如き試驗を以て之を用ふるは太だ急劇ならずや、

文法　茅鹿門云ふ、先づ客案を提起する一段、正に是れ人に與ふるに必得を以てす、〇賴山陽云ふ、此轉尤も敏、必得と必不可得との兩意を撇開して、必不可得の意は、則ち暗に貫通、尾に徹す、

天下有用人而絕之者三、州縣之吏、苟非有大過而不可復用、則其他犯法、皆可使竭力爲善以自贖、而今世之法、一陷於罪戾、則終身不遷、使之不自聊賴、而疾視其民、肆意妄行而無所顧惜、此其初未必小人也、不幸而陷於其中、途窮而無所入、則遂以自棄、

段落　第四大段の第二小段なり、謫官の進路を止むるの弊を論ず、

講說　天下に人を用ひながら之を見放す所の現制三箇條あり、州縣の吏たるもの、苟くも大なる過失あつて、二度と用ふべからざるに非ざる外は、則ち其他の法を犯せるものは、何れも皆力を竭し善を爲し、以て自ら其罪を贖はしむ、而るに今世の法に於ては、一たび罪戾に陷るときは一生官を遷さず、之をして自ら落着かぬやうにならしめ、從つて其治むる人民を仇敵の如く惡み見て、勝手の考へを以て無法の行ひを

り出で、甚しきは盜賊より出づるに至る、往々にして斯かる樣なり、而して儒者や貴族は世間より望んで君子となす所のものなれども、其中或は放埒不法にして、小民だにも若かざる者あるに至る、聖人は其右樣なることを知れり、故に豫め其始めて役人となる時に於て、階級の資格を定むることをなさずして、徐ろに其試用せし效果を觀察し、天下をして屹度得らると云ふ緣由なきと共に、屹度得られずと云ふ筋もなからしめ、彼等の腕次第、如何とも立身の出來得る仕組なり、天下の人は、必然的に得らるゝわけにゆかぬ事を知るにより、斯くて功名に勵みて、まぐれ中りを恃みとせず、又其得べからざることが必然的なるほどにあらぬを知るにより、斯くて己れも絶望するには及ばずとて自ら其心を慰むるあつて、久しきを經るも怠らず、扨も聖人が天下の人を鼓舞し、彼等日々善に化せられて自ら知らざる所以は、其術たる、以上の如きものか、

注解　「賈豎」賈は行商の事にて、坐しながら物を賣るものなり、豎は童僕の未だ冠せざるもの、凡そ卑きものを豎と曰ふ、輕蔑の稱、

文法　唐荊川云ふ、又忽然一層を生出し、必可レ得者の張本をなし、以て必不レ可レ得者と相形す、○沈德潛云ふ、兩意を合せて、無沮の實を說透す、重きは必不可得の一邊に在り、○賴山陽云ふ、它人之を爲らば、必ず用之則不絶、絶之則不用の兩意を以て、翻弄尾に通ず、坡公乃ち忽ち是に於て必得、必不可得の兩意を出だし來る、前兩意と錯綜、僚手の丸を弄するが如し、愈よ多く愈よ妙、雍蔽篇の有法、無法の處と同じ、

後之爲レ政者則不レ然、與レ人以二必得一、而絶レ之以二必不一レ可レ得、此其意以爲レ進レ賢而退二不肖一、然天下之弊、莫レ甚二於此一、今夫制策之及等、進士之高第、皆以二一日之間一、而決二取終身之富貴一、此雖二一時之文詞一、而未レ知二其臨レ事之能否一、則其用レ之不レ已二太遽一乎、

又之を見放さず、已に之を見放しながら又之を用ふるときは、是れ人を不善に驅り入れて、又之に不善を行ふべき道具を貸し與ふる次第なり、何等心に望む所の宛なくして善をなし、何等惜む所の物なくして惡をなさゞる者は、天下に一人位のものなり、望む所なき人なるに其れに善をなすことを責め、惜む所なきの人なるに其れに惡をなさゞることを求め、又之に人民を託しなば、天下皆其不都合なるを知るべし、

注解　「屏」引込めるなり、「彼將一旦云々」見放しながら尚ほ之を位地に置く場合を以て言ふ、「無所望而爲善」功利の爲にあらず、善の爲に善をなすを謂ふ、「無所愛惜而不爲惡」愛惜する所とは名譽、生命等なり、唯だ道理の上より惡を爲さゞるを謂ふ、

文法　高梅亭云ふ、自棄の流弊を透發す、○賴山陽云ふ此段單に絶之則不用を說く、却つて用之則不絶の一句を添ふ、讀者覺えず、是れ坡文の仙なる所以也、

世之賢者、何嘗之有、或出於賈豎賤人、甚者至於盜賊、往往而是、而儒生貴族、世之所望爲君子者、或至放肆不軌、小民之所不若、聖人知其然、是故不逆定於其始進之時、而徐觀其所試之効、使天下無必得之由、亦無必不可得之道、天下知其不可以必得也、然後勉强於功名而不敢僥倖、知其不至於必不可得也、然後有以自慰其心、久而不懈、嗟夫聖人之所以鼓舞天下之人、日化而不自知者、此其爲術歟』、

段落　第三大段なり、

講說　世の賢者とて、何も或る階級にきはまりたる事にもあらず、事によれば或は小賣人や卑賤の者よ

く、老いて死するに至るまで、休息するを知らず、此れは聖人が術を以て之を驅れるなり、

注解　「扳援」扳は攀なり、援は引なり、「閭閻」閭は里門なり、周禮に、五家を比となす、五比を閭となすと、閻は里中の門なり、又巷なり、

文法　高梅亭云ふ、第一段は大體を統領す、必ず天下をして自棄するなからしむの一句、一篇の主腦、○賴山陽云ふ、起手妙と雖も、或は能くすべし、夫唯自棄、一轉、人の意表に出で、後面無數の意思を伏す、是れ及ぶべからざるなり、

天下苟有甚惡而不可忍也、聖人既已絶之、則屛之遠方、終身不齒、此非獨不仁也、以爲既已絶之、彼將一旦肆其忿毒、以殘害吾民、是故絶之則不用、用之則不絶、既已絶之、又復用之、則是驅之於不善、而又假之以其具也、無所望而爲善、無所愛惜而不爲惡者、天下一人而已矣、以無所望之人、而責其爲善、以無所愛惜之人、而求其不爲惡又付之以人民、則天下知其不可也、

段落　第二大段なり、

講說　天下の中に於て苟くも甚だしき惡人にして堪へられぬ程の人ありとせんに、聖人は既に之を見放す以上、又之を遠方に逐ひ退け、修身普通の人の仲間入りをなさしめず、右は聖人が此者に限つて不仁なるには非ず、其考へにては、已に之を見放せし以上は彼れも自暴自棄となり、一朝其忿怒と害毒とを恣にして、吾が人民を害するも知れず、右の理由を以て、見放したる以上は之を用ひず、之を用ひたる以上は

而不可忍也」より「則天下知其不可也」に至るまでを第二大段となす、聖人は已に棄てたる人は復た之を用ひざるを論ず、「世之賢者何嘗之有」より「此其爲術歟」に至るまでを第三大段となす、聖人は已に用ひたる人は復た之を棄てざるを論ず、「後之爲政者則不然」より篇尾に至るまでを第四大段となす、今世の古へに反するを論ず、

昔者先王之爲天下、必使天下欣欣然常有無窮之心、力行不倦、而無自棄之意、夫惟自棄之人、則其爲惡也、甚毒而不可解、是以聖人畏之、設爲高位重祿、以待能者、使天下皆得踴躍自奮、扳援而來、惟其才之不逮、力之不足、是以終不能至於其間、而非聖人塞其門絕其塗也、夫然、故一介之賤吏、閭閻之匹夫、莫不奔走於善、至於老死而不知休息、此聖人以術驅之也、』

段落　第一大段なり、

講說　昔し先王の天下を治められしや、必ず天下の人をして、欣々然として無窮の望みを有し、其行ひに力を入れて倦まず、自身に己れを棄てんとするの意なからしめたり、夫れ自棄の人に限り、其惡をなすこと甚だ激烈にして、其害を除き難し、是の理由を以て聖人は之を畏れ、高位重祿を設けて世の才能ある者を待ち、天下の士をして皆躍り勇んで奮發し、此方に就いて來ることを得しむることとなるが、惟だ才の及ばざる者、力の足らざる者に限り、資格なきを以て其間〔高位重祿の仲間〕に至る能はざるなり、聖人は決して彼れの入るべき門を塞ぎ、彼れの來るべき路を絕つに非ざるなり、夫れ右の通りなれば、一介の小役人、市町の匹夫と雖も、奔走して善事をなさゞるな

を得べけんや、臣故に精を勵ますは上より之を率ゐるに如くはなしと曰ふなり、此くするときは壅蔽も押し開くるなり、

注解　「王季之晏朝」書經の武成に云ふ、王季其れ王家に勤むと、蔡傳に云ふ、王季能く勤めて以て其業を繼ぐ、文王に至り克く厥功を成し、晏く朝より退くなりと、「舜之無爲」論語の衞靈公篇に云ふ、無爲にして治まるもの其れ舜かと、「文王之日昃」書經の無逸に云ふ、文王、朝より日中昃に至るまで、暇食に遑あらずと、「始皇之量書」始皇は自ら衡石（ハカリ）にて文書を量り、日夜程度あり、

纂評

○唐荊川評　前半は壅蔽の當に決すべきを言ひ、後は之を決する所以の道を言ふ、

○茅鹿門評　省事、勵精の二者、亦切に今日の情に中る、

○儲同人評　壅蔽は吏胥に在り、而して吏胥の壅蔽を致す所以のもの、事煩しくして官勤めざるに由るなり、後世の吏胥は猶ほ宋の吏胥の如きなり、而して稱する所の大吏法を畏れ敢て私を顧みざる、又一變す矣、壅蔽の患、夫れ豈に此策の能く決する所ならんや、

○沈德潛評　人に任じ以て事を省くは、事を省くに非ざるなり、各其職を擧ぐるなり、人誤つて脫略廢弛を以て省事となさんを恐る、故に勵精を以て之を率ゐる、然れども亦分位を明かにせざれば、上、下權を侵すを以て、身先をなさんを恐れ、故に又人に任ずるを以て之を濟ふ、惟だ各職を擧ぐ、故に人に任ずるは事を省く所以、惟だ上、下權を侵さず、故に上率ゐるは精を勵ます所以、二者合して壅蔽決す矣、前に吏胥壅蔽、事煩しくして官勤めざるの故に由るを論ず、眞に乃ち洞、火を觀るが如し、

無レ沮レ善　百官に課するの六、

主意　善を爲すの心を鼓動すべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「此聖人以術驅之也」に至るまでを第一大段となす、聖人は人をして自棄の心なからしむるを論ず、「天下苟有甚惡

歲則事之積者、不可勝數矣、欲事之無繁、則必勞於始而逸於終、晨興而晏罷、天子未退、宰相不敢歸安於私第、宰相日昃而不退、則百官莫不震悚盡力於王事、而不敢宴游、如此、則纖悉隱微、莫不舉矣、天子求治之勤、過於先王、而議者不稱王季之晏朝、而稱舜之無爲、不論文王之日昃、而論始皇之量書、此何以率天下之怠耶、臣故曰、厲精莫如自上率之、則壅蔽決矣、』

段落　第三大段の第四小段なり、精を勵ますは上より之を率ゐるに如くはなきを言ふ、

講說　古へに於ける聖德ある天子は、一日の光陰を愛して政治を勤め、天下の善く治まらんことを求め、朝は物の色の漸く分るゝ頃よりして出御あり、一寸心を休まれし後、又日出づるに至つては、則ち終日之を爲しても猶ほ足れりとせず、今少しの事を以て之を言ふも、一日に一事を廢すれば、一月中に事の廢するものは推して知るべし、一年となれば、事の積れるもの、數へ切れぬ程となるべし、事の繁多ならざるを欲せば、是非とも始めに骨折つて終りに樂をなすの方針を取らざるべからず、朝早く起きて夜は晚く息むが宜し、天子未だ朝より入御なきときは、宰相は敢て私宅に歸つて樂をせず、宰相が日が傾けども退かざるときは、百官も恐縮して力を王事に盡さゞるなく敢て宴游などをなす者なし、此の如くなれば、些細なることとも目に立たぬことも皆運ばざるなし、天子が治を求むるに勤めらるゝことは先王に過ぐるに拘はらず、議者は王季の晚く入御せしを稱せずして舜の無爲を稱し、文王の日傾くまで繁忙なりしことを稱せずして始皇の書を量りしを稱す、此の如くにては、何を以て天下の怠惰を率ゐて之を引立つること

は壅蔽する所以の根を説き、以て第二大段に應じて、之を救ふ所以の要を説く、語簡にして捷、是れ一篇扼要の處、

今之所謂至繁、天下之事、關於其中、訴者之多而謁者之衆、莫如中書與三司、天下之事、分於百官、而中書聽其治要、郡縣錢幣、制於轉運使、而三司受其會計、此宜若不至於繁多、然中書不待奏課、以定其黜陟、而關與其事、則是不任有司也、三司之吏、推析贏虛、至於毫毛、以繩郡縣、則是不任轉運使也、故曰、省事、莫如任人、

段落　第三大段の第三小段なり、事を省くは人に任ずるに如くはなき所以を言ふ、

講說　今の至繁と謂ふ所のものは、天下の事が皆其中心の部に關す、訴ふるもの〻多くして願ふもの〻衆きは、中書と三司とに若くものなし、天下の事務が百官に分れて中書は其樞要を占め、郡縣の錢幣は轉運使にて管轄すれども、三司が其會計を受取ることなれば、此等の事は繁多に至らざる筈なり、然れども中書は當事者の功課を申立つるを待たずして役人の黜陟を定めて、其事に干涉するは、是れ有司に任せざるなり三司の吏が會計の剩餘と不足とを勘定して一毫一毛に至り、以て郡縣の會計を正すは、是れ轉運使に任せざるなり、故に事を省くは人に任ずるに若くはなしといふなり、

古之聖王、愛日以求治、辨色而視朝、苟少安焉、而至於日出、則終日爲之不給、以少而言之、一日而廢一事、一月則可知也、一

むる所なかりき、叉王猛の秦を治めたる仕方は、國事の事、如何に些細の點までも盡く埒の明かざることなく、而して國人も煩はしとせざりき、蓋し歷史の記する所に據るときは、麻思と云ふもの冀州に還らんとて王猛に願ひ出でしに、王猛は速かに仕度せられよと云ひけるが、夕方に至つて旅行劵下れり、關を出づるに及び、何處の郡縣にも彼れの旅行免許證は行渡り居れり、其法令行はれ、禁ずる所止んで、事に滯りなきことは、些細の點に至るまで皆此の如くならざるはなし、苻堅が戎狄の種を以て霸王となり、兵强く國富み、殆んど太平に及びたる者は猛の爲す所にして、勿論さもあるべき次第なり、

注解　「王猛」東晋穆帝の時、秦の苻堅、其君生を弑して自立し、秦天王となる、王猛、苻堅に仕へ、一見舊の如し、堅謂ふ、玄德の孔明に於けるが如しと、一歲中に五たび官を遷す、是に於て農桑を課し、困窮を恤み秦民大に悅ぶ、

今天下治安、大吏奉法、不敢顧私、而府史之屬、招權鬻法、長吏心知而不問、以爲當然、此其弊有二而已、事繁而官不勤、故權在胥吏、欲去其弊也、莫如省事而厲精、省事莫如任人、厲精莫如自上率之、

段落　第三大段の第二小段なり、主意を揭ぐ、

講說　今天下治安にして、大官は法を奉じて私を顧みざれども、府史の屬等は權を招き法を賣り、長吏は心を知れども敢て問はず、以て當然となす、此れ其弊全く二あり、事務繁多にして官吏精勤せざることなるが、之が爲に權は下役にあり、其弊を除かんとするには、事務を省いて精神を勵ますに若くはなし、事務を省くは人に任ずるに若くはなく、精神を勵ますは上より率先するに若くはなし、

文法　沈德潛云ふ、明決の方を提し、以下分承す、○賴山陽云ふ、起手一段は壅蔽せざるの利を說き、今也不然以下は壅蔽の害を說く、今天下治安以下一小段

要求する伎倆を寫し、洞として火を觀るが如し、古今同慨、〇賴山陽云ふ、前說未だ了らず、忽ち後說を出だす、是れ蘇家縱橫の手段、韓、歐諸公の未だ知らざる所なり、

今天下所爲多事者、豈事之誠多耶、吏欲有所鬻而未得、則新故相仍、紛然而不決、此王化之所以壅遏而不行也、』

段落　第二大段の第三小段なり、壅蔽の源因は前條に在るを言ふ、

講說　今日天下の人が多事となす所のことも、其實豈に事の誠に多きならんや、官吏が職權を賣つて利を得んとして未だ得ざる者は、自然、事件を長引かすが故に、新らしきもの古きもの重なり合ひ、紛然として決せざるに由る、此れ王化の壅り遏つて行はれざる所以なり、

昔漢文之覇、百官承職、不待教令而辦、四方之賓至、不求有司、王猛之治秦、事至纖悉、莫不悉擧、而人不以爲煩、蓋史之所記、麻思還冀州、請於猛、猛曰、速裝行矣、至暮而符下、及出關、郡縣皆已被符、其令行禁止、而無留事者、至於纖悉、莫不皆然、苻堅以戎狄之種、至爲覇王、兵强國富、垂及升平者、猛之所爲、固宜其祈也、』

段落　第三大段の第一小段なり、故事を引き、事を省き精を勵ます論據を作る、

講說　昔し齊の桓公晉の文公の覇たりし時、百官は各其職を承け、訓令を待つことなくして事務善く運び、四方の賓客至るも、萬事整ひたる結果、有司に求

り、

文法　沈德潛云ふ、付之於胥吏は、此れ壅蔽の實、〇此句は病根を示せるなり、〇賴山陽云ふ、可使の二字を趂ひ、語勢層累說き下ろ、筆、轉丸の如し、今也不然を以て、一跌轉摺す、〇高梅亭云ふ、時事を陳じ、壅蔽の患を指出して、其胥吏に根するを抉す、最も要害に中る、

昔者漢唐之弊、患法不明而用之不密、使吏得以空虛無據之法、而繩天下、故小人以無法爲姦、今也法令明具、而用之至密、舉天下惟法之知、所欲排者、有少不如法、而可指以爲瑕、所欲與者、雖有所乖戾、而可借法以爲解、故小人以法爲姦、

段落　第二大段の第二小段なり、小人、法を以て姦をなすを言ふ、

講說　昔し漢唐の弊は、其害、法律が明白ならずして之を用ふることが緻密ならざりしに在り、其結果、官吏は空虛にして根據なき法律を以て天下の罪を正すことを得たり、故に小人は法律なきを以て奸惡を行へり、今や法令明かに具はり、之を用ふる點に至つても亦至極綿密にして、天下を擧げて唯だ法のみを研究し、官吏が此を排斥せんと欲する人に對して、小にても法に違ひし點あるときは、指して疵となすことが出來得るなり、又利益を與へんと欲する人に對して、縱令道理に背反する所の事あるも、法律を借りて辯解することが出來得るなり、故に小人は法律を借りて奸惡を行ふ、

注解　「繩」正すなり、

文法　沈德潛云ふ、法明かならざれば、無法を以て姦をなし、法太だ明かなれば、又法を借りて姦をなす、兩意一客一主、此弊、漢、唐、宋、之に分屬す、今日の弊又專ら法を借り奸をなすに在り、〇高梅亭云ふ、無法を以て奸をなし、法を以て奸をなす兩句、胥吏錢賄を

此の如くなる外はあらず、百官の衆き四海の廣きに拘はらず、其骨の節々や脈の筋々をして、相通じて、一とならしめ、之を叩けば必ず聞え、之に觸るれば必ず應ずるやうになすなり、夫れ是を以て天下は一身の如くならしむべく、天子の貴きと士民の賤しきと相愛せしむべく、憂患は同じうせしむべく、緩急は相救はしむべし、

文法　治道、令せずして行はれ禁ぜずして止むも、亦た復た此の如し、○關節脈理の句は正喩融洽の處、○賴山陽云ふ、三蘇竝に譬喩に長じ而して長公最も妙、妙は類に觸れて之を長ずるに在り、

今也不然、天下有不幸而訴其寃、如訴之於天、有不得已而謁其所欲、如謁之於鬼神、公卿大臣不能究其詳悉、而付之於胥吏、故凡賄賂先至者、朝請而夕得、徒手而來者、終年而不獲、至於故常之事、人之所當得而無疑者、莫不務爲留滯以待請屬、擧天下一毫之事、非金錢無以行之、

段落　第二大段の第一小段なり、大臣が胥吏に委任するの害を言ふ、

講說　今や此れとは違ひ、天下の中、不幸にして其寃を訴ふるものあるときは、之を天に訴ふるが如く、已むことを得ずして其欲する所を願ひ出づるものあるときは、之を鬼神に祈願するが如し、而して公卿大臣は其委細を推究むること出來ずして、之を下役に任す、故に凡そ賄賂の先づ至るものは、朝請うて夕に得られ、空手にて來るものは、一年過ぐるも得られず、通例の事柄、而も人人の當然得べき所にして何等の疑ひなきことゝ雖も、務めて長く引張り置きて、依賴〔賄賂的の〕を待たざるなく、天下を擧げて毛筋一本ほどの事なりとも、金錢に非ざれば之を行へぬな

やうになして、天下始めて治まる、

注解　「見察」事實を審明せらるゝなり、「見省」捨て置かれぬなり、「一介」介は个と同じ、「難」窮屈と云ふが如し、

文法　高梅亭云ふ、壅蔽を一決するを要す、先づ壅蔽なきを以て說き起す、是れ反題先正法、○賴山陽云ふ起手、天外より落つるが如し、何也の二字之れなきも亦通ず、然れども下二層を分つ、故に此字を著けざるべからず、

今夫一人之身、有一心兩手而已、疾痛疴癢、動於百體之中、雖其甚微、不足以爲患、而手隨至、夫手之至、豈其一一而聽之心哉、心之所以素愛其身者深、而手之所以素聽於心者熟、是故不待使令而卒然以自至、聖人之治天下、亦如此而已、百官之衆、四海之廣、使其關節脈理相通爲一、叩之而必聞、觸之而必應、夫是以天下可使爲一身、天子之貴、士民之賤、可使相愛、憂患可使同、緩急可使救、』

段落　第一大段の第二小段なり、壅蔽なきの仕方を言ふ、

講說　今夫れ一人の身體には、一つの心と兩方の手とあるのみ、身體の種々なる部分に痛癢の起る場合、其程度は甚だ微少にして別に心配すべき程にあらざるも、手は直ちに其所に至ることとなるが、斯く手の至ることは、何と一一心の指圖を受けてなすことならんや、心が平生其身を愛することが深くして、手が平生心の指圖に從ふことが熟するが故に、別段命令を待たずして忽ちに至るなり、聖人の天下を治るも亦

可レ愛之實一の愛の字に應ず、

纂評

○沈德潛評　大小臣工を合し、通ぜざるの情なからしめ、以て大に天下の心を慰む、是れ一篇の主意、行文反覆曲折、蒙業養安の失を說き盡す、龜鑑となすべし、

○賴山陽評　此篇、五策中に於て最も雄變たり、然れども結尾、少弱を嫌ふ、

決壅蔽

百官を課するの三、○策、四項を別分す、一、百官を課す、二、萬民を安んず、三、貨財を厚うす、四、兵旅を訓す、○四項の中、又目を別つて十七となす、

主意　壅蔽を決するの道は、事を省き精を勵ますべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「緩急可使救」に至るまでを第一大段となす、古への壅蔽なかりしことを言ふ、「今也不然」より「此王化之所以壅遏而不行也」に至るまでを第二大段となす、今の壅蔽あるを言ふ、「昔桓文之霸」より篇尾に至るまでを第三大段となす、處置を言ふ、

所レ貴乎朝廷清明、而天下治平一者、何也、天下不レ訴而無レ冤、不レ謁而得二其所一レ欲、此堯舜之盛也、其次不レ能レ無レ訴、訴而必見レ察、不レ能レ無レ謁、謁而必見レ省、使二遠方之賤吏不一レ知二朝廷之高一、而一介之小民不レ識二官府之難一、而後天下治、

段落　第一大段の第一小段なり、壅蔽なきの狀を叙す、

講說　朝廷が清明にして天下が太平なることが、貴き所以は何ぞや、天下の人、訴へざるも冤なく、願はずして其欲する所を得ればなり、此れは堯舜の盛代に於ての事なり、其次は訴へざるわけにゆかぬも、訴ふるときは必ず察せられ、願はざるわけにゆかぬも、願へば必ず採用せられ、遠方の賤しき役人も朝廷の高きを知らず、一介の小民も官府の難きを知らざる

雖其至賤無以自通於朝廷、然人主之爲、豈有所不可哉、察其善者、卒然召見之、使不知其所從來、如此、則遠方之賤吏、亦務自激發爲善、不以位卑祿薄、無由自通於上、而不修飾、

段落　第四大段の第六小段なり、第五條、

講說　其五に曰く、天下の吏は、一命の爵（最初に賜はる爵）より以上、其極めて微賤にして自ら朝廷に通ずる路なしと雖も、然れども人主の爲す所は豈に不可なる所あらんや、其善きものを察し卒然之を召見し、其從つて來るを知らざらしむること此の如くならば、則ち遠方の賤吏亦務めて自ら勵まして善をなし、位卑く祿薄く、自ら上に通ずる路なきが爲に修飾せざることあらず、

注解　「修飾」自ら修め、行ひを立派にす、

使天下習知天子樂善親賢恤民之心、孜孜不倦如此、翕然皆有所感發、知愛於君、而不可與爲不善、亦將賢人衆多而姦吏衰少、刑法之外有以大慰天下之心焉耳、

段落　第四大段の第七小段なり、

講說　天下の人をして、天子が善を樂み賢を親み民を恤ふるの心が孜々として倦まざること此の如くなるを知らしめば、翕然と一致して何れも感發する所あり、君を愛するを知つて不善をなす可らざらしめば、亦賢人衆多となり、姦吏は衰へて減少せんとす、さすれば、刑法の外、大に天下の心を慰むるあらん、

文法　沈德潛云ふ、第五事上に就き、總べて前文を收繳す、〇賴山陽云ふ、前は其奇變を極め、後は其整齊を極む、是れ文章相配する法、〇愛の字は、篇首の有

しく日夜となく之を召して共に天下の大計を論じ、且つ其人となりを熟觀すべし、

其二曰、太守刺史、天子所寄以遠方之民者、其罷歸、皆當問其所以爲政、民情風俗之所安、亦以揣知其才之所堪、

段落　第四大段の第三小段なり、第二條、

講說　其二に曰く、太守や刺史は天子が遠方の民を委する所のものなれば、其官を罷めて朝廷に歸りたるときは、當に其如何に政治をなせしか、其土地の民情風俗の如何に安堵せるかを問はるべし、斯くなさば、亦以て彼れの才が如何なる點に堪ふるかを察知するに足らん、

其三曰、左右扈從、侍讀侍講之臣、本以論說古今興衰之大要、非以應故事備員數而已、經籍之外、苟有以訪之、無傷也、

段落　第四大段の第四小段なり、第三條、

講說　其三に曰く、左右侍從の臣、並に侍讀、侍講の臣は、本と古今興衰の大要を論說する職にして、先例に應じ員數に備はるのみに非ず、されば經典の外、誠に前に云へる古今興廢の事を御下問あるも妨げなきことなり、

其四曰、吏民上書、苟小有可觀者、宜皆召問優慰、以養其敢言之氣、

段落　第四大段の第五小段なり、第四條、

講說　其四に曰く、官吏、人民の上書は、苟くも少しにても觀るべきものあるときは、皆宜しく召し寄せて御尋ねあり、慇懃の御會釋をせられ、以て其押し切つて意見を上陳するの氣風を養ひ給ふべし、

其五曰、天下之吏、自一命以上、

皆得從容終日、歡如平生、下至士庶人、亦得以自效、故天下稱其言至今、非有文采緣飾、而開心見誠、有以入人之深者、此英主之奇術御天下之大權也、

段落　第三大段の第四小段なり、祖宗の事を引いて之を證す、

講説　昔し我が太祖、太宗の兩皇帝は、天下を有ちし後、法令は簡略にして隔をなさず、當時の大臣將相は皆心置きなく終日も御側に侍し、氣の合へること平日と異ならず、下は士庶人に至るまでも、亦自ら力を效すことを得たり、故に天下の人其言を稱して今に至れり、形式虚飾なくして心を開き誠を見はせしかば、其人心にしみ込むことの深きものあり、此れ英主の奇術にして、天下を御するの大權なり、

注解　「崖岸」廉稜あるなり、「文采緣飾」文采はあやなり、采色なり、緣飾は衣服の緣と飾、

方今治平之日久矣、臣愚以爲宜日新威德、以激昂天下久安怠惰之氣、故陳其五事、以備採擇、

段落　第四大段の第一小段なり、本段の綱を提す、

講説　方今治平の日久し、臣愚以爲へらく、宜しく日に威德を新たにして、天下久しく泰平にして怠惰の氣を引立つべし、故に其五箇條を陳述して、以て採擇に供す、

文法　元成以下を説き出ださず、此れ進言の體、

其一曰、將相之臣、天子所恃以爲治者、宜日夜召論天下之大計、且以熟觀其爲人、

段落　第四大段の第二小段なり、第一條、

講説　其一に曰く、臣下の中に於て宰相、大將は、天子が政治を爲す上に恃みとなす所のものなれば、宜

是以去苛禮而務至誠、黜虚名而求實效、不愛高位重祿、以致山林之士、而欲聞切直不隱之言者、凡皆以通上下之情也、」

段落　第三大段の第二小段なり、解決、

講説　創業の君は布衣とて、身分なき地位より起るが故に、其大臣なり將軍なり宰相なり、皆手を握り合ふ程の好あり、凡そ朝廷に在る者は、何れも食物で言はゞ嘗め啜り見たると同様に、善く其人となりに熟して、其才の短處、長處を知り居るなり、彼れ天下を視ること一身の如く、苟くも痛み所にてもあるときは、其手足が期せずして自然に之を救ふと一般、群臣皆役に立つなり、此の時に當りては、近き心配はありとも遠き災害は之れあらず、然るに其子孫に及んで、奥まりたる宮室の中に生れて富貴の地位に狎れ、君と臣との間は尊卑が甚だしく隔たり、上と下との情愛は疎遠となり、又禮節は繁多となつて君臣の義は薄弱となるが故に、近き心配をば生ぜざれども遠き災害をば生ずる次第なり、其一朝事あるに及んでは、固より之を救ふべからず、聖人其然るを知る、之が爲め苛禮を去つて至誠を務め、虚名を斥けて實效を求め、高位重祿を愛せず、以て山林の士を招き致して、親切正直にして隱し立てなき意見を聞かんと欲するものは凡べて上下の情を通ずるなり、

注解　「嘗試」實驗するなり、「嚌啜」嚌はなむる啜は拾ひ食ふ、「闊」疎なり、

文法　沈德潛云ふ、通上下之情は、是れ一篇の主意、○又云ふ、前半勢を作し、或は反語、或は正言、處々注射、情の通と不通と、此に至り分明點出、愈よ勢をなし、愈よ力あるなり、○賴山陽云ふ、坡策、當世の弊を言はんと欲する所にして言ひ難きもの、每に前事を引いて之を形す、便ち平々礙せず、且つ文態變化す、○又云ふ、前世の弊より當代祖宗の事處に入る、聖人云々を以て上を承け下を起す、老蘇の上韓太尉書の嗚呼不有聖人誰善其後と同一筆法、

昔我太祖太宗、既有天下、法令簡約、不爲崖岸、當時大臣將相、

於元成哀平二、四夷嚮レ風、兵革不レ試、而王莽一豎子、乃擧而移レ之、不レ用二寸兵尺鐵一、而天下屛息、莫二敢或爭一、此其故何也、

段落　第三大段の第一小段なり、疑問、

講說　臣嘗て觀察せし所に由るに、西漢の初め高祖創業の際に方つては、事變の起りしことも隨分頻繁なりき、而して高祖は項羽一家の傷を負ひ、大破に及びたる後に於て、韓信、黥布の徒と中原に競爭せしが此六七公は皆衆人に勝ぐれたる資質を以て、土地に據り多數の甲兵を有し、其勢ひは叛亂を興すに足る程なりしも、天下は終に動搖することなくして、結局漢の天下に一定して十數代を傳へたり、而して元帝、成帝、哀帝、平帝の時に至り、四方の夷狄も漢の風化に向ひ、兵革も用ふることなかりき、然るに王莽は一豎子なるに拘はらず、天下を擧げて之を己れに移し、少しの武器をも用ひざるに、天下は息を凝して沈默し、敢て之と爭ひたる者なかりしは、其理由如何ぞや、

文法　賴山陽云ふ、一反、結尾忽ち頓轡を示し便ち臣嘗觀西漢之初を以て端を改む、文調絕佳、

創業之君出二於布衣一、其大臣將相、皆有二握手之歡一、凡在二朝廷一者、皆有三嘗試嚌啜、以知二其才之短長一、彼其視二天下一如二一身一、苟有二疾痛一、其手足不レ期而自救、當二此之時一、雖レ有二近憂一、而無二遠患一、及二其子孫一、生二於深宮之中一、而狃二於富貴之勢一、尊卑闊絕、而上下之情疏、禮節繁多、而君臣之義薄、是故不レ爲二近憂一、而常爲二遠患一、及二其一旦一、固已不レ可レ救矣、聖人知二其然一、

相承而心不服、其腐儒老生又出而爲之說曰、天子不可以妄有言也、史且書之、後世且以爲譏、使其君臣相視而不相知、如此則偶人而已矣、天下之心既已去、而倀倀焉抱其空器、不知英雄豪傑已議其後、

段落　第二大段の第四小段なり、前小段の反對を擧ぐ、

講說　後世に至るに及んでは、前に述べたるが如き先王の法制を破壞し、安逸快樂に安んじて其過を聞くことを惡む、之が爲め尊大の風を養成して自ら其位地を高きものとし、成るべく奧床しく嚴格なる態度を粧ひ、天下の人が手をこまぬき容貌の上にて服從するのみにて、心中は服せざるやうになすなり、其上に腐儒や老書生等は出でゝ、之が理窟を立てゝ曰く、天子は妄りに言を發するわけにゆかぬものなり、若し何か言ひ出さるゝときは、史官は之を記錄に書き留め、後世は之を非難すべければと、其結果、君臣は互に相視ると雖も其人の如何を知らず、此の如くなれば則ち偶人に過ぎず、天下の心最早去れるに、尙ほ倀々焉とうろつき、有名無實の天下を握つて、英雄豪傑が後より天下を取らんとして、彼れ是れ相談することを知らずしてあるなり、

注解　「倀々」目的なき有樣、

臣嘗觀西漢之初、高祖創業之際、事變之興、亦已繁矣、而高祖以項氏創殘之餘、與信布之徒、爭馳於中原、此六七公者、皆以絕人之姿、據有土地甲兵之衆、其勢足以爲亂、然天下終以不搖、卒定於漢、傳十數世矣、而至

也、而五載一巡狩、朝諸侯於方岳之下、親見其耆老賢士大夫、以周知天下之風俗、凡此者、非以爲苟勞而已、將以馴致服習天下之心、使不至於扞格而難操也、

段落　第二大段の第三小段なり、譬を説く、

講説　昔に於て天下を有ちしものは、日夜其百官を勵まし、其人民を撫で摩り、之が朝聘會同燕享の禮を作つて、諸侯と好意を交換し、歳時月朔に民を召び集め、法を讀み聞かせ酒を飲ませ蜡臘の祭をなして、萬民の情を遂げ、大事あるときは、庶人より以上外朝に出でゝ其意見を陳述することを得、其れにても猶未だ足らずとなし、五年毎に一たび巡狩し、地方地方の諸侯を方岳の下に參内せしめ、親しく其地の故老賢士大夫に謁見を賜はり、斯くて天下の風俗を遍ねく知り抜くなり、凡そ此等の事は無意味に骨折するにあらで、天下の心を馴し習れしめて、差支を生じ取扱ひ惡きに至らしめざらんとする爲なり、

注解　「朝聘」朝は朝廷へ參覲すること、聘は聘物を持參して機嫌を伺ふこと、「會同」會は諸侯が臨時に會見すること、同は十二年目に朝すること、「致民讀法」周禮に云ふ、正月の吉、各其州の民を屬めて法を讀み、以て其德行道藝を考ふ、「飮酒」鄕飮酒とて、鄕の親睦會の如きもの、「蜡臘」年末に於ける祭の名、周には蜡と曰ひ、殷には臘と曰ふ、「五歳一巡狩」書經の舜典に見ゆ、「方岳」四方の岳なり、卽ち東岳は泰山、西岳は華山、北岳は恒山、南岳は衡山、

文法　茅鹿門云ふ、器上に就いて又古人の得所を將て一翻す、摹寫生色あり、○賴山陽云ふ、「三たび不至於扞格而難」操を言ふ、是れ讀者の耳目を迷はし、其板を見ざらしむ、

及至後世、壞先王之法、安於逸樂、而惡聞其過、是以養尊而自高、務爲深嚴、使天下拱手以貌

深淵に臨むが如しと、「顚沛」偃仆なり、

文法　頼山陽云ふ、天何言哉は、古語を出だし俳調をなす、遂に文病を免れず、

天下者器也、天子者有此器者也、器久不用而置諸篋笥、則器與人不相習、是以扞格而難操、良工者使手習知其器、而器亦習知其手、手與器相信而不相疑、夫是故所爲而成也、天下之患、非經營禍亂之足憂、而養安無事之可畏、何者懼其一旦至於扞格而難操也、

段落　第二大段の第二小段なり、譬喩、

講說　天下は譬へば器なり、天子は此器を所有するものなり、器は久しく用ひずして之を箱の中に入れ置くときは、器と人と習れざることゝなり、之が爲め差支へて取扱ひ惡し、上手なる工藝人は、己が手を其器に習らし、又其器を己が手に習らし、手と器と互に相信じて相疑はず、是の故に爲す所あれば則ち成るなり、天下の患は、禍亂を經理することが心配すべき事なるにはあらで、生養安樂の狀態にて無事なることが畏るべきなり、何となれば、其一旦差支へて取扱ひ惡きに至る恐れあればなり、

文法　沈德潛云ふ、隱に上下の情相通ずるに喩ふ、○頼山陽云ふ、譬を挿む處、起句突如として來る、文調絕佳、

昔之有天下者、日夜淬勵其百官、撫摩其人民、爲之朝聘會同燕享、以交諸侯之歡、歲時月朔、致民讀法飲酒蜡臘、以遂萬民之情、有大事、自庶人以上、皆得至於外朝以盡其詞、猶以爲未

末也、天子甚尊、大夫士甚賤、奔走萬里、無敢後先、儼然南面以臨其臣曰、天何言哉、百官俯首就位、歛足而退、兢兢惟恐有罪、群臣相率爲苟安之計、賢者既無所施其才、而愚者亦有所容其不肖、擧天下之事、聽其自爲而已、及乎事出於非常、變起於不測、視天下莫與同其患、雖欲分國以與人、而且不及矣、秦二世唐德宗、蓋用此術、以至於顚沛而不悟、豈不悲哉、』

段落　第二大段の第一小段なり、獨裁の危きを言ふ、

講説　古へに於て天下を失ひしものは、皆一日の過失に因つて此に至りしに非ず、但し其君臣の權が夙くより已に去り居りしなり、然るに丁度其事變に遇ひしかば、之が爲に一たび散亂して復た收むる能はず、其未だ此に至らざる時に方つては、天子は甚だ尊く、大夫士は甚だ賤しく、萬里に奔走して先となり後となるも、己れの勝手になす者なし、天子はいかめしく南面の位に居り、其臣下に臨んで曰く、天は何をか言ふやと、百官は首を俯し己れの席次に就き、足を歛めて退き、兢々然として惟だ罪あらんことを恐れ、群臣一所になつて一時凌ぎの計を爲し、賢者は其才を施す所なき上に、愚者亦其不肖の置かれ場所あり、天下の事を擧げて偏へに天子自身の勝手次第なり、然るに事件が非常の性質に發して、變亂が不測の場合に起るに及び、天下を視るに己れと心配を共にする者なく、國を分つて人に與へんと欲するも尙ほ間に合はざる始末となる、秦の二世、唐の德宗は、蓋し此術を用ひ、其れが爲にひつくりかへつて目の覺めざるに至る、何と悲むべきことならずや、

注解　「兢々」恐懼の貌、詩經の小雅に云ふ、戰々兢々

に僅かなり、故に古への聖人は、己が天子として臣民の畏るべき實あることを恃まずして、其愛すべきの實あることを恃みとし、己が主權者として拔くべからざるの勢ひあるを恃まずして、其叛くに忍びざるの心を恃みとするなり、何となれば、天子の居る所の位は天下に於て至極危きものなればなり、

文法　沈德潛云ふ、蒼々莽々として來る、○賴山陽云ふ、其所居者天下之至危也、此句に非ざれば、上を結び下を生ずる能はず、○又云ふ、古之聖人云々、本と當に此れを以て起手となすべし、却つて天子者云々を以て散々說き來り、承くるに此句を以てす、故意に局勢を變ずるなり、○恃其有不忍叛之心の句は、主意を化す、

天子恃公卿、以有其天下、公卿大夫士、以至於民、轉相屬也、以有其富貴、苟不得其心、而欲羈之以區區之名、控之以不足恃之勢者、其平居無事、猶有以相制、一旦有急、是皆行道之人、掉臂而去、尙安得而用之、

段落　第一大段の第二小段なり、屬隸の恃むに足らざるを言ふ、

講說　天子は公卿を恃みとして其天下を有ち、公卿より下人民に至るまで、次第に相屬隸して其富貴を有す、苟くも其屬隸の心を得ずして、區々たる名義を以て之を繫ぎとめ、恃むに足らざるの勢ひを以て之を押へ止めんとするも、成る程平生無事の時に於ては猶ほ制御するに足るべきも、一旦急變あるに及んでは、皆道路にて行き逢ひたるが如き他人となり、臂を掉つて去るべければ、尙ほ如何にして之を用ふることを得んや、

古之失天下者、皆非一日之過、其君臣之權、去已久矣、適會其變、是以一散而不可復收、方其

○茅鹿門評　庸俗の論を破る、奇氣あり、

○沈德潛評　狂猾は、卽ち謂はゆる知勇の士なり、聖人、術を以て之を激發し、之をして踴躍奔赴せしめ、而して坐して其功を收む、正に痿を病むもの、必ず其精神を振發し、然る後以て爲すあるべきが如きなり、前伏後應、一氣相生す、文の最も紀律に嚴なるもの、庸人の論を破るは、正に以て功名の門を開く、兩層を分つと雖も實は是れ一意、

策略五

主意　天子の地位をして危からざらしめんと欲せば、上下の情を通ずるに若くはなしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「倘安得而用之」に至るまでを第一大段となす、天子の危きことを略說す、「古之失天下者」より「不知英雄豪傑已議其後」に至るまでを第二大段となす、天子の危きことを詳說す、「臣嘗觀西漢」より「御天下之大權也」に至るまでを第三大段となす、主意を發揮す、「方今治安之日久矣」より篇尾に至るまでを第四大段となす、主意を實行すべき方を擧ぐ、

臣聞天子者以其一身寄之乎巍巍之上、以其一心運之乎茫茫之中、安而爲太山、危而爲累卵、其間不容毫釐、是故古之聖人、不恃其有可畏之實、而恃其有可愛之實、不恃其有不可拔之勢、而恃其有不忍叛之心、何則其所居者、天下之至危也、』

段落　第一大段の第一小段なり、聖人の危地に處するの道を言ふ、

講說　臣聞く、天子は其一身を以て之を巍々たる高き位の上に寄せ、其一心を以て茫々たる天下の中に運らす、安きときは泰山となり、危きときは累卵となる、其安危の間は、一毫一釐を容るゝ餘地もなきほど

言に曰く、古への人は何故に踽々涼々と獨り世の中を行き、人に親まれぬや、苟くも此世に生るゝ以上、此の世の中の行動を共にし、善く云はるれば可なりと、孔子、孟子は、彼等が中庸に似寄れるも其實中道の道に非ずと考へられしが故に、德の賊とは曰はれしなり、孔子は鄕原が夫の德を害するを惡まれしかば、狂者とて、志の大にして實行の足らぬ人を得て、之を見んと欲し、此狂者も亦見ることを得ざりしかば、今度は獧者とて、知は足らざれとも守る所あるの人を得て、之を見んと欲し、其言に曰く、狂者は進んで取り、獧者は爲さゞる所あるなり、今日の患は、狂者、獧者を取らずして鄕原を取ることとなり、之が爲に今日の如く人が皆靡々と力抜(チカラヌ)けして、振起する能はざるなり、孔子は子思が從つて中庸を受けたる方(カタ)なり、孟子は子思が中庸をば授けたる人なり、然して此の中庸の授受者たる孔孟ともに、狂者獧者を得て之に與せんと欲せり、然らば則ち天下を鍛(キタ)へて其怠惰を引立つるものは、狂者獧者の賢なるに若くものはなし、臣故に庸人の論を破り功名の門を開いて、而して後に天下爲(ヲサ)むべしと曰へるなり、

注解　「皇極」皇は大なり、書經の洪範の語、「鄕原」論語陽化篇に曰ふ、鄕原德之賊也と、原は愿に同じ、誠なり、俗人中に於て善人と謂はるゝ者、「一鄕皆稱原人云々」孟子盡心下篇の語、「踽々涼々」孟子盡心下篇に出づ、朱注に云ふ、踽々は獨行進まざるの貌、涼々は薄きなり、人に親厚せられざるなりと、四書燃犀解に云ふ、踽々は是れ己れを立つる嚴峻、涼々は是れ人を待つ疏薄、「狂者」狂者は志極めて高くして、行(オコナヒ)、掩はざるもの、「獧者」知未だ及ばずして、守(マモリ)、餘りあるもの、「曰狂者進取云々」孟子盡心下篇に出づ、論語には獧を狷に作る、朱注に云ふ、有レ所レ不レ爲者は恥を知り、自ら好んで不善を爲さゞるの人なりと、

文法　賴山陽云ふ、寬深不測と中庸と、本と是れ二段而して下段の尾に於て、淬二勵天下一而作二其怠惰一云々と曰ふ、重きを下段に歸するに似たり、讀者只だ快心讀下、其漏墜を覺えず、是等の放蕩、唯だ坡文之れあり、

纂評

○唐荊川評　此篇前後各自ら段落起伏をなす、壅蔽篇と同じ、

之所謂中庸者、循循焉爲衆人之所能爲、斯以爲中庸矣、此孔子孟子之謂鄉原也、一鄉皆稱原人焉、無所往而不爲原人、同乎流俗、合乎汙世、曰古之人何爲踽踽涼涼、生斯世也、爲斯世也、善斯可矣、謂其近於中庸而非、故曰德之賊也、孔子孟子、惡鄉原之賊夫德也、欲得狂者而見之、狂者又不可得見、欲得獧者而見之、曰狂者進取、獧者有所不爲也、今日之患、惟不取於狂者獧者、皆取於鄉原、是以若此、靡靡不立也、孔子、子思之所從受中庸者也、孟子、子思之所授以中庸者也、然皆欲得狂者獧者而與之、然則淬勵天下而作其怠惰、莫如狂者獧者之賢也、臣故曰、破庸人之論、開功名之門、而後天下可爲也、

段落　第四大段の第三小段なり、中庸の論を破る、

講說　古へに於て中庸と稱する所のものは、萬物の道理を盡して過ぎず、故に亦皇極と謂ふ、極は盡くると云ふことなり、後の中庸と稱する所のものは、循々焉と仕來りの儘に人の能く爲す所を爲し、斯れをば中庸と心得るなり、此れは孔子や孟子が鄉原と名づけたる所のものなり、鄉原とは、一鄉の人皆謹直と云ふ評判を立て、何處へ往くも謹直者と評判せられぬことなし、流俗と同じく、汚れたる世に合す、彼等の

夫寛深不測之量、古人所以臨大事而不亂、有以鎭世俗之躁、蓋非以隔絕上下之情、養尊自安也、譽之則勸、非之則沮、聞善則喜、見惡則怒、此三代聖人之所共也、而後之君子必曰、譽之不勸、非之不沮、聞善不喜、見惡不怒、斯以爲不測之量、不已過乎、夫有勸有阻、有喜有怒、然後有間而可入、有間而可入、然後知者得爲之謀、才者得爲之用、後之君子務爲無間、天下誰能入之、

段落　第四大段の第二小段なり、寛深不測の量を非とす、

講說　夫れ寛深不測の度量は、古人が大事に臨んで亂るゝことなく、以て世俗の輕躁を鎭むる原因となるものにて、蓋し上下の情を遮斷して尊大に構へて自ら安んずるにはあらず、凡そ譽むるときは勸み、非るときは沮み、善を聞けば喜び、惡を聞けば怒るは、此れ夏殷周三代の聖人が共通せし所なるに、後の君子は限つて曰ふやう、譽むるも之が爲に勸まず、人非るも之が爲に沮まず、善を聞きても喜ばず、惡を聞きても怒らずと、斯かる事を以て不測の量と心得居るは、甚だ過ち居らずや、夫れ勸むことあり、沮むことあり、喜ぶことあり、怒ることあり、然る後附け入るべき間隙あり、附け入るべき間隙あつて、然る後智ある者は之が謀をなすを得、才ある者は之が働きをなすを得るなり、然るに後の君子は務めて間隙なきやうにすることとなれば、誰か能く之に附け入らんや、

古之所謂中庸者、盡萬物之理而不過、故亦曰皇極、夫極盡也、後

何にと云ふに）其利害の端緒を開き、其榮辱の差等を辨じ、彼等をして躍り上つて奔走し、皆我れに使はして自覺せざらしむることとなり、夫れ右の次第なるを以て、坐しながら其好結果を握るを得、夫れ天下の人をして何れも皆働かずして其企望を得んことを欲せしめば、天子は誰と此天下を共にせんや、治まりの附かぬことゝなる、現在天下の泰平なる、日久しきことにて、天下の患は正に此に在り、臣故に曰く、庸人の論を破り功名の門を開き、而して後天下は治め得らるゝなりと、

注解　「翹々然」企望の貌、

文法　茅鹿門云ふ、以術起之は本旨、○賴山陽云ふ、轉捩の一語、極めて力あり、尤も妙なるは、未だ言ひ盡さずして再轉するに在り、是等の處、蘇家の獨擅、○又云ふ、三蘇毎々虛字數言を以て、一反一正、空に駕し論を立て、切に人情に入る、是れ亦其一家の妙訣此篇の天下皆爲而已不レ爲が如き是れなり、○開功名之門は上を收め、破庸人之論は下を起す、

『今夫庸人之論有レ二、其上之人務爲二寬深不測之量一、而下之士好レ言二中庸之道一、此二者皆庸人相與議二論、擧二先賢之言一、而猶取二其近似者一、以自解二說其無能一、而已矣、』

段落　第四大段の第一小段なり、先づ庸人の論二種を擧ぐ、

講說　今夫れ庸人の論に二種あり、其一は上の人が成るべく寬かに深くして奧底の知れぬ度量を示すことにて、其には下の人が好んで中庸の道を云ふことなり、此二つのものは何れも庸人が相與に議論をなし、先賢の言を擧げて其似寄りたる理窟をあさり取つて、自ら無能の辨解をなすのみ、

文法　賴山陽云ふ、一篇中三處重提す、此法、荀卿、柳子厚より皆然り、惟だ讀者の耳目を醒すのみならず、段落承接し難き處、此れを以て斷制せば、便ち力を費さず、

ず、才能なきものは益すだらけて用を爲さず、此時に當り、人君は爲す所あらんと欲するも、左右前後は何れも使役するに足るものなし、是を以て綱紀は日に壞れて自ら知らず、此れ其害の性質は、豈特に英雄豪傑の士が後じさりを爲すのみならんや、

注解　「靡然」なびき臥す貌、

文法　沈德潛云ふ、於是能者不自憤發は、水の衰へ易きに對して言ふ、

聖人則不然、當其久安于逸樂也、則以術起之、使天下之心翹翹然常喜於爲善、是故能安而不衰、且夫人君之所恃以爲天下者、天下皆爲而已不爲、夫使天下皆爲而已不爲者、開其利害之端、而辨其榮辱之等、使之踊躍奔走、皆爲我役而不自知、夫是以坐而收其功也、如使天下皆欲不爲而得、則天子誰與共天下哉、今者治平之日久矣、天下之患、正在此也、臣故曰、破庸人之論、開功名之門、而後天下可爲也、』

段落　第三大段の第三小段なり、功名の利を言ふ、

講說　聖人は斯の如き仕方を爲さず、天下の人が久しく安逸游樂に安んじて無氣力なる時に當つては、術を以て之を振ひ起し、天下の人をして翹々然と企望を抱いて常に善を爲すを喜ばしむ、故に能く安泰して衰ふることなし、且つ夫れ人君が天下を治むる上に於て恃みとする所は、天下の人をして皆勤勞せしめて、己れは勤勞せざるに在り、夫れ天下の人をして皆勤勞せしめて己れ勤勞せざるものは、(其方法如

て利を爭ひ、唯だ天下の一日たりとも無事ならんことを恐る、是を以て人人各己れの才能を盡し、不肖者と雖も亦自ら勵みて、怠りて意氣地なきに至らず、故に其勇者は互に呑み合ひ、智者は互に害し合ひ、之が爲め天下の人は安んじて生活する能はず、

注解　「淬厲」前に出す、

文法　沈德潛云ふ、水の殺ぎ難きに對して言ふ、○賴山陽云ふ、喩より正に入る處、分明に第一首の正喩夾寫の奇に若かず、然れども彼れは一章を穿插し、此れは全篇を引起す、結構各異なるあるのみ、

爲天下者、知夫大亂之本、起於智勇之士、爭利而無厭、是故天下既平、則削去其具、抑遠天下剛健好名之士、而奬用柔懦謹畏之人、不過數十年、天下靡然無復往事之喜事也、於是能者不自憤發、而無以見其能、不能者益以弛廢而無用、當是之時、人君欲有所爲、而左右前後皆無足使者、是以綱紀日壞、而不自知、此其爲患、豈特英雄豪傑之士、趦趄而已哉、

段落　第三大段の第二小段なり、治者には能者不能者共に用を爲さゞるを言ふ、

講說　天下を治る所の人は、夫の大亂の本は智勇の士が利を爭ひて厭ふことなきより起るを知れり、此故に天下已に太平となるに及んでは、亂を作る所の機關卽ち兵器の如きものを削り去り、天下に於ける剛健の性質にて名譽を好む人をば抑へ遠ざけて、懦弱にして氣の小さき人を進め用ふることとなるが、數十年を出でざるに天下は靡然と此方に傾きて、最早往時の如く事を喜ぶもののなきに至る、是に於て才能ある者は自ら憤發せずして其才能を見はすこと出來

人知江河之有水患也、而以爲沼沚之可以無憂、是烏知舟楫灌漑之利哉、

段落　第二大段なり、

講說　夫れ天下を治むる仕方は丁度水を治むるが如し、水の勢が急流にして、岸を衝き隄防を破つて、押し出し躍り上り突き流して止むることを得ざる場合に於ては、人力の有る限りを盡して少許の勢を殺がんとするも得べからず、然るに其勢の衰へて減退する時となつては、駸々乎として速かなることは、一日をも待たぬ位なり、故に善く水を治むるには、唯だ其勢ひを殺ぎ難き心配あるのみならず、又其勢ひの衰へ易き患へあり、乃ち之を導くに方法あり、之を切落すに次第あり、其故き水を排泄して其新らしき水を引込み、塞がり滯り腐敗して用をなさゞる迄に至らざらしむ、扨も世の人は江河の如き大川に水害あることを知るも、反つて沼沚などは心配なしと思ふ、是れ何として航行や灌漑の利益を知らんや、

注解　「騰」上躍なり、「蕩」押し流す、「駸々」行くことの速かなる形容、「沼沚」沚は小渚なり、

文法　茅鹿門云ふ、穎濱の君術五と同じ、○賴山陽云ふ、三蘇毎に水を以て天下の勢に譬ふ、各々誦すべし、此篇、破題の下、直ちに水を以て治亂の大勢に喩入す、文境尤も壯濶、奇氣あり、

夫天下之未平、英雄豪傑之士、務以其所長、角奔而爭利、惟恐天下一日無事也、是以人人各盡其材、雖不肖者、亦自淬厲而不至於怠廢、故其勇者相吞、智者相賊、使天下不安其生、

段落　第三大段の第一小段なり、亂世には智勇の士力を致すを言ふ、

講說　夫れ天下の未だ太平に及ばざる時に於ては、英雄豪傑の士は務めて己れの長ずる所を以て競爭し

策略四

主意　庸人の論を破つて功名の門を開くべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而後天下可爲也」に至るまでを第一大段となす、大意を掲ぐ、「夫治天下」より「烏知舟楫灌漑之利哉」に至るまでを第二大段となす、譬喩、「夫天下之未平」より「天下可爲也」に至るまでを第三大段となす、主意を詳説す「今夫庸人之論」より篇尾に至るまでを第四大段となす、庸人の論を説破す、

天子與執政之大臣、既已相得而無疑、可以盡其所懷、直己而行道、則夫當今之所宜先者、莫如破庸人之論、以開功名之門、而後天下可爲也、

段落　第一大段なり、

講説　天子が執政の大臣と既に相信じて、疑念もなき以上は、其心に懷ふ所を盡し、己れを直くして道を行ふべし、されば當今第一に着手すべき所のことは、庸人の論を破つて功名の入口を開くべきなり、斯くて後天下に政治を行ふを得るなり、

文法　沈德潛云ふ、開頭大旨を掲破し、以下發明す、

夫治天下、譬如治水、方其奔衝潰決、騰涌漂蕩、而不可禁止也、雖欲盡人力之所至、以求殺其尺寸之勢、而不可得、及其既衰且退也、駸駸乎若不足以終日、故夫善治水者、不惟有難殺之憂、而又有易衰之患、導之有方、決之有漸、疏其故而納其新、使不至於壅閉腐敗而無用、嗟夫

苟天子一日赫然奮其剛明之威、使天下明知人主欲有所立、則智者願效其謀、勇者樂致其死、縱橫顚倒、無所施而不可、苟人主不先自斷於中、群臣雖有伊呂稷契、無如之何、故臣特以人主自斷而欲有所立爲先、而後論所以爲立之要云、

段落　第三大段の第四小段なり、天子の剛德を以て自立すべきを論ず、

講說　苟くも天が一旦赫然と其剛健明白の威を奮ひ天下の人をして天子が立つ所あることを欲する由を知らしめなば、其結果、智者は其謀を效さんことを願ひ、勇者は其死を致さんことを樂み、四方上下、何處へ施すも不可なる所なし、苟くも人主自ら其心の中に斷ぜざるときは、群臣の中に伊、呂、稷、契の如き賢人ありと雖も、之を如何ともする能はざるべし、故に臣は特に人主が自ら斷じて、立つ所あるを欲するを急務となして之を論じ、而して後如何にして立つかの方法に就いて要點を論ぜんとす、

注解　「顚倒」上下と云ふが如し、「伊呂稷契」殷の伊尹、周の太公望、唐、虞の稷、契二人、

文法　沈德潛云ふ、末句は後論を引起す、○此れ則ち先づ人主自ら斷ずるを以て策略の始めとなし、下四篇、其事を指して之を論ず、

纂評

○沈德潛評　儲同人云ふ、宋、國本を立つる弱し、而して仁宗、位に在り、蒙業養安、將に優柔振はざるの弊あらんとす、此篇、當時の國勢を說く處、字々切中、賈生の治安を策すると、肩を比すべし、

宋の弊を受くる、頹墮に由る、南渡の後に至り、尤も甚し、而して仁宗の朝、其先徵なり、痛切之を言ふ、先づ其病を言ひ、後救ふに方を以てす、長沙の痛哭に比す、○公、仁宗の朝に於て、其勵精圖治を勉む、書を神宗に上るに及び、又其祖に法り養安するを勸む、時勢同じからず、言を立つるも亦異なるなり、

文法　沈德潛云ふ、漢を借り宋を規す、

夫君者天也、仲尼贊易、稱天之德曰、天行健、君子以自强不息、由此觀之、天之所以剛健而不屈者、以其動而不息也、惟其動而不息、是以萬物雜然、各得其職而不亂、其光爲日月、其文爲星辰、其威爲雷霆、其澤爲雨露、皆生於動者也、使天而不知動、則其塊然者、將腐壞而不能自持、況能以御萬物哉、

段落　第三大段の第三小段なり、天の德の剛健なるを言ふ、

講說　夫れ君は天なり、「其地位」仲尼易を贊し天の德を稱して曰く、天の運行するは健にして、自ら勉め休息することなしと、此れに由つて之を觀れば、天の剛健にして屈せざる所以は、其動いて息まざるが爲なり、斯く動いて息まざればこそ萬物の種々雜多なる、各其職を得て亂れず、其光は日月となり、其文は星辰となり、其威は雷霆となり、其澤は雨露となる、是れは皆動くより生ずるものなり、若し天が動かぬものなりとせば、塊然とかたまりたる一個の物體にして、腐れ敗れて自ら持ちこたへられざるなり、況や能く萬物を統御することあらんや、

注解　「天行健云々」易の乾卦彖傳の語、「塊然」凝結の貌、

文法　沈德潛云ふ、前には病を借りて以て無形の病を禦ぎ、此には天行を借りて以て振刷立つゐるを示す、○茅鹿門云ふ、議論游衍、○賴山陽云ふ、纔かに救弊を說く一句、忽ち古事に入る、又易を引き天を以て君に喩へ、君の立つ所あるを說く、前面病喩より正意に入る、同一章法、其筆を用ふる異なり、時に轉摺あるに因り、故に讀む者覺えざるのみ、

醫が、様子を見し計りにて驚く所なり、但し其病の由つて起る所のもの深ければ、之を療治する方法に至つても、固より粗略綏慢姑息の術にて病を去るわけにゆかざるなり、

注解　「扁鵲」晉の昭公の時の神醫、「倉公」太倉公、漢の文帝の時の名醫、

而天下之士、方且掇拾三代之遺文、補葺漢唐之故事、以爲區區之論、可以濟世、不已疎乎、方今之勢、苟不能滌蕩振刷而卓然有所立、未見其可也、

段落　第二大段の第四小段なり、無形の患も荒療治を要するを言ふ、

講說　然るに天下の士は、兎角三代より傳はれる古き書物などを拾ひ綴り、漢唐の故事を繕ひ集めつゝあり、區々の議論にて世を濟ひ得べしとなすは、甚だ疎漏千萬ならずや、方今の勢は苟くも根本的に洗ひ淸め削り直して、卓然としつかり立つ所あるに非ざれば、自分には結構と思はれぬなり、

注解　「滌蕩振刷」滌蕩は洗ひ流す、振はふるふ、刷は除くなり、

文法　沈德潛云ふ、滌蕩振刷は一篇の正意、○賴山陽云ふ、是れ一篇手を下す處、

臣嘗觀西漢之衰、其君皆非有暴鷙淫虐之行、特以怠惰弛廢、溺於宴安、畏期月之勞、而忘千載之患、是以日趨於亡而不自知也、

段落　第三大段の第一小段なり、先づ故事を引く、

講說　臣嘗て觀るに、西漢の末に於ては、其君は何れも暴强淫虐の行ひありしにあらず、特に怠り弛み宴安に溺れ、一年一月の勤勞を畏れて千載の患を忘れしを以て、之が爲め日に滅亡の方に傾きて、自覺せざりしなり、

るに上下の間柄通せず、君臣の間柄親ます、四夷交も侵し、邊鄙の寧からざる災あるにはあらず、而るに中國は皇々として安からず、常に外憂あり、此れ臣の大に惑ふ所以なり、

注解　「威福」書の洪範に云ふ、惟れ辟、福を作し、惟れ辟、威を作すと、「皇々」不安の貌、

文法　沈德潛云ふ、刑政寛弛の弊を寫し出す、則ち前四項を用ひて形出す、○賴山陽云ふ、今時に入り、重說一番、其實前面云々、此案を倣するのみ、是れ時策の體、

今夫醫之治病、切脈觀色、聽其聲音、而知病之所由起、曰此寒也、此熱也、或曰此寒熱之相搏也、及其他無不可爲者、今且有人、悅然而不樂、問其所苦、且不能自言、則其受病有深而不可測者矣、其言語飲食、起居動作、固無以異於常人、此庸醫之所以爲無足憂、而扁鵲倉公之所以望而驚也、其病之所由起者深、則其所以治之者、固非鹵莽因循苟且之所能去也、

段落　第二大段の第三小段、譬喩、

講說　今彼の醫者が病氣を療治するには、脈をとり色を觀、其音聲を聽いて、病の由つて起る所を知り、此の病症は寒なり、熱なり、或は寒と熱との互に衝突するなりと曰ひ、其他の病症に至るまで、治療の施すべからざる者なし、然るに今一寸此に人あつて、悅然と氣の拔けたるが如くに面白からず、其苦しき所を問へども自ら言ふ能はず、其病を受くること深くして測るべからざる者あり矣、其言語飲食、起居動作に何れも固より常人に異なるものなし、此れ庸醫が心配するに足らずと爲す所にして、扁鵲、倉公の如き名

形、此其有未測者也』、

段落　第二大段の第一小段なり、無形の憂への畏るべきを言ふ、

講說　天下の患は、其患なることを知らずして而して實際は患なるより大なるものはなし、其患なることを知らずして患なる性質の者に至つては、是れ手をこまぬき亂るゝを待つものなり、我が國家の大兵亂あらざること已に殆ど百年の久しき間なり、天下に泰平の名あれども泰平の實なく、憂ふべき勢あれども憂ふべき形なし、此れ將來如何に大なる禍に立至るべきか、測られざるものあり、

注解　「幾百年矣」幾はほとんどと訓ず、仁宗の景祐元年趙元昊反するに至るまで、太祖より以來兵亂の起らざりしこと七十餘年なりき、今百年と云へるは概說せしなり、

文法　賴山陽云ふ、天下之患莫大於不知其然而然、是れ一篇の精髓脈理、○未測は卽ち莫大の意なり、

方今天下非有水旱盜賊、人民流離之禍、而咨嗟怨憤、常若不安其生、非有亂臣割據、四分五裂之憂、而休養生息、常若不足於用、非有權臣專制、擅作威福之弊、而上下不交、君臣不親、非有四夷交侵、邊鄙不寧之災、而中國皇皇、常有外憂、此臣所以大惑也』、

段落　第二大段の第二小段なり、當時に於ける無形の患を抽說す、

講說　方今天下に於て洪水、旱魃、人民流離の禍あるにはあらず、而るに人民嗟き怨み、常に安んじて生活出來ざるが如く、亂臣割據し、四分五裂の憂へあるにはあらず、而るに人民の休養と云ひ蕃殖と云ひ、其等に就いて役に立たざるが如く、權臣が制を專らにし、擅に人を威し人に福ひするの弊あるにはあらず、而

段落　第一大段の第一小段なり、治亂の常勢は術を以て應ずべきを言ふ、

講說　天下の治亂は何れも一定の形勢あるものなり、是を以て天下亂れたりとも聖人が治め難しと爲さざるわけは、之に應ずるに自ら其術即ち方法あるを以てなり、

水旱盜賊、人民流離、是安之而已也、亂臣割據、四分五裂、是伐之而已也、權臣專制、擅作威福、是誅之而已也、四夷交侵、邊鄙不寧、是攘之而已也、

段落　第一大段の第二小段なり、術を列擧す、

講說　洪水や旱魃や盜賊や、之が爲に人民の流浪離散することとあらば、之を安んずるのみ、亂臣が諸方に割據し、國內が四分五裂することとあらんか、之を征伐するのみ、權臣が制を專らにし、勝手に賞罰をなすことあらんか、之を誅するのみ、四方の夷狄交も侵し、邊鄙の地方寧からざることとあらんか、之を逐ひ拂ふのみ、

凡此數者、其於害民蠹國、爲不少矣、然其所以爲害者有狀、是故其所以救之者有方也、

段落　第一大段の第三小段なり、本段を收束す、

講說　凡そ此の數者は、其人民を害し國家を腐敗せしむること少しとなさず、然れども此等の事が害をなす次第は形狀あり、是の故に之を救ふ道に於ても方法あるなり、

文法　方の字は術の替字、

天下之患、莫大於不知其然而然、不知其然而然者、是拱手而待亂也、國家無大兵革幾百年矣、天下有治平之名、而無治平之實、有可憂之勢、而無可憂之

欲せしがため、天子も悦びず、奸臣も其隙に附け入ることを得たるなれば、錯が自ら全うする所以は、乃ち其自ら禍せし所以なるか、

文法　頼山陽云ふ、嗟夫世之君子一段、詠歎、結をなす、伊尹論の後之君子踏常習故以下と同じ、是れ貌神共に同じきもの、

纂評

○呂東萊評　此篇、前面實事を引き、景帝の時、名は治平無事たりと雖も、七國の變あるを説く、此體制好し、大槩文を作る、漸々引入し來るを要す、

○沈德潛評　錯の失策を斷ずる處、眼光炬の如し、然れども錯の禍を得る所以のもの、之を憎む者多きに在り、而して衆の錯を憎む所以のもの、太子を輔導する時、純ら刑名法術の學を以てして、正に歸せざるに由るなり、蓋し刑名の學、商鞅に本づき、古來未だ能く其身を全うするものあらず、此れ根本未だ善からざる處あり、知らざるべからず、

卷二十二（蘇軾著）

策略一　共五篇、今存三、

解題　此れ策略五篇中の第一にして、總論とも云ふべきもの、蓋し東坡二十四五歳の時作る所にして、力を極め思を窮めて構成せしもの、老年矢口の文に似ず、

主意　剛斷を以て衰弱の弊を救ふべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「是故其所以救之者有方也」に至るまでを第一大段となす、有形の患を論ず、「天下之患莫大於不知其然而然」より「未見其可也」に至るまでを第二大段となす、無形の患を論ず、「臣嘗觀西漢之衰」より篇尾に至るまでを第三大段となす、無形の患を救ふ所以を論ず、

天下治亂皆有常勢、是以天下雖亂、而聖人以爲無難者、其應之有術也、

之以爲無恐、雖有百盎可得而間哉、』

段落　第二大段の第四小段なり、錯の自ら禍を取りたる所以を說明す、

講說　此時に當り、袁盎なくとも錯はやはり禍を免れざりしならん、何となれば、己れ居守をなし、人主をして自ら兵に將たらしめんと欲せしなれば、人情の上より之を言はんか、天子は無論已に迷惑と思はれたるも、さりとて其議に違ふことを憚られぬ、之が爲に袁盎の說は其間に行はるゝを得たるなり、若し吳楚の反せしとき、錯が一身を以て其危きに任じ、日夜刄物を砥ぎ鍛へ、東方に向つて七國を待ち、其君主を累すに至らざらしめば、天子も錯を恃みとなし、彼れさへあらば恐るゝ所なしと思召されん、百人の袁盎ありとも景帝と鼂錯との關係を離間するを得んや、

注解　「袁盎」盎、字は絲、孝文の時、中郎たり、後罪を以て庶人となる、七國反するに方り、竇嬰に由り密奏以て鼂錯を譏す、又太常となる、後楚の相となる、梁の刺客に殺さる、「淬礪」火の水に入るを淬と曰ふ、

文法　沈德潛云ふ、則天子將恃之以爲無恐は、卽ち陳平雖智安能間無疑之主哉（范增論）の筆法、○賴山陽云ふ、當此之時の一段は、夫老人者以爲子房才有餘の一段（留侯論）と同一筆法、陳平雖智の處と、貌同じく神異り、

嗟夫、世之君子、欲求非常之功、則無務爲自全之計、使錯自將而擊吳楚、未必無功、唯其欲自固其身、而天子不悅、奸臣得以乘其隙、錯之所以自全者、乃其所以自禍歟、』

段落　第三大段なり、

講說　抑々世の君子たるもの、非常の功を求めんとせば、成るべく自全の計をなすこと勿れ、若し錯が自ら將として吳楚を擊ちしならんには、功なきにも限らざるべし、唯だ彼れが自ら其身を大丈夫にせんと

講說　夫れ七國の强きをば、其れにも拘はらず、急に其土地を削ることとなるゆゑ、彼れが變亂を起すも何として怪むに足らんや、然るに錯は、此の時に於て其身を抛ち、天下の爲に大なる困難の衝路に當り、吳楚を首として七國の死活を自由にすることを爲さず、反つて自己の身を安全になすべき計畫を立て丶、天子をして自ら將として敵に當らしめ、己れは都に留まつて留守をなさんとせり、（間違ひたる量見なり）且つ夫れ七國の難を引起したるは誰なるぞ、言ふまでもなく鼂錯なり、己れ七國を弱めて朝廷を强くせんとの名譽を得んと欲せば、何として其患を逃る丶所あらん、然るに自ら大將となつて出征するは至極危險なると、留守居をなすときは至極安全なるとを以て、己れ問題の首唱にてありながら其至極安全なる方を選び、天子の方へ其危險なる方を差向けたるは、是れ忠臣義士が憤り怨んで不平なりし所以なり、

注解　「驟」しばしばなり、「命」生命なり、

文法　沈德潛云ふ、錯於此時云々、一長句、前後を活動す、○賴山陽云ふ、夫以七國之强、是れ禹の水を治むるを受けて本題に入る、卽ち有二報レ人之志一而不レ能レ下レ人［留侯論］の筆法、錯不於此時云々、二十二字、一氣に讀む、萬尺の老松、林中に突出するが如し、是れ一篇の背脊なり、且夫發七國之難の一句、頓挫、紙上落筆、聲あるを覺ゆ、己欲求其名、忙中補挿、篇首に應ず、○當大難之衝は、前段の事至循々焉云々に應ず、○且夫發七國之難者誰乎の一句は、前段の無レ故而發二大難之端一に應ず、○己欲求其名は、前段の苟以求レ名者云々に應ず、

當二此之時一、雖レ無二袁盎一、錯亦未レ免二于禍一、何者、己欲レ居守一、而使二人主自將一、以レ情而言、天子固已難レ之矣、而重違二其議一、是以袁盎之說、得レ行二於其間一、使二吳楚反一、錯以レ身任二其危一、日夜淬礪、東向而待レ之、使レ不レ至レ累二於其君一、則天子將レ恃

冒衝突可畏之患、惟能前知其當然、事至不懼、而徐爲之所、是以得志於成功、

段落　第二大段の第二小段なり、鼂錯の失錯と反對の故事を引く、

講說　古へに於て大事を立てしものは、世に立超えたる才能あるばかりにあらず、限つて非常に辛抱強く、拔くに拔かれぬ程の堅固なる志ありし人なり、昔し禹が洪水を治めし仕方は、龍門と云ふ山に穴を掘り、大河を切り落して其水を海に逐ひ遣られしなり、此大功の未だ成らざりし時に方つては、今より推して考へ見るに、水が散亂し逆流し衝突するが如き、畏るべき患ありしならん、然るに禹は水が斯くあるべきことを前以て察知せしばかりに、愈よ其事實が起りしも懼るゝことなく、徐々と其始末をなしき、之が爲に成功の目的を達せしなり、

文法　金聖歎云ふ、題面を脫卸し、寛々筆を起す、○沈德潛云ふ、此の一段を插み、文氣直ならず、○又云ふ、大禹水を治むることを用ふ、必ず是れ司馬相如の蜀の父老を難ぜし文を學ぶ、

夫以七國之彊、而驟削之、其爲變豈足怪哉、錯不於此時捐其身、爲天下當大難之衝、而制吳楚之命、乃爲自全之計、欲使天子自將、而己居守、且夫發七國之難者誰乎、己欲求其名、安所逃其患、以自將之至危、與居守之至安、己爲難首、擇其至安、而遺天子以其至危、此忠臣義士、所以憤惋而不平者也、

段落　第二大段の第三小段なり、錯が自全の計をなしたる過を論ず、

き、文中更に道ひ及ばず、○頼山陽云ふ、是れ冒頭に非ず、乃ち虚引なり、謂はゆる冒頭は、先づ破題を立て一篇の大意を言ふ、留侯論の如き是れなり、此文然らず、○又云ふ、仁人君子云々、是れ破題、之を此に出す、文法の奇變、○又云ふ、能免難、一に有辭に作る、〔能有辭於天下〕なり、辭は申しわけ、〕力あり、今免難に作る、便ち平弱矣、

昔者鼂錯盡忠、爲漢謀弱山東之諸侯、諸侯並起、以誅錯爲名、而天子不察、以錯爲之說、天下悲錯之以忠而受禍、而不知錯之有以取之也、

段落　第二大段の第一小段なり、錯の禍は自身の招きし所なるを言ふ、

講說　昔し鼂錯は忠義を盡し、漢の朝廷の爲に山東の七諸侯の勢力を弱めんと謀りし處、山東の諸侯は竝に起つて兵を擧げ、錯を誅することを以て名義とせり、（無論其内心は謀叛に在り）然るに天子は之を察せずして、錯を誅して申譯とせり、〔領地を削りしは朝廷の本意に非ず、全く錯の考へに出でたりと〕天下の人は錯が忠義にてありながら禍を受けたるを悲めども、錯が自身此の禍を招きたる仔細ありしことをば知らざるなり、

文法　不知錯之有以取之也の句は、范增論の獨恨其不蚤耳と同一の筆法なり、但だ鼂錯の事實は省略に過ぎたる如くなれども、讀者已に首段の理論の處に於て之を領會すべきことなるが故に、復た贅せざるなり、○沈德潛云ふ、虚に天子自將而已居守（後段の文句）の意を含む、○頼山陽云ふ、不知錯有以取也の一句は、卽ち其意不在書（留侯論）の筆法、

古之立大事者、不唯有超世之才、亦必有堅忍不拔之志、昔禹之治水、鑿龍門、決大河、而放之海、方其功之未成也、蓋亦有潰

人泰平の安穩なるに狃れて吾れを信用せざるべし、（信用せざれば、自分獨りにて如何ともなし難し、）

注解「有不測之患」暗に景帝の時、七國强大にして、削るも亦反し、削らざるも亦反すべきを言ふ、「天下狃於治平之安而不吾信」暗に錯の建言の難きを言ふ、

唯仁人君子豪傑之士、爲能出身爲天下犯大難、以求成大功、此固非勉强期月之間、而苟以求名者之所能也、』

段落　第一大段の第二小段なり、此困難に當り奮つて之を處理するものは仁人君子の外之れなきを言ふ、

講説　唯だ仁人君子豪傑の士は、己が身を拔き出して天下の爲に大困難を犯して大功を成すことを求め得るなり、此の事たるや、言ふまでもなく一箇年一箇月と云ふが如き一寸の間に、附け元氣をなして名譽を得んと欲する者などの出來得る次第に非ず、

天下治平、無故而發大難之端、吾發之、吾能收之、然後能免難於天下、事至而循循焉、欲去之使他人任其責、則天下之禍、必集於我、』

段落　第一大段の第三小段なり、發議者にして責任を逃れんとするときは、必ず禍を得ることを言ふ、

講説　今天下太平なるに、理由（世俗の認むる）もなく大難の端緒を發したるからには、己れ之を發したると共に己れ之を片附け、斯くてこそ後難を免るべけれ、然るに豫期の事起るに及び、循々と尻込みして其難局を去り、他人をして其責に任せしめんとするときは、其禍は必ず我が身に集まる、

文法　高梅亭云ふ、首段議論を用ひ、且つ通篇を起す筆勢空しからず、氣象雄渾、尤も諸論の冠たり、○儲同人云ふ、冒頭、一篇の文字を冒盡す、是れ論中の一格、此れ更に冒頭、文より詳矣、坐觀其變云々の如

名の學を學び、文學を以て太常掌故となり、中大夫に遷り、又御史大夫となる、是れより先き文帝の世錯は、山東の七諸侯が强大にして漢室を危うすべき恐あるを以て、其土地を削らんことを建議せしかども、文帝は之を爲すに忍びざりき、乃ち景帝の位に卽くに及び、又前說を進めて曰く、今之を削るも亦反す、之を削らざるも亦反す、之を削らば、則ち其反する速かにして禍小ならん、之を削らずば、則ち反遲うして禍大ならんと、乃ち楚趙の罪を按じて一郡を削り、膠西の罪を按じて七縣を削り、遂に吳王の二都を削るに至り、吳王、兵を擧げて反し六諸侯之に應じ、錯を誅するを以て名となす、征討の軍を出すに際し、錯は帝をして親征せしめ、己れは居守せんと欲せり、錯の仇、袁盎、帝に勸めて曰く、今錯を斬り、七國の罪を赦し、其削地を返さば、兵に血ぬらずして亂を鎭むるを得べしと、帝之を信じ、東市に斬る、

主意　錯が自身を安全になさんと謀りたることは卽ち其禍を招きたる所以なるを言ふ、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「必集於我」に至るまでを第一大段とす、抽象議論なり、「昔者鼂錯盡忠」より「雖有百盎可得而間哉」に至るまでを第二大段となす、事實的議論なり、「嗟夫世之君子」より篇尾に至るまでを第三大段となす、前說を收束す、

天下之患、最不可爲者、名爲治平無事、而其實有不測之憂、坐觀其變而不爲之所、則恐至於不可救、起而强爲之、則天下狃於治平之安而不吾信、

段落　第一大段の第一小段なり、處置の難きを言ふ、

講說　天下の弊害中最も手の着け惡きは、其名（表面）は泰平無事でありながら、其實は先きの知れざる心配あることなり、（何となれば）居なりに其事變を觀ながら之に就いての處置をなさゞるときは、療治の出來ざるまでに立至らんことを恐る、其れかと謂つて、乘り掛つて無理に處置を附けんとせば、天下の

は古今の稱する所なるが、彼れ實に匹夫の身を以て天下の半ばを略取して己れの所有となせしは、此の王猛を用ひたる一事に因ることとなるかな、

愚深悲賈生之志、故備論之、亦使人君得如賈生之臣、則知其有狷介之操、一不見用、則憂傷病沮不能復振、而爲賈生者、亦愼其所發哉、

段落　第三大段の第二小段なり、君臣共に戒む、

講説　自分は深く賈生の志を悲む、故に委細に之を論せしなり、一には、若し賈生の如き臣下を得しならば、彼れが人附の惡き志操あつて、一たび用ひられざるときは憂へ傷み病氣となり沮喪して、最早活動の出來ざることを人君に知らしめ、而して賈生其人にも、其行動する所を愼重にして、輕忽に身を棄つることなからしめたしと思へばなり、

注解　「狷介」狷は褊急なり、介は特なり、量見狹く人を寄せつけぬなり、

文法　沈德潛云ふ、着意、君の一邊に在り、○又云ふ、而爲賈生者は、運掉、力あり、○賴山陽云ふ、古之人以下、一歩を推開す、范增論の雖然增高帝之所畏と同じ、特だ彼れは短く此れは長きのみ、○狷介は量小に應ず、○古之人の一轉は、賈生を縦ち、文帝を擒にす、

纂評

○王遵岩評　賈生、漢文を用ふる能はざるを謂ふ、直ちに是れ賈生を説き得て倒、而して文字飜覆變幻、限りなき烟波、

○沈德潛評　中間、實に漢文を用ふるを還出する處、是れ蘇氏の經緯、備を責むる中、語々惋惜、筆力高絶、（此文を讀む、須らく言外、漢文の生に負くの意を知るべし、

鼂錯論

解題　鼂錯は漢の景帝の時の人なり、初め申商刑

るを言ふ、

講説　彼れが湘〔河の名〕を過ぎ、賦を作つて屈原を弔せしを觀るに、悲み憂へ憤り悶え、趯然として鳥などの高く飛び擧るが如くに世を見棄つる志あり、其後卒に自ら憐れに思ひて哭泣し、早死するに至りしは、是れ亦上手に逆境に處せざりしものなり、夫れ謀計が一たび用ひられざりしとて、何と終に用ひられざるべきことを知らんや、默々として其時勢の變化するを待たず、自ら己れを害すること此の如き極端に至れり、扨々賈生は志は大なれども度量小さく、才は餘りあれども識見は足らざりしなり、

注解　「過湘弔屈原」賈生謫せられて長沙王の大傅となり、湘水を過ぎしとき、己れの境遇が屈原に同じく且つ長沙は濕地にして健康に適せず、長く生命を保つ能はざるべきを悲み、屈原を弔する賦を作れり、「趯然」躍り跳る貌、因つて遠擧の狀を形容す、「夭絶」年若にて生命を絶つこと、早死を謂ふ、

文法　嗚呼の數句は斷定なり、○賴山陽云ふ、若賈生者より以下の一段は、分つて二段となし、篇首の雙提「夫君子之所取者遠、則必有所待、所就者大、則必有所忍」に分應し、却つて嗚呼賈生の一句を下す、分應の痕跡なし、○識不足也の處は、范增論の陋矣の處と同一の筆法、○量小、識不足は、卽ち待つ能はず、忍ぶ能はざるの病根、

古之人、有高世之才、必有遺俗之累、是故非聰明睿哲不惑之主、則不能全其用、古今稱苻堅得王猛於草莽之中、一朝盡斥去其舊臣、而與之謀、彼其匹夫略有天下之半、以此哉、

段落　第三大段の第一小段なり、古への明主能く才を用ふるを言ふ、

講説　古への人の世人より高き才能あるものは、必ず又俗流を脱離せんとするの缺點あり、されば聰明睿哲にして惑はざるの君に非ざれば、十分に之を用ふる能はず、秦の苻堅が王猛を草莽〔民間〕に得て、一朝盡く其舊臣を斥け去つて、王猛と事を謀りしこと

を爲さんと欲す、齊王兵を發し、諸呂の罪を鳴らす、呂産等、灌嬰を大將とし、往いて之を擊たしむ、嬰、絳侯と謀り、齊王を風するに呂氏を誅する事を以てす、

爲二賈生一者、上得二其君一、下得三其大臣如二絳灌之屬一、優游浸漬而深交レ之、使下天子不レ疑、大臣不上レ忌、然後擧二天下一而惟吾之所レ欲爲、不レ過二十年一、可二以得一レ志、安有下立談之間、而遽爲レ人痛哭上哉、

段落　第二大段の第二小段なり、賈生の待つ能はざりしを言ふ、

講說　賈生たるもの、上は其君の親任を得、下は其大臣にて絳灌の如きを得、ゆるりと次第に深く之に交り天子は疑はず、大臣は忌まざる樣にし、然る後天下の事を擧げて唯だ吾が思ふまゝなり、十年を過ぎずして志を得べし、安んぞ立談の間に於て遽かに人の爲に痛哭することあらんや、

注解　「立談之間」一寸立話の間なり、「痛哭」賈生の治安策中に、痛哭流涕長大息の語あり、

文法　沈德潛云ふ、談何ぞ容易ならん、子瞻、志を神宗の朝と哲宗の初年とに得る能はず、以て賈生を知るべし、

觀三其過レ湘、爲レ賦以弔二屈原一、悲鬱憤悶、趯然有二遠擧之志一、其後卒以自傷哭泣、至二於夭絕一、是亦不下善處レ窮者上也、夫謀之一不レ見レ用、安知三終不二復用一也、不レ知三默默以待二其變一、而自殘至レ此、嗚呼賈生志大而量小、才有レ餘而識不レ足也、

段落　第二大段の第三小段なり、賈生の忍ぶ能はざ

注解　「先之以子夏云々」禮記の檀弓に出づ、「孟子三宿」孟子公孫丑下篇に出づ、「晝」齊の一都會、當に畫に作るべし、「公孫丑」充虞の誤、

文法　賴山陽云ふ、孔孟を引く三段、待つ所あり、忍ぶ所あるの實を證す、故意に分つて三段となす、双提の痕迹なし、

若賈生者、非漢文之不用生、生之不能用漢文也、』

段落　第一大段の第五小段なり、賈生の自ら其才を用ふる能はざるを斷ず、

講說　賈生の若きは、漢の文帝が生を用ひざりしにはあらず、生が漢の文帝を用ふる能はざりしなり、

文法　上句は未必皆其時君之罪に應じ、下句は或者其自取也に應ず、○賴山陽云ふ、若賈生一句は上を承け下を起す、一篇の筋節、○賴評は非なり、若し承の字を結に作らば可なり、

夫絳侯親握天子璽、而授之文帝、灌嬰連兵數十萬、以決劉呂之雌雄、又皆高帝之舊將、此其君臣相得之分、豈特父子骨肉手足哉、賈生洛陽之少年、欲使其一朝之間、盡棄其舊、而謀其新、亦已難矣、』

段落　第二大段の第一小段なり、賈生の待つべき事情を言ふ、

講說　夫れ絳侯は自身天子の玉璽を握つて、之を文帝に授けて位に卽かしめたる人、又灌嬰は數十萬の兵を連ねて劉呂の雌雄を決したる人にて、又皆高祖の古き大將なり、此れ其君臣、互に親しき關係は豈にたゞ父子骨肉手足のみならんや、（其れ以上の親密なり）然るに賈生は洛陽の一少年を以て、其君をして盡く其舊き人を去つて新らしき政事を謀らしめんとせしは、亦甚だ困難なることなり、

注解　「絳侯親握云々」絳侯周勃已に諸呂を誅し、王を迎へ、跪いて天子の符璽を上る、「灌嬰」諸の呂氏亂

仲尼聖人、歷試於天下、苟非大無道之國、皆欲勉強扶持、庶幾一日得行其道、將之荊、先之以子夏、申之以冉有、君子之欲得其君、如此其勤也、孟子去齊、三宿而後出晝、猶曰、王其庶幾召我、君子之不忍棄其君、如此其厚也、公孫丑問曰、夫子何爲不豫、孟子曰、方今天下、舍我其誰哉、而吾何爲不豫、君子之愛其身、如此、其至也、夫如此不用、然後知天下之果不足與有爲、而可以無憾矣』

段落　第一大段の第四小段なり、聖賢の能く待つと忍ぶとを引く、

講説　仲尼は聖人にて在せしが、天下を遍歷して己れを用ふるものありや否やを試み、苟くも大無道の國に非ざる以上は、何れの國に於ても心を勵まし扶け維持して、何とかして一日にても其道を行ひ得るやうに爲さんと欲し、其荊の國に之かんとするや、先づ子夏を遣はし、之に重ねて冉有を遣はせり、君子が其君を得んと欲するや、此のやうに力を入れるものなり、孟子の齊を去るとき、三度宿泊を重ねて後やつと晝の地を出でたるが、其れにても猶ほ曰く、王どうか我れを召ばれまじきやと、君子が其君を棄つるに忍びざるや、此のやうに厚きものなり、公孫丑が孟子に向ひ、先生は何として不快にあらるゝやと問へるに、孟子答へて曰ふ、方今天下を治めんとするには、我れを捨てゝ誰かあると、君子が其身を愛するや、此の樣に行屆くものなり、夫れ右の如く能く待ち能く忍ぶに拘はらず、尙ほ用ひられず、然る後天下の君が果して之を佐けて事を成すに足るものなきことが分るなり、斯くて何等心殘りなかるべし、

夫君子之所取者遠、則必有所待、所就者大、則必有所忍、古之賢人、皆有可致之才、而卒不能行其萬一者、未必皆其時君之罪、或者其自取也、

段落 第一大段の第二小段なり、才子の用ひられざるは、各自ら招く所に外ならざるを言ふ、

講說 夫れ君子に於て、取らんと欲する所のもの（位地）遠ければ、必ず待つ（時機）と云ふことあり、就さんと欲する所のもの（功業）大なれば、必ず忍ぶ（逆境）と云ふことあり、（急ぎもせず、又自らやけにもならず、）古への賢人、何れも功名を致すべきの才あるに拘はらず、結局其才の萬分の一をも行ふこと出來ざるは、揃ひも揃つて其時代の君の罪とは限らず、中には、見よ見よ彼れ自身に之を招けるなるを、（是れ待つ能はず、又忍ぶ能はざるが爲なり、）

文法 此に時君云々を言へるは、末段の地をなせるなり、

愚觀賈生之論、如其所言、雖三代何以遠過、得君如漢文、猶且以不用死、然則是天下無堯舜、終不可以有所爲耶、

段落 第一大段の第三小段なり、

講說 吾れ賈生の論を觀るに、其言ふ所の如きは、夏殷周三代の聖世と雖も何として遠く其上に出でんや漢の文帝の如き明君を得ながら、其れにても猶ほ用ひられざる爲に死しぬ、さすれば世の中に堯舜同樣の君なき以上は、何等の事も爲すこと叶はざる次第なるか、（斯樣なる理窟はあるべくもあらず）

注解 ヽ「愚」作者自身の謙稱、

文法 汪武曹云ふ、天下無堯舜は冷語なり、○賴山陽云ふ、前已に題を點ず、此の處乃ち他文の入題と同じからず、故意に筆を變ず、板を避くるなり、○自ら用ふる能はざるに就き、前節は虛、本節は實、

而して老人教ふるに能く忍ぶを以てす、議論正大、且其意不レ在レ書の一語、空際掀飜、海上潮來り、銀山蹴起するが如し、

○賴山陽云ふ、是れ坡公、壯年極意構成の文、後世擧子、「受驗者」用ひ爛する所のものなり、

賈誼論

解題　賈誼は漢の文帝の時の人、洛陽の少年を以て博士となり、一歳の中進んで大中大夫となる、後讒に遇ひ、長沙王の大傅となり、又梁の懷王の大傅となる、治安策を以て著る、世、賈生と呼び、又賈長沙と稱す、

此文は、賴山陽の大江廣元論の本づく所、

動機　賈生を己れの影子として警戒を寄せ感慨を寓するに在り、

主意　賈生は其才を用ふる能はざりしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「生之不能用漢文也」に至るまでを第一大段となす、生が自ら其才を用ふる能はざりしを該論す、「夫絳侯親握天子璽」より「才有餘而識不足也」に至るまでを第二大段となす、生の其才を用ふる能はざりし所以を論ず、「古之人有高世之才」より篇尾に至るまでを第三大段となす、生の用ひられざりし所以に就いては文帝も亦責なしとせざることを論ず、

非二才之難一、所二以自用一者實難、惜乎賈生王者之佐、而不レ能二自用一其才一也、

段落　第一大段の第一小段なり、冒頭、主意を揭ぐ、

講說　世の中に才子の得難きにはあらず、才子が自ら其才を用ふる仕方が實に難し、惜しきことには、賈生は王者の輔佐となるべき才を持ちながら、自ら己が才を用ふる能はざりき、

文法　高梅亭云ふ、首段虛冒起、自ら其才を用ふる能はざるは、是れ通篇の斷制、○賴山陽云ふ、兩句を下せし後、直ちに本題に入る、此れ又冒頭の變格、

良、陳平の二人、高祖の足を躡み、耳に附いて語り、彼の請を拒むの不利益なることを暗示す、高祖悟り、復た大に罵つて曰く、大丈夫、諸侯を定むれば、眞王とならんのみ、何ぞ假を以て爲さんやと、印を造り、信を立てゝ齊王とす、「誰能全之」此時高祖怒りに乘じて信の意に背かんか、信は或は叛を謀り、漢の大事去るべきを以て斯く言へるなり、

太史公疑子房、以爲魁梧奇偉、而其狀貌乃如婦人女子、不稱其志氣、嗚呼是其所以爲子房歟、』

段落　第三大段の第三小段なり、狀貌に就いて能く忍ぶ人なるを證す、

講說　太史公は、子房が定めて身體偉大にして、普通人に異なるならんと想像せしに、豈に料らんや、其狀貌はやさしくして婦人女子の如く、其志氣の遠大なるには不似合ひなりとて、疑ひを抱けり、扨々子房が豪傑にてありながら斯く弱々しき容貌を有する處が卽ち耐忍の效にして、子房の子房たる所は何と此に存するやうに思はる、

注解　「太史公」漢の司馬遷なり、史記の留侯世家に云ふ、余以爲へらく、其人、魁梧奇偉ならんと、其圖を見るに至つて、狀貌、婦人好女の如しと、「魁梧」大兵と云ふ意、

文法　楚材云ふ、淡語、收をなす、含蓄多少、○賴山陽云ふ、太史公の語を引き、翻案色を生ず、一結悠然、畫龍點睛、○結末に婦人女子の如き容貌を叙するは、起手の匹夫拔劍の狀に反映す、是れ文の精采、人を動かす處、

纂評

○黃東發評　東坡の文、長江大河、一瀉千里の如し、其渾浩流轉、曲折變化の妙に至ては、復た以て名狀すべきなし、蓋し能文の士、之に能く尙ふるなきなり、而して尤も陳述叙事に長ず、留侯の論其立意超卓此の如し、

○沈德潛評　太白、博浪沙に秦を擊つに於て許すに智勇を以てす、此れ又子房の忍ぶ能はざるを翻出し、

所以敗者、在能忍與不能忍之間而已矣、項籍惟不能忍、是以百戰百勝而輕用其鋒、高祖忍之、養其全鋒而待其弊、是子房教之也、

段落　第三大段の第一小段なり、高祖の能く忍びたるは子房の教へたる所なるを言ふ、

講説　夫の高祖が楚に勝ちたる所以、項羽が漢に敗られたる所以を觀察するに能く忍びたると能く忍びざりしとの間に在るのみ、項羽は忍ぶことの出來ざりしかば、かりに百たび戰つて百たび勝ちしも、勝に狃れて輕々しく其鋒先を用ひたるが爲に敗れたるなり、然るに高祖の方は之に反し、幾度敗るゝも之を忍び其全鋒を養つて、彼の兵力の疲弊するを待つて戰ひ之が爲に天下を取るに至れるが、右は全く子房が之を教へたるなり、

文法　老人が子房に忍を教へたるは是れ正意なり、子房は能く忍びたるに因り、又高祖に能く忍ぶことを教へたるは是れ餘意なり、文境拓開の妙を知るべし、○此一節上の項籍之所不能忍也を承け、甚だ敏なり、

當淮陰破齊而欲自王、高祖發怒見於辭色、由此觀之、猶有剛彊不忍之氣、非子房其誰全之、

段落　第三大段の第二小段なり、高祖に忍を教へたる一事例を擧ぐ、

講説　淮陰侯が齊を破つて、自ら齊の王とならんとせしときに當り、高祖は大に怒つて、言語、容貌にまで現はれぬ、此れにて觀るときは、高祖はまだ剛强にして、忍ぶことの出來ざる氣象ありしなり、子房が之を救ふに非ざりせば、誰れか之を全うすることを得んや、

注解　「當淮陰破齊」淮陰侯は韓信なり、信已に齊を破り、人をして高祖に言はしむるやう、願はくは假王となつて齊を鎭めんと、高祖大に怒つて之を罵る、張

之間、而命以僕妾之役、油然而不怪者、此固秦皇帝之所不能驚、而項籍之所不能怒也、』

段落　第二大段の第五小段なり、主意を發揮す、

講説　且つ夫れ人に返報せんとするの大志を抱きながら、人に頭を下ぐる位の小なる屈辱を忍ぶ能はざるが如きは、是れ匹夫の剛にして取るに足らず、夫の圯上老人は、子房をば才は餘りあれども、其度量の足らざるが如何にも心配すべき次第なりと考へたれば子房の年若き人に有勝ちの剛鋭なる氣を深くも折り挫き、之をして小なる忿怒を忍びて大なる計畫を成就せしめたり、何故となれば、平生より識り合ひの間柄にもあらぬに、不圖草原の中にて出遇ひたる折、下男下女の爲すべき賤しき用向きを言ひ附くるも、平氣にて不思議とも思はざる度胸に至つては、秦の始皇も驚かさんとて驚かし得ず、楚の項羽が怒らさんとて怒らすことの出來ざる其物なり、

注解　「報人之志」復讐の志なり、「度量不足」量見の狹きなり、「大謀」韓の爲に仇を報ゆるの計、「卒然云々」圯上にて老人と出會せしこと、「僕妾之役」履を拾ひ取らしめたること、「油然」從容、

文法　謝疊山云ふ、主意云ふ、子房本と大勇の人、惟だ年少氣剛、涵養忍耐、以て大功名を就す能はず、力士を用ひ、鐵鎚を提げ、秦の始皇を撃つが如きの類、皆忍ぶ能はず、老父圯上に之き、始めて之に命じ、履を納れしめ、之れと五更相會するを期し、數ば之を怒罵す、正に其忍ぶ能はざるの氣を折き、之に敎ふるに能く忍ぶを以てする所以なり、○賴山陽云ふ、此處重複に似たり、坡翁の意以爲へらく、子房才餘りあり、其計謀必ずしも敎へざるなり、必ず敎ふべきもの、其度量の足らざるのみ、度量足れば則ち大謀就る矣と、書に在らずの意を說き盡す、○又云ふ、秦皇、項籍の二語、上を結び下を起す、筆力掀翻、想ひ見る、坡公得意滿志、是れ全龍出現の處、○且夫の二語は、上の兩故事を承く、○匹夫之剛は匹夫見辱に應ず、○才有餘は蓋世之才に應ず、○忍小忿は所挾持云々に應ず、○此固云々は卒然無故に應ず、

觀夫高帝之所以勝、而項籍之

意、書に在らずして此に在り、

楚莊王伐鄭、鄭伯肉袒牽羊以迎、莊王曰、其君能下人、必能信用其民矣、遂舍之、勾踐之困於會稽而歸、臣妾於吳者、三年而不勌、

段落　第二大段の第四小段なり、能く忍びたる故事を引く、

講說　楚の莊王鄭を伐ちし時、鄭伯は肩の肉を露はし、羊を牽き、降參の意を示して莊王を出迎へたり、莊王感じて曰く、鄭の君は斯くも能く人にへり下ることを見れば、平生能く其人民に對し信を以て使役するに相違なし、卽ち國君たるの道あるものなればとて、其儘之を舍せしことあり、又越王勾踐が吳の爲に敗られて會稽山に立て籠り、難澁を重ねてやうやく歸國するや、吳に頭を下げ、臣妾となつて事へたること三年に及びしも、倦み怠る氣色なかりき、

注解　「肉袒」衣を脫ぎ肩を露ぎ出すことにて、刑を受くる覺悟を示すなり、「牽羊」賤役を執るの意を表するなり、「勾踐之困云々」越王勾踐、吳と戰ひ、敗れ、會稽山に棲み、吳に請うて曰く、吾れは臣となり、妻は妾たらん、請ふ宥せよと、吳聽かず、此の如きもの三年、大夫種を遣して和を求めしめ、始めて國に反ることを得たり、

文法　賴山陽云ふ、機を微露し、忽ち二典を引く、龍身忽ち現はれ忽ち隱るゝが如し、○此の故事を引くは卽ち緩受法、○能下人と不勌とは、忍の字の替字なり、

且夫有報人之志、而不能下人者、是匹夫之剛也、夫老人者以爲子房才有餘、而憂其度量之不足、故深折其少年剛銳之氣、使之忍小忿而就大謀、何則非有平生之素、卒然相遇於草野

千金之子、不死於盜賊、何者其身之可愛、而盜賊之不足以死也、子房以蓋世之才、不爲伊尹太公之謀、而特出於荊軻聶政之計、以僥倖於不死、此圯上之老人所爲深惜者也、是故倨傲鮮腆、而深折之、彼其能有所忍也、然後可以就大事、故曰孺子可敎也、

段落　第二大段の第三小段なり、圯上老人が忍ぶことを敎へたる所以を言ふ、

講說　千金の金持は盜賊の爲に命を棄てず、何故となれば、己が身が愛重すべきものにして、盜賊などは之を相手に死する價直なければなり、子房は一代を蓋するほどの才ありながら、伊尹、太公の如き天下的の謀をなさずして、特に荊軻、聶政の如き暗殺的計策に出で、萬が一にも死を免れんことを望めり、此れ圯上の老人が深く惜みたる所なり、是の故に彼れの尊大にかまへて、深く子房の血氣にはやる所を折きたり、彼れ子房にして能く忍ぶ所あらば、始めて大事業を成すことを得るなり、故に此小兒敎ふべしと曰へるなり、

注解　「伊尹太公之謀」伊尹は殷の湯王を佐けて桀を伐ち、太公望は周の武王を佐けて紂を伐つ、共に其遺り口の堂々たるを言ふ、「荊軻聶政」荊軻は燕の太子丹の爲に秦の始皇を刺さんとし、聶政は、嚴仲子の爲に韓の相、俠累を刺せり、竝に史記の刺客傳に出づ、「倨傲鮮腆」老人が履を圯下に墮し、張良をして之を取らしめ、足を以て之を受けたるを指す、倨傲は威張るなり、腆は厚き意、鮮腆は厚からざること、輕蔑するを謂ふ、

文法　浦二田云ふ、沙椎〔博浪沙の鐵椎〕の事を融化し、老人の深折を蹴起す、正に是れ忍びざるを以て能く忍ぶことを蹴起す、○沈德潛云ふ、倨傲鮮腆而深折之は、敎ふるに能く忍ぶを以てす、○賴山陽云ふ、其

世人が能くも調べず、老人を化物となすは甚だ間違ひたる話なり、

注解　「子房」張良の字、「圯上老人」圯は土橋なり、或は云ふ、楚俗は橋を謂つて圯となすと、圯上老人は即ち黄石公にして素書六篇を著はす、其子房に授けたるは即ち兵書なり、

文法　意の字、後を伏す、

且其意不在書、當漢之亡、秦之方盛也、以刀鋸鼎鑊、待天下之士、其平居無罪夷滅者、不可勝數、雖有賁育、無所獲施、夫持法太急者、其鋒不可犯、而其勢未可乘、子房不忍忿忿之心、以匹夫之力、而逞於一擊之間、當此之時、子房之不死者、其間不能容髮、蓋亦已危矣』

段落　第二大段の第二小段なり、子房の初め忍びざりしを言ひ、以て老人が之を教ふるの必要を示す、

講說　彼の老人は已に隱君子なる以上、子房を試みしも亦無意味に非ず、且つ彼れの本意は書物を與ふるに在らず、韓の亡びて秦が方に盛んなる時に當つてや、刀鋸や鼎鑊を以て天下の士を待ち、天下の士が平生無事の時に於て身家を誅滅せられたるものは、數へ切れぬほどなり、此際賁育の如き勇者ありとても、力の施しやうなき次第なり、夫れ法律を持するものは其鋒犯すべからず、而して其勢は乘ずべからず、然るに子房は其腹立たしき心を忍びかね、一擊の間に始皇を殺して思を晴らさんとせり、此の折、子房の死すと死せざる間は、髮の毛一本を容るゝ隙間もなき位にして、蓋し隨分危きことなりき、

注解　「鼎鑊」鼎の大にして足なきを鑊と曰ふ、人を烹殺すの刑具、「賁育」孟賁と夏育、二人ともに古の勇士、「逞於一擊之間」子房、力士を得、鐵椎百二十斤を爲り、始皇を博浪沙中に擊ちしに、誤つて副車に中る、始皇大に驚き、賊を索めしめたれども得ざりき、

下等の輩は、何か他人より侮辱せらるゝ時は、直ちに腰に佩べる劔を拔いて起ち上り、身を人中より飛出して喧嘩することとなるが、斯様なるは勇となす價直なきなり、

文法 忍びざる様子を形容す、

天下有大勇者、卒然臨之而不驚、無故加之而不怒、此其所挾持者甚大、而其志甚遠也、』

段落 第一大段の第三小段なり、能く忍ぶものを擧ぐ、

講説 天下に大勇なる人あり、不意に他人が己れに乘りかゝつて來ても驚くことなく、譯もなく己れに無禮を加へても怒ることなし、斯様なるは彼れが腹に持つ所の者が甚だ大にして、其目的とする所甚だ遠ければこそ此の如きなれ、

注解 「卒然」にはかなり、「臨之」「加之」二つの之の字は大勇者を指す、

文法 謝疊山云ふ、能忍、不能忍、是れ一篇の主腦、○忍ぶもの大勇、忍ばざるもの不勇、大勇者は卽ち豪傑之士、忍は卽ち過人之節、

夫子房受書於圯上之老人也、其事甚怪、然亦安知其非秦之世有隱君子者、出而試之、觀其所以微見其意者、皆聖賢相與警戒之義、而世不察、以爲鬼物、亦已過矣、』

段落 第二大段の第一小段なり、圯上老人の書を授けしは深意あるを言ひ、以て忍を敎ふるを起す、

講説 夫れ子房が圯上の老人より書を授けられしと云ふことは、其事實甚だ奇怪なり、然れども是れと云ふも秦の世に隱君子其人があつて、世間に出で子房を試みたるにてなきことを知られやうや、老人がかすかに己れの意を見はせし所を觀るに、皆古への聖人や賢人やが互に相警戒する所の意義なり、而るを

又一層を翻進す、筆を用ふる歩々刺入す、短兵相接するが如し、謂はゆる十歩一人を殺し、千里行を留めざるなり、○其弑義帝則疑増之本也の下、若し此れ陳平之間所以入也と云はゞ、便ち是れ庸筆、此れを讀まば、以て敏鈍の別を悟るべし、

○頼山陽評　韓非子難一難二等の篇、東坡志林、論古の源く所たり、

留侯論

解題　留侯とは漢の張良の事なり、張良は留と云ふ土地に封ぜられて侯となりしが故に留侯と稱す、

主意　留侯が漢の高祖を佐けて王業を爲さしめたる所以は、其能く忍びしが爲なりと云ふにあり、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「而其志甚遠也」に至るまでを第一大段となす、冒頭にして、豪傑の士の能く忍ぶを言ふ、「夫子房受書於圯上之老人也」より「而項籍之所不能怒也」に至るまでを第二大段となす、子房の能く忍びたるを言ふ、「觀夫高帝所以勝」より篇尾に至るまでを第三大段となす、子房の能く忍びたるの結果を言ふ、

古之所謂豪傑之士者、必有過人之節、

段落　第一大段の第一小段なり、豪傑の一資格を出だす、

講說　古へに於て豪傑と曰はれたる士は、必ず普通の人に立超えたる特色あるものなり、

文法　未だ忍の字を出ださず、

人情有所不能忍者、匹夫見辱、拔劍而起、挺身而鬭、此不足爲勇也、

段落　第一大段の第二小段なり、忍ばざる者を擧ぐ、

講說　凡そ人情誰れとても耐へられぬ所のものあり（其場合に處するの如何に因つて人品知らるゝなり）

に以て依附功名を成すの句に至り、情を盡して罵殺す、是を一篇の結尾となす、忽ち雖レ然の二字を以て翻起し、死中活を求む、去るに臨むの奇波を成す、文氣疊浪の如し、坡翁海外の文字、故に風濤の勢に得るあるなり、

纂　評

○謝疊山評　此れ東坡海外の文字、一句一字、增減し得ず、句々法あり、字々心を盡す、後世只だ此篇を熟讀諳記せば、義理融明、音律諧和、筆を下し文を作るに、必ず世を驚かし俗に絶れん、此の論の最も好き處は、方ニ羽殺ニ卿子冠軍ー增與レ羽比肩事ニ義帝ーの一段に在るなり、當に晁錯論と竝べ觀るべし、○凡そ史評を作る、古人の是非得失、存亡成敗を斷ずること、明官の大公案を判斷するが如く、須らく說き得て人の心服するを要すべし、若し只だ能く人を折かば、亦高手に非ず、須らく我れ若し此の人の位に在り、此人の事に遇はゞ、當に如何んか變に應じ、當に如何んか身を全うすべきを思量することを要すべし、必ず至當不易の說あらん、變棋の如く然り、敗棊に勝着あり、勝棊に敗着あり、得失は一著の間に在り、棊師傍觀、必ず能く棊を覆ひ、勝者も亦敗るべく、敗者も亦勝つべしと歷說せば、乃ち良工とならん、東坡、史評を作る、皆此の說を得たり、人知る能はず、能く之を知る者、必ず論を作るに長ぜん、

○樓迂齋評　項羽、宋義を殺す、便ち是れ義帝に迫らんを要す、義帝を弑す、便ち是れ范增を去らんを要す蓋し宋義は是れ義帝の愛する所、義帝は是れ范增の立つる所、三人の生死去就、最も相關涉す、推原得出す、筆力老健、一個の閑字なし、此れ東坡の海外の文字、故に老氣あり、

○呂東萊評　此篇、抑揚の處を看んを要す、吾嘗論の一段、前平々說き來り、忽ち轉換放開して說く、語新に意屬するを見得たり、又一起一伏の處を見る、

○金聖歎評　知レ幾蚤去の一句に過ぎず、却つて許多の議論、許多の曲折を寫し出す、細尋に至るに及び、亦更に議論と曲折となし、只だ是れ一味換筆法のみ、

○高梅亭評　此れ坡公海外の文字、無中有を生じ、死中活を求め閑を得て入る、學者悟出せば、筆下源を竭すなからん、亦窘步なし、

○沈德潛評　義帝を弑する時に去る、是れ正論、此れ

增計者、力能誅羽則誅之、不能則去之、豈不毅然大丈夫也哉』

段落　第五大段の第一小段なり、羽の當に出づべき方法を説く、

講説　項羽が卿子冠軍を殺せし時に方り、范增は項羽と肩を並べて義帝に事へたるなれば、項羽に對しては君臣の分未だ定まらざりしなり、故に增の爲に計り見れば、己が力にて羽を誅すること出來得るならば之を誅すべく、若し出來ざらば項羽の處を去るべきなり、斯くせば何とキッパリとしたる男兒にあらずや、

注解　「比肩」同列なり、

增年已七十、合則留、不合則去、不以此時明去就之分、而欲依羽以成功名、陋矣』

段落　第五大段の第二小段なり、去るの機を失ひたるを惜むと共に其心事を斷定す、

講説　增は年已に七十の高年に及びたれば、（一生を屑くすべきにあらずや）意が合はゞ留まり、合はずんば去るあるのみ、然るに此時を以て去るか就くかの分界を決せず、羽に依つて功を立て名を輝さんとせしは卑陋なり、

雖然增高帝之所畏也、增不去、項羽不亡、嗚呼增亦人傑也哉』

段落　第六大段なり、

講説　さは云ふものゝ、增は高祖の畏れ居りたる人なり、增が去らざりせば、項羽は亡びざりしなり、さてさて增も亦人並すぐれたる人物なるかな、

文法　謝疊山云ふ、結尾、范增を貶し盡さず、又之に人傑たるを許す、正に韓文公の爭臣論、攻擊餘力を遺さず、結句乃ち陽子將た善人たるを得ざらんやと曰ふが如し、此の如きは方に是れ公論、若し人の過を斷じ、人の惡を攻め、人の善を沒する、皆老手にあらず、

○賴山陽云ふ、方羽殺卿子冠軍は當於羽殺卿子冠軍時也の句に應じ、誅之去之の二意を以て增に代り計畫し、再び去就の分を以て增の爲に惋惜し、直ち

段落　第四大段の第一小段なり、卿子冠軍を殺すは卽ち義帝を弑するの兆なる由を説く、

講說　吾れ嘗て論じて曰へることあり、義帝は天下に希なる賢君なり、秦を攻むるに獨り寛仁大度の沛公を遣はして關中に入らしめ、慓暴不仁の項羽を遣はさず、群集人の中より卿子冠軍を見拔きて、之を引き擧げ上將軍とせり、不賢ならば迚も此樣なることを爲し得んや、已に賢主なるが故に、項羽が義帝の旨なりと矯りて卿子冠軍を殺せし以上、義帝の默忍して居られざるは必定なり、故に項羽の方にて義帝を弑せざれば、義帝の方にて項羽を殺すべきことは、智者を待たずとも知り得る道理なり、

注解　「矯」いつはり告ぐるなり、

文法　義帝必不能堪は作者の想像なり、之れあるが爲に文思發展す、

增初勸項梁立義帝、諸侯以此服從、中道而弑之、非增之意也、夫豈獨非其意、將必力爭而不聽也、不用其言、而殺其所立、羽之疑增、必自此始矣、

段落　第四大段の第二小段なり、義帝を弑するは增を疑ふの本なる理由を説く、

講說　范增は初め項梁に勸めて義帝を立て、諸侯は之が爲に服從せしなり、然るを中途にて之を弑せしことなれば、增の本意に背きし次第なり、夫れ唯だ本意に背くのみならんや、恐らく骨折つて諫めたりとも聽き入れられざりしに相違なし、其意見を用ひずして其立てし所の君を弑せしとすれば、羽が增を疑ひしは此時より始まりしことならん、

注解　「將必力爭而不聽」將の字は、恐らくの意に看るを要す、

文法　力爭の句も亦想像より來る、○賴山陽云ふ、必自是始矣の一句は疑增之本也に應じ、常山の蛇勢を成し、分應の痕迹を見ず、

方羽殺卿子冠軍、增與羽比肩而事義帝、君臣之分未定也、爲

企者なりしなり、されば義帝の存亡は何と楚の盛衰をなすのみならんや、一方に於て增の身が禍福を同じうする所なり、「義帝の存在は增の福、其滅亡は增の禍となる」增の立てたる義帝が亡ぶるに、增のみが無事に長續すると云ふためしなきことなり、

文法　沈德潛云ふ、反覆以て當に卿子冠軍を殺すの時に去るべきを明かにす、筆々鋒あり、○賴山陽云ふ義帝之存亡、增之同禍福の二語、上下過渡の處、溪流層々、山勢に隨つて漸く下るが如し、

羽之殺卿子冠軍也、是弑義帝之兆也、其弑義帝則疑增之本也、豈必待陳平哉、物先腐也、而後蟲生之、人必先疑也、而後讒入之、陳平雖知、安能間無疑之主哉、』

段落　第三大段の第三小段なり、主意を發揮す、

講說　項羽が卿子冠軍を殺せしは、是れ義帝を弑するの兆なり、其義帝を弑せしは則ち范增を疑ふの本なり、何として陳平の離間策を待つて之を疑はんや、（之れなくとも已に增を疑へり）之を譬ふるに、物は先づ腐ると云ふことあり、其れよりして蟲が生ずるなり、人は先づ疑ふと云ふことあり、其れよりして讒言が入るものなり、陳平智者なりとも何として能く疑ひを持たざる君を離間することを得んや、

文法　兆の字は知幾の幾を受く、陳平雖知は漢用陳平計に應ず、

吾嘗論義帝、天下之賢主也、獨遣沛公入關、而不遣項羽、識卿子冠軍於稠人之中、而擢以爲上將、不賢而能如是乎、羽既矯殺卿子冠軍、義帝必不能堪、非羽弑帝、則帝殺羽、不待知者而後知也、』

り集るものは惟れ霰と曰へり、（斯く物には兆のあるものなれば）增の退去は項羽が卿子冠軍を殺せし時に於てすべかりしなり、

注解　「易曰」繫辭傳に出づ、幾とは、形は見えざれども事の起因を爲す所の端緒なり、幾を見ることは凡人の及ぶ所に非ず、故に神乎と云ふ、「詩曰」小雅頍弁篇に出づ、相は視察なり、雨雪の雨は動詞用にして、フルなり、「殺卿子冠軍」義帝、宋義を以て上將軍となし、卿子冠軍と號す、卿子は貴公子と云ふが如し、

文法　賴山陽云ふ、易詩を引く、極力紆餘、即ち老蘇管仲論に、「有レ舜而知レ誅二四凶一、有二仲尼一而知レ去二少正卯一」の兩句の筆法、蓋し其家傳の文訣なり、

陳涉之得レ民也、以二項燕扶蘇一、項氏之興也、以レ立二楚懷王孫心一、而諸侯畔レ之也、以レ弑二義帝一。

段落　第三大段の第一小段なり、義帝の存亡は楚の興廢に關するを論ず、

講說　陳涉が民心を得たるは、項燕、扶蘇と詐稱せしに因り、項氏の興りしは、楚の懷王の孫なる心と云ふ人を立てしに因る、而して諸侯の項氏に叛きしは、懷王の孫心、謂はゆる義帝を弑せしに因る、

注解　「陳涉之得民」陳涉名は勝、秦の二世の時、吳廣と共に兵を起し、楚の將項燕と始皇の長子扶蘇とは皆人望ありしを以て、二人尙は世に生存すと稱し、其名を假りて人心を取れり、「立楚懷王孫心」懷王は秦に囚はれて死し、楚人の尤も憐みたる王なれば、之を立てゝ民望に從ひしなり、

文法　此れ下の增が謀主たりしことを迫り出だす爲の段なり、○陳涉は客にして項氏は主、

且義帝之立、增爲二謀主一矣、義帝之存亡、豈獨爲二楚之盛衰一、亦增之所三與同二禍福一也、未レ有二義帝亡而增獨能久存者一也。

段落　第二大段の第二小段なり、義帝の存亡は又增の禍福をなすを論ず、

講說　且つ義帝の立てられたるに就いては范增が發

殺増、獨恨其不蚤耳、』

段落　第二大段の第一小段なり、主意を微露す、

講説　蘇子曰く、范増の去りたるは誠に善き仕方なりき、唯だ其早くなかりしことが殘念なるのみ、

文法　金聖歎云ふ、斷語を劈下す、此れを筆快、颯の如しと謂ふ、

然則當以何事去、増勸羽殺沛公、羽不聽、終以此失天下、當於此去耶、曰否、増之欲殺沛公、人臣之分也、羽之不殺、猶有人君之度也、増曷爲以此去哉、』

段落　第二大段の第二小段なり、先づ問答體を以て普通の説を破る、

講説　若し疑はれたる時に去りしことは尚ほ早からずとせば、如何なる事に因つて去るが至當なるか、按ずるに、増は項羽に沛公（漢の高祖初め沛公と稱す、）を殺さんことを勸めしに、項羽聽き入れざりしかば、終に之が爲に天下を取失ひたり、されば此の時に去るが當然なりや、之に答へて曰く、否、増が沛公を殺さんとせしは、人の臣下たるものが己れの君のみを大切に心得て、何卒競爭者を亡ぼして天下を取らさんとするの心を盡すものなれば、其本分なり、又項羽が沛公を殺さゞりしは、外の事は別として此の點のみは猶ほ人に君たる度量ある次第なれば、増は何も此れを以て去るべき道理あらんや、

注解　「羽不聽」鴻門の會の事なり、

文法　賴山陽云ふ、人臣人君、後案を伏す妙、讀む者多く覺えず、

易曰、知幾其神乎、詩曰、相彼雨雪、先集惟霰、増之去、當於羽殺卿子冠軍時也、』

段落　第二大段の第三小段なり、卿子冠軍を殺す時に去るべきことを斷定す、

講説　易に事の兆を知るものは、何と神々しき人なるかと曰へり、詩經に彼の降雪を善く視るに、先づ降

より「當於羽殺卿士冠軍時也」に至るまでを第二大段となす、去るべき時を擧ぐ、「陳渉之得民也」より「安能間無疑之主哉」に至るまでを第三大段となす此時に去るべき所以を説明す、「吾嘗論」より「必自是始矣」に至るまでを第四大段となす、卿士冠軍を殺すことが增を疑ふの本たるを論ず、「方羽殺卿士冠軍」より「陋矣」に至るまでを第五大段となす、增の當に爲すべき所を指示す、「雖然」より篇尾に至るまでを第六大段となす、增の爲に活路を開く、

漢用陳平計、間疎楚君臣、項羽疑范增與漢有私、稍奪其權、增大怒曰、天下事大定矣、君王自爲之、願賜骸骨、歸卒伍、歸未至彭城、疽發背死、

段落　第一大段なり、

講説　漢の高祖が陳平の計を用ひ、楚の君臣の間柄を離間せし處、楚の項羽は果して范增が漢と私に通じをるかと疑ひ、少々づゝ其權を奪へり、增は大に怒つて曰ふ、天下の形勢も大に定まり、最早君の有に歸したることとなれば、臣の必要もあるまじ、君王自ら勝手になし給うて然るべし、臣は何卒此身體を下戻されて、平民の籍に歸りたしと、斯くて鄕里に向ひしが歸つて未だ彭城に至らぬ中に、疽と云ふ腫物が背に出來て其れが爲に死しぬ、

注解　「疑范增與漢有私」項羽の使、漢に至りし時、高祖は大牢の具を設けしめ、楚の使を見るや、佯つて驚いて曰く、吾れ以て亞父の使となせしに、項王の使なりしかと、之を持ち去らしめ、更に粗末なる饗具を以て楚の使を待ちしかば、使歸つて具に項羽に報せり、項羽是れより增を疑ふ、「乞骸骨」臣下が君に仕ふる以上は、吾が身體を君に捧げ、生死共に君に任すの元則なるゆゑ、退身するときは、吾が身體を返し賜へよと云ふ意なり、「歸卒伍」農民は兵役に出づるゆゑ、常に五家づゝ組合ひ、準備をなす、五人を伍と謂ひ、十人を卒と謂ふ、卽ち平民に復歸せんとの義なり、「彭城」增の故鄕、

蘇子曰、增之去善矣、不去羽必

語を以て主客を扭合す、筆、鐵緪の如し、

總　說

宦官を用ふるは是れ智を恃むなり、殺に果なるは是れ法を貴ぶなり、一篇二大截より成り、而して末段の李斯之智云々、仍ほ智を離れず、且つ漢宣、漢武、手に隨つて陪客を出だし、毫も工夫を費すを見ず、老熟の極なり、

纂　評

○謝疊山評　此論の主意、兩說あり、斯高、詔を矯め胡亥を立て、扶蘇、蒙恬、蒙毅を殺す、其禍、蒙毅の左右を去るに在らずして、始皇の趙高を用ふるに在り、後世の人主、宦官を用ふるもの、當に以て戒となすべし一は李斯、趙高、詔を矯め、扶蘇、蒙恬を殺すに敢にして、二人の復た請ふを憂へざるものは、其禍、斯高の亂に非ずして、商鞅の法を變じ、始皇の殺を好むに在り、後世人主の殺に果なる者、當に以て戒となすべし、前一段は、始皇の罪、趙高を用ふるに在るを說き、附して漢宣の恭顯に任ずる事に在り、後の一段は、始皇の殺に果にして、其禍反つて其子孫に及ぶを說き、附して漢武の戾太子を殺すことに入る、此の文法尤も妙、

○沈德潛評　文、兩大段となして看る、前一段は、秦の亂、趙高を用ふるに在るを說き、後一段は、扶蘇、蒙恬の敢て請はざるは、商鞅、法を變ずる後の積威に在るを說く、前一段中、漢宣に搭入し、後一段中、漢武に搭入す、而して兩大段、只だ是れ一事、仍ほ只だ一片と作して看去る、志林十三首、皆南海の作、公極めて得意の文字たり、天粟を雨らし、鬼夜哭するに幾し、

○賴山陽評　東坡少時の文、流宕に過ぎて勁拔に乏しきものあり、海外文字に至つては、健鶻、空を擊ち、老氣、秋に橫はるが如し、

論范增

主意　項羽が卿士冠軍を殺せし時は增の去るべき機會なりしに、早く此時に於て去らざりし事は惜むべしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段となす、篇首より「疽發背死」に至るまでを第一大段となす、事實を敘す、「蘇子曰」

扶蘇之仁、則寧死而不請、如戾太子之悍、則寧反而不訴、知訴之而不察也、戾太子豈欲反者哉、計出於無聊也、故爲二君之子者、有死與反而已、李斯之智、蓋足以知扶蘇之必不反也、吾又表而出之、以戒後世人主之果於殺者、

段落　第三大段の第五小段なり、李斯の智に歸納して疑問を總決す、

講說　故に夫の通り法律を以て天下の人に毒藥の如き畏ろしき害を與ふるものは、古へより其害が反つて其身と其子孫とに中らざるものなし、漢の武帝、秦の始皇は、皆人を殺すに一思ひなる人なり、故に其子の扶蘇の如き仁者は、寧ろ死すとも命乞をなさず、又戾太子の如き氣の荒き人は、寧ろ反すとも哀訴せず、之を訴へたりとも、必ず察すまじきことを知ればなり、戾太子何として反を欲するものならんや、其計たる、賴み無きに出でたるなり、故に二君の子たるものは、死と反とあるのみ、李斯の智は、但し扶蘇の必ず反せざるを知るなり、吾れ又表して之を出だし、以て後世人主の人を殺すことに一思ひなるものを戒む、

注解　「戾太子」戾太子は漢武の子、征和二年、巫蠱の事件起る、武帝、江充に命じて其事件を治めしむ、太子の宮を掘り、木人（咒咀の偶人）を得る尤も多きを云ふ、太子懼れ、遂に充を收捕して之を斬り、長樂宮の衞卒を發して反す、合戰五日、死者萬餘、太子亡げ、湖に至つて死す、天下之を悲む、「無聊」是非なきなり、

文法　顧孫云ふ、以法毒天下の三句、乃ち上は商鞅、始皇の嚴暴、扶蘇殺さるゝに粘し、下は漢武果殺、戾太子反叛の意を含む、氣勢聯屬、血脈渾融、突兀の處を見ず、○賴山陽云ふ、知訴之必不察云々、出於無聊也、總べて客を說く、泛に似たり、忽ち又故の字を以て客主を渾融し、然る後、李斯之智知扶蘇之不反を以て本題に歸入す、筆力縱橫、○又云ふ、反不反の二

及始皇、秦人視其君、如雷電鬼神不可測也、古者公族有罪、三宥然後制刑、今至使人矯殺其太子而不忌、太子亦不敢請、則威信之過也、

段落　第三大段の第五小段なり、威信の過ぎたるを論ず、

講説　商鞅は徙木の賞に因つて信用を立て、棄灰の刑に因つて威力を立て、其親戚、師傅を刑罰に處せしが、其威信を積みたる結局は始皇に及び、秦の人民が其君を視ることは、雷電や鬼神の測られざると一般なりき、古へは公族に罪あるときは、三たび之を宥め然る後始めて刑罰を定むる仕組なるに、今他人が己れの太子を奸計を以て殺して何の憚る所なく、太子も亦敢て命乞をなさゞるやうに爲せしは、全く威信の過ぎたる故なり、

注解　「立信於徙木」商鞅已に法を定めしも、未だ發布するに至らず、人民の己れを信ぜざるを恐れ、三丈の木を國都の市の南門に立て、誰れにても能く之を北門に移す者あらば十金を與へんとて其人を募りしに、人皆之を怪み、敢て移す者なかりき、乃ち又曰ふやう、能く移すものあらば五十金を與ふべしと、一人之を移すものありしかば、直ちに五十金を與へたり、是に於て民其令を信ず、「立威於棄灰」商君の法、灰を道に棄つる者を刑せり、「刑其親戚師傅」其の字は太子を指すなれども甚だ泛なり、公子虔と公孫賈の二人、公族を以て師傅となる、太子の法を犯せしとき、商鞅曰く、法の行はれざるは上より之を犯せばなり、然れども君の嗣は刑を施すべからずと、因つて此二人を刑す、

文法　賴山陽云ふ、則威信之過也の一句頓落、又故夫の二字を以て翻起し、忽ち漢武を以て陪客となす、

故夫以法毒天下者、未有不反中其身及其子孫者也、漢武與始皇皆果於殺者也、故其子如

惡なる鳥、悍は氣の强きなり、

文法　賴山陽云ふ、此の商鞅は暗に荊公（王安石）を指す、○又云ふ、豈獨鞅悔之秦亦悔之矣、是れ坡翁の常調、此句を以て過渡となす、語氣浮誇、○又云ふ、豈料其僞也哉は小緻、

周公曰、平易近民、民必歸之、孔子曰、有一言而可以終身行之、其恕矣乎、夫以忠恕爲心、而以平易爲政、則上易知而下易達、雖有賣國之姦、無所投其隙、倉卒之變、無自發焉、然其令行禁止、蓋有不及商鞅者矣、而聖人終不以彼易此、

段落　第三大段の第四小段なり、商鞅の法と反對なる聖人の道を述ぶ、

講説　周公曰く、政治を普通的簡易的として民を親み近づくるときは、民必ず之に歸すと、孔子曰く、一言にして一生の間行ふべきことあり、其れは何んと恕の道なるかと、夫れ忠恕を以て心となし、而して平易を以て政となさば、上に於ては下の情を知り易く、下に於ては其情を上に達し易し、賣國の姦ありと雖も、其間隙に附け入る所なければ、隨つて急激の事變も發すべき動機なし、然れども其命令の行はれ禁制の止むことは、但し商鞅の法律政治に及ばざるものあらん、なれども聖人は、結局此の平易忠恕の道を以て、商鞅の殘酷嚴烈なる法律には易へざるなり、

注解　「周公曰」史記魯世家に出づ、「孔子曰」論語衛靈公篇に出づ、「恕」俗に謂ふ思ひやり、己れを推して人に及ぼすなり、「倉卒」にはか、

文法　謝疊山云ふ、凡そ議論、不好の事、須らく一段の正説を要すべし、文勢亦圓活、義理亦精微、意味亦悠長、○賴山陽云ふ、周孔より商鞅に歸入する處、力を費さゞるを看る、

商鞅立信於徙木、立威於棄灰、刑其親戚師傅、積威信之極、以

之素行、而臣子不敢復請也、二人之不敢請、亦知始皇之鷙悍、而不可回也、豈料其僞也哉』

段落　第三大段の第二小段なり、秦の法律重くして、威令の行はるゝこと久しきを以て前の疑案を決す、

講説　抑も秦の道を失ひしことは、其由來あり、何として始皇一人の罪ならんや、商鞅が法律を改革せしより、人を殺して身首を殊にすることを以て經典となし、三族を絶すことを以て常法となせしが故に、臣下は狼の如くきよろきよろ後を振り向き、脇にて呼吸をなし、己が身だけ殺されて濟むことなれば、せめて幸ひなりと考ふる次第なれば、何とて繰り返し命乞をなすに暇あるべき、其法律の行はるゝに方つては、政府の求むる所は獲ずと云ふことなく、禁ずる所の止まずと云ふことなかりき、されば商鞅は自ら思ふやう、我が政治の仕方は堯舜を乗り越し、湯武の上に出でたりと、然るに其後脱走して旅宿する所もなき段となり、茲に始めて法律を立てたる弊を知りたり、夫れ何として商鞅獨り之を後悔せしのみならんや、秦の國家自身も亦之を悔いたり、（何となれば）荊軻が始皇を刺さんとしたる事件の折、武器を持つて警護の任にありし者共は、始皇が柱の周圍を逃廻る所を能く能く目撃しながら、堂上へは兵器を持つて登ること叶はざる規則ゆゑ、之を救はんとせし者なかりしは、是れ秦の法の重かりし故なり、李斯が勝手に胡亥を立てゝ、復た扶蘇や蒙恬を憚らざりしは、威令が平素より効力あつて、臣子たるものが哀願をようせぬことを知ればなり、扶蘇、蒙恬の二人がよう哀願せざりしも、亦始皇の氣象悍くして、引戻すことの出來ざることを知ればなり、何として其僞りなることを料らんや、

注解　「殊死」手足を殊にするなり、「參夷」三族を夷滅するなり、「出亡無所舍」孝公薨じ、惠文王立つや、公子虔の徒、鞅が反せんと欲する由を告ぐ、鞅恐れて脱走し、客舍に止らんとせしに、舍の主人曰く、商君の法は、手形を持參せざる者を止宿せしむる者は之を連坐せしむるが故に、止め難しと、鞅嘆じて曰く法を爲すの弊一に此に至るかと、「鷙悍」鷙は鷙鳥、猛

段落　第三大段の第一小段なり、李斯の智に就いて疑問を起す、

講說　或人問うて云ふ、李斯は始皇を佐けて天下を平定せし程の人なれば、決して不智とは云へぬなり、(乃ち下の如き注意はあり得べき事ならずや、其れは)扶蘇は實際始皇の子にして、秦人が之を戴けること久しかりき、陳勝は扶蘇の名を假りてすら、猶ほ天下を亂すこと出來たる程なり、而して蒙恬は重大なる軍隊を持して外に在り、若し扶蘇と蒙恬との二人が、立ちどころに誅を受けずして赦罪を哀訴せしならば、始皇は已に死にし後なれば、誅戮の詔の詐りなることは明白となり、李斯、趙高の二人は扶蘇と蒙恬とに殺されて、一族に遺るものなからんに、李斯の智を以て此點を用心せざりしは如何なる次第なるや、

注解　「陳勝」兵を擧げし時、詐つて扶蘇と稱せり、是れは秦の人民が扶蘇を慕ひ、未だ其死せしことを信せざりしが故に之を利用せしなり、

文法　沈德潛云ふ、又飜つて一意を出だす、○賴山陽云ふ、此の數行の疑問、前段の不可以言智の以前と對す、或者の口中を借りて之を出だす、便ち板ならず是れ板を化して活となすの法なり、

蘇子曰、嗚呼秦之失道、有自來矣、豈獨始皇之罪、自商鞅變法、以殊死爲經典、以參夷爲常法、人臣狼顧脅息、以得死爲幸、何暇復請、方其法之行也、求無不獲、禁無不止、鞅自以爲、軼堯舜而駕湯武矣、及其出亡而無所舍、然後知爲法之弊、夫豈獨鞅悔之、秦亦悔之矣、荊軻之變、持兵者、熟視始皇環柱而走、莫之救者、以秦法重故也、李斯之立胡亥、不復忌二人者、知威令

の如きは、何れも英明の君なるに、やはり趙高や恭顯の禍に陷れり、

注解　「閹尹」宦官を謂ふ、「裂肝碎首」上二字は毒藥の害、後二字は猛獸の害、「呂彊」漢の靈帝の時、中常侍たり、都鄕侯に封ぜらる、固辭受けず、因つて上書して政事を言ふ、黃巾の賊起るに及び、呂彊は先づ貪濁の者を誅して、大に黨人を赦さんと欲す、帝之を納れたり、「張承業」唐の僖宗の宦者なり、李茂貞に迫まれ、太原に奔り、晉王李克用に事ふ、莊宗、皇帝の位に卽き、承業哭して諫めしも止むる能はず、食はずして死せり、「恭顯」高恭、石顯、俱に漢の宣帝の宦官、

彼自以爲聰明人傑也、奴僕熏腐之餘、何能爲、及其亡國亂朝、乃與庸主不異、吾故表而出之、以戒後世人主如始皇漢宣者、

段落　第二大段の第四小段なり、智を恃んで亂を致せしを論ず、

講說　彼れ自身、己れは聰明にして人傑なり、奴僕而も淺ましき刑餘の小輩等、何をか仕出し得んやと、其國を亡ぼし朝廷を亂すに及んでは、却つて凡庸の君主と異ならず、故に表して之を出だし、斯くて後世の人君の始皇や漢宣の如き人を戒むるなり、

注解　「熏腐」毒藥を用ひ、薰べ腐らして、去勢術を行ふことなり、

文法　謝疊山云ふ、此れ天正に人國を亡ぼさんとす、其禍敗必ず智の及ばざる所に出づるの處、○賴山陽云ふ、如始皇漢宣者は、暗に神宗を指す、

或曰、李斯佐始皇定天下、不可謂不智、扶蘇親始皇子、秦人戴之久矣、陳勝假其名、獨足以亂天下、而蒙恬持重兵在外、使二人不卽受誅而復請之、則斯高無遺類矣、以斯之智、不慮此何哉、

こそ李斯、趙高の二人、其企てを成就することを得たるなれ、始皇が蒙毅を派遣せしことゝ、蒙毅が、始皇が病中と云ひ、殊に國本たる太子の未だ立たずしてあるを見ながら始皇の側を離れたることゝは、兩方とも智者とは言ひ得られぬなり、然りと雖も天が人の國を亡ぼす場合には、其禍災や失敗やは必ず智慧の届かざる所に出づるものなり、隨つて聖人の天下を治むる仕方は、智を宛にして亂を防ぐことなく、吾れ自身が亂を招くべき筋なきことを宛にする外はあらず、始皇が亂を招きし筋は趙高を用ひたるに在り、

注解　「爲天下」爲は治むと讀む、

文法　沈德潛云ふ、始皇致亂之道在用趙高、此句を出す、高峰、危石を墜すが如し、○聖人を掲げて標準を立つるの點は、韓非論、養士論と同一の機軸なり、但だ韓非論に於ては篇首に出だし、養士論に於ては篇尾に出だし、此篇に於ては篇中に出だし、人をして覺えざらしむ、是れ其變化の處、

夫閹尹之禍、如毒藥猛獸、未有不裂肝碎首者也、自書契以來、惟東漢呂彊、後唐張承業、二人號稱善良、豈可望一二於千萬、以徼必亡之禍哉、然世主皆甘心而不悔、如漢桓靈、唐肅代、猶不足深怪、始皇漢宣皆英主、亦湛於趙高恭顯之禍、

段落　第二大段の第三小段なり、宦官の禍畏るべきを論ず、

講說　夫れ閹尹の害は毒藥や猛獸の如く、之が爲に肝臟を裂かれ頭骨を碎かれざるものあらず、有史以來惟だ東漢の呂彊と後唐の張承業と、此二人は宦官なれども善良の人なりとの評判あり、何として千萬人の中に僅かに一二の善良者あることを期待して、十が十、亡ぶるに定まりたる禍を招くことあらんや、然れども世の人君は皆善き事と心得て後悔せず、漢の桓帝、靈帝、唐の肅宗、代宗の如きは、其れでも暗主なれば不思議と思ふ程にあらねど、始皇や漢の宣帝

帷幄、爲謀臣、雖有大姦賊、敢睥
睨其間哉、

段落　第二大段の第一小段なり、始皇の智術あるを論ず、

講說　蘇子、以上の案に由り立論して云ふ、始皇は、天下に於ける勢の輕き處と重き處とを切盛し、內の勢と外の勢とをして互に釣合はしめ、此れに由つて姦惡を押へ付け叛亂に備へたる仕方は、密なりと申すべし、蒙恬は兵三十萬人に將として、北方に威を振ひ、其上に己れの太子扶蘇は蒙恬の軍を監し、而して蒙毅は帷幄の中に侍して、參謀となり居ることなれば、（內外とも十分の手立あり）大奸賊ありと雖も其隙を伺はんや、

注解　「內外」內は京師、卽ち中央政府、外は郡縣、

文法　呂東萊云ふ、此篇頭、使內外相形の一句、始皇本と此意なし、文字を作るの法、他の後面の不是を說かんことを要す、故に先づ張大し、虛を以て實となすなり、○賴山陽云ふ、它の罅隙を說かんと欲し、先づ廿分罅隙なきを說く、是れ文家の逼出法、○蒙恬將兵三十萬云々は外の勢强きを謂ふ、蒙毅侍帷幄云々は內の勢全きを謂ふ、大姦賊は上の禁奸備亂に應ず、

不幸道病、禱祠山川、尙有人也、
而遣蒙毅、故高斯得成其謀、始
皇之遣毅、毅見始皇病、太子未
立、而去左右、皆不可以言智、雖
然天之亡人國、其禍敗必出於
智所不及、聖人爲天下、不恃智
以防亂、恃吾無致亂之道耳、始
皇致亂之道、在用趙高、

段落　第二大段の第二小段なり、禍は智の及ばざる所に出づるを論ず、

講說　始皇は不幸にも道中にて病氣となれり、山や川の神々に病氣の平愈を祈らせんとすれば、別に派遣すべき人も之れあるなり、然るに大切の參謀官たる蒙毅を派遣せり、（是れ大なる手落ちなり）されば

すの弊を論ず、

秦始皇帝時、趙高有罪、蒙毅按之、當死、始皇赦而用之、長子扶蘇好直諫、上怒、使北監蒙恬兵於上郡、始皇東遊會稽、並海走琅琊、少子胡亥李斯蒙毅趙高從、道病、使蒙毅還禱山川、未及還、上崩、李斯趙高矯詔立胡亥、殺扶蘇蒙恬蒙毅、卒以亡秦、

段落　第一大段なり、

講說　秦の始皇帝の時に、趙高、罪を犯せしことあり、蒙毅之が審理の任に當り、取調べたる結果、法律上死罪に當りしに、始皇は其罪を赦して、之を用ひたり、始皇の長子扶蘇は直諫を好みしかば、上〔始皇〕は之を怒り、敢て膝下に置かず、北の方蒙恬の軍を上郡の地に監督せしめたり、其れより始皇は北の方、會稽に遊び、海岸を傳うて琅琊に赴きけるが、季の子なる胡亥、李斯、蒙毅、趙高等の人々、之に隨從せり、然るに始皇は途中に於て病氣に罹りければ、蒙恬に命じ、立還つて病氣平愈を山川に禱らしめたる處、未だ還らざる内に始皇は崩じ、李斯、趙高は詔を僞造して胡亥を立て、扶蘇、蒙恬、蒙毅を殺し、其結果、秦の亡ぶることゝなれり、

注解　「蒙毅」蒙恬の弟、「使北監云々」史記に云ふ、蒙恬三十萬衆に將とし、北は戎狄を逐ひ、河南を收め、長城を築き、地形に因り險を用ひて塞を制す、臨洮より起り、遼東に至る、延袤萬里、師を外に暴す十餘年、上郡に居る云々、

蘇子曰、始皇制天下輕重之勢、使內外相形、以禁姦備亂者、可謂密矣、蒙恬將兵三十萬人、威振北方、扶蘇監其軍、而蒙毅侍

き正大なる主義は、秦漢などの能く及ぶ所ならんや、

注解　「君子學道云々」論語陽貨篇の語、

文法　沈德潛云ふ、「三代以上出於學」に卽いて抽き出し、結となし、正大に歸す、○賴山陽云ふ、放開一筆、曲終り雅を奏す、篇首の先王不能免に應じ、深遠の勢を取る、

纂評

○沈德潛評　智勇辯力の四者、之を處する、其所を得れば、則ち天下の用をなす、其所を失へば、則ち天下の患をなす、富貴を分つて與に之を共にし、自ら功名の途に奮ふを得しむ、亂萌自つて啓くなきなり、末路、養士を撤開し、先王、天下を治むるの大道を結び出す、眼孔尤も高し、○唐末の黃巢、不第を以てして亂る、明末の牛金星、鄕擧を斥革するを以てして闖賊に歸す、皆之を處する、其所を得ざるなり、國に柄たるものは尙くは之に意を加へよ焉、

論始皇漢宣

解題　秦の始皇と漢の宣帝とを論ぜし文なり、文章軌範には始皇論に作る、從ふべし、何となれば、漢宣は始皇と失敗の同じき點あるが故に、連累を以て之に論及したるに止まり、作者の意は、固より始皇一人を論ずるに在ればなり、此篇は東坡志林十三篇の一にして、謂はゆる海外文字なり、海外文字とは、其南海に謫居せられたる中に作りたるものを謂ふ、卽ち晩年の作なるが故に、意志の馳するに任せて法度に合し、心の欲する所に從つて矩を踰えざるの造詣を見るに足る、

動機　始皇を以て暗に神宗に比し、商鞅を以て暗に王安石に比し、以て新法の弊を非難するに在り、

主意　始皇が小人をして國家を亡ぼすに至らしめたる所以は、智術を貴び、法律に任せたる爲なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「卒以亡秦」に至るまでを第一大段となす、事實を敍す、「蘇子曰」より「以戒後世人主如始皇漢宣者」に至るまでを第二大段となす、智術を貴ぶの害を論ず、「或曰」より篇尾に至るまでを第三大段となす、法律に任

をなし、然る後、平の字、也の字を以て之を斷ず、全篇精神を着くる處、○又云ふ、秦之亂は再び反覆議論、其意始めて圓備、○又云ふ、百萬虎狼の句、有猛鷙に應じ、一篇の結穴をなす處、縱の字、世の字、皆虚字を冒さず、要其音調を看る、

楚漢之禍、生民盡矣、豪傑宜無幾、而代相陳豨、從車千乘、蕭曹爲政、莫之禁也、至文景武之世、法令至密、然吳濞、淮南梁王、魏其武安之流、皆爭致賓客、世主不問也、豈懲秦之禍、以爲爵祿不能盡縻天下士、故少寬之、使得或出於此也邪、

段落　第三大段の第一小段なり、漢代の故事を擧げて、鋤して去るの不可を見す、

講説　楚漢交戰の禍の爲に生民も絶えんとする有樣なりしかば、豪傑など幾何もなかるべき筈なり、然るに代の相陳豨の從車は千乘ありしと云ふ、（食客の多きこと知るべし）されど蕭何、曹參、政を執りしが、之をば禁制することなかりき、文帝、景帝、武帝の世に至つては、法令が至極嚴密なりしに拘はらず、吳王濞淮南王梁王、魏其、武安の徒は爭うて賓客を招きしも當時の君主は之を放任し置けり、右は秦の亡びたる禍に懲り、朝廷の爵位俸祿は天下の士を殘らず束縛する能はざることゝ考へたるを以て、少しく寬大になし、此方法にも出づることを得しめたるならんか、

文法　賴山陽云ふ、楚漢以下餘波、

若夫先王之政則不然、曰君子學道則愛人、小人學道則易使也、嗚呼此豈秦漢之所及也哉、

段落　第三大段の第二小段なり、最上の方法を擧ぐ、

講説　若し夫れ先王の政は斯くの如くならず、其政の主義に曰く、君子道を學ぶときは則ち人を愛し、小人道を學ぶときは則ち使ひ易しと、扨も扨も此の如

於布褐乎、抑將輟耕太息以俟時也、秦之亂雖成於二世、然使始皇知畏此四人者、有以處之、使不失職、秦之亡、不至若此速也、縱百萬虎狼於山林、而饑渴之、不知其將噬人、世以始皇爲智、吾不信也、

段落　第二大段の第五小段なり、秦の速かに亡びし所以を論ず、

講說　始皇は最初客を放逐せんとせしが、李斯の建言を用ひて思ひ止まれり、然るに既に天下を併合するに及び、客をば無用とせしかば、是に於て法に任せて人に任せず、民は法を恃んで治むることを得べしと考へ、吏は才能ある者に限らず、能く吾が法を守る者を取つて然るべしと考へたり、故に名城を破壞し豪傑を殺し、民の人に秀で勝れたるものは、皆散々となつて田畝に歸れり、以前四公子、呂不韋などの徒に養はれたる者は、皆何處に歸すべきや、首の根瘦せ頭の毛も黃色になるまで、布子や毛布を着たるまゝに甘んじて老い果つべきか、其れとも鋤鍬を執る手を止め、不遇を太息しつゝ、時を待つて一旗擧げんとすべきか、果して孰れならん（無論後者に相違あるまじ）秦の亂は二世の時代に成れりと雖も、然れども若し始皇にして此の四種の人民（智勇辯力）を畏れて、何とか之を處分し、其職を失はざりしならば、秦の亡ぶることは決して此の如く速かならざりしならん、百萬の虎狼を山林に放つて、之を饑渴させながら、其人を噬むに至るべきことを知らざりしに因れば、世人は始皇を智者となすも自分は信ぜざるなり、

注解　「用李斯之言」李斯に、逐客を諫むる上書あり、「四公子」信陵君、孟嘗君、平原君、信陵君、「槁項」槁は枯れ木、瘦せて肉なきを謂ふ、「黃馘」髮の毛脂拔けて黃ばめるなり、「輟耕太息」陳勝、吳廣、

文法　沈德潛云ふ、不知數句は意極めて危悚、却つて宕折の筆を以て之を行ふ、○又云ふ、百萬虎狼の句、讀み去つて悚然、○賴山陽云ふ、皆安歸哉は掀翻の勢

文法　頼山陽云ふ、起し得て宏濶深遠にして、亦荊楚の目を礙するなく、讀む者をして快心に看せしむ、坡公の文、此等の處に着眼するを要す、「吾考之云々は題に入る、夫智勇辯力は方に本意を露はす、〇又云ふ隋唐至今出於科擧是れ論を作るの本意、輕々看過すべからず、

六國之君虐用其民、不減始皇二世、然當是時、百姓無一人叛者、以凡民之秀傑者、多以客養之、不失職也、其力耕以奉上、皆椎魯無能爲者、雖欲怨叛、而莫爲之先、此其所以少安而不即亡也、

段落　第二大段の第四小段なり、六國の久存せし所以を論ず、

講說　六國の君は皆其民を虐使したることは、秦の始皇又は二世に減せず、然れども是の時に當り、百姓は一人として叛きしものなし、是れは平民中の秀傑なるものは多く食客として之を養ひ、彼等職業を失はざりし爲なり、人民の中にて勞働工作して上に貢獻するものは、何れも愚鈍にして何等の事をも仕出しかぬる者なれば、縱令怨み叛かんと欲すとも、頭株となるものなかりき、此れ六國が少しく安泰を保つて、立ちどころに亡びざりし原因なり、

始皇初欲逐客、用李斯之言而止、既幷天下、則以客爲無用、於是任法而不任人、謂民可以恃法而治、謂吏不必才、取能守吾法而已、故墮名城、殺豪傑、民之秀異者散而歸田畝、向之食於四公子、呂不韋之徒者、皆安歸哉、不知其能槁項黃馘、以老死

講說　吾れ之を世の變遷に考へて、六國の久しく存立せし所以、之に反して秦の速かに亡びし所以は、但し此の道理に由ることを知る、是れ察せざるを得ざるなり、

夫智勇辯力、此四者、皆天民之秀傑者也、類不能惡衣食以養人、皆役人以自養者也、故先王分天下之富貴、與此四者共之、此四者不失職、則民靖矣、四者雖異、先王因俗設法、使出於一、三代以上出於學、戰國至秦出於客、漢以後出於郡縣吏、魏晉以來出於九品中正、隋唐至今出於科擧、雖不盡然、取其多者論之、

段落　第二大段の第三小段なり、歷代に於ける區處條理の道を擧ぐ、

講說　夫れ智者なり勇者なり辯者なり力者なり、此の四種の人は、皆天の生せる人類の中に於て尤も秀で傑れたる者なり、而して彼等は、大抵惡衣惡食の身分に居り、農夫などゝなつて人を養ふ能はず、何れも人を使役して己れを養はんとする者なり、故に先王は、天下の富貴を分つて此四種の民と之を共にす、此の四種の民が職を失はざるときは、民安靜なり、四種の民は異なると雖も、先王は風俗に因つて法制を設け、一に出でしめたり、乃ち三代以上は皆學校に出で戰國より秦に至つては食客に出で、漢以後は郡縣吏に出で、魏、晉以來は九品中正に出で、隋、唐より今に至つては科擧に出づ、盡く然りとは限らざれども、今其多きものを取つて之を論ぜしなり、

注解　「類」大概なり、「九品中正」魏の文帝の時、尙書陳群以爲へらく、天朝の選用、人才を盡さずと、乃ち九品、人を官にするの法を立て、州郡皆中正を置き、以て其選を定め、州郡の賢にして鑑識ある者を擇び、人物を區別し、其高下を第せしむ、

の黄歇即ち春申君、秦の呂不韋は、皆三千人の客あり而して田文は俠的の姦人六萬家を已れの領地なる薛に移せしことあり、齊の稷下の游説家も亦千人あり、魏の文侯、燕の昭王、太子丹、何れも客を呼び集めたること無數なりき、下つて秦漢の間に及び、張耳、陳餘の二人は、多く士を有せりとの評判あり、賓客より厮養の末に至るまで皆天下の豪傑にして、齊の田橫も亦五百人の士あり、其傳記に見ゆるもの此の如し、其餘を推算するに、官吏に倍して農夫の半なるべし、是れ皆姦民にて國を害する者なれば、民は何を以て之を支へ、國は何を以て之に堪へんや、

注解　「越王勾踐」呉語、越王乃ち其師を中分し、以て左右軍となし、其私卒君子六千人を以て中軍となすと、注に云ふ、私卒君子とは王の親近する所、志行あるもの、猶ほ呉の謂はゆる賢良、齊の謂はゆる士の如きなり、「厮養」薪を取り馬を養ふもの、

文法　末の數行に至り、純に議論に入る、

蘇子曰、此先王之所不能免也、國之有姦也、猶鳥獸之有猛鷙、昆蟲之有毒螫也、區處條理、使各安其處、則有之矣、鋤而盡去之、則無是道也、

段落　第二大段の第一小段なり、主意、

講説　蘇子曰く、右は先王の聖と雖も亦免るゝ能はざる所なり、（何となれば）國に姦智の者あるは、猶ほ鳥獸の中に猛鷙のもの（鷹の如き）あり、昆蟲の中に毒螫のもの（蜂や蛇の如き）あるが如くなればなり、之を部分けし、之を整理し、各をして其所を得しむることは之れあるも、宛も雜草を鋤にて刈り除くが如くに之を取り去らんとするも、此の如き仕方はなきことなり、

文法　茅鹿門云ふ、黄河の水を倒にす、

吾考之世變、知六國之所以久存、而秦之所以速亡者、蓋出於此、不可以不察也、

段落　第二大段の第二小段なり、其例證あるを言ふ、

の徒に至るまで、客分として取扱はざるはなく、美衣美食して、上より館舎を宛てがはるゝもの、何ぞ數へきれんや、

注解　「謀夫」參謀なり、「談天雕龍」史記の孟子荀卿列傳に云ふ、鄒衍の術、迂大にして閎辯、奭や文具、施し難し、淳于髡、久しく與に處る、時に善言あり、故に齊人頌して曰く、天を談ずる衍、龍を雕する奭と、劉向別錄に云ふ、騶衍の言ふ所、五德終始、天地廣大、盡く天事を言ふ、故に天を談ずと曰ふ、騶奭は、衍の文を修め飾る、龍文を彫鏤するが如し、故に彫龍と曰ふ、「堅白同異之流」堅石は石に非ず、白馬は馬に非ずと云へる論なり、同異は同を異とし、異を同とするなり又一說あり、堅白は卽ち守白なり、堅く其說を執つて之を守るを言ふと、「扛鼎」鼎は重量あるものなり、其れを手にて差上ぐること、多力の士なり、「雞鳴狗盜」孟嘗君の客を謂ふ、解、前に出づ、「靡衣」靡は細好なり、「玉食」珍貴の食、

文法　敍事中に議論を帶有す、何の一字、已に敍事を變じたるものなり、

越王勾踐有君子六千人、魏無忌齊田文趙勝黃歇呂不韋、皆有客三千人、而田文招致任俠姦人六萬家於薛、齊稷下談者亦千人、魏文侯燕昭王太子丹、皆致客無數、下至秦漢之間、張耳陳餘號多士、賓客廝養、皆天下豪傑、而田橫亦有士五百人、其略見於傳記者如此、度其餘當倍官吏而半農夫也、此皆姦民蠹國者、民何以支、而國何以堪乎、

段落　第一大段の第二小段なり、實敍、

講說　越王の勾踐は君子六千人あり、魏の無忌卽ち信陵君、齊の田文卽ち孟嘗君、趙の勝卽ち平原君、楚

す、頗る牽强を覺ゆ、然れども行文奇宕、人及ぶ能はず、

○沈德潛評　胡敬齋云ふ、非の慘刻、老莊、虚無を以て天下を輕んずるに由るを言ふ、亦太史公、道德の意に原するに本づいて發す、李斯の禍、荀卿に由ると同一公案、

申韓、道德に原づく、太史公其端を發し、而して此れ特に之を暢言す、一意虚無なれば、則ち君父あるを知らず、君父あるを知らざれば、則ち仁義禮樂皆用ふるに足らずして、天下遂に殺すべからざるの人なきを見る、此れ刑名の禍、由つて熾んなる所なり、筆鋒の利、直ちに胸を洞し扎に徹せんと欲す、

○賴山陽評　是等の文、蓋し公壯年極力構成するもの、晩年志林諸論、反つて此の嚴密に如かざるなり、

論養士

動機　神宗の時、進士の數を減ぜんとするの議あり、東坡因つて戰國養士の一事を借りて、其不可を鳴らせしなり、

主意　區處條理をなし、各をして其處に安んぜしむべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「而國何以堪乎」に至るまでを第一大段となす、疑問なり、「蘇子曰」より「吾不信也」に至るまでを第二大段となす、結論なり、「楚漢之禍」より篇尾に至るまでを第三大段となす、餘波なり、

春秋之末、至於戰國、諸侯卿相、皆爭養士、自謀夫說客、談天雕龍、堅白同異之流、下至擊劍扛鼎、雞鳴狗盜之徒、莫不賓禮、靡衣玉食、以館於上者、何可勝數、

段落　第一大段の第一小段なり、虚叙、

講說　春秋の末より、戰國に至るまで、諸侯竝に卿相等の人、何れも爭うて士を養ひ、謀夫、說客、談天、雕龍、堅白同異の流派より、下は擊劍、扛鼎、雞鳴、狗盜

讀方　太史遷曰く、申子卑々、名實に施す、韓子、繩墨を引き、事情に切、是非を明かにす、其極、慘覈恩少し、皆道德の意に原（モト）づく、嘗て讀んで之を思ふ、事固より相謀らずして相感ずる者あり、

講說　太史公司馬遷曰く、申子は卑々と勉めて名實を行ひ、韓子は法律を引いて、事情に切に、是非を明かにす、其結果は、殘酷にして恩少し、皆道德の意に本づく、予嘗て之を讀んで思ひ見るに、凡そ事は固より別に相談せしにはあらねど、自然に感ずるものありと、

注解　「卑々」自ら勉勵するの意、「繩墨」大工の用ふる墨繩（スミナハ）のこと、法律を謂ふ、「慘覈」慘急深刻、

文法　高梅亭云ふ、末段、史記を引く、卽ち是れ本篇の眼目、

莊老之後、其禍爲申韓、由三代之衰至於今、凡所以亂聖人之道者、其弊固已多矣、而未知其所終、奈何其不爲之所也、

段落　第四大段の第二小段なり、諷刺、

讀方　莊老の後、其禍申韓となる、三代の衰ふるより今に至るまで、凡そ聖人の道を亂る所以のもの、其弊固より已に多し、而して未だ終る所を知らず、奈何んぞ其れ之が所をなさゞるや、

講說　老莊の後、其禍は申子、韓子の學派となるが、三代の衰微せしより今日に至るまで、凡そ聖人の道を亂る所以のものは、其弊實際已に多きことなり、而して如何なる程度まで押し行くか、知り難し、如何んぞ之が處置をなさゞるや、

文法　此れ安石を諷するなり、○沈德潛云ふ、結、題外に出づ、○呂東萊云ふ、結、意盡きず、

纂評

○茅鹿門評　韓非、老氏に於て相及ばざるが若し、而して太史遷獨り以爲へらく、申韓竝に道德の意に原づくと、東坡亦此意を識り得たり、

○林西仲評　此れ龍門合傳の意に本づき論を立つ、老子云ふ、聖人不仁、百姓を以て芻狗とすと、申韓、其意を錯認するのみ、漢は黃老を以て治め、晉は莊老を以て亂る、用、同じからざるあり、此れを以て獄を歸

なすに足らずして、不仁も亦天下を亂るに足らず、此の如くなるときは、天下を擧げて唯だ己れの爲すが儘にて、刀鋸斧鉞の刑具、何れに施すとも不可ならんや、

文法　沈德潛云ふ、此れ總其然る所以を透す、筆、健兒の陣を斫るが如し、○賴山陽云ふ、手に雙劍を舞はすが如し、是れ亦長公得意の文法、○不殺人而不足以爲仁は老莊の旨、殺人不足以爲不仁は申韓の意、

昔者夫子未嘗一日易其言、雖天下之小物、亦莫不有所畏、今其視天下、眇然若不足爲者、此其所以輕殺人歟、

段落　第三大段の第四小段なり、敢てする所以を論ず、

讀方　昔しは夫子未だ嘗て一日も其言を易うせず、天下の小物と雖も、亦畏るゝ所あらざるなし、今其天下を視る、眇然として爲すに足らざるものゝ如し、此れ其輕く人を殺す所以か、

講說　昔し孔夫子は、未だ嘗て一日たりとも輕々しく言を發せられたることなく、天下の小物と雖も畏るゝ所あらざるなかりき、然るに今申韓の徒は、天下を視ること、眇然と小さくして、之を治むるに足らざるが如し、此れ其輕く人を殺す所以なるか、

注解　「夫子」孔子なり、「眇然」小なる貌、

文法　賴山陽云ふ、一篇の議論、主意正面此に在り、却つて用ひて繳結をなす、以下史公の語を引き、勦說の譏を防ぎ、末亦搖曳の勢をなし、篇首に應ず、文局圓、文態濃、

太史遷曰、申子畀畀、施於名實、韓子引繩墨、切事情、明是非、其極慘覈少恩、皆原於道德之意、嘗讀而思之、事固有不相謀而相感者、

段落　第四大段の第一小段なり、太史公の說に因つて老莊と申韓との關係を言ふ、

ず、其君を忌まず、其父を愛せずば、則ち仁以て懷くるに足らず、義以て勸むるに足らず、禮樂以て化するに足らず、此の四者皆用ふるに足らずして、天下を無有に置かんと欲す、夫れ無有豈に誠に以て天下を治むるに足らんや、商鞅、韓非、其說を爲すを求めて得ず、其天下を輕んじて萬物を齊しうする所以の術を得、是を以て敢て殘忍を爲して疑ふなし、

講說　今老聃、莊周が君臣の間を論ずること、汎々乎として寄る邊もなく、浮草が河や湖水の中に漂ひて、那方這方に流れつゝ不圖出遇ひたると一般なり、夫れ是の如くなれば父も愛するに足らず、君も憚るに足らず、其君を憚らず、其父を愛せずとせば、仁も懷くるに足らず、義も勸むるに足らず、禮樂も化するに足らず、仁義禮樂の四者ともに用ふるに足らずして、天下を無と云ふ抽象的の本體に置かんとするなり、夫れ無の道は、何として天下を治むるに足らんや、商鞅、韓非は其說をなさんことを求めて思ひ附き得ざりしかども、老莊が天下を輕んじて萬物を同一視する所の術を得たり、是を以て押し切つて殘忍をなして疑ふことなかりしなり、

文法　賴山陽云ふ、夫無有豈誠足以治天下哉、筆勢掀擧、是れ長公の文調、

今夫不忍殺人、而不足以爲仁、而仁亦不足以治民、則是殺人、不足以爲不仁、而不仁亦不足以亂天下、如此則擧天下、唯吾之所爲、刀鋸斧鉞何施而不可、

段落　第三大段の第三小段なり、忍ぶ所以を論ず、

讀方　今夫れ人を殺すに忍びずして、以て仁となすに足らず、而して仁亦以て民を治むるに足らず、則ち是れ人を殺す、以て不仁となすに足らず、而して不仁亦以て天下を亂るに足らず、此の如くなれば、則ち天下を擧げて唯だ吾が爲す所、刀鋸斧鉞、何れに施して不可ならん、

講說　今夫れ人を殺すに忍びざるにしても、是れをば仁となすに足らざるときは、仁も民を治むるに足らず、〔無効〕さすれば人を殺しても、其れをば不仁と

人之道、得レ存二乎其中一、

段落　第三大段の第一小段なり、聖人の道の性質を言ふ、

讀方　何となれば、仁義の道、夫婦父子兄弟相愛するの間に起り、而して禮法刑政の原、君臣上下相忌むの際に出づ、相愛すれば、則ち忍びざる所あり、相忌めは、則ち敢てせざる所あり、敢てせざると忍びざるとの心合して後、聖人の道、其中に存するを得、

講說　何故となれば、仁義の道は夫と婦と、父と子と兄と弟と、互に相愛する間に起るものにして、禮制、法律、刑罰、政治の本源は、君臣の間、上下の間に於て互に相憚るの際に出づるものなり、相愛するときは不實をなすに忍びざる所あり、相憚るときは不法を押し切つて爲さゞる所あり、此の忍びざるの心と押し切つて爲さざる所の心と相合して後、聖人の道は其中に存在することを得るなり、

注解　「忌」畏敬して憚る意、

文法　沈德潜云ふ、異端を黜（シリゾ）くるに、先づ聖道を尊ぶ、卽ち荀卿論中、孔子を提出する意、此れ文家建瓴の水勢なり、

今老聃莊周、論二君臣父子之間一、汎汎乎若下萍游二於江湖一而適相値上也、夫是以父不レ足レ愛、而君不レ足レ忌、不レ忌二其君一、不レ愛二其父一、則仁不レ足二以懷一、義不レ足二以勸一、禮樂不レ足二以化一、此四者皆不レ足レ用、而欲レ置二天下於無有一、夫無有豈誠足三以治二天下一哉、商鞅韓非求レ爲二其說一而不レ得、得地其所下以輕二天下一而齊中萬物上之術天、是以敢爲二殘忍一而無レ疑二、

段落　第三大段の第二小段なり、老莊の虛無、轉じて商韓の敢と忍とを開きしを言ふ、

讀方　今老聃、莊周、君臣父子の間を論ずる、汎々乎として萍の江湖に游んで適ま（タマタ）相値（ア）ふが若きなり、夫れ是を以て、父、愛するに足らずして、君、忌むに足ら

○沈徳潛云ふ、其用意固亦無惡於天下の句は、擒にせんと欲して先づ縦つ、

自老聃之死、百餘年、有商鞅韓非、著書言治天下、無若刑名之賢、及秦用之、終於勝廣之亂、教化不足、而法有餘、秦以不祀、而天下被其毒、後世之學者、知申韓之罪、不知老聃莊周之使然、

段落　第二大段の第二小段なり、申韓の罪は老莊の致す所なるを言ふ、

讀方　老聃の死せしより百餘年、商鞅、韓非あり、書を著し、天下を治むるは、刑名の賢れるに若くはなきを言ふ、秦之を用ふるに及んで、勝廣の亂に終る、教化足らずして法餘りあり、秦以て祀らずして、天下其毒を被る、後世の學者、申韓の罪を知つて、老聃、莊周の然らしむるを知らず、

講説　老聃の死せしよりして百餘年の後、商鞅と曰ひ、韓非と云ふ、二人のものあり、書を著はして、天下を治むるには刑名の智的なるに若くものなき由を論ぜり、然るに秦が此の刑名の學を用ふるに及び、陳勝、呉廣の亂の爲に亡びたり、是れ教化が足らずして法律が餘りありしため、秦は君主の祀絶え、而して天下も其害毒を被りたる次第なり、後世の學者は申子、韓子の罪をば知ると雖も、老聃や莊周が此の如くなさしめたることをば知らざるなり、

注解　「刑名」刑は形なり、形名とは意見と實效と云ふが如し、「勝廣之亂」陳勝、呉廣の二人、詐つて公子扶蘇、項燕と稱し、亂を爲す、「申韓」申は申不害、鄭の人、韓の昭公の相となる、

文法　賴山陽云ふ、段法斬截、

何者仁義之道、起於夫婦父子兄弟相愛之間、而禮法刑政之原、出於君臣上下相忌之際、相愛則有所不忍、相忌則有所不敢、不敢與不忍之心合、而後聖

順逆の勢をなす、是れ戰國の語調、

昔周之衰、有老聃莊周列禦寇之徒、更爲虛無淡泊之言、而治其猖狂浮游之說、紛紜顚倒、而卒歸於無有、由其道者、蕩然莫得其當、是以忘乎富貴之樂、而齊乎死生之分、此不得志於天下、高世遠擧之人、所以放心而無憂、雖非聖人之道、而其用意固亦無惡於天下、

段落 第二大段の第一小段なり、老莊を論ず、

讀方 昔し周の衰ふる、老聃、莊周、列禦寇の徒あり、更も虛無淡泊の言をなし、而して其猖狂浮游の說を治め、紛紜顚倒、而して卒に無有に歸す、其道に由るもの、蕩然其當を得るなし、是を以て富貴の樂を忘れて、死生の分を齊しうす、此れ志を天下を得ず、高世遠擧の人、心を放つて憂なき所以、聖人の道に非ずと雖も、而も其意を用ふる、固より亦天下に惡なし、

講說 昔し周の世の衰へたる時に方り、老聃、莊周、列禦寇の徒あり、交る交る虛無淡泊の議論をなして、其勝手三昧にして根もなき說を治め、紛紜と入り亂れ、顚倒と道理を逆にして、結局は有る無きに歸着す彼等の道に由るものは、蕩然と要領なくして、其見當を附け得るものなし、是を以て富貴の樂を忘れて、死生の別を一致せしむ、此れ志を天下に得ず、世間に高く止まり、遠く擧り去るの人は、心の儘にして憂へなき仕方なれば、聖人の道には非ざれども、其意の用ひ方に於ては本來亦惡しきことなし、

注解 「虛無淡泊」老莊の學は、虛を以て宇宙の本體となし、無を以て萬有の根源とす、淡泊とは無欲無心を謂ふ、「猖狂」常規を逸するなり、「高世遠擧」自身を社會の上に超越せしめ、俗事より遠く引き去ることなり、

文法 高梅亭云ふ、次段入題、源流を叙述す、先づ兩路、說を開き、後に二句を以て紐合し、篇旨を揭醒す、

に歸す、一出一入、銳當るべからず、○通篇、孟子、其心に生じ、政治に害あるの說に本づく、此論出でゝ、後人敢て復た荀卿を推さず矣、文人の筆、丘山より重き此の如し、

○賴山陽評　東坡、孟、荀、子思、韓非等の論を作る、蓋し一時構思連成するもの、其筆法語意、大概相類して、變化見るべし、

韓非論

解題　韓非は韓の諸公子にして、戰國時代に生る、刑名法術の學を喜び、而して其歸、黃老に本づく、李斯と倶に事ふ、斯自ら以爲へらく、如かずと、非、孤憤、五蠹、內外儲說、說林、說難等十餘萬言を作る、

動機　異端の害を論ずるに在り、

主意　韓非の殘酷は老莊に出づと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而天下之亂所由出也」に至るまでを第一大段となす、大意を揭ぐ「昔周之衰」より「而不知老聃莊周之使然」に至るまでを第二大段となす、老莊本と惡意なきも申韓の罪は源を此に發するを言ふ、「何者仁義之道」より「此其所以輕殺人歟」に至るまでを第三大段となす、前段の理由を說明す、「太史遷曰」より篇尾に至るまでを第四大段となす、本意に歸到す、

聖人之所レ爲下惡二夫異端一、盡レ力而排上レ之者、非三異端之能亂二天下一、而天下之亂所二由出一也、

段落　第一大段なり、

讀方　聖人の夫の異端を惡み、力を盡して之を排する所のもの、異端の能く天下を亂るに非ずして、天下の亂由つて出づる所なればなり、

講說　聖人が、彼の異端とて正道に異反せる學說を惡んで、力のあらん限り之を排する所以は、異端が天下を亂るの力あるが爲に出づる所爲にあらずして、天下の亂が出づる所の本なればなり、

文法　賴山陽云ふ、亂二天下一と天下之亂と、一語重複、

が之を激せしものあるなり、
文法　沈德潛云ふ、其父殺人、其子且行刧、喩箇にして明、○其高談異論有以激之也は結斷、○賴山陽云ふ不知以上は是れ擒、不知以下は是れ縱、

孔孟之論、未嘗異也、而天下卒無有及者、苟天下果無有及者、則尙安以求異爲哉、』

段落　第四大段なり、

講說　孔子、孟子の論は、初めより普通の道理に異ならず、斯く平々凡々なれども、天下に於て卒に之に及ぶものあるなし、苟くも天下果して及ぶものあるなければ、尙ほ安んぞ異なりたることを求むるに及ばんや、

文法　林西仲云ふ、荀卿、人の及ぶべからざるを欲す故に異を求む、仍つて孔子を以て緊束す、最も緊、○沈德潛云ふ、仍ほ聖言、異を求めざるを以て掉尾となす、○賴山陽云ふ、曲終り雅を奏す、文氣悠然、川舒び山開くが如し、獨り篇首に應じ篇法をなすのみならず、

纂評

○林西仲評　放言高論、是れ著作家第一の病痛、其顧忌する所なきを以てなり、若し人皆顧忌なくんば、何事か爲すべからざらん、李斯の罪、此に坐す、故に以て、獄を師とする所に歸す、其流弊に就いて之を言ふのみ、文の曲折縱橫、其酣恣を極む、

○高梅亭評　異說高論の四字を以て案を立つ、是れ荀卿を煞す頂門の一針、李斯、書を焚き先王の法を破るに至つては、獄を荀卿に歸す、放言遺禍、謂はゆる天下を憂ふるの深きを知らざるなり、分勘合勘、看る深文に似て却つて至理あり、亦是れ蘇家翻案の文字、

○沈德潛評　儲同人云ふ、太史公、孟荀合傳を作る、而して韓文公千古を上下す、亦荀卿を以て聖人の徒となし、孟と竝び稱す、是れ長公以前、荀氏業に定論あり、相沿ふ、數千百年忽ち翻案を欲す、豈に手を措き易からんや、却つて李斯天下を亂るの一節を得て他を壓倒す、分勘合勘、之を總べて罪を荀に歸す、當に是れ長公極めて得意の文字なるべし、

孔子を以て荀卿に反影し、李斯の惡を以て獄を荀卿

刑政等は猶ほ絶え亡びて調ぶること出來ざるまでには至らざりしが、是れ桀紂の如き惡虐なる君主と雖も猶ほ存せし所あつて、敢て盡くは廢せざりしなり、然るに彼の李斯なる者は獨り勢を出して頓着せず、夫子の六經を焚き、三代の諸侯を滅ぼし、周公の井田を破壞せり、此の所行をなす所以は、亦必ず恃む所ありしなり、

注解　「井田」方一里を一井となす、其田九百畝、中に井の字を畫し、界して九區となす、一區の内を田百畝となし、中百畝を公田となし、外百畝を私田となす、八家各私田百畝を受けて、同く公田を養ふ、是れ九分にして其一を税するなり、

文法　沈德潛云ふ、井田、周公に始まらず、井田を破壞する者は商鞅、李斯に非ざるなり、○儲同人云ふ、次に李斯を鞫して、獄を荀卿に歸す、○賴山陽云ふ、此亦必有所恃矣は、蘇氏の常頓句法、

彼見其師歷詆天下之賢人、自是其愚、以爲古先聖王皆無足法者、不知荀卿特以快一時之論、而不知其禍之至於此也、其父殺人報仇、其子必且行劫、荀卿明王道、述禮樂、而李斯以其學亂天下、其高談異論、有以激之也、』

段落　第二大段の第四小段なり、李斯の恃む所は卽ち荀子の放言高論なるを言ふ、

講說　彼れ李斯は、其師荀卿が片端より天下の賢人を惡口し、自ら其愚を是とするを見て以爲へらく、古への先聖王は法則とする價直なしと、元來荀卿は唯だ一時の論を快くせしのみにて、其禍ひが此に至るべしとは思はざりしことなるが、李斯は此點を知らず、荀子の眞面目と心得たるなり、此に人あつて、其父が人を殺して仇を報ぜんか、其子は之を見習うて追剝をなさんとす、荀卿は王道を明かにし禮樂を述べたるにも似ず、其弟子たる李斯が其學を以て天下を亂り、矛盾の所爲に出でしは、是れ荀子の高談異論

太過、彼李斯者、又特甚者耳。

段落　第二大段の第二小段なり、荀卿の異說高論をなすことを言ふ、

講說　荀卿と云ふ人は好んで異說をなして遠慮せず敢て高論をなして頓着せざるものなり、其言は愚人の驚く所にして、小人の喜ぶ所なり、子思、孟軻は世の謂はゆる賢人君子なり、然るに荀子のみは、天下を亂るものは子思、孟軻なりと曰ふ、天下の人は此の如く其れ多く〔種々の性質あるべし〕仁人君子は此の如く其れ多し、〔小人のみと限らず〕然るに荀子のみは、人の性は惡、桀紂の暴は天性なり、堯舜は人爲なりと曰ふ、是に由つて之を觀れば、考ふる所其人となりは必ずや剛愎にして戾け、謙遜心なくして自ら己れを許すこと太だ過ぎたる人なり、彼の李斯は同じ模型にて、特別に極端なるのみ、

注解　「亂天下者子思孟軻也」非十二子篇に出づ、「人性惡」性惡篇に出づ、

文法　賴山陽云ふ、荀卿より李斯に至る處只だ一句、忽ち桀紂を引く數行、然る後始めて李斯を說く、何等の開闔、此等の處、文家離合の訣を悟るを要す、○儲同人云ふ、先づ荀卿を鞠し、接して李斯に入る、

今夫小人之爲不善、猶必有所顧忌、是以夏商之亡、桀紂之殘暴、而先王之法度禮樂刑政、猶未至於絕滅而不可考者、是桀紂猶有所存而不敢盡廢也、彼李斯者、獨能奮而不顧、焚燒夫子之六經、烹滅三代之諸侯、破壞周公之井田、是亦必有所恃者矣。

段落　第二大段の第三小段なり、李斯の暴擧は恃む所ありしを言ふ、

講說　今夫れ小人が不善を爲すすら、猶ほ必ず氣兼ねをなし、氣ぶせき所あり、之が爲め夏商の亡びし時桀王、紂王の殘暴なりしに拘はらず、先王の法度禮樂

ることと出來ざる說を立つるに在るなり、

文法　沈德潛云ふ、天下を憂ふるの深意を透發す、

昔者常怪李斯事荀卿、既而焚滅其書、大變古先聖王之法、於其師之道、不啻若寇讎、及今觀荀卿之書、然後知李斯之所以事秦者、皆出於荀卿而不足怪也、

段落　第二大段の第一大段なり、李斯の罪、荀子に出づるを言ふ、

講說　以前不思議に思ひ居りしことは、李斯が荀子に事へしことありながら、其後に至り、其師の學問に屬する書物を焚き亡ぼし、大に古へに於ける先聖王の法を變じ、其師の道に對する、仇敵の如くなるのみならざりし事なり、然るに今荀子の書を觀るに及び、斯くて始めて李斯が秦に事へたる遺口は皆荀子より出でたるものにして、何の不思議もこれなきことを知りぬ、

注解　「李斯」始め郡の小吏たり、後に荀子に從ひ、帝王の術を學び、秦の宰相となり、焚書の建議をなす、

文法　儲同人云ふ、飜つて李斯より說き入る、是れ酷吏の手、〇賴山陽云ふ、蘇氏每々其讀書の次第を言ひ以て立論の起端となす、蓋し史遷の論贊に淵源す、

荀卿者喜爲異說而不讓、敢爲高論而不顧者也、其言愚人之所驚、小人之所喜也、子思孟軻、世之所謂賢人君子也、荀卿獨曰、亂天下者、子思孟軻也、天下之人、如此其衆也、仁人義士、如此其多也、荀卿獨曰、人性惡、桀紂性也、堯舜僞也、由是觀之、意其爲人必也剛愎不遜、而自許

は、「使後世」使は若の字の如き用法、坡の慣手なり、

子路之勇、子貢之辨、冉有之智、此三者皆天下之所謂難能而可貴者也、然三子者、每不爲夫子之所悅、顏淵默然不見其所能、若無以異於衆人者、而夫子亟稱之、

段落　第一大段の第三小段なり、孔子、門人に教ふる所を明かにす、

講說　子路の勇や、子貢の辯や、冉有の智や、此の三者は、天下に於て誰れも出來惡くして貴ぶべきものなりと稱する所なり、然れども此の三人は每に夫子に悅ばれず、顏淵は沈默して、其長所、外に見えず、一般の人に異なるものなきやうなりしに、夫子は却つて度々之を稱せられたり、

文法　賴山陽云ふ、子路顏淵一段、之を穿揷するに豐厚の文氣を以てするのみ、而して其實、寡過より且夫學聖人に接す、

且夫學聖人者、豈必其言之云爾哉、亦觀其意之所嚮而已、夫子以爲後世必有不足行其說者矣、必有竊其說而爲不義者矣、是故其言平易正直、而不敢爲非常可喜之論、要在於不可易也、

段落　第一大段の第四小段なり、孔子の懸念を述ぶ、

講說　且つ夫れ門人等の聖人を學べるものは、聖人の言はれたる言のみに限つて之を學ぶと云はんや、亦聖人の意の向ふ所を見る外はあらず、夫子は以爲へらく、後世必ず吾が言ふ所の說を行ふに足らずと爲すものあらん、又必ず吾が說く所の說を竊みて不義をなすものあらんと、是の故に其言は平易正直にして、敢て非常喜ぶべきの論をなさず、要するに易ふ

必ず先王を稱せり、斯くて後始めて聖人が天下を憂ふる心の深きを知れり、

注解　「孔子世家」史記に在り、「循々」論語子罕篇に云ふ、夫子循々然善誘人と、注に云ふ、次序ある貌なりと、

文法　浦二田云ふ、異を好むを以て荀卿を論ずるなり、乃ち聖言を以て對照をなし、并せて天下を憂ふるを以て、李斯の流禍を照し出し來る、來龍遠きに似て針を藏する極めて切、○高梅亭云ふ、首段、孔子を以て言を立つ、本意、荀卿の罪本を伏す、不敢放言高論は、是れ天下を憂ふるの深きを論ず、○頼山陽云ふ、諸論皆孔子を以て起る、蓋し先づ規矩準繩を立て、然る後に剪伐を下すなり、○不敢放言高論は、下の高談異論と對照す、

茫乎不知其畔岸、而非遠也、浩乎不知其津涯、而非深也、其所言者、匹夫匹婦之所共知、而所行者、聖人有所不能盡也、嗚呼是亦足矣、使後世有能盡吾說者、雖爲聖人無難、而不能者、不失爲寡過而已矣、

段落　第一大段の第一小段なり、規矩あることの効を言ふ、

講說　茫乎とかすかにして、其岸の在る所を知らざれども、さりとて遠きにはあらず、浩乎とひろびろとして、其渡し場を知らざれども、さりとて深きにはあらず、「道の範圍と意義とを江湖に喩へたるなり」其言ふ所のものは、匹夫匹婦即ち夫婦暮しの如き微賤の者と雖も共に知る所にして、いざ實行と云ふ所に至つては、聖人と雖も未だ盡さゞる所あるなり、扨も扨も是れにて亦十分なることなり、若し後世に於て能く吾が說を盡すものあらば、聖人となるとも困難の業にあらず、盡す能はずとすとも、亦過ち寡き人となるだけは確實なり、

注解　「畔岸」畔は田のあぜ、岸は川の岸、「茫乎」ぼんやり、「浩乎」水の深厚なる貌、「津」渡し場、「涯」水ぎ

○沈德潛評　篇中の議論、全く安石の爲にして發す、司馬君實の言を引くに至り、卽ち安石を改むる者を以て證佐となす矣、筆鋒犀利、是れ公の本色、○大概商鞅を論ずるもの、功は秦を覇とするに在つて、罪は兼幷に在りと謂ふ、公、秦の富强を以て、本を孝公の本を敎うし、穡を力むるに歸し、而して秦の踵を旋さずして亡びしは、全く鞅の骨を剁ぎ血を流すに繇る、則ち鞅の毒を流す、猛獸蠆螫を同じきものあり矣、此れ眞に本を拔き源を塞ぐの論、

荀卿論

解題　荀卿とは謂はゆる荀子、名は況、卿とは尊稱なり、趙人、年五十にして始めて齊に游學す、三たび祭酒となる、齊人之を讒するものあり、乃ち齊に適く、春申君以て蘭陵の令となす、因つて其地に家す、李斯、韓非の二人、其門に出づ、孟子以後の大儒なり、性惡說及び非十二子を以て、後世より非とせらる、

主意　荀子の異論を好みたる結果、李斯の如き者を出せしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「要在於不可易也」に至るまでを第一大段となす、孔子の異論を立てざりしことを述ぶ、是れ文の客なり、「昔者常怪李斯事荀卿」より「其高談異論有以激之也」に至るまでを第二大段となす、荀卿の異論せし惡結果を論ず、是れ文の主なり、「孔孟之論」より篇尾に至るまでを第三大段となす、客を以て主を結ぶ、

嘗讀孔子世家、觀其言語文章、循循莫不有規矩、不敢放言高論、言必稱先王、然後知聖人憂天下之深也、

段落　第一大段の第一小段なり、聖人の深意あるを言ふ、

講說　予嘗て孔子世家を讀み、孔子の言語文章を觀たるに、循々と筋目立つて法則あらざるはなく、敢て不節制の言や高尚なる議論を爲すことなく、其言は

世之服寒食散、疽背嘔血者相踵也、用商鞅桑弘羊之術、破國亡宗者皆是也、然而終不悟者、樂其言之美便、而忘其禍之慘烈也』

段落　第五大段なり、

講說　世の中には鍾乳や烏喙を食して、酒食を縦にして長命を求むるものあり、但し何晏より始まる、晏は少きときより富貴なりしかば、寒食散を服して其欲を滿足せしめんとせしは怪むに足るものなし、彼れの爲す所に倣ひ、身を殺し族を滅ぼすに至れるもの、日に相繼ぐほどなり、寒食散にて死を招きしとて豈に不幸ならんや、然るに吾れに限り、何ぞ其眞似をなすに及ばんや、世の寒食散を服し、背に疽の惡しき腫物を生じ、血を嘔くもの相踵ぐなり、商鞅、桑弘羊の術を用ひ、國を破り宗を亡ぼすもの皆是れなり、然り而して終に悟らざるものは、其言の都合よきことを樂んで、其禍の慘烈なることを忘るればなり、

注解　「食鍾乳烏喙」皆激藥にして滋强劑なり、「何晏」字は平叔、「寒食散」亦滋强劑の名、「濟其欲」肉慾を滿たすなり、

文法　樂其言美便は樂其言之便己也の段を結ぶ、其禍之慘烈は秦固天下之彊國也の段を結ぶ、○呂晚村云ふ、鍾乳烏喙は二子の術に喩へ、縦酒色は己れに便なるに喩へ、求長年は富彊に喩ふ、○賴山陽云ふ、相踵也相繼也、語氣重複、終に疵類を免れず、是れ吾輩の當に戒むべき所なり、坡翁と雖も此の如く重複すれば、則ち結尾、弩末を免れず、見るべし、

總說

此れ一時不平を洩すの文なるが故に鍛錬足らず、故に山陽の擧げたるが如き疵瑕あるを免れざるなり、

纂評

○呂晚村評　商君を論ずるに因つて、幷せて桑弘羊に及び、竝擧到底、賓主を分出せず、又是れ一法、蓋し此れ本と王介甫の爲にして發す、介甫、申商の學を以てして桑孔の術を講ず、兩人を合して一介甫を成す、故に分つべからざるなり、

の名より此世主所以云々に至るまで、當に一段となして、讀むべし、○此段一氣呵成、○第二大段の世主獨甘心焉に應ず、

夫堯舜禹湯、世主之父師也、諫臣弼士、世主之藥石也、恭敬慈儉、勤勞憂畏世主之繩約也、今使世主日臨父師、而親藥石履繩約、非有所樂也、故爲商鞅弘羊之術者、必先鄙堯笑舜而陋禹也、曰所謂賢主者、專以天下適己而已、此世主所以人人甘心而不悟也、

段落　第四大段の第二小段なり、世主の其言を便とする所以を言ふ、

講說　夫れ堯舜禹湯は世の人主の父たり師たるものなり、而して忠諫輔弼の士は世の人主の藥石たるものなり、恭敬慈儉、勤勞憂畏の行ひは、世の人主に取り、之を拘束するの繩目なり、今、世の人主をして、日に父や師の傍に居り、藥石に親みて繩目を履ましむることは、其樂む所に非ざるなり、故に商鞅や桑弘羊の術をなすものは、必ず第一に堯を鄙み、舜を笑ひ禹を陋とするなり、其言に曰く、謂はゆる賢主は、專ら天下を以て自己の思ひに叶ふやうにするのみと、此れ世の人主が彼れの說に甘心して、其非に氣附かざる所以なり、

世有食鍾乳烏喙、而縱酒色以求長年者、蓋始於何晏、晏少而富貴、故服寒食散、以濟其欲、無足怪者、彼之所爲、足以殺身滅族者、日相繼也、得死於寒食散、豈不幸哉、而吾獨何爲效之、

不加賦而上用足、不過設法陰奪民利、其害甚於加賦也、』

段落　第三大段なり、

講說　桑弘羊に至つては、僅か計りの才、小泥棒の如き智あるものにて、言ふべき價値なし、然るに司馬遷の言に曰く、別に租税を人民に增徵せずして政府の財用足ると、之に就いて司馬光の言へる語は、實に善きかな、曰く、天下に何とて此の理あらん、天地の生ずる所の財貨と云ひ、其他色々の物も、併せて有るだけの數量外にあるものにあらず、民の手に在らざれば官の手に在るまでなり、譬へば雨のしめりの如し、夏濕り勝なれば冬は旱す、然るに租税を加へずして政府の用度足ると云ふは、手段を設け、陰に人民の利を官に奪ひ取るに過ぎず、其害は租税を加ふるより甚しきことなり、

注解　「斗筲穿窬」解、前に出づ、「潦」長雨、

文法　司馬光の言、正論又快論、

二子之名在天下、如蛆蠅糞穢也、言之則汙口舌、書之則汙簡牘、二子之術用於世者、滅國殘民、覆族亡軀者相踵也、而世主獨甘心焉、何哉、樂其言之便己也』

段落　第四大段の第一小段なり、人主の其言を便として甘心するを言ふ、

講說　商鞅桑弘羊二人の名の天下に在ることは、蛆蟲や蠅や糞や汚穢物の如く、之を言へば口や舌の汚れとなり、之を書けば簡牘（昔し紙の用に立てし竹の札なり）の汚れとなる、二人の術、世に用ひらるゝことあれば、國を滅ぼし、民を殘ひ、家族を覆し、身を亡ぼせしもの相踵げるなり、而るに世の人主に限り、之を善き事と思ひ居るは何故ぞや、彼等の言の己れに都合よきを樂めばなり、

文法　賴山陽云ふ、其胸中の不平、抑遏し得ず、故に其醜罵、口を銜いて發する此の如し、○又云ふ、二子

秦固天下之彊國也、而孝公亦有志之君也、修其政刑、十年不爲聲色畋遊之所敗、雖微商鞅、有不富彊乎、秦之所以富彊者、孝公敦本力穡之効、非鞅流血剝骨之功也、而秦之所以見疾於民、如豺虎毒藥、一夫作難而子孫無遺種、則鞅實使之、

段落　第三大段の第一小段なり、商鞅を論ず、

講說　秦は初めより天下の强國なり、其上孝公は又志ありし君なり、其政治、法律を修め、十年の間、歌舞、女色、游獵等の爲に其品行を害することなかりきされば商鞅なくとも、富國强兵とならざるの理あらんや、則ち秦の富强なりし所以は、孝公が國の本を手厚くし農事に力を入れたるの結果にして、商鞅が人民の血を流し人民の骨を剝ぎたる功にあらざるなり之に反して秦が狼や虎や毒藥のやうに恐れられ、一人の男が亂を起して子孫の種ものこらぬ淺間しき次第となれるは、商鞅が實に斯くせしなり、

注解　「畋」田獵なり、狩をなすこと、「流血剝骨」法刑の殘酷なるを謂ふ、

文法　沈德潛云ふ、秦の富强を以て孝公に歸本す、此論尤も本原を見る、○賴山陽云ふ、是れ明に秦の孝公を借り、神宗を影す、神宗、王安石に遇はずんば、則ち必ず富强を致さん、而して異日靖康の禍、安石實に之をせしむるなり、

至於桑弘羊、斗筲之才、穿窬之智、無足言者、而遷之言曰、不加賦而上用足、善乎司馬光之言也、曰、天下安有此理、天地所生、財貨百物、止有此數、不在民則在官、譬如雨澤、夏澇則秋旱、

大に滿足し、道路に落し物を拾ふものなく、山に盜賊の棲むことなく、家ごとに供給あり人ごとに十分にして民は國家の戰爭に勇み、私の喧嘩には臆病となり、秦の人民は富み且つ强く、天子も尊敬あつて、祭の肉を孝公に賜ひ、諸侯は畢く之を賀せり、

注解　「胙」祭肉なり、

文法　以上史記の文を引く、

蘇子曰、此皆戰國之遊士、邪說詭論、而司馬遷闇於大道、取以爲史、吾嘗以爲遷有大罪二、其先黃老、後六經、退處士、進姦雄、蓋其小小者耳、所謂大罪二、則論商鞅桑弘羊之功也、自漢以來、學者恥言商鞅弘羊、而世主獨甘心焉、皆陽諱其名、而陰用其實、甚者則名實皆宗之、庶幾其成功、此司馬遷之罪也、』

段落　第二大段なり、

講說　蘇子右に就いて論ずるやう、此れ皆戰國游說の士の邪說詭論なるに、司馬遷は大なる道理に暗く、其邪說詭論を取つて歷史を作れり、吾れ嘗て以爲へらく、司馬遷に大罪二つあり、彼れが黃帝、老子の道を先きにして孔子の六經を後にし、處士を退けて姦雄を進めしが如きは、其罪の中の小々なるものゝみ、大罪二つと謂ひたるは、商鞅と桑弘羊との功を論ぜしことなり、漢より以來、學者は商鞅、弘羊二人の事を言ふを恥づるに、世の君主に限つて善き事と思ひ居り、皆表向きに其名を避けながら內々は其實を用ひ、甚しきに至つては、名も實も共に之を宗び、其成功を希ふ、此れ司馬遷の罪なり、

注解　「先黃老云々」班固の史記を評せし語なり、

文法　茅鹿門云ふ、史遷を罪して、商君の罪、解くべからず、

其大に忍びざるものあるを謂ふ、果して信に然らんや、

○沈德潛評　柳子、情を主とし、蘇子、義を主とす、義在つて情之が爲に屈す、漫然として譏駁するに非ざるなり、經史に根據し、實に大に忍びざる處を還出す是れ能く高處より跟脚を着け、眼界を放つもの、○柳子非國語書第六十二條、自ら言ふ、此れ大中の道を明かにす、後世予を詬るものあるも、憾なし焉と、自ら論を立つる頗ならざるを謂ふ、而して蘇子已に其隙を尋ねて之を攻む矣、甚し矣、言を立つるの難きや、明代胡思泉、又論を作り蘇子を非る、此れ存するに足らず、

論商鞅

動機　商鞅を借りて王安石を論ずるに在り、

主意　商鞅の法を改め財利を主とせしは、國を誤まる所以なりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「諸侯畢賀」に至るまでを第一大段となす、事實を叙す、「蘇子曰」より「此司馬遷之罪也」に至るまでを第二大段となす、司馬遷の罪を斷ず、「秦固天下之彊國」より「其害甚於加賦也」に至るまでを第三大段となす、商鞅の罪あつて功なきを論ず、「二子之名在天下」より「此世主所以人々甘心而不悟也」に至るまでを第四大段となす、世の人主の甘心するを論ず、「世有食鍾乳烏喙而縱酒色以求長年者」より篇尾に至るまでを第五大段となす、後世を警む、

商鞅用於秦、變法定令、行之十年、秦民大悅、道不拾遺、山無盜賊、家給人足、民勇於公戰、怯於私鬭、秦人富彊、天子致胙於孝公、諸侯畢賀、

段落　第一大段なり、

講說　商鞅は秦國に用ひられ、法制を變じ律令を定めたるが、之を實行せしこと十年に至りし處、人民は

文法　沈徳潜云ふ、柳子之愛屈到云々、收め得て足る此の四語を得て、文律乃ち散漫せず、○頼山陽云ふ、再び故事を引くに因り、頭を柳子厚に回らし、仍つて子木に歸入す、起處と同一法、

總　說

此れ立論極めて正、蘇文に於て罕に見る所なり、然るに石川鴻齋と云ふもの、八家文を校註し、評して云ふ父子の間、禮を以て節すべからざるの情あり、而して蘇子博く諸說を引き、之を駁す、言、過激に似たりと、又云ふ、子に出づれば則ち惑ふ矣、父の命に自れば、之に背く、孝意を失ふに似たり、蓋し坡公の文、古今議論の傑たり、而して朱文公常に言ふ、蘇子の學、人の心術を壞つ、學校宜しく禁絶すべしと、知らず、蘇、程の學、孰れか聖人の道に近きやと、夫れ父子の間、禮を以て節すべからざる者ありと謂ふも、孔子は、生、之に事ふるに禮を以てし、死、之を葬るに禮を以てし、之を祭るに禮を以てすと曰はずや、況や父の爲に其恥を掩ふ、豈に孝と謂はざるべけんや、子に出づれば則ち可と云ふものは、則ち人情を存する論にして、情義兩ながら至れるの論なるに、朱子の言を引いて之を不醇となすに至つては、腐儒の見なり、

纂　評

○鄒東郭評　字々句々、全く左氏の文法を用ひて、意思層疊、惟だ子木の心事を說き出すのみならずして、人子其親を追思するの禮、庶はくは之を盡せり矣、

○姜鳳阿評　屈建芰を去る、柳子之を非とする、非國語書の第六十二條に見ゆ、柳子自ら言ふ、此の書、大中の道を明かにす、而して後世予を詬る者あるも憾なし焉と、是れ固より坡公の議を恤へざるなり、而して坡公之を論ずる、極めて精當此の如し、送文暢序を觀れば、則ち韓極めて柳を詆る、論史書を觀れば、則ち柳極めて韓を詆る、今讀楚語を觀れば、則ち蘇又極めて柳を詆る、此れ正に文人詞鋒長を競ふの際、學者尤も當に此に於て心を潜むべし、

○胡思泉評　屈建も亦忍人なるかな、屈到、芰を嗜む義に害なし、祭つて之を荐むるは本を忘れざるなり、曷ぞ之を去るに忍びんや、況や屈到、芰を以てして遂に其羊を廢せず、〔是れ羊棗を以て二物となすの說〕屈建當に禮を以て兼ねて其情を致すべし、何ぞ心を忍ぶ是の若きや、柳子之を非とする宜なり矣、蘇子

則大矣』、

段落　第四大段の第二小段なり、小忠の大忠に若かざるを言ふ、

講説　仲行偃の死するとき、目を見張り、含玉とて、臨終の時、口中に含ましむる玉を含ますこと出來ざりければ、范宣子は盟つて之を撫でゝ曰ひけるは、吾輩、令息の呉「仲行偃の子」に事ふることは、猶ほ貴君に事ふると同様にすべければ、安心して瞑目せられよと、然るに彼れが心遣りは此點に非ざりしと見え、やはり目を見開き居れり、欒懷子乃ち曰ふやう、主君に嗣いで敵國たる齊に對する問題に從事せざることあらば、「仲行偃は齊と戰ひ、凱旋の途中、疾に罹れるなり」河の如くなるあらんと、仲行偃は之を聞いて目を閉ぢぬ、嗚呼范宣子は、主人の後嗣たる呉に事ふる事が主人に忠なるを知るも、齊に復讎して主人が憂國の美を成し遂ぐるときは、其忠たる更に大なるを知らざりき、

注解　「仲行偃」晉の大夫なり、齊を伐つとき、中軍の帥たり、「有如河」誓の文句なり、「夫子」大夫を稱して云ふ、

文法　頼山陽云ふ、范宣子を引き、總べて本題に歸入せず、才大氣豪、讀むもの覺えず、

古人以愛惡比之美疢藥石、曰、石猶生我、疢之美者其毒滋多、由是觀之、柳子之愛屈到、是疢之美、子木之違父命、爲藥石也哉』、

段落　第四大段の第三小段なり、

講説　古人は人を愛すると人を惡むとを以て美味と藥石とに比して曰く、石と雖も猶ほ我れを生かす、好物の美味なるほど其毒益す多しと、是に由つて之を觀るときは、柳子厚の屈到を愛するは、是れ好物の美なるものにて、子木の父の命に違ひたるは藥石ならんかし、

注解　「美疢」美食病なり、從つて好物の美味と云ふ意に用ひたるが如し、「石猶生我云々」左傳の襄公二十三年、臧孫の語なり、

ふ、兩人子は、篇首の人子に呼應す、

曾子寢疾、曾元難於易簀、曾子曰、君子之愛人也、以德、細人之愛人也、以姑息、若以柳子之言爲然、是曾元爲孝子、而曾子顧禮之末、易簀於病革之中、爲不仁之甚也、

段落　第四大段の第一小段なり、小愛の大不仁なるを言ふ、

講說　曾子、病に臥せし時、下に敷きたる簀を易へしめんとせしに、其子の曾元は、父の重患なるを以て之を憚りしに、曾子の曰ひけるは、君子の人を愛するは德義を以てし、小人の人を愛するは姑息（一時の都合）を以てすと（て、終に之を易へしめき、）若し柳子の言を以て至當となすときは、是れ曾元は孝子となり、而して曾子は禮の末を顧みて、病氣の切迫せし際に簀を易へて生命を重んぜざりしなれば、不仁の甚しきものとなるなり、（まさかに柳子とて然は思ふまじ）

注解　「易簀」簀は葦荻の薄きもの、此れは季孫氏より賜はりたるものにて、禮に非ざるを以て易へしめしなり、其事は禮記の檀弓下篇に出づ、「革」せまると訓ず、病の危篤なるを謂ふ、今之をあらたまると讀まするは大なる誤なり、「甚」下に者の字を加へて見るべし、

文法　賴山陽云ふ、此に至り、頭を柳子厚に回らす、常山の蛇勢、然れども曾子を引くに因り、忽ち之を補ふ、乃ち筆力を見る、

仲行偃死、視不可含、范宣子盟而撫之曰、事吳敢不如事主、猶視、欒懷子曰、主苟終、所不嗣事於齊者、有如河、乃瞑、嗚呼、范宣子知事吳爲忠於主、而不知報齊以成夫子憂國之美、其爲忠

るなるべく、天下後世の人は夫子〔屈到の敬稱〕の賢なることを知らずして、唯だ其卑陋の點のみ聞き知ることゝなる、子木の身としては此れを爲すに忍びんや、其れ故に大に忍びざる者あつて其情を奪ひたるなりと申すなり、

注解「若敖氏」屈氏の出でたる所の名、

然禮之所謂思其所樂、思其所嗜、此言人子追思之道也、曾皙嗜羊棗、而曾子不忍食、父沒而不能讀父之書、母沒而不能執母之器、皆人子之情自然也、豈待父母之命耶、今薦芰之事、若出於子則可、自其父命則爲陋耳、豈可以飲食之故而成父莫大之陋乎、

段落　第三大段なり、

講說　然れども禮記に謂ふ所の親の樂みし所のことを思ひ、親の嗜みし所のものを思ふとあるは、此れ子たるものが後よりして思念するの道を言ひたるまでなり、昔し曾皙は羊棗を嗜みしかば、曾子は、曾皙死せし後、羊棗を見るに付け父の事が思ひ出されて、之を食ふに忍びざりしと云ふ、父歿して父の書を讀む能はず、母歿して母の器を持つ能はざる抔、皆人の子たるの情として、天然に然るなり、豈に父命の言附を待つて斯くするならんや、今芰を薦むるの事、若し子の考へより出づれば差支なきも、其父の命より出づれば陋となすのみ、(何となれば)區々たる飲食の故を以て、其父の莫大なる陋事を成立せしむることあるべけんや、

注解「曾皙嗜羊棗」孟子の盡心下篇に出づ、曾皙は曾子の父なり、羊棗は棗の一種、實小にして圓し、又之を羊矢棗と曰ふ、「父沒而不能讀父之書云々」此二句、禮記の玉藻篇に出づ、

文法　沈德潛云ふ、若出於子則可は、其說甚だ圓、〇賴山陽云ふ、此の一轉、又柳子の論禮を破る、〇又云

段落　第二大段の第三小段なり、死生の變に際して嚴重なりし故事を擧ぐ、

講説　曾子が病氣に罹りし時、君子が道に於て貴ぶ所のもの三箇條ありとて、之を稱せり、孟僖子の卒するとき、其子に向つて禮を仲尼に學ぶべきことを遺命せり、管仲疾重かりし時、三人の宦官を退くべきことを桓公に勸告せり、夫れ曾子なり、孟僖子なり、管仲なり、此の數君子の言は、或は社稷を主とし、或は道德を勸め、或は其子孫に敎訓する等、其趣く所は同じからざれども、皆大義に心深くして、自己の一身に私せざることは以上の如し、

注解　「曾子有疾」論語泰伯篇に出づ、孟敬子が曾子の大病を見舞に往きし時、曾子の之に告げたる語にして、曰く、容貌を動かせば斯れ暴慢に遠ざかる矣、顏色を正せば、斯れ信に近づく矣、辭氣を出せば斯れ鄙倍に遠ざかる矣と、「孟僖子卒」左傳の昭公七年に云ふ、孟僖曰く、我れ若し沒するを獲ば、必ず說與、何忌〔二子の名〕を仲尼に屬し、之に事へて禮を學ばしめんと、「管仲病」蘇洵の管仲論に其事を載す、

文法　沈德潛云ふ、三引倶に臨沒に切、

今赫赫楚國、若敖氏之賢、聞於諸侯、身爲正卿、死不在民、而口腹是憂、其爲陋亦甚矣、使子木行之、國人誦之、太史書之、天下後世、不知夫子之賢、而唯陋是聞、子木其忍爲之乎、故曰、是必有大不忍者而奪其情也、』

段落　第二大段の第四小段なり、大に忍びざる理由を説く、

講説　今赫々として盛大なる楚國の大夫、而も若敖氏〔屈氏の別稱〕の賢名は、列國に鳴り渡れり、然るに身は正卿の尊位に居りながら、其死するに臨み、其心配する所は人民の上に在らずして、口腹〔飲食〕の事をば是れ憂ふるは、其志の卑陋たることも亦甚し、若し子木が其遺言を實行せしならんには、國人は之を言ひ傳ふるなるべく、太史〔修史官〕は之を書き留む

言、可以恩掩義、至於死生至變之際、豈容以私害公乎』

段落　第二大段の第二小段なり、死生の際は嚴なるべきを論ず、

講說　夫れ生死の際に於ける態度に就いては、聖人之を嚴格にし、（諸侯の如きは）表座敷に薨ずることとなり、婦人の手に介抱を受けて死することなし、冠の紐を結び、手足を伸び攄げる抔の末に至りても、常に之を勉むる、其死生の變に對することは、隨分大切になすことなり、父子の間柄に於ける平日の言は、恩愛の爲に義理を枉ぐることを得れども、死生の如き非常の場合に至つては、豈に私情の爲に公義を害することを許されんや、

注解　「路寢」正寢とて、表座敷を謂ふ、周の制度に由れば、王公は六寢、其中路寢一、小寢五、路寢は公事を執る所、小寢は休息の處、春秋成公十八年に、公薨于路寢」とあり、傳に曰く、道なるを言ふなりと、杜注に云ふ、路寢に在るは、君薨ずるの道を得たるなりと、「不死於婦人之手」禮記の喪大記に出づ、「結冠纓」史記の衞世家に云ふ、石乞孟黶、子路に敵し、戈を以て之を撃し、纓を割く、子路曰く、君子死するも、冠、免せずと、纓を結んで死す、「啓手足」論語泰伯篇に云ふ曾子疾あり、門弟子を召して曰く、予が足を啓け、予が手を啓け、詩に云ふ、戰々兢々として深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如し、而今而後、吾れ免るゝを知るかな、小子と、是は一生、父母より受けたる身體を大切にして毀傷せず、今や此世を去るに及び、責任を解除せられたりと云ふ意なり、「以恩掩義」禮記の喪服四制に出づ、

文法　以恩掩義云々は論據なり、

曾子有疾、稱君子之所貴乎道者三、孟僖子卒、使其子學禮仲尼、管仲病、勸桓公去三豎、夫數君子之言、或主社稷、或勸道德、或訓其子孫、雖所趣不同、然皆篤於大義、不私其躬也如是、』

其中に出づ、曰く苟くも其羊饋を薦めて、芰を籩（竹にて製し、供物を載する器）に薦む、是れ固より禮に非ずとなさず、禮の齋を言ふや、曰く其嗜む所を思ふと、屈建曾て思ふなきか、且つ違ひて道と曰ふ、吾は以て逆となすなりと、「且禮有云々」禮記の祭義に出づ、

甚矣、柳子之陋也』

段落　第一大段の第三小段なり、斷案、

講説　甚しきことなり、柳子の論の卑陋なるや、

文法　賴山陽云ふ、口を開けば柳子厚を罵倒し、直ちに子木の身上に入り、人情所忍乎を以て小結し、忍の字より大不忍の三字を生ず、敏妙、○是より以下の文字は、陋たる所以を説明するものなり、

子木、楚卿之賢者也、夫豈不知爲人子之道、事死如事生、況於將死丁寧之言、棄而不用、人情之所忍乎、是必有大不忍於此者、而奪其情也』

段落　第二大段の第一小段なり、主意を掲ぐ、

講説　子木は楚の大臣中の賢者なり、人の子たるものゝ道は、死したる父に事ふるも生ける時に事ふると同樣にすべきこと位は爭で知らざることあらん、況や臨終の際、くれぐ〵も申し殘せし言なるに、其れを棄てゝ用ひざるは、人情に於て忍ばるゝ次第ならんや、（然るに其れを押し耐へたる譯は）是れ此の一事よりも更に大に忍びざる所のものあつて、其情に打勝ちたるに相違なし、

注解　「大不忍者」情性に對する理性なり、卽ち前に違而道とあるの道なり、

夫死生之際、聖人嚴之、薨於路寢、不死於婦人之手、至於結冠纓、啓手足之末、不敢不勉、其於死生之變、亦重矣、父子平日之

に至るまでを第四大段となす、小く忍びざるは大に忍びざるに若かざるを論ず、

屈到嗜芰、有疾、召其宗老而屬之曰、祭我必以芰、及祥、宗老將薦芰、屈建命去之、君子曰、不違而道、

段落　第一大段の第一小段なり、論の由る所の事實を叙す、

講説　昔し屈到は芰を嗜み食ひしが、病氣に罹りし時、其家老を召び、之に申し附くるやう、我が死後祭をなす折は、是非とも芰を供へくれよと、死後に、祥とて喪を除くときの祭を行ふに及び、家老は遺言に由り芰を薦めんとせしに、相續人なる屈建は、命じて之を取去らしめぬ、君子之を論じて曰く、親の遺言には違へども道に合へりと、

注解　「屈建」屈到の子、字は子木、「去之」楚語に云く其祭典に之れあり、曰く、國君に牛享あり、大夫に羊饋あり、士に豚犬の典あり、庶人に魚炙の薦あり、籩豆脯醢は則ち上下之を共にす、珍異を羞めず、庶侈を陳ねず、夫子其私欲を以て國の典を干さずと、遂に用ひずと、「君子曰不違而道」是れ國語に出づ、但し不の字なし、從ふべし、

唐柳宗元非之曰、屈子以禮之末、忍絶其父將死之言、且禮有齋之日、思其所樂、思其所嗜、子木去芰、安得爲道、

段落　第一大段の第二小段なり、論題たる柳宗元の説を叙す、

講説　唐の柳宗元は此の君子の評を不當となして曰く、屈子は禮の些末の個條を以て、其父が臨終に申し殘せし語を心強くも棄て去れり、其上、禮の明文には祭の前に物忌をなす當日には、父の樂みし事を思ひ父の嗜みし物を思ふとあり、されば子木が芰を供物より取除きたるは、何とて道理となすことを得んと、

注解　「柳宗元曰」柳宗元に非國語の著あり、此論は

文子之智、過於趙宣子遠矣』、

段落　第五大段の第二小段なり、文子の智を言ふ、

講說　彼れ文子若し死せざらんか、厲公志を逞しうせば、必ず先づ范氏を除かんとすべし、趙盾の事に因つて分るなり、趙盾は死を免れたりと雖も、君を弑せしと云ふ惡名を免れざりき、さすれば范文子の智は趙宣子に過ぎたること遠し、

注解　「趙盾」歐陽修の春秋論參看、「趙宣子」趙盾の謚なり、

文法　茅鹿門云ふ、忽ち范文子に接入す、痕なし、○賴山陽云ふ、次第に故事を擧げ、此范文子所以不得不諫を以て題目に結歸し、末又則范文子之智を以て再結をなす、皆意到筆隨、始めより此結構をなしゝにあらず、

纂　評

○沈德潛評　故なくして功あれば、則ち必ず驕つて亂を致す、此れ外寧ければ必ず内憂あるの一言、千古の龜鑑となすに足るなり、同一事にして之を備論し、層々拓開、忽然收轉す、論を作る、須らく此の能く放し能く收むるの法を得べし、

卷二十一（蘇軾著）

屈到嗜芰論

解題　屈到は春秋の時の人、楚の大夫たり、芰はひしなり、四角三角を芰と曰ひ、兩角を蔆と曰ふ、

動機　柳宗元の論を駁して、國語の屈到に對する評語を辨護するに在り、

主意　屈到が父の遺命を實行せざりしは、大に忍ぶ能はざる所あるが爲なりと云ふに在り、

段落　凡べて四大段となす、篇首より「甚矣柳子之陋也」に至るまでを第一大段となす、先づ國語の說と柳宗元の說とを述べて斷案を下す、「子木楚卿之賢者也」より「故曰是必有大不忍者而奪其情也」に至るまでを第二大段となす、柳說に禮の末と言ふを駁す、「然禮之所謂思其所樂」より「豈可以飮食之故而成父莫大之陋乎」に至るまでを第三大段となす、柳說に擧げたる禮を駁す、「曾子寢疾」より篇尾

故兵之勝敗、足以爲國之强弱、而國之强弱、足以爲治亂之兆、蓋有勝而亡、有敗而興者矣、會稽之棲而勾踐以伯、黃池之會而夫差以亡、有以使之也』

段落　第四大段の第二小段なり、興亡と勝敗と必ずしも相倚らざるを言ふ、

講說　故に兵の勝敗は國の强弱をなすに足り、而して國の强弱は治亂の兆をなすに足る、但し勝ちたるが爲に亡ぶるあり、敗れたるが爲に興るあり、會稽に逃げ籠りたるに拘はらず、越王勾踐は其れに由つて伯となり、黃池に列國を會合せしめたるに拘はらず、吳の夫差は其れに由つて亡びたるは、之をして興亡せしむる者〔謹と怠〕ありしなり、

注解　「會稽之棲」左傳の哀公五年に出づ、「黃池之會」左傳の哀公十三年、

夫虢公敗戎於桑田、晉卜偃知其必亡、曰、是天奪之鑒、而益其疾也、晉果滅虢、此范文子所以不得不諫、諫而不納、而又有功、敢逃其死哉』

段落　第五大段の第一小段なり、文子の忠を言ふ、

講說　夫れ虢公が戎を桑田に敗るや、晉の卜偃は其必ず亡ぶべきを知つて曰ふやう、是れ天が其觀察力を奪つて其疾を增すなり、然るに晉は果して虢を滅せり、此れ范文子の諫めずして居られざりし所以なるが、諫めて採用せず、而して又武功ありしなれば、敢て其死を免れんや、

文法　晉に關係ある故事を引き、范文子に入る、力を費さず、○又是れ文章の續法、

彼其不死、則厲公逞志、必先圖於范氏、趙盾之事可見矣、趙盾雖免於死、而不免於惡名、則范

由是言之、天下者得之艱難、則失之不易、得之既易、則失之亦然、

段落 第四大段の第一小段なり、難易と得失との關係を言ふ、

講說 是れに由つて言ふときは、天下は之を得ること艱難なるときは、之を失ふことも亦容易ならず、之を得ること既き易かりしときは、之を失ふに於ても亦易きものなり、

漢高皇帝之得天下、親冒矢石、與秦楚爭、轉戰五年、未嘗得志、比定天下、復有平城之圍、故終其身、不事遠略、民亦不勞、繼之文景不言兵、唐太宗擧晋陽之師、破竇建德、虜王世充、所過者下、易於破竹、然天下始定、外攘四夷、伐高昌、破突厥、終其身、師旅不解、幾至於亂者、以其親見取天下之易也、

段落 第四大段の第二小段なり、故事、

講說 漢の高皇帝の天下を得るや、自身に矢石を冒し秦楚と爭ひ、轉戰すること五年、未だ志を得ず、天下を定むるに及び、復た平城の圍あり、故に其一生を終ふるまで遠方を征略することを爲さずして、人民も兵役の爲に勞せず、之に繼いで文帝、景帝も兵事を言はざりき、唐の太宗は晋陽の兵を擧げて竇建德を破り、王世充を虜にし、過ぐる所の城邑皆下り、竹を剖くより易かりき、然れども天下始めて定まり、外は四方の夷狄を攘ひ、高昌を伐ち突厥を破り、其一生を終ふるまで戰爭止まず、殆ど國亂に至りしは、其自身天下を取るの易きことを見たるを以てなり、

注解 「平城の圍」漢の七年匈奴、高祖を平城に圍み、七日にして後罷め去る、

光の璧の如き寶物と雖も、何の理由もなく突然として前に至るときは、利慾に目の昏み易き匹夫と雖も、奇怪なりとて劍を按ずべし、而も況や非常の功をや、斯かる場合に聖人は必ず自ら己が身を振回り視て曰く、此は天の我れに厚くする所以なるか其れとも、天の吾に禍ひする爲なるかと、故に大功ありと雖も戒懼することを忘れず、中等平常の人君は事功を立つることに熱心なる所より、天の戒めを疎略になし、日々干戈を用ひて民を害し、以て己れの心を逞しうす、天が之を全うせんとする時は、必ず其芽指を折き其鋒先を挫き、彼れをして悔ゆべきを知らしむ、然るに天が之を亡ぼさんとするときは、則ち美なる利益を以て先づ之を動かし、得意を以て之を誘ひ、彼れをして成功を得て其士に高ぶり、敵を玩弄して其民人を侮らしむ、斯くて國を亡ぼし身を殺して悟らざるに至るものは、天が之を見放すなり、

注解　「明月之珠云々」鄒陽の梁王に上る書に云ふ、明月の珠、夜光の璧、闇を以て人に道路に投ぜば、人、劍を按じ相眄せざるものなしと、

文法　沈德潜云ふ、有非常之人は、空際、論を起す、〇茅鹿門云ふ、隻眼の論、

嗚呼小民之家、一朝而獲千金、非有大福、必有大咎、何者彼之所獲者、終日勤勞、不過數金耳、所得之者微、故所用狹、無故而得千金、豈不驕其志、喪其所守哉、』

段落　第三大段の第二小段なり、喩、

講說　扨々小民の家に於て一朝千金を手に入れたるときは、之が爲め大なる福ひあるか、さなくば大なる災ひあり、何となれば彼れの獲る所のものは、一日中勤勞して數金に過ぎず、得る所のものが微少なるが故に使ふ所も極めて狹し、然るに千金を得しならば、豈に其志を驕らして其守る所を喪はざるべき、

文法　沈德潜云ふ、反覆喩言、最も是れ蘇家の長ずる所、

講說　蘇子曰く、敵の勢ひの强弱を測つて軍の勝負を知るは、此れ將帥たるもの丶任務なり、一時の功利を求めず、君を愛するに道德を以てして、其宗嗣を全うするは社稷の臣なり、鄢陵の戰ひに范文子は獨り戰ひを欲せざりしが、晉は卒に楚を敗りぬ、是に於て范文子は人より臆病にて智謀なき人の如くなるやに疑はれたり、然れども、一年にも及ばざる內に郤氏の三家は誅せられ、厲公は弑せられ、胥童は死し、欒書中行偃など、殆んど禍を免れず、晉國大に亂れたるが右は鄢陵の戰ひが成功せし一事、實に之をして然らしめたるたり、

注解　「三郤」郤錡、郤至、郤犨の三人、

文法　功の字、一篇の字眼、

有非常之人、然後有非常之功、非常之功、聖人所甚懼也、明月之珠、夜光之璧、無因而至前、匹夫猶或按劍、而況非常之功乎、故聖人必自反曰、此天之所以厚於我乎、抑天之禍予也、故雖有大功、而不忘戒懼、中常之主、銳於立事、忽於天戒、日尋干戈、而殘民以逞、天欲全之、則必折其萌芽、挫其鋒芒、使知其所悔、天欲亡之、則必先之以美利、誘之以得志、使之有功以驕士、玩於寇讎、而侮其民人、至於亡國殺身、而不悟者、天絕之也、

段落　第三大段の第一小段なり、非常の功の反つて懼るべきを論ず、

講說　非常の人あつて、然る後始めて非常の功あり、非常の功は聖人の甚だ懼る丶所なり、明月の珠や、夜

段となす、故事を擧げて、得ること易ければ失ふことも亦易きを論ず、「天錫公」より篇尾に至るまでを第五大段となす、范文子の問題に戻つて其智なる所以を論ず、

鄢陵之役、楚晨壓晉師而陣、諸將請從之、范文子獨不欲戰、晉卒敗楚、楚子傷目、子反殞命、』

段落 第一大段なり、

講說 鄢陵の戰ひに、楚の軍、早朝に晉の兵を押し附くるやうに陣取れり、晉の諸將は何れも之に迫つて擊退せんことを請ひたるも、范文子のみは戰ひを欲せざりき、然るに愈よ戰ふに及び、晉は卒に楚を敗り楚子（楚の君なり）は目に負傷し、楚の將の子反は命を落せり、

注解 「鄢陵之役」左傳の成公十六年に出づ、晉侯、楚子、鄭伯と鄢陵に戰ふ、楚の師、鄭の師敗績すとあり、此時范文子は初めより戰を欲せずして曰く、唯だ聖人のみ能く內外患なし、聖人に非ざるよりは、外寧ければ必ず內の憂あり、盍ぞ楚を釋して外懼となさゞるやと、晉君從はずして戰に及ぶ、既に還り、文子其宗祝をして死を祈らしめて曰く、君驕侈にして敵に克つ是れ天其疾を增すなり、難將に作らんとすと、遂に自裁す、「子反」公子側、

蘇子曰、料敵勢强弱、而知師之勝負、此將帥之任也、不求一時之功、愛君以德、而全其宗嗣、此社稷之臣也、鄢陵之役、范文子獨不欲戰、晉卒敗楚、范文子疑若懦而無謀者矣、然不及一年、三郤誅、胥童死、欒書中行偃幾不免於禍、晉國大亂、鄢陵之功、實使之然也、』

段落 第二大段なり、

らざるときは、其弊猶ほ以て覇たるに足ると、襄公若し王者の事を行はゞ、猶ほ覇中の冠たる桓公の兵に當るに足る筈なり、然るに一戰の結果、戰死者を救ひ負傷者を扶ぐるに暇あらざりしを以て見るときは、彼れに限り妄庸の人のみ、齊の桓公、晉の文公は、管仲、子犯等の賢人を得て輿れり、然るに襄公は、一人の子魚ありしも用ふる能はざりしなれば、豈に桓文と日を同じうして語ることを得んや、古へより道を失へる人君の中、宋の襄公の如き者多し、されど大抵死すれば、仁とか不仁とか賢とか不肖とか、評論の決定するものなり、未だ宋の襄公の如く、後世を欺きしものあらず、

文法　欺の字、上の盜の字を承く、

總　說

論旨深刻にして正當なり、故事、古語を錯出せしめて條緒亂れざるが如き、尤も運用の大力を見るべし、

纂　評

○茅鹿門評　千古隻眼の論、自ら正當、

○沈德潛評　鄫子を次睢の社に用ふるを以て、不仁の案となす、大に忍んで小に忍びず、既敗の餘に於て仁人の名を盜んで、以て天下後世を欺かんと欲するに非ざるなきを見る、而して穀梁氏果して其欺く所となるや、此論を得て之を破る、快甚し、後に胡氏、傳を作る、俱に此義に本づけり、○此より前已に滕子嬰齊を執ふるあり、亦不仁の一、但だ未だ鄫子を用ふるの甚しきに若かざるのみ、

范文子論

動機　暗に神宗の戰ひを好むことを非とするに在り、

主意　范文子の社稷の臣なることを表するに在り、

段落　凡て五大段となす、篇首より「子反殞命」に至るまでを第一大段となす、論案を敍す、「蘓子曰」より「實使之然也」に至るまでを第二大段となす、戰勝の禍を擧げて范文子の大體を知ることを示す、「有非常之人」より「喪其所守哉」に至るまでを第三大段となす、非常の功は天より絕たるゝを論ず、「由是言之」より「有以使之也」に至るまでを第四大

講說　愚を以て之を觀るに、宋の襄公は王莽の類なり、襄公は諸侯をば名譽にて己れの方へ取込むべしとなし、王莽は天下をば文を以て取るべしとなす、其得喪する所は同じからずと雖も、天下を欺く能はざるは則ち同じ、敵の列を爲さゞる內は進擊せざりしとて、襄公の虐を減ずる能はず、其孺子を抱いて泣きたりとて、王莽の簒奪を蔽ひ隱す能はず、若し莽が成功せざらば則ち宋の襄公、宋の襄公若し志を得なば又一人の王莽なり、

注解　「不鼓不成列」宋公、楚人と戰ふ、楚人未だ既く濟らざるなり〔川を〕、司馬、之を擊たんを請ふ、公曰く、不可、寡人亡國の餘と雖も、列を成さゞるに鼓せずと、鼓は鼓を打つことにして、進軍の合圖なり、「抱孺子而泣」通鑑に云ふ、莽日に孺子を抱き、郊廟に禱る、群臣を會し、稱して曰く、昔し成王幼、周公、政を攝す、而して管蔡、祿父を挾んで以て畔く、今翟義亦劉信を挾んで亂を作す、古より大聖猶ほ此れを懼る、況や臣莽の斗筲をやと、群臣皆曰く、此變に遭はざれば聖德を章にせずと、冬十月、莽、周書に依り大誥を作る、

文法　賴山陽云ふ、又王莽を把り、客主双敲、全く結語を置かず、唯だ一莽也の句を以て結に代ふ、讀む者覺えず、

古人有言、圖王不成、其弊猶足以霸、襄公行王者之事、猶當桓公之師、一戰之餘、救死扶傷不暇、此獨妄庸耳、齊桓晉文、得管仲子犯而興、襄公有一子魚不能用、豈可同日而語哉、自古失道之君、如是者多矣、死而論定、未有如宋襄公之欺於後世者也』

段落　第三大段の第三小段なり、餘波を以て一步を進む、

講說　古人の言ひたる語に、王たることを企てゝ成

有罪而討之、雖聲於諸侯而戮於社、天下不以爲過、若以喜怒興師、則秦穆公獲晉侯、且猶釋之、而況敢用諸淫昏之鬼乎、』

段落　第二大段の第四小段なり、齊桓、晉文、秦穆を引いて襄公の罪あるを論ず、

講説　齊の桓公、晉の文公の兵は、亡びたる國を存し絶えたる家を繼げり、此の如く恩惠的なりしも、猶ほ仲尼の門に齒せられざりき、況や人を夷狄の鬼神に用ふるをや、然るに之を王者の師と謂ふは宜しからんや、鄫子に罪あつて之を討つ儀ならば、其罪を諸侯に聲言して鄫子を社に戮すと雖も、天下の人は之を過擧なりとはなさゞるなり、若し又喜怒を以て兵を興したりとせんか、秦の穆公が晉の君を手に入れたるさへ、尙ほ之を免したるに、況や不正の神の犧牲として之を用ふるをや、

注解　「夷鬼」次睢の社は東夷の祀る所なるを以て云ふ、「戮於社」古へは罪人を社に戮す、「淫昏之鬼」不正不靈の鬼と謂ふの意なり、

文法　賴山陽云ふ、兩意双敲、偏に秦穆に入る、他は必ず此の如くなる能はず、忽ち而況を以て本題に歸到す、此等の處、其仙才、凡人の企及する所に非ざるを知る、

以愚觀之、宋襄公、王莽之流、襄公以諸侯爲可以名得、王莽以天下爲可以文取也、其得喪小大不同、其不能欺天下則同也、其不鼓不成列、不能損襄公之虐、其抱孺子而泣、不能蓋王莽之簒、使莽無成則宋襄、襄得志亦一莽也、』

段落　第三大段の第一小段なり、王莽を引いて其名を盜むを論ず、

べし矣と、曰く、民を保して王たらば、之を能く禦ぐなきなりと、曰く、寡人の若き者、以て民を保すべき乎、曰く可なりと、「用於次睢之社」睢と云ふ川の次の社の神の廟なり、用ふとは、鄫子を殺して其血を祭に用ひたるなり、

文法　賴山陽云ふ、古事を引き議論に代ふ、是れ蘇家の秘訣、此れを悟らば、文、力を費さず、

泓之役、身敗國衂、乃欲以不重傷、不禽二毛、欺諸侯、人能紾其兄之臂、以取食、而忍饑於壺餐者、天下知其不情也、襄公能忍於鄫子、而不忍於重傷二毛、此豈可謂其情也哉、

段落　第二大段の第三小段なり、鄫子を殺せしを以て泓の役に於ける行爲の不情なるを斷ず、

講說　泓の役に襄公は身敗れ國衂〔敗衂の衂〕したるに、反つて敵に重ねて傷を負はすことなく、老人を捕虜とせざることを以て、諸侯を欺かんと欲せり、今茲に人あつて、己が兄の手を扭り上げて其食を奪ひながら、能く饑を忍んで一壺の飯をも貰はざる者あらんには、天下の人、誰も其人情に非ざることを知らん襄公能く鄫子に忍びながら、敵の傷を重ね又老人を俘囚とすることに忍びざるが如き、豈に其實情と謂ふべけんや、

注解　「不重傷不禽二毛」泓の戰ひに敵を險阻に迎へ擊つことをなさず、敵の川を渡るを待つて戈を交へしかば、大に敗軍せしなり、國人は皆公を咎めたるに公の曰く、君子は一度傷きたる者を二度と傷くることなく、二毛の老人を擒にせずと、二毛とは俗に云ふ胡麻鹽頭なり、

文法　忽ち一喩を出す、是れ東坡の熟法、

桓文之師、存亡繼絕、猶不齒於仲尼之門、況用人於夷鬼、以求覇、而謂王者之師、可乎、使鄫子

み、

齊宣、有牽牛而過堂下者、曰、牛何之、曰將以釁鐘、王曰舍之、吾不忍其觳觫若無罪而就死地、夫舍一牛、於德未有所損益者、而孟子與之以王、所謂以不忍人之心、行不忍人之政、三代之所共也、而宋襄公執鄫子、用於次睢之社、君子殺一牛猶不忍、而宋公戕一國君、若犬豕然、而忍爲之、天下孰有不忍者耶、

段落　第二大段の第二小段なり、齊の宣王を引き、襄公の忍人たるを示す、

講說　昔し齊の宣王の時、牛を牽いて王の座せる堂の下を通過する者あり、王問ふやう、牛は何處に參る所ぞと、其者答へて、是れより鐘に牛の血を塗る爲に殺しに參る所なりと曰ひければ、王は重ねて曰はるるやう、其れを止めに致すべし、余は如何にも牛がおぢおぢして、罪もなきに殺さるゝことになると云ふが如き風の見ゆるに忍びずと、夫れ一頭の牛を殺さずして止みたりとて、德の上に於ては別に增す所もなく減ずる所もなきに拘はらず、孟子は之に許すに王者の資格を以てせり、是れ謂はゆる人に忍びざるの心を以て人に忍びざるの政を行ふものにして、夏殷周三代の一致せし所なり、然るに宋の襄公は鄫子を執へて、之を次睢の社に用ひたり、君子は一頭の牛を殺すゝら猶ほ忍びざるに、宋公は一國の君を殺害すること、宛も犬や豕に於けると全く同然なり、其れをしも之を爲すに忍ぶとせば、天下の事何として忍びざるものあらん、

注解　「齊宣云々」孟子梁惠王篇上に出づ、「釁鐘」古代の俗として、出來立ての器には、動物を殺し、其隙間に塗つて魔除となす、釁は隙なり、「觳觫」恐懼の貌「孟子與之以王」宣王曰く、德如何ん、則ち以て王たる

り、「及」與なり、「如此」此の書法を指す、

曰、宋公天子之上公、宋先代之後、於周爲客、天子有事膰焉、有喪拜焉、非列國諸侯之所敢敵也、而曰及楚人戰於泓、楚夷狄之國、人微者之稱、以天子之上公、而當夷狄之微者、至於敗績、宋公之罪、蓋可見矣、』

段落　第一大段の第二小段なり、嚴にして盡せる所以を言ふ、

講說　其理由に曰く、宋公は天子の上公（上等の爵なる公）にして、宋は周の先代たる殷の後裔なれば、周に於ては客分なり、隨つて祭典あるときは天子より祭肉を分たる、喪あるときは天子之を拜せらる、其優待を蒙むるや、列國諸公の敢て匹敵する所に非ざるなり、然るに春秋に、楚人と泓に戰ふと曰ふ、楚は夷狄の國、又人と云ふはつまらぬもの丶稱なり、今宋が天子の上公を以て夷狄のつまらぬものに當り、敗績せしとなさば、宋公の罪あることは蓋し見るべし、

注解　「宋先代之後」周公、微子啓に命じ、殷の後に代り、其先祀を奉じて宋に國せしむ、「膰」祭肉なり、

而穀梁之傳、以爲文王之師不過是、學者疑焉、故不可以不辨、』

段落　第一大段の第三小段なり、穀梁傳の人を惑はすを言ふ、

講說　然るに穀梁氏の春秋傳は以爲へらく、文王の仁義の軍と雖も是れに過ぎずと、學者之が爲に疑ひを抱くが故に、以て辨ぜざるを得ず、

文法　故の一句、下文を起す、

宋襄公非獨行仁義而不終者也、以不仁之資、盜仁者之名爾、』

段落　第二大段の第一小段なり、先づ斷案を下す、

講說　宋の襄公は仁義を行つて續かざりし者なるに止まらず、不仁の資質を以て仁者の名を盜みし人の

るなり、後の君子、此文を見るが宜しきなり、

文法　禍福の二字、五人を收む、禍は隱公、里克、李斯鄭小同、福は王允之、

總説

智不智を以て一貫す、曰く不敏於智也と、曰く非下愚而何と、小同允之に至つては智愚の字を點せざるも、事實に因つて自ら明かなり、

纂評

○沈德潛評　始皇、孝宣只だ二人に及ぶ、此れ連類之に及ぶ、事の相近き者を撮して之を論ずるなり、中間草蛇灰線、法に拘はらずして能く法に化す、

宋襄公論

解題　宋の襄公は五伯の一人、其敵を憫んで敗軍せしより、後世、宋襄の仁の名あり、

動機　春秋穀梁傳が本經「春秋」の旨を誤りたることを辨せんとするに在り、

主意　宋の襄公は、不仁の資を以て仁者の名を盜みし者なりと云ふに在り、

段落　凡そ分つて三大段となす、篇首より「故不可以不辨」に至るまでを第一大段となす、論を作る所以を叙す、「宋襄公非獨行仁義而不終者也」より「而況敢用諸淫昏之鬼乎」に至るまでを第二大段となす、襄公が不仁の資なるを論ず、「以愚觀之」より篇尾に至るまでを第三大段となす、襄公が仁者の名を盜むを論ず、

魯僖公二十二年、冬十月一日己巳朔、宋公及楚人戰於泓、宋師敗績、春秋書戰、未有若此之嚴而盡也、

段落　第一大段の第一小段なり、春秋の襄公に關する書法嚴にして盡せるを言ふ、

講説　魯の僖公の二十二年、冬十月一日己巳朔、宋公楚人と泓に戰ひ、敗績すと、春秋に戰ひを記するに、此の如く嚴にして盡せしものはあらず、

注解　「魯僖公云々」此の二十七字は春秋の經文な

注解　「鄭小同」鄭玄の孫、「高貴郷公」魏の廢帝髦東海定王霖の子、

王允之從王敦夜飮、辭醉先寢、敦與錢鳳謀逆、允之已醒、悉聞其言、慮敦疑己、遂大吐、衣面皆汚、敦果照視之、見允之臥吐中、乃已、』

段落　第三大段の第二小段なり、「王允之の智を論ず、

講説　王允之は王敦の家に至り、其許にて夜、酒を飮みしが、最早醉ひたりとて酒宴を辭して先づ寢に就きしが、敦と錢鳳と叛逆を相談せしに、允之は醉已に醒めければ悉く其話を聞けり、因つて敦が己れを疑はんことを慮り、遂に大に嘔吐をなし、衣服も顏も皆汚れたり、敦は果して火に照して之を視たるが、允之が嘔吐の中に臥せしを見て、初めは殺さんとせしなれども遂に其儘になしぬ、

注解　「王允之」王敦の從子、

哀哉小同、殆哉岌岌乎允之也、孔子曰、危邦不入、亂邦不居、有以也夫、』

段落　第三大段の第三小段なり、小同、王允之を合收す、

講説　哀しいことかな小同は、岌々として危きことかな王允之は、孔子曰く、危き邦には入らず、亂邦には居らずと、故あるかな、

吾讀史、得魯隱公、晉里克、秦李斯、鄭小同、王允之五人、感其所遇禍福如此、故特書其事、後之君子、可以覽觀焉、』

段落　第四大段なり、

講説　吾れ歴史を讀み、魯の隱公、晉の里克、秦の李斯、鄭小同、王允之の五人を得て、其遇ひたる所の禍福此の如くなるに感じたるが故に、特に其事を書す

此不レ爲、而具二五刑於市一、非二下愚一而何、』

段落　第二大段の第二小段なり、李斯の不智を論ず、

講説　君子が仁義を行ふことは、利害を計るあるに非ず、然れども君子の爲す所は義と利と常に兼ね併するに拘はらず、小人は是れに反せり、李斯が趙高の謀を聽きしは其本意にあらず、獨り蒙氏の其位を奪はんことを恐れしが故に、無理に高の云ふ所を聽きしなり、若し李斯が趙高の言を聞きし時、立ちどころに百官を召し六師を整列して之を誅せしならんには、彼れが扶蘇に恩あること、豈に限りあらんや、何とて蒙氏など心に掛くるに足らん、此謀を捨て置きて爲さず、遂に五刑を市に具へられて殺さるゝに至りしは、下愚に非ずして何ぞ、下愚に定まれり、

文法　沈德潛云ふ、卽ち前の輩を誅して桓に讓ると同一の身を設け地に處する法、論を作る、須らく此の如くなるべし、

嗚呼亂臣賊子猶二蝮蛇一也、其所レ螫草木、猶足二以殺一レ人、況其所レ噬齧者歟、鄭小同爲二高貴鄕公侍中一、嘗詣二司馬師一、師有二密疏一、未レ屛也、如レ厠、還問二小同一、見二吾疏一乎、曰不レ見、師曰、寧我負レ卿、無二卿負一レ我、遂酖レ之、』

段落　第三大段の第一小段なり、小同の不智を論ず、

講説　扨も亂臣賊子は猶ほまむしの如し、其螫す所の草木すら、毒氣の爲、之に觸るゝ所の人を殺すに足る、況やまむしが直接に嚙み附きし所のものをや、鄭小同は高貴鄕公の侍中にてありしが、嘗て司馬師の所に赴きけるに秘密の上疏あり、未だ取片付くる暇なき內、司馬師は便所に往き、還つて小同に吾が疏を見たりやと問ひしに、見ずとぞ答へき、司馬師言ふやうイッソ吾れ足下に負くとも、足下をして吾れに負かしむることなけんと、遂に酖毒を以て之を殺せり、

孟子、孟子卒す、室を繼ぐに聲子を以てし、隱公を生むと、

文法　沈德潛云ふ、使隱公云々、此れ急着、計、此より踰ゆるなきもの、

驪姬欲殺申生、而難李克、則施優謀之、二世欲殺扶蘇、而難李斯、則趙高謀之、此二人之智、若出一人、而其受禍亦不少異、里克不免於惠公之誅、李斯不免於二世之虐、皆無足悲者、吾獨表而出之、以爲世戒、

段落　第二大段の第一小段なり、里克、李斯を合論す

講說　驪姬は太子の申生を殺さんと欲して里克を憚れば、施優之を謀れり、秦の二世が太子扶蘇を殺さんと欲して李斯を憚れば、趙高之を謀れり、此の二人の智は殆んど一人に出づるが如くなると共に、其禍ひの受け方も亦少しも異ならず、里克は惠公の誅を免れず、李斯は二世の虐を免れず、何れも人物が人物なれば悲むべきほどの事にもあらず、唯だ吾れは之を表出して世人の戒めとなすのみ、

注解　「驪姬」晉の獻公、驪戎を伐ち、驪姬を得て、奚齊を生む、驪姬、獻公に譖し、太子申生を殺す、左傳の僖公五年及び、晉語に見ゆ、「施優」晉語に優施に作る曰く、公の優を施と曰ふ、驪姬に通ずと、優は俳優なり、「扶蘇」始皇の太子、史記の李斯傳に詳かなり、

君子之爲仁義也、非有計於利害、然君子之所爲、義利常兼而小人反是、李斯聽趙高之謀、非其本意、獨畏蒙氏之奪其位、故勉而聽高、使斯聞高之言、即召百官陳六師而斬之、其德於扶蘇、豈有既乎、何蒙氏之足憂、釋

出づ、「菟裘」魯の邑名、隱公復た魯都に居るを欲せず故に退隱の地として此を擇びしなり、

蘇子曰、盜以兵擬人、人必殺之、夫豈獨其所擬、塗之人皆捕擊之矣、塗之人與盜非仇也、以爲不擊則盜且幷殺己也、隱公之智、曾不若是塗之人也、哀哉、』

段落　第一大段の第二小段なり、隱公の不智を論ず、

講說　蘇子之を論じて曰ふ、今盜人が凶器を以て人に向けんに、其人は必ず之を殺すならん、夫れ豈に獨り其凶器を向けられたる人に限らん、往來の人は誰れも皆捕へて之を擊つべし、往來の人は盜人と怨みある間柄に非ず、されど若し擊たざるときは、盜人が己れをも一所に殺すことゝならんと思ふが故なり、隱公の智は曾て是の往來の者にも若かざるなり、哀しいかな、

注解　「盜以兵云々」盜は公子翬に喩へ、擬人の人、人必殺之の人、及び其所擬は皆桓公に喩へ、塗の人は隱公に喩ふ、

隱公、惠公繼室之子也、其爲非嫡、與桓均爾、而長於桓、隱公追先君之志而授國焉、可不謂仁乎、惜乎其不敏於智也、使隱公誅翬而讓桓、雖夷齊、何以尚茲、』

段落　第一大段の第三小段なり、其不智の點を說明す、

講說　隱公は惠公の繼妻の子なり、其嫡子に非ざる段は桓公と同樣のみ、而して隱公は桓公より年長なり、然るに隱公は父君惠公の志を追行して、國を桓公に授けんとす、仁と謂はざるを得んや、惜しきことには、其智に於て敏捷ならざりき、若し隱公が翬を誅して桓公に讓りたらんには、伯夷、叔齊と雖も何として其上に出づべき、

注解　「惠公繼室之子也」左傳に云ふ、惠公の元妃は

の先後を以て次となす、

○頼山陽評　志林の論古、皆偶見隨筆、少時結構、論を作ると同じからず、往々數件の故事を把り、打つて一片となす、陶工、土を埴ち、器を成すが如く、心手相應じ作法自在、

論魯隱公、里克、李斯、鄭小同、王允之

解題　五人の合論なり、論始皇漢宣と同一格、

主意　五人の禍福を異にする所以を以て戒めを垂るゝに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「何以尚茲」に至るまでを第一大段となす、隱公を論ず、「驪姬欲殺申生」より「非下愚而何」に至るまでを第二大段となす、里克、李斯を論ず、「嗚呼亂臣賊子」より「有以也夫」に至るまでを第三大段となす、鄭小同、王允之を論ず、「吾讀史」より篇尾に至るまでを第四大段となす、五人を收束す、

公子翬請殺桓公以求太宰、隱公曰爲其少故也、吾將授之矣、使營菟裘、吾將老焉、翬懼、反譖公於桓公而弑之、

段落　第一大段の第一小段なり、隱公の論案を叙す、

講說　魯の隱公が姑く魯君の位を攝し、桓公の後見を爲せしとき、公子翬は桓公を殺して隱公の邪魔物〔翬が斯く想像せしなり〕を除き、其功に因つて太宰の職を求めんとせしに、隱公は固より桓公の權利を奪ふ心あらざりしかば言ふやう、彼れが年若きが爲に吾れ位を攝するなり、吾れ往く〱彼れに國家を授けんとす、菟裘に建築して此に隱居せんとすと、翬は有られもせぬ事を言ひ出でたる爲め、反つて隱公に罪せられんことを懼れ、反つて隱公を桓公に讒言して之を弑せり、

注解　「桓公」隱公の異母弟にして、立てられて太子となりし人、「公子翬」字は羽父、左傳の隱公十一年に

文法　沈德潛云ふ、客主對勘、一篇の精神全く是に在り、○賴山陽云ふ、使平王有一王導、此句妙即ち武王論中、是文王之道、文若之心也と同一手法、○又云ふ、秦何自覇哉は飛舞の筆を作し、四の畏秦の句を生ず、眞に仙人狡獪の伎倆、

魏惠王畏秦、遷於大梁、楚昭王畏秦、遷於郢、頃襄王畏秦、遷於陳、考烈王畏秦、遷於壽春、皆不復振、有亡徵焉、東漢之末、董卓劫帝遷於長安、漢遂以亡、近世李景遷於豫章、亦亡、故曰、周之失計、未有如東遷之謬也』

段落　第四大段の第二小段なり、寇を避けて衰亡したる者を擧ぐ、

講說　魏の惠王は秦を畏れて大梁に遷り、楚の昭王は秦を畏れて郢に遷り、頃襄王は秦を畏れて陳に遷り、考烈王は秦を畏れて壽春に遷りしが、何れも復た振はず、亡國の徵あり、東漢の末、董卓は帝を劫して長安に遷りしが、漢は遂に以て亡びぬ、近世李景は豫章に遷りしが、亦亡びたり、故に周の失計は未だ東遷の謬の如きあらずと曰ふなり、

注解　「楚昭王畏秦」秦は一本に吳に作る、從ふべし、然れども作者は誤つて秦となし、秦の字を重ねて姿態を取りしなり、「頃襄王」楚の懷王の子、「考烈王」頃襄王の子、「董卓」獻帝、董卓に立てらる、關東の州郡、兵を起して卓を討つ、卓、洛陽の宮廟を燒き、都を長安に遷す、「李景」南唐の李景、都を南昌に遷し、其子從嘉を以て建康を守らしむ、開寶八年に至つて亡ぶ、

纂評

○沈德潛評　古事を雜援す、碎に近し矣、而して條理故と自ら秩然、此れ法に拘はらずして法自ら生ずるもの、宋高の南渡、豫め之を知るが如し、長公の識、豈に文人の游談に近きものならんや、○題して某人論と云ふ、乃ち擧に應ずる時、擬する所の論なり、題して某人を論ずと云ふは、乃ち志林中の文字、謂はゆる海外の文なり、今便ち學者誦習、必ず更分せず、時代

とせしに、獨り王導は不可として曰く、金陵は王者の都なり、王者は如意と不如意との爲に都を遷さずと若し衞の文公大帛の冠を弘むるならば、何處に適くとして不可なることあらん、さなくば樂むべき土地と雖も、亦明き地とならん、且つ北の敵方に强し、一旦弱みを示し、蠻夷の地方に逃げ走らば、人望も實權も共に失ふに至るべしと、是に於て晉は移り果せざりしが、斯くて復び安全なりき、賢なるかな王導や、能く大事を定めたりと謂ふべし、

注解　「滅庸而楚始大」左傳の文公十六年に出づ、「蘇峻之亂」晉書に云ふ、成帝咸和二年、歷陽の內史蘇峻反し、姑執を陷れ、進んで闕を犯す、「衞文大帛之冠」左傳の閔公二年に云ふ、衞の文公、大布の衣、大帛の冠、財を務め農を訓じ、商を通じ工を惠み、敎を敬し學を勸め、方を授け能に任ず、元年革車三十乘、季年乃ち三百乘、附註に云ふ、大布大帛、此れ特に儉樸を言ふのみと、「之冠」の下に之意の二字を加へて觀るべし、

文法　賴山陽云ふ、無數遷者の中に就いて、忽ち遷らざるもの二を擧げ、筆勢を趁うて平王に歸到す、縱恣不覊、○以上は客なり、

嗟夫、平王之初、周雖不如楚之彊、顧不愈於東晉之微乎、使平王有一王導、定不遷之計、收豐鎬之遺民、而修文武成康之政、以形勢臨東諸侯、齊晉雖彊、未敢貳也、而秦何自覇哉、

段落　第四大段の第一小段なり、周若し東遷せざらば亡びざりしを言ふ、

講說　扨も平王の初年に於て周は楚ほど强からざりしと雖も、東晉の微弱なるには愈らざることあらんや、然れば若し平王に一人の王導あつて、都を遷さゞるの議を定め、豐鎬の遺民を收容して文武成康の政を修め、形勢を以て東諸侯に臨みたらんには、齊晉强しと雖も、敢て二心を抱かざりしなり、然るに秦は何に由つて覇たることを得べけんや、

る所あるに非ざれば都を遷すと雖も害なき例を擧げ末の二句を以て周の失計に歸到す、是れ凡筆の企及する能はざる所なり、○賴山陽云ふ、以下、遷者を歷擧し、遷る所以同じからざるあることを論じ、直ちに篇末に到る、一氣流注、中間、波瀾起伏、讀むものをして其平列を見ざらしむ、○雖不卽亡の二句、遙かに下の魏楚に應ず、

春秋時、楚大饑、群蠻叛之、申息之北門不啓、楚人謀徙於阪高、蔿賈曰、不可、我能往、寇亦能往、於是乎以秦人巴人滅庸、而楚始大、蘇峻之亂、晉幾亡矣、宗廟宮室、盡爲灰燼、溫嶠欲遷都豫章、三吳之豪、欲遷會稽、將從之矣、獨王導不可曰、金陵王者之都也、王者不以豐儉移都、若弘衞文大帛之冠、何適而不可、不然雖樂土爲墟矣、且北寇方彊、一旦示弱、竄於蠻夷、望實皆喪矣、乃不果遷、而晉復安、賢哉導也、可謂能定大事矣、』

段落　第三大段の第二小段なり、都を遷さずして國を保ちし者を擧ぐ、

講說　春秋の時、楚の國大饑饉にして、多くの蠻夷之に叛き、申息の北門を啓かず、之を鎖して敵の來攻に備ふる有樣にして、楚人、阪高に徙らんとせしとき、蔿賈の曰く、不可なり、我れ能く往かば寇も亦能く往くべしと、是に於て秦人、巴人を以て庸を滅ぼして、楚は始めて大國となれり、蘇峻の亂に、晉は十に八九分滅びんとす、宗廟も宮室も盡く焚かれて灰となる、因つて溫嶠は都を豫章に遷さんと欲し、三吳の豪族等は會稽に遷らんと欲せり、朝廷は將に之に從はん

り、

注解　「夏商之王皆五六百年」周の年代は共に八百年なれば夏商に勝れども、東遷以後は衰弱を極めしを以て、其數に入らざるなり、「幽厲」共に暴君、

文法　頼山陽云ふ、一喩に因り商周を帶說し了る、筆勢逸宕、

盤康之遷也、復殷之舊也、古公遷於岐、方是時、周人如狄人也、逐水草而居、豈所難哉、衞文公東徙渡河、恃齊而存耳、齊遷臨淄、晉遷於絳於新田、皆其盛時、非有所畏也、其餘避寇而遷都、未有不亡、雖不即亡、未有能復振者也、

段落　第三大段の第一小段なり、例を引いて遷都の害は寇を避くるに在るを示す、

講說　殷の盤康の遷るや、殷の舊に復せしなり、古公は岐に遷れり、但し是の時に方つては、周は狄人と同一の有樣にして、水草を逐うて居りしことなれば、豈に難しとする所あらんや、衞の文公は東の方へ遷つて河を渡りしが、是は齊國を後楯として國の存立を圖らんとせしのみ、齊は臨淄に遷り、晉は絳に遷り、又新田に遷れり、是は皆其盛んなる時の事なれば、畏るゝ所あつて遷りしに非ず、此外寇を避けて都を遷せし者にて、未だ亡びざりし者あらず、縱令立ちどころに亡びざるも能く復び振ひし者はあらざるなり、

注解　「盤康之遷也」書經の盤康に出づ、「古公遷於岐」詩經の大雅の緜篇に云ふ、古公亶父、來つて朝に馬を走らせ、西水の滸に率ひ、岐下に至り、爰に姜女と、聿に來つて胥宇ると、「衞文公」左傳閔公二年に出づ、「齊遷臨淄」史記齊の世家に云ふ、獻公元年、盡く胡公子を逐ひ云々と、「晉遷於絳於新田」晉の世家獻公八年聚に城いて之に都し、命じて絳と曰ふ、始めて絳に都すと、

文法　周が寇を避けて遷りし失計を證するに、畏る

注解 「周公云々」史記周公世家に云ふ、周公將に沒せんとして曰く、必ず我れを成周に葬り、以て我が敢て成王に離れざるを明かにせよと、成王も亦讓つて曰く、周公を畢に葬り、文王に從はしめ、以て予れ小子敢て周公を臣とせざるを示せと、

今夫富民之家、所以遺其子孫者田宅而已、不幸而有敗、至乞假以生可也、然終不敢議田宅、今平王擧文武成康之業而大棄之、此一敗而鬻田宅者也、

段落 第二大段の第三小段なり、喩を引いて東遷の失計を證す、

講說 今夫れ富民の家が其子孫に遺す所のものは田地住宅のみ、然るに不幸にして何か失敗ありし時は、物乞ひ時假して生活すとも、敢て田宅を賣る相談などは爲さゞるに、今平王は文武成康の業を擧げて大に之を棄て、東都に遷りしは、此れ一敗したるため直ちに其田宅を賣りたるものなり、

夏商之王、皆五六百年、其先王之德、無以過周、而後王之敗、亦不減幽厲、然至於桀紂而後亡、其未亡也、天下宗之、不如東周之名存而實亡也、是何也、則不鬻田宅之效也、

段落 第二大段の第四小段なり、夏商を引いて周の失計を證す、

講說 夏商二代の王たること皆五六百年に及べるが其先王の德は周に過ぎたるものなく、而して後王の腐敗も亦周の幽王、厲王に減せず、然れども夏は桀に至り、商は紂に至つて後亡びぬ、其未だ亡びざる內は天下之を宗主として歸向せしこと、東遷以後の周が名義のみを存して實際に亡びたるが如くならざりき是れ何故ぞ、田宅を賣らざりし（遷都を謂ふ）效果な

王、召公をして之に居ることを卜はしめ、九鼎を据ゑたり、而して周復び豐鎬に都せしなり、然るに犬戎が幽王を敗るに至り、周は茲に始めて東の方洛邑に徙れり、

注解　「太史公曰」太史公は司馬遷なり、此言、史記の周本紀の贊に出づ、「居九鼎」左傳宣公三年に云ふ、昔し夏の方に德あるや、遠方物を圖し、金九枚を貢す、鼎を鑄、百物に象ると、說文に曰く、鼎三足兩耳、五味を和するの寶器なり、

蘇子曰、周之失計、未有如東遷之謬也、自平王至於亡、非有大無道者也、赧王之神聖、諸侯服享、然終以不王、由東遷之過也、

段落　第二大段の第一小段なり、主意を掲ぐ、

講說　蘇子曰く、周の失策は、東遷の間違ひたる事の如きものはあらず、平王より滅亡に至るまで、大に無道の人あらざりしなり、赧王の神聖なる、諸侯皆服從して其職を享けたり、然れども終に王權を實有する能はざりしものは、東遷の過失に由るなり、

注解　「赧王」周の靈王、生れながらにして髭あり、

昔武王克商遷九鼎於洛邑、成王周公復增營之、周公既沒、蓋君陳畢公更居焉、以重王室而已、非有意於遷也、周公欲葬成周、而成王葬之畢、此豈有意於遷哉、

段落　第二大段の第二小段なり、周の先王は東遷の意なかりしを言ふ、

講說　昔し武王、商に克ち、九鼎を洛邑に遷せり、成王、周公復た洛邑を造營し、周公歿せし後は但し君陳畢公の二人、交番を以て此地に居りしは、周の王室を重んじたるのみ、遷都の意あつて然りしに非ざるなり、周公は成周に葬らんと欲せしに、成王は之を畢に葬れり、此れ豈に遷都に意ありしならんや、

の處、而して其能く然る所以、素の見はす所大、天下を擧げて其心を動かすに足らざるに由るなり、故に天下を狹しとするを以て本とす、伊尹を借り拈出し、都べて名論をなす、

○沈徳潛評　伊尹、道義を看得て精し、故に之に祿するに天下を以てするも受けず、而して太甲を桐宮に放つの事を行ふ、衆人疑はず、惟れ其天下以て之を動かすに足らざるなり、此れ蘇論の極めて平正通達するもの、○其才大事を辨ずるに在つて、其本大節を立つるに由る、伊尹を論ずる、公亦自ら其志概を抒するなり、

論周東遷

解題　周の幽王、褒姒を愛し、立てゝ后となし、其子伯服を太子となす、太子宜臼、申に奔る、申侯、犬戎を召して王を攻め、遂に之を驪山の下に殺し、宜臼、位に卽く、之を平王となす、從つて洛邑に都す、世稱して東遷と曰ふ、

主意　周の衰微は東遷の結果なりと謂ふに在り、

段落　凡そ分つて四大段となす、篇首より「周乃東徙於洛」に至るまでを第一大段となす、東遷を說明す、「蘇子曰」より「則不霽田宅之效也」に至るまでを第二大段となす、東遷の失策なる所以を論ず、「盤康之遷也」より「可謂能定大事矣」に至るまでを第三大段となす、遷不遷の得失を論ず、「嗟夫平王之初」より篇尾に至るまでを第四大段となす、客を以て主を證す、

太史公曰、學者皆稱周伐紂、居洛邑、其實不然、武王營之、成王使召公卜居之、居九鼎焉、而周復都豐鎬、至犬戎敗幽王、周乃東徙於洛、

段落　第一大段なり、

講說　太史公曰く、學者の皆稱するには、周、紂を伐ち、洛邑に居ると、其實は然らず、武王之を經營し、成

て之を行へり、然れども天下の人、別に珍事として驚かざりき、臣下を以て其君を放逐せし事柄なるに、天下の人、是を以て人臣の分を乘り越えたりとせざりき、一旦君を放ちしが復た之を故の位に立てたるに、天下の人、餘りに專横なりとせざりき、何となれば、彼れが平生屑しとせざる所のものは、天下の人より信用を取るに足りしが故なり、彼れは天下を視ること眇然と些小にして、其心を動かすに足らぬ程なるに、何とて其君を廢し放逐して、利を求むるに忍びんや、萬々あるべからざる事なればなり、

文法　此に至り、復た伊尹に入る、是れ文章の續法なり、○伊尹始行之は天下の大事を辨ずるなり、取信於天下は天下の大節を立つるなり、所不屑と視天下眇然とは天下を狹しとするなり、

後之君子、踏常而習故、惴惴焉、懼不免於天下、一爲希闊之行、則天下群起而誚之、不知求其素、而以爲古今之變、時有所不可者、亦已過矣夫、

段落　第三大段なり、

講説　後の君子、一通りの道を蹈んで舊例に習ひ、おづおづして天下の譏りを免れざらんことを懼る、而して一寸並外れたる行ひをなすときは、天下の人、群り起つて之を非難す、其平素に求むることを知らずして、古今の時勢變化せしこと故に、間々行はれざる所ありと考ふるが如きは、亦太だ過てることかな、

注解　「惴々」憂懼の貌、「希闊」遠きなり、廣きなり、隔り、又希なる義、

文法　素の字、前の素所不屑の素の字に應ず、此一字全篇の神髓をなす、○大節の二字、素の字を以て之に代へたるは、腐を去るの手段なり、此一段、裏面より筆を着く、

總説

故事、譬喩、錯出して把捉すべからず、是れ實に東坡の眞面目なり、讀むべくして學ぶべからず、

纂評

○高梅亭評　大節を立て大事を辨ず、是れ事節昭著

と謂ふ、〇高梅亭云ふ、此段寛論を拓開し、游衍頓折、皆本旨と對照す、〇賴山陽云ふ、坡老此言に愧ぢざるもの、〇又云ふ、後の君子云々、是れ東坡慣用の手法、又是れ東坡喜出の語調、

孔子敍書、至於舜禹皐陶相讓之際、蓋未嘗不太息也、夫以朝廷之尊、而行匹夫之讓、孔子安取哉、取其不汲汲於富貴、有以大服天下之心焉耳、

段落　第二大段の第三小段なり、孔子の言を引證して下段の素地となす、

講說　孔子が書經の順序を立て、舜、禹、皐陶が相讓り合ひたる際に至りては、但し太息せざりしことなし、夫れ朝廷の貴きを以て匹夫の讓りを行ひしに、孔子何の點を取つて感心せられしや、彼等が富貴に汲々とせずして、大に天下の心を服することあるの點を取られしのみ、

文法　富貴に汲々たらずは、卽ち天下を狹しとするなり、〇匹夫の字は、前の匹夫匹婦に應ず、〇大服天下之心は、下の一小段を起す、〇賴山陽云ふ、孔子安取哉、筆態飛舞す、

夫太甲之廢、天下未嘗有是、而伊尹始行之、天下不以爲驚、以臣放君、天下不以爲僭、既放而復立、太甲［一本に天下に作る、從ふべし、］不以爲專、何則其素所不屑者、足以取信於天下也、彼其視天下眇然、不足以動其心、而豈忍以廢放其君求利也哉、

段落　第二大段の第四小段なり、主意を收む、

講說　夫れ太甲の廢位の如きは、天下に於て未だ此の如き先例あらざる所なり、而して伊尹は己れ始め

其義に非ざれば、天下の富を以て其祿として之を與ふるも受けざりきと、夫れ天下の大と雖も彼れの心を動かす力なし、是の故に蔽はるゝ所なくして其才全し、其全き才を以て天下の事を切盛したればこそ、大事に臨んで亂れざりしなれ、

注解　「孟子曰」萬章上篇に出づ、

文法　此に至り始めて主人公を出す、是れ入題法なり、○高梅亭云ふ、題に入り後を引き、一論斷を加ふ、是れ一篇の正面、○賴山陽云ふ、是れ論の根柢たり、

古之君子、必有高世之行、非苟求爲異而已、卿相之位、千金之富、有所不屑、將以自廣其心、使窮達利害、不能爲之芥蔕、以全其才、而欲有所爲耳、後之君子、蓋亦嘗有其志矣、得失亂其中、而榮辱奪其外、是以役役至於老死而不暇、亦足悲矣、

段落　第二大段の第二小段なり、伊尹に因つて古今人の同じからざるを論ず、

講說　古への君子は、必ず世に高く抜き出でたる行ひあり、是れも一時的に人に異りたる仕打をなすと云ふが如き單純なる意志に非ずして、其卿相の位も千金の富も屑しとせざる所あるは、己れの心を廣大に持ち構へ、世の不運立身、利益損害等をして其心の邪魔となる能はざらしめ、斯くして其才を全くし、〔蔽はるゝ事のなき結果として〕天下に仕事を爲す所あらんと欲するが爲なり、後の君子も亦此の如き志のある事あるも、如何にせん、位地の得失が己れの心を亂し、世の榮辱が其行を奪ふが故に、之がため只だ役々と勞苦して、年老い死亡するに至るまで其志を實行するに暇あらず、誠に悲むべき次第なり、

注解　「芥蔕」魚の小骨なり、其喉に碍ゆる所より云ふ、「役々」奔走勞苦の貌、

文法　伊尹の事を中斷して忽ち別論に入る、文脈よりすれば之を斷法と謂ひ、文想よりすれば之を波瀾

段落　第一大段の第三小段なり、大を以て小を例して、節を立て事を辨ずる能はざるは皆見る所の小なるに由るを見はす、

講說　天下を讓ると簞食豆羹を讓ると、大小こそ異なれ、其理には異なりたることなし、天下を治むると一鄕を治むると、大小こそ異なれ、其理は亦異なることなし、然るに一飯一菜を讓ることを何とも思はぬに、天下となれば讓る能はずして慾心を張る所以は、其心の蔽はるゝ所あるが爲なり、天下の富と雖も、一飯一菜の擴張したるまでなり、天下の大と雖も、一鄕の擴張したるまでなり、千兩持の子に非ざれば千兩の金を運轉する能はず、其日稼の男女に至つては一兩の金を得てすら持て餘す次第なるが、右は智の足らぬ爲にあらずして、己れの身分卑しき爲め、其れ相應の智慧の外出でざるなり、

注解　「積」音シ、累積して成れるを云ふ、「販夫販婦」下等の小商人なり、「有所蔽」慾に驅られて潔廉忠信を失ふなり、

文法　此一小段、大と小と錯綜し、正と喩と交互し、殆ど人の眼を眩して要領を得ざらしむ、而して其間に於て有所蔽也の一句と所居之卑也の一句との斷案あり、此二句を按じて意義を味ふときは、自然に明瞭なり、○呂晚村云ふ、只だ下所居之卑の意、且つ未だ言ひ盡さず、先づ蔽の字を將て一影を作り、下邊更に是れ一段洗發す、文勢便ち深更曲折、○賴山陽云ふ、一鄕之推也の下、如何か接し去る、忽ち一譬を出し、智の若かざるを以て上文と關合す、超凡の訣を悟るべし、

孟子曰、伊尹耕於有莘之野、非其道也、非其義也、雖祿之以天下不受也、夫天下不能動其心、是故其才全、以其全才而制天下、是故臨大事而不亂、

段落　第二大段の第一小段なり、伊尹が天下を狹しとするの大節ありしが故に、其才全くして能く大事を捌き得たるを言ふ、

講說　孟子曰く、伊尹は有莘の野に耕し、其道に非ず

人、莫敢以不正犯之、而不能辨一鄕之事者、未之有也、推此而上、其不取者愈大、則其所辨者愈遠矣、

段落　第二大段の第二小段なり、小を以て大に喩へ、能く大節を立つる者の方に大事を辨ずるに足ることを言ふ、

講說　今夫れ男一人、女一人の下賤の者にても、皆廉潔忠信の結構なることを知り居れり、若し彼等果して廉潔にして忠信ならんには、其智慮は、元來王公大人等上流人士の能力と一樣ならざることは之れなきなり、然るに唯だ其爭ふ所は、僅か一鉢の飯や一豆の煮物に止まり、一鉢の飯や一豆の煮物にて十分心の動く程なれば、其智慮が其れ相當の程度の外に出でざるは尤も千萬なり、若し一鉢の飯や一豆の煮物を筋が違へば取らざる人なれば、一鄕の人も之を敬ひ、不正の事を以て犯すことなし、一鄕の人が不正の事を以て犯さゞる程に敬ひ憚られながら、一鄕の事を捌くことの出來ざる者は、曾て聞ける例なし、此れより上へ推し詰めて見れば、其取らぬ所のもの愈よ大なるほど、其捌く所の範圍も遠きに及ぶと知るべし、

注解　「簞食豆羹」簞は竹製の飯入れなり、豆は肉を盛る器なり、

文法　推此而上の二句は下を起す、

讓天下、與讓簞食豆羹、無以異也、治天下、與治一鄕、亦無以異也、然而不能者有所蔽也、天下之富、是簞食豆羹之積也、天下之大、是一鄕之推也、非千金之子、不能運千金之資、販夫販婦、得一金而不知所措、非智之不若、所居之卑也、

二大段となす、伊尹を前の理論に照して論斷す、「後之君子」より篇尾に至るまでを第三大段となす餘波、

辨天下之大事者、有天下之大節者也、立天下之大節者、狹天下者也、夫以天下之大而不足以動其心、則天下之大節有不足立、而大事有不足辨者矣、

段落　第一大段の第一小段なり、一篇の大意を掲ぐ、

講說　凡そ天下の大事件を取捌き得る人は、天下に於て竝びなき大なる操守を有する人なり、天下に竝びなき操守を確立する人は、天下「天下を取るの天下」其物を物の數とも思はざる人なり、夫れ大なる天下を以て其人に持込むとても、其心を動かす「欲しと思ふ」に足らざるときは、天下に竝びなき大操守も立つるに足らざるものあり、「何の苦もなし」而して天下の大事も捌くに足らざるものあり、

文法　天下の大事を辨ずるは才にして末なり、天下の大節あるは德にして本なり、○茅鹿門云ふ、一篇の柱子、○高梅亭云ふ、首段虛冒、大節を立て大事を辨ずる、是れ枝幹、天下を狹しとするは是れ根柢、○呂晚村云ふ、此下明かに天下を狹しとするの意を發し、乃ち匹夫匹婦の至小なるものを借りて以て之を形す此れより所居之卑也に至るまで、只だ是れ一意にして層疊萬變、

今夫匹夫匹婦、皆知潔廉忠信之爲美也、使其果潔廉而忠信、則其智慮、未始不如王公大人之能也、唯其所爭者、止於簞食豆羹、而簞食豆羹、足以動其心、則宜其智慮之不出乎此也、簞食豆羹、非其道不取、則一鄉之人、莫敢以不正犯之矣、一鄉之

る形容、「盻々」怨み視るなり、

是以孟子言王道、不言其他、而獨言民之聞其作樂、見其田獵而欣欣者、此可謂知本矣、』

段落　第三大段の第三小段なり、孟子を引いて、五福を享くるの本は民と樂みを同じうするに在るを示す

講說　右の理由を以て、孟子の、王道を言ふ、外の事は何も言はずして、獨り人民が王の樂みをなすを聞き、王が田獵をなすを見て欣々と喜ぶと云ふことを言ひたるは、此れ本を知れりと申すべし、

文法　前に應じ題を解し、本を知るを以て篇を結ぶ、

總　說

前篇に比すれば、降ること數等なり、蓋し選に入るべきものにあらず、

纂　評

○沈德潛評　福を備ふるは德を備ふるに由る、意已に疏明、下、詩に就いて推開し、空に憑り詩を說くの旨を發す、然れども唐以後は、此の意を得るもの尠し矣、

伊尹論

解題　伊尹は、名を摯と曰ふ、殷の湯王を佐けて夏の桀王を亡ぼし、天下を定む、號して阿衡となす、帝仲壬崩じて、帝太甲立つ、不明にして暴虐なり、伊尹之を桐宮に放ち、自ら天子の事を攝行すること三年、太甲過を悔いて自ら責む、伊尹乃ち迎へて之に政を還す、伊訓及び太甲三篇を作り、以て帝を誨ふ、百歲にして卒す、帝沃丁、天子の禮を以て亳に葬る、

主意　伊尹が廢立の大事を捌き得たるは、天下無比なる大節操あつて、天下に君たるの地位を物の數ともせざりし人格ありしが爲なりと云ふに在り

段落　凡そ分つて三大段となす、篇首より「所居之卑也」に至るまでを第一大段となす、先づ伊尹の事に適用すべき理論を述ぶ、「孟子曰耕於有莘之野」より「而豈忍以廢放其君求利也哉」に至るまでを第

予又改め爲らんと、其命服を服し、朱芾斯れ皇たりと是れなり、故に既醉は徒に是の五福を享くるのみに非ず、必ず將に以て之を致すあらんとす、然らずんば民將に盻々焉、疾視して平なる能はざらんとす、又安んぞ能く樂まんや、

講說　夫れ詩と云ふものは、言語の上にて考へ得らるゝものにあらず、是非とも深く其眞意の在る所を觀察することゝなるべし、故に玆に或人を譏るや、其人の爲したる惡事を言はずして、其爵位の尊く、乘物や服裝の美なるに拘はらず、人民の之を疾むことを言ひ、斯くて彼れが迚も其榮譽に堪へず、卽ち其地位に在るべき價直なきことを見はすなり、君子と偕に老いんと副し笄し六珈しの詩、赫々たる師尹、民具に爾を瞻るの詩は、卽ち是れなり、又其或る人を頌美するや、其爲したる善事を言はずして、其冠や佩び物、容貌の盛んなるあつて、民の之に安んずるを言ひ、斯くて彼れが此等の服裝に對して愧づるなきを見はすなり、緇衣の宜へる、敝すれば予れ又改め爲らん兮の詩、其命服を服し、朱芾斯れ皇たりの詩、卽ち是れなり、故に既醉は徒に是の五福を享くるのみにあらず、必ず之を致すものあるなるべし、若し然なくんば、人民は盻々と怨みの眼を以て憎くさげに之を視て、心中平なる能はざるべし、又安んぞ能く獨り樂むことを得んや、

注解　「君子偕老副笄六珈」鄘風君子偕老篇の句なり衞の宣姜と云ふ夫人の婦德なきを譏れるものにして君子偕老とは、君子は靈公を指し、之と友白髮まで連れ添はんとて、夫人の任たる祭祀の事を掌るに、其服裝は副とて髮を編みて作りたる頭の飾りを附け、其れには、笄とて副の左右に垂れたるかうがいあり、其笄には六つの玉の飾りあり、「赫々師尹民具爾瞻」小雅節南山の句にて、尹氏の失政を譏りしもの、赫々と輝き渡れる師尹、爾は人民の共に尊崇して仰ぎ見る所のものなりと、「緇衣之宜兮敝予又改爲」鄭風緇衣篇の句、桓公武公が王の卿士となり、善く其職を勤めしことを稱せる詩にて、緇衣は大夫私朝の服なり、緇衣は誠に能く相當せり、若し敝れなば改め作りて奉らんとの意、「服其命服朱芾斯皇」小雅采芑篇の句、周の宣王が方叔に命じて蠻荊を伐たしめたる詩にて、命服は正服なり、朱芾は朱の膝掛、皇は輝きて立派な

の五福を享け、兼ねて是の樂あつて、而して天下之に安んじ、以て當然となすを美事とするなり、

注解　「君子萬年」君子は、此にては君なり、成王を指す、聖壽千秋萬歳なれかしとて之を祝するなり、「介爾景福」陛下の大なる御幸福をば更に大になしとの意なり、「高明有融」高明なる德が盛なるなり、「介終」幸福名譽を保つて生涯を終ふるなり、

夫詩者不可以言語求而得、必將深觀其意焉、故其譏刺是人也、不言其所爲之惡、而言其爵位之尊、車服之美而民疾之、以見其不堪也、君子偕老、副笄六珈、赫赫師尹、民具爾瞻、是也、其頌美是人也、不言其所爲之善、而言其冠佩之華、容貌之盛而民安之、以見其無愧也、緇衣之宜兮、敝予又改爲兮、服其命服、朱芾斯皇、是也、（第一節證）故既醉者、非徒享是五福而已、必將有以致之、不然、民將盻盻焉疾視而不能平、又安能樂乎、（第二節斷）

段落　第三大段の第二小段なり、詩を以て五福を享くることの偶然ならざるを示す、

讀方　夫れ詩は、言語を以て求めて得べからず、必ず將に深く其意を觀んとす焉、故に其是の人を譏刺するや、其爲す所の惡を言はずして、其爵位の尊く、車服の美にして、民之を疾むを言ひ、以て其堪へざるを見はすなり、君子と偕に老いんと、副し笄し六珈すと赫々たる師尹、民具に爾を瞻ると、是れなり、其是の人を頌美するや、其爲す所の善を言はずして、其冠佩の華、容貌の盛にして、民之に安んずるを言ひ、以て其愧づるなきを見はすなり、緇衣の宜へる、敝すれば

るに在り、是を速なることを欲せずと謂ふ、速なることを欲せざれば則ち能く久し、久しければ則ち功成る、功成れば則ち懈怠なり易し、君子は之を濟ふに恭を以てす、是を懈らずと謂ふ、此の三者を行ふが故に、人望を民に得るなり、三代の盛んなる時と雖も、此れ以上には毛筋ほども加ふることなし、

既醉者、成王之詩也、其序曰、既醉、太平也、醉酒飽德、人有士君子之行焉、而說者以爲是詩也、實具五福

段落　第二大段の第一小段なり、本題の義を釋す、

講說　既醉とは周の成王の詩なり、其詩の序に曰く、既醉は太平を寫せし詩なり、酒に醉ひ德に飽きて、人に士君子の行ありと、而して之を說明する者の考へによれば、此詩は實に五福を具へたりと、

注解　「成王之詩」成王の事を咏じたる詩と云ふ義にして、成王の作りたる詩と云ふにはあらず、「說者」孔安國を指す、「五福」前に出づ、次節を看ば、益す明かなるべし、

文法　此に至つて本題に入る、

其詩曰、君子萬年、壽也、介爾景福、富也、室家之壺、康寧也、高明有融、攸好德也、高朗令終、考終命也、凡言此者、非美其有是五福也、美其全享是福、兼有是樂、而天下安之以爲當然也、

段落　第二大段の第二小段なり、五福を具ふる所以を說明す、

講說　其詩に君子萬年とあるは五福の一なる壽に當り、爾（成王を指す）の景福を介にすとあるは五福の一なる富に當り、室家の壺（むつまし）とあるは五福の康寧に當り、高明融なるありとあるは、五福の一なる好む攸は德に當り、高朗終りを令くすとあるは、五福の一なる終命を考すに當る、凡そ此れを言へる理由は、此の五福あるを美事とするに非ず、其全く此

じく悪む所なり、而るに小人のみ獨り其境遇に居り、之に居て平氣なり、其れをば天下の人が當然の事となすは何ぞや、天下の人が、小人の貧賤勞苦する所以は、凡べて我々を生活せしめ安全ならしむる爲なることを知ればなり、夫れ右の次第なるが故に、君子が獨り天下の大なる利を享けて憂ふることなく、天下の人をして己れの爲に勞苦せしめて疚しと思はず、耳には天下の有らゆる音聲を聞き、目には天下の有らゆる美色を視ても、民は猶ほ十分ならずと考へ、相與に神を祀り祈り求めて曰く、吾が君をして長く吾が國を有たしめんと、又相與に歌を作り德を頌し、之を鐘又は磬の如き樂器に掛け、竹帛などに書き留め、其れをば萬世の末までも忘れざらしめんとするなり

文法　此の處、備の字を說く、

嗚呼、彼君子者、獨何修而得此於民哉、豈非始之以至誠、中之以不欲速、而終之以不懈與、視民如視其身、待其至愚者、如其至賢者、是謂至誠、至誠無近效、要在於自信而不惑、是謂不欲速、不欲速則能久、久則功成、功成則易懈、君子濟之以恭、是謂不懈、行此三者、所以得之於民也、三代之盛、不能加毫末於此矣、』

段落　第一大段の第三小段なり、前段の原因を說明す、

講說　扨も彼の君子と云ふものは、如何なる道を修めて此の人望を人民より得たるか、何と初めには至誠を以てし、之に次ぐに速なることを欲せざるを以てし、最後に懈らざるを以てするが爲にてなきや、民を視ること己が身を視るが如く、民の至愚なる者を待つも其至賢なる者を待つが如し、是れを至誠と謂ふ、至誠には間近の效能なし、要は自ら信じて惑はざ

を以て之を知り、勉强して能く之を行ふゆゑに非ざるなり、事業與つて民勞すれば之と勞を同じうし、功成つて民樂めば之と樂を同じうす、君子の大に人に過ぎたる所以は此の如くなるのみ、

注解　「知之」「行之」之は道を指す、

文法　冒頭、勞樂を以て筆を起し、富貴安逸、貧賤勞苦を以て大双關をなす、○樂の字、一篇の字眼、

富貴安逸者、天下之所同好也、然而君子獨享焉、享之而安、天下以爲當然者何也、天下知其所以富貴安逸者、凡以庇覆我也、（第一節同樂）貧賤勞苦者、天下之所同惡也、而小人獨居焉、居之而安、天下以爲當然者何也、天下知其所以貧賤勞苦者、凡以生全我也、（第二節同勞）夫然、故獨享天下之大利而不憂、使天下爲己勞苦而不怍、耳聽天下之備聲、目視天下之備色、而民猶以爲未也、相與禱祠而祈祝曰、使吾君長有吾國也、又相與詠歌而稱頌之、被於金石、溢於竹帛、使其萬世而不忘也、（第三節結果）

段落　第一大段の第二小段なり、備福は民の願ふ所なるを言ふ、

講説　富貴安逸は天下の人の同じく好む所なり、然るに其れにも拘はらず君子のみ之を享有して平氣なり、其れをば天下の人が當然の事となすは何ぞや、天下の人が、君子の富貴安逸なる所以は、凡べて我々をかばひくるゝを以てなり、貧賤勞苦は天下の人の同

らく氣象崢嶸、采色絢爛ならしむべし、漸く老い漸く熟す、乃ち平淡に造る、是れ平淡ならず、乃ち絢爛の極なり、東坡試に中る諸論、及び當年諸公に上る書を觀るに、何等の氣象、何等の采色、初め之を學んで筆を下さば、自然滂沛窒塞拘滯の病なからん、

○沈德潛評　罰の疑はしきは惟れ輕くし、功の疑はしきは惟れ重くすの二語を以て主となす、文勢、川雲嶺月の如く、其出づる、窮まらず、○長公の高才、歐文忠の巨眼を以てして、闈中遇合の文、圓熟流美是の如し、宜なり、後世の墨卷、高格に矜らざるなり、之が爲に三歎す、

○賴山陽評　以下二篇、皆應擧の文字、余の喜ばざる所、余獨り王者不治夷狄を喜ぶ、此選之を遺す、何ぞや、

既醉備五福論

解題　既醉とは詩經の大雅の篇名にして、其詩に曰く、既に醉ふに酒を以てし、既に飽くに德を以てすと、五福とは、書經の洪範に謂はゆる壽なり、富なり、康寧なり、攸好德なり、老終命(天壽を有つこと)なり、

主意　五福を備ふる所以は、民と樂を同じうするに在りと言ふに在り、

段落　凡そ分つて三大段となす、篇首より「不能加毫末於此矣」に至るまでを第一大段となす、富貴安を得るの本を言ふ、「既醉者成王之詩也」より「而天下安之以爲當然也」に至るまでを第二大段となす、原詩に就いて解を下す、「夫詩者不可以言語求而得」より篇尾に至るまでを第三大段となす、詩の性質を解す、

君子之所以大過人者、非以其智能知之、彊能行之也、以其功興而民勞、與之同勞、功成而民樂、與之同樂、如是而已矣、

段落　第一大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、

講說　君子の大に人に過ぎたる理由は、己れの智能

嚴、而責人貴寛、因其褒貶之義、以制賞罰、亦忠厚之至也、』

段落　第四大段なり、

講說　詩經に曰く、君子如し怒らば、亂庶はくは遄かに已まん、君子如し祉せば、亂庶はくは遄かに中止せられんと、夫れ君子の亂を已むるに、何とて別段異なりたる手段あらんや、其喜怒をば適當の時機に於てし、仁に背かざるやうになす外はあらず、春秋の義は法を立つること嚴を貴ぶ、而るに人を責むることは寛を貴ぶ、其人を褒め人を貶すの意味を用ひて賞罰を制せり、亦忠厚の至りなり、

總說

此れ受驗文にして、一定の形式を要するものなるが故に、勢ひ十分筆力を揮ふ能はず、隨つて變化の妙なしと雖も、後半の議論の如き、極めて醇正にして、眞に忠厚の意を得たるものなり、東坡の墓誌に云ふ、嘉祐二年、歐陽修、禮部の進士を試驗するの任に當りしとき、梅聖俞も亦委員の一人として之を助けたるが、東坡の此論を得て歐陽修に示せし處、歐陽修は驚喜して異人となし、合格中の第二番目に置けり、實は第一等となさんと爲したるなれども、己れの門下生たる曾子固〔亦八大家の一人〕の代作ならんかとの疑ひありしかば、兎も角二等と定めたるなり、東坡入つて謝するに及び、歐陽修は「皐陶爲士將殺人」云々とある出處を問ひたるに、東坡對へて、何ぞ出典の必要あらん、想像するに此通りなるべければと對ふ、歐陽修其大膽なることを賞し、太息して已まず、後聖俞に語つて曰く、老夫當に此人を避けて、一頭地を放出すべしと、時に東坡二十四歲なり、

纂評

○羅景論評　莊子の文、無を以て有となす、東坡平生極めて此書に熟す、故に其文を爲る、虛に駕し危を行ふ、惟だ意の到る所、其刑賞を論ずるや、曰く之を殺す三、之を宥むる三、故に天下、皐陶、法を執るの堅きを畏れて、堯、刑を用ふるの寛を樂むと此等の議論、讀む者、皆其出でんと欲する所の如し、推すもの、其自つて來る所を知るなし、無を將て有となす、是れ古今議論傑然たるもの、

○李文登評　東坡嘗て言ふ、凡そ文章、少少の時、須

○李九我云ふ、精鋭の氣、長江大河の如く、一瀉千里、

古者賞不以爵祿、刑不以刀鋸、賞以爵祿、是賞之道、行於爵祿之所加、而不行於爵祿之所不加也、刑以刀鋸、是刑之威、施於刀鋸之所及、而不施於刀鋸之所不及也、先王知天下之善不勝賞、而爵祿不足以勸也、知天下之惡不勝刑、而刀鋸不足以裁也、是故疑則擧而歸之於仁、以君子長者之道、待天下、使天下相率而歸於君子長者之道、故曰、忠厚之至也、

段落　第三大段なり、

講說　古へに於ては、賞するに爵祿を用ひて賞せず、又刑するに刀鋸を以て刑せず、其理由は、賞するに爵祿を以てするときは、賞の精神が爵祿の加へらるゝ範圍にのみ行はれて、爵祿の加へられざる所に行はれず、又刑するに刀鋸を以てするときは、刑罰の威嚴が刀鋸の屆く範圍にのみ行はれて、刀鋸の屆かざる範圍に施されざるが爲なり、先王は、天下の善は賞するに餘りあつて、爵祿は之を奬勵するに足らざるを知れり、又天下の惡は刑するに餘りあつて、刀鋸は制裁を加ふるに足らざるを知れり、是の故に疑はしき罪は一切之を仁に歸し、君子長者の道を以て天下を待ち、天下をして相率ゐて君子長者の道に歸向せしむ、故に忠厚の至極なりとは申すなり、

詩曰、君子如祉、亂庶遄已、君子如怒、亂庶遄沮、夫君子之已亂、豈有異術哉、時其喜怒、而無失乎仁而已矣、春秋之義、立法貴

證、

講說　皐陶、司法官として、將に人を死刑に處せんとせし時、彼は之を殺すべしと曰ふこと三度なりき、然るに堯は之を宥すべしと云ふこと又三度なりき、故に天下は、皐陶の法を執るの堅きを畏るゝと共に、堯の刑を用ふるの寛なるを樂めり、四岳は鯀を用ふべしと曰ひしに、堯は用ふべからずと曰へり、鯀は天子の命に從はず、善類を害せる人なれば、堯も初めは許さゞりしなり、然るに程なく又試みに之を用ふべしと曰はれぬ、何ゆゑに堯は、皐陶の人を殺すことをば許容せずして、四岳が鯀を用ふべしと言へる意見に從ひしぞ、然らば則ち聖人の意は知るを得るなり、
〔手厚き方に從ふ方針なり〕

注解　「士」法官なり、

文法　鳳阿云ふ、皐陶、人を殺すことをなし、他、鯀を擧ぐる事を把つて、對映し出し來る、此れ虛を狀して實となす、文法、形容眞に迫る處、

書曰、罪疑惟輕、功疑惟重、與其殺不辜、寧失不經、嗚呼盡之矣、可以賞、可以無賞、賞之過乎仁、可以罰、可以無罰、罰之過乎義、過乎仁、不失為君子、過乎義、則流入於忍人、故仁可過也、義不可過也、』

段落　第二大段の第二小段なり、義の過ぐべからざるを言ふ、

講說　書經に曰ふ、罪の疑はしきは惟れ輕くせよ、功の疑はしきは惟れ重くせよ、其無罪の人を殺さんより、寧ろ常刑を失ふ方可なりとあり、嗚呼此れ十分なり、賞するも可なり、賞せざるも可なる場合に、之を賞するときは仁に過ぐ、罰するも可なり、罰せざるも可なる場合に、之を罰するときは義に過ぐ、仁に過ぐれば、尚ほ君子たることを失はざれども、義に過ぐれば、則ち流れて殘忍の人となる、故に仁は過ぐるも差支なけれども、義は過ぐることならぬものなり、

文法　茅鹿門云ふ、盡きて盡きず、往きて往かず、

又側より之を哀憐し之を懲戒せり、是れ其舊き惡を棄てしめて其新らしき善を導く爲なり、されば吁兪の聲と歡びと慘みとは、虞、夏、商、周の書に見ゆ、

注解　「吁兪」吁は否と曰ひて嘆ずる辭、兪は成る程とて嘆ずる辭、

成康既沒、穆王立而周道始衰、然尚命其臣呂侯、而告之以祥刑、其言憂而不傷、威而不怒、慈愛而能斷、惻然有哀憐無辜之心、故孔子猶有取焉、』

段落　第一大段の第三小段なり、成康以後の忠厚を言ふ、

講説　成王、康王既に沒し、穆王立ちしより、周の政道始めて衰へぬ、然れども尚ほ其臣呂侯に命じて、之に告ぐるに祥刑を以てせしが、其言は憂ふれども過度に至らず、威あれども怒らず、愛あれども能く斷じ惻然として無罪の者を哀憐するの心あり、故に上代ほどにはあらねども、孔子は猶ほ之を取られたり、

注解　「祥刑」祥は刑の本意、犯罪者の跡を絶たしめ、刑を無用に歸せしむるに在るが故に、之を不吉とせずして祥と呼びたるなり、此刑典は書經にある呂刑是れなり、

傳曰、賞疑從與、所以廣恩也、罰疑從去、所以愼刑也、當堯之時、皐陶爲士、將殺人、皐陶曰殺之三、堯曰宥之三、故天下畏皐陶執法之堅、而樂堯用刑之寬、四岳曰、鯀可用、堯曰、不可、鯀方命圮族、既而試之、何堯之不聽皐陶之殺人、而從四岳之用鯀也、然則聖人之意蓋亦可見矣、』

段落　第二大段の第一小段なり、寧ろ厚きに從ふの

小人疑忌せざるなり、上篇の議論、此れを得て乃ち歸宿あり、

刑賞忠厚之至論

解題　書經の大禹謨の孔安國の傳に曰く、刑の疑はしきは輕きに附し、賞の疑はしきは重きに附す、刑賞は忠厚の至りなりと、此れ本題の出處なり、

主意　天下を待つに君子長者の道を以てすと云ふに在り、

段落　凡そ分つて四大段となす、篇首より「故孔子猶有取焉」に至るまでを第一大段となす、冒頭なり「傳曰」より「義不可過也」に至るまでを第二大段となす論證なり、「古者」より「忠厚之至也」に至るまでを第三大段となす、說明なり、「詩曰」より篇尾に至るまでを第四大段となす、補證を以て收束す、

堯舜禹湯文武成康之際、何其愛民之深、憂民之切、而待天下以君子長者之道也、

段落　第一大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、

講說　堯舜禹湯文武成康之際に於ては、何として人民を愛することの深く、民を憂ふるの切にして、天下を待つに君子長者の道を以てするや、

有一善從而賞之、又從而咏歌嗟歎之、所以樂其始而勉其終、有一不善從而罰之、又從而哀矜懲創之、所以棄其舊而開其新、故其吁兪之聲、歡休慘戚、見於虞夏商周之書、

段落　第一大段の第二小段なり、成康以前の忠厚を言ふ、

講說　一の善あれば、側より之を賞し、又側より之を歌咏し感嘆せり、是れ其善の始めを樂んで其終りを勵ます爲なり、又一の不善あれば、側より之を罰し、

高后臨朝、擅王諸呂、廢黜劉氏、平日縱酒無一言、及用陸賈計、以千金交歡絳侯、卒以此誅諸呂、定劉氏、使此二人者、不相能、則是將相相攻之不暇、而何暇及於劉呂之存亡哉、故其說曰、將相和調、則士豫附、士豫附、則天下雖有變而權不分、嗚呼知此、其足以爲大臣矣夫、

段落　第四大段の第三小段なり、君子の交を固うするの利を言ふ、

講說　昔し漢の高祖の死亡するや、天下を以て陳平、周勃に屬せしが、高祖の后呂氏朝廷に臨み、勝手に諸呂を王となし、劉氏を廢黜するに及び、陳平は日に酒を飲み散らして、一言も國事を言はず、陸賈の計を用ふるに及び、千金を以て絳侯と親密の關係を結び、此れを以て諸呂を誅し、劉氏を定めき、此二人の者が若し仲惡しくありしならんには、宰相〔平〕と將軍〔勃〕と、互ひに相攻め合ふすら暇あらざるべく、何の暇あつて劉呂存亡の問題に及ぶべきや、故に其〔陸賈〕の說に曰く、將軍と宰相と和調するときは、則ち士は平生より依り附くべし、士が平生より依附くときは、天下に異變ありと雖も其權分るゝことなしと、扨も此の理を知らば以て大臣たるの資格あり、

注解　「絳侯」周勃の封爵、

纂評

○沈德潛評　姤（易卦ノ名、巽下乾上）の九五、杞を以て瓜を包む、時當に章を含むべければ、則ち之を包むを言ふなり、夬の九五、莧陸夬々、時當に庭に揚ぐべければ、則ち之を決するを言ふなり、而して九三の頄に壯、剛、面目に見るの象ある如くなるべからず、惟だ君子の交、固結を相爲す、五陽、一陰を決去するの義を得、則ち功成らざるなくして、往く攸あるに利なり矣、論中殊に此意を得て、深交無爲の四字、尤も緊要たり、蓋し深く交れば、則ち君子孤ならず、爲す無ければ、則ち

易レ間、其黨易レ破也、而君子不レ務ニ寛レ之以待ニ其變一、而急レ之以合ニ其交一、亦已過矣。

段落　第四大段の第一小段なり、小人の交を破るを言ふ、

講説　今夫れ小人は、此方より之を窮迫するときは必ず團結し、之を寛大に爲し置くときは自然に解散す、是れ古へより然るなり、彼等は利を見れば爭はずして居られず、害を見れば避けずしては居られず、信なきを以て互に詐らずしては居られず、禮なきを以て互に侮らずしては居られず、是の故に彼等の交際は仲を隔て易く、彼等の黨派は破り易し、然るに君子は之を寛にして彼等に變事あるを待つことを務めず、之を窮迫して其交を合せしむるは、亦非常に間違ひたる仕方なり、

君子小人、雜居而未レ決、爲ニ君子之計一者、莫レ若ニ深交而無一レ爲、苟不レ能ニ深交而無一レ爲、則小人倒ニ持其柄一而乘ニ吾隙一。

段落　第四大段の第二小段なり、君子が其交を固うせざるの害を言ふ、

講説　君子と小人と、雜居して勝敗未だ決せざる時に於て、君子の爲に計り見れば、君子仲間が互ひに深く交つて手を出さぬが一番なり、苟くも深く交つて手を出さずに居られざらば、小人は倒に吾が彼れを攻撃すべき利器の柄を握つて、吾が隙に乘ずべきなり、

文法　頼山陽云ふ、聞レ之曰より、以下段々重説、直ちに天下安レ之に至り、小しく脚を住め、更に小人の交を破るを申言し、二節別に結束を置かず、直ちに君子の交を固くする上に就き一典を引き、勢を趁うて筆を結ぶ、坡公毎々此箇便法を用ふ、從前文家絶えて無き所なり、後の讀むもの、其瞞過する所となる勿きて可なり、

昔漢高之亡、以ニ天下一屬ニ平勃一、及

若夫智者則不然、内以自固其君子之交、而厚集其勢、外以陽浮而不逆於小人之意、以待其間、寛之使不吾疾、狃之使不吾慮、啖之以利、以昏其智、順適其意、以殺其怒、然後待其發而乘其隙、推其墜而挽其絶、故其用力也約、而無後患、莫爲之先、故君不怒、而勢不偪、如此者功成而天下安之、

段落　第三大段なり、

講説　若し夫れ智者の方に至つては則ち然らず、内は自ら其君子の交りを固くして厚く其勢を集め、外は見掛けをフワリとして小人の氣に逆はぬやうになして、彼等の乘ずべき間隙を待ち、之を寛にして吾を嫉むことを勿らしめ、之に狃れて吾れに用心すること勿らしめ、之に啖はすに利益を以てして其智を昏まし、其意思をすなほにあしらひて以て其怒りを殺ぎ、斯くして後彼れより手を下すを待つて其隙に附け入り、其墜つるを推して其絶ゆるを引く、故に其力を用ふること手數掛らずして後の患へなし、彼等に對し此方より先きへ仕掛けざるが故に君も怒らず、而して吾が立場も亦君に迫らず、此の如きものは功成つて天下之に安んず、

文法　茅鹿門云ふ、切々情事に中る、○頼山陽云ふ、此に至つて纔かに實着を説く、是れ三篇中の閫奥なり、然れども文字大奇なし、○此れ一篇の主意の歸宿する所にして、本論の中堅なり、

今夫小人、急之則合、寛之則散、是從古以然也、見利不能不爭、見患不能不避、無信不能不相詐、無禮不能不相瀆、是故其交

小人而成於君子之速之也、

段落　第二大段の第二小段なり、小人の團結は君子の迫るが爲なるを言ふ、

講說　小人の心に於ては、自ら彼れが天下の怨みを負ひつゝあり、而して君子が決して己れを其儘に爲し置かざることを知る、されば將に日となく夜となく計を運らし、一朝忽ちに測るべからざる禍の起るとき、之に對すべき準備をなすことなり、然るに今君子は又其れに乘じて之を疾むが爲に、彼れの謀は深からざるを得ず、彼れの交り合はざるを得ず、交は合ひ謀は深き以上、其毒を致すや躍起となり、意地を枉げ、到底解く能はざるなり、故に凡そ天下の患は小人に起り、而して君子が之を招くに因つて成立する也、

注解　「速之」速の字まねくと訓ず、

文法　其謀云々は、前に謂はゆる智深きなり、〇賴山陽云ふ、是れ必ず當時熙豐の餘黨、隙を窺ひ竊かに發して、元祐諸賢、之を攻めんと欲するものあり、故に東坡此論を發せしなり、

小人在內、君子在外、君子爲客、小人爲主、主未發而客先焉、則小人之詞直、而君子之勢近於不順、直則可以欺衆、而不順則難以令其下、故昔之舉事者、常以中道而衆散、以至於敗、則其理豈不甚明哉、

段落　第二大段の第三小段なり、迫る者の先づ敗るるを言ふ、

講說　小人は內に在り、君子は外に在り、君子は客たり、小人は主たり、主たる小人が未だ手を出さゞるに客たる君子が先づ爭端を開くときは、小人の言前は直にして、君子の立場は順當ならざるに近し、直なるときは以て衆人を欺くべく、順當ならざるときは其下の者に命令し難し、故に昔しに於て事を舉げたるもの、常に半途に至り、其味方離散して失敗に至る、則ち其理は豈に甚だ明白ならずや、

文法　名言不磨、

段落　第一大段の第二小段なり、智の淺深は人に迫ると迫らるゝとに因つて異るを言ひ、暗に自問に答ふ、

講說　余の聞ける言に曰く、凡そ此方より他人に迫る者は其智淺く、先方より迫らるゝ者は其智深しと、右は兩者の才が先天的に同じからざるには非ずして、迫る身と迫らるゝ身と、居る所に隨つて其勢ひ自然と此の如きなり、

注解　「然也」智の淺深を殊にすること、

古之爲兵者、圍師勿遏、窮寇勿迫、誠恐其知死而致力、則雖有衆無所用之、故曰同舟而遇風、則胡越可使相救如左右手、

段落　第二大段の第一小段なり、迫らるゝ者の恐るべきを譬ふ、

講說　古へに於て兵を研究せし者は、圍める敵をば、逃げ出づとも沮止すること勿れ、窮地に陷りたる敵をば、敗走すとも追ふこと勿れとの方針を取れり、是れは實以て彼れが到底死を免れざることを知つて力を致さば、縱令此方に多人數ありとも、之を用ふる所なき（役に立たざるなり）を恐るゝが故なり、故に古語に云ふ、同じ舟に乘り合ひて風に遇ふときは、南北の極に住みて、平生無關係の胡越たりとも、救ひ合ふこと左右の手の如くならしむべしと、

注解　「圍師二句」孫子の語、「同舟云々」孫子に云ふ、吳人、越人と相惡しきなり、其舟を同じうして濟るに當つて風に遇ひ、其相救ふや左右の手の如しと、

小人之心、自知其負天下之怨、而君子之莫吾赦也、則將日夜爲計、以備一旦卒然不可測之患、今君子又從而疾惡之、是以其謀不得不深、其交不得不合、交合而謀深、則其致毒也、忿戾而不可解、故凡天下之患、起於

能はずんば、惟だ其憤を逞しうして一擊に出でば、則ち危きのみ矣、公、此に見るありて、之を極言す、然れども義を以て君を正す處、尙ほ未だ透說せず、下篇の地步を留むるなり、卽ち下篇も亦只だ國に害なきを說き得て、大臣の本領、全く未だ見及せず、是れ學問經術猶ほ缺闕の處あるあり、

○賴山陽評　義を以て君を正す、是れ形以上なるもの、篇中全く道破せず、是れ坡公の深意、沈評眞に淺之丈夫たるなり、

○又評　二論、前篇虛引、後篇實說、然れども文字の妙前篇に在り、

大臣論下

主意　人に迫らるべし、人に迫るべからずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「所居之勢然也」に至るまでを第一大段となす、主意を引起す、「古之爲兵者」より「則其理豈不甚明哉」に至るまでを第二大段となす、人に迫るの淺智なるを論ず、「若夫智者則不然」より「而天下安之」に至るまでを第三大段となす、人に迫らるゝの深智を論ず、「今夫小人急之則合」より篇尾に至るまでを第四大段となす、前二段を收束す、

天下之權、在於小人、君子之欲擊之也、不亡其身、則亡其君、然則是小人者、終不可去乎』

段落　第一大段の第一小段なり、上篇を承けて自問を發す、

講說　天下の權が小人の手に在るとき、君子が之を擊たんと欲するや、其身を亡ぼさゞるときは、則ち其君を亡ぼすの結果となり、何れにしても其害あり、然らば是れ小人と云ふ者は終に亡ぼすべからざるか、

聞之曰、迫人者其智淺、迫於人者其智深、非才有不同、所居之勢然也』

段落　第三大段の第一小段なり、一身に害あるを言ふ、

講説　且つ人臣の身を以て其君に頓着せず、其身を一思ひに投げ出して天下の人の望む所を快くせしめんとするは、隨分危險なる業なり、其成功せしものは袁紹となり崔昌遐となり、其失敗せしものは何竇となり訓注となり、何れにしても身か國かに害あるを免れず、然るときは忠臣義士たるものは何とて此の所行に取る所あらんや、決して爲すべからざるなり、

夫竇武何進之亡、天下悲之、以爲不幸、然亦幸而不成、使其成也、二子者、將何以居之、故曰以義正君而無害於國、可謂大臣矣、

段落　第三大段の第二小段なり、成功するも亦處置に苦むべきを言ふ、

講説　夫れ竇武、何進の亡びたるに就いては、天下の人之を悲んで不幸となせり、然れども成らざりしかば尚ほ不幸に止まると雖も、若し彼等にして成功せりとなさんか、彼の二人の者は、何を以て其結果に身を置かんとするや、故に義を以て君を正して國に害なきを大臣と謂ふべしと曰へるなり、

文法　此等の處、一唱三歎の意あり、是れ坡翁の慣調、

總説

議論、文章、兩つながら卓然として傳ふべく、前篇と別手に出づるが如し、蓋し此れは實際の政治的問題にして、前篇の如き學理を論ずるものと異り、作者尤も得意の題目にして、當行の本色なればなり、

纂評

○茅鹿門評　當に歐陽公の朋黨論と參看すべし、

○呂晩村評　作文の要、曰く引喩、曰く證事、是篇、斯の二者に于て極めて其勝を盡す、但だ通體都べて是れ反説、敗棊を覆するが如し、未だ子を下すを講ぜざる處、宜しく必ず下篇あるべきなり、

○沈徳潛評　大臣の小人に於ける、上は即ち化して之を用ふ、次は即ち其機に乘じて之を決す、若し兩者

至於崔昌遐撃之而勝、唐亦以亡。』

段落　第二大段の第二小段也、唐の亡ぶるを引證す、

講說　唐の衰へたる時の事も亦大に此れと類似せり輔國、元振の後より、天子を廢し又立つることは宦官の都合次第なりき、此の時に當り、士大夫の論も亦一圖に宦官をば去るに在りき、然り而して李訓、鄭注、元載の徒は、撃つて勝たず、其結果、己れの死することに止まりしが、崔昌遐が之を撃つて勝つに及び、唐も亦之が爲に亡びぬ、

注解　「李訓云々」文宗の太和九年上、李訓、鄭注等と宦官を誅せんことを謀りしも、克たざりき、案ずるに元載は代宗の大曆五年に宦者魚朝恩を殺せしもの、十二年に讒に遭ひ、死に就く、元載は恐らく元輿の誤「崔昌遐」昭宗天復三年、崔胤、宦官の國家を傾危することを奏し、神策將に說いて李述を討誅す、朱全忠、兵を以て宦官を驅り、盡く之を殺す、

方其未去、是纍然者、瘿而已矣、及其既去、則潰裂四出、而繼之以死、何者此侵君之權而不可居之功也。』

段落　第二大段の第四小段なり、前の譬を借りて跡始末の附け難きを言ふ、

講說　其未だ去らざる内はぶらりと下りたる一の瘤に過ぎず、然るに既に去るに及んでは、崩れ裂けて膿など四方に溢れ、其後は卽ち死するに至る、何となれば是れ臣下の身分にてありながら君の權を侵して、居るべからざるの功なればなり、

文法　賴山陽云ふ、詳かに實事を敍し了り、舊に依つて前譬を拈出し、而して冒論の意に歸す、筆敏にして圓し、

且爲人臣、不顧其君、捐其身於一決、以快天下之望、亦已危矣、故其成則爲袁爲崔、敗則爲何進爲訓注、然則忠臣義士、亦奚取於此哉。』

以て間々掩帶して入る、

自桓靈之後、至於獻帝、天下之權、歸於內豎、賢人君子、進不容於朝、退不容於野、天下之怒、可謂極矣、當此之時、議者以爲天下之患、獨在宦官、宦官去則天下無事、然竇武何進之徒、擊之不勝、止於身死、袁紹擊之而勝、漢遂以亡。

段落　第二大段の第二小段なり、漢の亡を引證す、

講說　漢の桓帝、靈帝の後より獻帝に至るまで、天下の權は、內豎即ち宦官に歸し、賢人君子は、進んでは朝廷に容れられず、退いては民間に容れられず、天下の怨みは極まれりと謂ふべし、此時に當り政論家は以爲へらく、天下の害は只だ宦官のみに在り、宦官さへ去るときは天下は安穩なるべしと、然るに竇武、何進の徒は宦官を擊ちたる處、勝つこと出來ざりしが、此方は彼等の死したるだけにて事濟みしが、袁紹が宦官を擊つて勝つに至り、漢は遂に之が爲に亡びぬ、

注解　「竇武何進」後漢の靈帝建寧元年、竇太后朝に臨み、竇武大將軍たり、陳蕃大傅たり、宦官の國柄を弄び、海內を亂るを以て、奏して王節、王甫等を誅せんとせり、然るに謀泄れ、誣ふるに大逆を以てして殺さる、「袁紹」靈帝崩ずるに及び、何太后朝に臨む、后の兄大將軍何進、袁紹と宦官を誅せんと欲し、將軍董卓の兵を召す、卓未だ至らず、進は宦官の爲に殺さる、紹、兵を勒し、諸宦官を捕へ、皆之を殺す、

文法　一段正喩夾寫、此法最も初學の筆思を長ず、

唐之衰也、其迹亦大類此、自輔國元振之後、天子之廢立、聽於宦官、當此之時、士大夫之論、亦惟宦官之爲去、然而李訓鄭注、元載之徒、擊之不勝、止於身死、

其衰へたるを扶けて其危きを救はんとする者は、是非とも第一に後來の成行きを計り、己れの据り居らるゝだけの功をなすべきことゝなり、其成功と不成功とは、天命に任すより外はなし、是の故に、功成りたる結果、天下は之に安んじ、何等の異變なくして濟むことゝなり、

今小人、君不誅而吾誅之、則是侵君之權、而不可居之功也、夫既已侵君之權、而能北面就人臣之位、使君不吾疑者、天下未嘗有也、

段落　第一大段の第四小段なり、居るべからざる功の危險なるを言ふ、

講說　今小人を誅するに、君之を誅せずして吾之を誅するときは、則ち是は君の權を侵すものにして、臣下の其地位に居り兼ぬる所の功なり、夫れ已に君の權を侵しながら、能く北面して人臣の地位に就き、君をして己を疑はざらしむることは天下に於て未だ嘗てあらざる所なり、

國之有小人、猶人之有癭、今人之癭、必生於頸而附於咽、是以不可去、有賤丈夫者、不勝其忿而決去之、夫是以去疾得死、漢之亡、唐之滅由此故也、

段落　第二大段の第一小段なり、譬喩、

講說　國に小人のあるは、丁度人に瘤あるが如し、今人の瘤は必ず頸の處に生じて咽に附くものなり、此く急處にあるが故に、取り去ること叶はぬなり、然るに無智下賤の者あり、其邪魔なる所より腹立ちまぎれに之を切取りしが、之が爲に病氣は取れたれども死亡を致すことゝなれり、乃ち漢の亡び、唐の滅びたるは、此の理由に因れるなり、

文法　冒頭に於て已に小人の去るべからざるを言ふ、此に至つては當に實事に入るべし、却つて譬喩を

秋之法、不待君命、而誅其側之惡人、謂之叛、晉趙鞅入晉陽以叛、是也』

段落　第一大段の第二小段なり、國に害ある一邊を擧ぐ、

講說　天下不幸にして明君なく、小人をして其權力を執らしむる場合ありとせんに、此の時に當り、天下の忠臣義士は、臂を奮つて之を擊つを欲せざるなし、一體小人と云ふものは、必ず先づ君に信用を得て、天下中尤も安全なるやう己が身を堅固に防衞することなれば、國法上之を擊つこと出來ざるなり、扨忠臣義士の人人等、之を擊つて勝たず、己が身死する場合は其禍己が一身に止まれども、若し之を擊つて勝ち、君は少しく怕氣を抱き、己れも亦立場に苦むと云ふ工合に、君臣安からざるときは、天下必ず亡ぶ、是を以て孔子の著はされたる春秋の筆法に於ては、臣下が君主の命令を待つことなしに、君側の惡人を誅するをば、之を名づけて叛と曰ふ、卽ち晉の趙鞅、晉陽に入り、以て叛すとあるは是れなり、

注解　「晉趙鞅入晉陽以叛」春秋の定公十三年に出でたる本文なり、是は趙鞅が晉陽の甲を取り、荀寅、士吉射の二人を逐ひたる事實にして、左傳及び公羊傳に詳かなる所なり、

文法　賴山陽云ふ、東坡の文を觀る、看るを要す、其用筆爽朗、荊棘なく、口に任せて議論し、自ら篇法を成すを、是れ其老泉潁濱に異なる所以なり、老泉、潁濱、皆豫め布置をなし、然る後緒に就く、故に讀む者、初めより了了たらず、讀み畢つて細に繹ぬれば、乃ち其意を領解す、坡に至つては、則ち之れなきなり、

世之君子、將有志於天下、欲扶其衰、而救其危者、必先計其後而爲可居之功、其濟不濟則命也、是故功成而天下安之』

段落　第一大段の第三小段なり、國に害なき一邊を擧ぐ、

講說　世の君子、是れより天下の安否に心懸けあり、

統を以てするは、正に以て亂賊を寛待す、覇の下、復た加ふる所ある能はざるに緣るなり、名づくるに正統を以てして、其簒弑の實を沒せず、乃ち兩得たるに若かず、辨析の處、筆々鋒あり、論愈よ快、理愈よ足る矣、後世又偏統、竊統等の名を分出す、眞に乃ち其說を支離す、訓となすべからず、

大臣論上

動機　大臣たる者、小人の國家に害あるを憂へて之を除かんとし、反つて國脈を危うすることあるを以て、小人に處する所以を知らしめんとするに在り、

主意　大臣は、義を以て君を正して、國に害なきやうに爲すべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「天下未嘗有也」に至るまでを第一大段となす、抽象的に之を論ず、「國之有小人」より「此侵君之權而不可居之功也」に至るまでを第二大段となす、具體的に之を論ず、「且爲人臣而不顧其君」より篇尾に至るまでを第三大段となす、上文を收む、

以義正君、而無害於國、可謂大臣矣』、

段落　第一大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、

講說　義理を以て君の過失を矯正し、而して國に何等の害を及ばぬやうにする大臣こそ、眞に大臣と曰ふ價値あり、

天下不幸而無明君、使小人執其權、當此之時、天下之忠臣義士、莫不欲奮臂而擊之、夫小人者必先得於其君、而自固於天下、是故法不可擊、擊之而不勝、身死、其禍止於一身、擊之而勝、君臣不相安、天下必亡、是以春

而虞夏商周皆曰書、湯武王、伯禽秦穆公皆曰誓、以爲皆曰正統之說、其誰曰不可、聖人之於實也、不傷其名而後從之、帝亦天子也、王亦天子也、氏亦人也、人亦氏也、夫何名之傷、若章子之所謂霸統者、傷乎名而喪乎實者也、』

段落　第三大段の第三小段なり、章子の說の名を傷めて實を喪ふものなるを論ず、

講說　章子曰く、堯舜には帝と曰ひ、三代には王と曰ひ、夏には氏と曰ひ、商、周には人と曰ふ、斯く古の人が其君の德に隨つて稱號を異にし、之を輕重せしことこれあるなりと、此理由に因つて霸統の說を作れり、夫れ聖人の一端を執つて、其言種を作るならば、如何なる說にても立て得ざることなし、吾れに於ても亦將に曰はんとす、孔子、書經を刪修せられし時、虞（舜の代）夏（禹の代）、商、周の四代は皆書と曰ひ、湯王、武王、伯禽、秦の穆公は、皆誓と曰へり、斯く區別を立てざるより觀れば、孔子に於て此等の君主に對し輕重する所なきなり、余も章子の帝王氏人を引證したるが如く之を假りて、聖人も惡人も天下を得たる以上は均しく正統なりと曰ふの論據となせばとて、何人か不可と曰はんや、聖人が人の實格に對するや、其名を害せずして後之を貴ぶなり、帝も亦天子なり、王も亦天子なり、氏も亦人なり、人も亦氏なり、夫れ何の名をかこれ害せん、章子の謂ふ所の霸統の若きものは、名を害して實を失ふものなり、

注解　「刪詩」詩は書の誤、「皆曰書」虞書と曰ひ、夏書と曰ひ、商書と曰ひ、周書と曰ふを指す、「皆曰誓」湯誓と曰ひ、費誓と曰ひ、秦誓と曰ふを指す、費誓とは、伯禽、魯に封ぜられし時、夷戎並び起る、魯侯卽ち伯禽之を征し、軍隊と費に誓ふ、故に名とす、秦誓は秦の穆公の誓なり、誓とは、今日の訓令の如き意、

纂評

○沈德潛評　此篇專ら霸統を辨ず、蓋し予ふるに霸

に於て適當となすべし、萬已むを得ずして秦隋後唐晉漢周之を得るすら、自分は猶ほ遺憾あり、何とて天下を有つと云ふ名を擧げて之を君を弑する人に加へんや、扨も自分は名を惜まずして實を惜むなり、覇の王に於ける關係は、猶ほ兄の父に於けるが如きなり、聞く天下の父、「天子を譬ふ」嘗て堯と曰ふ人ありき、然して是非とも堯の如き聖人であつて始めて父と曰ひ、少しく堯に及ばざる者なれば、一等格を下して兄「覇統」と曰ふことならば、瞽「舜の父」や鯀「禹の父」などは、僕妾卽ち召使まで下落せんことを懼る、天下が將に父を僕妾まで降すものあらんとするは、不思議にあらず、「天子の地位下落するを謂ふ」章子の說に從ふときは、其弊固より此に至るなり、

注解　「瞽鯀」共に不慈不義の父、

故曰莫若純乎名、純乎名、故晉梁之得天下、其名曰正統、而其弑君之實、惟天下後世之所加、而吾不爲之齊量焉、於是乎晉梁之惡、不勝誅於天下、實於此反不重乎』

段落　第三大段の第二小段なり、實の重き所以を說く、

講說　故に名に專一なるに若くことなしと曰ひたる次第なるが、名に專一なるが故に、晉、梁の天下を得たるに就いては、其名をば正統と曰ひ、而して彼れが君を弑したるの實惡は、天下後世の加ふる所に任せ、吾れは之が爲に斟酌をなさず、是に於て晉、梁の惡は天下に於て誅するに勝へず、實は此くするに於て反つて重くなる次第にあらずや、

文法　實の重きを結ぶ、

章子曰、堯舜曰帝、三代曰王、夏曰氏、商周曰人、古之人輕重其君、有是也、以爲其覇統之說、夫執聖人之一端、以藉其口、夫何說而不可、吾亦將曰、孔子刪詩、

段落　第二大段の第四小段なり、覇統の說は實を輕くするの失あるを論ず、

講說　歐陽子は名のみに專一なり、故に其實の程度を知らず、章子は實に就いて雜駁なり、故に晉、梁の如き、君を弑するの罪あつて、天下容れられざる所の惡と雖も、其實は反つて覇に過ぎず、「覇より以下の不名譽なる稱號なし」彼の晉、梁の君其初め正統の虛名を得と雖も、天下の人は其實罪の如何なる程度までに至るを測り知らざるに、章子は之に告げて曰ふ、汝は覇者なりと、夫れ君を弑して天下を得ながら、其れにても尙ほ覇者たることを失はざれば、章子の說は實に簒奪者に取り都合よきものなり、章子と雖も、まさか君を弑せしものは、其實罪、覇者「正統より一等降したる」に止まると曰はんや、但し已に其實を擧げて之に著はし、覇者となしたる上は、別に罪を加へんと思ふとも得べからざるなり、

文法　實の字、混淆晦澁にして判明を缺く、

夫王者沒、而覇者有功於天下、吾以爲在漢唐宜、必不得已而秦隋後唐晉漢周得之、吾猶有憾焉、奈何其擧而加之弑君之人乎、嗚呼吾不惜乎名而惜乎實也、覇之於王也、猶兄之於父也、聞天下之父、嘗有曰堯者、而曰必堯而後父、少不若堯而降爲兄、則瞽鯀懼至僕妾焉、天下將有降父而至於僕妾者無怪也、從章子之說者、其弊固至乎此也、

段落　第三大段の第一小段なり、名の惜むべからずして實の惜むべきを言ふ、

講說　夫れ王者沒せしより後は、覇者が天下に於て功ありき、余の考にては天下を有つと云ふ名は漢唐

如德與功、力不如功、弑不如力、是堯舜而下得統者、凡更四不如、而後至於晉梁、而章子以爲天下之實、盡於其正統覇統之間矣、』

段落　第二大段の第三小段なり、章子の謂はゆる正統覇統の種類を擧ぐ、

講說　章子の說に就いては吾れ將に其完全を求めんとす、（彼れの槩括する所、不十分なるが故に）夫れ堯舜の天下を得たるは德に因り、夏、殷、周の三代は德と功とに因り、〔功は武功なり〕漢、唐は功に因り、秦、隋、後唐、晉、漢、周は暴力に因り、晉、梁は弑虐に因る、實〔實力、卽ち天下を得べき道德的資格〕を以て之を言ふときは、德と功と二者を以てせし者は德に如かず、功を以てせし者は德と功とに如かず、力は功に若かず、弑は力に如かず、是れ堯舜よりして下、統を得たる者、凡て四の不如を更て、〔段々と下落するを謂ふ〕而して後、晉、梁に至れり、而して章子の考へにては、天下の實は正統覇統の間に盡くとなすなり、〔分析、精密ならず、〕

歐陽子純乎名、故不得實之所止、章子雜乎實、故雖晉梁弑君之罪、天下所不容之惡、而其實反不過乎覇、彼其初得正統之虛名、而不測其實罪之所至也、章子則吿之曰、爾覇者也、夫以弑君得天下、而不失爲覇、則章子之說、固便乎簒者也、夫章子豈曰弑君者、其實止乎覇也哉、蓋已擧其實、而著之名、雖欲復加之罪、而不可得也、』

名、皆不得過乎實者、固章子意也、天下之名、果不過乎實也、則吾以章子爲過乎聖人、聖人不得已、則不能以實傷名、而章子則能之。

段落　第二大段の第一小段なり、章子の論の歸着する所を言ふ、

講説　歐陽子は曰く皆正統と、是れ名を以て言ふなり、章子は正統と曰ひ、又霸統と曰ふ、是れ實を以て言ふなり、歐陽子は名を以て正統と呼び、名に專らにして他の標準を混ぜざるが、章子は實を以て正統と呼び、而も十分實を盡して居らざるなり、章子の意にては、霸統と云ふ一種のものを立てゝ其實を重くせんとの考へなれども、反つて實の輕くなることは霸統より始まることを知らず、天下の名をして如何なる名も實以上に視られざるやうにするは、固より章子の意なり、天下の名果して實に過ぎざること章子の目的の如くなるものとせば、則ち吾れは章子を以て聖人以上となさゞるを得ず、何となれば、聖人も已むを得ざる場合には實を以て名を害すること出來ざるに、章子は之を能くすればなり、

且吾豈不知居得其正之爲正、不如至公大義之爲正也哉、蓋亦有不得已焉耳。

段落　第二大段の第二小段なり、名を與ふるの已むを得ざるを論ず、

講説　且つ吾れ何として身を据うるに其正しき處を得るの正しきことは、至公大義の正しとなすに若かざるを知らざらんや、但し亦已むを得ざるあるのみ、

章子之説、吾將求其備、堯舜以德、三代以德與功、漢唐以功、秦隋後唐晉漢周以力、晉梁以弑、以實言之、德與功不如德、功不

ず、一筆曲ならざるなく、一筆透らざるなし、

正統論下

主意　章子の覇統の説を辨ずるに在り、

段落　凡べて三大段となす、篇首より「於是乎擧而歸之名」に至るまでを第一大段となす、正統の標準を名に歸せざるを得ざるを言ふ、「歐陽子曰」より「而不可得也」に至るまでを第二大段となす、覇統を立つるは反つて實を輕からしむる所以を論ず、「夫王者沒」より篇尾に至るまでを第三大段となす詳かに前意を説明す、

始終得其正、天下合於一、是二者必以其道得之耶、亦或不以其道得之耶、病乎或者之不以其道得之也、於是乎擧而歸之名、

段落　第一大段なり、

講説　始めより終りに至るまで、其正を得たる者と、天下一に合せし者と、是の二者必ず其道を以て之を得たるか、亦或は其道を以てせずして之を得たるか、或る者の其道を以てせずして之を得るを病むなり、是に於てか擧げて之を名に歸する次第なり、

文法　始終得其正は、即ち勿論其道を以て之を得たるものなり、然るに其道を以て之を得たるか、或は其道を以てせずして之を得たるかと言ふに至つては、文理貫かず、

歐陽子曰皆正統、是以名言者也、章子曰正統、又曰覇統、是以實言者也、歐陽子以名言而純乎名、章子以實言而不盡乎實、章子之意、以覇統重其實、而不知實之輕自覇統始、使天下之

もの少ければこそ、其名を尊重することあるも、不幸にして皆之を得たらば、歐陽子は其れにても尙ほ與へざる所あるか、（總べて與ふることゝなるべし）

且其重之、則其施於簒君也、誠若過然、故章子有以啓其說、夫以文王而終身不得、以魏晉梁而得之、果其爲重也、則文王將有愧於魏晉梁焉必也、使夫正統者不得爲聖人之盛節、則得之爲無益、得之爲無益、故雖擧而加之簒君、而不爲過、使夫文王之所不得、而魏晉梁之所得者、皆吾之所輕者也、然後魏晉梁無以愧文王、而文王亦無所愧於魏晉梁焉』

段落　第三大段の第三小段なり、己れの輕く之を與ふる所以を說く、

講說　且つ歐陽子の名を重んずるより論ずれば、其簒立の君に施すは全く過ぎたるが如し、故に章子が其說を言ひ出づるの本となれり、夫れ文王の聖を以てして身を終ふるまで得ず、魏晉梁の不德を以てして之を得たるが、果して正統が重きものなりとせば、文王は魏晉梁に對して恥づることゝなるや必定なり若し正統が聖人の立派なる廉目となるを得ざる次第ならんには、之を得しとて益なきことなり、之を得るも益なき以上は、之を簒立の君に加へたりとて過ぎたりとは爲すべからず、便ち夫の文王の得ざりし所にして魏晉梁の得し所のもの「正統」が、皆吾が輕んずる所の者なり、然る後魏晉梁は文王に愧づる所なくして、文王も亦魏晉梁に愧づるなし、

簒評

〇沈德潛評　大義、上篇已に明か、此れ只だ章子の說に就き、一一辨駁、以て上篇の旨を足すなり、末に名輕く實重き意を醒出す、筆勢神龍夭嬌、捉摸すべから

罪にはあらず、天下を擧げて之を魏晋に授けたるは、是れ亦漢魏の過より外はなし、之に統を與ふるは猶ほ喩の嫁の如き者にて、彼れに限つて何の罪か之れあらんや、

注解　「授之魏晋」兼ねて魏晋を辨ずるは、晋の始、魏と同じきを以てなり、

文法　敵手の譬喩を利用して敵手を駁するの具となす、何等の敏妙、

雖然歐陽子之論、猶有異乎吾說者、歐陽子之所與者、吾之所與也、歐陽子之所以與之者、非吾所以與之也、歐陽子重與之而吾輕與之、

段落　第三大段の第一小段なり、自說と歐說と異なる點を明かにす、

講說　然りと雖も、歐陽子の論は猶ほ吾が說と異なる點あり、歐陽子の正統を與ふる所は又吾れの之を與ふる所、（對象には相違なしと雖も）歐陽子の與ふる理由は吾が與ふる理由にあらず、但し歐陽子は重く之を與ふれども、吾れは輕く之を與ふ、（是れ其異なる所なり）

文法　吾輕與之は、卽ち謂はゆる名輕なり、

且其言曰、秦漢而下、正統屢絕、而得之者少、以其得之者少、故其爲名甚尊而重也、嗚呼吾不善夫少也、幸而得之者少、故有以尊重其名、不幸而皆得、歐陽子其敢有所不與耶、

段落　第三大段の第二小段なり、歐陽子の重く與ふるを非とす、

講說　且つ歐陽子の言に曰く、秦漢以來正統屢ば絕え、正統を得たるもの少し、少きが故に其名と云ふものは尊くして重きなりと、扨も吾れに於ては夫の少きことを善しとせざるなり、幸ひにして之を得たる

身の正は是れ天下に於て私正なり、天下に君あることは是れ天下に於て公正なり、吾れは私正に要なし、天下に君なきときは簒君出で〻天下を制す、湯、武既に沒したる以上、吾れ安くに正を取る所あらんや、故に簒君も亦其時代に於ける正に外ならず、

章子曰、祖與孫雖百歲、而子五十、則子不得爲壽、漢與晉雖得天下、而魏不能一、則魏不得爲有統、吾將曰、其兄四十而死、則其弟五十爲壽、弟爲壽乎其兄、魏爲有統乎當時而已、章子比之婦謂舅嬖妾爲姑、吾將曰、舅則以爲妻、而婦獨奈何不以爲姑乎、以妾爲妻者舅之過也、婦謂之姑、蓋非婦罪也、擧天下而授之魏晉、是亦漢魏之過而已矣、與之統者獨何罪乎』、

段落　第二大段の第三小段なり、章子の祖孫の喩を辨ず、

講説　章子曰く、祖父と孫とは倶に百歲の長命に至ると雖も、其子の壽命五十なるときは、其子は長命となすを得ず、此の道理にて、祖父に喩ふべき漢と、孫に喩ふべき晉とは天下を得たりと雖も、喩の子に當る魏は、一統する能はざりしが故に、魏は正統を有すと爲し難しと、吾れ將に曰はんとす、茲に人あつて、其兄四十にして死せしとすれば、其弟の五十歲は長命となす、弟其兄より長命なりとせば、魏は當時に於て正統を有すとなすなり、「兄は吳蜀に喩へ、弟は魏に喩ふ、」章子は之を嫁が舅の嬖妾を姑となすに比せしが、吾れは將に曰はんとす、舅が妻となす以上、嫁のみ何として姑となさゞらんや、妾を以て妻となすものは舅の過なり、嫁が之を姑と呼びたりとて嫁の

講説　章子は曰ふ、村里の人と雖も尚ほ盜賊と竝ぶことを恥づるに、堯舜の如き聖人が、何とて簒君と名を同じうするを得んやと、余は之に對して將に曰はんとす、民は何れの民も皆民なり、士は何れの士も皆士なり、大夫は何れの大夫も皆大夫なり、則ち民は民と、士は士と、大夫は大夫と、皆坐する場合に臨まば、勢ひ之と皆坐せざるを得ざる次第なり、則ち村里の人が盜賊と坐したりとて、何ぞ恥づることあらんや、聖人も天下を得れば、簒奪者も亦天下を得る儀なれば、思ふに其勢ひ之と名を同じうせざるわけに行かぬなり、聖人何ぞ恥づることあらん、吾れは聖人を以て夫の簒奪者を恥かしめんとするに、簒奪者が何とて聖人を恥かしめんや、

注解　「簒君」魏、後梁、後唐等を指す、「鄕人云々」兼ねて、晉、梁を辨ず、

文法　吾將以聖人恥夫簒君の一折は鋒快、謂はゆる賓重きなり、

章子曰、君子大居正、而以不正人居之、是正不正之相去、未能相遠也、且章子之所謂正者何也、以一身之正爲正耶、以天下有君爲正耶、一身之正、是天下之私正也、天下有君、是天下之公正也、吾無取乎私正也、天下無君、簒君出而制天下、湯武既沒、吾安所取正哉、故簒君者、亦當時之正而已、

段落　第二大段の第三小段なり、章子の正を辨ず、

講説　章子は曰ふ、君子は其身を正しき位地に據るを大なりとす、然るに不正なる人を以て其位に據うとすれば、是れ正と不正と相去ること遠きわけにゆかぬなり（正も不正も區別なし）と、此論の取るに足らぬことは言ふまでもなく、且つ章子の正と謂ひなす所のものは何ぞや、一身の正を以て正となすか、天下に五倫の隨一なる君あるを以て正となすか、一

與ふるは不當なりと、夫れ魏は天下を統一する能はざりきと雖も、さりとて天下の內に魏ほど强き國は無かりしなり、但し吳は存在せしと雖も、魏と兩立的の勢ひに非ざりし故、如何ぞ魏に統を與へざらん、現に章子が五代を絕ちて不正統となさず、之を正統に加へたるは、亦唯だ天下中之と匹敵する者なかりし理由の外はあらず、五代をば存し置きて今魏を絕つときは、魏は何とて申し分なからんや、正統と云ふ問題は、天下の君なきことを惡んで作れるなり、故に天下は縱令一に纏らずと雖も、さりとて未だ兩立に至らざるものは、君子の心、之を絕つて君なしとするに忍びず、且つ夫れ德が同じく力均しければ、臣とせざるは兎も角もなり、今思ふに天下不幸にして一に合せず、竝び立つて君と稱する者の德も互に過ぎたるものなく、而して弱者が肯て强者に臣服せざる場合あらんに、此場合に於て强者に統を與へざるときは、其人は天下の不幸を重ねて不臣の者を助くる次第と思はるゝなり、

注解　「德旣無以相過」此二句專ら吳を指して、蜀の如きは論外とせしなり、蓋し三蘇の父子、常に曹操の崇拜家にして、蜀に不平なり、況や吳に於てをや、故に魏を正統となす事に就いては辯論尤も力めたり、

章子曰、鄕人且耻與盜者偶、聖人豈得與簒君同名哉、吾將曰、是鄕人與是爲盜者、民則皆民也、士則皆士也、大夫則皆大夫也、則亦與之皆坐乎、苟其勢不得不與之皆坐、則鄕人何耻耶、聖人得天下、簒君亦得天下、顧其勢不得不與之同名、聖人何耻耶、吾將以聖人耻夫簒君、而簒君又爲能耻聖人哉、

段落　第二大段の第二小段なり、章子の簒奪者を正統とせざるを辨ず、

曰有天下云爾、正統者、果名也、又焉實之知、視天下之所同君而加之、又焉知其他、章子以爲魏不能一天下、不當與之統、夫魏雖不能一天下、而天下亦無有如魏之彊者、吳雖存、非兩立之勢、奈何不與之統、章子之不絕五代也、亦徒以爲天下無有與之敵者而已、今也絕魏、魏安得無辭哉、正統者惡夫天下之無君而作也、故天下雖不合於一、而未至乎兩立者、則君子不忍絕之於無君、且夫德同而力均、不臣焉可也、今以天下不幸而不合於一、德既無以相過、而弱者又不肯臣乎彊、於是焉而不與之統、亦見其重天下之不幸、而助夫不臣者也、

段落　第二大段の第一小段なり、章子の魏を正統とせざるを辨ず、

講說　章子の說に曰く、晉梁の二代を正統に進むるは、缺典あつて未だ完全ならず、魏を正統に進むるは是に非ずと、是れ章子は夫の名と實との在る所を知らざるなり、夫れ謂はゆる正統とは、猶ほ天下を有つと曰ふやうなることのみ、則ち正統は果して名なり、又何として實などを知らん、（知つたことにあらず、頓着するに及ばず）天下の人の一同に君とする所を視て、之に正統を加ふるのみ、其他の條件に至つては何ぞ與り知らんや、章子は以爲へらく、魏は天下を統一すること出來ざりし故、之に正統を與ふべからず、

第なり、

纂評

○沈德潜評　名輕く實重し、一篇の主意、見に天下を有つもの、皆當に正統を以て之に名つくべし、其人の賢不肖の如きは、則ち實の在るあり、楊堅、朱温、天下を有つを以て重からず、文王、天下なきを以て輕からざるなり、此篇總冒、後二篇此れより引出す、

正統論中

主意　章子の説を駁し、歐陽子の説を全うし、併せて己れの説を叙べ、以て歐説の足らざる所を補ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「而吾之説又因以明」に至るまでを第一大段とす、本篇の性質を明かにす、「章子之説曰」より「與之統者獨何罪乎」に至るまでを第二大段となす、章説を駁して歐説を全うす、「雖然」より篇尾に至るまでを第三大段となす、歐説の足らざる所を補ふ、

正統之論、起於歐陽子、而覇統之説、起於章子、二子之論、吾與歐陽子、故不得不與章子辨、以全歐陽子之説、歐陽子之説全、而吾之説、又因以明、

段落　第一大段なり、

講説　正統の論は歐陽子より起り、而して覇統の説は章子より起る、此の二子の論の内にて余は歐陽子の説に賛成す、故に章子と是非を辨じて、以て歐陽子の説を全くせざるを得ず、歐陽子の説全くして、余の説又其れに因つて明かなればなり、

注解　歐陽子は卽ち歐陽修、「章子」章望之、明統論を著して、以て歐子の説を駁せり、

章子之説曰、進晉梁、失而未善也、進魏非也、是章子未知夫名實之所在也、夫所謂正統者、猶

正統者名之所在焉而已、名之所在而不能有益乎其人、而後名輕、名輕而後實重、吾欲重天下之實於是乎名輕』

段落　第三大段の第二小段なり、正統の標準は名にあるを辯ず、

講說　正統とは名の在る所に過ぎず、名の在る所にはあれど其名を有する人に益することある能はず、斯くして名輕くなり、實重くなる、吾れ天下の實を重くせんと欲す、是に於て名は輕くなる、

正統聽其自得者十、曰堯舜夏商周秦漢晉隋唐、序其可得者六、以存敎、曰魏梁後唐晉漢周』

段落　第四大段の第一小段なり、正統を列擧す、

講說　正統は、固然的に任ずる者十あり、曰く堯、舜、夏、商、周、秦、漢、晉、隋、唐、其得べきもの六を次第して敎を存す、曰く魏、梁、後唐、晉、漢、周、

注解　「魏」曹操の子曹丕、自ら丞相冀州の牧となり、尋で皇帝と稱す、「梁」朱全忠、後梁の太祖たり、「後唐」朱邪氏、名は存勗、莊宗と稱す、「晉」石敬塘、高祖と稱す、「漢」劉知遠、高祖と稱す、「周」郭威、太祖と稱す、

使夫堯舜三代之所以爲賢於後世之君者、皆不在乎正統、故後世之君、不以其道而得之者、亦無以爲堯舜三代之比、於是乎實重』

段落　第四大段の第二小段なり、貴ぶべき者、正統以外に在るを言ふ、

講說　天下の人が、夫の堯舜三代の、後世より賢れる理由となす所の者は、其正統たるが爲に在らず、故に後世の君が其道を以てせずして天下を得たるものは堯舜三代の比較とならず、是に於てか實重くなる次

貴、天下之貴者、聖人莫不從而貴之、恃有賢不肖存焉、輕以與人貴、而重以與人賢、天下然後知貴之不如賢、知賢之不能奪貴、故不爭、知貴之不如賢、故趨於實、使天下不爭而趨於實、是亦足矣、

段落　第三大段の第一小段なり、貴と賢との輕重を論ず、

講説　世の中に、不肖の人物にありながら自分を賢なりと曰ふものはあれども、賤しき身分にありながら自分を貴しと曰ふものはあらず、（是れ貴賤は外表的なるが故に何人も一目瞭然たるが故なり）天下の爭ひは兎角賢不肖より生ずるものなれば、聖人は之を憂ひ給ひ、敢て賢愚と云ふ實德の爲に貴賤と云ふ名義を亂さしむることなし、故に天下の人も賢德は貴き位の名義を奪ふこと出來ざるを知る、天下に於て貴きものは聖人其儘に之を貴きものと爲し置かざることなし、其理由は、貴賤の外に賢不肖の德あつて、位の如きは此德に何等の輕重をも爲さゞれば、之を其儘貴きものと視做し置くも差響なければなり、されば輕く人に貴しと云ふ名義を與へて、重く人に賢と云ふ實を與ふるなり、天下は、此の如くになして後始めて貴き身分は賢なる德に及ばざるを知る、人皆賢は貴を奪ふ能はざるを知るが故に爭はず、貴の賢に及ばざるを知るが故に實の方に赴くなり、天下の人をして爭はずして實に趨かしめば其れにて十分なり、

注解　「恃有賢不肖」恃は特に作るべしとの說あり、必ずしも然らざるが如し、

文法　起手の譬喩は、尤も人をして首肯せしむ、○儲同人云ふ、賢不肖は實なり、貴賤は名なり、正統只だ貴賤に就いて論ず、賢不肖を論ぜず、謂はゆる實を以て名を傷めず、然れども貴賤の外、原と自ら賢不肖あり、故に曰く名輕くして實重しと、一意、前後淺深の二層を翻出す、

を正す所以なり、統とは天下の一ならざるを合はす所以なりと、(正しくして一なれば、固より議論も起らざれども)不幸にして茲に一は天子の實あれども其位なく、天子の名あれども其德なきものありとせんに、此二人の者、君として天下に立ちたる場合、何れを正とし何れを一として正統の論決すべき、

注解　「有天子之實而無其位」天下を三分して其一を有したる文王の如きを謂ふ、

正統之爲言、猶曰有天下云爾、人之得此名而又有此實也、夫何議、天下固有無其實而得其名者、聖人於此不得已焉、而不以實傷名、而名卒不能傷實、故名輕而實重、不以實傷名、故天下不爭、名輕而實重、故天下趨於實、

段落　第二大段なり、

講說　正統と云ふ語は、猶ほ天下を有つと云ふ位に過ぎず、(深き意味あるにあらず)人が天下を有つと云へる名あつて又其實あるときは、何を彼れ此れ言ふことあらん、然るに天下の中には其實なくして其名を得たる者あり、聖人は此點に於て如何ともする能はざるが故に、一方に天下を有つべき實ありとの理由を以て、一方の天下を有つと云ふ名義を害せず、而して名義も亦實を害する能はず、(殷紂が天下を有つの名ありしとて、周の文王の天下を有つべき實は之が爲に輕重する所なし)故に名は輕くして實は重し、此の如く實を以て名を害せざるが故に天下は之を爭はず、又名は輕くして實は重きが故に天下は實に趨くなり、

天下有不肖而曰吾賢者矣、未有賤而曰吾貴者也、天下之爭自賢不肖始、聖人憂焉、不敢以亂貴賤、故天下知賢之不能奪

潮州の任に到る上表と、同じく是れ一種の筆墨、

卷二十（蘇軾著）

正統論上

解題　支那歴代の王朝に就いて正統不正統の論あり、東坡乃ち名實を以て斷案を下せしものなるが、是より先、歐陽修已に此題の論を著し、章望之は又之が駁論を作る、而して東坡は歐說に與して章說を撃つ、須らく中篇を觀るべし、

主意　正統の名は輕くして實は重しと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「而正統之論決矣」に至るまでを第一大段となす、名を取り實を棄つべきを言ふ、「正統之爲言」より「故天下趨於實」に至るまでを第二大段となす、主意を出す、「天下有不肖而曰吾賢者」より「於是乎名輕」に至るまでを第三大段となす、名輕きを言ふ、「正統聽其自得者十」より篇尾に至るまでを第四大段となす、實重きを言ふ、

正統者何耶、名耶實耶、

段落　第一大段の第一小段なり、疑問、

講說　正統とは何を指して言ふか、天下を有つの名を指して言ふなるか、將た天下を有つの實を指して言ふなるか、

注解　「實」實力を謂ふ、

文法　名實の二字は一篇の字眼、

正統之說曰、正者所以正天下之不正也、統者所以合天下之不一也、不幸有天子之實、而無其位、有天子之名、而無其德、是二人者立於天下、天下何正何一、而正統之論決矣、

段落　第一大段の第二小段なり、疑案の具體的表示、

講說　正統の說に曰く、正とは天下の正しからざる

後、積憂傷心、風波之間、怖畏成疾、敢望陛下憫餘生之無幾、究前日之異恩、或乞移臣淮浙間一小郡、稍近墳墓、漸謀歸休、異日復得以枯朽之餘、仰瞻天日之表、然後退伏田野、自稱老臣、追叙始終之遭逢、以詑鄕隣之父老、區區志願永畢於斯、伏願陛下憐其志、察其愚、而赦其罪、臣無任感恩知罪、激切屛營之至、

段落　第五大段なり、

講説　今臣は既に善き地方の職に安んじ、立派なる位地を忝うする次第なれば、敢て此上僥倖を求め、中央に御擢用を願ふにあらず、但だ患難の後のことゝて、重ね重ねの心配にて心を傷め、世の風波に揉まれて怖氣の爲に病氣となる、敢て望むらくは、陛下臣が老先の幾何もあらぬことを愍然に思召されて、昔しの特別なる恩澤を押し究め給ひ、或は乞ふ、臣を淮浙の間の一小郡に移し給はんことを、少しく祖先墳墓の地に近づき、追々退隱を計り、他日復び枯れ朽ちたる後の身を以て仰いで天日の御姿を仰ぎ見奉り然る後退いて田野に伏し、自ら老臣と稱し、始めより終りに至るまでの仕合せの昔物語をなし、以て鄕鄰の年寄共に誇り申さば、區々の心願此に畢らん、伏して願はくは、陛下其志を憐み其愚を察して、其罪を赦し給へ、臣、恩に感じ罪を知り、勵み恐るゝの至りに堪へず、

注解　「淮浙」二水の名、

纂　評

〇沈德潛評　反者に因り累及す、本と辯を置き難し、公、辯じ難き處に於て曲々解脱、中傷の者多く横に譏謗せられ、帝も亦屢ば赦す能はざるを見るなり、情詞眞至、正に人子の父母の前に哀訴するが如し、昌黎、

之が爲に王導が晉朝の元老たるに害なし、崔適は源休の甥なり、然るに其宰相たることを止めざりき、臣は反者と、義に於て、道路にて行き遇へる人の如く何等の關係なきに、獨り此の寛大なる朝廷に於て、此事が臣の終身の累となることは亦悲むべし、

注解　「弟也」從兄弟の弟にして、兄弟の弟に非ず、「崔適」適は造の誤なり、造は德宗の相、號して名臣となす、

文法　賴山陽云ふ、自明の言、一篇中、唯だ此の數言、是れ文體、又文品なり、

凡今游宦之士、稍與貴近之人、有葭莩之親、半面之舊、則所至便蒙異待、人亦不敢交攻、況臣受知於陛下中興之初、效力於衆人未遇之日、而乃毀訾不忌、踐踏無嚴、臣何足言、有辱天眷、此臣所以涕泣而自傷者也、

段落　第四大段の第二小段なり、知遇を述べて愛顧の念を動かす、

講說　凡そ今仕官する所の士にて、少しく貴官近侍の人と遠緣あるか、又は半面識の舊なじみある者は、至る所、特別の待遇を蒙り、人も亦敢て交も攻むることをなさず、況や臣は陛下中興の初めに於て知遇を受け、衆人の未だ知遇を受けざるの日に微力を盡したれば、少しは遠慮もなすべきに、反つて中傷をなして忌まず、臣を踏み付けにして憚る所なし、臣は何とて申すに足らん、なれど陛下の御眷顧を辱むる次第となるを如何にせん、此れ臣が落涙して自ら傷む所以なり、

文法　賴山陽云ふ、一篇の生色濃態此に在り、而して臣何足言の二句、之を收むる最も妙なり、絮々已まずば、乃ち聽くを厭ふ矣、

今臣既安善地、又忝清班、非敢別有倖求、更思錄用、但患難之

くは憂ふる勿れ、大臣罪あり、臣謹んで卽ち誅を行はんと、上頗る之を怪む、上、不豫なるに及び、或人譖して曰く、泊當に幼主を輔けて、伊尹、霍光の事を行ふべしと、遂に自盡を賜ふ、

但念世之憎臣者多、而臣之賦命至薄、積毀銷骨、巧言鑠金、市虎成於三人、投杼起於屢至、儻因疑似、復致人言、至時雖欲自明、陛下亦難屢赦、是以及今無事之日、少陳危苦之詞、

段落　第三大段の第二小段なり、將來の危險を言ふ、

講說　但だ常に心に掛るは、世の臣を憎む者多し、然るに臣の運命は至て薄く、中傷が積つて骨をも削り消す程、巧みに言ひ廻す所の讒言は金を鑠すべく、市に虎が出でたりとの風說も、之を傳ふるもの三人に及べば眞實となり、己が子の人を殺せしと告ぐる者餘り度重なれば、其子の孝子たることを信ずる母親も織り掛けたる機の杼を投ずるに至る、萬一疑似に因り、復もや人が彼れ此れ言ふこと〻ならば、其時に至り自ら辯明したく思ふとも、流石の陛下に於かせられても屢ば赦し給ふことは難かるべし、是の譯を以て今の內無事の日に少しく危險苦勞の詞を陳述致すなり、

注解　「積毀銷骨」史記張儀傳に云ふ、積羽、舟を沈め、群輕、軸を折り、衆口、金を鑠し、積毀、骨を銷す、「市虎成於三人」魏策龐葱の語、前に出づ、「投杼」曹參の故事、前に出づ、

晉王導、乃王敦之弟也、而不害其爲元臣、崔適、源休之甥也、而不廢其爲宰相、臣與反者、義同路人、獨於寛大之朝、爲終身之累、亦可悲矣、

段落　第四大段の第一小段なり、謗を辯ず、

講說　晉の王導は乃ち賊臣王敦の弟なり、然れども

たりと云ふに至る、若し此言の通りならんには、臣は死すとも責を塞ぐ由なし、

注解　「蠢」蟲の動くなり、此には通ぜず、惷の誤なりと知るべし、惷は愚なり、「浸潤之言」論語に浸潤之譖の語あり、水の次第に物に浸み込むやうなる讒言を云ふ、

文法　頼山陽云ふ、信道直前、謂人如己の二句、謗を受くるの由、筆簡にして情状盡く焉と、

竊伏思宣帝漢之英主也、以片言而誅楊惲、太宗唐之興王也、以單詞而殺劉洎、自古忠臣烈士、遭時得君、而不免於禍者、何可勝數、而臣獨蒙皇帝陛下始終照察、愛惜保全、則陛下聖度、已過於宣帝太宗、而臣之遭逢、亦古人所未有、日月在上、更何憂慮、

段落　第三大段の第一小段なり、從來天子の保全を蒙り安穩なりしことを言ふ、

講說　竊かに伏して念ふに宣帝は漢の英主にてありき、然るに一言を以て楊惲を誅せり、太宗は唐の國を興せし王者なり、然るに片言を以て劉洎を殺せり、古へより忠臣烈士の、良時に遭ひ明君を得ながら、禍ひを免れざりしもの何ぞ數へ切れんや、然るに臣のみは皇帝陛下の始終御見拔きあつて、愛惜保全し給ふ御恩を蒙りぬ、則ち陛下の御度量は漢の宣帝、唐の太宗に過ぎ、臣の運り合せも亦古人の未だ有らざる所なり、日月の如き明かなる君主上に在す上からは、更に何をか憂ひ慮るべき、

注解　「誅楊惲」楊惲は怨望して妖言をなすに坐し、免じて庶人とせらる、時に日食す、或人上書して、惲が驕奢過を悔いずと告ぐ、遂に廷尉に下して腰斬す、「殺劉洎」太宗、侍中劉洎をして皇太子を輔けしめて曰く、我れ今遠征せんとす、汝太子を輔けよ、安危の寄る所、深く我が意を識るべしと、對へて曰く、願は

かすに足る、

臣本無學術、亦無材能、惟有忠義之心、生而自許、昔季孫有言、見有禮於其君者、事之、如孝子之養父母也、見無禮於其君者、誅之、如鷹鸇之逐鳥雀也、臣雖不肖、允踏斯言、

段落　第二大段の第一小段なり、己れの平生忠義に志すを言ふ、

講説　臣は元來學術もなく、其れかと申して材能もなく、只だ忠義の心あり、忠義の心に至つては生れてより自ら許し居る所なり、昔し季孫に左の言あり、其君に禮ある者を見ば、之に事ふること孝子が父母を養ふが如くにすべし、其君に禮なき者を見ば、之を誅することと鷹鸇が雀を逐ふが如くにすべしと、臣は不肖と雖も信實に此語を履行せり、

注解　「季孫」魯の大夫、季孫行父、文子と謚す、其語は左傳の文公十八年の處に出づ、

但信道直前、謂人如己、既蒙深知於聖上、肯復借交於衆人、任其蠢愚、積成仇怨、一自離去左右、十有二年、浸潤之言、何所不有、至謂臣陰黨反者、故縱罪人、若依斯言、死未塞責、

段落　第二大段の第二小段なり、謗を取るの根由を言ふ、

講説　但だ臣は道理を信じて一直線に進み、他人も皆自分と同様なるべしと考へ、既に聖上より深き知遇を蒙る上は、別に衆人に交際を求むるに及ばんやと、己れの愚なるに任せし所より、次第に仇や怨みを積み拵へたり、一たび御側を離れ奉りしより十二年にもなれるが、ジクジクと浸み込むやうなる讒言は、何事に就けても有らざることとなけん、甚しきは、臣が竊かに謀反人に黨し、故意に罪人を自由になし遣り

れ、地方に出でゝ郡官たらんとするの望みあり、其願書をば東坡代作せしなり、

主意　讒人の害を免れたしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「少加憐察」に至るまでを第一大段となす、上書の理由を述ぶ、「臣本無學術」より「死未塞責」に至るまでを第二大段となす、忠義の心あるに拘はらず、反つて無實の謗を受くるを言ふ、「竊伏思」より「少陳危苦之詞」に至るまでを第三大段となす、讒言の入るに先きだちて哀訴するを言ふ、「晉王導乃王敦之弟也」より「此臣所以涕泣而自傷者也」に至るまでを第四大段となす、己れの身は言ふに足らざるも君徳の疵となるを恐るゝを言ふ、「今臣既安善地」より篇尾に至るまでを第五大段となす、願意を陳ず、

臣聞人情不問賢愚、莫不畏天而嚴父、然而疾痛則呼父、窮窘則號天、蓋情發於中、言無所擇、豈以號呼之故、謂無嚴畏之心、今臣之所患、不止於疾痛、而所憂有甚於窮窘、若不號呼於君父、更將趨赴於何人、伏望聖慈、少加憐察、

段落　第一大段なり、

講說　臣聞く、人情は、賢愚と言はず、天を畏れざるものなく、父をば憚らざるものなし、斯く畏れ憚るに拘はらず、病氣、痛み所あるときは、父を呼はり助けを求め、行き詰まり難澁するときは、天に叫んで救ひを求むるものなり、但し腹の底より眞情發出して耐へられぬ爲め、如何に言へば可きかなど、言ひ方を擇ぶ暇などこれなき次第、呼び叫びたりとて、天や父を畏れ憚る心なしと申すべけんや、今臣の患ふる所は病氣苦痛等に止まらずして、心配する所は困窮窘迫より甚しきものあり、若し君父に向つて號呼せずんば、更に何人の所に赴きて訴へ申すべき、伏して望むらくは聖慈少しく憐察を垂れ給へ、

文法　上書の已むを得ざる事を述ぶる處、君父を動

首より尾に至るまで生氣流動、東坡の伎倆を發揮して餘なし、以て議論文の典型となすべく、善く之を學ばゝ、必ず能く人を聳動すべし、

纂評

○茅鹿門評　予嘗て謂ふ、古へより用兵を論ずる、惟だ漢の淮安王安、閩越を伐つを諫むるを最となす、而して此書の法度、又之に勝るに似たり、此等の文章、天地と竝び傳はるもの、

○蔡聞之評　古戰場を弔する文、之を讀めば人心をして酸ならしむ、此篇を讀む、人をして神悚せしむ、此種の文、直ちに是れ千百世の國運、千百萬の生靈に關するもの、至大なり、

○高梅亭評　古來兵を用ふるを諫むるもの、只だ勝たざるの害を説く、此篇戰勝の禍を陳ず、徒に兵を用ふるを諫むるのみならず、乃ち兵を好むを諫むるなり、○已むを得ると已むを得ざるとを以て論を立つ、歸重、變遲く禍大なる上に在り、危言篤論、眞に老成憂國の心、而して行文紀律、亦極めて精嚴、法あり、

○沈德潛評　楊用修云ふ、古の兵を用ふるを諫むる、只だ勝たざるの害を説く、害を避けて利に趨くを務む、此れ勝つと雖も其害猶ほ言ふべからず、況や當今の天時人事を以て之を觀る、動もすれば必ず勝たざるを説く、此の如き立意、便ち人より高きこと一等、張公、此書を上る、李憲、冷雞朴を破斬し、兵出で功あるを以て、常に意を用兵に注せんことを恐る、故に力めて戰勝の禍を陳じ、以て之を動かすなり、王韶、章惇、熊本諸人を歷數し、難を發するの始めに原して言ふ、愷惻詳明、婉轉深く入る、人主錮蔽の心を動かさんと欲す、危言以て之を動かすに足るに庶幾し、

○賴山陽評　眞摯懇切、其歔欷の聲を聞くが如し、方平、自ら作るも必ず此に至る能はず、陛下它日云々、蘇氏父子兄弟、戰國揣摩の術を用ひ、以て諫疏となす、往々胸を洞し、髓を擢す、人主に告ぐる此れなかるべからず、

代滕甫辯謗乞郡書

解題　滕甫と云ふに、陰に反者と組合ひ、故意に罪人を放免せりとの謗を受け、禍の及ばんことを恐

に厭ひたる時節に因つて其事を止むるときは力を爲し易きも、其方に熱心なるに方つて之を折かんとするときは功を爲し難し、凡そ血氣あるの類は、何れも勝つことを好むの意あり、其氣の盛んなる時に方つては、布衣の賤士なりとも其志を易へしめ難きことあり、知識が特別に超越し、度量の人に過ぎたるに非ざる外は、奮發の最中に勇氣を振ひ、己れを捨てゝ人に從ひ、義のみに之れ從ふものあらず、今陛下は武を用ふることに御氣象を盛んになし給ひ、其勢ひは回らすべからず、臣は之を知らざるにあらず、然るに言を獻じて已まざる次第は、誠に陛下の聖德寛大に在し、聽き納れ給ふこと疑ひなきを以て、之が爲め敢て衆人が勝を好む普通の心を以て陛下に望み奉らざればなり、

文法　高梅亭云ふ、自ら進諫の意を明かにす、仍ほ戰勝上より意を用ふ、○賴山陽云ふ、然の字を以て獻言の難きを轉言し、而して篇首の勝者禍大の意を顧みる、

且意陛下他日親見用兵之害、必將哀痛悔恨、而追究左右大臣、未嘗一言、臣亦將老且死、見先帝於地下、亦有以藉口矣、惟陛下哀而察之、

段落　第五大段の第三小段なり、老臣の責として諫むる由を述ぶ、

講說　且つ思ふに、陛下他日御自身に兵を用ひ給へる害を御覽あらば、必ず哀痛悔恨して、左右大臣等が一言も諫言を申し上げざりしことを咎め給ふことあるべし、臣も亦年を取りて死期に近づきたれば、玆に此諫書を上りたる以上、地下に於て先帝に見え奉るも申譯あるべし、惟だ陛下哀んで之を察し給へ、

文法　沈德潛云ふ、意として到らざるはなし、眞に是れ八面周匝、

總說

凡そ大文字は尤も必ず法度なかるべからず、但し法度に拘泥するときは變化の妙なし、此篇の如きは、變化を法度に寓し、其筆は流暢明快、其意は沈痛切實、

段落　第五大段の第一小段なり、漢の二帝の事を引いて、恥を忍び怒を抑するを勸む、

講說　昔し漢の高祖、群雄を破滅し遂に天下を有ち、光武は百戰百勝、漢を祀つて天に配せり、然れども高祖の、白登にて圍まるゝや和親の議を講じ、光武は西域が官吏の設置を請ふや謝絕の言を出せり、此の二帝は兵を知らざるに非ず、但し事變を經たること既に多く、隨つて患を慮ること深遠なり、今陛下は深く九重に居り、世間の事を知し召さゞるに、輕々しく征伐を議し給ふは、老臣、凡庸怯懦ながら私に過ちとなすなり、

注解　「昔漢祖云々」漢の高祖、匈奴を白登に伐ち、圍まる、「西域云々」光武、建武二十二年、西域、都護を請ふ、帝許さず、

文法　賴山陽云ふ、臣聞より說き起し、曰く臣請爲陛下言其勝者と、曰く臣每讀書と、曰く臣故と、曰く臣實畏之と、曰く此老臣所以終夜云々と、再び臣聞之を以て起し、曰く以臣故願と、曰く臣雖死瞑目と、曰く老臣庸懦と、曰く臣非不知と、曰く臣亦將老且死見先帝と、皆片段緊要節目の處をなす、

然人臣納說於君、因其既厭而止之、則易爲力、迎其方銳而折之、則難爲功、凡有血氣之倫、皆有好勝之意、方其氣之盛也、雖布衣賤士、有不可奪、自非智識特達、度量過人、未有能勇於奮發之中、舍己從人、惟義是聽者也、今陛下盛氣於用武、勢不可囘、臣非不知、而獻言不已者、誠見陛下聖德寬大、聽納不疑、故不敢以衆人好勝之常心望於陛下、

段落　第五大段の第二小段なり、諫言の難きを言ふ、

講說　然れども人臣の說を君に納るゝに、君主の已

星、隕星などを謂ふ、「箠楚」箠は竹鞭、楚は木名にて、人を打つに用ふ、

文法　賴山陽云ふ、再び且の字を以て又議論を起し、天心の向背を以て前の天意難測の意を發す、

故臣願陛下遠覽前世興亡之迹、深察天心向背之理、絶意兵革之事、保疆睦隣、安靜無爲、固社稷長久之計、上以安二宮朝夕之養、下以濟四方億兆之命、則臣雖老死溝壑、瞑目於地下矣。』

段落　第四大段の第五小段なり、主意を發揮して本段を收む、

講說　故に臣願はくは、陛下、遠く前代の興亡の迹を觀、深く天心の向ふと背くとの理を察し、兵戰の事には全く斷念あり、國疆を保持し、隣國と親睦し、安靜無爲にして、社稷永久の計を堅固にし、斯くて上は兩太后の宮の朝夕の奉養を安んじ、下は四方億兆臣民の命を濟ひ給はゞ、臣は溝壑に老死すと雖も、地下に於て心安く目をねぶり申すべし、

注解　「兵革」兵は武器、革は鎧、「二宮」太皇太后曹氏及び皇太后高氏を謂ふ、

文法　覽前世興亡之迹は前半を收め、深察天心向背之理は後半を收む、○賴山陽云ふ、一篇着實手を下す處此に在り、故に臣願を以て起し、則臣を以て結ぶ、此の一則字斡旋、大に力あり、

昔漢祖破滅群雄、遂有天下、光武百戰百勝、祀漢配天、然至白登被圍、則講和親之議、西域請吏、則出謝絶之言、此二帝者非不知兵也、蓋經變既多、則慮患深遠、今陛下深居九重、而輕議討伐、老臣庸懦、私竊以爲過矣。』

文法　賴山陽云ふ、三の且の字を以て、愈よ進み愈よ深し、直ちに勝廣の形に至つて極まる矣、

且臣聞之、凡擧大事、必順天心、天之所向、以此擧事必成、天之所背、以此擧事必敗、蓋天心向背之迹、見於災祥豐歉之間、今自近歲、日蝕星變、地震山崩、水旱癘疫、連年不解、民死將半、天心之向背可以見矣、而陛下方且斷然不顧、興事不已、譬如人子得過於父母、惟有恭順靜思、引咎自責、庶幾可解、今乃紛然詰責奴婢、恣行箠楚、以此事親、未有見赦於父母者、

段落　第四大段の第四小段なり、天心の向背を以て之を戒懼す、

講説　且つ臣の聞く所を以てすれば、凡そ大事を擧ぐるには必ず天心に順ふべきものにて、天心の向ふ所あるに、其向ふ所を以て事を擧ぐれば必ず成る、天心の反對する所あるに、其反對する所を以て事を擧ぐれば必ず敗る、蓋し天心が向ふと反對するとの迹は、凶災吉祥、豐年饑饉等の間に見はるゝものなり、今近年より日蝕やら、星の變異やら、地震、山崩れ、洪水、旱魃、傳染病やら、何年も續きて引切なく、民の死亡數は將に人口の半に及ばんとす、天心の向ふか反對するかは、是に由つて見ることを得べし、然るに陛下は、差當り斷然顧みず、兵を興して已まず、譬へば人の子たる者の父母より過失の咎を得たる場合の如く、只管恭順して靜かに思慮を運らし、咎を己れの身に引き、自ら責むることあらば、どうやら父母の怒りも解けん、然るに今反つて奴婢を詰責し、恣に打叩き此の如き仕打を以て父母に仕へなば、決して父母より過失を赦さるゝことなし、

注解　「歉」食滿たざるなり、「星變」慧星の出現、飛

段落　第四大段の第二小段なり、財政の困難を以て之を動かす、

講說　且つ縱令陛下の將卒が精强にして、府庫が有り餘ること、秦漢隋唐の君の如くならしむとも、既に勝ちたる後、禍亂方に興り、尙ほ救ふべからず、而も況や何處に往きても將吏は軟弱凡庸にして、之を古人と比較すれば萬々及ばず、而して五六年以來公私とも窘乏にして、宮內省の御倉に於ける御歷代の貯蓄も地を掃つて餘る所なく、州郡に於ける租稅の蓄へも上納して殆ど盡き、百官の俸米も僅かに支給を續くるに過ぎず、南郊の賞與も、久しく時日を經るに拘はらず、未だ埒明かず、此の如き有樣にて又兵を用ふとすれば、智者ありと雖も後の始末を付くる能はざるべし、

注解　「南郊」天を祭ること、

文法　沈德潛云ふ、上に戰勝の後民命の哀むべきを言ふ、此れ又必ず勝つ能はざるを言ふ、

且饑疫之後、所在盜賊蠭起、京東河北、尤不可言、若軍事一興、橫斂隨作、民窮而無告、其勢不爲大盜、無以自全、邊事方深、內患復起、則勝廣之形、將在於此也、此老臣所以終夜不寐、臨食而歎、至於慟哭而不能自止也、

段落　第四大段の第三小段なり、盜賊の禍を以て之を動かす、

講說　且つ饑饉、疾疫の後には、有らゆる地方に盜賊蜂起し、京東、河北の如きは尤も言ふべからず、若し又軍事一たび起りなば、法外の徵稅隨つて作り、人民困窮して告げ訴ふる所なからん、其勢、大盜を爲さゞれば己が身を全うし難し、邊陲の事方に深き處、內患復た起るとすれば、陳勝、吳廣の形勢も將に此際に在らんとす、此れ老臣の終夜寐ねず、食に臨んでも嘆息し、慟哭して自ら已む能はざる次第なり、

注解　「勝廣之形云々」秦の時に首として兵を擧げたる陳勝、吳廣の如きもの、又將に起らんとす、

講說　且つ夫れ戰ひ勝ちたる後、陛下の御承知になり得ることは、凱旋なり、捷報なり、拜を上りて祝賀を奉るなど、耳目の外形に赫然と目ざましきもののみ、遠方の民が肝や腦や白刃に粘り附き、輸送の爲に筋骨が千切れんとし、流浪して家產を破り、男女の子を人に賣り、眼を薰して之を潰し、臂を折つて不具者となり、甚しきは悲觀の餘り、自ら縊れて死する有樣に至つては、陛下御覽にならざるは必定なり、子を思ふの親、父を戀ふの子、孤臣、寡婦の哭聲に至つては、陛下の御耳に入らざるは必然なり、之を譬へ見れば、牛や羊を屠殺し、魚や介を切り割き、其れにて料理をなすが如し、食ふ人は甚だ旨けれども、殺さるゝ身になつては甚だ苦し、若し陛下に、此等の物が棒や刄の下に泣き號び、庖刀や俎板の間に打轉ぶ有樣を御見せ申しなば、八珍の美味なりとも、必ず箸を投げ棄て食し給ふに忍び給はざらん、然るに況や人の命を以て耳目の慰みとし給ふことをや、

注解　「薰」くすべる、「自經」縊る、「八珍」淳熬、淳母、炮豚、炮䍧、擣珍、漬、熬、肝膋なり、

文法　高梅亭云ふ、此段、痛切骨に入る、千古の名言、此れを讀んで心を動かさゞるもの、忍人に非ざれば卽ち頑石のみ、一將功成萬骨枯とは卽ち此の意、○賴山陽云ふ、全篇精神發揚の處、○又云ふ、使陛下云々、正喩渾融、筆力敏妙、一に此に至る、○又曰く、坡翁善く而況の二字を用ひて、轉摺となし、因つて繳結となす、

且使陛下將卒精强、府庫充實、如秦漢隋唐之君、既勝之後、禍亂方興、尙不可救、而況所在將吏、罷軟凡庸、較之古人、萬萬不逮、而數年以來、公私窘乏、內府累世之積、掃地無餘、州郡征稅之儲、上供殆盡、百官俸廩、僅而能繼、南郊賞給、久而未辨、以此舉動、雖有智者、無以善其後矣、

横山は梅山の誤、「熊本發難於渝瀘」熊本、諸夷の鄕導たるもの百餘人を得て、之を瀘川に梟す、

文法　賴山陽云ふ、坡翁に非ずんば、誰か能く利害をして筆に了然たらしめ、而して筆を費さゞること此の如くならんや、○又曰く、「臣實畏之、」冷語暗警、引いて發せず、躍如たり、以て後の餘地を留む、妙々、

且夫戰勝之後、陛下可得而知者、凱旋捷奏、拜表稱賀、赫然耳目之觀耳、至於遠方之民、肝腦塗於白刄、筋骨絕於餽餉、流離破產、鬻賣男女、薰眼折臂自經之狀、陛下必不得而見也、慈父孝子、孤臣寡婦之哭聲、陛下必不得而聞也、譬猶屠殺牛羊、刳臠魚鱉、以爲膳羞、食者甚美、死者甚苦、使陛下見其號乎於挺刄之下、宛轉於刀几之間、雖八珍之美、必將投箸而不忍食、而況用人之命、以爲耳目之觀乎、

段落　第四大段の第一小段なり、人命の哀むべきを以て之を動かす、

讀方　且つ夫れ戰勝の後、陛下得て知るべきもの、凱旋捷奏、拜表稱賀、耳目の觀に赫然たるのみ、遠方の民、肝腦白刄に塗れ、筋骨餽餉に絕し、流離產を破り、男女を鬻賣し、眼を薰べ臂を折り、自經の狀に至つては、陛下必ず得て見ざるなり、慈父孝子孤臣寡婦の哭聲、陛下必ず得て聞かざるなり、譬へば猶ほ牛羊を屠殺し、魚鱉を刳臠し、以て膳羞となすがごとし、食する者甚だ美、死する者甚だ苦、陛下をして其挺刄の下に號呼し刀几の間に宛轉するを見せしめば、八珍の美と雖も、必ず將に箸を投じて食するに忍びざらんとす、而も況や人の命を用ひて以て耳目の觀をなすをや、

下受此虛名、而忽於實禍、勉强砥礪、奮於功名、故沈起劉彝、復發於安南、使十餘萬人、暴露瘴毒、死者十而五六、道路之人、斃於輸送、貲糧器械、不見敵而盡、以爲用兵之意、必且少衰、而李憲之師、復出於洮州矣、今師徒克捷、銳氣方盛、陛下喜於一勝、必有輕視四夷、陵侮敵國之意、天意難測、臣實畏之、

段落　第三大段の第四小段なり、勝後の禍、畏るべきを論ず、

講說　然れども淺見の士は上述の如きことに思ひ到らず、差當り敗軍を以て恥辱となし、力めて勝を求めて、以て君上の思召に叶はんと欲せり、是に於て王韶は禍を熙河に構へ、章惇は隙を横山に作り、熊本は難を渝瀘に發せり、然れども此等は皆已に降りし敵を殺害し、老弱を捕虜となし、譬ふれば國家の腹心に當れる中原を疲弊せしめながら空虛無用の地を取り、以て武功となし、陛下をして此の空虛の名を取つて實禍を輕々に付し、勉め勵みて功名に奮發せしむ、故に沈起、劉彝は復た安南に發し、十餘萬人をして瘴癘の毒氣に晒さしめ、死するもの十人の內五六人に及び、道路の人は輸送の爲に斃れ、輜重、器械は未だ敵を見ざる中に盡き果てたり、因つて陛下が兵を用ひ給ふの思召は必ず少しは衰へんかと思へる處、李憲の率ゐる軍隊は復た洮州に出でぬ、今や軍隊は克捷して銳氣方に盛なるが、陛下此一度の戰勝を喜び給はゞ、必ず四夷を輕んじ敵國を侮るの御心起るべし、天意如何なるや、測り難し、「或は勝に狃れしめて大禍に陷らしめんとするに非ざるか」臣は實に之を畏るゝなり、

注解　「王韶構禍於熙河」韶は熙河を取り、夏人の右臂を絕たんと欲せしに、王安石は奇謀となせしが、兵役の死亡するもの益す多かりき、「章惇造釁於横山」

騷然、陛下爲レ之旰食者累月、何者用レ兵之端、陛下作レ之、是以吏士無二怨レ敵之意一、而不二直陛下一也、尙賴二祖宗積累之厚、皇天保佑之深一、故使三兵出無レ功、感二悟聖意一、

段落　第三大段の第三小段なり、兵を用ふるの禍端已に見はれしも、幸ひにして勝たざりしことを言ふ、

講說　既にして薛向は橫山の謀をなし、韓絳は深入の計をなし、陳升之、呂公弼等、陰に之と力を協せ、軍隊は死亡敗走し、財力は薄弱となり、之を寶元、慶歷の敗軍に比較するときは、十分の一に及ばず、然るに反つて天は怒り人は怨み、邊陲の兵は離叛し、京師は騷然たり、陛下之が爲に旰食し給ふこと累月に及べり、何故となれば、兵を用ふるの端は陛下之を作り給へり、之を以て吏士等も敵を怨むるの心はなくて、陛下を不直とせり、されど尙ほ祖宗の德を積み累ね給ふの厚きと、皇天が陛下を保佑するの深きとの御蔭に因り、兵出づるも功なく、陛下の御心を感悟せしめんとするなり、

法解　「薛向爲橫山之謀」歐陽公の范文正公神道碑に見ゆ、橫山は西夏の部落なり、「韓絳效深入之計」熙寧三年韓絳、邊を行り、又种諤の策を用ひ、橫山を取り、囉城を築かんと欲す、「耗」へるなり、「寶元慶歷」皆仁宗の時の年號、

文法　吏士無怨敵之心云々は、仁宗の「天下臣庶知其無二好兵之心一」に反映す、尙賴の一轉は、「不レ勝則變速而禍小」の意を帶ぶ、極めて妙筆なり、

然淺見之士、方且以レ敗爲レ恥、力欲三求レ勝以稱二上心一、於レ是王韶構二禍於熙河一、章惇造二釁於橫山一、熊本發二難於渝瀘一、然此等皆妝二賊已降一、俘二纍老弱一、困二弊腹心一、而取二空虛無用之地一、以爲二武功一、使三陛

康定元年、延州に寇す、慶歷元年、渭州に寇す、關右大に震ふ、韓琦、范仲淹、安撫經略招討使たり、號令嚴明、士卒を愛撫す、元昊困敝す、三年上書、和を請ふ、

文法　沈德潛云ふ、仁宗の兵を好まざるを以て反說す、

今陛下天錫勇智、意在富强、即位以來、繕甲治兵、伺候隣國、群臣百寮、窺見此指、多言用兵、其始也弼臣執國命者、無憂深思遠之心、樞臣當國論者、無慮害持難之識、在臺諫之職者、無獻替納忠之議、從微至著、遂成厲階、

段落　第三大段の第二小段なり、神宗兵を好む意あるを言ふ、

講說　今陛下、天より賜ふ所の勇智を具へ給ひ、隨つて其思召は富國强兵に在り、卽位以來甲を繕へ兵を治め、隣國の隙を附け覘ひ給ふ、群臣百官は此御意向を窺ひ見て、思召に叶はんと、多く兵を用ふることを建言せしが、其初め輔弼の臣にして國政を執るもの、深きを憂ひ遠きを慮る心なく、樞密使の國論に當る者、害を慮つて難局を維持するの識なく、臺諫の職に在る者は、可を獻じ否を去つて忠諫を納るゝの議なく、微より著に至つて、遂に禍の階段を作れり、

注解　「天錫」錫は賜ふ、「獻替」善き策を獻じ、惡しき計を已むるなり、「厲」禍なり、亂なり、

文法　意在富强は是れ好兵の病根、

既而薛向爲橫山之謀、韓絳效深入之計、陳升之呂公弼等、陰與之協力、師徒喪敗、財用耗屈、較之寶元慶歷之敗、不及十一、然而天怒人怨、邊兵背叛、京師

りたるならんには、禍亂失敗の興ること此くまでには至らざりしものを、不幸にして兵を擧ぐる度毎に造作もなく勝ちたりしかば、功利に狃れて患を慮ること深からざる次第となれり、臣故に曰く、勝てば則ち變遲うして禍大、勝たざれば則ち變速かにして禍小と察せざるべからざるなり、

注解　「此四君」秦の始皇、漢の武帝、隋の煬帝、唐の太宗、「衂」挫なり、「惕然」恐し氣を抱く貌、

文法　賴山陽云ふ、僅存、遂滅、其意圓備、它人之を爲さば、必ず大に分疏を費さん、○沈德潛云ふ、若使此四君者より以下は、一層を推進し、顯に古案を翻じ、暗に時事を照す、○山陽云ふ、一翻、前後の文勢を振起す最も妙、

昔仁宗皇帝覆育天下、無意於兵、將士惰偸、兵革朽鈍、元昊乘間、竊發西鄙、延安涇源麟府之間、敗者三四、所喪動以萬計、而海内晏然、兵休事已、而民無怨言、國無遺患、何者天下臣庶知其無好兵之心、天地鬼神諒其有不得已之實故也、

段落　第三大段の第一小段なり、仁宗の兵を好まざりしことを叙す、

講説　昔し仁宗皇帝、天下を覆育し給ひて、兵を用ふるの御念慮なく、將校と云ひ士卒と云ひ怠隋因循にして、武器甲冑は朽ち鈍り、物の用に立つべくもあらず、元昊は其隙間に乘じて、窃かに西方の邊鄙より起り、延安、涇源、麟府の地方に於て敗らるゝ所のものの三四州、損する所の兵も、兎角すれば萬を以て計ふる程なり、然るに海内は晏然と落付きたる有樣にして、軈て戰ひも休み賦役も終りけるが、人民には何等の苦情なく、國には何等の餘害なし、何となれば、天下の臣民は仁宗が兵を好む思召なき事を知り、天地鬼神も其兵を用ひたるは已むを得ざる實情あることを諒せしが故なり、

注解　「元昊」寶元二年、趙元昊反す、狄青之を敗る、

をなしたる報なるべけんや、善をなせしに此の如き禍ひを得る筈なければ、則ち好んで兵を用ひたる報に相違あらじ、

注解　「突厥」匈奴の北部に居る蠻族、「高昌」甘肅に在り、「吐谷渾」音、突浴魂、亦今の甘肅の地、「武氏之難」武氏は高宗の后なり、其子の中宗を廢し、自ら則天皇と稱し、國號を改めて周と爲し、唐祚を移し、唐の太子を殺して殆ど盡す、「刑措」犯罪者無くして刑を用ひざるを云ふ、「塗炭」書經の仲虺之誥に云ふ、有夏昏德、民、塗炭に墜つと、注に塗泥、炭火なりとあり、

文法　賴山陽云ふ、秦漢隋唐を平列して、獨り最尾の唐一君に就いて議論を作し、上を結ぶ、是れ亦坡公の慣用法、

由是觀之、漢唐用兵於寬仁之後、故其勝而僅存、秦隋用兵於殘暴之餘、故其勝而遂滅、臣每讀書至此、未嘗不掩卷流涕、傷其計之過也、若使此四君者、方其用兵之初、隨即敗衂、惕然戒懼、知用兵之難、則禍敗之興、當不至此、不幸每舉輒勝、故使狃於功利、慮患不深、臣故曰、勝則變遲而禍大、不勝則變速而禍小、不可不察也、

段落　第二大段の第五小段なり、本段を收む、

講說　是に由つて觀察する處、漢唐の二代は寬仁なる政治の後に兵を用ひたるが故に、戰ひに勝ちて辛うじて存立し、秦隋の二代は殘暴なる政治の後に兵を用ひたるが故に、戰ひに勝ちて遂に滅びたり、臣每に書を讀み此處に至り、未だ嘗て卷を掩せて落涙し、其考への過てることを嘆せざることあらず、若し此の四君主が其兵を用ひたる初めに當り、片端より敗衂し、惕然と戒め懼れて、兵を用ふることの難きを知

帝嗣位、此心不衰、皆能誅滅强國、威震萬里、然而民怨盜起、亡不旋踵。

段落　第二大段の第四小段なり、隋の勝ちて亡びたるを言ふ、

講說　隋の文帝は既に江南を下し、引繼いて夷狄と戰ひに從事せり、煬帝位を嗣ぎ、戰ひを好むの心衰へず、皆能く强國を誅滅し、威は萬里の遠きに震へり、此の如く成せし代りに民怨み盜起り、其滅亡は踵を回らすの間もなき程に急激なりき、

注解　「隋文帝」名は堅、「下江南」陳を指す、其都は江南に在り、「煬帝」名は廣、「强國」高麗、突厥、

唐太宗神武無敵、尤喜用兵、既已破滅突厥高昌吐谷渾等、猶且未厭、親駕遼東、皆志在立功、非不得已而用、其後武氏之難、唐室陵遲、不絕如綫、蓋用兵之禍、物理難逃、不然太宗仁聖寬厚、克己裕人、幾至刑措、而一傳之後、子孫塗炭、此豈爲善之報也哉。

段落　第二大段の第五小段なり、唐の太宗の好んで兵を用ひたるの禍を言ふ、

講說　唐の太宗は神武にして敵なく、尤も兵を用ふるを喜べり、既に突厥、高昌、吐谷渾等を破滅し、其れにても猶ほ厭はず、自身遼東に出馬したるが、是れ皆其志功を立つるに在り、已むを得ずして兵を用ひたるに非ず、其後武氏の國難に唐室は次第に衰へ、絕えざること絲の如くなりき、蓋し兵を用ふるの禍は、物の道理上逃れ難し、若し然なくば、太宗の人となり仁聖寬厚にして、己れに克ち人を裕にし、殆んど刑罰を用ひざる程の泰平に至れるに、僅か一代を傳へたる後に至り、子孫が塗炭の苦みに逢ひしは、是れ豈に善

匈奴、兵連不解、遂使侵尋及於諸國、歲歲調發、所向成功、建元之間、兵禍始作、是時蚩尤旗出、長與天等、其春戾太子生、自是師行三十餘年、死者無數、及巫蠱事起、京師流血、僵尸數萬、太子父子皆敗、班固以爲太子生長於兵、與之終始、帝雖悔悟自克、而歿身之恨、已無及矣。

段落　第二大段の第三小段なり、漢武兵を用ひて悔いたるを言ふ、

講說　漢の武帝は、文帝、景帝、富溢の餘を承け、第一に匈奴と戰ひを挑み、兵連つて久しく解けず、遂に次第に擴りて諸國に及ばしむ、歲々調發し、向ふ所功を成す、建元の間、兵禍始めて起り、天に蚩尤旗出で、長さ天と均し、其春戾太子生れしが、是れより後兵行はるゝこと三十餘年死せしもの無數なりき、巫蠱の事起るに及び、京師血を流し、尸の仆れ臥すもの數萬、太子父子は皆敗れぬ、班固以爲へらく、太子は兵亂の中に生長し、兵と終始せり、帝は悔悟して自ら其慾に打勝ちしも、而も終身の恨みとなつて最早追付かざりき、

注解　「富溢」國富み財溢るゝなり、「挑」引き動かす、「兵連」戰爭引續く、「侵尋」侵し込み延び出す、「調發」兵士、糧食を點檢、派遣するなり、「建元」漢武の年號、「蚩尤旗」史記天官書に云ふ、蚩尤の旗、彗に類して後曲、旗に象る、見はるれば、則ち王者四方を征伐すと、「巫蠱」女の舞を以て神を降すを巫と曰ふ、左道〔邪法〕を以て人を惑はすを蠱と曰ふ、是より先、女巫宮中に往來し、更も相告訐して咒詛をなす、帝疾む、江充を以て巫蠱を治めしむ、充、太子を誣ゆ、帝吏に詔して之を捕ふ、太子制を矯め兵を發す、合戰五日、死するもの數萬、皇后自殺し、太子自經〔縊〕して死す、

隋文帝既下江南、繼事夷狄、煬

獨り留まる、大なるもの雛扈を跳跋して出づ、故に跋扈と言ふと、「緣兵」緣は因るなり、

文法　冥論云々は、後の天を畏るゝ意を含ませたるなり、

自古人主好動干戈、由敗而亡者、不可勝數、臣今不敢復言、請爲陛下言其勝者、

段落　第二大段の第一小段なり、敗れて亡びたる者を言ふ、

講說　昔しより人君が好んで干戈を動かし、敗軍に由つて亡びたる者は、言ひ切れざる程なり、臣今敢て復た申さゞるべし、請ふ陛下の爲に、人主の勝ちたる方を申すべし、

文法　沈德潛云ふ、戰敗を撇開し、重きを戰勝に歸す蓋し此時諫むる所、正に兵出でゝ功あるの後に在るなり、○賴山陽云ふ、撇脫法は、文を學ぶ者、知らざるべからず、之を知らざれば、多少の工力を費すも、文成つて看るに耐へず、

秦始皇既平六國、復事胡越、戍役之患、被於四海、雖拓地千里、遠過三代、而墳土未乾、天下怨叛、二世被害、子嬰被擒、滅亡之酷、自古所未嘗有也、

段落　第二大段の第二小段なり、始皇の勝ちて亡びたるを言ふ、

講說　秦の始皇は、既に六國を平げたる後、復た胡越を事とせり、「胡越に向つて戰ひを始めたるを謂ふ」守備、賦役に使はるゝ迷惑は四海に及び、地を拓くこと千里、遠く夏殷周の時代に過ぎたりとは雖も、其墓の置き土も未だ乾かざるに、天下怨み叛き、二世皇帝は害せられ、子嬰は擒にせられ、滅亡の殘酷なることは、古へより未だ嘗て有らざるなり、

注解　「二世被害」趙高に弑せらる、「子嬰被擒」漢に降り、後項羽に殺さる、

漢武帝承文景富溢之餘、首挑

則府庫空虛、外則百姓窮匱、饑寒逼迫、其後必有盜賊之憂、死傷愁怨、其終必致水旱之報、上則將帥擁衆、有跋扈之心、下則士衆久役、有潰叛之志、變故百出、皆由用兵、至於興事首議之人、冥譴尤重、蓋以平民無故緣兵而死、怨氣充積、必有任其咎者、是以聖人畏之重之、非不得已、不敢用也、

段落　第一大段の第三小段なり、用兵の禍を説明す、

講説　何となれば、軍隊の動員をなすこと十萬人なるときは、日々の費用千金に及び、中央、地方ともに騷動し、賦役やら輜重やら避難やらの爲に道路に奔走して、職業を缺くもの七十萬家の夥しきに至り、內に於ては朝廷の金倉、米倉も空虛となり、外に於ては百姓は困窮缺乏となり、饑寒の爲に逼迫せられ、其後には必ず盜賊の憂へあり、死傷せる者の愁怨は、其結果、必ず洪水、旱魃の應報あり、上に在つては將帥が衆卒を擁して跋扈の心あり、下に在つては士卒等久しく兵役に追ひ使はれて、潰亂叛亂の志あり、種々なる事變出來するは、皆兵を用ふることに起因するなり、問題を興し戰爭を首唱したる人に至つては、冥々の中に行はるゝ天罰、尤も重し、但し察する所、平民は何等の罪もなきに兵に因つて死するが故に、其怨念が充積するため、如何にしても其咎に任ずる者ある筈なり、是を以て聖人は兵を重んじ畏れて、已むを得ざる外は敢て用ひざるなり、

註解　「日費千金」孫子用間篇の語、「怠」業を棄てゝ就かざるを謂ふ、「匱」とぼし、「跋扈」後漢の質帝、梁冀を目して曰く、此れ跋扈將軍なりと、跋扈の語此に始まる、跋扈とは猶ほ強梁と云ふが如し、顏師古の注に云ふ、扈は竹籬なり、水居の者水の未だ至らざるに於て先づ竹籬を作り、魚の入るを候ふ、水退けば小魚

文法　起一句の好兵は正語にして主なり、好色は喩語にして客なり、此一句よりして下の四句を生じ、傷生の二句は客を承け、賊民の二句は主を承く、○頼山陽云ふ、他人之を爲す、口を開けば卽ち聖人の兵を説く、則ち人主の聽を聳するに足らず、今劈頭一句喝破、讀む者をして毛骨共に悚せしむ、○又云ふ、必死必亡、何等の危言、此れに非ざれば頂門に針するに足らず、○好の字、是れ通篇の骨、

夫惟聖人之兵、皆出於不得已、故其勝也、享安全之福、其不勝也、必無意外之患、後世用兵、皆得已而不已、故其勝也、則變遲而禍大、其不勝也、則變速而禍小、是以聖人不計勝負之功、而深戒用兵之禍、

段落　第一大段の第二小段なり、好んで兵を用ふるときは勝敗共に禍あるを論ず、

講說　夫れ聖人の兵に限つては已むを得ざる場合に出づ、されば其兵が勝ちたりとすれば、安全其物の福を持ち得ると共に、勝たざりしとするとも、意外の憂へあらず、然るに後世の人の兵を用ふることは、皆已むことを得る場合なるにも拘はらず、之を已めずして戰ふなり、されば勝ちたるときは、變遲けれども禍ひは大なり、又勝たざりしときは、變速かなれども禍ひは小なり、何れにしても結果危險なるを以て、聖人は、勝つか負くるか、功績如何をば計らずして、深く兵を用ふるの禍を戒む、

注解　「後世」聖人は上世の王者を指すが故に、聖人に對して後人を擧げたるなり、

文法　高梅亭云ふ、好の字、是れ一篇の骨子、得已、不得已、是れ一篇の眼目、勝則變遲禍大、不勝則變速禍小、是れ一篇の大旨、○頼山陽云ふ、此處隱々意を勝の一邊に注す、

何者興師十萬、日費千金、內外騷動、怠於道路者、七十萬家、內

簡之を見て、樞密宋綬に謂ふ、大科人を得たりと、參知政治、南京留守、知陳州に累官し、太子少卿を以て致仕す、卒して文定と謚す、初め蜀を守りし時蘇洵と其子軾轍とを得て、深く之を異とす、嘗て軾を薦めて諫官とす、晩に知を神宗に受く、王安石方に事を用ふ、毅然として少しも屈せず、是を以て望一時に高し、方平少にして家貧しく、書なし、人の三史（史記、前後漢書）を借り、旬日にして之を還して曰く、已に其詳を知ると、平生文を作るに、未だ嘗て草を起さず、張方平、神宗が將軍李憲の戰勝に因り兵を好むに至らんことを恐れ、上書して之を諫めんとす、東坡彼れに代つて此文を作る、

主意　兵を好む者は必ず亡ぶるが故に、宜しく之を戒むべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「非不得已不敢用也」に至るまでを第一大段となす、勝負の如何に關せず兵を用ふることは戒むべきを論ず、「自古人主好動干戈」より「不可不察也」に至るまでを第二大段となす、勝戰の禍は敗軍より大なるを論ず、「昔仁宗皇帝覆育天下」より「臣實畏之」に至るまでを第三大段となす、神宗に就いて好兵の傾きあるを論ず、「且夫戰勝之後」より「瞑目於地下矣」に至るまでを第四大段となす、好兵の禍を歷陳す、「昔漢祖破滅群雄」より篇尾に至るまでを第五大段となす、諫言を進むる所以を敍す、

『臣聞好兵猶好色也、傷生之事非一、而好色者必死、賊民之事非一、而好兵者必亡、此理之必然者也』

段落　第一大段の第一小段なり、兵を好むの結果を掲ぐ、

講説　臣の承る所に據れば、兵を好むは猶ほ性慾を好むが如し、（其惡結果に於て）健康を害する事は種々あれども、其中に於て性慾を好む者は必ず死するなり、之と同じく、民を害する事は種々あれども、其中に於て兵を好む者は必ず亡ぶるなり、右は理窟上必ず然るものなり、

麁の飽食すらも出來得るときなきを悼み居る次第、貧窮と病氣とは交も攻め、死するか生くるかさへ保し難し、梟雁飛び集ればとて、江湖より言へば數にも足らぬことなり、犬馬すらも斃るゝときは帷にて葬ることとなるが、せめて葬を得る位の事は君父に求むる所あり、敢て神聖なる陛下に祈り奉る、少しく憐哀を賜へ、臣一方には前み行いて南京に至り、以來御沙汰を待ち奉るなり、

注解　「文武聖知」論語季氏篇に云ふ、生れて之を知る者は上なり、學んで之を知るものは次なり、困んで之を學ぶ、又其次なり、困んで學ばず、民斯れを下となすと、「得天下之英才」孟子に云ふ、孟子曰く、君子三樂あり、而して天下に王たるは與り存せず焉、父母倶に存し、兄弟故なきは一樂なり、仰いで天に愧ぢず俯して地に怍ぢざるは二樂なり、天下の英才を得て之を敎育するは三樂なり、「仁壽」論語に云ふ、智者は樂み、仁者は壽と、「雖梟雁飛集云々」自分一身を容れたりとて、朝廷の害にもなるまじと云ふの譬へなり、「犬馬蓋帷」禮記の檀弓に云ふ、敝帷棄てざるは馬を埋むるが爲なり、敝蓋棄てざるは狗を埋むるが爲なりと、「一面」一方と云ふが如し、

纂評

○揚龜山評　其己れを屈して以て人に求むるより、何ぞ義を以て祿に君に就くの愈ると爲すに若かんやとは、卽ち此の表の意なり、眞情至性、惻々人を動かす、排偶の處、浩氣を以て之を行ふ、句雕字琢者と逈に異なる、

○沈德潛評　此公未だ汝州に至らず、上表して自ら饑寒を言ふ、田あり常に在り、此に居らんを願ふ、朝奏夕報して可かる、宋時君臣の間猶ほ家人父子の誼あり焉、此表皆直白語、文釆を須ひずして人主を感動する自ら深し、惟れ其情眞なればなり、體裁陸敬輿より開く、而して公尤も其勝を擅にす、

代張方平諫用兵書

解題　張方平、字は安道、宋城の人、少くして穎悟絕倫、書眼を過ぐれば再讀せず、進士に擧げられ、著作郞となり、平戎十策を上る、議論確當、宰相呂夷

講說　陛下願はくは念慮を垂れ給へ、臣生れつき剛情褊狹にして、命運は極めて拙く、既に罪を天に獲たる上に、又下に助けなく、怨と仇とは交も積み、罪惡は潰ゆるが如くに生じ、衆人の非難は或は愛憎より起り、臣の孤忠は終に疑似に陷り、心中には愧づる所なしと雖も、敢て自ら明かにせず、而して人主獨り保全を賜ふに非ざれば、臣の微々たる生命は何として今日あらん、

伏惟皇帝陛下、聖神天縱、文武生知、得二天下之英才一、以全二三樂一、躋二斯民於仁壽一、不レ棄二一夫一、勃然中興、可レ謂レ盡レ善、而臣抱二百年之永歎一、悼二一飽之無一レ時、貧病交攻、死生莫レ保、雖二鳧雁飛集一、何足レ計二於江湖一、而犬馬蓋帷、猶有レ求二於君父一、敢祈二神聖一、少賜二矜憐一、臣見一面前去、至二南京一、以來聽二候朝旨一』

段落　第四大段の第二小段なり、哀を乞ふの情を敍す、

讀方　伏して惟ふに、皇帝陛下、聖神天縱、文武生知天下の英才を得て、以て三樂を全うす、斯民を仁壽に躋し、一夫を棄てず、勃然中興、善を盡すと謂ふべし、而して臣百年の永歎を抱き、一飽の時なきを悼む、貧病交も攻め、死生保つなし、鳧雁飛び集ると雖も、何ぞ江湖に計るに足らん、而して犬馬蓋帷、猶は君父に求むるあり、敢て神聖に祈る、少しく矜憐を賜へ、臣見に一面前去して南京に至り、以來朝旨を聽候す、

講說　伏して惟ふに、皇帝陛下の聖神に在すことは、天より限量なく賦與せる所にして、文と云ひ武と云ひ、生れながらに知り給ひ、天下の英才を得て三の樂みを全うせられ、斯民を仁壽の域に升せて、一夫をも棄てさせられず、勃然として中興の業を成し給ひしは、善を盡せりと謂ふべし、然るに臣は斯くの如き仁君の下に在りながら、百年に亘る長き嘆息を抱き、一

からず、輒ち微勞を敍し、恩貸を蒙らんを庶ふ、臣先きに徐州に在るの日、河水、城を浸し、幾んど淪陷に至るを以て、臣日夜守捍し、偶ま完全を獲たり、曾て朝廷敕を降して奬諭するを蒙る、又嘗て沂州の百姓程棐を選用し、凶黨を購捕せしめ、謀反の妖賊李鐸郭進等一十七人を獲るを致せり、亦聖恩を蒙り、放罪を保明す、皆臣子の常分、涓埃の言ふべきなし、冒昧自ら陳ず、窮迫に出で、因緣僥倖、功過相除し、稍や羈囚を出で便なる所に從ふを得んを庶幾す、

講說　又恐るゝ所は、臣の罪戾至つて重ければ、都合好きやうに爲すことを許し給はざるに在り、乃ち僅かばかりの功勞を敍し、恩貸を蒙らんことを希ふ、其功勞と申すは、臣が先に徐州に在るの日、河水が城を浸し、殆ど水底に沒せんとするに至りしかば、臣日夜守り防ぎて、偶ま安全なるを得たり、此れに付いては曾て朝廷より敕を下して御褒めに與りしとあり、又沂州百姓程棐を選用し、凶黨を懸賞にし捕へしめ、謀反せる妖賊李鐸、郭進等十七人を獲たり、是も亦聖恩を蒙り、放罪を保明せられたり、此れは何れも臣子の當然の儀にして、些も言ふべきものなしと雖も、向ふ見ずに自ら陳述する所以は窮迫に出でたるにて、此れに縋りて僥倖を試み、功と罪とを差引き、稍や羈囚の境遇より出でゝ己れの都合よき所に就くことを得たしと希望するのみ、

垂念臣受性剛編、賦命奇窮、既獲罪於天、又無助於下、怨仇交積、罪惡潰生、群言或起於愛憎、孤忠遂陷於疑似、中雖無愧、不敢自明、向非人主獨賜保全、則臣之微生、豈有今日、

段落　第四大段の第一小段なり、從來身命を保全することを得たるは、君恩に由るを言ふ、

讀方　垂念せよ、臣受性剛編、賦命奇窮、既に罪を天に獲、又下に助なし、怨仇交も積み、罪惡潰生し群言或は愛憎より起り、孤忠遂に疑似に陷る、中、愧るなしと雖も、敢て自ら明ならず、向に人主獨り保全を賜ふに非ずんば、即ち臣の微生、豈に今日あらんや、

じ、君父に控告するに若かず、臣、薄田を常州宜興縣に有し、粗ぼ饘(セン)粥を給す、聖慈、常州に於て居住するを許さんことを欲望す、

講説　但だ考ふるに、祿米久しく缺け居り、衣食繼がず、家累は重く道路は遠きが故に、舟にて旅行せざるを得ず、黄州を離れしより、風濤荒れ、一家全體重病に陥り、一人の子は之が爲に死亡に及べり、今已に泗州には至りしと雖も、旅費も盡き果てたり、さりとて新任地の汝州は尚ほ遠ければ陸行も出來ず、居るべきの居宅もなく、生活すべき田地もなく、二十餘口の家族寄る邊(ベ)もなき次第、飢寒の憂へは目前朝夕の間に迫れり、されば押強く恥を忍び、他人に助を求めんよりは、命を捧げ誠を打明け、君父に向つて上告するに若かず、臣常州の宜興縣に疎末なる田地之れあり、聊か粥位を供給するに足れば、聖慈なる兩陛下が常州に居住の一事を許し給はんことを望む、

注解　「罄」盡くるなり、「干」求なり、「饘粥」濃きを饘と謂ひ、淡(ウス)きを粥と謂ふ、

文法　沈德潛云ふ、君上の前に祈哀す、竟に家人父子の語の如く、惻々人を動かす、

又恐罪戾至重、未可聽從便安、輒叙微勞、庶蒙恩貸、臣先任徐州日、以河水浸城、幾至淪陷、臣日夜守捍、偶獲安全、曾蒙朝廷降敕獎諭、又嘗選用沂州百姓程棐、令購捕凶黨、致獲謀反妖賊李鐸郭進等一十七人、亦蒙聖恩、保明放罪、皆臣子之常分、無涓埃之可言、冒昧自陳、出於窮迫、庶幾因緣僥倖、功過相除、稍出羈囚、得從所便、

段落　第三大段の第二小段なり、功を以て失を補はんとすることを言ふ、

讀方　又恐る、罪戾至重、未だ便安に從ふを聽(ユル)すべ

獨り縲絏を免るゝを知るのみならんや、亦將に桑楡に望あらんとす、但だ未だ死亡せず、終に天日を見る豈に敢て復た遲暮を以て嘆をなし、更に僥覬の心を生せんや、

講說　近ごろ恩命を蒙りて汝州に量移せらるゝことゝなれるが、伏して下し給ひし訓詞を讀むに、人材は實に得難ければ、全く棄て了るに忍びずとの語あり、豈に獨り縲紲を免るゝことを知るのみならんや、晩年に於て望む所あらんとす、但だ未だ死亡せず、天日を見ることを得たるにて重疊なり、豈に敢て遲暮なるをば嘆息し、更に僥倖心を生せんや、

注解　「縲絏」前に出づ、絏は紲に同じ、「桑楡」晩方なり、後漢の馮夷傳に云ふ、之を東隅に失し、之を桑楡に收むと、

文法　高梅亭云ふ、次段頓跌、

但以祿廩久空、衣食不繼、累重道遠、不免舟行、自離黃州、風濤驚恐、擧家重病、一子喪亡、今雖已至泗州、而貲用罄竭、去汝尙遠、難於陸行、無屋可居、無田可食、二十餘口、不知所歸、饑寒之憂、近在朝夕、與其強顏忍恥、干求於衆人、不若歸命投誠、控告於君父、臣有薄田常州宜興縣、粗給饘粥、欲望聖慈、許於常州居住、

段落　第三大段の第一小段なり、常州を乞ふ、

讀方　但だ以ふに、祿廩久しく空しく、衣食繼がず、累重道遠し、舟行を免れず、黃州を離るゝより風濤驚恐、家を擧げて重病、一子喪亡す、今已に泗州に至ると雖も、而も貲用罄竭、汝を去る尙ほ遠し、陸行を難んず、屋の居るべきなく、田の食ふべきなし、二十餘口、歸する所を知らず、饑寒の憂、近く朝夕に在り、其強顏恥を忍び、衆人に干求せんより、命を歸し誠を投

排偶の中に行ふ、句雕字琢の者と夐（ハルカ）に別、

臣昔者嘗對二便殿一、親聞二德音一、似レ蒙二聖知一、不レ在二人後一、而狂狷妄發、上負二恩私一、既有司皆以爲レ可レ誅、雖二明主一、不二得而獨赦一、一從二吏議一、坐廢五年、積レ憂薰レ心、驚二齒髮之先變一、抱レ恨刻レ骨、傷二皮肉之僅存一、

段落　第二大段の第一小段なり、絕望を言ふ、

讀方　臣昔し嘗て便殿に對し、親しく德音を聞く、聖知を蒙る、人後に在らざるに似たり、而して狂狷妄發上恩私に負（ソム）く、既に有司皆以て誅すべしとなす、明主と雖も得て獨り赦さず、一に吏議に從ひ、坐廢五年、憂を積み心を薰じ、齒髮の先づ變ずるに驚く、恨を抱き骨に刻す、皮肉の僅かに存するを傷む、

講說　臣昔し嘗て便殿に於て謁奏し、親しく御言葉を承り、御上の知遇を蒙ること、他人の後に在らざりしやうなりき、然るに狂狷なる持前（モチマヘ）妄りに發（オコ）り、上は辱き御愛顧に負けり、既にして有司は皆以て誅すべしとなせしが、明主と雖も御自分のみ之を赦（ユル）し給ふこと能はず、一に有司の評議に從はれ、玆に罪に坐して廢棄せらるゝこと五年になりぬ、憂へは累（カサナ）り心は薰（フスボ）れ、齒や髮の先づ變れるに驚きぬ、恨みを抱き骨に刻み、皮と肉とが僅かに存することを傷み思へるのみ、

注解　「狂狷」狂は疎大なり、狷は褊狹なり、論語に云ふ、狂者は進んで取る、狷者は爲さゞる所ありと、

近者蒙レ恩、量二移汝州一、伏讀二訓詞一、有下人材實難、弗レ忍二終棄一之語上、豈獨知レ免二於縲絏一、亦將レ有レ望二於桑楡一、但未二死亡一、終見二天日一、豈敢復以二遲暮一爲レ歎、更生二僥覬之心一、

段落　第二大段の第二小段なり、厲望を言ふ、

讀方　近者、恩を蒙り、汝州に量移す、伏して訓詞を讀む、人材實に難く、終棄に忍びざるの語あり、豈に

臣聞聖人之行ㇾ法也、如三雷霆之震二草木一、威怒雖ㇾ甚、而歸ㇾ欲二其生一、人主之罪ㇾ人也、如三父母之譴二子孫一、鞭撻雖ㇾ嚴、而不ㇾ忍ㇾ致二之死一、臣漂流棄物、枯槁餘生、泣ㇾ血書ㇾ詞、呼ㇾ天請ㇾ命、願回二日月之照一、一明二葵藿之心一、此言朝聞夕死無ㇾ憾、中謝、」

段落　第一大段なり、

讀方　臣聞く、聖人の法を行ふや、雷霆の草木に震するが如し、威怒甚しと雖も、而も其生を欲するに歸す、人主の人を罪するや、父母の子孫を譴するが如し、鞭撻嚴と雖も、而も之を死に致すに忍びず、臣漂流の棄物、枯槁の餘生、血に泣き詞を書す、天を呼び命を請ふ、願はくは日月の照を回らし、一たび葵藿の心を明かにせん、此の言朝に聞せば、夕死憾なし、

講說　臣聞く、聖人が法を行ふことは雷霆が草木を震ふが如きものにて、其威し怒ることは甚しと雖も、歸する所は其生育を欲するに在り、人主が人を罪することは父母が其子孫を譴むるが如きものにて、鞭ち叩くこと嚴なりと雖も、之を死に致すには忍びざるなり、臣は、譬ふれば、河などを漂流せる廢れ物の如く、又木など枯れ果てゝ僅かに殘れる生命の如き、憐むべき身分にして、血の涙を流して詞を書し、天を呼んで命を請ふ、願はくは日月を元の如くに照らさしめ、一たび葵藿の心を明かにせん、此言、朝に天聽に達せば、夕に死すとも殘り惜しきことなし、

注解　「譴」責め咎むる、「日月之照」君恩を謂ふ、「葵藿之心」葵は陽草なり、說文に云ふ、葵は衞なり、葉を傾けて日に向ひ、其根を照さしめずと、魏志曹植傳に云ふ、植上書して、親戚を存問せんことを求む、因つて其意を致して曰く、葵藿の葉を太陽に傾く、之が爲に回光せずと雖も、然れども之に向ふもの誠なりと、「此言朝聞夕死無憾」論語の朝聞道夕死可矣の句に本づいて、其意を變じたるもの、朝夕は近きを謂ふ、

文法　高梅亭云ふ、首段虛冒、○沈德潛云ふ、浩氣を

纂評

○沈德潛評　公、紹聖の時に於て、御史の言に因り英州に謫知す、未だ至らず、寧遠軍の節度副使に貶せられ、惠州に安置す、又瓊州別駕に貶し、昌化に居る、此れ軍に到る後の表也、地、故と儋耳に在り、人の居る所に非ず、故に篇中寫し得て氣象愁慘卒讀に堪へず、○徐州獎諭を謝する表中に云ふ、寬、定遠の言の如く平々取るなし、拙、道州の政に比す、下々宜しく然るべしと、○湖州謝上表中に云ふ、其愚、時に適せざるを知る、以て新進に追陪し難し、其老、事を生ぜざるを察す、或は能く小民を牧養すと、○又云ふ、魚鳥の性、既に江湖に自得す、吳越の人、亦臣の敎令に安んず、○杭州謝上表中に云ふ、江山故國、至る所歸するが如し、父老遺民、臣と相問す、朝廷近侍を輟め太守たるを知る、蓋し聖主、天下を視る、一家の如しと、○杭州放罪を謝する表中に云ふ、之を朝廷に用ふれば、則ち耳に逆ふの奏、言に形はる、之を郡縣に施せば、則ち惡を疾むの心、政に見はる、難を知り每に以て戒となすと雖も、而も事に臨み自ら回る能はずと、○兼侍讀を謝する表中に云ふ、白首復た來り、丹心已に折く、西淸の帷幄を望み、久しく立て彷徨し、長樂の鼓鐘を聞き恍として夢寐の如し、以上摘錄、東坡の四六眞に飛動に至り、唐人に別つを見る、

乞常州居住表

解題　嚮に汝州に移るの命を蒙りし時、途中より上りし所の表なり、

主意　功を以て過を補ひ、若境を免れしめん事を請ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「此言朝聞夕死無憾」に至るまでを第一大段となす、上表の理由を叙す、「臣昔者嘗對便殿」より「更生僥覬之心」に至るまでを第二大段となす、汝州量移の恩を謝す、「但以祿廩久空」より「得從所便」に至るまでを第三大段となす、常州に住せんことを乞ふ、「垂念臣受性剛褊」より篇尾に至るまでを第四大段となす、許容を乞ふ、

俾レ就ニ窮途一、以安ニ餘齒一、

段落　第三大段の第一小段なり、寛典を叙す、

讀方　此れ蓋し皇帝陛下、堯文炳煥、湯德寛仁、日月の照臨を赫にし、天地の覆育を廓にす、之を蠕動に譬ふ、稍や矜憐を賜ふ、窮途に就かしめ、以て餘齒を安んず、

講説　此れ蓋し伏して遇へるは、皇帝陛下が堯の文章の光り渡るが如く、湯の道德の寛仁なるに同じく、日月の照臨を一層輝し、天地の覆育を一層擴張し給ふ時世にて、臣は譬へば蠕々とうごめく蟲などの如き物にて、深く罪するに足らずとて、少しく哀憐を賜ひ、國はづれの地に就いて餘命を安んぜしめ給ひしなり、

注解　「堯文炳煥」論語泰伯篇に云ふ、大なるかな堯の君たるや、巍々乎として唯だ天を大なりとす、唯だ堯、之に則る、蕩々乎として民能く名づくるなし焉、巍々乎として其れ成功あるなり、煥乎として其れ文章ありと、「湯德寛仁」書經仲虺の誥に云ふ、克く寛、克く仁と、「蠕動」蠕は微動なり、蟲の行く貌、「餘齒」猶ほ餘命と云ふが如し、

而臣孤老無レ託、瘴癘交攻、子孫慟ニ哭於江邊一、已爲ニ死別一、魑魅逢ニ迎於海上一、寧許ニ生還一、念レ報ニ德之何時一、悼ニ此心之永已一、俯伏流涕、不レ知レ所レ云、

段落　第三大段の第二小段なり、苦境を叙す、

讀方　而して臣、孤老託なく、瘴癘交も攻む、子孫江邊に慟哭し、已に死別をなす、魑魅海上に逢迎す、寧ろ生還を許さるとも、德に報ずるの何時なるを念ひ、此心の永く已まんを悼む、俯伏流涕云ふ所を知らず、

講説　臣は孤立老衰にて寄る所もなき身なるに、瘴癘は引切なしに攻め來る、子孫は江邊に慟哭して死別れをなし、魑魅は海上に逢迎する次第なれば、何とて生きて還ることを期せんや、御恩に報ずるは何の時なるを念ひ、此心の永く已まんことを悼むのみ、俯伏流涕して云ふ所を知らず、

篇尾に至るまでを第三大段となす、恩を叙す、

並鬼門而東鶩、浮瘴海以南遷、生無還期、死有餘責、臣軾中謝、

段落　第一大段なり、

讀方　鬼門竝んで而して東に鶩せ、瘴海に浮んで以て南に還る、生還期なく、死餘責あり、臣軾中謝、

講説　鬼門關に傍うて東に馳せ、瘴海に浮んで南に遷る、生きては都に還るの期なく、死しても尙ほ殘れる責あり、臣軾中謝、

注解　「鬼門」韓文蔣註に云ふ、唐の容州北流縣、今梧州府に屬す、南三十里、兩石相對し、濶三十歩、俗に鬼門關と號す、諺に云ふ、鬼門關、十人、九は還らず、又黃山谷の詩に云ふ、鬼門關外莫言遠、五十三驛是皇州、「瘴海」南方は瘴癘の氣多し、故に瘴海と云ふ、

文法　沈德潛云ふ、起便ち讀むに忍びず、

伏念臣頃緣際會、偶竊寵榮、曾無毫髮之能、而有邱山之罪、宜三黜而未已、跨萬里以獨來、恩重命輕、咎深責淺、

段落　第二大段なり、

讀方　伏して念ふに、臣頃ろ際會に緣り、偶ま寵榮を竊み、曾て毫髮の能なく、而して邱山の罪あり、宜しく三黜して已まざるべし、萬里に跨り以て獨り來る恩重く命輕く、咎深く責淺し、

講説　伏して念ふに、臣頃ろ時世の際遇に因つて、偶ま寵榮を竊み、曾て毫髮ほどの能力もなく、而も邱山の罪あり、宜しく三たび職を黜くる位に止まらざるべきなれば、萬里の遠を蹈み越えて獨り此の惡地へ來りしとて、何の不思議もなし、恩は重けれども命令は輕く、咎は深けれども責罰は淺し、

注解　「邱山之罪」高大なるを言ふ、

此蓋伏遇皇帝陛下、堯文炳煥、湯德寬仁、赫日月之照臨、廓天地之覆育、譬之蠕動、稍賜矜憐、

廟を建てゝ以て祖考を安んじ、六官を正しうして典刑を修め、種々の廢れたる事揃うて興り、多くの賢士爰に集り、冠を彈じ綬を結び、共に千載の逢を忻び、面を掩ひ隅に向ひ、一夫の泣くに忍びず、故に涓滴を推して焦枯に及ぼせり、顧ふに死を效すに路なく、身を殺すも何の益かあらん、更に天を呼んで自ら言を列ねんと欲するも、口舌を尙ぶときは窮するの恐れあり、徒らに此の報恩の心あれども異日を期するの外なし、

注解　「湯德」殷の湯王の德、「原廟」前漢の禮樂志に云ふ、沛宮を以て原廟となすと、師古の注に云ふ、原は重なり、言ふは、已に正廟を立て更に重ねて立つるなりと、「祖考」考は父なり、「六官」吏部、戸部、兵部、禮部、刑部、工部、「典刑」法律なり、「具」ともにと訓ず俗に云ふ揃ふ、「彈冠結綬」冠の塵を掃ひ、印の紐を結ぶ、印は就職の證として佩ぶるもの、「忻千載之逢」千載の間に僅に一遇すべきものが、現在に遭遇せしが爲め之を忻ぶなり、「掩面向隅」漢書刑法志に云ふ、堂に滿ちて酒を飮むに、一人あり、隅に鄕つて悲泣せば、則ち一堂皆之が爲に樂まずと、「涓滴」二しづくの水、「無門」途なしと云ふが如し、「自列」列は陣列、「尙口則窮」易の彖傳の語、

纂　評

○沈德潛評　此れ黃州に謫せられし後、帝命じて國史を成さんと欲す、而して宰相王珪欲せず、帝手札、汝州に移すなり、「命寄江湖之上」の三四行、謫居の況を寫す、少陵、鄭廣文に贈る詩に比すれば、倍す直、倍す苦、

到昌化軍謝表

解題　篇末に附する沈德潛の評を觀るべし、

動機　悲慘なる境遇を訴ふるに在り、

主意　窮途と雖も餘命を繫ぐを得たることを謝するに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「死有餘責臣軾中謝」に至るまでを第一大段となす、大意を敘す、「伏念臣頃緣際會」より「咎深責淺」に至るまでを第二大段となす、罪を敘す、「此蓋伏遇皇帝陛下」より

段落　第二大段なり、

講說　伏して念ふに、臣先頃は名譽其實力に過ぎ、食祿衆人に踰え、兄弟竝に優等の科を竊み、〔非分を言ふ〕衣冠の徒、或は立派なる事とせしが、間もなく冊府に從事し、出でゝ郡守たるの辭令を領せり、已に一善事の絲毫ほども紀すべきなく、然るに重罪を以て斧鉞の鏽となるべき筈なりき、有難き御宥恕を蒙りしものは平生の心得に對して愧づる所あり、獨りぼちなる影を見ては自ら憐むらく、命は江湖の上に寄ることを、悸えたる魂は未だ落付かず、夢は尙ほ縲紲の中に遊べり、瘦せ衰へて人とは見えず、狂ひ廻りて志を失へり、妻子には陰にて笑はれ、親友も絕交するに至れり、其上病氣何年にも及びしかば、人皆相傳へて已に死にたりとなし、飢寒日々續けるため、臣も亦自ら生存を厭へり、然るに草芥の微賤なるに拘はらず、尙ほ朝廷の紀錄を煩はし、臣の悃悔の路を開かれ調査の上收用を得るに至らんとは思はざりき、

注解　「浮」過なり、禮記坊記に云ふ、君子其食をして人に浮ぎしめんよりは、寧ろ人をして食に浮ぎしめんと、「賢科」進士上等の科、「冊府」史館を謂ふ、「出領郡符」杭州の通判となりしこと、「恩貸」貸は猶豫と云ふが如し、「縲紲」黑き索にて曳くこと、罪囚を謂ふ、「孥」子なり、「悃」痛なり、

此蓋伏遇皇帝陛下、湯德日新、堯仁天覆、建原廟以安祖考、正六官而修典刑、百廢具興、多士爰集、彈冠結綬、共忻千載之逢、掩面向隅、不忍一夫之泣、故推涓滴以及焦枯、顧惟效死之無門、殺身何益、更欲呼天而自利、尙口乃窮、徒有此心、期於異日、

段落　第三大段なり、

講說　此れ蓋し、伏して皇帝陛下の、下の如き聖德に遇ひ奉れるためなり、其は、陛下は、湯の德、日に新たなると均しく、堯の仁、天の覆ふが如きに同じく、原

主意　前篇に同じ、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「惟知感涕」に至るまでを第一大段となす、大意を言ふ「伏念臣向者名過其實」より「許以甄收」に至るまでを第二大段となす、收錄せられたるを議す、「此蓋伏遇皇帝陛下」より篇尾に至るまでを第三大段となす、自ら咎を引き艱苦を嘗むるを敍す、

稍從內遷、示不終棄、罪已甘於萬死、恩實出於再生、祗服訓詞、惟知感涕、臣軾中謝、』

段落　第一大段なり、

講說　今度少しく內地（京師に近きを言ふ）に移ることゝせられ、棄切にせざる思召を示し給へり、臣は已に萬死を覺悟せしに、君の恩は實に再生の御處置に出でぬ、祗だ訓詞を服し、惟だ感流を知るのみなり、臣軾中謝、

注解　「內遷」汝州は黃州に比して京師に近きを以て言ふなり、「中謝」前に出づ、

伏念臣向者名過其實、食浮於人、兄弟並竊於賢科、衣冠或以爲盛事、旋從冊府、出領郡符、既無片善可紀於絲毫、而以重罪當膏於斧鉞、雖蒙恩貸、有愧於平生、隻影自憐、命寄江湖之上、驚魂未定、夢遊縲紲之中、憔悴非人、章狂失志、妻孥之所竊笑、親友至於絕交、疾病連年、人皆相傳爲已死、饑寒併日、臣亦自厭其餘生、豈謂草芥之賤微、尙煩朝廷之紀錄、開其悃悔、許以甄收、』

ひ、之が爲め少しの懲し目は大に誡むる動機となりぬ、抑も天地は能く萬物を覆ひ又は載するも、之を限量外に容る丶能はず、（然るに陛下は之を容れ給ふ）父母は能く子を生み育つるも、之を死中より救ひ出す能はず、（然るに陛下は之を出し給へり）伏して惟ふに、此の御恩を何を以て報じ奉るべき、（殆ど報ずるに道なき程の御恩なり）

惟當疏食沒齒、杜門思愆、深悟積年之非、永爲多士之戒、貪戀聖世、不敢殺身、庶幾餘生未爲棄物、若獲盡力鞭箠之下、必將捐軀矢石之間、指天誓心、有死無易、

段落　第三大段の第二小段なり、報恩の志を述ぶ、

講說　されば惟だ當に疏食をなして一生を送り、門を閉ぢて愆を思ひ、深く多年の非を悔い、永く多數の官吏の戒めとなるべし、聖人の御世に心殘れるが故に敢て生命を棄てず、此以後の生涯も廢物とならざらんことを希ひ居れり、若し力を鞭箠の餘に盡すを得ば、必ず身を矢石の間に貢獻せんとす、天を指し心に誓ひ、死することあるも此心を易ふることなし、

注解　「疏食」疎末なる飯なり、「沒齒」終身、「杜門」門を塞し蟄居するなり、「鞭箠之下」刑餘の身と云ふこと、「矢石」矢丸と云ふが如し、

纂評

○**沈德潛評**　此れ詩案の獄旣に興り、之を死に置かんと欲して、帝獨り之を憐み、黃州團練副使を以て安置するなり、咎を引き恩を銜む、字々嗚咽、

謝量移汝州表

解題　量移は酌量轉任なり、作者初め黃州に謫せられしが、帝之を中央政府に召還せんとせしも宰相の沮する所となり、之が爲め汝州に移されたるなり、

屈法、猶當禦魑魅于三危、豈謂尙玷散員、更叨善地、投畀麏鼯之野、保全樗櫟之生、臣雖至愚、豈不知幸、

段落 第二大段の第二小段なり、寬典を言ふ、

講說 陛下の至仁を以て屢ば臣の罪を赦し給ふと雖も、之に反し衆議は之を容れず、罪を取調べ事實を責めき、言ふまでもなく兩觀に於て斧鑕に伏すべきものにて、縱令恩を推し法を屈するにもせよ、猶ほ魑魅を三危に禦ぐべし、然るにまだしも間散なる役を汚し、更に善地を叨りにし、麏鼯の棲息する原野に投げ畀へられ、樗櫟の如き無用なる臣の生命を保全し給はんとは、如何にして思ひ至らんや、臣至愚と雖も豈に幸を知らざらんや、

注解 「兩觀」昔し孔子、少正卯を兩觀の下に誅せしに因り、刑場の義に用ひたり、觀は門闕を謂ふ、「魑魅」左傳文公十八年に云ふ、諸を四裔に投じ、以て魑魅を禦がしむと、注に、山林異氣の生ずる所、人の害を爲すものと云ふ、卽ち怪物なり、「三危」書經舜典に云ふ、三苗を三危に竄すと、注に、三危は西裔の地と、「玷」缺なり、きずつくるの意、「麏」麕に同じ、「鼯」狀小狐の如く、蝙蝠に似たり、「樗櫟」惡木なり、

文法 至尊を回護する處を見るべし、

此蓋伏遇皇帝陛下、德刑並用、善惡兼容、欲使法行而知恩、是用小懲而大誡、天地能覆載之、而不能容之於度外、父母能生育之、而不能出之於死中、伏惟此恩、何以爲報、

段落 第三大段の第一小段なり、恩に感ずるを言ふ、

講說 蓋し恐れながら皇帝陛下が德と刑と竝に用ひ、善も惡も兼ねて之を容れ、法をして行はしむると共に恩を知らしめ給はんとせらるゝ有難き御世に遇

祗服訓辭、惟知感涕、中謝

段落　第一大段なり、

講說　臣狂愚にして法を冒し罪を犯せしに就いては、固より國家の一定したる刑罰ある處、仁聖なる陛下は哀憐を垂れ給ひて、特に輕き法條に從ひ、其必ず死すべき生命を許し給へり、臣は祇だ訓令に服從するのみ、惟だ感泣を知るのみに之れあるなり、

注解　「中謝」唐書に見ゆるが如く、原文には、感涕の下に「臣軾誠惶誠恐頓首頓首」の十字あり、是れ定式なるを以て、之を略せしなり、

伏念臣早緣科第、誤忝縉紳、親逢睿哲之興、遂有功名之意、亦嘗召對便殿、考其所學之言、試守三州、觀其所行之實、而臣用意過當、日趨於迷、賦命衰窮、天奪其魄、叛違義理、孤負恩私、茫如醉夢之中、不知言語之出、

段落　第二大段の第一小段なり、罪を叙す、

講說　伏して念ふに、臣早く科第により誤つて縉紳の地位を忝うし、親しく睿哲〔天子を指す〕の興るに逢ひ、遂に功名を立つるの志あり、亦嘗て便殿に召されて御問に對へしに、陛下は臣が學びし所の言を御調べあつて、試みに三州の守となし給ひぬ、臣の行ふ所の實を觀させられし處、臣の心得方其當を踰えて、日に迷ひに赴きぬ、臣の運命の衰へ窮まれる、天が我れの魄を奪ひ、常識を失ひたるため、義理に違ひ恩義に負き、茫然として醉中夢中に在るやうにて、言語の出づるを覺えず、隨つて其言ふ所、罪に陥れるなり、

注解　「科第」進士試驗なり、「誤忝」忝うすべき資格なきに間違ひて身分を得たるを謂ふ、「三州」密州、徐州、湖州、「魄」精神と云ふが如し、「叛違」そむき違ふなり、「孤負」孤も亦そむき離るゝ意、

雖至仁屢赦、而衆議不容、案罪責情、固宜伏斧鑕於兩觀、推恩

講説 開元末の大臣中、正を履みて苟も曲げざるは張九齡一人のみ、故に九齡の免職後は誰も明皇の過失を言はざりしため明皇は其過を聞かず、以て祿山の亂を致せり、治亂の分るゝ所は愼まざるべけんや、

注解 「九齡忤旨」開元二十四年、安祿山執へらる、張九齡力爭して曰く、祿山反相あり、誅せずんば必ず後患をなさんと、玄宗竟に誅せず、又李林甫を相とするを諫む、上、從はず、遂に林甫に讒せらる、

総説

以上二篇、皆事に因つて諷諫する者にして、前篇は暗に忠言の士を包容すべきを諷し、此篇は正を守り回らざるの士を認めんことを諷するに似たり、謂はゆる公卿祿を持するは安石の黨を指せる者にして、王莽も亦焉んぞ安石を謗りしものに非ざるを知らんや、文は一頭兩脚の法を用ひ、三段に至り始めて題に入り、張牛の事は之を詳にせず、是れ題を借れるものなるを以てなり、

纂評

○沈德潛評 明皇、張九齡、裴耀卿を罷めて、李林甫、牛仙客を相とす、喪亂の機此に決す、然れども人に君たるもの、毎に君子を退けて小人を進むるは何ぞや、忠言聞くを厭うて、讒諂面諛の者入り易きを以てなり、人を知り言を聽くの際、愼まざるべけんや、

到二黃州一謝表

解題 此れ死刑を免れて黃州に左遷せられし時、上りたる表文なり、

主意 咎を引き恩を謝するに在り、

段落 凡そ三大段となす、篇首より「惟知感涕」に至るまでを第一大段となす、大意を敍す、「伏念臣早緣科第」より「豈不知幸」に至るまでを第二大段となす、大罪あるに拘らず寬典に處せられたるを言ふ、「此蓋伏遇」より篇尾に至るまでを第三大段となす、恩に感ずるの意氣を言ふ、

狂愚冒犯、固有二常刑一、仁聖矜憐、特從二輕典一、赦二其必死一、許三以自新一、

以安者也、若名節一衰、忠臣不聞、亂亡隨之、捷如影響、

段落　第一大段なり、

講説　軾竊かに謂ふに、士大夫たるもの、名譽節操を磨き、顏色を正しうして朝廷に立ち、他人に雷同して己が俸祿地位を固くすることを爲さゞるは、獨り人臣として一個人の義務なるのみならず、乃ち天下國家が恃んで以て安全なる所なり、若し名節一たび衰ふるときは、其結果は騷亂滅亡なり、其急速なること影の形に隨ひ、響の物に應ずるが如し、

西漢之末、敢言者惟王章朱雲二人、章死而雲廢、則公卿持祿、保妻子、如張禹孔光之流耳、故王莽以斗筲穿窬之才、恣取神器、如反掌、

段落　第二大段なり、

講説　西漢の末に於て敢て言ふものは、惟だ王章、朱雲の二人のみなりき、其中王章は殺され、朱雲は官を免ぜられたり、則ち公卿は、皆祿を持し妻子を保つの外、何の能事もなき張禹、孔光の類の如きもののみ、故に王莽は斗筲穿窬の才を以て恣に王位を盜み取ること、掌を反すが如く容易なりしなり、

注解　「王章朱雲」前漢成帝の時、京兆の尹王章は大將軍王鳳を論じたるため、獄に下されて死し、故の槐里の令朱雲は安昌侯張禹を論じ、檻を折つて屈せず、「張禹孔光」孔光は孔子十四世の孫にして、諫大夫となり、尚書の事を領す、沐日歸休する毎に、兄弟妻子と燕語するのみにて、朝省政事に及ばず、「斗筲」斗は大升なり、筲は竹器なり、鄙細の人を言ふ、「穿窬」小盜なり、「神器」天子の位なり、

唐開元之末、大臣守正不回、惟張九齡一人、九齡既已忤旨、罷相、明皇不復聞其過、以致祿山之亂、治亂之機可不愼哉、

溫言以來之、虛懷以受之、猶恐不敢言、又況如武帝作色、憑怒致之於死乎、故湯之用事、致使盜賊半天下、而漢室幾亂、蓋起於狄山之不容也、』

段落　第二大段なり、

講說　やさしき語を以て之を求め、蟠りなき心を以て之を受くるさへ、猶ほ敢て言はざるを恐るゝに、況や武帝が顏色を變へ、怒に因つて之を死に致すが如きに於ては、誰か之を言ふものあらんや、故に張湯が政事を專らにし、盜賊天下に半し、而して漢室幾んど亂るゝに至らしめたるは、蓋し狄山の容れられざるより起りしなり、

纂評

○沈德潛評　即ち魏徵、唐の太宗に對する意にして、痛切に之を言ふ、宋人の講筵、其事に因り忠を納るゝこと此の如し、

張九齡不肯用張守珪牛仙客

解題　此れ又前篇と同じく邇英殿進讀中の一項にして、張九齡は唐の玄宗の宰相なり、

主意　人君諫めを納れざるときは、終に大亂を生ずべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「捷如影響」に至るまでを第一大段となす、名節と天下の治亂との關係を言ふ、「西漢之末」より「如反掌」に至るまでを第二大段となす、故事を以て證を取る、「唐開元之末」より篇尾に至るまでを第三大段となす、安祿山の亂は玄宗が張九齡を用ひざりしに由るを言ふ、

軾竊謂士大夫砥礪名節、正色立朝、不務雷同、以固祿位、非獨人臣之私義、乃天下國家所恃

臣固より愚忠、御史大夫湯の若きは乃ち詐忠と、上色を作して曰く、吾れ生一郡に居らしめば、豈に虜をして入盜せしむべけんやと、曰く能はずと、曰く一縣に居る、對へて曰く能はずと、又曰く一障間に居る、山自ら度る、辯窮せば且つ吏に下らんと、曰く能くすと、是に於て上、山を遣はし、鄣に乘せしむ、月餘に至り、匈奴、山の頭を斬つて去ると、

動機　人君たる者、儒臣の言を容るべしと云ふに在り、

主意　小臣たりと雖も其言を廢すべからずと云ふに在り、

段落　凡て二大段となす、篇首より「而人主之所欲聞也」に至るまでを第一大段となす、漢制の美處を言ふ、「溫言以來之」より篇尾に至るまでを第二大段となす、武帝の失を論ず、

軾謹案漢制、博士秩皆六百石耳、然朝廷有大事、必與丞相御史九卿列侯、同議可否、

段落　第一大段の第一小段なり、漢制を擧ぐ、

講說　軾謹んで漢制を取調ぶるに、博士の俸祿は僅か六百石に過ぎず、然れども朝廷に大事あるときは、必ず丞相、御史、九卿、列侯と共に其可否を議するの仕組なり、

蓋親儒臣、尊經術、不以小臣而廢其言、故狄山得與張湯爭議上前、此人臣之所甚難、而人主之所欲聞也、

段落　第一大段の第二小段なり、狄山の事は漢制の實現なるを言ふ、

講說　蓋し儒臣に親み經術を尊び、小臣なるが爲に其言を廢てざるの精神より出でたる制度なるが、制度此の如くなるが故に、狄山は張湯と御前に於て爭議することを得たるなり、右は人臣たるものゝ甚だ難しとする所にして、人主の聞かんことを欲する所なり、

願、若朝廷不以臣不才、猶欲驅使、或除一重難邊郡、臣不敢辭避、報國之心、死而後已、惟不願在禁近、使黨人猜疑、別加陰中也、干犯天威、謹俟斧鑕、

段落　第五大段の第三小段なり、願意を述ぶ、

講說　伏して望む、慈聖兩陛下には臣が至誠を察せられ、特に執政に御命令あつて度々の奏狀を調査せしめ、只だ親族關係の遠慮に取繕ひ、早く一郡に除し給はんことを、有らゆる今來の奏狀は、何卒御手許に留め置かれて出されず、以て臣子を保全なし下されよ、臣大願に堪へず、若し朝廷、臣が不才を以てせず、猶ほ御役に立てんと欲せらるゝならば、一の重難なる邊地に除せらるとも敢て辭避せず、報國の心は死して後已むことなれども、只だ禁近に在つて、黨人をして猜疑して別に陰中を加へしむるを願はず、天威を干す上は謹んで斧鑕を待つ、

纂評

○沈德潛評　此れ太皇太后政を聽くとき、方に公を用ふるに嚮ふ、公此狀を上るや、生平禍患の由を歷陳し、言を欲するを盡すを得、未だ幾くならずして吏部尙書を以て翰林承旨に改め、讒を以て外を請ひ、潁州に知とし、揚州に徙る、召して兵部尙書となし、禮部尙書に遷る、宣仁后崩ずるより、哲宗、政を親らし、而して公遷謫に死す矣、篇中、郡を乞うて自ら全うせんと云ふと雖も、而も小人を激怒する處、愈よ甚し、蓋し時を憤り俗を嫉むの狀、若輩をして堪ふる能はざらしむ、

狄山論匈奴和親

解題　此れ邇英殿に於て史記を侍讀せし時、此個條に至り、感ずる所を文章として之を上りしなり、史記の酷吏傳に云ふ、匈奴來つて和親を請ふ、群臣上の前に議す、博士狄山曰く、和親、便なりと、上、張湯に問ふ、湯曰く、此れ愚儒の無知と、狄山曰く、

かり身を全うするの意あることを免れず、再三御辭退を申し上ぐるも實は矯飾に非ざるを知り給はんを欲す、

柳下惠有言、直道而事人、焉往而不三黜、臣若貪得患失、隨世俛仰、改其常度、則陛下亦安所用臣、若守其初心、始終不變、則群小側目、必無安理、雖蒙二聖深知、亦恐終不勝衆、所以反覆計慮、莫若求去、非不懷戀天地父母之恩、而衰老之餘、恥復與群小計較短長曲直、爲世間高人長者所笑、

段落　第五大段の第二小段なり、命を奉ずるも君國に益なきを言ふ、

講說　柳下惠言ふあり、己れの主義を直くして人に事ふるときは、何處に往くとしても斥けられざらんやと、臣若し得るを貪り失ふを患へ、世に隨つて俯仰し、其平生の定規を改めなば、此の如き小人を陛下亦何に用ひ給ふ所あらん、若し又其初心を守り、始終變ぜざらば、群小人目を側つべく、必ず安穩なる道理なし、兩陛下の深き知遇を蒙ると雖も、亦結局多數に勝てざることを恐る、色々考へ見たる所にて、去るを求むるに若くはなしと爲す次第なり、天地父母の御恩を慕ひ奉らざるには非ず、而も衰老の餘を以て復び群小と長短曲直を爭ひ、高人長者に笑はるゝことを恥づ、

注解　「柳下惠云々」論語微子篇に出づ、

伏望聖慈察臣至誠、特賜指揮執政、檢會累奏、只作親嫌回避、早除一郡、所有今來奏狀、乞留中不出、以保全臣子、臣不勝大

黨人は大に猜忌し、利器を砥ぎ濟して待ちつゝあり、勢ひは必ず此の如くならん、因つて恩命を聞いて悸恐し、禍ひを以て災ひとなし、卽ち上章して恩命を辭退し、地方の郡に出勤せんことを請ひ、任地を發し旅行の半途に來りしに、果して弟の轍が臺諫の爲に攻擊せられ、官舍を引拂つて罪を待つ由を聞けり、又陛下が十分に情狀を御見拔き下されしため、僅かに保全を獲たり、臣の剛强にして褊狹なるは衆人の共に知る所、黨人の臣を嫌忌することは、弟轍より甚し、豈に衰病の餘を以て復た其鋒を犯さんや、自身にては罪なきことを知ると雖も、今日彼れ是れ咎め立を爲す者の方に於ては何とて是非曲直を問はんや、

竊謂人主之待臣子、不過公道以相知、黨人之報怨嫌、必爲巧發而陰中、臣豈敢恃二聖公道之知、而傲黨人陰中之禍、所以不避煩瀆、自陳入仕以來進退本末、欲陛下知臣危行獨立不回、以犯衆怒者、所從來遠矣、又欲陛下知臣平生冒涉患難危嶮如此、今餘年無幾、不免有遠禍全身之意、再三辭遜、實非矯飾、

段落　第五大段の第一小段なり、辭免の眞情を言ふ、

講說　竊かに謂ふに、人主の臣子を待つは、公道を以て相知るに過ぎず、黨人の怨嫌を報ずるは、必ず巧みに手段を設けて陰に法に中つることをなす、臣豈に敢て兩陛下の知り給ふことを恃み、而して黨人が陰に罪に中つるの禍に對し、傲然として居らるべきや、故に煩瀆を避けずして、自ら入仕以來の進退本末を陳述する次第にて、臣、行ひを高くし獨立して囘らず以て人の怒を犯すことは、由つて來る所遠きを知り給はんを欲す、又陛下が臣の平生患難を冒し涉り、危險此の如くなるに、今は餘年幾くもなく、禍ひに遠ざ

豈爲顏章等哉、以此知黨人之意、未嘗一日不在傾臣、洗垢求瑕、止得此事、

段落　第四大段の第二小段なり、地方に在れば僅かに譏謗の少きを得るを云ふ、

講說　地方に出でゝ杭州に知事たりしより二年、粗ぼ人言を免る、中間法律以外に顏章、顏益の二人を入墨して流刑に處したるが、蓋し積弊を改むる爲め、已むを得ざりしなり、陛下も亦已に臣を赦し給へるに、言者は反つて赦さず、論奏して已まず、其心底は豈に顏章等の爲めならんや、此れを以ても黨人の意が一日なりとも臣を傾くるに在らざるなきを知るなり、但し垢を洗ひ瑕を求むるが如くにして臣の罪を探し出せしも、僅かに此の顏章を刑したる一事を得たるのみ、

今者忽蒙聖恩、召還擢用、又除臣弟轍爲執政、此二事皆非大臣本意、竊計黨人必大猜忌、摩厲以須、勢必如此、聞命悸恐、以福爲災、即日上章辭免乞郡、行至中路、果聞弟轍爲臺諫所攻、搬出廨宇待罪、又蒙陛下委曲照見情狀、方獲保全、臣之剛褊、衆所共知、黨人嫌忌、甚於弟轍、豈敢以衰病之餘、復犯其鋒、雖自知無罪可言、而今之言者、豈問是非曲直、

段落　第四大段の第三小段なり、召還の恩命は反つて禍を得る所以を言ふ、

講說　此頃忽ち聖恩を蒙り、召還の上擢用せらるゝことゝなり、又臣の弟轍を除して執政とせられぬ、此の二事は何れも大臣の本意にあらず、竊かに料るに、

講說　以上の數事積み重ぬるを以て、恐らくは別に禍ひを招くに至らん、又臂痛み目昏きにより、屢ば上書して地方官たらんことを力求する所以なり、

文法　結一句、後段を起す、

竊伏思念、自忝禁近、三年之間、臺諫言臣者數四、只因發策草麻、羅織語言、以爲謗訕、本無疑似、白加誣執、其間曖昧譖愬、陛下察其無實、而不降出者、又不知其幾何矣、若非二聖仁明、洞照肝膈、則臣爲黨人所傾、首領不保、豈敢望如先帝之赦臣乎、

段落　第四大段の第一小段なり、中央政府に居れば危險なるを言ふ、

講說　竊かに伏して考ふるに、禁近を忝くせしより三箇年の間に於て、臺諫の、臣に關して彼れ此れ中し上げたることは數度なりしが、只だ臣が發する所の策文、又は草する所の詔勅に就いて、罪になるべき言語を組み立てゝ譏謗をなすに過ぎず、本來疑ふべき點も似よりたる點もなきに、公然誣ひて執奏をなせしなり、其間曖昧の譏訴にして、陛下が其實なきを察して、其書面を其筋に降し給はずして止みたるものは其幾くなるを知らず、若し兩陛下が仁明に在して臣の心中を見透し給ふに非ざりせば、臣は黨人に傾けられて首を保つこと能はざりしなるべく、豈に敢て先帝が臣を赦し給ひしが如きことを望むべけんや、

注解　「肝膈」肝と胸板と、

文法　先帝を關合す、文氣散せず、

自出知杭州、二年、粗免人言、中間法外刺配顏章顏益二人、蓋改積弊、事不獲已、陛下亦已赦臣、而言者不赦、論奏不已、其意

黨猶在要近、陰爲之地、特未發爾、小臣周穜乃敢上疏乞用王安石配享、以嘗試朝廷、臣竊料穜草芥之微、敢建此議、必有陰主其事者、是以上書逆折其姦鋒、乞重賜行遣、以破小人之謀、因此黨人尤加忿疾、

段落　第三大段の第四小段なり、王安石の殘黨に疾まるゝを言ふ、

講說　朝廷が大姦數人を免退せしより以來、其れにも拘はらず、其餘黨が猶ほ要路に居り、君に接近するが故に、內々挽回の用意をなしつゝあり、惟だ未だ手を出さゞるのみ、然るに小臣の周穜が反つて上疏をなし、王安石を宗廟に合祭せんことを乞ひ、以て朝廷の內意を探れり、臣竊かに料るに、穜は草芥の如き取るに足らぬ身分なるに敢て此の議を建つるは、必ず陰に其事の主謀者あるならんと、是を以て上書して逆に其姦鋒を折き、重ねて地方へ追ひ遣りて小人の謀を破壞せんと欲したるが、之が爲め黨人は尤も臣に忿疾を加へたり、

注解　「大姦數人」呂惠卿、蔡確、章淳等なり、

其後又與經筵、極論黃河不可回奪利害、且上疏爭之、遂大失執政意、

段落　第三大段の第五小段なり、執政に疾まるゝを言ふ、

講說　其後又經筵に與り、極めて黃河の川筋變更の利害を論じ、且つ上疏して之を爭ひしため、遂に大に執政の意を失へり、

注解　「經筵」御前進講、

積此數事、恐別致患禍、又緣臂痛目昏、所以累章力求補外、

段落　第三大段の第六小段なり、前を收む、

獨立不倚、知無不言、可以少報萬一、

段落　第三大段の第一小段なり、今上の知遇を言ふ、

講說　陛下位に卽き給ふに及び、臣を配所より取上げ給ひ、未だ一年にも及ばざるに禁林の位地に備はれり、運り合せの不思議なること古今に比なし、臣每に自ら惟ふ、昆蟲草木の如き些細の物にて、天地生成の德を報ゆる能はず、惟だ獨立して片倚らず、知り居ることは言はざる所なしと云ふ一事を持ち居ることなるが、此れにて少しく萬分の一を報ゆるに足ると、

注解　「禁林」翰林なり、

始衙前差雇利害、與孫永傅堯俞韓維爭議、因亦與司馬光異論、光初不以此怒臣、而臺諫諸人、逆探光意、遂與臣爲仇、

段落　第三大段の第二小段なり、臺諫等に疾まるゝを言ふ、

講說　始め衙前差雇の利害に就き、孫永、傅堯兪、韓維と爭議せしが、亦司馬光とも論を異にせり、光は初め此れを以て臣を怒らざりしに、臺諫の諸人は逆め光の意を探り、遂に臣と仇となれり、

注解　「衙前」鄉の賤役、「差雇」差役と雇役、「司馬光」溫公、

臣又素惡程頤之姦、未嘗假以色詞、故頤之黨人、無不側目、

段落　第三大段の第三小段なり、程頤に疾まるゝを言ふ、

講說　臣又平素程頤の姦を疾み、顏色に於ても言語に於ても容赦せしことなし、故に彼れの仲間の者は目を側てゝ臣を視ざるなし、

注解　「程頤」謂はゆる伊川先生、當時東坡の黨を蜀黨と曰ひ、伊川の黨を洛黨と曰ふ、洛蜀の爭ひ此に起る、

自朝廷廢黜大姦數人、而其餘

此にては手込になすの意なり、

及竄責黃州、每有表疏、先帝復對左右稱道、哀憐奬激、意欲復用、而左右固爭以爲不可、臣雖在遠、亦具聞之』

段落　第二大段の第四小段なり、君主の知遇と小人の迫害との三、

講説　臣が責を受けて黃州に逐放せらるゝに及び、先帝は復たも左右に對して臣を譽め給ひ、御憐憫を垂れ奬勵を加へさせられ、其御心には復び用ひんと欲し給ひしに拘はらず、左右近侍の者は飽くまで爭うて不可とせり、臣は遠方に罷り在りしと雖も、委細に其事を承はれり、

古人有言、聚蚊成雷、積羽沈舟、言寡不勝衆也、以先帝知臣特達如此、而臣終不免於患難者、以左右疾臣者衆也』

段落　第二大段の第五小段なり、末段を收む、

講説　古人言ふことあり、蚊も聚るときは其聲雷を成し、羽も積れば其重み舟を沈むと、是れ寡は衆に敵せざることを言へるなり、先帝が臣を知り給ふの特別なる、以上の如きを以てすら、臣が終に患難を免れざるは、左右に於て臣を疾む者多きを以てなり、

注解　「聚蚊成雷」漢書景十三王傳に出づ、「積羽沈舟」史記張儀傳に出づ、

文法　曰く先帝眷臣不衰、曰く先帝初亦不聽、曰く先帝遣使就獄有所約敕、曰く先帝復對左右稱道と是れ本段の脈絡なり、⦿賴山陽云ふ、先帝を結ぶ處本意を露出し、然る後今上に及ぶ、

及陛下即位、起臣於貶所、不及一年、備位禁林、遭遇之異、古今無比、臣每自惟昆蟲草木之微、無以仰報天地生成之德、惟有

奏不已、故臣得罪下獄、定等選差悍吏皇遵、將帶吏卒、就湖州追攝、如捕寇賊、臣即與妻子訣別、留書與弟轍、處置後事、自期必死、過揚子江、便欲自投江中、而吏卒監守不果、到獄、即欲不食求死、而先帝遣使就獄、有所約敕、故獄吏不敢別加非橫、臣亦覺知先帝無意殺臣、故復留殘喘、得至今日、

段落　第二大段の第三小段なり、君主の知遇と小人の迫害との二、

講說　臣も此れによつて禍を懼れしかば、地方に出でんことを乞ひ、三度までも外任に補せられたり、而して先帝の臣に目を掛け給ふことは衰へず、時に臣の上りし賀表又は謝表に就いて、左右の者に對し臣の事を譽め給へり、黨人は臣が復た用ひられんかと疑ひを抱き、李定、何正臣、舒亶の三人は風說を製造し、罪狀を醸し出すに就いては有らゆる手段を盡し、是非とも臣を死罪になさんと欲せり、先帝も初めは聽き入れ給はざりしと雖も、此の三人が執奏して已まざりしかば、臣も終に罪を得ること〻なり、牢舍に入りぬ、定等は氣の荒き皇遵と云ふ役人を派遣し、彼れは吏卒を引率し、湖州に就いて追捕すること、寇賊にても捕ふるが如くなりき、臣は取敢へず妻子と訣別に及び、弟の轍に書束を與へて、死後の處置をなさしむる事とし、自ら必死を覺悟せり、されば揚子江を過ぐる頃、自ら水中に投ぜんとせしに、吏卒監守せし爲に目的を果さず、其れより牢獄に到り、直ちに食はずして死を求めんとせし處、先帝使を遣はされ、獄中に於て御喩の旨ありしかば、獄吏も敢て別に非道を加へず、臣も亦先帝が臣を殺す思召にあらざることを覺知せし爲め、餘命を保ちて今日に至りし次第なり、

注解　「連三」三度までもなり、「追攝」攝は收斂なり、

未だ聖意の臣を待ち給ふことが深きか淺きかを知らざりしかば、上元に於て四千個の燈を御買上の節、其筋の役人、失體にも其市價を直切りたるに因り、臣は直ちに上書して其不可を論奏せし處、先帝大に喜び給ひ、立ちどころに施行あり、臣は此を以て、先帝の聖明なる、能く忠言を受け給ふことを測り知りたれば、更に六千餘字に亘れる長文の上疏をなし、極めて新法の不便を論ぜしが、後復た進士を試驗すると、天子御自身に進士に出し給ふ問題の答案に擬すとの機會を以て、竝に安石が人物を知らざる者なるが故に大に用ふべからざる由を具申せり、先帝は御採用には及ばざりしと雖も、亦臣が愚直なることを知し召し、御咎めとては之れ無かりき、然るに安石は大に怒り、彼れの黨は切齒して殘念に思ひ、爭うて臣を倒さんとし、御史知雜謝景溫は第一に必死となり、臣が喪の爲に鄕に歸りし日、舟中に於て官業なる鹽を私に販賣せし旨を彈劾し、遂に令を諸路に下して調査せしめ、當時の船頭を追捕の上、拷問に掛けて證據を押へんとせしも、實に此の如き事なかりし爲め、罪惡構造の謀も成功せずして止めり、

注解　「附會」無理に理窟を合すなり、「遠人」蜀人なるを以て云ふ、「二帝」英宗、神宗、「裨」補なり、「無狀」事體を失ふなり、「先帝」神宗、「卜知」卜は占ふなり、探り中つるの意、「盡言」十分思ひ切つて言ふなり、「同考試進士」同は一本に因に作る、今之に從ふ、「切齒」齒を喰ひしばる、「知雜」雜買務の類か、「販私鹽」鹽は官營なれば私有すべきにあらず、故に私に鹽を販賣するを私鹽を販すと謂ひしなり、「體量」取調べなり、「梢工」舟の檝取、「篙手」舟の竿さし、「鍛鍊」罪名を工夫して拵ふるなり、

臣緣此懼禍乞出、連三任外補、而先帝眷臣不衰、時因賀謝表章、即對左右稱道、黨人疑臣復用、而李定何正臣舒亶三人、構造飛語、醞釀百端、必欲致臣於死、先帝初亦不聽、而此三人執

是時王安石新得政、變易法度、臣若少加附會、進用可必、自惟遠人、蒙二帝非常之知、不忍欺天負心、欲具論安石所爲不可施行狀、以裨萬一、然未測聖意待臣深淺、因上元有旨買燈四千椀、有司無狀、虧減市價、臣即上書論奏、先帝大喜、即時施行、臣以此卜知先帝聖明、能受盡言、上疏六千餘言、極論新法不便、後復同考試進士、擬對御試策進士、幷言安石不知人、不可大用、先帝雖未聽從、然亦嘉臣愚直、初不譴問、而安石大怒、其黨無不切齒、爭以傾臣、御史知雜謝景溫、首出死力、彈奏臣丁憂歸鄉之日、舟中曾販私鹽、遂下諸路體量、追捕當時梢工篙手等、考掠取證、但以實無其事、故鍛錬不成而止、

段落　第一大段の第二小段なり、天子の知遇と小人の迫害との一、

講說　是の時王安石、政權を得て法律制度を改革せしが、臣にして若し少しく之に調子を合せなば、進用せらるべきは必然なりしなり、然れども自ら惟ふやう、遠方の鄙人、二帝非常の知遇を蒙る以上、天を欺き心に負き、己れの不可とする所を賛成するに忍びず、具に安石の爲す所の事が施行すべからざる狀を論じ、萬分の一を補益し奉らんと欲せり、さりながら

疾まれたることを叙す、「竊伏思念」より「豈問是非曲直」に至るまでを第三大段となす、曩に郡を乞ひたる所以を言ふ、「竊謂人主之待臣子」より篇尾に至るまでを第四大段となす、主意を述ぶ、

臣昔於治平中、自鳳翔職官、得替入朝、首被英宗皇帝知遇、欲驟用臣、當時宰相韓琦、以臣年少資淺、未經試用、故且與館職、亦會臣丁父憂、去官、及服闋、入覲、便蒙神宗皇帝召對、面賜奬激、許臣職外言事、自惟羈旅之臣、未應得此、豈非以英宗皇帝知臣有素故耶、

段落　第一大段の第一小段なり、二帝の知遇を叙す、

講說　臣は昔し治平中に於て、鳳翔府の職官より轉任して朝廷に入ることを得、第一に英宗皇帝の知遇を被り、英宗皇帝は急激に臣を重用し給はんとせし處、當時宰相の韓琦は、臣が年少くして經歷淺く、未だ試用を經ざる者なるが故に、兎も角館職を與へぬ、之と同時に臣は父の喪に遇ひ、官を去ることゝなりしが、服終りたる後參内せし砌、神宗皇帝の御召を蒙り、直々に奬勵の御詞を下され、臣に職掌以外の儀に關し意見を申し立つることを許し給へり、自ら惟ふに、遠方より寄留の身分にて此の如き恩命を承くべき筈なし、豈に英宗皇帝が臣を知り給ふことの素あるを以てにあらずやと、

注解　「治平中」英宗の年號、「鳳翔」陝西に屬す、「韓琦」謂はゆる魏公、「館職」直史館のこと、「丁父憂」父の喪に遇ふを謂ふ、治平三年、蘇洵歿す、年五十八、「闋」終了なり、

文法　首被英宗皇帝知遇の一句は、先帝の知遇を歷叙するに就いての提筆なり、○賴山陽云ふ、此書は、人主知ると雖も群下容れざるを以て主となす、段々起結皆此意より着眼、

州權住催理、聽候指揮、其於理合放、而於條有礙者、臣亦未敢往催、各具利害、奏取聖旨、」

段落　第八大段なり、

講說　臣は任地に到着せし以來、日に本州の積欠を調査することを以て務めとなし、其内已に法文にては免租となるべきに、官吏が擧行せざる者あり、臣即ち本州に指揮し、一方は已に免租を濟せり、其理に於ては免租となるべくして法條に於て未だ明文あらざる者は、卽ち本州をして權に督促を止めしめて指揮を待つ、其理に於ては免租すべくして條に於て差支あるものは、臣未だ督促を止めず、各利害を具陳して思召を伺ひ奉る、

注解　「權」假なり、「往催」往は當に住に作るべし、「礙」障なり、

纂評

○茅鹿門評　民困吏弊、指畫掌の如し、今の郡縣、之を堂に榜して日夕之を誦せざるべからず、

○沈德潛評　積欠を追比す、國に益なし、徒に民を病ましむ、惟だ奸胥の囊橐に充つるのみ、其積欠以後を滋擾せんより、何ぞ未欠の時に淸釐するに如かんや、弊病を陳盡し、傷心慘目、讀んで二十餘萬虎狼等の語に至る、人をして六月寒栗を生ぜしむ、

杭州召還乞郡狀

解題　此れ作者が、其左遷せられたる杭州より中央政府へ召還せられたるとき、舊に依つて地方官たらんことを願出でたる書面なり、

主意　若し朝廷に入らば多數の小人の爲に讒害せらるゝの惧あるが故に、一郡の長官に除せられて生命を保ちたしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「以左右疾臣者衆也」に至るまでを第一大段となす、先帝の知遇に報せんとして小人に疾まれたることを言ふ、「及陛下卽位」より「所以累章力求補外」に至るまでを第二大段となす、今上の知遇に報せんとして小人に

段落　第七大段の第三小段なり、見聞の三、

講説　又至る所の城邑には、多く流民あり、然る處官吏は皆云ふ、夏の麥既に熟するを以て積欠を督促するが故に、流民は之を恐れて敢て其郷里に歸らんとせざるなりと、

臣聞之孔子、曰、苛政猛於虎、昔常不信其言、以今觀之、殆有甚者、水旱殺人、百倍於虎、而人畏催欠、乃甚於水旱、臣竊度之、每州催欠吏卒不下五百人、以天下言之、是常有二十餘萬虎狼、散在民間、百姓何由安生、朝廷仁政、何由得成乎、

段落　第七大段の第四小段なり、姦吏の毒惡を論ず、

講説　臣孔子に聞けることあり、曰く苛刻の政治は虎より猛なりと、昔しは常に其言を信ぜざりしが、今日の事を以て之を觀れば、實際は殆ど此れ以上なり、而して人民の催欠を畏るゝことは則ち又洪水、旱魃より甚し、臣竊かに之を度るに、每州の納稅督促吏は五百人に下らず、天下を以て之を言へば、是れ常に二十餘萬の虎狼あつて民間に散在せるなり、されば百姓は何に由つて生を安んずべき、朝廷の仁政は何に由つて實現するを得んや、

注解　「孔子曰」禮記檀弓に出づ、

文法　賴山陽云ふ、姦吏食邑戶、一結已に痛快矣、二十餘萬の虎狼散じて民間に在るに至ては、筆力直ちに紙背に透る矣、〇仁政何由得成は、篇首の善人七年に應ず、

臣自到任以來、日以檢察本州積欠爲事、內已有條貫除放、而官吏不肯擧行者、臣卽指揮本州、一面除放去訖、其於理合放、而於條未有明文者、卽且令本

の民を見るに、皆積欠に壓せちれ、日に窮迫に就き、死亡半に過ぎ、而も未納の帳簿より姓名を除かれず、兩税の不足を來たし課利を損害するに至り、農工商とも皆難滋に及び、公私竝に困窮す、此れを以て之を推すときは、天下概ね同様ならん、

注解 「兩浙」浙東、浙西にして、杭州の管する所、「京西」潁州、「淮南」揚州、「走陷」走は當に失に作るべし、

文法 賴山陽云ふ、以下己れの實歷する所を言ひ、之を天下に推す、痛切、骨に入る、

臣自潁移揚、舟過濠壽楚泗等州、所至麻麥如雲、臣每屛去吏卒、親入村落、訪問父老、皆有憂色、云、豐年不如凶年、天災流行、民雖乏食、縮衣節口、猶可以生、若豐年、舉催積欠、胥徒在門、枷棒在身、則人戶求死不得、言訖涙下、臣亦不覺流涕、

段落 第七大段の第二小段なり、見聞の二、

講說 臣は潁州より揚州に移り、舟にて濠壽楚泗等の州を過ぎたるが、至る所、麻や麥が茂りて、雲の如くなりき、臣每に吏卒を屛け去りて、親ら村落に入つて父老を尋ね見るに、皆憂色あつて云ふ、豐年は凶年に如かず、天災の流行に際しては民固より食に乏しとは雖も、衣を縮め食物を節するときは以て生活するを得、然るに豐年の如きは積欠を督促せられ、門には胥徒あり、身には枷棒あり、人民は何の家にても死ぬに死なれぬ始末なりと、言訖つて涙下れり、臣も亦覺えず流涕せり、

注解 「枷」首かせなり、

文法 賴山陽云ふ、獨り言痛切なるのみならず、文情濃至畫の如し、鄭俠流民の圖之に過ぎず、

又所至城邑、多有流民、官吏皆云、以夏麥既熟、舉催積欠、故流民不敢歸鄉、

ては何等益する所なく、而して人民の方には追ひかけられて騒がせられ、鞭撻に遇ふの苦あり、

注解　「窘」詰り困むなり、「拖」引くなり、

近者詔旨、凡積欠皆分爲十科、催納、通計五年而足、聖恩隆厚、何以加此、而有司以謂有旨倚閣者、方得依十科指揮、餘皆併催、縱使盡依十科、吏卒乞覓、必不分科少取、人戶既未納足、則追擾常在、縱分百科與一科同、

段落　第六大段の第二小段なり、十科を分つも無効なるを言ふ、

講説　近頃の詔旨により、凡そ積欠は皆十科に分つて之を取立て、通計五箇年にして皆納せしむることゝなり、聖恩の御手厚きこと、何を以て之に加へんや、然るに有司は皆謂へらく、特別の思召により内閣に據ゑ置きとなり、猶豫の分のみが十科の指圖に依るを得るものにて、其它は一時に督促すべしと、縱使盡く十科に依るとすとも、吏卒が物を強求する所より科を分つて少しづゝ取ることを肯んせざるは必定なり、人民が完納に及ばざる限りは、追擾は常に存在すべし、則ち百科に分ちたりとて一科と同じからん、

臣頃知杭州、又知潁州、又知揚州、親見兩浙京西淮南三路之民、皆爲積欠所壓、日就窮蹙、死亡過半、而欠籍不除、以至虧欠兩稅、走陷課利、農末皆病、公私並困、以此推之、天下大率皆然矣、

段落　第七大段の第一小段なり、見聞の一、

講説　臣此頃杭州の知府となり、又潁州の知府となり、又揚州の知府となり、親しく兩浙、京西、淮南三路

行、彼此通濟、今富戶先已殘破、中民又有積欠、誰敢賖賣物貨、則商賈自然不行、此酒稅課利所以日虧、城市房廊所以日空也、

段落　第五大段なり、

講說　商人の貨物を販賣するには、通例現金を取らず、若し現金を用ふるときは利息なし、今年は去年賣りたる品物の代價を索め、明年は今年の懸賣代を索むるに因つて、然る後計算行はれ、賣手と顧客と双方互に利便を足す次第なり、然るに今富戶は已に破產に及び、中流の人民は皆積欠あり、誰か敢て懸賣をなす者あらんや、其結果、商賣行はれず、此れ酒稅課利の日に虧くる所以、又城市の店舖が日に空しき所以なり、

注解　「課利」稅錢なり、

諸路連年水旱、上下共知、而轉運司窘於財用、例不肯放稅、縱放亦不盡實、雖無明文指揮、而以喜怒風曉官吏、孰敢違者、所以逐縣例皆拖欠兩稅、較其所欠、與依實檢放無異、於官了無所益、而民有追擾鞭撻之苦、

段落　第六大段の第一小段なり、稅を免さゞるも結果同じきを言ふ、

講說　諸路は連年洪水旱魃なるが、右は上下共に知る所なり、然るに轉運司は財政困難なるため、例として免稅を承知せず、從令免稅をなすも亦十分實行せず、其は明文を以て負目を徵收せよとは指圖をなさゞるも、稅入あれば喜び、無ければ怒り、喜怒を以て暗に督促すべきことを官吏に知らしむるが故に、誰か敢て違ふものあらんや、是れ縣々皆兩稅の次第次第に延滯する所以なり、其負目を比較する所、實地を調査して免稅すると異るものなし、要するに官に於

講說　二聖の臨御以來、毎に恩を施し勞を含め債を已むることを以て先務となし給ひ、即位の時の赦令、並に郊祭の都度に於ける赦令、其他或は事に隨つて指揮ある場合、何れも寬厚の方針を取り給へり、凡そ今督促する所の負目の十中六七までは、皆聖恩に因つて貸し置き給へる所なり、然るに官吏は刻薄にして、上の思召と違ひ、法文を勝手に應用して巧みに非難を加へ、免除すべからざらしむ、監司は催欠を以て職業となし、守令は、上は監司に迫られ、下は胥吏に使はれ、大率ね縣に監司あつて、千軒百軒を督促するときは、縣中の胥徒皆欣々然として得る所あり、若し一旦免除せば、此等の徒は淋しくなりて、獲物なかるべし、有力の家が賂を納れ曲庇を請ふの外は、誰れか肯て恩を與へ稅を貸すものあらん、然るに積欠の人は皆餓死凍死に近きほどの貧人なれば、何の賂か之れあらんや、其間貧困地を掃つて蠶食すべきものなければ、則ち縣吏の訓令にて直ちに積欠に關係もなき平人を指して、或は橫道の考へを以て擅に物品を買取り、他人の貨物生業を抵當に取れりと云ひ、或は橫道なる考へには非ざるも買ふ所の直段が不當なりと云ふ、此の如きの類は諸處に蔓延し、近きより遠きに追ひ迫つて紛擾を起し、甲より乙、乙より丙と、際限なし、納稅期限に至る毎に、人民は皆空手にて官府に出頭し、或は三度目五度目の期限に僅か一二百錢を得るのみなるが、之をば名づけて破限と云ふ、官の得る所は此の如く極めて些細なるに、胥徒則ち小役人の取る所は虛日なし、俗に此等を謂つて縣胥の食邑戶〔領分〕となす、扨も聖人上に在りながら民をして陛下の赤子たること能はずして、皆姦曲なる役人の食邑戶たらしむるは、何の道理ぞや、

注解　「昧」法を枉げて相謝するなり、

文法　賴山陽云ふ、以下催欠の不便を說く委曲精碎、是れ條目なり、〇又云ふ、條目委曲歷說、中に一慨嘆語を下し波瀾をなす、文を學ぶもの當に此法を知るべし、則ち板を化して活となす矣、

商賈販賣、例無現錢、若用現錢、則無利息、須今年索去年所賣、明年索今年所賒、然後計算得

自二聖臨御以來、每以施舍已責爲先務、登極赦令、每次郊赦、或隨事指揮、皆從寬厚、凡今所催欠負、十有六七、皆聖恩所貸矣、而官吏刻薄、與聖意異、舞文巧詆、使不該放、監司以催欠爲職業、守令上爲監司之所迫、下爲胥吏之所使、大率縣有監催千百家、則縣中胥徒、擧欣欣然日有所得、若一旦除放、則此等皆寂寥無獲矣、自非有力之家、納賂請賕、誰肯擧行恩貸、而積欠之人皆鄰於寒餓、何賂之有、

其間貧困掃地、無可蠶食者、則縣胥敎令、通指平人、或云衷私擅買、抵當物業、或雖非衷私、而云買不當價、似此之類、蔓延追擾、自甲及乙、自乙及丙、無有窮已、每限皆空身到官、或三五限得一二百錢、謂之破限、官之所得至微、而胥徒所取、蓋無虚日、俗謂此等爲縣胥食邑戶、嗟乎聖人在上、使民不得爲陛下赤子、而皆爲姦吏食邑戶、此何道也、』

段落　第四大段なり、

注解　「笞」竹製の刑具にして、罪人を打つに用ふるもの、「白圭猗頓」共に古代に於ける富人の名、「華門圭竇」華門は華と云ふ草にて葺きたる門、圭竇は、上方鋭角にして下方は平底なるくぐり門、其形圭に似たるを以て云ふ、

自祖宗已來、每有赦令、必曰、凡欠官物、無侵欺盜用、及雖有侵盜、而本家及伍保人無家業者、並與除放、祖宗非不知官物失陷、姦民幸免之弊、特以民既乏竭、無以爲生、雖加鞭撻、終無所得、緩之則爲姦吏之所蠶食、急之則爲盜賊之所憑籍、故舉而放之、則天下悅服、雖有水旱盜賊、民不思亂、此爲捐虛名而收實利也、

段落　第三大段なり、

講說　祖宗より以來、赦令ある每に必ず曰く、凡そ官物を納め濟まず、其れに就いては官府を侵し欺き、若しくは盜用せしに非ざる者、及び侵欺盜用したる者と雖も、本人及び伍人組の保證人の家業なき者は、一切其義務を解除すと、祖宗は官物の缺損と姦民が免稅を僥倖するの弊とを知らざるには非ざれども、特に民が既に財乏しく力竭きて生活をなす由もなく、縱令鞭撻を加へて打敲くとも結局得る所なく、之を緩くするときは姦曲なる役人の蠶食する所となり、之を急にすれば盜賊の利用する所となるを以て、之が爲め未納の全部を擧げて之を放除することとなるが斯くするときは天下の者皆滿足して服從するが故に洪水、旱魃等の天災、又は盜賊蜂起の騷動ありとも、人民は亂をなすことを思はず、右は虛名を捐てゝ實利を收むるが爲なり、

文法　賴山陽云ふ、先づ祖宗の法を出だし、此れを借りて榜樣となす、甚だ妙、

其所以、皆曰、方今民荷寛政、無它疾苦、但爲積欠所壓、如負千鈞而行、免於僵仆、則幸矣、何暇擧首奮臂、以營求於一飽之外哉』

段落　第二大段の第一小段なり、積欠の弊原たるを論ず、

講説　臣至る所、故老有識の士を訪問して、陰に其原因を尋ねたるに、皆曰ふやう、方今民は寛大の政治を荷ひ、別に難儀する所なきも、但だ積欠の爲に壓迫せられ、宛も千鈞の重量を脊に負ひつゝ、歩行するが如く、打倒れざればまだしも幸ひなり、何とて企望を抱いて首を擧げ、事業を見込んで臂を奮ひ、以て一飯に有附くの外に、彼れ此れ運動して求むるに暇あらんやと、

注解　「耆老」六十を耆と曰ひ、七十を老と曰ふ、「它」他に同じ、「鈞」三十斤なり、

今大姓富家、昔日號爲無比戸者、皆爲市易所破、十無一二矣、其餘自小民已上、大率皆有積欠、監司督守令、守令督吏卒、文符日至其門、鞭笞日加其身、雖有白圭猗頓、亦化爲華門圭竇矣』

段落　第二大段の第二小段なり、督促を言ふ、

講説　今や名高き豪族又は富家にして、以前之と肩を竝ぶる家なしと稱せられたる者も、皆市易法の爲に破壞せられ、十軒の内に於て一二軒も殘らざる有樣なり、其餘は、小民より以上大概何れも積欠あり、監司は守令を督し、守令は又吏卒を督し、納税の催促書は日に其門に至り、鞭笞の刑は日に其身に加はるが故に、白圭、猗頓の富家と雖も、亦化して華門圭竇となるに至る、

至るまでを第六大段となす、水旱と積欠との關係を論ず、「臣頃知杭州」より「何由得成乎」に至るまでを第七大段となす、己れの實驗を擧ぐ、「臣自到任以來」より篇尾に至るまでを第八大段となす、處置を言ふ、

臣聞、孔子曰、善人教民七年、亦可以即戎矣、夫民既富而教、然後可以即戎、古之所謂善人者、其不及聖人遠甚、今二聖臨御、八年於茲、仁孝慈儉、可謂至矣、而帑廩日益困、農民日益貧、商賈不行、水旱相繼、以上聖之資、而無善人之效、臣竊痛之、

段落　第一大段なり、

講說　臣は孔子より承りしことあり、曰く、善人が民を教ふるときは、七年にて兵役に就かしめて、義勇奉公せしむることを得べしと、夫れ民は既に富みて之を教へ、然る後兵役に就かしむることを得るなり、古へに於て善人と申すは、其聖人に及ばざる遠きこと甚しきものなり、今兩陛下天下に君臨し給ふこと茲に八年になり、仁孝慈儉に在すこと至極と申し上げて宜しきなり、然るに御倉は日に益す缺乏に趣き、農民は日に益す貧窮となり、商賈は不景氣にして、洪水旱魃などの災ひ引續きて起るは何事ぞ、上聖の天資に在らせながら、善人ほどの效も擧らざるは、臣實に痛ましく思ふ所なり、

注解　「孔子曰善人教民」論語子路篇に出づ、善人とは論語圖解に云ふ、善は吉なり、良なり、理を失はざるを吉となし、物を害せざるを良となすと、朱子云ふ善人は質美にして未だ學びざる者なりと、「二聖」哲宗と太皇太后高氏とを謂ふ、「帑廩」帑は財貨を藏し、廩は米穀を藏す、「上聖」聖人の中にても最上の格、

文法　賴山陽云ふ、善人七年の證より徐々引き入る、文境平曠にして文心直截、○善人と聖人、七年と八年是れ比較を取る所、

所至訪問耆老有識之士、陰求

臣等欲取其奏議、稍加校正、繕寫進呈、願陛下置之坐隅、如見贄面、反覆熟讀、如與贄言、必能發聖性之高明、成治功於歲月、臣等不勝區區之意、取進止、

段落　第三大段の第二小段なり、進奏の希望を言ふ、

講說　臣等、贄の奏議を取り、少しく校正を加へ、繕寫の上進呈せんと欲す、何卒陛下此書を坐隅に置かれて贄の面を見給ふが如く、繰返し熟讀して贄と言ふが如くし給ふべし、果して然らば、必ず御生れ附きの高明を發揮して、政治の功績を歲月の間に成就し給はん、臣等區々の心に堪へず、御取舍に備へ奉る、

纂評

○沈德潛評　此れ哲宗初めて立ちし時、公、啓沃の責に任ず、宣公の德宗に苦口せし者を借りて、以て之を感動するなり、宣公の奏議を進む、卽ち其體に倣ふ、奏進の文、正に必ず其辭を艱深にせず、○同じく箚子を進めしもの、呂希哲、吳安詩、豐稷、趙彥若、范祖禹となす、子瞻を連ねて六人、

論積欠狀

解題　積欠とは租稅滯納の積れるを謂ふ、其處置に關する伺書なり、

主意　積欠を取立てんとするとき反つて弊害を生ずるを以て、宜しく之を解除すべしと云ふに在り、

段落　凡そ八大段となす、篇首より「臣竊痛之」に至るまでを第一大段となす、人民の貧苦なる事を言ふ、「所至訪問耆老」より「亦化爲華門圭竇矣」に至るまでを第二大段となす、貧苦の原因の積欠に在るを論ず、「自祖宗以來」より「而收實利也」に至るまでを第三大段となす、祖宗の仁政を言ふ、「自二聖臨御以來」より「此何道也」に至るまでを第四大段となす、官吏の無情を論ず、「商賈販賣」より「所以日窘也」に至るまでを第五大段となす、商賈行はれざるを論ず、「諸路連年水旱」より「與一科同」に

ふこと、直ちに時代を同じうせる君臣の如くならしめたしと、昔し馮唐が廉頗、李牧の賢を論ぜしとき、漢の文帝は之を聞いて大に嘆息し、魏相が晁錯、董仲舒の對策を條陳せしに、孝宣帝は是を以て中興の業を致せり、若し陛下能く御自身に師たるものを得給はんとならば、手近く之を陸贄に取り給ふに若くはなからん、

注解　「西閤」講讀の宮殿なり、「但」猶ほ偏へにと云ふが如し、「馮唐論頗牧之賢」馮唐は文帝の時の人、文帝一日將軍李齊の賢なる由を語られしとき、唐は其頗牧に若かざることを對へたり、文帝之を聞き、髀を拊つて曰く、嗚呼吾れ獨り頗牧を將となすことを得ず、若し頗牧を得ば、豈に匈奴を憂へんやと、廉頗、李牧は共に戰國時代に屬し、趙の名將なり、「魏相條晁董之對」宣帝の丞相なり、晁錯、董仲舒、一は謀臣、一は大儒、

文法　林西仲云ふ、聖明、帝の如きは、必ず其奏議の善を取り、異代なるを以て、視て時に切ならずとなさず、○賴山陽云ふ、臣主の同時より頗牧を憶出し、對するに晁董を以てす、證古的切、

夫六經三史、諸子百家、非無可觀、皆足爲治、但聖言幽遠、末學支離、譬如山海之崇深、難以一一而推擇、如贄之論、開卷了然、聚古今之精英、實治亂之龜鑑、

段落　第三大段の第二小段なり、他書と比較して贄の論の切近なるを言ふ、

講說　夫れ六經、三史、諸子百家の書は、觀るべき者なきに非ず、皆世を治むるの資料となすに足る、但だ六經に載する聖人の言は幽遠にして、通じ易からず、三史以下の末流の學問は道に缺けて、悉く探るべからず、譬へば山の崇く海の深きが如く、一一に就いて推定選擇しかぬるなり、然るに贄の論の如きは、卷を開けば了然と其意味を喩り得るものにて、古今の精神英華を集め、實に治亂を觀るの龜鑑なり、

注解　「三史」史記、前後漢書、「龜鑑」寶鑑なり、善く映すの意、

段落　第二大段の第二小段なり、陸贄の奏議を說明す、

講說　但だ彼れ不幸にして時世に遇はず、德宗は嚴酷を以て働きありとなせしに、彼れは民に優しかるべしと諫め、德宗は猜忌を以て手段とせしに、彼れは誠を人に推し及ぼすべきを勸め、德宗は兵を好みしに、彼れは兵を止むるを第一とし、德宗は財を使ふに出しぎたなかりしに、彼れは財を散ずるを以て急務とし、人才を用ひ建言を聽くの法、國疆を治め將帥を御するの方、己れを罪して人心を收め、過ちを改めて天道に應じ、小人を去つて民害を除き、名義と表章とを惜んで有功の人を待つことに至る、此の如きの例は一々數へ切れざる程にて、口に苦き藥石を進め、身に害ある膏肓を鍼すと謂ふべし、德宗をして盡く其言を用ひしめば、貞觀の治績も望むことを得べかりしなり、

注解　「名器」名とは爵位の如きものを謂ひ、器は功德の表章の如きものを謂ふ、「流」猶ほ類例と云ふが如し、「苦口之藥石」孔子家語に云ふ、良藥は口に苦くして病に利あり、忠言は耳に逆つて行ひに利ありと、藥石の石は鑛物なり、「膏肓」膏は心の下に在り、肓は心の上、鬲の下に在り、左傳の成公十年に云ふ、疾、爲すべからざるなり、肓の上、膏の下に在りと、疾の深くして不治なるを謂ふ、「貞觀」唐の太宗の年號、

臣等每退自西閣、即私相告言、以陛下聖明、必善贄議論、但使聖賢之相契、即如臣主之同時、昔馮唐論頗牧之賢、則漢文爲之太息、魏相條晁董之對、則孝宣以致中興、若陛下能自得師、則莫如近取之贄、

段落　第三大段の第一小段なり、贄を師とすべきを言ふ、

講說　臣等西閣より退く每に、即ち私に相告げて言へるは、陛下の聖明に在すに由れば、贄の議論を善とし給ふに相違なし、偏へに聖君と賢相との心々相合

り、

伏見唐宰相陸贄、才本王佐、學爲帝師、論深切於事情、言不離於道德、智如子房而文則過、辨如賈誼而術不疏、上以格君心之非、下以通天下之志、

段落　第二大段の第一小段なり、陸贄の人物及び才學智辨を概論す、

講說　伏して見る所、唐の宰相陸贄は、其才は本來王業を輔佐すべく、其學は帝者の師たるべく、其論は深く事情に適切にして、其辨は道德を離れず、智は子房の如くなる上に、文は之に過ぎ、辨は賈誼の如くなる上に、術は拔目なし、此の如くにして、上は君主の心を正し、下は天下の志望を通せり、

注解　「子房」漢の張良の字、「賈誼」前に出づ、「格」正す、

文法　此一節、謂はゆる四六文の體を用ひ、對句を累して之を成す、是れ殊更陸宣公の文に倣ひしものなり、

但其不幸仕不遇時、德宗以苛刻爲能、而贄諫以忠厚、德宗以猜忌爲術、而贄勸以推誠、德宗好用兵、而贄以消兵爲先、德宗吝用財、而贄以散財爲急、至於用人聽言之法、治邊馭將之方、罪己以收人心、改過以應天道、去小人以除民患、惜名器以待有功、如此之流、未易悉數、可謂進苦口之藥石、鍼害身之膏肓、使德宗盡用其言、則貞觀可得而復、

ある者は、之を古人の成書より取るも差支なきを言ふ、「伏見唐宰相陸贄」より「則貞觀可得而復」に至るまでを第二大段となす、陸贄の言論の君主に益あるを言ふ、「臣等每退自西閣」より篇尾に至るまでを第三大段となす、上書の主意を述ぶ、

臣等猥以空疎、備員講讀、聖明天縱、學問日新、臣等才有限而道無窮、心欲言而口不逮、以此自愧、莫知所爲、

段落 第一大段の第一小段なり、君德を補ふに由なきを言ふ、

講說 臣等たわいもなく空虛疎漏の知識を以て御前講義の員に備はる、然るに陛下の聖明に在すことは天より無制限に授かり給ひし所にして、御學問は日に進み給ひて新たなるに、臣等の才は限りあるに拘はらず、申し上ぐべき道は窮りなし、之が爲め心には言はんと欲するも、口は追附き申さず、此を以て自ら愧ぢ、如何になすべきかを知ることとなし、

注解 「備員講讀」作者の禮部尙書兼端明殿翰林侍讀學士たりしを以て云ふ、講讀は侍講、侍讀の講讀なり「天縱」天より之を與へて制限を附せざるなり、「逮」及ぶと訓ず、

竊謂人臣之納忠、譬如醫者之用藥、藥雖進於醫手、方多傳於古人、若已經效於世間、不必皆從於己出、

段落 第一大段の第二小段なり、苟くも已に效驗ある議論なれば、之を進むべきを言ふ、

講說 憚りながら思惟すらく、人臣たる者が忠言を其君に納るゝは、之を譬ふるに醫者が藥を用ふるが如し、藥は醫者の手より差出すと雖も、其調劑の方は多く古人より傳來するものなり、若し從來世間に於て已に實驗して効力あるものならんには必ずしも自身より藥方を案出するに及ばず、(之と同じく、古人既成の論著あらば、之を差出して可なり)

文法 此の譬へは陸贄の奏議に說き入るの逕路な

總說

此れ前書に比すれば氣勢十倍す、蓋し前書は尙ほ文に意あり、此篇は滿腔の精神一時に發出せしを以てなり、

纂評

○茅鹿門評　再上書、前書言ふ所を出でず、特に前書未だ盡すに及ばざる所の者に於て、更に爲に之を曲鬯せしのみ、

○沈德潛評　前書の意に卽いて之を申言す、前は曲にして暢、此れは簡にして切、四人望みを失ふ處を分疏す、卽ち木石亦當に心を動かすべし、邪說、中に錮蔽して、近習の小人、又朝夕之を彌縫するを如何ともするなし、正終に邪に勝つ能はざる所以なり、千古一轍、之を浩歎に付す、○古より喪亂每に盤樂怠敖の主に由る、若し勵精圖治を以てして、國氣斲削、幾ど敗亡に至るもの、惟だ宋神宗の王安石を用ふる、專ら利を以て言へばなり、子瞻其失を指陳し、痛哭に幾し、而して安石其罪を摭し、李定等、詩句を以て謗訕をなし、幾ど御史臺の獄に死するを致す、歐陽公言ふ、人主の過を言ふは易く、權臣の過を言ふは難しと、信なるかな、

卷十九(蘇軾著)

乞校正陸贄奏議進御劄子

解題　唐の陸贄、字は敬輿、嘉興の人、年十八にして進士の第に登り、又宏辭拔萃の試驗に中る、德宗の時、翰林學士となる、帝の奉天に蒙塵するや、之に從ふ、詔書日に出づ、贄之を草して、思ひ涌くが如し、武夫悍卒皆感泣奮はざるなし、中書侍郎同平章事に累遷す、後裴延齡に讒せられて、忠州別駕に貶せらる、朝に在つて諫爭甚だ切なり、一に仁義に本づく、卒して宣公と諡す、著す所、奏論、翰苑文集あり、進御とは進めて御覽に備ふるを謂ふ、劄子は、其解、歐陽修の文に出づ、

主意　陸贄の言を師とすべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「不必皆從於己出」に至るまでを第一大段となす、言論の君主に益

於是相與獻謀而充復留、則晉氏之亂成於此矣、自古惟小人爲難去、何則去一人而其黨破壞、是以爲之計謀遊說者衆也、

段落　第五大段の第一小段なり、小人の團結を言ふ、

講說　昔し晉の賈充政事を執りしとき、天下憂へ恐れぬ、然るに庾純、任愷の二人、力を合せて之を排斥し、其結果、充が出でゝ秦涼を鎭することゝなるや、忠臣義士は相慶せざるなく、指を折り日を數へて維新の化を望めり、然る處馮紞の徒相告げて曰く、賈公遠方に追遣らるゝときは吾等勢ひを失ふべし、是に於て相與に策を獻じたる結果、賈充は復び留まることゝなりぬ、則ち晉氏の亂は此に始まれるなり、古へより惟だ小人のみは去り難きものとす、何となれば則ち一人を去れば其黨破壞す、是を以て之が爲に計策を立て遊說をなすもの衆きなり、

注解　「賈充」晉の武帝の時政を執る、暗に安石を指す、「馮紞」呂惠卿を指す、

今天下賢者、亦將以此觀陛下爲進退之決、或再失望、則知幾之士、相率而逝矣、豈皆如臣等輩、偸安懷祿而不忍去哉、猖狂不遜、忤陛下多矣、不敢復望寬恩、俯伏引領、以待誅殛、

段落　第五大段の第二小段なり、進んで誅を冒すを言ふ、

講說　今天下の賢者は、亦將に此れ「小人の去留」を以て陛下を觀、其如何に因り進退の決心を爲さんとするなり、若し再び望みを失はゞ、幾を知るの士は相率ゐて去りぬべし、豈に皆臣等の輩の如く、安を偸み祿を心に係けて去るに忍びざる者のみならんや、狂ひ騷ぎ無遠慮極まり、陛下に忤ひ奉ること多し、敢て復た寬大の御宥恕を望まず、俯伏領を引き、以て誅戮を待つ、

文法　士の失望より一絲を抽き來つて結となす、

段落　第四大段の第二小段なり、抑配の弊を免れざるべきを言ふ、

講說　陛下は青苗の抑配が果して禁じ得らるゝものと思召し給ふか、惟だ禁じ得られざるのみならず、禁じては相ならぬものなり、如何なる理由によつて之を言ふとなれば、若し此の錢を出せし儘に取入れざれば、州縣の官吏、責罰を免れず、若し又此の錢を貸附くるに強制手段を取らざるときは、實際出願する家は貧戶なるが故に、後必ず回收し難し、前には抑配の禁制あり、後には缺損の罰あり、孰れに致して宜しきか、取舍に苦むを以て、陛下の官吏となることも仲々難儀に之れなきや、故に臣の考へには、青苗を行ひたる以上は抑配を禁ずることは相ならず、是れ其勢ひが自然此に至ればなり、

人皆謂陛下聖明神武、必能徙義修慝、以致太平、而今日之事、乃有文過遂非之風、此臣所以憤懣太息而不能已也、

段落　第四大段の第三小段なり、神宗の過を遂ぐるを言ふ、

講說　世人は皆陛下が聖明神武にして、必ず能く義に徙り慝を修め、以て太平を致し給ふならんと、然るに今日の事を觀るに、反つて過を文り非を遂ぐるの風あり、此れ臣が憤懣太息して已む能ざる所以なり、

文法　賴山陽云ふ、篇首過を改めて吝ならざるを言ひ、次に青苗抑配の悔悟に非ざるを說き、忽ち民軍吏士の四節に入り、阪蕩土崩に至つて止む、又希合諂諛より青苗抑配の說に入り、其勢然也を以て住着し文過遂非を以て篇首に應じ、之を收む、縱橫自在にして血脈神理甚だ明か、東坡たる所以、

昔賈充用事、天下憂恐、而庾純任愷戮力排之、及充出鎭秦涼、忠臣義士莫不相慶、屈指數日、以望惟新之化、而馮紞之徒更相告曰、賈公遠放、吾等失勢矣、

文法　頼山陽云ふ、今未見也、此の一句を着け、大に頓挫あり、○希合苟容の句、上を收め下を生ず、甚だ是れ筋節、

去年諸軍之始併也、左右之人皆以士心樂併告陛下、近者放停軍人李興告虎翼吏卒錢行賂以求不併、則士卒不樂可知矣、夫諂諛之人、苟務合意、不憚欺罔者、類皆如此、故凡言百姓樂請青苗錢、樂出助役錢者、皆不可信、

段落　第四大段の第一小段なり、欺罔の言を信ずべからざるを言ふ、

講説　去年諸軍の始めて併されし時、陛下の左右に侍する人は、皆兵士等が合併を樂む由を陛下に申し上げたるが、此頃除隊の軍人李興は、虎翼軍の吏が錢を持來り賄賂を行つて、不合併を求めたる事を告げたり、則ち軍士の心が樂まざるは知らるゝなり、夫れ諂諛の人は苟くも御氣に入らんことを務め、陛下を欺くことを憚らざるは、概ね皆此の如し、故に凡そ百姓が青苗錢を出願するを樂むと言ひ、助役錢を出すを樂むと言ふは、何れも信ずべからず、

陛下以爲青苗抑配果可禁乎、不惟不可禁、迺不當禁也、何以言之、若此錢放而不收、則州縣官吏不免責罰、若此錢果不抑配、則願請之戶、後必難收索、前有抑配之禁、後有失陷之罰、爲陛下官吏、不亦難乎、故臣以爲既行青苗錢、則不當禁抑配、其勢然也、

哉、亦徒以失業而無歸也、故臣願陛下勿復言此、

段落　第三大段の第五小段なり、專ら進士に就いて論ず、

講說　今進士の數は天下の人員に半する程の大勢にして、二十歲より以上のものは、迚も今更注義を諳誦して明經の學を爲すことを得ず、然るに若し法令一變して進士を廢し明經となさんか、士は各廢棄せられて、官途に就けまじとの心配を懷くべし、而して人才の長短は、進士を明經に變ずるや否やに關係せざるなり、「人才は進士にても出づるなり、明經なりとて必ず出づるとは限らず」昔し秦が人民の藏書を禁ずるや、其結果、諸生は誰れも彼れも其學びたる業を抱いて陳勝、吳廣に歸し、相與に力を出して秦を亡ぼせしもの、豈に別儀あらんや、亦唯だ其業を失つて歸する所なかりしが爲なり、故に臣願はくは陛下復た此の事を宣ふ勿れ、

注解　「挾書」書籍を所有すること、

文法　賴山陽云ふ、四人の怨みを懷くことを列疏して、重きは士の望みを失ふに在り、故に結後再び之を洗發す、文亦波あり、

民憂而軍怨、吏解體而士失望、禍亂之原、有大於此者乎、今未見也、一旦有急、則致命之士必寡矣、方是之時、不知希合苟容之徒、能爲陛下收版蕩止土崩乎、

段落　第三大段の第六小段なり、四種の人を收む、

講說　以上の如く、民は憂へて軍は怨み、吏は體を解いて士は望みを失ふとすれば、禍亂の源因は此より大なるものあらんや、今未だ見はれざればこそ、一旦急變あらんか、生命を國家に差出すの士少きは必定なり、是の時に方り思召に調子を合せ、苟くも容れられんことを主とする徒は、能く陛下の爲に騷亂を取纏め、土崩を止めんか、如何あらん、

注解　「一旦」忽ちなり、「版蕩」亂なり、

ら成り上りの若輩を用ひ、外に於ては守令監司に成功を責めずして、專ら靑苗使者を用ひ、多く事務も少き無用の役所を置きて、老錬實驗の人々をば擯斥し給ひ、斯くて吏は不取締りになりぬ、

陛下臨軒選士、天下謂之龍飛榜、而進士一人、首削舊恩、示不復用、所削者一人而已、然士莫不悵恨者、以陛下有厭薄其徒之意也、今用事者、又欲漸消進士、純取明經、雖未有成法、而小人招權、自以爲功、更相扇搖、以謂必行、而士始失望矣、

段落　第三大段の第四小段なり、士心を失ふを言ふ、

講說　陛下軒に臨み士を選び給ふ、天下之を龍飛榜と謂ふ、而して進士一人第一に舊恩を削られ、最早用ひざることを示さる、但し削る所のものは僅か一人に過ぎず、然れども士たる者は之を悲み恨まざる者なし、是れ陛下が進士の徒を嫌はせ給ふの叡慮あるを以てなり、今政事を執る者も、其上に段々と進士を取除きて專ら明經を取らんと欲し、右に就いては未だ一定したる法文こそなけれ、小人等は權を招き自ら以て功となし、互に扇動して是非とも決行すべき見込なり、斯くて士は望みを失ひ始めぬ、

注解　「龍飛榜」天子の親ら行ふ所の試驗にして、謂はゆる殿試なり、太祖が宋準以下を講武殿に試みしより始まる、「其徒」進士なり、

今進士半天下、自二十以上、使不能誦記注義、爲明經之學、若法令一更、則士各懷廢棄之憂、而人才短長、終不在此、昔秦禁挾書、而諸生皆抱其業、以歸勝廣、相與出力、而亡秦者、豈有他

講說　古へより國家の存亡の寄り係る所の者は四種の人に限れり、一には民、二には軍、三には吏、四には士なるが、此の四種の人は一たび其心を失ふときは之が爲に變を生ずるに足るものなり、然るに今陛下は一擧して何れも之を犯し給へり、

文法　茅鹿門云ふ、卽ち前書指す所の人心を結ぶ、一節、此に於て復た相發明す、

青苗助役之法成、則農不安、均輸之令出、則商賈不行、而民始憂矣、

段落　第三大段の第二小段なり、民心を失ふを言ふ、

講說　青苗助役の法成りたれば農夫安んぜず、均輸の令出でたれば商賈行はれず、斯くて人民は憂へ始めぬ、

併省諸軍、迫逐老病、至使戍兵之妻、與士卒雜處其間、貶殺軍分、有同降配、遷徙淮甸、僅若流放、年近五十、人人懷憂、而軍始怨矣、

段落　第三大段の第三小段なり、軍心を失ふを言ふ、

講說　諸軍を合併して員數を省き、老人、病者を逐ひ拂ひ、守備兵の妻をして士卒と雜居せしむるに至る、軍人の俸給を減少し、宛も罪を得て役を下げられ配流せられたる者の如く、淮甸の間に遷さるゝさへ、殆ど流放に處せられたると均しく、年五十に近づけば、誰れも老朽を以て淘汰せられんかと憂慮を懷く、斯くて軍は怨み始めぬ、

注解　「軍分」手當なり、

內則不取謀於元臣侍從、而專用新進小生、外則不責成於守令監司、而專用青苗使者、多置閑局、以擯老成、而吏始解體矣、

段落　第三大段の第四小段なり、吏心を失ふを言ふ、

講說　內に於ては大臣侍從と相談し給はずして、專

と勸むるなり、「知鄰雞之不可攘」鄰家の雞を盜むは罪惡なり、然れども每日盜むに非ずして月に一疋盜むとせば差支なしと云ふなり、滕文公下篇に出づ、

文法　孟子を引く處、何等の活筆、試みに原文と對照せば、其妙を知るべし、

臣又聞、陛下以爲此法且可試之三路、臣以爲此法譬之醫者之用毒藥、以人之死生、而試其未效之方、三路之民、豈非陛下赤子、而可試以毒藥乎、今日之政小用則小敗、大用則大敗、若力行而不已、則亂亡隨之、臣非敢過爲危論、以聳動陛下也、』

段落　第二大段の第三小段なり、惡政を決行するの害を論ず、

講說　臣又聞く、陛下以爲へらく、此法は兎も角之を三路に試むべしと、臣以爲へらく、此法は譬ふるに醫者の毒藥を用ふるに均し、人の生死を對象として、未だ實効の定まらざる處方を試むるものなり、三路の民は豈に陛下の赤子にてはなきか、然るに毒藥を以て之を試むべけんや、今日の政は之を小しく用ふるときは小しく失敗し、大に用ふるときは大に失敗し、若し力行して已まざれば、亂亡之に伴ふべし、右は臣敢て過つて危論をなして、陛下を聳動するには あらざるなり、

文法　沈德潛云ふ、恐らくは長沙の痛哭、此の切直なし、○賴山陽云ふ、此段を挿み波瀾となす、意愈よ痛切精采、改過の客より生じ來る○試字より小用大用の二意を生出し、而して直ちに說いて亡字上に到る、

自古存亡之所寄者四人而已、一曰民、二曰軍、三曰吏、四曰士、此四人者、一失其心、足以生變、今陛下一舉而兼犯之、』

段落　第三大段の第一小段なり、本段の綱領を揭ぐ、

注解　「廼者上疏」前の上神宗皇帝書を指す、廼者は此頃、「故相云々」范純仁、富弼、呂誨、韓琦、司馬光等を謂ふ、「臺諫二三人」鄧綰等を指す、「澣洗」澣は手を洗ふ、洗は足を洗ふ、「檢詳」條例司に屬する官名、

近者中外權言、陛下已有悔悟意、道路相慶、如蒙大賚、實望陛下於旬日之間、渙發德音、洗蕩乖僻、追還使者、而罷條例司、今者側聽所爲、蓋不過使監司體量抑配而已、比之未悟、所較幾何、此孟子所謂知兄臂之不可紾、而姑勸以徐、知鄰雞之不可攘、而月取其一、帝王改過、豈如是哉、

段落　第二大段の第二小段なり、改過の姑息なるを論ず、

講說　近頃中外の人人權言すらく、陛下已に悔悟の御意志ありと、是に於て道路を往來する者までも互ひに目出度しと言ひ合ひて、宛も非常なる賜物にても下されたるが如く、實に陛下が旬日の間に於て御沙汰を發せられ、道に外れたる政事を洗ひ去り、使者を召戻して條例司を罷め給ふべしと、然るに今側に游ばさるゝ所を承るに、但し監司をして無理貸付を斟酌せしめ給ふに過ぎず、之を未だ御悔悟あらせられざる以前に比するに、幾何の相違に之れあるや、此れ孟子の謂はゆる兄の臂を紾るわけに行かざるを知りながら先づ徐々にせよと勸め、鄰家の雞を攘むわけにゆかざるを知りながら、月に一疋づゝを取るものなり、帝王の過を改むるは豈に是の如くならんや、

注解　「賚」たまふなり、「德音」詔勅なり、「洗蕩乖僻」蕩は盪に同じ、乖は睽なり、背なり、民心に違背するものは、盪蕩して之を去るを謂ふ、「孟子所謂知兄臂之不可紾」盡心上篇に出づ、兄の臂を紾るべきに非ず、然るに餘り手痛く紾るは不可なれば徐々と紾れ

人、本其所與締交唱和表裏之人也、然卒不免一言其非者、豈非物議沸騰、事勢迫切、而不可止歟、自非見利忘義、居之不疑者、孰肯終始膠固、不自湔洗、如吳師孟乞免提擧、胡宗愈不願檢詳、如逃垢穢、惟恐不脫、人情畏惡、一至於此、

段落　第二大段の第一小段なり、人皆新法の非を知るを言ふ、

講說　書經に曰ふ、世の治まりし事と同じ筋を行かば興らざることなく、世の亂れし事と同じ筋を行かば亡びざることなしと、陛下去年より以來行ふ所の新法は、皆世の治まるべき道と徑路を異にせる者にして、條例司を立て、青苗使を遣はし、助役錢を斂め、均輸法を行ふ等、四海は騷動に及び、行路の人は怨み嘆けり、而して宰相より以下、皆其非を知るも敢て爭はざりき、臣は愚鈍にして忌諱を知らず、近頃上書して之を論じ、委細を盡せり、然るに臣の學識淺陋なるが爲め、以て聖明を感動するに足らず、近日、以前宰相を勤めたる者、先帝の舊臣、外は藩鎭、內は侍從に至るまで、誰れも彼れも差別なく爭うて新法の不便を言ひ立て、臺諫の二三人に至つては、本と新法發議者と交際を結び、意見に贊成し、共に表となり裏となり、心を合せし者共なり、然れども結局其非なることを一言せずしては濟まざりき、是れ豈に世間の議論が沸騰し、事勢切迫に及びし爲め、止むを得ざりしに非ざるか、利を見て義を忘れ、不德の事に身を据ゑて疑はざる者に非ざれば、誰とて始めより終りまで固まり附きて、自ら不德の汙を洗はざる者あらんや、吳師孟が提擧を免れんことを乞ひ、胡宗愈が檢詳の職に居ることを願はざるが如き、何れも垢や汚穢物にても逃るゝが如く、惟だ脫せざるを恐るゝ始末にてありしが、人民の心情が此の新法を畏れ惡むの甚しきは此に至りぬ、

るより、上に居るの意に用ふ、「孔子曰」論語子張篇に出づ、本と子貢の言なり、然るに作者誤つて孔子の語とせしなり、「食」蝕なり、

所用之人、有邪有正、所作之事、有是有非、是非邪正、兩言而定、正則用之、邪則去之、是則行之、非則改之、此理甚明、猶饑之必食、渴之必飮、豈有別生義理、曲加粉飾、而能欺天下哉、』

段落　第一大段の第二小段なり、正邪是非の裁斷は極めて單純なるを言ふ、

講說　凡そ人君の用ふる所の人には邪人あり、正人あり、其爲す所の事には是事あり、非事あり、是非邪正は、或は是と言ふか或は非と言ふか、又或は正と言ふか、或は邪と言ふか、兩言すれば定まることなり、正なれば則ち之を用ひ、邪なれば則ち之を去り、是なれば則ち之を行ひ、非なれば則ち之を改むるのみ、是の理は甚だ明白にして、猶ほ饑ゑたる者が必ず食し、渴したる者が必ず飮むが如し、何とて別に理窟を立て之に飾りを加へて、能く天下を欺き果することあらんや、

書曰、與治同道、罔不興、與亂同事、罔不亡、陛下自去歲以來所行新法、皆不與治同道、立條例司、遣靑苗使、斂助役錢、行均輸法、四海騷動、行路怨咨、自宰相以下、皆知其非、而不敢爭、臣愚惷、不識忌諱、廼者上疏論之詳矣、而學識淺陋、不足以感動聖明、近者故相舊臣、藩鎭侍從、雜然爭言其不便、以至臺諫一二三

崤、悔痛自誓、孔子錄之、自古聰明豪傑之主、如漢高帝唐太宗、皆以受諫如流、改過不憚、號爲秦漢以來百王之冠也、孔子曰、君子之過、如日月食焉、過也人皆見之、更也人皆仰之、聖賢舉動、明白正直、不當如是邪、

段落　第一大段の第一小段なり、古聖賢の能く過を改めたるを言ふ、

講説　臣の聞けるに、昔し益は禹を戒めて曰く、賢者に一任して、決して小人に心を寄することの勿れと、仲虺は湯王の徳を述べて曰く、人を用ふるには、彼れの善を視ること己れの善に於けるが如くし、過を改むるに吝なる勿れと、秦の穆公が崤の戰に軍隊を失ひしとき、悔い痛みて自ら誓ひしをば、孔子は之を書經に書き載せられたり、古より漢の高祖、唐の太宗の如き聰明豪傑の君は、何れも臣下の諫を受くること流るゝが如く、其過ちを改むるに憚らざりしかば、後世より秦漢以來百王の頭と稱する次第なり、孔子曰く、君子の過は日月の蝕の如きものなり、過ちあれば人皆之を見て其過ちなることを知るも、一旦之を改むれば、人皆其明を仰ぎて之を尊ぶにこそと、凡そ聖賢の擧動は明白正直なること此の如くなるべからざるか、斯くこそありたけれと、

注解　「益戒於禹」書經大禹謨の篇に出づ、「任賢勿貳去邪勿疑」賢者に委任しながら小人を以て其間に加ふるを貳と謂ふ、貳は二心なり、又邪人を除くに果斷なる能はざるを疑と曰ふ、「仲虺」殷の湯王の左相なり、其言は書經の仲虺之誥に出づ、「惟己」人の善を我が善となすなり、「秦穆喪師於崤」秦の穆公、其將孟明、西乞、白乙の三人に命じて鄭を伐たしめしに、晋の襄公の爲に崤に敗られ、三將皆虜となる、穆公過を悔い、誓つて群臣に告ぐ、史臣之を記錄に載す、即ち書經の秦誓なり、孔子、書經を編次せしが故に、孔子之を錄すと曰へるなり、「冠」冠は頭に載するものな

振ふを以て三綱領となし、次を逐うて分說し、段落分明なり、蓋し大文字の法、自ら然らざるを得ず、但だ綱中の排置布叙に至つては、安石の秩序あるに若かず、然れども其筆の生動する處亦此に在り、

纂　評

○沈德潛評　三段、提綱に分應し、排比を散行の中に寓し、正意未だ足らざる處、都べて喩意を以て之を醒す、極めて愷摯亦極めて婉曲、君に告ぐるの體、自ら應に此の如くなるべし、○賈長沙の雄悉、陸宣公の整頓、兼ねて之れあり、○三大段中、無數の小斷落を藏し得、大片段の文字を作す者、須らく此法を知るべし、

○賴山陽評　末段數轉、語意酷だ范睢、秦王に對する語に似たり、蘇秦、張儀の辨を以て龍逢、比干の諫を行ふ、老泉言ふ所、蓋し子瞻、奉じて以て周旋するなり、

再上皇帝書

解題　皇帝は神宗なり、

主意　新法の過を改めざれば則ち亡ぶべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「而能欺天下哉」に至るまでを第一大段となす、故事を引いて過の改むべきを論ず、「書曰與治同道罔不興」より「臣非敢過爲危論以聳動陛下也」に至るまでを第二大段となす、神宗の過を改むるに憚るを論ず、「自古存亡之所寄者四人而已」より「能爲陛下收版蕩止土崩乎」に至るまでを第三大段となす、過を改めざれば亡ぶべきを論ず、卽ち主意の在る所なり、「去年諸軍之始併也」より「此臣所以憤懣太息而不能已也」に至るまでを第四大段となす、小人が神宗をして過を改めしめざるを謂ふ、「昔賈充用事」より篇尾に至るまでを第五大段となす、小人の去り難きを論ず、

臣聞之、益戒於禹曰、任賢勿貳、去邪勿疑、仲虺言湯之德曰、用人惟已、改過不吝、秦穆喪師於

ずる所の三言は朕當に篤と考へ置くべしと、臣の狂愚は今日に限りたることに非ず、陛下之を容し給ふこと已に久し、豈に之を始めに容れ給うて、之を後に赦し給はざる筈あらん、臣は此れを恃として建言することとなれば、懼れ申さゞる次第なり、

臣之所懼者、譏刺既衆、怨仇實多、必將詆臣以深文、中臣以危法、使陛下雖欲赦臣、而不得、豈不殆哉、死亡不辭、但恐天下以臣爲戒、無復言者、是以思之經月、夜以繼日、書成復毀、至於再三、感陛下聽其一言、懷不能已、卒進其說、惟陛下憐其愚忠、而卒赦之、不勝俯伏待罪、憂恐之至、懼るゝ所『二』を言ふ

段落　以上第五大段の第二小段なり、罪を赦されんことを言ふ、

講說　臣の懼るゝ所は、臣を譏る者已に夥しく、仇敵も實に多ければ、陰險なる論據を以て臣を誣り、危險なる法案を以て臣に中つることは必定にして、陛下臣を赦し給はんと思召すも救ふことを得給はざることゝならん、豈に危からずや、死亡は臣之を辭せざるも、但だ恐るゝ所は、天下の人、臣を以て戒めとなし、復た意見を上申する者なからんことを、是を以て之を考ふること月を經、夜を以て日に繼ぎ、上書を書き終りたれども見合せんかとて之を毀ち、再三に至りしが、結局陛下が曾て臣の一言を聽き給へるに感激し、中心に於て其儘已み難く、卒に意見を具申するに至れり、惟だ陛下其愚忠を憐んで、卒に之を赦し給へ、俯伏して罪を待ち、憂恐の至に堪へず、

文法　茅鹿門云ふ、此に於て暗に執政の怨を銜むを點す、

總說

此れ王安石の萬言書と共に、八大家文讀本中に於ける大文章にして、人心を收め、風俗を厚うし、紀綱を

雖然陛下必不為此、何也、臣天賦至愚、篤於自信、向者與議學校貢擧、首違大臣本意、已期竄逐、敢意自全、而陛下獨然其言、曲賜召對、從容久之、至謂臣曰、方今政令得失安在、雖朕過失、指陳可也、臣卽對曰、陛下生知之性、天縱文武、不患不明、不患不勤、不患不斷、但患求治太速、進人太鋭、聽言太廣、又俾具述所以然之狀、陛下頷之曰、卿所獻三言、朕當熟思之、臣之狂愚非獨今日、陛下容之久矣、豈有容之於始、而不赦之於終、特此而言、所以不懼。（敢言する所以を言ふ）

講說　然りと雖も陛下が必ず此の如き處罰を爲し給はざるべし、何ぞや、臣の生れつきは至つて愚にして自信に篤し、先度は學校貢擧を議するに與り、首として大臣の本意に違ひ、已に追放を覺悟したる程にて、豈に己が全きことを思ひ計らんや、然るに陛下は獨り其言を尤もなりとて、枉げて御召の上御尋に與り、從容と打解け給ふこと久しき間にて、臣に向はせられ、方今政令の得失は何の點にか在る、朕自身の過失と雖も申し述べて可なりと宣ふに至れり、臣立ちどころに對へて曰く、陛下は生れながらにして物を知り給ふ所の聖人に在し、天の許せる文武の才德を具へ給ふ、故に明かならざるの心配もなく、勤めざるの心配もなく、斷せざるの心配もなし、但だ患ふる所は治績を求め給ふことの太だ急激なると、人を進用し給ふことの太だ速かに過ぐると、言議を聽き給ふことの太だ廣きことなり、陛下は又臣をして委細に其理由を述べしめ給ひ、之を頷かせ給ひて曰く、卿が獻

に此等の行ひあらんや、周公は又成王を戒めて曰く、商王受が迷亂にして醉狂せし行ひの如くなる勿れと、成王に於て豈に此の行ひあらんや、其後周昌は漢高を以て桀紂となし、劉毅は晉武を以て桓靈となせり、然るに當時の人君は聊かも之を罪せしとなく、之を史册に書き載せて美談とせり、若し臣が獻言せし所の三條が、何れも朝廷に於て未だ嘗て無かりし事ならんには、天下の幸ひにして、臣も其幸ひに與る次第なり、若し又萬一此に似たる事あるならば、陛下は安んぞ察し給はざるべけんや、

注解　「禹戒舜」書經益稷篇の語、「周公戒成王」書經無逸篇の語、「商王受」殷の紂王、「酗」俗に云ふ酒亂、「徳」猶ほ行と云ふが如し、「周昌以漢高爲桀紂」史記の張丞相傳に載す、周昌、人となり彊力、敢て直言す、嘗て燕時、入つて事を奏す、高帝方に戚姫を擁す、昌還走す、高帝逐ひ得、周昌の項に騎して曰く、我れ如何なる主ぞやと、昌仰いで曰く、陛下卽ち桀紂の主なりと、是に於て上之を笑ふ、然れども尤も周昌を憚る、「劉毅以晉武爲桓靈」晉の武帝、劉毅に問うて曰く、朕方に漢の何帝に方すべきと對へて曰く、桓靈帝と、曰く、何ぞ此に至る、對へて曰く、桓靈官を賣る錢、官庫に入る、陛下官を賣る錢、私門に入る、此れを以て言ふ、殆ど如かざるなりと、帝大に笑つて曰く、今朕直臣ありと、

然而臣之爲レ計可レ謂レ愚矣、以二螻蟻之命一試二雷霆之威一、積二其狂愚一豈可二屢赦一、大則身首異レ處、破二壞家門一、小則削レ籍投レ荒、流二離道路一、

罪の大なるを言ふ

講說　然り而して臣の計をなすことは愚と申すべし、何となれば、螻蟻の如き些々たる身命を以て雷霆の如き君主の威を試み、其狂愚は一度ならざるが故に、然樣屢ば赦さるゝことあるまじ、則ち大なれば死刑を受けて胴體二つとなり、一家破滅となるべく、小なれば官吏の籍を除名の上、蠻地へ流されて道路に沒落すべし、

注解　「螻蟻」けらとありと、

下神算之至明、乾剛之必斷、物議既允、臣敢有辭、然至於所獻之三言、則非臣之私見、中外所病、其誰不知、（三言の公論なるを言ふ）

講說　臣は敢て片端より新政を非難し、兎角異論をなすに非ず、近日皇族の恩例を制限せられ、任子の條式を改定せられ、兵器を修繕完備せられ、軍隊を訓練せらるゝが如き、皆陛下神算の極めて明なる所、又英氣の必斷に出でゝ、世間の議論も既に之を是認することなれば、臣に於て何とも申し上ぐる儀あらん、然れども獻言する所の三事に至つては、是れ臣一個の私見に非ず、中外の人々の共に困難とする所にして、誰が知らざるものあらん、

注解　「恩例條式」皆前に出づ、「神算」神の如き計慮、「乾剛」乾を天とす、其德は剛なり、故に天子の勇剛を乾剛と曰ふ、「三言」人心を結び、風俗を厚うし、紀綱を存するの三點、

昔禹戒舜曰、無若丹朱傲、惟慢遊是好、舜豈有是哉、周公戒成王曰、無若商王受之迷亂酗於酒德哉、成王豈有是哉、周昌以漢高爲桀紂、劉毅以晉武爲桓靈、當時人君曾莫之罪、而書之史册、以爲美談、使臣所獻三言、皆朝廷未嘗有此、則天下之幸、臣與有焉、若有萬一似之、則陛下安可不察、（君を輕んずるに非ざるを言ふ）

段落　以上第五大段の第一小段なり、上書の他念なきを論ず、

講說　昔し禹は舜を戒めて曰く、丹朱が驕傲にして怠慢遊樂をのみ好むが如くなる勿れと、舜に於て豈

あり、周公は大聖人、召公は大賢人なりしも、猶ほ互ひに滿足せざりしことは、經典に著はれ、而かも共に其德の累とはならず、晉の王導は元老の臣と謂ふべき人なりしが、每も客と談ずるに、一座擧つて之を尤もとして感服せり、而も王述は悅ばずして以爲へらく、人が堯舜に非ざる以上、安んぞ善を盡すことを得んと、王導も之を聽き、襟元を正して之を謝せしとぞ、若し何人も一樣なる言をなし、何人も一樣なる意を有し、交も發議して互に附和せんか、如何なる者も賢者と見えざらん、萬一小人が其間に居りし時、人君は何に由つて其小人たることに氣附くべき、臣の謂はゆる紀綱を存したしと申すは、此の事を意味するなり、

注解　「君子和而不同云々」論語子路篇の語、「和羹」左傳昭公二十二年に載す、晏子、景公に對へて曰く、和は羹の如し焉、水火醯醢鹽梅、以て魚肉を煎、之を燀するに薪を以てし、宰夫之を和す、之を齊しうするに味を以てし、其及ばざるを濟し、以て其過を洩らし、君子之を食ひ、以て其心を平かにす、君臣も亦然り、「孫寶」漢人なり、漢書に傳あり、「召公」名は奭、周公と與に成王を佐けたる人、「王導」東晉の名賢、「述」互ひになり、

文法　高梅亭云ふ此れを第四截とす、綱內の存紀綱の一條を申明し、特に臺諫を言ふものは、臺諫は公議を主持し、乃ち紀綱の存する所なればなり、宰執人に非ず、法を變じ民を厲して、臺諫皆口を緘して言はず、是れ臺諫、執政の私人たるなり、語々諫臣を責む、卽ち語々相臣を責む、始め內重より說き來り、而して中書令趙高を以て比となす、固より已に明かに安石を指す矣、前段には人主宜しく臺諫を崇び、以て姦臣の萠を折くべきを言ひ、後段には朝廷若し直言なければ、必ず小人の害を受くるを言ふ、紀綱を存するの意を離れざるも、仍ほ是れ宰執の謬を刺す、○賴山陽云ふ、紀綱を論ずる段最も短、故に數ば本意を提醒す、筆勢最も變化激揚、

臣非敢歷詆新政、苟爲異論、如近日裁減皇族恩例、刊定任子條式、修完器械、閱習鼓旗、皆陛

彼等の心は本と位地を失はんことを憂ふるに出でたるに外ならざるも、其禍ひは却つて邦を喪すに至りしことを觀るに及んでは、孔子の言、實以て過言にあらず、是を以て氣の附きたることは、國を治むるもの平日に於て必ず常に軀を忘れ顏を犯すの士あれば、危難の際に臨み、義に殉し死を守るの臣あるを望み得べきことなり、苟くも平生に於てすら一言する能はざれば、危難に臨み、何を以て其節義に死することを責めんや、人臣苟くも此の如くならんには天下も亦日に危からん、

注解　「孔子曰」論語陽貨篇の語、「此書」論語を指す、「盧杞」唐の德宗の初、盧杞政を執り、多く善良を陷る、朱泚反して京師陷るや、帝、奉天に奔る、李懷光、勤王の兵を率ゐ、杞の姦を數へ之を誅せんとす、杞、帝に勸め、懷光に命じて京師を恢復せしめ、其奉天に至るを許さず、懷光遂に反す、「良」まことにと訓ず、「殆」危なり、

君子和而不同、小人同而不和、和如和羹、同如濟水、故孫寶有言、周公大聖、召公大賢、猶不相悅、著於經典、兩不相損、晉之王導可謂元臣、每與客言、擧坐稱善、而王述不悅、以爲人非堯舜、安得每事盡善、導亦斂衽謝之、若使言無不同、意無不合、更唱迭和、何者非賢、萬一有小人居其間、則人主何緣知覺、臣之所謂存紀綱者、此之謂也、

段落　第四大段の第四小段なり、小人の同じて和せざるを論ず、

講說　君子は人と調和するも雷同することなく、小人は人と雷同するも調和することなし、和とは羹を和するが如く、五味各性分を失はざるなり、同とは水を濟るが如く、唯だ一つに塊るなり、故に孫寶は言ふ

らん、

・**注解**　「英廟」英宗なり、「稱親之議」有名なる濮議の事にして、歐文に詳かなり、

孔子曰、鄙夫可與事君也歟哉、其未得之也、患不得之、既得之、患失之、苟患失之、無所不至矣、臣始讀此書、疑其太過、以爲鄙夫之患失、不過備位而苟容、及觀李斯憂蒙恬之奪其權、則立二世以亡秦、盧杞憂懷光之數其惡、則誤德宗以再亂、其心本生於患失、而其禍乃至於喪邦、孔子之言、良不爲過、是以知爲國者、平居必常有忘軀犯顏之士、則臨難庶幾有徇義守死之臣、苟平居尙不能一言、則臨難、何以責其死節、人臣苟皆如此、天下亦日殆哉、

段落　第四大段の第三小段なり、位地の喪失を憂ふるの結果、國を誤るに至ることを論ず、

講說　孔子曰く、鄙陋の人間は君に事ふる仲間に入るを得べけんや、彼れが官位又は升進を求めて未だ得ざる場合は、唯だ之を得ざらんかとて患へ、已に之を得ば、又之を失はんかと患ふ、之が爲には如何なることも爲さゞる所なしと、臣始めて此書を讀み、其極端なることを疑ひ考へけるやう、鄙陋の徒が位地を失はんことを憂ふるも、其は唯だ位地に身を据ゑて只管容れられんとするに過ぎざることと、然るに李斯が蒙恬の爲に己れの權力を奪はれんとするを憂ふるより、二世を立てゝ秦を亡ぼし、盧杞が懷光の爲に己れの罪惡を數へられんとするを憂ふるより、德宗を誤り、唐の天下をして再び亂れしめたる事實に就き、

始建稱親之議、本非人主大過、亦無禮典明文、徒以衆心未安、公議不允、當時臺諫以死爭之、今者物論沸騰、怨讟交至、公議所在亦可知矣、而相顧不發、中外失望、夫彈劾積威之後、雖庸人亦可以奮揚、風采消委之餘、雖豪傑有所不能振起、臣恐自茲以往、習慣成風、盡爲執政私人、以致人主孤立、紀綱一廢、何事不生。

段落　第四大段の第二小段なり、臺諫の執政の私人となるを論ず、

講説　臣が幼少の時より記する所と、其後聞込みたる長老の談話とによれば、何れも謂ふには、臺諫の言論する所は常に天下の公議に從ひ、公議の贊成する所は臺諫も亦之に贊成し、公議の攻擊する所は臺諫も亦之を攻擊するとの事なり、英廟即ち英宗皇帝即位の始めに至るに及び、始めて其生の親なる濮王を天子の父と立つるの意見を建て給ひしが、是れ本と人主として別段大なる過失にもあらず、之と同時に又禮典上明文もなかりし事なれば、さまで喧しく言ふ程にもあらざりしが、衆人の未だ落ちつかず公議の是認せざりしため、當時臺諫たりし人人は命懸に之を爭へり、今般は世上の評論沸騰し、那邊よりも這邊よりも怨み謗りを來せる次第なれば、公議の在る所も亦知らるゝなり、斯く公議の所在明白なるに、臺諫は互に顏を見合せて發言せず、之がため中外の者は皆失望に及べり、夫れ官吏の非行を彈劾して威勢を積みたる後は、庸人と雖も亦勢を奮ふことを得れども、風采も消失するの後は、豪傑と雖も振ひ起つこと能はざるものあり、臣恐らくは茲れより先きは習慣風を成し、悉皆執政の手下となり、其れがため人主は孤立となり、紀綱一たび廢する以上は、何事か生ぜざ

前後斥け去られ、臺諫之が爲に一空、安石、外議紛々たるを患へ、奏して姻家謝景溫を用ひて御史となし、以て言者を絶つ、故に軾又極めて其弊を言ふなり、

夫姦臣之始、以臺諫折之而有餘、及其既成、以干戈取之而不足、今法令嚴密、朝廷清明、所謂姦臣、萬無此理、然養猫所以去鼠、不可以無鼠而養不捕之猫、畜狗所以防姦、不可以無姦而畜不吠之狗、陛下得不上念祖宗設此官之意、下爲子孫立萬世之防、朝廷紀綱孰大於此、臺諫を立つるの本旨を守るべきを言ふ

段落　以上第四大段の第一小段なり、臺諫を以て大臣の姦を防ぐべきことを論ず、

講說　夫れ姦臣の始めは、臺諫の力を以て其姦惡を折いて餘りあれども、其惡策の既に成るに及んでは干戈を以て之を取らんとすとも猶ほ力足らざるなり、今法令は嚴密に行屆き、朝廷も善く治まつて清明なれば、謂はゆる姦臣などの事實は萬々之れあるべきの理なし、さりながら之を譬へんに、人家にて猫を養ふは鼠を去るが爲なり、鼠が居らぬとて鼠を捕らざる猫を飼ふわけなし、狗を畜ふは惡徒を防ぐためなり、惡徒なしとて吠えざる狗を置くわけなし、陛下上は祖宗が此官を設けたるの意を念ひ、下は子孫の爲に萬世の豫防を立て給はざることを得給ふべきや、朝廷の紀綱は、何事か此れより大なるものあらん、

臣自幼小所記、及聞長老之談、皆謂臺諫所言、常隨天下公議、公議所與、臺諫亦與之、公議所擊、臺諫亦擊之、及至英廟之初、

責、旋即超陞、許以風聞、而無官長、風采所繋、不問尊卑、言及乘輿、則天子改容、事關廊廟、則宰相待罪、故仁宗之世、議者譏宰相、但奉行臺諫風旨而已、聖人深意、流俗豈知、擢用臺諫、固未必皆賢、所言亦未必皆是、然須養其銳氣、而借之重權者、豈徒然哉、將以折姦臣之萠、而救內重之弊也。「內重の弊を救ふべきを言ふ」

講說　恭しく惟ふに、祖宗の深く計り豫め圖り給へる所以は、固より小官の能く推測して知り渡る所にあらず、されど其臺諫に委任せられたる一端を觀るに、聖人の過防の至計なり、秦漢を段々と觀察して五代の時に及べるに、此間諫諍の爲に死したる者凡そ數百人あり、然るに建隆より以來、未だ一人の諫言者をも罪せしことあらず、縱ひ些細な責はありしとするも、旋つて直ちに引上げられ、風聞を以て申し立つることを許可し、而も官長を置くことなかりき、其憚るべき威容の關係により其身分の尊卑を問はず、苟くも言ふ所、至尊の事に及べば、天子も之が爲に容を改められ、言ふ所、朝廷に關するときは、宰相も責を引いて罪を待てり、故に仁宗の世に於て、宰相は唯だ臺諫の風旨を奉行するに過ぎずとて、議者より譏られたる程なり、聖人の深き思召は、豈に流俗の知る所ならんや、臺諫に擢用せらるゝもの、無論悉皆賢人と云ふ次第にはなりかぬるなり、又其言ふ所も亦悉皆當を得たるには限らざるなり、然れども其銳氣を養つて之に重權を借すことを必要とするは、豈に理由なくして然らんや、將に臺諫を用ひて、姦臣の萠を折き、斯くて內重の弊を救はんとするなり、

注解　「乘輿」天子の乘物を乘輿と曰ふ、從つて天子の事を指す、

文法　以下臺諫に關する所甚だ重きを言ふ、是時御史中丞呂誨及び臺諫范純仁、其他新法を爭ふを以て

權、如周、如唐、則外重而內輕、如秦如魏、則外輕而內重、內重之末、必有姦臣指鹿之患、外重之弊、必有大國問鼎之憂、聖人方盛而慮衰、當先立法、以救弊、國家租賦、籍於計省、重兵聚於京師、以古揆今、則似內重、（國勢內重なるを言ふ）

講說　古へに於ては國を建つるには、內外互に制し、輕重の釣合を得るやうになすことなり、周の如き唐の如きは、則ち外重くして內輕く、秦の如き魏の如きは、則ち外輕くして內重かりき、內の重き結果は、必ず姦臣が宛も鹿を指して馬となせしが如き威力を竊むの禍ひあり、外の重き弊害に至つては、是れ亦大國が朝廷に向つて鼎の輕重を問ふの憂へあり、聖人は世の盛んなる時に方つて已に其衰へんことを慮るを以て、當に先づ法を立てゝ以て弊を救ふべし、國家の租賦は計省の帳簿に記載せられ、重兵は京師に聚る、古へを以て今を測り見るに、國家の勢は內重に似たり、

注解　「指鹿之患」秦の趙高、鹿を二世皇帝に獻じて曰く、馬なりと、二世笑つて曰く、丞相誤れるか、鹿を謂つて馬となすと、之を左右に問ふ、左右或は默し、或は馬と言つて趙高に阿る、趙高後竊かに己れに阿らざりしものを罪に陷れたり、「問鼎」左傳の宣公三年に載す、楚子、周室を窺ひ、鼎の大小輕重を問ふ焉、王孫滿對へて曰く、德に在り、鼎に在らずと、「計省」戶部、鹽鐵、度支の三司を計省と曰ふ、「揆」はかる、

恭惟祖宗所以深計而預圖、固非小臣所能億度而周知、然觀其委任臺諫之一端、則是聖人過防之至計、歷觀秦漢、以及古代、諫諍而死、蓋數百人、而自建隆以來、未嘗罪一言者、縱有薄

拙の人愈よ少くして、巧進の士益す多し、唯だ陛下之を重んじ之を惜み、之を哀み之を救ひ給ふべし、近頃三司の獻言の如きは、天下の郡毎に一人を選び、催驅三司文字と云ふ役人が、之に順序に因らず望む所の官を指して志願することを許し、以て其勞に酬ゆるやうにせんとの事なり、則ち數年の後には、審官吏部に又三百餘人あつて、先づ缺を占むる次第なり、さすれば常調の人が己れの順番を待つことは、何と難からずや、此外發運、均輸の事を管理し、農田、水利の事を檢分する者は、已に監司たるの職權を振ひ、各進用の心を懷き、轉對の者は、天子の叡慮に叶ひて急に升進せんことを望み、奏課の者は、優等の成績を得て速かに榮轉せんことを求め、互に力を以て勝たんとし、言を以て上に出でんとし、名と實と亂るべし、惟だ陛下、手輕を以て法となし、清淨を以て心となし、姦人をして附け入る所なく、人民の德をして厚きに歸せしめ給へ、臣の願ふ所の風俗を厚うすると云へるは此事を指せるなり、

注解　「常調舉生」吏部より常に選取する所のものを謂ふ、「跬步」半步を謂ふ、「聱牙」險難なり、「章服」緋色紫色の服にして、魚袋とて腰に佩ぶる裝飾品、之に附帶す、「催驅三司文字」三司催驅司に屬する所の官吏なり、宋史職官志に云ふ、三司催驅司は、京城諸司庫務末張、京畿倉場庫務月帳、憑由違勾及び三部支訖、內外奉祿の事を督するを掌ると、「監司」宋の制、州縣の上に路あり、監司は一路の利權を掌り、知州以下を監督し、又附職に於ては、清朝の道臺に類する者あり、「發運均輸農田水利」此の四者、皆職名なり、「轉對」延英殿に於て天子の諮詢を受くるの官なり、「奏課」官吏の功過調査掛なり、

文法　高梅亭云ふ、此れを第三截とす、綱內の風俗を厚くする一條を申明す、前一段は、風俗の、人の元氣の如く、國の存亡係る所なるを言ひ、富强より說き入る新法に針對するなり、後兩段、抽出之を言ふ、意に阿り新法を行ふの少年、新進事を喜び功に近づき、驟用を圖るを希ふ、宜しく以て之を抑し、結黨を杜ぐべきを指すなり、用意仍ほ風俗を厚うする上に歸到し、一頭兩脚の格をなす、

古者建國、使內外相制、輕重相

已振監司之體、各懷進用之心、轉對者、望以稱旨而驟遷、奏課者、求為優等而速化、相勝以力、相高以言、而名實亂矣、惟陛下以簡易為法、以清淨為心、使姦無所緣、而民德歸厚、臣之所願厚風俗者、此之謂也、『巧進を抑すべきを言ふ

段落　第三大段の第五小段なり、積勞を擧ぐべきを論ず、

講說　大抵地位と爵祿とは人の奔り趨く所なれば、是非とも功勞を積んで後遷らしめ、以て久しきを持して得難きを明にするときは、人各其分に安んじて、敢てあせり求むることなし、今若し多く早手廻しの路を開くときは、意外の利を得しむることゝなり、公卿侍從の如き地位も、一またぎにて得らるべし、其得たるものは誰しも自ら僥倖なりと名乘らざるべく、其得ざりしものは皆沈淪を以て恨みとせり、天下の常調擧生をして妄りに人に若かざることを愧ぢしむる日には、何の至らざる所あらん、風俗の厚きことを望まんと欲すとも豈に得べけんや、

選人の京官即ち中央政府の役人に改めらるゝことは、常に十年以上を要し、其間幾多の難局を經歷し、之を榮轉せしむるに就いては一毫一釐の過失をも吟味し、地方在任中一事にても筋違あるときは、終身沈淪して遺棄せらるゝは其常なり、然るに今一人の薦擧に因って之に官を與へ、其れにても尙ほ十分ならずとて、引續き章服の賜あるに至る樣にては、如何にして勞功を積み久しき年月を經て得たる者を滿足せしむべけんや、

夫れ常調の人の勤務は、守に非ざれば則ち令なり、此れは人員多くして缺員少く、從前より不都合を感ずる所なれば、今日之に加へて多くの門戸を開いて、上手に立身を謀るの士を待つべからず、若し立身上手の輩が他官を侵奪すること已に甚しからんには、下手なる者は切迫憂懼して心の遣る瀨なし、雙方の利害實現するが故に察せざるべからず、故に近歲は樸

積勞而後遷、以明持久而難得、則人各安其分、不敢躁求、今若多開驟進之門、使有意外之得、公卿侍從、跬步可圖、其得者既不肯以僥倖自名、則不得者、必皆以沈淪爲恨、使天下常調擧生妄心恥不若人、何所不至、欲望風俗之厚、豈可得哉、『僥倖の門を開くの弊を言ふ』選人之改京官、常須十年以上、薦更險阻、計析毫釐、其間一事聱牙、常至終身淪棄、今乃以一人之薦擧而予之、猶恐未稱、章服隨至、使積勞久次而得者、何以厭服哉、『一人の推薦を以て人を用ふるの弊を言ふ』夫常調之人、非守則令、員多闕少、久已患之、不可復開多門、以待巧進、若巧者侵奪已甚、則拙者迫怵無聊、利害相形、不得不察、故近歲樸拙之人愈少、而巧進之士益多、惟陛下重之惜之、哀之救之、如近日三司獻言、使天下郡選一人、催驅三司文字、許之先次指射、以酬其勞、則其數年之後、審官吏部、又有三百餘人、得先占闕、常調待次、不其愈難、此外勾當發運均輸、按行農田水利、

三十萬の衆を以てすら平城に難儀せり、當時の群臣中、何とて賈生の比なかりしならん、彼の三表、五餌は、世人も其策の疎なることを知れり、然るに此れを以て中行説を困めんと欲するが如き、尤も信ずべからず、兵は凶器なり、然るに賈生は輕く之を言ふ、正に趙括の秦を輕んじ、李信の楚を易るが如し、若し文帝速に其説を用ひしならば、天下は殆ど安からざらんとす、賈生にして艱難を歴たらんには、亦必らず自ら其説を悔ゆるなるべし、故に晩年に至り之を用ひんか、其術精しきに相違あるまじ、不幸にして死亡せんとは、考への及ぶ所にあらず、文帝は豈に才を棄つるの君ならんや、絳灌は豈に賢を蔽ふの士ならんや、蓋し賈生を老熟ならしめんとの意に外ならず、晁錯に至つては尤も刻薄の名あり、文帝の世には太子の家令に過ざりし處、景帝既に立ち、之をば御史大夫とせり、申屠嘉は賢相なりしが、晁錯の事を憤慨して死せしが、是より錯は政令を無法に改革せしかば、天下騷然たる有様となり、七國が亂を起すに至つて、錯の術も亦窮せり、文帝は人を用ふるに大事を取り、景帝は人を用ふるに輕率なり、文帝と景帝との優劣は、此に於て見ることを得べし、

注解　「黄忠」蜀の五虎將軍の一、「關張」關羽と張飛と、「三表五餌」三表とは信、愛、好を謂ふ、此の三者を夷狄に表示するなり、五餌とは盛服、珍味、音樂、堂宇、奴婢を謂ふ、此の五者を餌として彼等を馴服せんとするなり、「中行説」史記の匈奴列傳に云ふ、漢、宗室女公主をして單于の閼氏とならしめ、宦者燕人中行説をして公主に傅たらしむ、説、行くを欲せず、漢彊ひて之を使む、説曰く、必ず我れ行くなり、漢の患をなす者と、中行説既に至る、因つて單于に降る、單于甚だ之を親幸す、「如趙括之輕秦」史記趙奢傳に云ふ、秦、趙兵と長平に相距ぐ、趙括、鋭卒と自ら搏戰す、秦軍、趙括を射殺す、其衆を降し、悉く之を阬す、趙の亡ふ所、凡そ四十五萬、「李信之易楚」史記の王翦傳に云ふ、李信蒙恬と二十萬を以て、南、荊を伐ち、鄢郢を攻め、城父に會す、荊人因つて之を隨ひ、三日三夜頓舍せず、大に李信の軍を破り、七都尉を殺す、「七國發難」晁錯論に出づ、

大抵名器爵祿、人所奔趨、必使

言之、正如趙括之輕秦、李信之易楚、若文帝亟用其說、則天下殆將不安、使賈生嘗歷艱難、亦必自悔其說、用之晩歲、其術必精、不幸喪亡、非意所及、不然、文帝豈棄才之主、絳灌豈蔽賢之士、至於鼂錯、尤號刻薄、文帝之世、止於太子家令、而景帝既立、以爲御史大夫、申屠賢相、發憤而死、紛更政令、天下騷然、及至七國發難、而錯之術亦窮矣、文景優劣、於此可見、史證を擧ぐ

段落　第三大段の第四小段なり、僥倖を抑すべきを論ず、

講說　古へより人を用ふるには、是非とも種々の職務を歷せしめて之を試むることを要す、人に過ぎたる器量ありと雖も、必ず已に成就せし功勞ある者ならざるべからず、是れ一は其人をして變化に出遇ひて困難を知らしめ、輕々しく事を爲さゞらしめんが爲なり、一は其功績の高くして人望の重きを待ち、世人より彼れ此れ言はれざらしめんが爲なり、

昔しの蜀の先主は黃忠を以て後將軍となせしに、諸葛亮は其不可なることを憂へたり、其考へに曰く、黃忠の名望は、元來關羽、張飛の比類に非ず、然るに若し位地爵號が俄かに同一なるときは、彼等必ず悅ばじと、其後關羽は案の如く苦情を述べ、黃忠の豪雄の姿、先主の君臣の契を以てして、尙ほ復此點を氣遣へり、況や其他をや、世人は漢の文帝が賈生を用ひざることを考へて、深き遺憾となせども、臣嘗て其旨を推究して、竊かに然にあらずと謂ふなり、賈生は固より天下の奇才にして、言ふ所も亦一時の良策なり、然れども屬國となつて單于を繫がんとするに至つては、是れ處士の大言、少年の鋭氣と謂ふべし、昔し高祖が

け、虚妄實なきを以て能文となし、矯激仕へざるを以て有德となすときは、先王の澤も遂に將に散失衰微するに至らん、

注解　「國君含垢」左傳宣公十五年に云ふ、晉伯宗曰く、瑾瑜瑕を匿し、國君垢を含むと、杜注に云ふ、垢恥を忍ぶと、「至察無徒」孔子家語に出づ、「虎圏」王家の動物園なり、「嗇夫」虎圏を掌るもの、「矯激不仕」暗に王安石を指す、

文法　高梅亭云ふ、新法に因り新進を招來し、事を生じ能を競ふ、以て風俗を傷るに足る、

自古用人、必須歷試、雖有卓異之器、必有已成之功、一則使其更變而知難、事不輕作、一則待其功高而望重、人自無辭、『人を用ふるに歷試の必要を言ふ』

昔先主以黄忠為後將軍、而諸葛亮憂其不可以為忠之名望、素非關張之倫、若班爵遽同、則必不悅、其後關羽果以為言、以黄忠豪勇之姿、以先主君臣之契、尚復慮此、況其他乎、世謂漢文不用賈生、以為深恨、臣嘗推究其旨、竊謂不然、賈生固天下之奇才、所言亦一時之良策、然請為屬國、欲係單于、則是處士之大言、少年之銳氣、昔高祖以三十萬衆、困於平城、當時將相羣臣、豈無賈生之比、三表五餌、人知其疎、而欲以困中行說、尤不可信矣、兵凶器也、而易

るが如くなりき、社稷の長遠なるは、終に必ず此御蔭を被るなり、仁宗は本を知り給ふと曰ふべし、今改革論者は此の理を察せず、徒に仁宗の末年には官吏が因循多く、事業の振擧せざるを見、苛察を以て之を矯め、智能を以て之を齊しうせんと欲し、新進勇鋭の人を招き寄せて、一切速成の効を圖りしが、未だ其効果を得ざる中に輕薄の風已に成れり、

注解　「深刻」手きびし、「老成」經驗的、「獄市」牢獄と市場となり、「循吏」温良の法官、「清談」老莊の道を談ず、「度支」會計、「集事」集は成す

且天時不齊、人誰無過、國君含垢、至察無徒、若陛下多方包容、則人材取次可用、必欲廣置耳目、務求瑕疵、則人不自安、各圖苟免、恐非朝廷之福、亦豈陛下所願哉、『包容と苛察との得失を論ず』漢文欲用虎圈嗇夫、釋之以爲利口傷俗、今若以口舌捷給而取士、以應對遲鈍而退人、以虛誕無實、爲能之、以矯激不仕、爲有德、則先王之澤遂將散微、『利口の弊を言ふ』

段落　第三大段の第三小段なり、苛察を去るべきを論ず、

講說　且つ天時と雖も尙ほ不順の事あつて、一樣ならず、人間に至つては誰とて過ちなからん、故に國君は成るべく包容して恥を忍ぶべし、餘りに明察なるときは仲間なし、若し陛下色々包容なし給はば、人材は次第に用ふることを得べし、然るに是非とも廣く耳目たる監察者を置き、務めて人の疵を求めんと欲するときは、則ち人々自ら落付かず、各何とか一時逃れを謀らんとするに至る、此の如きは恐らく朝廷の福に非ず、亦豈に陛下の願ひ給ふ所ならんや、漢の文帝嘗て虎圈の嗇夫を用ひんとせしも、張釋之は、利口は邦家を傷ると謂へり、今若し口さきの敏捷なるを以て士を取り、應對の遲鈍なるを以て人を退

人、風俗知義、是以升遐之日、天下如喪考妣、社稷長遠、終必賴之、則仁祖可謂知本矣、（仁宗の本を知るを言ふ）今議者不察、徒見其末年吏多因循、事不振擧、乃欲矯之以苛察、齊之以智能、招來新進勇鋭之人、以圖一切速成之效、未享其利、澆風已成、（議者の謬見を駁す）

段落　第三大段の第二小段なり、寛厚を崇ぶを論ず、

講説　古の聖人は、深刻なる法律が衆人を一樣になすべきこと、勇悍なる人物は事業をなすの資格あること、忠厚は迂闊に近く、老成は初めの處にては遲鈍の如くなることを知らざるにはあらず、然れども終に肯て彼の刻法、勇夫を以て忠厚、老成に易へざるものは、其得る所は小にして喪ふ所は大なればなり、曹參は賢相なり、愼んで獄市を擾す勿れと曰へり、黄覇は循吏なり、政治の道は極端を去るに在りと曰へり、或人が晉の謝安の淸談を以て事を廢することを譏りし處、安笑つて曰へるやう、秦は法吏を用ひ、二世にして亡び、劉晏は度支として專ら剛鋭果斷の少年を用ひ、急速に事を成すことを務めしかば、利を好むの黨は相師として風を成し、德宗の初めて位に卽きし時、崔祐甫を擢用して宰相とせしに、祐甫は道德寛大を以て天子の意を推廣せり、故に建中の政は其名譽翕然として之に歸し、天下の人も想望して貞觀の治を希望せり、然るに盧杞の相たるに及び、天子に暗示して、天下を齊一するに刑名を以てし、輕薄の風を喚起せし結果、德宗は出奔するの場合に立至れり、我が仁宗の天下を統御し給ふや、法を持すること極めて寛に、人を用ふること次第あり、專ら務めて人の過失をば掩ひ隱し、未だ嘗て輕々しく舊來の法制を改めず、然れども其成功を考ふれば、未だ至らずと曰ひ、兵を用ふるを言へば、十たび出兵せし中、九たびは敗北せり、其府庫を言へば、僅かに足ると云ふのみにて餘りなし、唯だ德澤が人に殘り、風俗が義を知るを以て、崩御の日には、天下、父母の死にめに逢ひた

を斬る、「朝呼韓」竟寧元年、何奴呼韓邪單于來朝す、「王氏」外戚たり、「河隍」地名、「龐勛」龐勛は徐州の戍卒なり、咸通九年に亂を江淮間になす、「靈武」西夏を指す、「燕薊」遼を指す、「尪羸」尪は短小なり、

文法　高梅亭云ふ、此を第一截となす、綱內の人心を結ぶ一條を申明す、前に總領あり、後に總束あり、中間款を分ち疏を列し、處々切々、新法の民を害するを指す、故に人心を以て之を統括す、乃ち全書の正腹、

古之聖人非不知深刻之法可以齊衆、勇悍之夫、可以集事、忠厚近於迂闊、老成初若遲鈍、然終不肯以彼而易此者、知其所得小而所喪大也、（忠厚の深刻に勝るを論ず）曹參賢相也、曰愼無擾獄市、黃霸循吏也、曰治道去泰甚、或譏謝安以淸談廢事、安笑曰、秦用法吏、二世而亡、劉晏爲度支、專用果銳少年、務在急速集事、好利之黨、相師成風、德宗初即位、擢崔祐甫爲相、祐甫以道德寬大、推廣上意、故建中之政、其聲翕然、天下想望、庶幾貞觀、及盧杞爲相、諷上以刑名整齊天下、馴致澆薄、以及播遷、（史證を舉ぐ）我仁祖之御天下也、持法至寬、用人有叙、專務掩覆過失、未嘗輕改舊章、然考其成功、則曰未至、以言乎用兵、則十出而九敗、以言其府庫、則僅足而無餘、徒以德澤在

く生を養はざるものは節愼の功を薄しとし、吐納の效を遲しとし、上藥を厭うて下品を用ひ、眞の元氣を害して表面の勢力を助くるときは、根本に危ければ、仆るゝこと日なけん、天下の勢は此譬と殊なることなし、故に臣陛下が風俗を愛惜し給ふこと、元氣を保護するが如くならんことを願ふなり、

注解　「周公知」史記に云ふ、周公、太公に問ふ、何を以て國を治むと、曰く、賢を尊んで功を尙ぶと、周公曰く、後世必ず簒弑の臣あらんと、「季子知」左傳の襄公二十九年、吳の季子、鄭に聘す、子產に謂つて曰く、鄭の執政侈る、難、將に至らんとす矣、政必ず子に及ばん、子、政をなす、之を愼むに禮を以てせよ、然らずんば鄭國將に敗れんとす、衞に適き、蘧瑗、史狗、史鰌、公子荆、公叔發、公子朝に說いて曰く、衞に君子多し、未だ患あらざるなりと、或は曰く、衞は鄭の誤、「陳大夫逢滑」哀公元年、吳の楚に入るや、陳の懷公を召さしむ、懷公、國人を朝して問ふ焉、曰く、楚を興さんと欲する者右せよ、吳に與せんと欲する者左せよ、陳は、田に從ひ、田無き、黨に從ふ、逢滑、公に當つて進んで曰く、臣聞く國の興るや福を以てし、其亡ぶるや禍を以てす、今吳未だ福あらず、楚未だ禍あらず、楚未だ棄つべからず、吳未だ從ふべからず、而して晉盟主なり、若し晉を以て吳を辭する若何んと、公曰く、國勝ち君亡ぶ、禍に非ずして何ぞ、對へて曰く、國の是れある多し、何ぞ必ず復せざらん、小國猶は復す、況や大國をや、臣聞く、國の興るや、民を視る傷むが如しと、是其福なり、其亡ぶるや、民を以て土芥となす、是れ其禍なり、楚、德なしと雖も、亦其民を艾殺せず、吳、日に兵に敝す、骨を暴す莽の如くにして、未だ德を見ず焉、天其れ或は楚を正訓するなり、禍の吳に適く、其れ何の日か之れあらん、「何曾知」初、曾、武帝の宴に侍す、退いて遵に告げて曰く、吾れ宴見每に未だ經國の遠謀を聞かず、惟だ平生の常事を說く、身に及ぶのみ、後嗣其れ殆き乎、諸孫を指して曰く、此等必ず亂に遇はんと、永嘉の後、何氏果して滅亡、遺なし、「房喬知」房玄齡、其父彥謙に謂つて曰く、主上本と功德なし、詐を以て天下を取る、諸子皆驕奢不仁、必ず自ら相誅夷、今承平と雖も、其亡、足を翹げて待つべし、「元帝」元帝三年、西域副校尉陳湯、甘延壽と兵を發し、襲うて何奴郅支單于を廣居に擊つて、之

以て陛下に申上げたるものありや、(恐らくは之れなかるべし、)夫れ國家の存亡する所以のものは道德の淺深に在つて、强と弱とに在らず、歲數の長短する所以のものは風俗の厚薄に在つて、富と貧とに在らず、道德誠に深く風俗誠に厚きときは、貧且つ弱なりと雖も長くして存するに害あらず、道德誠に淺く風俗誠に薄ければ、彊且つ富と雖も短にして亡ぶることを救はず、人主此れを知らば、則ち輕重する所を知るならん、

是を以て古への賢君は、弱なればとて道德を失ふことなく、貧なればとて風俗を傷ることなく、而して智者が人の國を觀察するも亦此點を以て之を見定むることなり、齊は至極强き國なるに、周公は其後必ず位を奪ひ君を弑するの臣あることを知れり、衞は至つて弱き國なるに、季子は其他國より後に亡ぶべきことを知れり、吳は楚を破つて其都なる郢に攻め入りたれども、陳の大夫逢滑は楚が必ず恢復すべきを知れり、晉の武帝既に吳を平げたる後、何曾其將に亂れんとするを知れり、隋の文帝既に陳を平げたる後、房喬は其國運の久しからざるを知れり、元帝は郅支を斬り呼韓を朝し、其功は武帝、宣帝より多かりしなれども、王氏の禍ひは此時より生じ、宣宗は燕趙を收め河隍を復し、其力は憲宗、武宗より强かりしなれども、兵を銷して備へを怠りし爲に龐勛の亂起れり、故に臣は陛下が務めて道德を崇(タット)んで風俗を厚くせんことを願ひ、陛下が急に功を立てんとて富强を貪ることを願はず、陛下果して富は隋の如く强は秦の如く、西は靈武を取り北は燕薊を取り給ふことありとすれば、之を有功と謂ふも可なり、然れども國の長短は此れと關係なし、

夫れ國の長短は人の壽夭の如し、人の壽夭は元氣に在り、國の長短は風俗に在り、世には病身にして長命なるあり、或は壯健にして急に死亡するものあり、若し元氣猶ほ存するときは、病身なりとも害なし、其元氣の減退するときは、壯健なりとも愈よ危し、是を以て善く生を養ふものは起居を愼み、飲食を節し、筋骨を按摩し、故(フル)き氣を吐いて新らしき氣を吸ひ、已むを得ずして藥を用ふるときは、其品種の上等にして、性質の優良なるものにして、何程久しく服用すとも反應なき藥を擇ぶときは、五臟平和にして壽命長し、善

知其不久、元帝斬郅支、朝呼韓、功多於武宣矣、偷安而王氏之釁生、宣宗收燕趙、復河隍、力强於憲武矣、銷兵而龐勛之亂起、故臣願陛下務崇道德而厚風俗、不願陛下急於有功而貪富强、使陛下富如隋、强如秦、西取靈武、北取燕薊、謂之有功可也、而國之長短則不在此、

故事を擧ぐ

夫國之長短、如人之壽夭、人之壽夭在元氣、國之長短在風俗、世有尫羸而壽考、亦有盛壯而暴亡、若元氣猶存、則尫羸而無害、及其已耗、則盛壯而愈危、是以善養生者、愼起居、節飮食、導引關節、吐故納新、不得已而用藥、則擇其品之上、性之良、可以久服而無害者、則五臟和平而壽命長、不善養生者、薄節愼之功、遲吐納之效、厭上藥而用下品、伐眞氣而助强陽、根本已危、僵仆無日、天下之勢、與此無殊、故臣願陛下愛惜風俗、如護元氣、

元氣を養ふべきを言ふ

段落　第三大段の第一小段なり、本段の大意を擧ぐ、

講說　士の、意見を建言するもの少からず、然れども其中に國家の存亡する所以、歷數の長短する所以を

が、冒險して萬一を僥倖するの說に過ぎず、陛下若し信じて之れを用ひ給はゞ、是れ高論の犧牲となつて、此上もなき民情に逆ひ、空名を維持して實際の禍ひを求めらるゝ仕方にて、未だ成を樂しむに至らざる中に、人民の怨み已に起らん、臣の人心を結ばんと願ふ所は、此意味に之れあるなり、

注解　「酈生」酈食其、高祖に勸め、六國〔韓趙魏齊楚燕〕の後を封ぜんとす、「趣」急になり、「印」吾國にて辭令書を用ふる場合に印を用ふるは、彼れの風習なり、「留侯」張良の封號、良は高祖に六國の後を立つるの八不可を說く、「民可與樂成云々」秦の商鞅の言なり、

文法　是に至り、人心を結ぶの一段を束住す、

士之進言者爲不少矣、亦嘗有以國家之所以存亡、歷數之所以長短、告陛下者乎、夫國家之所以存亡者、在道德之淺深、而不在乎彊與弱、歷數之所以長短者、在風俗之厚薄、而不在乎富與貧、道德誠深、風俗誠厚、雖貧且弱、不害於長而存、道德誠淺、風俗誠薄、雖彊且富、不救於短而亡、人主知此、則知所輕重矣、〔國の存亡、風俗に在るを言ふ〕是以古之賢君、不以弱而亡道德、不以貧而傷風俗、而智者觀人之國、亦必以此察之、齊至強也、周公知其後必有簒弑之臣、衞至弱也、季子知其後亡、吳破楚入郢、而陳大夫逢滑知楚之必復、晉武既平吳、何曾知其將亂、隋文既平陳、房喬

とを懼るべからざるを言ふ

議者必謂民可與樂成、難與慮始、故陛下堅執不顧、期於必行、此乃戰國貪功之人、行險僥倖之說、陛下若信而用之、則是狥高論而逆至情、持空名而邀實禍、未及樂成、而怨已起矣、臣之所願結人心者、此之謂也、

人心を結ぶべきを言ふ

段落　第二大段の第十小段なり、人心を結ぶべきを論ず、

講說　陛下天生の御明智は照り渡り、御計慮は神の如く在らせらるゝ儀なれば、此事の至つて明白なるが如き、豈に御分りにならざる理あらんや、是れ必定、已に行ひかけたる以上、中途にて變改するは望ましからず、若し中途にて變改せんか、恐らくは天下の人朕を以て德を執る一ならず、人を用ふる終へずとなさんと思召し給ひ、之が爲め年月を延ばし、萬一の成功を希ひ給ふならん、臣に於ては憚りながら御考違ひと存じ奉る、古への英主は漢の高祖より過ぎたるはなし、然るに酈生が楚の權を撓むる謀を立て、六國を復せんとせしに、高祖の曰く、善し、早速印を刻せよと、留侯の言を聞くに及び、偶ま食事中なりしが、口中に在りし食物を吐き出し罵つて曰ふやう、早速印を潰せと、夫れ尤もと云ひながら幾も立たざるに之れを罵り、印を刻するかと思へば又忽ちに印を潰すなど、兒戯と同じき點あり、然れども何ぞ嘗て高祖の人を知ると云へる美點の疵とならんや、反つて聖人の無我なる處を明かにするに足るのみ、陛下初めに可なりとして之を行ひ給ひしなれども、其不可なることを知つて之を罷め給ふとせば、聖の至り明の至りにして、此れに加ふべきなし、

蓋し新法論者の說を按ずるに、民は與に成功を樂むべく、與に始めを謀るべからずと謂ふに相違なし、故に陛下は堅く執つて顧みず、是非とも行はんと期し給ふと雖も、右は戰國の時代に於て功を貪るの人

政府にて儲かりし丈の額は商人の方にて損をなし居る次第なれば、商人より取立つる税の額にて減ずべき理にして、其損失は必ず多からん、今此に人あつて、其主人の爲に牛羊を牧せしに、若し其主に告げずして一疋の牛を五疋の羊と交換し、一疋の牛の無くなりしとは隠して言はず、五疋の羊を得たることをば指して手柄となすと一般なり、陛下以爲へらく、常平を壞つて青苗の功を言ひ、商税を缺いて均輸の利を取らんと、何を以て前の話に異らんや、

注解　「用賈人桑弘羊之説」桑弘羊は洛陽賈人の子なり、漢の武帝の元鼎二年、桑弘羊は大農中丞となり、稍均輸を置いて、以て物貨を通ず、胡三省云ふ、時に均輸官を郡國に置き、遠方をして各其物を以て灌輸せしむ、平準を京師に置き、都べて天下の委輸を受け、貴は則ち賣り、賤は則ち之を買ひ、富貴大賈をして利を牟する所なからしむ、杜佑曰く、漢の武帝は均輸を置き、謂ふ、當に官に輸すべき所のもの、皆今其土地の饒む所を輸し、其所在の時價を平かにし、官吏に他處に於て之を賣る、

陛下天機洞照、聖略如神、此事至明、豈有不曉、必謂已行之事、不欲中變、恐天下以爲執德不一、用人不終、是以遲留歲月、庶幾萬一、臣竊以爲過矣、（其非を知つて因循するを言ふ）古之英主無過漢高、酈生謀撓楚權、欲復六國、高祖曰、善、趣刻印、及聞留侯之言、吐哺而罵曰、趣銷印、夫稱善未幾、繼之以罵、刻印銷印、有同兒戲、何嘗累高祖之知人、適足以明聖人之無我、陛下以爲可而行之、知其不可罷之、至聖至明、無以加此、（罷むること）

五羊一牛之失、則隱而不言、五羊之獲、則指爲勞績、陛下以爲壞常平而言青苗之功、虧商稅而取均輸之利、何以異此。『商税の損すべきを言ふ』

段落　第二大段の第九小段なり、均輸の害を論ず、

講說　昔し漢の武帝の世、財力缺乏せしとき、桑弘羊と云へる商人の說を用ひ、廉價に物品を買入れて之を高價に賣捌き、均輸と名づけたるが、此の時商賣は行はれず、盜賊は益す盛んにして、殆ど動亂に至れり、孝昭帝既に位に卽かれし後、學者は爭うて其說を攻擊せしが、時の輔弼たりし霍光は、人民の欲する所に從ひ、願ひ通り聽屆けしかば、天下は心を歸し、漢の世は無事なることを得たり、然るに今日此の論が復び興らんとは、實に思ひも寄らぬ次第なり、抑も此法の立て初めに於ては其說尙ほ淺く、高價の品を避けて廉價の品に就き、近き所の品を用ひて遠き所を避くと云ふ議論なりき、然り而して多く掛りの役人を置き、多く緡錢を支出するが故に、豪商大賈は皆疑つて敢て手を出さず、彼等の考ふるやう、政府は明かに販賣するとは言はざれども、既に物品の交換を許し、交換の行はるゝ以上、商人と利を爭はざることは未だ聞き及ばずと、

夫れ商賣の事は入組んで行ひ難きものなり、其買入れには期限に先きだつて錢を與へ、其賣込みには期限に後れて代金を取るなど、色々遣繰し、委細に融通し、此に由つて元金丈の利、若しくは元金倍額の利を得るなり、然るに今政府にて此商品を買上ぐるには、必ず之が爲に官職を設け、役人を置き、帳簿やら俸給やら、費す所の額已に多く、又良き品に非ざれば捌けず、賄賂に非ざれば行はれず、其の結果、政府にて買上ぐる所の直は民間に比すれば必ず高く、之を賣拂ふ場合に於ては、其弊はやはり前と同樣なり、されば商賣の利益は如何にして得らるべき、然るに朝廷は此れを慮ることを知らず、反つて五百萬緡を捐てゝ之を均輸に供せしが、此錢一たび出でたる以上、恐らくは復し難からん、縱令其間多少利益ありとするとも、

耿壽昌に白して、邊郡をして皆倉を築かしめ、穀の賤しき時を以て其價を增し而して糴して以て農を利し、穀貴き時は、減じて糶す、名づけて常平倉と曰ふと、

昔漢武之世、財力匱竭、用賈人桑弘羊之說、買賤賣貴、謂之均輸、於時商賈不行、盜賊滋熾、幾至於亂、孝昭既立、學者爭排其說、霍光順民所欲、從而予之、天下歸心、遂以無事、不意今者、此論復興、立法之初、其說尚淺、徒言徙貴就賤、用近易遠、然而廣制官屬、多出緡錢、豪商大賈、皆疑而不敢動、以爲雖不明言販賣、然既已許之變易、變易既行、而不與商賈爭利者、未之聞也、

商賈と利を爭ふべからざるを言ふ

夫商賈之事、曲折難行、其買也、先期而與錢、其賣也、後期而取直、多方相濟、委曲相通、倍稱之息、由此而得、今官買是物、必先設官置吏、簿書廩祿、爲費已厚、非良不售、非賄不行、是以官買之價、比民必貴、及其賣也、弊復如前、商賈之利、何緣而得、朝廷不知慮此、乃捐五百萬緡以與之、此錢一出、恐不可復、縱使其間薄有所獲、而征商之額、所損必多、今有人、爲其主牧牛羊、不告其主、而以一牛易

をなすときは、何程も買米出來ず、常平と青苗とは、其勢ひ兩立する能はず、彼の常平を壞つて此の青苗を成すことゝなりて、喪ふ所愈よ多からん、官は損失を被り、而して人民には害を及ぼす悔ゆとも何ぞ及ぶべき、臣憚りながら推察するに、陛下其實際を取調べんと思ひ給はゞ、必ず之を人に問ひ給ふならん、然るに何人も陛下が現に力行せんとし給ひつゝあることを知る以上、必ず申上げて曰はん、此法は利あつて害なしと、臣の愚見によれば、宛にならぬ說なり、何を以て之を證明するやと云ふに、臣此頃陝西に在りしが、入墨をなして義勇兵を編成せしことを聞く、又諸縣に提擧として臣が嘗て親ら巡視せしに、愁怨の民夥くして其哭聲野に振へり、然るに當時視察の爲、此等の地方に派遣せられて歸る者は、何れも人民は盡く爲すことを樂む由を言上せり、君主の御意に叶はんことを希ひ、御氣に入らんことを求むること古より此の如し、左なくば山東の盜起りしとき、秦の二世は何に由て悟らざりしか、南詔の軍敗れしとき、唐の明皇は何に由て知らざりしか、今個程までにあらずとは申せ、陛下の審に聽き給はんことを望むや切なり、

注解　「孟子曰」孟子梁惠王上篇に出づ、本と孔子の語なり、俑は、葬禮の時、棺に附けて土中に埋むる木偶を謂ふ、後は子孫、是れ終に人を用ふるの端にして、不仁の至りなれば、其報として子孫絕ゆべしとの意なり、「春秋」孔子の著したる魯史の名、「邱甲」四邑を邱となす、戎馬一と牛三頭とを出だす、前卷の歐文、修禮書狀に審かなり、「青苗」青苗とは、田の猶ほ青々せる時に秋穫の見込みを立て、政府より農民に錢を貸付けて利息を取るの法にして、其資金は常平倉の買收備金より支出す、「放錢」以上の如く錢を貸出すこと、「抑配」押貸を謂ふ、「汚吏」貪婪なる官吏、「見錢」見は現に同じ、「折兌」交換の義、「鈔」紙幣なり「揀刺義勇」文獻通考兵考に曰く、鄉兵は戶籍より選ぶ、或は士民募に應じ、所在團結訓練、以て防守の兵となすなり、國朝以來、河東陝西に弓箭手あり、河北陝西に義勇兵あり、麟州に義軍ありと、揀は選なり、刺とは手の甲に入墨する也、「弓手」盜賊を捕逐する者、「贏」あまる、「借使」縱ひなり、「匄」乞ふなり、「常平」漢書宣帝紀に云ふ、大司農中丞耿壽昌奏す、常平倉を設け、以て北邊に給し、轉漕を省くと、又食貨志に云ふ、

今陛下始めて成法を立てゝ、毎歳常例として之を行ふ、壓制的の貸附けは許さぬことゝなり居れども、其れは今日の事にて、數世の後、暴君汚吏が斯かる手段に出でざることを陛下受合ひ給ふべきか、恐らくは受合ひ給ふこと能はじ、他日天下之を恨み、國史之を書して、此の害惡なる青苗錢は陛下より始まると曰はん、豈に惜しからずや、

且つ東南地方にて絹を買ふには、本と現金を用ひ、陝西の糧草の如きも、現金の外代物を許さゞる事は、朝廷に於て已に發布の法令あり、其職司も毎々擧行せし事柄なり、然るに絹を買ふとき、未だ嘗て鹽と交換せざることあらず、糧草を買ふとき、未だ嘗て紙幣にて取引せざることあらず、此れに由つて觀れば、青苗に無理貸附けを許さずとの說も亦是れ空文のみにて、實際は行れぬと知るべし、只治平の初め義勇兵を揀ぶときの如きも、當時、詔旨を以て、明かに決して永く邊を戍らしめざるべきを慰諭せられ、著して文書に在り、殆ど盟約と同樣の性質なる處、今日まで未だ何程も經過せざるに議論已に搖き、或は交代を以て東軍に還したるものあり、或は弓手に取換へんとせしものもあり、左れば約束の恃み難きことは、豈に明白ならずや、縱令此の詔令が決行せられ、果して無理貸付けをなさずとするも、想像するに、其間貸付けを請願する家は必ず孤立貧窮にて、活計の立たぬ人に相違なし、家計上若し餘裕あらば、何とて官と交易するに至らん、此等の者は鞭撻已に急ならば、其結果必ず逃亡することゝなるべく、逃亡の餘は之を隣保に均しく分擔せしむるは、勢ひ必ず至ることあり、理は固より然るあり、

其上、常平の法は法として至極のものと謂ふべし、其守る所は簡略にして、其及ぶ所は廣大なり、縱令萬家の邑、已に千斛の貯米ありとせば、穀價騰貴の際に當り、此の千斛の米、市上に賣出されあらんか、物價は自ら平かなり、一市の物價已に平かならば、一邦の食は自然に足り、瓢を手にして乞食するの弊もなく、里正「名主」が年貢を督促するの勞も之れなからん、今若し變じて青苗となし、一軒に一斛づゝ貸すときは、千戶の外は誰か其饑を救はんや、且つ常平の官錢は常に少きを患ふるが故に、若し其數の限り買入れに支出せんか、貸出しに應ずる能はず、若し貸出し準備

約而所及者廣、借使萬家之邑、已有千斛、而穀貴之際、千斛在市、物價自平、一市之價既平、一邦之食自足、無操瓢乞匄之弊、無里正催驅之勞、今若變爲青苗、家貸一斛、則千戶之外、孰救其饑、且常平官錢、常患其少、若盡數收糴、則無借貸、若留充借貸、則所糴幾何、乃知常平青苗、其勢不能兩立、壞彼成此、所喪愈多、虧官害民、雖悔何逮、（常平青苗の兩立せざるを言ふ）臣竊計陛下欲考其實、必然問人、人知陛下方欲力行、必謂此法有利無害、以臣愚見、恐未可憑、何以明之、臣頃在陝西、見刺義勇、提擧諸縣、臣嘗親行、愁怨之民、哭聲振野、當時奉使還者、皆言民盡樂爲、希合取容、自古如此、不然則山東之盜、二世何緣不覺、南詔之敗、明皇何緣不知、今雖未至於斯、亦望陛下審聽而已、（皆を希ふの言を信ずべからざるを言ふ）

段落　第二大段の第八小段なり、青苗の害を論ず、

講説　孟子の言に始めて俑とて死者の供となす木偶を作りしものは天罰を受けて子孫なからんと、春秋に邱甲を作り田賦を用ひたることを書するも皆始めて人の害をなせしことを大事件とせられたるなり、青苗に對して貸出しをなすことは、古へより禁制あり、

文法　縱有經典云々は、深く王安石の病に中る、

孟子曰、始作俑者、其無後乎、春秋書作邱甲用田賦、皆重其始爲民患也。『前後の過渡』青苗放錢、自昔有禁、今陛下始立成法、每歲常行、雖云不許抑配、而數世之後、暴君汚吏、陛下能保之歟、異日天下恨之、國史記之曰、青苗錢自陛下始、豈不惜哉。『惡法の張本人たるを惜む』且東南買絹、本用見錢、陝西糧草、不許折兌、朝廷既有著令、職司又每擧行、然而買絹未嘗不折鹽、糧草未嘗不折鈔、乃知青苗不許抑配之說、亦是空文、『抑配を許さゞるの空文なるを言ふ』只如治平之初、揀刺義勇、當時詔旨慰諭、明言永不戍邊、著在簡書、有如盟約、於今幾日、議論已搖、或以代還東軍、或欲抵換弓手、約束難恃、豈不明哉、縱使此令決行、果不抑配、計其間願請之戶、必皆孤貧不濟之人、家若自有贏餘、何至與官交易、此等鞭撻已急、則繼之以逃亡、逃亡之餘、則均之鄰保、勢有必至、理有固然。『抑配の必然なるを言ふ』且夫常平之爲法也、可謂至矣、所守者

是に於て里布、屋粟、又は夫家の税とて、無業の者に課する夫役あり、然るに今日は人民が故郷にて生活出來ざるが故に、都會に出でゝ商人となれるなれば、前に擧げたる業務を怠つて罰すべき種類とは大に異なり、事勢に於て當然の義なるを以て、何の名目を以て之を使役すべきぞ、殆んど其理なきに苦しむ、且つ一年の守備期限は三日に過ぐることなく、此の三日間の傭賃は三百文なり、今世三大戸の役は、公卿より以下、免るゝことを得る者なし、其費用豈にただ三百錢のみならんや、大抵何事に因らず若し行ふべきものならんには、必ずしも一々先例なくとも可なり、若し又人民の悦ばざる所、習慣の安んぜざる所のものならんには、縦令經典の明文あるにもせよ、人民の怨みを消す上に於ては何等の效能なし、故に若し此の三者を行ふときは、人民の必定怨むることは疑ひなき次第なり、

女世帶と男の獨身世帶とは、天民の中にて窮困せるものなり、されば古への王者は主として此を恤むことに力を入れられしに、今陛下は首として之を役せんとなし給ふ、此等の者は、其家が將に絶えなんとして未だ死せざる場合か、さもなくば家に男子あるも尙ほ幼なる者なり、若し之に數歳を貸さば、此男子は必ず丁年に達して役に就くべく、老人は死して、其家財は官に沒入せらるべし、陛下、天子の位に在し、富、四海の大を有ち給ひながら、此等の者に恤みを加へざるに忍ばせられんや、忍び給はざるべき筈なり、

注解 「坊郭」坊は方なり、郭は城外なり、坊郭之民とは、農家に對して町家を謂ふ「品官形勢」官は九品に分る、品官とは在位の人なり、形勢も亦司職ある人なり「齊民」平民に同じ「周禮」書名、傳へて周公の著と云ふ「屋粟」三夫の貢米を謂ふ、則ち三百畝より出す所なり、周の制は、一夫、百畝を受く「不毛」桑麻を種ゑざるなり「里布」一里は二十五家より成る、其出す所の布「夫家之征」一戸の課せらるゝ夫役「三大戸之役」文獻通考に云ふ、周の太祖の顯德五年、諸道州府に詔して鄉村を團併せしむ、大率百戸を以て一團となし、三大戸を選んで耆長となす、凡そ民家の姦盜あるもの、三大戸之を察し、民田の耗登あるもの、三大戸之を均しうす「女戸單丁」女戸は夫なきもの、單丁は戸主一人のみの家、

之征、而民無以爲生、去爲商賈、事勢當耳、何名役之、（商賈を役する名義なきを言ふ）且、一歲之戍、不過三日、三日之雇、其直三百、今世三大戶之役、自公卿以降、無得免者、其費豈特三百而已矣、大抵事若可行、不必皆有故事、若民所不悅、俗所不安、縱有經典明文、無補於怨、若行此三者、必怨無疑、（民の悅ばざる所は經典の明文ありとも行ふべからざるを言ふ）女戶單丁、蓋天民之窮者也、古之王者、首務恤此、而今陛下首欲役之、此等苟非戶將絕而未亡、則是家有丁而尙幼、若假之數歲、則必成丁而就役、老死而沒官、富有四海、忍不加恤、（女戶單丁の役すべからざるを言ふ）

段落　第二大段の第七小段なり、均役を論ず、

講說　又坊郭即ち市街の各等級の民をして、鄉戶即ち農家と同一の課役を受けしめんとし、有位縉紳の家をして、平民と義務を同じうせしめんとし、其說に曰ふ、周禮に、田あつて耕さゞるものは、屋粟とて一軒分の米を納めしめ、宅地あつて桑などの植付けをなさゞるものは、里布錢を出さしむ、而して漢の時代に於ては、宰相の子たりとも亦一般の人民と同じく夫役に徵發せられて、邊陲の守備をなすことを免れざりきと、右は新法論者が口實となす所なり、然れども昔し天下の田地皆官有なりしなれば、官が民を養ひたる譯なれども、今は皆私有となりしことゆゑ、民が官を養ふ次第なり、則ち昔しに在つては、官より人民に給するに田地を以てするも彼れ之を耕さず、人民に勸むるに農業を以てするも彼れ之を力めざる者あり、

歷十四年に一箇年の賦斂に應ずるだけの數を標準として、兩稅の額を定めたり、斯かる次第なれば、租調と庸とは兩稅にて最早之を兼ね、其中に包含せられたる譯なり、然るを今兩稅は從來の儘なるに、如何なれば復た之に加へて庸を取らんと欲するや、聖人の法を立つるや、必ず後世を慮つて之を爲す、豈に常稅の外に於て別に稅目を生ずべけんや、萬一不幸にして後世多欲の君あり、之を佐くるに聚斂の臣とて人民より嚴しく取立つる人々を以てし、庸錢は撤廢せざるに、自身人夫に出づる差役の法をば復舊し、天下の怨毒を招くとせんに、其原因を推究する時は、必ず其咎に任ずる者あらん、(陛下其責を免れ給ふまじ)

注解　「鄉戶」宋初、諸州の戶を九等に分ち、上の四等は輕重を量り役を給す、餘の五等は之を免せり、然るに此時に至り、鄉戶をして資產の高下に隨ひ各錢を出だし、人を傭うて役に充つ、其坊郭等の第戶、及び單丁、女戶、寺觀、品官の家、舊と色役なくして錢を出すもの、之を助役錢と名づく、「棗栗」史記蘇秦傳に云ふ、北に棗栗の利あり、民、佃作せずと雖も足る、是れ謂はゆる天府なるものなりと、「蹲鴟」史記貨殖傳に云ふ、汶山の下沃野、下に蹲鴟ありと、注に芋なりとあり、「衙前」府庫を主るもの、「廚傳」廚は飲食なり、傳は傳舍なり、「廂軍」諸州の鎮兵を謂ふ、「兩稅」夏秋の二期に徵する故に此名あり、夏稅は五月を過ぎず、秋稅は十一月を過ぎず、「租庸調」租は田賦なり、庸は口賦、猶ほ人頭稅と曰ふが如し、調は戶賦なり、

文法　末段は現在を論ずるに拘はらず、之を後世に託する處、尤も妙なり、

又欲使坊郭等第之民、與鄉戶均役、品官形勢之家、與齊民並事、其說曰、周禮田不耕者、出屋粟、宅不毛者有里布、而漢世宰相之子、不免戍邊、此其所以藉口也、古者官養民、今者民養官、給之以田而不耕、勸之以農而不力、於是乎有里布屋粟夫家

是非とも舟楫を用ひ、地を行くに是非とも牛馬を用ふるが如し、其間時として他物を代用して其需用を充たすことなきに非ずと雖も、然れども究竟天下の常に行ふべき所にはあらず、然るに此頃、江浙間の地方に於ける數郡が、雇役とて賃傭の勞動者を用ふとの事を聞きたるのみにて、深くも利害を究めず、之を天下に行はんとするは、是れ猶ほ燕晉には棗や栗が多く產出し、岷蜀には芋が澤山に生ずるを見て、五穀を廢し、棗、栗、芋などを以て常食とせんとするが如し、豈に難きことならずや、

又政府が諸方の坊場卽ち市を拂ひ下げ、其錢を以て衙前〔庫役人〕の雇錢に充てんと欲す、果して然るときは、多年勤續の者も更に慰勞の手當なし、多年勤續なすとも得る所已に微なるときは、此より必ず退步して役に就くもの少かるべし、則ち州郡の有樣衰微に赴くや知るべし、抑も士大夫が其親戚を捐て墳墓の地を置去にして四方に就任する者は、公務に力を盡せし餘には己が樂みを取らんと欲するは此れ人情なり、然るに衰微甚だしくして、食事の賄ひ宿驛の傳馬に至るまでも蕭然と物淋しからんか、危邦の陋風に似て、恐らくは太平の御世に於ける立派の情態に非ざるべし、陛下の御誠慮此點に及びしならば、此改革を爲し給はざるや必せり、

且つ現今の法律は軍卒を御するより嚴なるはなく、軍法は脫走より嚴なるはなし、則ち近衞に於ては三犯、鎭臺に於ては五犯なれば死刑に處する規定なり、然れども軍を逃るゝもの、常に天下に於ける全員の半數なり、知らずや、今人を雇うて役使するときは、鎭臺と何の異なる所なきを、若し脫走せば何を以て之を罪すべき、其勢ひ必ず軍を脫走せし罪より輕からん、さすれば彼等の脫走が今日より甚しきは必定なり、其官長たる者、之を取締るは隨分困難ならずや、近時鄕戶にて賦役に當れる者も、人を雇うて己れの代りに差出すことを許したることあるも、然れども其代りに雇ひたる所の者の脫走せし場合に於ては、鄕戶たるもの猶ほ其責に任じたるなり、然るに今兩稅の外に於て別に一科を立てゝ、之を庸錢と謂ひ、此を以て政府が今雇ひ入るゝ賃錢に備ふるものとすれば此れ人を雇へる責は官の自任する所となる道理なり、唐の楊炎が租庸調を廢して兩稅となせし以來、大

盛觀、陛下誠慮及此、必不肯爲、

坊場を賣つて雇役に充つるの害を言ふ

且今法令莫嚴於御軍、軍法莫嚴於逃竄、禁軍三犯、廂軍五犯大率處死、然逃軍常半天下、不知雇人爲役、與廂軍何異、若有逃者、何以罪之、其勢必輕於逃軍、則其逃必甚於今日、爲其官長、不亦難乎、

雇役は逃竄更に多きを論ず

近者雖使鄉戶頗得雇人、然至於所雇逃亡、鄉戶猶任其責、今遂欲於兩稅之外、別立一科、謂之庸錢、以備官雇、則雇人之責、官所自任矣、自唐楊炎廢租庸調、以爲兩稅、取大歷十四年、應於賦斂之數、以定兩稅之額、則是租調與庸、兩稅既兼之矣、今兩稅如故、奈何復欲取庸、聖人立法、必慮後世、豈可於常稅之外、生出科名哉、萬一不幸、後世有多欲之君、輔之以聚斂之臣、庸錢不除、差役仍舊、使天下怨毒、推所從來、則必有任其咎者矣、

段落　第二大段の第六小段なり、雇役の害を論ず、

講說　昔しより、土木工事其他に於て人を使役するには、必ず鄉戶とて農家に割宛てゝ徵發するの制にして、其唯一の方法なることは、猶ほ食に是非とも五穀を用ひ、衣服に是非とも絲や麻を用ひ、川を濟るに

と申し立つるものもあつて、田地押領の訟は今日の倍數に上るや必定なり、朝廷は本と何事もなきに、何を苦んで此の如きことを行ふや、臣には一向分らざるなり、

注解　一「秦人之歌」漢書溝洫志に載す、「淤」泥なり、「卽鹿無虞」周易の屯の六三の辭、注に虞は虞官なり、山林に入る者は、虞人あり、以て之を導く、之を導くものなければ、則ち陷つて林莽中に入る、「原」罪を宥むるなり、一「替換」其人を入れ替ふるなり、一「堰」水をせきとむる處、

文法　賴山陽云ふ、利害を論ずる處、皆數句破的、有用の文、有力の筆、○又云ふ、人情に洞達する、此に至る、尋常文士の企及する所にあらず、而して文の其意を曲盡する亦俗吏の望む所にあらず、是れ這翁、古今に絶出する所以、

自古役人、必用郷戸、猶食之必用五穀、衣之必用絲麻、濟川之必用舟楫、行地之必用牛馬、雖其間或有以他物充代、然終非天下所可常行、今者徒聞江浙之間、數郡雇役、而欲措之天下、是猶見燕晉之棗栗、岷蜀之蹲鴟、而欲以廢五穀、豈不難哉、（郷戸雇役を用ひざるの害を喩ふ）又欲官賣所在坊場、以充衙前雇直、雖有長役、更無酬勞、長役所得既微、自此必漸衰散、則州郡事體、憔悴可知、士大夫捐親戚、棄墳墓、以從官於四方者、宣力之餘、亦欲取樂、此人之至情也、若凋弊太甚、厨傳蕭然、則似危邦之陋風、恐非太平之

殖し、四方に取遺されたる遺利も、蓋し大槩盡き果てたり、然るに今斗拍子もなく水利を探し出さんとするは、謂はゆる鹿に卽く虞なきものにて、豈に惟だ徒勞のみならんや、必ず大に煩擾すべし、凡そ新たに企てられたる利害問題卽ち事業に就いては、何人に限らず小は事に隨つて其方に酬い、大は才を測つて任用することにて、若し官吏にせよ人民にせよ、其事業を邪魔するものあるときは、官吏ならば押しなべて其官職を下げ、庶人ならば其罪を赦すことなし、若し當事者が新事業を興し、又は舊來の事業に就いて改良を施すべき能力なきときは、其由を具申して人の入れ替をなすを得しむ、されば賞は重しと申すべく、罰は輕しと申すべし、然るに色々の人が妄りに企業を申立つるか、或は官なり私なり、見込違ひにて事業を興したる時は、何の罪に處せらるべしとの事に至つては終に一も言ふ所なし、此の如くなれば、無法なるもの輕率なるもの竝に浪人などの姦物等は、此後先を爭うて水利を言ひ立つるに至らんとす、右の通り、功を成すときは賞あれども、失敗したりとて罰なきことなれば、其筋の者共、一の事業が不確實なることを知れると雖も、何とて其儘に申立てを却下することあらん、何處の地にても老少を驅り立て事業の可否を檢分することとなるが、其間には吏卒が押領を行ふため、彼等の通行する所は雞や犬までも取りさらはれて、影を留めざる有樣なり、若し明白に行ひ難き性質の事業にあらざる以上は、必ず一應之を興さんとするなり、何故となれば、事業を妨害する罪は重しと雖も、誤つて興したる罪は輕ければなり、人は誰しも己が身を愛することゆゑ、其勢ひ自然に此の如き次第なり、且つ古き貯水池又は用水の堰など、多くは附近の人民に侵されて、彼等は此に耕作すること已に年久しければ、今は彼等の永久なる財產と同一なり、然るに目下水利を興さんが爲に其復舊を欲するなれば、是非とも之に立退を命じて土地を回收せざるを得ず、さすれば人心の動搖を來すべく、甚だ善政にあらず、又訴訟好きの徒や、人に遺恨ある者共が此問題を利用して、妄りに何々の場處は土手を造るに宜し、堀割をなすに宜しなど言ひ立てゝ、己れの怨みある人の田產を破却せんとし、或は他人の古くより持ち傳へたる田畝を指して、此れは元來官有の土手なり

賞敗事則無誅、官司雖知其疎、豈可便行抑退、所在追集老少、相視可否、吏卒所過、雞犬一空、若非灼然難行、必須且爲興役、何則格沮之罪重而誤興之過輕、人多愛身、勢必如此、且古陂廢堰、多爲側近冒耕、歳月既深、已同永業、苟欲興復、必盡追收、人心或搖、甚非善政、又有好訟之黨多怨之人、妄言某處可作陂渠、規壞所怨田產、或指人舊業、以爲官陂、冒佃之訟、必倍今日、臣不知朝廷本無一事、何苦而行此哉』

段落　第二大段の第五小段なり、水利を興すの害を論ず、

講說　行ふ所の事に至つては、通行の旅客すら尙ほ其行ひ難きを知る、何故となれば、汴水は濁流なれば水田の用水と爲し難し、されば人類あつてより以來、此河を用水として稻を種付けたるものなし、秦人の歌に、涇水一石なれば其泥數斗に及ぶ、且つ漑ぎ且つ糞ひ、我が禾黍を成長せしむと曰へども、我梗稻を長ずと言ひしことあらんや、今土手を築いて之を淸まさんとせば、萬頃の稻に對して必ず千頃の土手を要するが上に、一年に一度づゝ泥を浚ふときは三年にして滿了すべしと、陛下は遽かに其說を信じて地形を視察せしめ給ふ、萬一官吏一時の間に合せに御旨意に從ひ、眞に陛下が開墾の思召ありと謂はんか、上は官庫の貯へを消費し、下は工事の爲に人民の農業に用ふる時を奪ふのみか、隄防が一たび開けなば、水は以前の道を失ひ、氾濫するに至るべし、此に至り建議者に怒りを洩して、其肉を食ひたりとて何の益かあらん、天下は已に久しく泰平にして人民の戶口も繁

し、臧否を擧實すと、本文の桓は順の誤、「蕭齊」齊の祖を蕭道成と曰ふ、故に蕭齊と稱す、「漏田」隱して税を逃れをる田、「融」宇文融、「好動」新たに事を爲すの意味、

至於所行之事、行路皆知其難、何者汴水濁流、自生民以來、不以種稻、秦人之歌曰、涇水一石、其泥數斗、且漑且糞、長我禾黍、何嘗曰長我粳稻耶、今欲陂而清之、萬頃之稻、必用千頃之陂、一歲一淤、三歲而滿矣、陛下遽信其說、即使相視地形、萬一官吏苟且順從、眞謂陛下有意興作、上糜帑廩、下奪農時、隄防一開、水失故道、雖食議者之肉、何補於民、天下久平、民物滋息、四方遺利、蓋略盡矣、今欲鑿空訪尋水利、所謂即鹿無虞、豈惟徒勞、必大煩擾、凡所擘畫利害、不問何人、小則隨事酬勞、大則量才錄用、若官私格沮、並重行黜降、不以赦原、若材力不辨興修、便許申奏替換、賞可謂重、罰可謂輕、然並終不言諸色人妄有申陳、或官私誤興功役、當得何罪、如此則妄庸輕剽浮浪姦人、自此爭言水利矣、成功則有

の處置に出でたるなり、宋の文帝元嘉の政は、漢の文帝、景帝の時に比すべき程の善政なりき、而も當時地方政治の成功を郡縣に責めて、未だ嘗て使を遣はさず、然るに孝武に至り、郡縣は間だるしとて始めて臺使に命じて之を督し、以て蕭齊の時に至る迄も此弊革まらざりき、故に竟陵の王子良、上疏して飽くまで其事を言ひけるが、其心に考ふらく、朝に禁門を辭すれば情態立ちどころに異なり、暮に州縣に宿するときは、威光なり恩惠なり便ち行はる、宿場の人夫を驅り使ひ、地方の長官を控き辱かしめ、公私共にごたごたして人民は生活するよすがもなし、唐の開元中、宇文融奏して勸農判官を置き、裴寛等二十九人をして竝に御史を兼ね、天下に分遣し、離散せる戸口を招き返し、無税の田地を取調べしめたるが、時に張說、楊瑒、皇甫璟、楊相如等は、皆以て便ならずとなせり、然るに彼等は引繼きに免職となり、戸數を得ること八十餘萬と雖も、皆州縣が上の旨意に合ふやうにとて、主を以て客となし、少を以て多となし、百官をして都省に集議せしめ、而も公卿以下は宇文融の威勢を畏れて、敢て異論を言ふものなしと、陛下試みに其傳を取つて之を讀み給へ、斯くて其行ふ所を觀給はゞ、是となさるべきや、將た否となさるゝや、近頃は均稅寬恤、冠蓋相望み、朝廷も亦又其非を覺え、而して天下今に至るまで謗をなす、曾て未だ數歲ならざるに是非明白なり、臣恐らくは後の今を視ること猶ほ今の昔を視るが如く、且つ其遣はす所は尤も宜しきに適せず、事少くして官員多く、人輕くして權重し、夫れ人輕くして權重ければ、人多く服せず、或は侮を致して爭ひを興す、事少くして員多きときは、以て功をなす機會なければ、必ず事を生じて責を塞がざるべからず、陛下嚴に約束を賜ひ、功を邀ふることを許さずと雖も、然れども人臣、君に事ふるの常情よりすれば其令に從はずして其意に從ふものなり、今朝廷の意は動くことを好んで靜かなることを惡み、同じきものを好んで異なるものを惡む、指趣の在る所は、誰か敢て從はざるものあらん、臣恐らくは陛下の赤子は此れより寧き歲なかるべし、

注解　「繡衣直指」按察官、「八使」順帝記に云ふ、漢安元年の秋八月、杜喬、周擧、郭遵、馮羨、欒巴、張綱、周栩、劉班等八人を遣はし、州郡に分行し、風化を班宣

使裴寛等二十九人、並攝御史、分行天下、招攜戸口、撿責漏田、時張説楊瑒皇甫璟楊相如、皆以爲不便、而相繼罷黜、雖得戸八十餘萬、皆州縣希旨、以主爲客、以少爲多、及使百官集議都省、而公卿以下懼融威勢、不敢異辭、陛下試取其傳而讀之、觀其所行、爲是爲否、近者均稅寛恤、冠蓋相望、朝廷亦旋覺其非、而天下至今以爲謗、曾未數歲、是非較然、臣恐後之視今、猶今之視昔、且其所遣、尤不適宜、事少而員多、人輕而權重、夫人輕而權重、則人多不服、或致侮慢以興爭、事少而員多、則無以爲功、必須生事以塞責、陛下雖嚴賜約束不許邀功、然人臣事君之常情、不從其令而從其意、今朝廷之意、好動而惡靜、好同而惡異、指趣所在、誰敢不從、臣恐陛下赤子從此無寧歲矣。

段落　第二大段の第四小段なり、遣使の害を論ず、

講說　且つ使者を派遣して縦横に諸州を巡視せしむることは、本と褒むべき例規にはあらず、漢の武帝は繡衣直指を派遣し、桓帝は八人の使を派遣せしが、是れは何れも地方の長官が取締りなく、盜賊が公然と横行し、之に對する他の善き方法あらざるを以て此

に御斷を申し上げて爲さゞるに因れば、外の議論の如何に喧しきかは斷じて知らるゝなり、宰相は人臣なり、其れすら尙ほ此の新法の爲に不名譽を受くることを欲せざるに、陛下獨り平氣にて其名を受けて辭し給はざるは、臣には叡慮の程を測りかぬるなり、君臣とも晝夜勞苦し給ふこと殆ど一年なるに拘はらず、富國の效驗は茫然として風を捕ふるが如く、何等の取留めたるものなく、唯だ內帑より數百萬緡を出し、祠部より五千餘人を出したりと聞くのみ、此の如きことを以て富國の術となす次第ならば、誰とて出來ざるものはあらじ、

注解　「漢之文景」文帝と景帝、「房杜」唐の名相、房元齡と杜如晦、「漕運使副」使は長官、副は副使、「孟子有言」盡心篇上、「孔子曰」論語子路篇、「書曰」洪範、「宵旰」宵衣旰食の略、未だ明けざる內に衣を着け、日旰けて食するなり、「內帑」注、前篇に出づ、「祠部」僧尼道士を管する處、「度」僧尼、道士となるものに免狀を交付すること、其度每に錢若干を納めしむ、

文法　泥中鬭獸は絕妙の譬喩、當時の情狀を寫す、晝の如し、坡翁の筆に非ずんば曷ぞ能く此に至らん、〇沈德潛云ふ、積弊自去而人不知は迹なきに應ず、〇但恐立志不堅は、切に神宗の病に中る、

且遣使縱橫、本非令典、漢武遣繡衣直指、桓帝遣八使、皆以守宰狼藉、盜賊公行、出於無術、行此下策、宋文帝元嘉之政、比於文景、當時責成郡縣、未嘗遣使、至孝武以爲郡縣遲緩、始命臺使督之、以至蕭齊、此弊不革、故竟陵王子良、上疏極言其事、以爲此等朝辭禁門、情態即異、暮宿州縣、威福便行、驅迫郵傳、折辱守宰、公私煩擾、民不聊生、唐開元中、宇文融奏置勸農判官、

聞内帑出數百萬緡、祠部度五千餘人耳、以此爲術、其誰不能

段落　第二大段の第三小段なり、新法の衆論に由らざるを論ず、

講説　陛下積弊を去つて法を立てんと欲せば、是非とも宰相をして熟議せしめ、然る後行はんことを要す、若し政治を爲すことが中書省に由らざるときは、則ち亂世の法なれば、聖君、賢相たるもの、豈に此の如くならんや、若し法を立つることが中書省に由るを免れず、熟議するに就いて宰相を使ふことを免れざるに定まらば、三司條例司の設は餘計に非ざるか、抑も智者の計畫する所は、目に立たぬやうなるを貴しとす、漢の文景紀には書き立つべき事なく、唐の房杜傳には載すべきの功なし、而も天下の治世を言ふものは必ず文景に許し、賢相を言ふものは必ず房杜に與す、蓋し事業已に立てるも其迹見えず、工績已に成れるも人知らざるなり、故に古人も上手に兵を用ふる者は赫々の功なしと曰へり、何として唯だ兵を用ふる事に限りて然らんや、凡そ何事に因らず皆然らざるはなし、然るに現在政府の計畫する所は、萬分の内に於て其一分をも獲ざるに、其事柄の世間に知れ渡ることは、宛も泥の中に於て獸類が闘へると同じく、其跡掩ひ難し、誠に拙き謀と申すべし、陛下誠に國を富まさんと欲し給はゞ、三司官屬と漕運使副とを擇んで、陛下は二三の大臣と、孜々と勤勉して其方法を講求し、歳月を掛けて錬磨せんには、積弊は自然と去つて、而も人に氣附かれざるべし、

但だ恐るゝ所は、志の立て方堅固ならずして半途に潰るゝことなり、孟子の言ひたる語に、其進むこと鋭き者は、其退くこと速かなりと、始めあり終りあり、徐々となすべくんば、十年の後何事か立たざらん、孔子曰く、速ならんことを欲すれば則ち達せず、小利を見れば大事成らずと、孔子が聖人に非ざることならば、其言も用ふべからず、（孔子の聖人なるは言ふを待たざるが故に、其言たる、從はざるを得ず）、書經に曰く、謀、卿士に及び、下は庶人に至り、翕然と一致して全體相同じきときは大なる吉を致す、若し逆ふもの多く從ふもの少ければ、則ち靜かなるに吉にして事を作すに凶なりと、今は上、宰相大臣より、既に已

迹、漢之文景紀無可書之事、唐之房杜傳無可載之功、而天下之言治者、與文景、言賢者與房杜、蓋事已立而迹不見、功已成而人不知、故曰、善用兵者無赫赫之功、豈惟用兵、事無不然、今所圖者、萬分未獲其一也、而迹之布於天下、已若泥中之鬬獸、亦可謂拙謀矣、陛下誠欲富國、擇三司官屬與漕運使副、而陛下與二三大臣、孜孜講求、磨以歲月、則積弊自去而人不知、但恐立志不堅、中道而廢、孟子有言、其進銳者其退速、若有始有卒、自可徐徐、十年之後、何事不立、孔子曰、欲速則不達、見小利則大事不成、使孔子而非聖人、則此言亦不可用、書曰、謀及卿士、至於庶人、翕然大同、乃底元吉、若逆多而從少、則靜吉而作凶、今上自宰相大臣、既已辭免不爲、則外之議論、斷亦可知、宰相人臣也、且不欲以此自汚、而陛下獨安受其名而不辭、非臣愚之所識也、君臣宵旰幾一年矣、而富國之效、茫如捕風、徒

信ずるやうになすが増なり、故に臣の考へにては、今惡言を絶ちて調和を招き、人心を鎮めて國本を安んずるには、制置三司條例司を罷むるが一番なり、一體陛下が此司を設け給ひたるわけは、此に由つて利を興し害を除くの目的に外ならず、若し之を罷むとも、其結果利は興らず害は去らざることならば、罷め給ふこと勿れ、其れとも之を罷めて天下悦び人心安く、利を興し害を除くに、何等の不都合なき以上は、何を苦んで罷めざることあらんや、

注解　「三司使」宋の初めに三使を設く、一を鹽鐵使と曰ひ、山澤の利を掌る、一を度支使と曰ひ、財賦の數を掌る、一を戸部使と曰ひ、戸口の籍を掌る、後に一司を置き之を總領し、三司使と曰ふ、副あり、判官あり、亦計省と號し、執政に亞ぐ、「三司條例司」宋の神宗の時、王安石、參知政事に拜し、始めて三司條例司を置き、青苗、均輸、保甲、免役、市易、保馬、方田等を立て、通じて新法と曰ひ、提擧官四十餘輩を派遣し天下に實施す、「講求」猶ほ研究と曰ふが如し、「營幹」猶ほ經營と曰ふが如し、「造端」造はなすなり、「淮甸」淮は淮水、河の名、甸は畿甸、「川蜀」泯江、沱江、黑水、白水、皆蜀に屬す、故に川蜀と謂ふ、「夔路」夔州と路州、「僧尼常住」僧尼の扶養米なり、「肉刑」劓とて鼻を截り、刖とて足を切るの刑、「狼顧」うろつく、「恤」心配するなり、「孔子曰」論語衛靈公篇、「又曰」論語子路篇、「一喙」一口と曰ふが如し、「網罟」罟も亦魚網なり、

文法　賴山陽云ふ、今陛下の句、前を結び下を起す、過渡の處一頓、蘇家の慣手、○又曰く、驅鷹犬云々、文氣、孟子に似たり○、又曰く、罷之而天下悦は、孟子、明堂を毀つの對に似たり、○又曰く、人心を結ぶの意時に文字間に提醒す、

陛下欲去積弊而立法、必使宰相熟議而後行、事若不由中書、則是亂世之法、聖君賢相、夫豈其然、必若立法、不免由中書熟議、不免使宰相、此司之設、無乃冗長而無名、智者所圖、貴於無

の考へを以て朝廷の意を推測して、非難を試みつゝあり、彼等は、陛下が萬乘の主に在しながら利を口にし給ふと謂ひ、執政は天子の宰相にて在りながら金錢の事を扱ふと謂ひ、商賈は行はれず、物價は騰貴し近くは淮水地域、畿内範圍より、遠くは川蜀に及ぶまで譁しく人々の口に傳はり、隨つて種々なる議論あり、或は言ふ、京師の正店にも監視の役人を置くの沙汰あり、夔路二州の如き深山の土地までを、酒の私釀を禁ずるの法令を實行すべく、僧尼の扶持を取上げ、兵吏の手當を減縮すべしと、此等の類の如きは數へ切れざる程なり、甚だしきに至つては肉刑を復する計畫ありとなすに至る、斯の説の出づるや否や、人々は狼の如く那邊這邊を見廻し、不安に堪へざる有樣なり、

陛下は二三の大臣と亦此等の風説を聞き給ひたるなり、其れにも拘らず、之を齒牙に掛け給はぬ譯は、徒に我れに其事實もなく、又其意思もなければ、何ぞ人の彼れ是れ言ふことを氣にせんやと曰ひ給ふの思召ならん、さりながら凡そ人の中す所は、皆然なりとは限らざるも、疑はしく、又は似たることは、謗を招くことあり、其人實に金を貪る者なればこそ、他人は彼が盜賊をなさんかと疑ふなり、其人實に色を好む者なればこそ、他人は彼れが姦通をなさんかと疑ふなり、何となれば、未だ此司を置かざりし時には、今日の如き非難なかりしを以てなり、豈に去年の人は皆忠厚にして、今年の人は皆虚浮ならんや、孔子曰く、工藝者が其仕事を旨くなさんと思ふときは、必ず第一に其道具の善きものを擇ぶと、又曰く、結局、事の名義を正しうせんかと、今陛下は其道具を手にしながら其仕事を憚り、其名義を有しながら其目的を避け給ふ、斯くては各戸に一人の辨解人を置いて自ら言ひ譯をなし、市に千金を列ねて内濟料となすとも、人は必ず信ぜず、謗も亦止まざるべし、夫れ制置三司條例司は利を求むるの名なり、六七の少年と使者四十餘人とは利を求むるの道具なり、（試に思ひ給へ）獵の道具なる鷹と犬とを驅つて林や澤に赴き、人に向つて我れは獵をなすに非ずと曰はんより、鷹犬を放ち棄て獸の自然馴るゝやうになすが增なり、大網小網を持つて川や湖水に入りながら、我れは魚を漁るに非ずと曰はんより、網を放棄して他人が自然に

今陛下操其器而諱其事、有其名而辭其意、雖家置一喙以自解、市列千金以購人、人必不信、謗亦不止、夫制置三司條例司、求利之名也、六七少年、與使者四十餘輩、求利之器也、驅鷹犬而赴林藪、語人曰我非獵也、不如放鷹犬而獸自馴、操網罟而入江湖、語人曰我非漁也、不如捐網罟而人自信、故臣以爲消讒慝而召和氣、復人心而安國本、則莫若罷制置三司條例司、夫陛下之所以創此司者、不過以興利除害也、使罷之而利不興害不除、則勿罷、罷之而天下悅、人心安、興利除害、無所不可、則何苦而不罷、　三司條例司を罷むべきを論ず

段落　第二大段の第二小段なり、條例司等を罷めて人心を悅ばしむべきを論ず、

講說　今陛下に於ても亦人心の悅ばざることを知り給へり、京中京外の人に拘はらず、又賢と不肖との別なく、皆申すやう、祖宗以來財政を取扱ふものは三司使、副、判官に過ぎず、今に至るまで百年を經れども、是れ迄、用を缺きしことあらず、然るに今度何等の理由もなきに又一司を設け、號して制置三司條例司と曰ひ、六七人の少年が日夜此内にて何事かを調査しつゝあり、使者四十餘人は組を分つて地方に巡務しつゝあり、其手初め如何にも宏大なるが故に、民は實に驚きもし疑ひもしつゝあり、法の立て方新奇なるため、役人も途方にくれつゝあり、賢者は其理由を考ふるも思ひ當らずして悲觀的を免れず、小人は己れ

官、經今百年、未嘗闕事、今者無故又創一司、號曰制置三司條例司、六七少年、日夜講求於內、使者四十餘輩、分行營幹於外、造端宏大、民實驚疑、創法新奇、吏皆惶惑、賢者則求其說而不可得、未免於憂、小人則以其意度朝廷、遂以爲謗、謂陛下以萬乘之主而言利、謂執政以天子之宰而治財、商賈不行、物價騰踊、近自淮甸、遠及川蜀、喧傳萬口、論說百端、或言京師正店、議置監官、夔路深山、當行酒禁、拘

收僧尼常住、減尅兵吏廩祿、如此等類、不可勝言、而甚者至以爲欲復肉刑、斯言一出、民且狼顧、陛下與二三大臣、亦聞其語矣、然而莫之顧者、徒曰、我無其事、又無其意、何恤於人言、（三司條例司の害を論す）夫人言雖未必皆然、而疑似則有以致謗、人必貪財也、而後人疑其盜、人必好色也、而後人疑其淫、何者未置此司、無此謗、豈去歲之人皆忠厚、而今歲之士皆虛浮、孔子曰、工欲善其事、必先利其器、又曰、必也正名乎、

きけるが、衆の心始めて定まりぬ、「賂伯石以巨室」巨室とは國の名門豪族にして、此處にては伯石を指す、子産、鄭の政治を行ひし時、伯石に領地を賂ひけり、子大叔の曰く、國は皆の國なるに、獨り伯石に賂ふ理由なしと、子産之に答へて曰く、欲なきことは實に難し、皆其欲を得るの結果、其爲すべき働きをして成功するに至る、其成功は卽ち我が成功なれば、何として土地を惜まん、土地は何處へも往かず鄭に在る以上、鄭の土地たることを失はざるべしと、「孔子曰」論語子張篇、「厲」やますと訓ず、「驟」にはかに、「旋踵」くびすを轉ずる間になり、「狥」となふ、示すなり、「宋襄公」後卷の宋襄公論を看るべし、「田常」齊の景公に事へて大夫となる、其年貢を民より取るときは小なる枡(マス)を以て之を受け、米穀を民に與ふるときは大なる枡を以て之を量り、斯く私恩を施して齊の民心を收めたり、「謝安之用諸桓」晉の謝安は孝武帝の時政を爲せしが、桓豁、桓仲の二人を擧げて要地に居らしめたり、此輩は彼の晉朝に跋扈せし桓溫の一族なり、「庾亮之召蘇峻」晉の成帝咸和二年、庾亮は、蘇峻の歷陽に在り、終に禍亂を爲すを以て、詔を下して之を徵せんと欲し、王導に諮ふ、導曰く、峻猜險、必ず詔を奉ぜず、卞壺、溫嶠、亮を止む、皆可かず、徵して大司農となす、峻遂に祖約と倶に兵を擧げて反す、

文法　高梅亭云ふ、第一大段、人心を緊扼して緣を起す、新法皆利を網(アミ)し人に怫(モト)るの事、故に先づ喩(タトヘ)を以て正し、後に事を以て正す、○沈德潛云ふ、人主之所恃者人心而已の句は誰歟の句に繳(ケウ)す、○疊用喩を引き、人主失人心則亡の句を注出す、是れ添句法、○不可逭之災也の災字は槁滅等の字を承く、○從古以然は引く所の書に應ず、以爲厲己は子產を結ぶ、○商鞅は安石に對す、○豈願如此は商鞅を結ぶ、未論行事之是非は上を縮し下を起す、○潁山陽云ふ、同衆自用の者、錯綜引證未論行事の二句に至り、双關、上を收む○未有の句、總束、○已上は人心の失ふべからざるを言ひ已下新法の人心を失ふを歷指す、

今陛下亦知二人心之不一レ悅矣、中外之人無二賢不肖一、皆言二祖宗以來治二財用一者、不レ過二三司使、副判

急速に富强を致すこと出來たれども、之と同時に天下の者の怨みを招き、其民をして利を知つて義を知らず、刑を見て德を見ざらしめたるがため、縱令天下を得たることは得たるも踵を旋さゞる内に亡び、其身も亦結局免れずして、罪を負うて出奔せし處、往く先き〴〵の諸侯は之を納れず、終に車裂となつて國内に觸れ示さる、而も秦の人民は誰とて之を哀める者なかりき、君臣の間に此の如きことは、豈に願はしきことならんや、宋の襄公は仁義を行ひしと雖も、衆人の心を失ひたるが爲に亡び、田常は不義の人なりしと雖も、衆人の心を得たるが爲に强かりき、之が爲に君子は未だ行事の是か非かを論ぜざるに、先づ衆心の歸向するか違背するかを見る次第なり、謝安が多くの桓氏の人を用ひしことは、宜しき仕方とは申しかぬるも衆人の樂む所なりしかば、國は反つて安泰なりき、之に反して庾亮の蘇峻を召びしことは、惡しき處置とは定めかぬるも事情の不可なるものありしかば、反つて罕なる辱を取りぬ、古より今に及ぶまで、氣安氣輕にして衆人と一致しながら國安からず、剛情我慢に何事も自分免許にして身危からざるものあらず、

注解　「勝伏强暴」强暴に勝ち强暴を服するなり、「書曰」五子之歌篇に出づ、「懍乎」危きなり、「索」繩、「歸往謂之王」王は往の假借、「獨夫」書經の泰誓下に云ふ獨夫受と、「聚散」人心服すれば聚り、離るれば散ず、「膏」燈油、「槁」枯る、「肆」ほしいまゝ、「子産焚載書」鄭の子孔、政治の局に立ち、大夫以下に誓書を出さしめ、位階の順序に從つて政を聽かしめたるが、是れ秩序を正さんが爲なり、然るに大夫等從はざりしかば、子孔は之を誅せんとしけるに、子産は之を止めしが上に、彼等の出せし誓書を焚かんと申し出しぬ、子孔不可として曰く、此の如き誓書を設けて國内の紊亂を正さんとするに、衆人が怒ればとて其れに畏れて焚き棄てなば、是れ衆人が政治をなすわけにて、國を治むるは難からずやと、子産の曰く、衆人の怒りは抵抗し難く、己れ一個の欲を專らにせば成功し難し、此二つの「難」を合せて國を安んぜんとするは、反つて國を危からしむる仕方なり、されば誓書を焚いて衆人の心を安堵せしむるに若かず、斯くなさば、君には其欲する所を得、衆人も亦落著くべしと、乃ち之を焚

安之用諸桓、未必是、而衆之所樂、則國以乂安、庾亮之召蘇峻、未必非、而勢有不可、則反爲危辱、自古及今、未有和易同衆而不安、剛果自用而不危者也』、實

段落　第二大段の第一小段なり、人心の失ふべからざるを論ず、

講説　凡そ人には何等か恃む所あらざるはなし、而して人臣、（の恃む所は何物ぞ）陛下の命を恃むが故に、能く小民を使役するなり、陛下の法を恃むが故に能く强暴を壓伏するなり、然るに人君の恃みとする所の人は誰なるや、書經に、予れ億兆の人民に臨むことの危きは、懍乎として畏ろしきこと、朽ちたる手綱を以て六頭引きの馬車を御するが如しと、天下に於て人主より危きものなきを言へるなり、結合すれば君臣となり、解散すれば仇敵となる、その結合すると解散するとの間は、一毫一釐を容れざる程なり、されば天下の人が歸し往くをば王と申し、人各自分勝手の心を持ち、君主に歸向せざるをば獨夫と謂ふ、此に由つて之を觀るに、人主の恃む所のものは人心より外なし、人心の人主に於ける關係は、木の根あるが如く燈の油あるが如く、魚の水あるが如く、農夫の田あるが如く、商賈の財あるが如し、木に根なければ枯れ燈に油なければ消え、魚に水なければ死し、農夫に田なければ饑ゑ、商賈に財なければ貧しく、人主にして人心を失ふときは則ち亡ぶ、此れ必然の理なり、逃るべからざるの災ひなり、其畏るべきことなるは古へより斯樣なり、苟くも禍ひを樂み亡ぶるを好み發狂して志を失ふに非ざれば、何とて思ふが儘に振舞ひ、輕々しく人心を失ふことあらんや、

昔し鄭の子產は載書を焚きて衆議を停止し、伯石に賂ひて大家を安心せしめたるが、是れ衆人の怒りは犯し難く、己れ一人の欲のみを張らんとするも成り難しと考へたるが故なり、孔子も亦曰く、民より信賴せられ、然る後之を勞役すべし、未だ信ぜざるに之を勞役するときは、己れを厲むるとて怨みに思ふべし、唯だ商鞅は法を變じて、人の議論を顧みざりき、故に

隙、聚散之間、不容毫釐、故天下歸往謂之王、人各有心、謂之獨夫、由此觀之、人主之所恃者人心而已、人心之於人主也、如木之有根、如燈之有膏、如魚之有水、如農夫之有田、如商賈之有財、木無根則槁、燈無膏則滅、魚無水則死、農夫無田則饑、商賈無財則貧、人主失人心則亡、此必然之理也、不可逭之災也、其爲可畏、從古以然、苟非樂禍好亡、狂易喪志、詎敢肆其胸臆、輕犯人心、昔子產焚載書、以弭衆言、賂伯石、以安巨室、以爲衆怒難犯、專欲難成、而孔子亦曰、信而後勞其民、未信則以爲厲已也、唯商鞅變法、不顧人言、雖能驟致富强、亦以召怨天下、使其民知利而不知義、見刑而不見德、雖得天下、旋踵而亡、至於其身、亦卒不免、負罪出走、而諸侯不納、車裂以徇、而秦人莫哀、君臣之間、豈願如此、宋襄公雖行仁義、失衆而亡、田常雖不義、得衆而强、是以君子未論行事之是非、先觀衆心之向背、謝

以願終言之、臣之所欲言者三、願陛下結人心、厚風俗、存紀綱而已』、

段落　第一大段の第二小段なり、主意を揭ぐ、

講說　此頃臣亦天下の事、燈籠を買ふより大なる者あるを知れり、然るに獨り區々として買燈を先きとする次第は左の如し、但し未だ信用せられざるに諫言することは、聖人之を善しとせず、交際の淺きに言ふ事の深きことは、君子の戒むる所なり、是を以て試みに小問題を論じ、而して問題の大なるものは、固より或る時機を待つて申し上げんとせしなり、今陛下、果して思ひし如く赦して誅し給はず、則ち是れ既に已に之を許し給ふなり、許し給ふに拘はらず、申し上げざるときは、臣に於て罪ある次第なり、之が爲め申し上げ切らんことを願ひ奉る、臣の申し上げたきことは三箇條にして、何卒陛下、人心を結び給はんことと風俗を厚くし給はんこと、紀綱を存し給はんことに外ならず、

注解　「乃者」このごろと訓ず、

文法　高梅亭云ふ、買燈の事を引いて提となし、小より大に入り、三大綱領を挈起して、人心を結ぶは、尤も綱中の綱、又云ふ、此れを第一截となす、乃ち通篇の總冒なり、又云ふ、以下三條分應すと雖も、而も首に於て特に條暢、之を文局と謂ふ、乃ち一主兩輔、故に後文詳略同じからず、○沈德潛云ふ、三大綱中、尤も人心を結ぶを以て主となす、安石新法、皆人心を拂ふ事なるを以てなり、故に此れ條暢之を言ふ、○賴山陽云ふ、有大於買燈者は、前後兩書過接の處、

人莫不有所恃、人臣恃陛下之命、故能役使小民、恃陛下之法、故能勝伏强暴、至於人主所恃者誰歟、書曰、予臨兆民、懍乎若朽索之馭六馬、言天下莫危於人主也、聚則爲君臣、散則爲仇

き且つ喜び、全く希望以上にて、之が爲め感泣するまでに立至れり、何故感泣致すとなれば、過ちを改むるに吝々せず、諫めに從ふこと水の流るゝやうに滯りなきことは、此れ堯舜禹湯の古聖王すら、氣を勵まし精を出して行ひし所、秦漢以來に於ては、絶えて無きが中に少しばかり有りし所なり、考へ見るに、此の燈籠買上げの事は誠に些々たる御過失にて、如何に致して日月の明るさに比すべき主上の御德を累はし申さんや、然るに陛下は打つて變れるやうに御命令を改め給ひ、頓と時刻をも移さゞりき、さすれば世に申す通り、智は天下の人の上に出でながら、極めて愚なる人の申す言を聽き入れ、威は四海の内に加はりながら、匹夫に屈するものなり、臣は今日こそ陛下は堯舜ともなし奉るに足り、湯武ともなし奉るに足り、民を富まして刑罰を不用に歸せしめ奉るに足り、兵を強くして夷狄を伏せしめ奉るに足ることを承知致せり、明君あること此の如くなるに、何として之に負くに忍び申さんや、惟だ當に腹心を打明け、肝膽を打棄てゝ、力のある限りを盡し、其他を知らず、

注解　「年月日具」原本には年月日を明記し、官名を書き載せたるなり、卽ち殿中丞直史館判官告院權開封府推官、臣蘇軾謹昧萬死再拜、上皇帝陛下とあり、「封章」漏洩を防ぐため封じて上るなり、「蓆藁」誅を待つ意、「斧鉞」刑具、「側」ほのかにと訓ず、

文法　高梅亭云ふ、前段買燈を諫むることを以て引となす、蓬々然として風の蘋末に起るが如し、〇賴山陽云ふ、柔行巽入、〇又云ふ、可與富民而措刑、可與强兵而伏戎虜矣、句々聳動、皆其欲する所に中る、

乃者臣亦知天下之事、有大於買燈者矣、而獨區區以此爲先者、蓋未信而諫、聖人不與、交淺言深、君子所戒、是以試論其小者、而其大者、固將有待而後言、今陛下果赦而不誅、則是既已許之矣、許而不言、臣則有罪、是

上封章、言買燈事、自知瀆犯天威、罪在不赦、席藁私室以待斧鉞之誅、而側聽逾旬、威命不至、問之府司、則買燈之事、尋已停罷、乃知陛下不惟赦之、又能聽之、驚喜過望、以至感泣、何者改過不吝、從善如流、此堯舜禹湯之所勉強而力行、秦漢以來之所絶無而僅有、顧此買燈毫髮之失、豈能上累日月之明、而陛下翻然改命、曾不移刻、則所謂智出天下、而聽於至愚、威加四海、而屈於匹夫、臣今知陛下可與爲堯舜、可與爲湯武、可與富民而措刑、可與强兵而伏戎虜矣、有君如此、其忍負之、惟當披露腹心、捐棄肝膽、盡力所至、不知其他、

段落　第一大段の第一小段なり、買燈の中止に因つて神宗の爲すに足ることを知るべきを論ず、

講說　某年某月某日、某官、臣近ごろ愚賤をも測らずして輕々しく封事を上り、燈籠御買上げの事を言上し、自ら天威をないがしろに致せしなれば、罪は逃れ難きことを知り、自分の部屋に藁席を布いて斧鉞の誅を待ち居り、今にも御沙汰下らんかと、耳を聳てゝ十日餘りを過ぎたるも、畏ろしき命令至らざりしゆゑ、之を府の役人に尋ね見たる處、燈籠御買上げの儀は間もなく已に御中止と相成りたりと、そこで陛下が臣の罪を御赦し下さるのみならず、又能く上書の旨趣を御聽届け下されたることを承知致し、且つ驚

則臣又有非職之言大於此者、忍不爲陛下盡之、若不赦、亦臣之分也、謹錄以奏聞、伏候勅旨、』

段落　第五大段なり、

講說　臣忝く府の職員に列し、親しく買燈の事を見ることとゆゑ、若し又言はざるときは、則ち臣の罪大なり、然るに陛下若し赦して誅し給ふことなければ、則ち臣又職分以外の事に於て此より大なるものあらん臣陛下の爲に之を盡さゞるに忍びんや、若し又赦し給はざるにもせよ、亦臣の分なれば恨むことなし、謹んで錄して奏聞に及ぶ、伏して勅旨を待つ、

纂評

○沈德潛評　動かすに情を以てし、折くに理を以てす、既に侃直亦婉曲、嚴主亦當に霽容すべし、陸務觀「名は游、放翁と號す」、腸斷當時諫浙燈に感ずるあるなり、未だ信ぜられずして諫むるもの、應に此れを以て法とすべし、

上神宗皇帝書

解題　神宗、王安石を用ひ、新法を布く、民之を便とせず、謗怨大に起る、此篇實に其害を論ぜしものにして、八家文中に於て王安石の上書と共に二大長篇に屬す、俗に之を稱して萬言書と曰ふ、

主意　人心を結び、風俗を厚くし、紀綱を存すべしと曰ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「存紀綱而已」に至るまでを第一大段となす、主意を揭ぐ、「人莫不有所恃」より「臣之所願結人心者此之謂也」に至るまでを第二大段とす、人心を結ぶべきを論ず、「士之進言者」より「臣之所願厚風俗者此之謂也」に至るまでを第三大段となす、風俗を厚くすべきを論ず「古者建國」より「臣之所謂願存紀綱者此之謂也」に至るまでを第四大段とす、紀綱を存すべきを論ず、「臣非敢歷詆新政」より篇尾に至るまでを第五大段となす、全篇を總收す、

年月日具、臣近者不度愚賤、輒

外之有司有如此數人者、則買燈之事、必不奉詔、陛下聰明睿聖、追迹堯舜、而群臣不以唐太宗明皇事陛下、竊嘗深咎之、

段落　第四大段なり、

講說　昔し唐の太宗、使を涼州に遣し、李大亮に諷して、其所持せる名高き鷹を獻ぜしめんとせしかども、大亮は從はざりき、又明皇は使を江南に遣して、鵁鶄と云へる鳥を採集せしめんに、汴州の刺史倪若水之を論せしため、爲に其使を召反せり、又益州に令して半臂の背子を織らしめ、琵琶捍撥鏤牙合子等を出さしめしに、蘇許公は詔を奉ぜざりき、李德裕、浙西に在りし時、詔して銀盝子妝具二十事を獻じ、綾二千匹を織らしめし處、李德裕上疏極論し、之が爲に又中止となれり、若し陛下に於て、之を內にして臺府に在る諫官に此の數人の如き者あるならば、買燈の事は必ず力を極めて諫爭すべし、之を外にして諸役人に此數人の如き者あるならば、又必ず詔を奉ぜざるべし、陛下は聰明睿聖に渡せられ、堯舜の迹を追はるゝ程の明主に在すに拘らず、群臣が唐の太宗、明皇に事ふる仕方ほどに陛下に事ふることをせず、竊かに平生深く之を咎めぬ、

注解　「明皇」唐の玄宗、「鵁鶄」爾雅の注に云ふ、鳧に似、脚高く、毛冠と、或は曰く、赭丹に、頂に紅毛あり、冠の如しと、博物志に云ふ、高樹に巢し、子を穴中に生むと、「半臂背子」半袖の小衣、「捍撥」ばち、「鏤牙」象牙細工、「合子」香箱の類、「蘇許公」名は頲、「盝子」盝は篋に同じ、小匣なり、「妝具」化粧道具、「二十事」一個の物は一事の用を辨ずるが故に事の字を物の意に用ふ、

文法　一論既に畢る、因つて故事相類する者を以て言はざるべからざるの意を敍す、○買燈の事小なるも猶ほ力言すべし、況や買燈より大なるものをや、意言外に在り、

臣忝備府僚、親見其事、若又不言、臣罪大矣、陛下若赦之不誅、

藏省、頃者詔旨裁減皇族恩例、此實陛下至明至斷、所以深計遠慮、割愛爲民、然竊揆其間、不能無少望於陛下、惟當痛自刻損、以身先之、使知人主猶且若此、而況於吾徒哉、非惟省費、亦且弭怨、

段落 第三大段の第三小段なり、儉約は天子自ら率先すべきを論ず、

講說 頃、詔旨あつて、皇族への御下賜を節減し給ふ、此れ實に陛下の此上もなき御明察、此上もなく御決斷にして、實に深謀遠慮、愛情を割いて人民の爲を謀らせ給ふの大御心なり、然れども竊かに其間を測り見るに、少しく陛下に向ひ奉りても望みなきわけに參らぬなり、惟だ當に自ら控へ目にせられ、御身を以て他に先んじ、臣民をして、人君すら猶ほ且つ此の如くなれば、況や吾が徒に於てをやと云へる理窟を知らしめ給ふべし、是れ唯だ費用を省くのみならず、亦且つ怨みを防止するの道ならん、

注解 「恩例」特旨を恩と曰ひ、例規を例と曰ふ、

昔唐太宗遣使往涼州、諷李大亮獻其名鷹、大亮不可、明皇遣使江南採鵁鶄、汴州刺史倪若水論之、爲反其使、又令益州織半臂背子、琵琶捍撥、鏤牙合子等、蘇許公不奉詔、李德裕在浙西、詔造銀盞子妝具二十事、織綾二千匹、德裕上疏極論、亦爲罷之、使陛下內之臺官有如此數人者、則買燈之事、必須力言、

のやかましき取り沙汰あるに因れば、亦以て陛下の政を勤め民を恤み給ふの德が未だ下民に信ぜられず而して有司が人民より嚴しく租稅等を取立つるの意が人民の上に實現せんことを見るに足るもの あり、されば方に己れを責めて、自ら工夫を凝して造り言竝に惡口を消す方針を取り給ふべきに、今又其上に買燈の事を行ひ、彼等をして此事を種にして上を誹るの言ひ草を作るを得しむるは、臣に於て返す返すも殘念の至りなり、

注解　「展年」展は延なり、試驗と試驗との間を長くすること、卽ち回數の減少なり、「科場」は試驗場のことなるが、轉じて試驗其物の義となる、「京城榷酒」榷は征稅の法なり、又獨り利を取る事、酒の私營を禁じて官賣となすなり、「減廩」廩は廩粟なり兵卒へ給與する手當、

文法　新法の害を警發するの語意隱約、而して總べて買燈の題目を脫せず、苦心妙手、

方今百冗未除、物力凋敝、陛下縱出內帑財物、不用大司農錢、而內帑所儲、孰非民力、與其平時耗於不急之用、曷若留貯以待乏絕之供、故臣願陛下將來放燈、與凡游觀苑囿宴好賜予之類、皆飭有司、務從儉約、

段落　第三大段の第二小段なり、凡そ不急の事は一切儉約すべきを論ず、

講說　方今有らゆる餘計なる費用未だ廢止するに及ばずして、民力は衰へ疲れぬ、陛下縱ひ內帑の金を用ひて大司農の錢を用ひ給はざるにせよ、內帑の儲ふる所と雖も何れか民力にあらざらん、其平時入りもせぬことに消費するよりも、何ぞ保存し置きて缺乏の時の供給に備ふるに若かんや、故に臣願くは陛下將來放燈を首めとして凡そ遊山や園藝や宴會や賜予の類は、皆有司を戒め、成るべく儉約に從ひ給はんことを、

注解　「內帑」奥向の庫、謂はゆる御手許、「大司農」大

命、凡悉如舊、京城百姓、不慣侵擾、恩德已厚、怨讟易生、可不愼與、可不畏與、』

段落　第三大段の第四小段なり、處置を論ず、

講說　且つ內庭の先例は、放燈の節に遇ふ毎に、內東門雜物務をして時に臨んで收買せしむるに過ぎず、其個數も少きが上に押收又は督促の嚴なることなく、費用多からず、人民に於ても亦憾む所なき仕方なり、臣願はくは、陛下此前の御命令を撤回あらせられ凡そ悉皆舊例の如くならんことを、京城の百姓は元來今度のやうなるみじめの目に遇はず、上の御恩德を蒙ること已に厚きことなれば、一旦俄かに手込に遇はゞ怨恨を生じ易し愼まざるべけんや、畏れざるべけんや、

注解　「內庭」宮中奥向、「放燈」上元の夜、數千燈を點じて娛樂するを放燈と曰ふ、「內東門雜物務」官物を賣買するの官衙、「前命」價を減じ燈を買ふの令、

近日小人妄造非語、士人有展年科場之說、商賈有京城榷酒之議、吏憂減俸、兵憂減廩、雖此數事朝廷所決無、而此紛紛亦有以見陛下勤恤之德、未信於下、而有司聚斂之意、或形於民、方當責己自求以消讒慝之口、而又重以買燈之事、使得因緣以爲口實、臣實惜之、』

段落　第三大段の第一小段なり、買燈の事が他の驚惶を來すの害あることを論ず、

講說　近頃小人共が妄りに無根の說を流布し、士人に就いては登庸試驗の年限繰延の說あり、商人に關しては京城の酒類官業の議ありとの風聞あり、又官吏は減俸の心配あり、兵卒は糧食減少の心配あり、以上の數件は朝廷に於て萬々無き所の事とは申せ、此

を奪ひ給ふと、

注解 「二宮」太皇太后曹氏と皇太后高氏と、

賣燈之民、例非豪戶、擧債出息、畜之彌年、衣食之計、望此旬日、陛下爲民父母、唯有添價貴買、豈可減價賤酬、此事至小、體則甚大、凡陛下所以減價者、非欲以此與小民爭此毫末、豈以其無用而厚費也、如知其無用、何必更索、惡其厚費、則如勿買、

段落 第二大段の第三小段なり、價を減じて買ひ上ぐることの不可を論ず、

講說 燈を賣るの民は、定まりて大商人にあらず、負債を興し利息を出し、之を貯へて年を過し、衣食生活の計は、上元を目宛に此の十日計りの間に望みを屬す、されば陛下は民の父母にて在らせらるゝ以上、唯だ價を殖し高く買上げ給ふことあるべくとも、何として價を減じ安く支拂ひ給ふ法あらん、此事は至つて小なりと雖も體面は甚だ大なり、凡そ陛下が價をねぎり給ふ所以は、眞坂斯くして小民と此僅か毫末ほどの利を爭はんと思召し給ふにはあらで、燈が無用の品なるに高價なりとの理由によるならん、併しながら如し已に無用なることを知り給ふ儀ならば、何ぞ是非とも求めらるゝに及ばんや、又其費用の多きを嫌ひ給ふことならば、買ひ給はざるが上策なり、

文法 賴山陽云ふ、大孝百姓、兩古言を拈し、上下過渡の處となし、手に信せて得來り、捜索を費さず、○結二句斬絕、

且內庭故事、每遇放燈、不過令內東門雜物務、臨時收買、數目既少、又無拘收督促之嚴、費用不多、民亦無憾、故臣願追還前

者竊爲陛下惜此擧動也』

段落　第二大段の第一小段なり、問題を掲ぐ、

講說　臣伏して宮中の勅使が御沙汰を傳へ宣べ、開封府の市司に浙燈四千餘を買ひ上ぐべきことを命じ有司は實價を書き上げて奏聞せし處、陛下又其價を減じて買ひ上げしめ給ひ、今現に其數を盡して押收し、私に賣ることを禁制して上令の下るを待つ由、臣始めて之を承り、驚いて信ぜず、嘆息すること幾日にも及べり、何故となれば、陛下の爲に此の賣燈の擧動を惜むが故なり、

注解　「中史」宮中より出づる使、「盞」油皿なり、燈は盞を以て數へ、一個を一盞と曰ふ、

臣雖至愚、亦知陛下游心經術、動法堯舜、窮天下之嗜欲、不足以易其樂、盡天下之玩好、不足以解其憂、而豈以燈爲悅者哉、此不過以奉二宮之歡、而極天下之養耳、然大孝在乎養志、百姓不可戸曉、皆謂陛下以耳目不急之玩、而奪其口體必用之資』

段落　第二大段の第二小段となす、縱令孝養の爲なりとすとも尙ほ不可なるを論ず、

講說　臣は極めて愚なりと雖も、亦陛下が平生心を經術に寄せ、動けば必ず堯舜に法り給ふことゆゑ、天下の有らゆる嗜欲を盡く揃へたりとも其樂みを易ふるに足らず、天下の玩弄物を盡く備へたりとも其憂へを解くに足らざるを知る、然るに何とて燈を以て悅びと爲し給はんや、さすれば燈を買ひ上げ給ふことは、兩御所の御機嫌を取り、天下の力一ぱいの孝養を極めんと欲し給ふに過ぎず、然れども大孝は肉體を養ふには在らずして志を養ふに在り、百姓は戸毎に御旨意を曉し知らしむこと不可能なるが故に、皆思ふならん、陛下は耳目を慰むるが如き不急なる玩弄物の爲に、百姓共の口をすごすに必要なる元手

逢ふ度に、彼れに向つて陛下の此語を言はざることあらず、獨り御盛徳を譽め奉るのみにあらず、亦朝廷の間に臣等の輩の如きは、皆陛下が如何に疎賤の地位に在る者なればとて、之が爲に其言ふ所を棄て置かれざるを知り、共に銘々の聞く所を申し上げ、太平の功業を輔け成さんと欲するが故に之れあり、

注解　「便殿」表の御殿に對する名にして、日常安便の處、「德音」玉音と曰ふが如し、「道」言ふに同じ、

然竊謂空言率人、不如有實而人自勸、欲知陛下能受其言之實、莫如以臣試之、故臣願以身先天下、試其小者、上以補助聖明之萬一、下以爲賢者卜其可否、雖以此獲罪、萬死無悔、

段落　第一大段の第二小段なり、上書の希望を陳ぶ、

講説　然りながら憚りながら思考するに、空言を以て人を指導するは、實あつて人が自分にて勸むに若かず、陛下が能く臣下の言を受納し給ふの實を知らんと欲せば、臣を以てこれを試むるに若くはなし、故に臣願はくは己が身を以て天下の先きがけとなつて言ふべき事の中に於ける小問題を試み、上は聖明の萬分の一を補ひ助け、下は賢者の爲に言ふべきか否かを卜することとなり、此れを以て罪を獲と雖も、萬々死すとも悔ゆることなし、

文法　隱然として後の上書の在るあり、○賴山陽曰ふ、宋史本傳に云ふ、挺々たる大節、群臣其右に出づるなし、此れを讀んで、已に其忠槩直氣、天下に率先するを見る、筆、風霜を挾むとは、此等の謂なり、

臣伏見中使傳宣下府市司、買浙燈四千餘盞、有司具實直以聞、陛下又令減價收買、見已盡數拘收、禁止私賣、以須上令、臣始聞之、驚愕不信、咨嗟累日、何

諫買浙燈狀

解題　浙は地名、浙燈とは猶ほ岐阜提燈と曰ふが如く、浙より出づる燈なり、此燈は、上元即ち正月十五日に點用するものなり、

動機　新法の大問題を諫めんとするの志あるを以て、其聽納せらるべきや否を試みんが爲め、先づ比較的小問題たる買燈事件を諫めたるにて、俗に云ふ探を入れたるに外ならず、

主意　買燈を中止すべしと曰ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「萬死無悔」に至るまでを第一大段となす、上書する所以を言ふ、「臣伏見中使傳宣」より「可不畏哉與」に至るまでを第二大段となす買燈の不可なる所以を論ず、「近日小人妄造非語」より「亦且彌怨」に至るまでを第三大段となす、他の過失に論及す、「昔唐太宗遣使」より「竊嘗深咎之」に至るまでを第四大段となす、故事を引證す、「臣忝備府僚」より篇尾に至るまでを第五大段となす、新法を諫むるの豫備となす、

臣嚮蒙召對便殿、親奉德音、以爲凡在館閣、皆當爲朕深思治亂、指陳得失、無有所隱、自是以來、臣每見同列、未嘗不爲道陛下此語、非獨以稱頌盛德、亦欲朝廷之間、如臣等輩、皆知陛下不以疏賤間廢其言、共獻所聞、以輔成太平之功業、

段落　第一大段の第一小段なり、神宗の善く諫言を容るゝを頌す、

講說　臣は、先頃休息の御殿に於て、御召の上御諮問を蒙り、親しく有難き御言葉を戴きしが、其主意は、凡そ館閣に在るものは、皆當に朕の爲に深く世の治まると亂るゝとを思ひ、政治の得失を指陳して隱す所あること無かるべしと、是れより以來臣は同僚に

臣願陛下明敕有司、議之以法言、取之以實學、博通經術者、雖朴不廢、稍涉浮議者、雖工必黜、則風俗近厚、學術近正、庶幾得忠實之士、不至蹈衰季之風、則天下幸甚、

段落　第四大段の第三小段なり、積極的方針を陳ぶ、

講說　臣願はくは陛下明かに其筋の者に敕を下されて問題を議するには正しき言論を以てし、人材を取るには實用の學を以てせしめ、博く經術に通ずるものは野暮なりと雖も廢せず、少しにても浮薄の論議に涉るものは工と雖も必ず黜くべし、さすれば風俗は厚き方になり、學術は正しき方になり、どうやら忠實の士を得て衰季の風を蹈むに至らじ、

注解　「衰季之風」晉唐の如き、國の衰へ世の季になりたる風習、

總說

此文平直にして變化に乏しく、隨つて人目を聳するものあらず、蓋し蘇文の才を用ひざるものなり、

纂評

○沈德潛評　時に上、王安石の議に從ひ、科擧法を更定し、專ら經義策論を以て士を試む、又大學生三舍法を立て、又安石の三經新義を用ひ、學官に頒つ、其言聽くべきに似て、其實適人をして學を廢せしむるなり、東坡此議、卽ち舊と行ふ所の法中に於て、士を取るの實を得んと欲す、必ず紛々變易せず、變易の中、弊卽ち叢生せんを恐るゝなり、歐公亦嘗て言ふ、士を取るに文を以てす、浮にして實少きに類す、事に臨み設施し、事業に奮ふに及んで、數ふるに勝ふべからずと、見る所正に復た相同じ、○公、此議を上る、神宗悟つて曰く、吾れ固より此を疑ふ、軾の議を得、意釋然矣と、卽ち召對既に旨に稱ひ、遂に浙燈を買ふ事を諫め、復た納れらる、乃ち上書、新法の便ならざるの狀を言ふ、此れ言を進むる次第なり、

注解　「王衍」晉代の人、字は夷甫、空言を喜び、老莊を談ず、朝野翕然として之に歸し、一世の龍門と謂へり、「南渡」晉の元帝、江を渡つて今の南京に都す、之を南渡と稱す、東晉是れなり、「王縉」唐の德宗、代宗の宰相、「大歷」代宗の年號、「孔子曰」論語子罕篇、「子貢曰」公冶長篇、「性命之說」孔子の哲學的方面の說、

今士大夫至以佛老爲聖人、粥書於市者、非莊老之書不售也、讀其文、浩然無當、而不可窮、觀其貌、超然無著、而不可挹、此豈眞能然哉、蓋中人之性、安於放、而樂於誕耳、使天下之士能如莊周、齊死生、一毀譽、輕富貴、安貧賤、則人主之名器爵祿所以礪世磨鈍者廢矣、陛下亦安用之、而況其實不能、而竊取其言以欺世者哉、

段落　第四大段の第三小段なり、老莊の害を言ふ、

講說　今の士大夫は佛や老子を以て聖人となすに至り市中に於て賣る所の書物も、莊老の書に非ざれば捌けず、其文を讀むに、浩然と範圍廣大なるも、不得要領にして主意を計り難し、其容貌を觀るに、超然と執着する所なきも、其心底は酌量すべからず、されど此れ豈に眞正に此くの如くならんや、蓋し中等人の性が放埒を善きことゝして妄誕を樂むが爲のみ、若し天下の士が能く莊周の如くに死生を齊しくし、毀譽を一にし、富貴を輕んじ、貧賤に安んずることゝ爲りたらんには、人主の名器爵祿など、世間の名譽心を礪ぎ鈍才を磨くべき機關は無用無效となる、陛下亦如何にして之を用ふべけん、〔役に立たず〕況や其實莊周の如きことは出來ざるに、厚かましくも莊周の議論を利用して世を欺くものなるをや、

注解　「售」俗に云ふハケル、「挹」酌むなり、

文法　此豈眞能然哉は下案を伏す、

を黜け、衆才を總べ纏め、世務を經營せんと欲せば、則ち陛下と二三の大臣と、下は諸路の識司と良二千石とに至るまでの人々に在るのみ、區々たる法は何ぞ之に關係せん、

注解　「回」邪曲なり、「良二千石」賢明なる縣知事を謂ふ、

文法　賴山陽云ふ、着實、手を下す處、此に在り、

然臣竊有私憂過計者、敢不以告、昔王衍好老莊、天下皆師之、風俗陵夷、以至南渡、王縉好佛、捨人事而修異教、大歷之政、至今爲笑、故孔子罕言命、則爲知者少也、子貢曰、夫子之文章、可得而聞也、夫子之言性與天道、不可得而聞也、夫性命之說、自子貢不得聞、而今之學者、恥不言性命、此可信也哉、

段落　第四大段の第二小段なり、學弊の由來する所を論ず、

講説　然れども臣は竊かに自己限りの心配と思ひ過ぎの苦勞とあり、右は言上せずに置かるべきか、申さゝるを得ざる次第なり、昔し王衍は老子、莊子の學を好み、天下皆之を師とせり、之がため風俗次第に衰へ遂に敵を支へ切れず、江南に渡つて國を建つるに至れり、王縉は佛法を好み、人間の務めを棄てゝ異端の教を修め、大歷の政は今日に至るまでも世の物笑ひとなる、故に孔子は、命の事を言はれたるは罕なりき是れ世に道理を知るもの少きが爲なり、子貢の曰く、夫子〔夫子とは猶ほ先生と云ふが如し、孔子を指す〕の文章〔學問的方面〕は與り聞くことを得れども、君子の性〔善惡〕と天道〔生死、禍福、窮通等〕とに關する言は與り聞くを得べからずと、夫れ性命の說は、子貢より以下聞くを得ざる程なるに、今の學者は性命を言はざるを恥となす、此れ何として信ずべけんや、

段落　第三大段の第六小段なり、貼墨を用ひずして大義を考ふべしとの說を駁す、

講說　諸の受驗者は多く三の方面に出づ、其文を能くするものは、最早變じて進士となり、經義に明かなる者は、皆去つて明經となる、其餘のものは質樸魯鈍にして、融通の利かざる徒なり、貼墨の科は、此等の者の應ずる科なりと知るべし、一體人才に至つては、人々自ら天より授けられたる一定の分量あり、之を政治其物に施すときは、能力あると無能力なると、自ら明白なるべし、今進士は日夜經傳子史の書を講究し、深く知り拔き遍く行き亘ることは、誠に博識と謂ひ得るなり、然れども實際政治に臨むに至つては、何ぞ嘗て其學びたる內の十分一又は十分二をも用ふることあらん、察する所、舊學を視て虛器〔不實用〕となすが如し、然るに此等朴魯の人をして、注疏の取舍を辨別して荒增大義を識らしめ、斯くて其人が進步して政治的人才とならんことを望むは、隨分間の拔けたる話なり、

注解　「諸科擧人」試驗に應ずる生徒、「三路」進士、明經、貼墨の科、

臣故曰、此數者知其一而不知其二也、』

段落　第三大段の第七小段なり、本段を收む、

講說　臣右の次第なるが故に、此の數者は皆其一を知つて其二を知らざるなり、

文法　以上は法の不便を歷論し、此に至り總結一筆、然る後着手を說く、

特願陛下留意其遠者大者、必欲登俊良黜庸回、總覽衆才、經略世務、則在陛下與二三大臣、下至諸路職司與良二千石耳、區區之法何預焉、』

段落　第四大段の第一小段なり、遠大の務めは君臣有司の如何に在るを論ず、

講說　特に願ふ所は、陛下意を其遠なる者大なる者に留めよ、是非とも俊才良士を登庸し、凡庸奸曲の徒

の法あり、平仄を配當し、韻を押し句を對し、散文、平文と其趣を殊にす、聲病は平上去入の四聲の不調なり、不調を忌むが故に、消極的に名づけたるなり、

唐之通榜、故是弊法、雖有以名取人、厭伏衆論之美、亦有賄賂公行、權要請託之害、一使恩去王室、權歸私門、降及中葉、結爲朋黨之論、通榜取人、又豈足尙哉、

段落　第三大段の第五小段なり、兼ねて譽望を取るの說を駁す、

講說　唐の通榜は元來弊ある制度にして、名譽を以て人を取り、衆論を押し付けて非難を受けざるの美ありと雖も、亦一方には賄賂公行し、權勢を握り要路に立つものに請求依賴するの害あり、其結果、恩惠は王室を去り、權力私家の門に歸する事となれるが、降つて唐の中頃に及び、遂に結んで朋黨の論となれり、されば通榜にて人を取るも又豈に尙ぶに足らんや、

注解　「通榜」試驗の主任に全權あつて、其朋友などを薦むることを得たる制度なり、

諸科擧人、多出三路、能文者、既已變而爲進士、曉義者、又皆去以爲明經、其餘皆朴魯不化者也、至於人才、則有定分、施之有政、能否自彰、今進士日夜治經傳子史、貫穿馳騖、可謂博矣、至於臨政、曷嘗用其一二、顧視舊學、以爲虛器、而欲使此等分別注疏、粗識大義、而望其人能增長、亦已疎矣、

を知ると雖も、祖宗より以來之を廢する者なかりしは、規則を設けて人才を取るとすれば、此の如くする外はあらじと考へたればなり、豈に吾が祖宗のみに限らん、古へよりして堯舜なども亦然りき、書經に曰く、奏陳するに言を以てし、明かに試むるに功を以てすと、古へより、堯舜以來、人を進むるに何ぞ言を以てせざりしことあらん、何ぞ功を以てせざりしことあらん、

改革論者は是非とも策論を以て賢愚能否を定めんと欲する次第なるが、臣は何卒之に質問したし、近世の士大夫にて文章のハデなる者は楊億に若くはなし、然るに楊億をして今に存生せしめば、忠淸剛明の士なり、豈に其文がハデなりとて、其人物を不足となすことを得んや、之に反して經典に通じ古の道を學ぶ者は孫復と石介とに若くはなし、然るに孫復、石介をして尙ほ在らしめば、迂濶不自然の士なり、又之を武事の間に施すべけんや、唐より今に至るまで、詩賦の出身にて名臣となりし者、數へ切れぬほどなり、何の天下に負くことあつて、是非とも之を廢せんとするや、

近世の士人は、經典、歷史を分類し、時事の要務を綴り合せて、之を策括と名づけ、受驗の條項は探り拔きて大抵餘す所なく、入用の場合には之を盜み取り、頭と尻尾とを入れ違へ作り更へて試驗官の目を眩す處、試驗官も能く見分くること出來ざる始末なり、其上其文はと云へば、形式も規律もなきことなれば、之を學んで成就し易し、四聲の不合格や對待の字句なければ、之を調査するに精密なり難し、學び易きの受驗生を以て考へ難きの吏に付して成績を取調べさするが故に、其弊は詩賦よりも甚しきものあり、

注解　「書曰」舜典の語、敷奏は「シキス、ムルニ」と訓ず、敷は陳なり、先づ臣下より意見を陳述すれば、君主は明かに功の如何を試む、「楊億」字は大年、太宗神宗に事へて翰林學士に至り、文公と諡す、范希文、其畫像に贊して曰く、公命世の才を以て其位充たず、故に天下、公の文を知つて未だ公の道を知らざるなりと、「鯁」はかたし、亮は明、「孫復石介」倶に歐の碑文に審かなり、「矯誕」虛妄なり、「剽竊」はぎぬすむ、「竄」改易するを謂ふ、「規矩準繩」皆屢ば前に出づ、「聲病對偶」此れ從來の受驗文體なり、此文には聲韻

敷奏以言、明試以功、自古堯舜以來、進人何嘗不以言、試人何嘗不以功乎、議者必欲以策論定賢愚能否、臣請有以質之、近世士大夫、文章華靡者、莫如楊億、使楊億尚在、則忠清鯁亮之士也、豈得以華靡少之、通經學古、莫如孫復石介、使孫復石介尚在、則迂闊矯誕之士也、又可施之於政事之間乎、自唐至今、以詩賦爲名臣者、不可勝數、何負於天下、而必欲廢之、近世士人、纂類經史、綴緝時務、謂之策括、待問條目、搜抉略盡、臨時剽竊、竄易首尾、以眩有司、有司莫能辨也、且其爲文也、無規矩準繩、故學之易成、無聲病對偶、故考之難精、以易學之士、付難考之吏、其弊有甚於詩賦者矣、

段落　第三段の第四小段なり、專ら策論を取つて詩賦を罷むるの說を駁す、內分つて三節となす、「試人何嘗不以功乎」に至るまでを第一節とし、人を試むるは言功より外道なきを言ふ、「而必欲廢之」に至るまでを第二節とし、詩賦の作家より名臣を出せしを言ふ、「其甚於詩賦者矣」に至るまでを第三節とす、策論の弊を言ふ、

講說　且つ文章よりして之を言ふときは、策論は有用のもの、詩賦は無益のものなれども、政事より之を言ふときは、詩賦も策論も一樣に無用となる、其無用

名以取之、則是教天下相率而爲僞也、上以孝取人、則勇者割股、怯者廬墓上、以廉取人、則弊車羸馬、惡衣菲食、凡可以中上意、無所不至矣、德行之弊、一至於此、

段落　第三大段の第三小段なり、德行を擧げて文章を略するの說を駁す、

講說　夫れ德行を興さんと欲せば、其方法、人に君たるものが己れの身を修めて他の人を正し、己が好むべき所と惡むべき所とを審かにして、世俗の標準となるに在り、是れ孟子が、君仁なるときは仁ならざるものなく、君義なるときは義ならざるなしと謂へる次第なり、元來君の向ふ所には天下の人皆赴くことなれば、人君が躬行を以て實例を示すの外、別に德行を興すの制を設くるの必要なし、若し之が爲に一科を設け、名義を立てゝ德行の人を取らんと欲せば、是れ天下に、一所となつて僞りをなすことを敎ふるなり、上の人、孝を以て人を取るときは、勇氣あるものは股の肉を割いて親に食はしむ、臆病の者は墓の傍に廬を結んで親に事ふるが如きこと出來し、廉潔を以て人を取るときは、ガタ馬車瘦せ馬、惡衣粗食をなす等、凡そ上の氣に入るべきことは爲さゞる所なし、德行の弊は甚しくも此の如き極端に至るなり、

注解　「孟子曰」離婁上、「德行之弊」德行そのものゝ弊にあらずして、德行を資格として士を取るの弊なり、

且自文章而言之、則策論爲有用、詩賦爲無益、自政事言之、則詩賦策論、均爲無用矣、雖知其無用、然自祖宗以來、莫廢之者、以爲設法取士、不過如此也、豈獨吾祖宗、自古堯舜亦然、書曰、

今議者所變改、不過數端、或曰、鄕擧德行、而略文章、或曰、專取策論而罷詩賦、或欲擧唐室故事、兼採譽望而罷封彌、或欲罷經生朴學、不用貼墨而考大義、此數者、皆知其一、不知其二者也、臣請歷言之、

段落　第三大段の第二小段なり、改革論者の案數種を揭ぐ、

講說　今議者の變革改正せんと欲する所は數端に過ぎず、或る議者は曰く、鄕より貢する所の士は、其資格として德行あるものを擧げ、文章は之を略すべしと、或る議者は曰く、專ら策論を取つて、詩賦は之を罷むべしと、又或は唐の世の故事を擧げて、試驗にて人を取るの外、併せて世間に名望ある者を採用し、竝に封彌の制、卽ち匿名答案を廢止せんと欲し、或は經學專攻生の質朴なる學問を罷め、諳記試驗を用ひず、經典の大義を試みんと欲す、此の數者は皆道理の一を知つて二を知らざるものなり、臣請ふ順次に其理由を申し上げん、

注解　「封彌」唐の武后、賢良科の試驗に就き、李景諶に命じて、受驗者の名を封じたる上、成績を取調べしめたるに始まる、卽ち試驗官の私なきやう、受驗者をして己れの名を封じて差出さしむるなり、「經生朴學」經生は專ら經書を研究する學生を謂ふ、朴學は詩文等の華やかなる藝術に對して云ふ、「貼墨」貼は經書中の或る一行を示し、前後の處を誦讀せしむる仕方にして、墨は無本にて本文を諳記せしむる仕方を謂ふ、

夫欲興德行、在於君人者、修身以格物、審好惡以表俗、孟子所謂君仁莫不仁、君義莫不義、君之所向、天下趨焉、若欲設科立

となきを得れば、其れにて十分なり、（變革をなし、昔しの通りになすに及ばず）

注解　「慶歴」仁宗の年號、「九年大成」禮記の學記に云ふ、九年、類を知り通達、强立して反らず、之を大成と謂ふと、卽ち九年にして立脚の地堅固なることを謂ふなり、「歛」取り入るゝなり、「軍旅」萬二千五百人を軍とし、五百人を旅とす、二事にて兵事の意となる、「簡」えらぶと訓ず、「率」したがふと訓ず、「屛」退去せしむるなり、「齒」よはひすと訓ず、列なり、「舊物」六經六藝等の古典、

文法　東坡の才を以て改革を好まざること此の如し、漢人の守舊なる其改革の必ず惡結果を招くこと、因つて以て見るべし、

至於貢擧之法、行之百年、治亂盛衰、初不由此、陛下視祖宗之世、貢擧之法、與今孰爲精、言語文章、與今孰爲優、所得文章長才、與今孰爲多、天下之士與今孰爲辯、較此四者而短長之議決矣、

段落　第三大段の第一小段なり、貢擧は、祖宗の法の現行の法に勝るを論ず、

講說　貢擧の法に至つては、之を行ひ來りしこと已に百年にもなれど、天下の治亂、國勢の盛衰は、初めより貢擧の善惡には原因せざりき、陛下、試みに祖宗の世に於ける貢擧の法を視給はゞ、今日と孰れか完美となさるゝや、言語文章を視給はゞ、今日と孰れか優大となさるゝや、試驗の結果、得る所の文章の長才は、今日と孰れか多數となさるゝや、天下の士は、今日と孰れか辯才ありとなさるゝや、以上の四件を比較するときは、古の今と孰れか劣り孰れか優ると云へる議論は決定すべし、（古の方遙かに今に勝るなり）

注解　「短長」優劣と云ふが如し、

文法　賴山陽云ふ、以上學校を論ず、以下貢擧を論ず長短齊しからず、論ずる所の事多少あるを以てなり、

空名僅存、今陛下必欲求德行道藝之士、責九年大成之業、則將變今之禮、易今之俗、又當發民力以治宮室、斂民財以養游士、百里之內、置官立師、獄訟聽於是、軍旅謀於是、又當以時簡不率教者、屛之遠方、終身不齒、則無乃徒爲紛亂以患苦天下耶、若乃無大變改、而望有益於時、則與慶歷之際何異、故臣以謂今之學者、特可因循舊制、使先王之舊物、不廢於吾世足矣、

段落　第二大段の第二小段なり、舊制に循ふの穩當なるを論ず、

講說　且つ天下には固より以前より學校を立てたり、慶歷の間の教育制度にては、人々皆太平を期すべしと思ひしなり、然るに今日に至つては惟だ學校と云ふ空名のみ僅かに存在するに過ぎず、然るに今陛下が是非とも德行あり道藝あるの士を求めて、九年に至り大成するの學業を責めんと欲し給ふときは、則ち今の禮を變じ今の俗を易ふることゝなり、されば又人民より夫役を徵發して宮室を脩築し、人民の貨稅を取込んで游學の士を養ひ、百里の內に官を置き、師を立てゝ、訴訟も此にて裁判し、軍事も此にて會議する筈なり、又或る時期を以て教に服從せざるものを擇び分けて、之を遠方に逐ひ斥けて、一生人仲間に入れざる筈なり、然るときは反つて徒らに紛亂をなすのみにて、天下を難儀せしむる次第にあるまじきや、若し又大變革をばなさずして、時に益あらんことを望むならんには、則ち前の慶歷の時と何の異なる所あらんや、（亦有名無實となるに相違なし）故に臣の考へにしては、今の學者は特に舊來の制度に因り循ふべし、先王の舊物が吾が世に於て廢るゝこ

を論ず、

講說　若し君主、宰相に人を知るの才なく、朝廷に實を責むるの政なからしめば、則ち公卿侍從の貴紳すらも猶ほ人なきを憂ふるに、況てや學校貢擧をや、古への聖王時代の制度を再興すとも、臣の考へにては足らざるなり、

文法　有らしめば、無からしめばを以て論を立つ、一正一反の法なり、

夫時有可否、物有廢興、方其所安、雖暴君不能廢、及其既厭、雖聖人不能復、故風俗之變、法制隨之、譬如江河之徙移、順其所欲行而治之、則易爲功、彊其所不欲而復之、則難爲力、使三代聖人復生於今、其選擧養才、亦必有道矣、何必由學、

段落　第二大段の第一小段なり、選擧と才を養ふとは學問に限らざるを論ず、

講說　夫れ時に都合のよきあり、都合のよからざるあり、物に廢るゝと、興るとあり、天下の人が落付いて居る場合には、縱令暴君と雖も廢すること能はず、天下の人が最早厭ふやうになつては、聖人と雖も之を戻すこと能はず、(此の如く天下の人情風俗の勢力大なるが)故に風俗の變あれば、法制は之に附隨して變ずるものなり、譬へば江河の川筋の移動するが如し、其行かんと欲する傾向に順つて之を治むれば成功を爲し易きも、水の行かんとせざる方向へ無理に引戻さんとするときは效力を擧げ難し、三代の聖人再生して今日に出で給ふとも、選擧と才を養ふとに就いては必ず他に方法あらん、何ぞ是非とも學校に由ることあらん、

且天下固嘗立學矣、慶歷之間、以爲太平可待、至於今日、惟有

等各具議狀聞奏者、右臣伏以得人之道、在於知人、知人之法、在於責實、

段落　第一大段の第一小段なり、論據を掲ぐ、

講說　敕命に準據し、學校竝に貢擧に關する利害を研究するにつき、今臣等各意見書を具して奏聞するものなり、右臣伏して思ふに、人材を得るの道は人を知るに在り、人を知るの法は實を責むるに在りと、

注解　「准敕」准は準に同じ、傚ふなり、此二字は例文なり、「右臣」前に己が姓名を記するが故に右臣と曰ふなり、

文法　沈德潛云ふ、得人之道の四語、一篇の大旨已に此に括ふ、

使君相有知人之才、朝廷有責實之政、則胥吏皁隸、未嘗無人、而況於學校貢擧乎、雖因今之法、臣以爲有餘、

段落　第一大段の第二小段なり、人を得るの結果を論ず、

講說　若し君主、宰相に人を知るの才あり、朝廷に實を責むるの政あらしめば、胥吏皁隸の如き下等の者にも人なしとは限るべからず、況て學校貢擧に於てをや、無論人あるべき筈なり、されば君主、宰相に人を知るの才ある以上、學校貢擧の仕組は現在の法を維持すとも、臣に於ては十二分の事と思ふなり、

注解　「胥吏」小吏なり、「皁隸」賤しき業なり、左傳に由れば、士の臣を皁とし、皁の臣を輿とし、輿の臣を隸とす、

使君相無知人之才、朝廷無責實之政、則公卿侍從、猶患無人、況學校貢擧乎、雖復古之制、臣以爲不足矣、

段落　第一大段の第三小段なり、人を得ざるの結果

坡詩を好まざるは、楊時を首として嚴羽、元遺山等なり、或は雅道を失するを咎め、或は古を師とせざるを譏り、或は詩、蘇黃に至つて盡くと曰ふ、然れども許彥周の如きは則ち云ふ、東坡の詩は指摘輕議すべからず、辭源、長河大江の沙を飄し沫を捲き、枯槎束薪、蘭舟繡鷁、皆隨つて流るゝが如し、要するに氣象の洪濶なる、鋪叙の宛轉たる、子美の後一人なり、然れども事を用ふる甚だ多く、之を豐縟に失することを免れず、是れ其學問の溢るゝ所なりと雖も、亦洗削の功未だ盡さざるに由るなりと、

議二學校貢擧一劄子

解題　劄子は解釋前に出づ、學校貢擧は學校と貢擧との二事なり、貢擧とは貢士の科擧の制を謂ふ、時に神宗、王安石の議に從ひ、科擧の法を改正し、從來詩賦を以て取るの制を罷め、經義（經書の意義）と策論とを以て士を試むることゝし、又大學生の三舍法とて、舍に入るものを三等に分つの法を立て、（大學生二千人、內舍生三百、上舍生百、總べて二千四百員とし、月に一回の私試を行ひ、歲に一回の公試を行ふ、內舍生に補せられしものは、一箇年の間を置きて上舍生に補す、）又安石の著はせし詩、書、周禮の義解、謂はゆる三經新義を用ひて學官に頒ち、國家の定說とす、東坡此れに就いて意見を陳べたるなり、

動機　王安石の法に反對するに在り、

主意　變更は反つて弊を生ずるの虞あるが故に、現制度を維持するに若かずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「臣以爲不足矣」に至るまでを第一大段となす、大意を述ぶ、「夫時有可否」より「不廢於吾世足矣」に至るまでを第二大段となす、學校の改むる必要なきを論ず、「至於貢擧之法」より「皆知其一而不知其二也」に至るまでを第三大段となす、貢擧の改むる必要なきを論ず、「特願陛下」より篇尾に至るまでを第四大段となす、君臣の共に着實なるべきを論ず、

准レ敕講二求學校貢擧利害一、今臣

らば、文勝げて用ふべからずと、又孟子の文を評して曰く、孟子眞に筆を執り此の如きの文を爲るを學びんや、其氣其中に充ちて其外に溢れ、其言に動き其之を見て自ら知らざるなりと、

淸の乾隆帝、坡詩を評して云ふ、之を前にして曹劉陶謝、之を後にして李杜韓白、學ばざる所なく、亦工ならざる所なし、同時歐陽、王、黃、猶ほ倶に遜謝す、洵に千古に獨立し、一代一人の詩に非ざるなりと、東坡の詩壇に於ける地位として固より溢美にあらず、蓋し彼れの天才は事として絕倫ならざるはなく、已に有宋第一の文豪にして又詩傑を兼ね、蘇黃並び稱すと雖も、山谷は決して其敵にあらず、蘇陸並び稱すと雖も、亦稍や逕庭あり、然れども陸は尙ほ之と追隨するに足る、餘子の如きは高下千仭なるを覺ゆ、

韓退之は文を以て詩となせし人なり、東坡に至つては詩卽ち文にして、惟だ押韻と否との點異なるのみ、抑も韓は好んで險韻を用ひ、鍛錬を極むるが故に、文を以て詩となすと雖も、尙ほ一讀、齒牙に礙する處なきにあらず、坡は韻を擇ばずして、只だ其言はんと欲する所を述ぶるが故に、宛も流水の地を行くが如し、乃ち其人に絕する處は、議論の英爽なると、筆鋒の精銳なるとに在り、夫れ然り、輕々に之を看れば甚だ力を費さゞるが如くにして、力已に透ること十分、是を天才と謂ふ、

彼れ弱冠の時、南行唱和詩の序を作つて曰く、昔人の文、能く之を爲して工をなすにあらず、乃ち之をなして工となさゞる能はざるなり、山川の雲ある、草木の華實ある、充滿鬱勃して外に見はる、有るなきを欲すと雖も其れ得べけんやと、是れ殆ど自ら言へるなり、

最も陶淵明、柳子厚を喜ぶ、海外に遷ると雖も唯だ陶柳二集を以て自ら隨へ、之を南遷二友と曰ふ、嘗て曰く、淵明の詩、初看、散緩の如し、熟看、奇句あり、大匠斤を運らし、斧鑿の痕を見ざるが如しと、東坡の詩に因つて其性格を知るべきものは、友于の情と傲世の氣となり、其弟の子由に寄せたる詩は集中數ふるに暇あらず、皆天倫の至情に發し、工を求めずして自ら工なり、又彼れ詩案を以て獄に繫がれたるに拘はらず、出獄の和韻に云ふ、却對二酒杯一渾似レ夢、試拈二試筆一已如レ神と、謫せられて惠州に至るや、曰く、日啖荔枝三百顆、不レ妨長作二嶺南人一と、

以てする能はざるは、是れ則ち之れありと雖も、其種々の美善の如き、終に後人の能く及ぶ所にあらず、古來坡文を稱する者多しと雖も、其自ら評するの確なるに若かず、曰く、吾が文は萬斛の泉源の如く、地を擇ばずして皆出づべし、平地に在れば滔々汨々、一日千里と雖も難きなし、其石山と曲折するに及び、物に隨ひ形を賦して知るべからざるなり、知るべき所のものは、常に行くべき所に行き、常に止まらざるべからざるに止まる、是の如きのみ、其他は吾れと雖も亦知る能はざるなりと、又曰く、某平生快意の事なし、惟だ文章を作る、意の到る處、則ち筆力曲折、意を盡さゞるなし、自ら謂ふ、世間の樂事復た此れに踰ゆるなしと、又曰く、吾が文章は行雲流水の如く、初めより定所なし、嬉笑怒罵の辭と雖も皆書して之を誦すべしと、

其文を論ずるの言に曰く、凡そ文を爲る、當に氣をして崢嶸、五色絢爛ならしむべし、漸く老い漸く熟すれば、乃ち平澹に造る、其實是れ平澹ならず、乃ち絢爛の極なりと、常に人をして檀弓を讀ましむ、黃山谷謹んで其言を守り、之を後學に傳ふ、檀弓誠に文章の模範、凡そ文を爲る、記事常に意晦にして辭達せず、語蔓衍と雖も、而も終に發明する能はざるを憂ふ、惟だ檀弓、或は數句、一事を書し、或は三句、一事を書し、兩句、一事を書する者あるに至る、語極めて簡にして味相涉らず、而して意脈貫穿、經緯錯綜、自然の文を成す、此れ法をなす所以なりと、其昌化に在るや、作文の法を葛延之に敎へて曰く、儋耳數百家の聚と雖も、而も州人の須ふる所、之を市に取つて足る、然れども徒得すべからざるなり、必ず一物あつて之を攝し、然る後己が用をなす、謂はゆる一物は錢是なり、文を作る亦然り、天下の事、散じて經子史中に在り、徒使すべからず、一物以て之を攝し、然る後己が用をなす、謂はゆる一物は意是れなり、錢を得ざれば以て物を取るべからず、意を得ざれば以て事を用ふべからず、此れ作文の要なりと、又言ふあり、孔子曰く、辭達而已矣と、夫れ言、意に止まる、宜しく不文なるが若くなるべし、是れ大に然らず、言理能く是の理をして心に了然たらしむるもの、蓋し千萬人にして一遇せざるなり、而も況や能く口と手とに了然たらしむる者をや、是れ之を辭達と謂ふ、辭能く達するに至

れ枉死市の叔孫通此の禮を制するなりと、伊川怒つて之を銜み、遂に洛蜀黨の爭ひを啓く、又王安石の字說、新たに成ると聞き、戯れて曰く、竹を以て犬を鞭つ、何の笑ふべきあらんと、安石試みに東坡に問うて曰く、鳩の字、九を以て鳥に名づく、亦何の徵據ありや否やと、東坡曰く、詩に云ふ、鳲鳩在桑、其子七兮と、爺と娘と是れ九個ならずやと、又字說に云ふ、波は乃ち水の皮と、東坡曰く、然らば則ち滑は乃ち水の骨かと、因つて安石に謂つて曰く、丞相摘微窅究の制作、某敢て知らず、獨り恐る、毎々牽附其鑿に勝へず、姑らく犇麤の二字を以て之を言はんに、牛の體は鹿より壯に、鹿の行は牛より速かなり、今三を積んで字となして其義皆反す、何ぞやと、安石以て答ふるなし東坡の謝表言へるあり、難を知り毎に以て戒となすと雖も、而も事に臨んで自囘する能はずと、蓋し其剛直、天性に出でたるものなり、

東坡の文、尤も論策に長じ、氣力は乃父に及ばずと雖も、才は則ち之に過ぎ、雄篇大作の、流暢明快を以て古今に獨步するは言を待たず、其小品の輕妙なる、亦絕技と稱すべく、眞に未有の大才子なり、宋の孝宗の贊に曰く、維れ古の文に於ける、言必ず己れより出づ綴辭二句、文の蟊賊、手に雲漢を扶け、化機を斡造す、氣、天下に高く、乃ち能く之を爲す、猗嗟告人、百代に冠冕、忠言讜論、身害を顧みず、凛々たる大節、立朝に見はる、嶺海に放浪して漁樵を侶とし、歲晚歸來、其文益す偉、波瀾老成、附麗する所なし、昭晣疑ひなく、優游餘りあり、唐に跨り漢を越え、我れより師模、賈馬の豪奇、韓柳の雅健、前哲の典型、未だ多く羨むに足らず、高風を敬想し、時を同じうせざるを恨む、卷を捲いて三歎、播くに聲詩を以てすと、

唐彪曰く、大蘇の文、汪洋浩瀚、長江大河、滔々盡きざるが如きもの、其氣なり、開闔縱橫、屈伸斷續、意の如くならざるなきもの、其機なり、鬆爽俊快、哀梨の如き、文雅潤澤、蜀錦の如きもの、其辭なり、至つて辨じ難きの事理と、至つて狀し難きの情形と、一たび闡發を經れば、言下に了然たらざるなく、躍々出でんと欲するものは其筆なり、倏ちにして聖賢、忽ちにして仙佛、倏ちにして縱橫刑法、雜出方なく、惟だ其是を求め、後人の議を避けざるもの、其心事と文情となり、文多く才を逞しうし、或は篇幅過長、裁するに法度を

るを知らんやと、初め弟の子由と別れて海を渡るとき、既に舟に登るや笑つて曰く、豈に謂はゆる道不行、乘桴泛于海ものかと、徽宗、位に卽くに及んで廉州に移され、澄邁より北に渡りし時、九死南荒吾不恨、茲游奇絕冠平生の句あり、其豪放此の如し、已にして舒州團練副使に改められ、永州に移り、三大赦を更て還り、玉局觀の提擧となり、朝奉郞に復し、未だ幾くならずして常州に卒す、年六十六、三子あり、邁と曰ひ、迨と曰ひ、過と曰ふ、高宗、位に卽き、資政殿學士を贈り、其孫符を以て禮部尙書となし、遂に太師を贈り、文忠と諡す、著書は易傳、書傳、論語說の外、東坡集四十卷、後集二十卷、奏議十五卷、內外制十三卷、和陶詩四卷あり、

宋史の論に曰く、蘇軾、童子たりし時、士の、石介の慶曆聖德の詩を傳へて、蜀中に至るものあり、軾、詩中言ふ所の韓、富、杜、范諸賢を歷擧して、以て其師に問ふ、師怪んで之を語れば則ち曰く、正に是の諸人を識らんと欲するのみと、蓋し已に當世の賢哲に頡頏せんとするの意あり、弱冠、父子兄弟、京師に在り、一日にして姓名赫然として四方に動く、已にして上第に登り、詞科に擢せられ、入つて書命を掌り、出でゝ方州を典る、器識の閎偉、議論の卓犖、文章の雄雋、政事の精明、四者皆特立の志を以て之が主となし、而して邁往の氣を以て之を輔く、故に意の向ふ所、言、以て其猷あるを達するに足り、行、以て其爲すあるを遂ぐるに足る、禍患の來るに至り、節義以て其守あるを固うするに足る、皆志と氣との爲す所なりと、

東坡自ら言ふ、性、語言を愼まず、人と親疏なし、肝膽を輸瀉し、盡さゞる所あれば、物を茹ひ下らざるが如し、必ず吐き盡して已む、而して世或は記疏以て怨咎となすと、蓋し實錄なり、思ふに東坡の怨を招き禍を取るは、舌に因り筆に因るもの多く、而して筆に因るものは往々其寃を免れずと雖も、舌に因るものに至つては彼れ自ら取る所なり、彼れ其天才の在る所、戲謔百出、忌諱に觸るゝを覺えず、迂腐の輩に對して譏弄至らざる所なし、嘗て程伊川を以て人情に近づかずとなし、毎に侮玩を加ふ、司馬光の卒するに方り、百官方に慶禮あり、事畢つて往いて弔せんと欲す、伊川不可として曰く、子是の日に於て哭すれば歌はずと、或人曰く、歌へば哭せずと言はずと、東坡曰く、此

なく訓練なく、軍校は兵士の俸給を竊食する有様なりしも、前の太守は之を咎めざりき、東坡赴任するや貪汚なる者を取つて遠惡の地に放逐し、營房を修繕し、飲博を禁止せしかば、軍中の衣食稍足れり、乃ち戰法を部勒せしに、衆皆畏伏せざるなし、春に會ひ將吏の大閲を行ひしが、從來上下の分久しく廢れし處、東坡は命じて舊典を擧げ、帥の常服にて帳中を出で、將吏は戎服して事を執る、然るに副總管王光祖は自ら老將なることを恃み、之を耻ぢ、疾と稱して至らず東坡、書吏に命じ、朝廷に奏せしめんとせしかば、光祖、懼れて出で、事を終ふるまで一人も慢る者なし、定人言ふ、韓琦去る後此禮を見ず、今に至れりと、御史、東坡が嘗て内外制を掌りし日、作りたる所の詞命は先帝を譏斥せし者なることを論じ、本官を以て英州の知たらしめ、尋で一官を降せしが、未だ任地に至らざるに又寧遠軍節度副使に貶し、惠州に安置す、東坡獨り少子過を伴ひ行き、瘴癘の侵す所、蠻夷の居る所なるに拘はらず、胸中泊然として芥蔕する所なく、人賢愚となく皆其歡心を得、疾苦する者には之に藥を與へ、殯斃せし者は之を窆に入れ、又衆を率ゐて大橋を爲り、以て便利を謀りしかば、惠人之を愛敬せり、然るに大臣は尙ほ之を苦むるに足らずとなし、復た瓊州別駕を以て昌化に安置せり、昌化は故の儋耳の地にして、人の居る所にあらず、飲食具はらず藥石あるなし、初め官宅を僦して居りけるが、僅かに風雨を庇するに足るのみなりき、然るに有司猶ほ不可となせしかば、地を買ひ室を築きし處、昌化の人、甓を運し土を畚して之を助け、屋三間を作り出せり、人其憂に堪へざるに、東坡は芋を食ひ水を飲み、書を著はして樂みとなす、人に語つて曰く、食に肉なく、出づるに友なく、居るに臺なく、病むに醫なく、冬に炭なく、夏に寒泉なしと、其試筆自書に曰く、吾れ始めて南海に至り、天水の際なきを環視し、悽然之を傷んで曰く、何の時か此島を出づるを得んかやと、已にして之を思ふ、天地、積水中に在り、九州、大瀛海中に在り、中國は少海中に在り、生あり、孰か島に在らざるものあらん、盆水を地に覆せば、芥、水に浮び、蟻、芥に附す、茫然濟る所を知らず、少焉水涸るゝときは、蟻即ち徑ちに去る、其類を見て涕を出だして曰く、幾ど復た子と相見ずと、豈に俯仰の間、方軌八達の路あ

庸僧猾商、國の爲に事を生ず、漸は長ずべからず、宜しく痛く懲創を加ふべしと、朝廷皆之に從ふ、未だ幾くならず貢使果して至る、東坡二十年間、再び杭に蒞み、民に德あり、家に畫像を設け、飲食必ず祝す、又生祠を立て以て報ず、

六年召されて吏部尙書となる、未だ至らず、翰林承旨に改めらる、復た議を以て外任を請ひ、龍圖閣直學士を以て穎州に知たり、是より先、開封の諸縣水患多し、吏其本末を究めず、其陂澤を決して之を惠民河に注す、河、勝つ能はず、陳も亦水患を免れず、是に於て將に鄧艾溝と穎河とを鑿ち、竝に且つ黃堆を鑿ち、之を淮に注せんと欲す、東坡始めて穎に至り、吏を遣し、水平を以て之を準せしめたるに、淮の漲水は、新溝より高きこと幾ど一丈なりき、故に若し黃堆を鑿つときは、淮水は反つて穎の地に流れて患をなさんとす、東坡之を朝廷に言ひ、其事行はれずして止む、未だ一歲ならず、兵部尙書を以て召され、侍讀を兼ね、尋で禮部尙書に遷り、端明殿翰林侍讀兩學士を兼ぬ、宣仁后崩じ、哲宗、政を親らするに及び、外任を乞ひ、兩學士を以て出でゝ定州に知たり、時に國事將に變せんとするの際なりしを以て、入つて辭するを得ず、既に去り上書して云ふ、天下の治亂、下情の通塞に出づ、至治の極、小民皆能く自ら通ず、大亂に迨び、近臣と雖も自ら達する能はず、陛下、臨御九年、執政、臺諫を除くの外、未だ嘗て群臣と接せず、今聽政の初め、當に以て下情に通じ、壅蔽を除くを以て急務となすべし、臣日に帷幄に侍す、方に邊を戍るに當り、一見を得ずして行る、況や疎遠の小臣、自ら通ぜんことを求めんと欲するも難し矣、然れども臣敢て對するを得ざるの故を以て愚忠を效さゞらんや、陛下、聖智人に絕し、春秋鼎盛、臣願はくは虛心理に循ひ、一切爲す所あらば、默して庶事の利害と群臣の正邪とを視、三年を以て期とし、其實を得て、然る後物に應じて作さ使む、既に作すの後、天下恨みなく、陛下亦悔なし、此に由つて之を觀れば、陛下の爲すある、惟だ太蚤を憂へ、稍遲を患へざる、亦已に明かなり矣、臣恐らくは、急進功利の臣輙ち陛下に勸め、輕々しく改變するあらんことを、故に此說を進む、敢て望む、陛下、神を社稷宗廟の福に留めんを、天下幸ひ甚しと、

時に定州の軍政は壞弛し、諸衞卒は驕惰にして、紀律

既に杭州に至りしに、大旱にして饑疫並び作る、東坡、朝廷に請ひ、本路上供米の三の一を免ぜしかば、米騰貴するに至らず、復た度牒百を賜はらんことを請ひ、此を以て米に易へ、以て饑者を救ひ、明年春、又價を減じて常平倉の米を賣り出だし、大に粥を作り藥を備へ、使をして醫者を伴ひ、坊を分つて病を治めしめたれば、活するもの日に衆かりき、東坡曰く、杭は水陸の會にして、疫死するもの他處に比するに常に多し、乃ち剩餘錢を集めて二千緡を得、又自己の儲蓄五十兩を發して病院を作り、稍や錢糧を蓄へて維持を講せり、杭は本と海に近き地なる爲め、飲料水鹽辛く、隨つて住民稀少なりしかば、唐の刺史李泌、始めて西湖の水を引いて六井を作り、民始めて水に乏しからざることを得たり、白居易又西湖の水を浚して漕河に入れ、河より田に入れ、漑する所一千頃に至り、民之が爲に殷富に赴く、然るに宋より以來浚渫を怠りし結果、葑は積んで田となり、水幾何もなく、漕河、利を失ひ、給を江潮に取り、舟は市中を行くことゝなり、潮には又泥淤多く、三年一たび淘せしかば、人民大に之を患す、而して六井も亦殆ど廢せんとす、

東坡、茅山の一河は專ら江潮を受け、鹽橋の一河は專ら湖水を受くるを見、遂に二河を浚して以て漕を通じ、復た堰を作り、插んで湖水蓄洩の限となせしかば江潮は復び市に入らず、餘力を以て復た六井を完うし、更に葑田を積みて長隄を築き、南北の徑三十里、以て行人を通じ、芙蓉、楊柳を其上に種う、之を望む、畫圖の如し、杭人名づけて蘇公隄と曰ふ、杭の僧淨源と云ふもの、舊と海濱に居り、舶客と交通せしが、舶の高麗に至る毎に交も淨源を譽めしかば、元豐の末、高麗の王子義天來朝せしとき、往いて之を拜せしことあり、是に至り淨源は已に死せしが、其徒竊かに彼の像を持し、舶に便乘して義天に告ぐ、義天亦其徒をして來り祭らしめ、因つて其國母の二金塔を持して云ふ、兩宮の壽をなすと、東坡納れず、之を奏して曰く、高麗久しく朝貢せず、賜與の厚、利を失ふ、意、朝を求めんとするも、未だ吾が之を待つ所以の厚薄を測らず、故に亡僧を祭るに因つて祝壽の禮を行ふ、若し受けて答へずんば、將に怨心を生ぜんとす、若し受けて厚く之に賜はゞ、正に其計に落つ、今より聞知することなく、州郡より自ら理を以て之を卻くべし、彼れ

ひ、甚だ力む、韓公樂まず、公も亦顧みず、軾昔し公の其詳を道ふを聞く、豈に今日相となつて軾の盡言を許さゞるかと、光笑つて止む、東坡、平生諸公卿を狎侮し、卒に標目あり、殆ど遍し、獨り司馬光に於ては敢てせず、嘗て之を評して曰く、司馬光は麟鳳の鷙せず搏せざるが如しと、然るに此爭論をなせし日、舍に歸るに及び、方に巾を卸し帶を弛むるや乃ち連呼して曰く、司馬牛、司馬牛と、

尋で翰林學士に除し、侍讀を兼ね、治亂盛衰、邪正得失の際に至り、未だ嘗て反覆開導せずんばあらず、上、恭默言はずと雖も、論ずる所を聞き、首肯之を善とす、嘗て三朝寶訓を侍讀し、因つて時事に及ぶ、曰く、今賞罰明ならず、善惡勸阻する所なし、又黄河正に西に流る、而して之を强ひ東せしむ、夏人、顚戎に寇し、萬餘人を殺掠す、帥臣以て聞せず、朝廷亦問はず、恐らくは衰亂の漸をなさんと、當局者之を恨む、然るに翰林の職なるにも拘はらず、言語文章を以て時政を規切せしかば、畢仲游之に書を與へて曰く、官諫官にあらず、職、御史にあらず、而して好んで人を是非し、身を危うし諱に觸れ、以て其間に游ぶ、殆んど猶ほ石を抱いて以て溺を救ふが如しと、東坡從ふ能はず、

嘗て禁中に宿せしとき、便殿に召されて謁見を賜ひ、宣仁后問うて曰く、卿前年何の官たりしやと、對へて曰く、臣常州團練副使たりと、又問うて曰く、今何の官なりやと、對へて曰く、臣今罪を翰林學士に待つと曰く、何を以て遽かに此に至ると、曰く、太皇太后、皇后陛下に遭遇せしを以てなりと、曰く非なりと、曰く大臣推薦せしかと、曰く亦非なりと、東坡驚いて曰く臣無狀と雖も、敢て他途より以て進まずと、太后曰く此れ先帝の意なり、先帝每に卿の文章を誦し、嘆じて曰く、奇才、奇才と、但だ未だ進用するに及ばざりしのみと、軾覺えず哭して、聲を失ふ、宣仁后、哲宗と亦泣く、左右皆感涕す、已にして坐を命じ茶を賜ひ、御前の金蓮燭を撤し、送つて院に歸らしむ、尋で貢擧を知す、士を寛にして其の才を盡すを得しむ、時に宰相東坡を嫉み、東坡も亦自ら安んぜず、外任を請ひ、龍圖直學士に拜し、杭州に知たり、其郊を出づるや、前執政の恩例を用ひ、內侍を遣して龍茶、銀合を賜ひ、慰勞甚だ厚し、

に在り、安んぞ敢て言はんと、東坡曰く、朝に在れば則ち言ひ、外に在れば則ち言はず、君に事ふるの常禮のみ、上の公を待つ所以のもの非禮にあらず、公の上を待つ所以のもの豈に常禮を以てすべけんやと、安石聲を厲まして曰く、安石須らく說くべしと、

神宗崩じ、哲宗立ち、召されて禮部郎中となる、時に司馬光、門下侍郎に居り、章惇、知樞密院たりしが、二人相合はず、惇常に謔侮を以て光に加へしかば、光甚だ苦めり、東坡は固より光と善かりしかば、惇に謂つて曰く、司馬君實は時望甚だ重し、昔し許靖、虛名無實を以て蜀の先主に鄙めらる、法正曰く靖の浮譽、四海に播流す、若し禮を加へずんば、必ず賢を鄙むを以て累をなさんと、先主之を納れ、乃ち靖を以て司徒となす、許靖且つ不可、況や君實を慢するをや、惇此れより復た光を困めず、起居舍人より中書舍人に遷り、司馬光と差役の利害を論ず、初め祖宗の時、差役行はれしが、久しうして弊を生じ、人家克く役に堪ふるものは、其役に習はず、虐使の結果、產を破る者多く、終歲肩を息ふ能はざるものあり、王安石、神宗の相となり改めて免役の法を設け、人戶をして錢を出し、雇役せしめし處、法を行ふ者、過分に徵求せしかば、民之を病めり、司馬光、相となり、免役の害、其利に若かざるを以て差役を復せんとし、官を差し局を置き、東坡其選に與れり、東坡曰く、差役、免役、各利害あり、免役の害は民財を掊斂し、十室九空、斂は上に聚つて、下に錢荒の患あり、差役の害は民常に官に在つて、力を農に專らにするを得ず、而して貪吏猾胥、緣つて姦をなすを得、此の二害、輕重略ぼ等しと、光曰く、君に於ては如何んと、東坡曰く、法相因れば則ち事成り易し事漸あらば則ち民驚かず、三代の法、兵農一となる、秦に至り、始めて分れて二となる、唐の中葉に及び、盡く府兵を變じ長征の卒となす、爾來民兵を知らず、兵、農を知らず、農は穀帛を出だし、以て兵を養ひ、兵は生命を出だし、以て農を衛る、天下之を便とす、聖人復た起ると雖も易ふる能はざるなり、今免役の法、大に此に類す、公驟かに免役を罷めて差役を行はんと欲す、正に長征を罷めて民兵を復するが如きは、蓋し未だ易からざるなり、光以て然らずとなす、東坡又政事堂に陳ず、光忿然たり、東坡曰く、昔し韓魏公、陝西の義勇を強制して兵となす、公諫官として之を爭

楫を浮べ、糗餌を載せて、以て之を濟はしめ、爲めに脱することを得たる者無數、又朝廷に請ひ、徐城を増築し、水の衝路を相し、木堤を以て之を捍せり、

東坡、徐州より湖州に移され、上表して以て謝し、又事の民に便なるものを詩に託して諷諭せしに、御史李定、舒亶、何正言等、其表語の文句を指摘し、竝に作りし所の詩を曲解して謗訕となし、之を獄に下せり、王珪又東坡の檜を詠じたる詩を擧げ、之を讒して云ふ、根到九泉無曲處、世間惟有蟄龍知、陛下飛龍天に御して、軾之を地下の蟄龍に求めんと欲す、不臣に非ずして何ぞと、神宗曰く、彼れ自ら檜を詠ず、何ぞ朕が事に預らんと、已にして小黄門を遣し、東坡の起居を視しめしに、適ま晝寢して鼻息雷の如くなりしかば、即ち馳せて其事を復命するや、神宗は左右に謂つて曰く、朕は蘇軾が胸中事なきを知ると、其死を許して黄州團練副使となす、

東坡、日に田夫野老と溪山の間に相從ひ、室を東坡に築き、自ら東坡居士と號す、其黄州に在るに當り、赤壁に遊ぶもの三回、其中二回は、則ち賦今に傳はる、嘗て書して云ふ、今日より以往、早晩飲食、一爵一肉に過ぎず、尊客あれば則ち之を三にす、損すべく增すべからず、我れを召ぶ者あれば、豫め此れを以て之を告ぐと、京師盛んに傳ふ、東坡、白日仙去すと、神宗之を聞き、左丞蒲宗孟に對し、嘆息之を久しうす、故に東坡の謝表に云ふ、疾病連年、人皆相其已死、飢寒併日、臣亦自厭其輕生と、

神宗數ば復用に意あり、輙ち當路者に阻せらる、神宗嘗て宰相王珪、蔡確に語つて曰く、國史、至重なり、軾に命ずべしと、珪、難色あり、帝曰く、軾不可なれば姑らく曾鞏を用ひんと、鞏、太祖總論を進む、帝の意に稱はず、遂に手札を以て東坡を徐州に移せしが、東坡は、其田、常州に在るを以て、上書して此に居らんことを請ひ、許さるゝことを得たり、帝の手札中に曰ふあり、蘇軾黜居、咎を思ふ、歲を閱すること滋す深し、人材實に難し、終に軾を棄つるに忍びずと、東坡、常州に至るの途次、金陵を過ぎ、王安石を見て曰く、大兵大獄は漢唐滅亡の兆なり、祖宗仁厚を以て天下を治め、正に之を革めんと欲す、今西方兵を用ひ、連年解けず、東南數ば大獄を起す、公獨り一言以て之を救ふなきかと、安石曰く、二事皆惠卿之を啓く、安石外

を以て克ち、苻堅、晉を伐ち、獨斷を以て亡び、齊桓、管仲に任じて、覇たり、燕噲、子之に任じて敗る、事同じくして功異なるを以て問となす、蓋し安石、神宗を贊くるに、獨斷專任を以てすることを諷せしなり、安石滋す怒り、御史謝景運をして其過を論奏せしめしも、調査の結果、得る所なかりき、然れども東坡自ら安んぜず、外任を乞うて杭州の通判となれり、

高麗入貢し、其國書に甲子を用ひ、宋の年號を用ひず、東坡之を斥けて曰く、高麗、本朝に於て臣と稱して正朔を禀けず、吾れ安んぞ敢て受けんと、使者書を易へて熈寧と稱し、然る後之を受く、時に新法已に下る、東坡其間に於て毎に法に因つて以て民に便にせしかば、民因つて以て安きことを得たり、徙つて密州に知たり、司農、手實、法を行ひ、不時に施行する者、違制を以て論ず、東坡、提擧官に謂つて曰く、違制の坐、若し朝廷よりせば誰か敢て從はざらん、今司農に出づ、是れ擅に律を造るなりと、提擧官驚いて曰く、公姑らく之を徐にせよと、未だ幾くならず朝廷其法の民に害あるを知つて、之を罷む、人、盜賊の患あり、安撫司より三班の使臣を遣し、悍卒を領して之を捕へんとせしに、其卒凶暴にして擅に民家に入り、爭鬪して人を殺し、且つ罪を畏れて驚潰、亂をなさんとせしかば、民奔つて之を東坡に訴へたり、東坡其書を投じ、見ずして曰く、必ず此に至らじと、散卒之を聞き、少しく安んぜり、東坡乃ち人をして之を招出せしめ、遂に刑戮を行へり、轉じて知徐州となる、是より先、黃河の水、澶淵に決して彭城に及びしも、未だ徐州に至らず、東坡、人民をして畚鍤を具へ、土石を蓄へ、蒭茭を積み、隙穴を窒がしめて水備をなせしが故に、水至ると雖も民恐れず、已にして水、城下に及ぶこと二丈八尺なりしが東西北三方の門を塞ぎたるを以て、水は皆城より山に傍うて流れ、二晝夜を過ぐれども止まず、東坡、敝衣を着、履を穿ち、城上に廬し、急に人夫を徵發し、民をして竊かに出でゝ水を避くること無からしめ、身を以て之を率ゐ、城と存亡を共にせり、故に水大に至りしも民潰えざりき、水勢の盛んなるに方つては、汎濫すること千餘里、廬舍を漂し、冢墓を破り、老弱は川を蔽うて流れ行き、壯者は狂走すれども食を得る所なく、丘陵林木の上に枯死する者、勝げて數ふべからず、東坡、水に習ひたる者をして舟

坡とのみ、仁宋其策を讀み、喜んで曰く、朕今日子孫の爲に兩宰相を得たりと、蓋し弟の轍も亦同じく制科に應ぜしを以てなり、大理評事簽書、鳳翔府判官に除し、土地の利害を究め便法を立つ、治平二年、入つて登聞皷院に判す、英宗、藩邸に在りし時より其名を聞けるを以て、唐の故事に從ひ、召して翰林に入れ知制誥たらしめんとせしに、宰相韓琦曰く、軾の才遠し、大器なり、他日當に天下の用を爲すべし、要は朝廷之を培養するに在り、天下の人をして皆畏慕降伏し、皆朝廷の進用を欲せざるなからしめ、然る後取つて之を用ひば、則ち人に異議なし、今驟かに之を用ひば、則ち天下の士未だ必ず以て然りとなさず、適に以て之を累するに足るなりと、英宗曰く、且つ記注を與へんと、琦曰く、記注は制誥と隣たり、未だ遽かに授くべからず、館閣中に於て上帖に近き職を與ふるに若かずと、且つ召して之を試みんを請ふ、英宗曰く、未だ其能否を知らざる者は之を試むべきも、軾の如きは能はざる所あらんやと、琦猶ほ可かず、試みるに及び復た三等に入り、直史館を得たり、東坡、琦の語を傳聞して曰く、公は人を愛するに徳を以てすと謂ふべしと、會々老泉の喪に遇ひ、歸つて之を葬り、服除する後朝に還りし處、王安石方に執政となり、東坡の異を立つることを惡みしかば、判官告院に叙せり、安石、科擧を變じ學校を興さんと欲す、帝、兩制三館に詔して之を議せしむ、東坡極めて其不可を陳ず、神宗悟つて曰く、吾れ固より此れを疑へり、軾の議を得て意釋然たりと、卽日召見して問うて曰く、方今政令得失安くにかある、朕の過失と雖も指陳する可なりと、東坡曰く、陛下治を求むる太だ急、言を聽く太だ廣く、人を進むる太だ鋭なり、願はくは鎭するに安靜を以てし、物の來るを待ち、然る後之に應ぜよと、帝曰く、朕當に熟思すべし、凡そ館閣に在る、皆當に朕の爲に深く治亂を思ひ、隱す所ある勿れと、東坡退いて同列に言ふ、安石悅ばず、命じて開封府推官となし事務を以て之を苦めんとす、然るに東坡は決斷精敏にして、名譽益す揚れり、會々上元に當り、開封府に勅して浙燈を買はしめ、且つ其價を減ぜしむ、東坡上書して之を諫め、爲に中止となる、時に王安石、新法を行ふ、東坡萬言書を上つて其不便を論じ、又進士を試むるの策を發するや、晉の武帝、吳を平げ、獨斷

卷十八（蘇軾著）

著者の傳

蘇軾は老泉の長子にして、字を子瞻と曰ひ、東坡と號す、曰く長公、曰く大蘇、曰く髯蘇、皆世の稱する所なり、又謚により文忠と呼ぶ、幼にして穎悟、識あり、歐陽公の對衣金帶鞍轡馬を謝するの表を見て之を誦せしに、父の老泉、命じて一聯を擬作せしむ、東坡曰く、匪伊垂之而帶有餘、非敢後也馬不進也と、富弼、契丹に使して云ふ、其れをして勝たしむるも、亡ふ所の士馬、群臣之に當るか、抑も人主之に當るかと、是の時の語、錄して四方に傳はる、老泉謂つて曰く、此一段の議論、古人之れありや否やと、東坡年未だ十歲ならず、傍に在り、對へて曰く、記し得たり、嚴安の上書に云ふ、今南夷を徇へ、夜郎を朝し、濊州を略し、城邑を建て、深く匈奴に入り、其龍城を燔く、議者之を美とす、此れ人臣の利、天下の長策に非ずと、正に是れ此意と、老泉以て然りとなす、十歲の時、老泉四方に游學せしかば、母の程氏親ら書を授けしに、古今の成敗を聞いて、輒ち能く其要を語れり、程氏、東漢范滂傳を讀み、慨然として太息す、東坡問うて曰く、軾若し滂とならば、母之を許すや否やと、母曰く、汝滂たらば、吾れ顧つて滂の母たる能はざらんやと、弱冠の頃、博く經史に通じ、文を屬すること日に數千言、賈誼、陸贄の書を好みしが、莊子を讀むに至り嘆じて曰く、吾れ昔見あり、口言ふ能はず、今此書を讀み、吾が心を得と、嘉祐二年禮部に試みらる、當時の文、磔裂詭異の弊あり、主司歐陽修之を救はんと欲せし際、恰も東坡の刑賞忠厚論を得て驚喜に堪へず、第一位に置かんとせしも、猶ほ其客曾鞏の代作ならんかと疑ひ、第二等とせり、論中に、舜三たび罪人を殺さんとし、皐陶三たび之を宥しきとの事あり、後日歐陽修其出處を問ひたるに、想ふに當に然るべしと答へたり、其文に臨んで膽識あること此の如し、

尋で春秋對義には第一に居り、殿試には乙科に中る、歐陽修、梅聖兪に語つて曰く、吾れ當に此人を避けて一頭地を出だすべしと、聞く者初めは之を疑ひたれども、後には信服せり、既にして制科三等を得たるが宋初以來制科三等に入りたるものは、惟だ吳育と東

天下之車、莫レ不レ由レ轍、而言ニ車之功ヲ、轍不レ與レ焉、雖レ然車仆レ馬斃レテ而患不レ及レ轍、是轍者禍福之間、轍乎吾知レ免レ矣、

段落　第二大段なり、

講說　天下の車と云ふ車は、轍に由らざるものなし、然るに車の功を言ふときは、轍は其間に加はらざるなり、さりながら、車は倒れ馬は死すとも、轍には何の患も及ばず、是れ轍は禍福の中間に在るものにして、吾れは其が禍を免るゝことを知るなり、

注解　「轍」車輪の轢る所の迹なり、

總說

僅々たる短文の中に波瀾多少、吾懼汝之不外飾也と轍乎吾知免矣との二語を以て斷じ、一は也を用ひ、一は矣を用ふ、一は戒むるの意あり、一は喜ぶの意あり

纂評

○茅鹿門評　此れ老泉が逆め兩公の修身を探る所以なり、之を卒ふるに長公再び斥廢を以て僅かにして能く免る、而して少公終に遺老を以て自ら解脫、悠々歲を卒ふるを得、亦奇矣、

○高梅亭評　句々車を說き、句々二子を說く、兩面關合、最も命名の說に切、百字に及ばず、兩片各四折あり限りなき宛轉、限りなき寄情、

○沈德潛評　二子の性情才術遭逢、究竟已に此に定まる、○文共に八十一言のみ、之を讀むに濤瀾動盪遏抑すべからざるの勢あるが如し大に奇、

（蘇洵著終）

に似たりと、范文縟にして滯、此四字下し得ず、千載の下、唯だ眉山父子の文、此四字に承當すべし、此四字、唯水以て之に喩ふべし、宜なるかな、明允の水に取るあるや、

○又評　子瞻、淸風閣記を作る、言語妙と雖も此篇の周到に似ず、

名二子說

解題　二子とは、作者の二子なる軾と轍とを謂ふ、軾は則ち東坡にして、轍は則ち潁濱なり、作者之に軾轍と名づけたる理由を說明せし文なり、

主意　軾の外飾なきを危み、轍の禍を免るべきを豫言するに在り、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「軾乎吾懼汝之不外飾也」に至るまでを第一段となす、軾を說く「天下之車」より篇尾に至るまでを第二大段となす轍を說く、

輪輻蓋軫、皆有職乎車、而軾獨若無所爲者、雖然去軾則吾未見其爲完車也、軾乎吾懼汝之不外飾也、』

段落　第一大段なり、

講說　輪や、輪の根入や、幌や、後の横木や、何れも車に於て其れ其れの受持あり、然るに軾に限つて獨り何等の用務なきものゝやうなり、さはさりながら、軾を去るときは、吾れ未だ其完全の車なることを見ざるなり、（則ち軾も決して用なきものにはあらず、但だ）軾よ、吾れ汝の外を飾らざることを懼るゝなり、

注解　「輪輻蓋軫」輪は車のわなり、輻は矢の心棒先きにはまる處、蓋は車上の日除け、軫は車後の横木、・「軾」車前の横木、此れに俯して人に挨拶すべきもの、

文法　吾懼汝之不外飾は、軾其人が直情徑行にて愛想なく、人より惡まれんことを氣遣ひ、之を戒めたる語なり、

講說　今夫れ玉はふつくりとして美ならざるにはあらず、されど模樣のあるわけもあらざれば、以て文と爲すを得ず、彫刻物、繡物の如きは文ならざるにあらず、尙も人工なれば自然を論ずるに足らず、故に天下の無形にして文の之に生ずるものは、風と水とのみ、

昔者君子之處於世、不求有功、不得已而功成、則天下以爲賢、不求有言、不得已而言出、則天下以爲口實、嗚呼此不可與他人道之、唯吾兄可也』

段落　第三大段の第三小段なり、自然の文を以て仲兄に望む、

讀方　昔し君子の世に處る、功あるを求めず、已むを得ずして功成れば、則ち天下以て賢となす、言あるを求めず、已むを得ずして言出づれば、則ち天下以て口實となす、嗚呼此れ他人と之を道ふべからず、唯だ吾が兄可なり、

講說　昔し君子の世に處る、功あるを求むることなし、已むを得ずして功成るときは、天下以て賢なりとす、言あるを求めず、已むを得ずして言出づるときは天下以て話の種とす、扨も右は他人と言ふわけには參りかぬるも、唯だ吾が兄には御話し申すこと出來るなり、

文法　樓迂齋云ふ、正意此の一轉に在り、然らずんば却って是れ一篇の風水論、○賴山陽云ふ、風水を對擧し、然る後、風水を合敘し、末層、風水を疊し、以て上意を申す、又玉と組繡とを以て風水の文を形して人文に歸到す、次第あり、○到底吾兄を脫せず、

纂評

○茅鹿門評　風水の形、人皆之を見る、老泉便ち許多の變態を抽き出し來り、人をして目眩せしむ、

○楊升菴評　毛萇詩傳に云ふ、漣は風行き、水、文を成すなり、老泉之を演じ、此說を作る、

○沈德潛評　文を爲るに意なくして、文を爲らざる能はず、二語、文章の妙理を道ひ盡す、彼の道足らずして强言するもの、惡んぞ以て此れを語るに足らん、

○賴山陽評　范曄自ら其文を賛す、淸雄奔放、過秦論

生焉、是其爲文也、非水之文也、非風之文也、此二物者、非能爲文、而不能不爲文也、物之相使而文出於其間也、故曰、此天下之至文也、

段落　第三大段の第一小段なり、風水の文の自然なるを言ふ、

讀方　然り而して此の二物は、豈に文に求むるあらんや、相求むるに意なく、期せずして相遭ひ、而して文生ず焉、是れ其文たるや、水の文に非ざるなり、風の文に非ざるなり、此の二物は、能く文を爲すに非ず而して文を爲さゞる能はざるなり、物の相使めて、文其の間に出づるなり、故に曰く、此れ天下の至文なり、

講說　さはさりながら、此の風と水との二つのものは、何として文を求むることあらんや、互に求むるに意なく、偶然に相遇ひて文生ぜり、是れ其文の文たるや、水の文にもあらず、風の文にもあらず、此の風と水との二物は、能く文をなすにあらずして、文を爲さゞる能はず、物の相の互ひに相動かして、文が其間に生ずるなり、此れ天下の至文なり、

文法　賴山陽云ふ、以上、他人亦言ふべし、以下、明允に非ずんば言ふ能はず、此の一段あり、乃ち誦すべし

今夫玉、非不溫然美矣、而不得以爲文、刻鏤組繡、非不文矣、而不可與論乎自然、故夫天下之無形而文生之者、唯水與風而已、

段落　第三大段の第二小段なり、風水は唯一の至文なるを言ふ、

讀方　今夫れ玉は、溫然として美ならざるに非ず、而も以て文と爲すを得ず、刻鏤組繡、文ならざるに非ず、而して與に自然を論ずべからず、故に夫の天下の形なくして文之に生ずるもの、唯だ水と風とのみ、

泊乎順流至乎滄海之濱、滂薄洶湧、號怒相軋、交横綢繆、放乎空虛、掉乎無垠、横流逆折、濆旋傾側、宛轉膠戾、回者如輪、縈者如帶、直者如燧、奔者如焰、跳者如鷺、投者如鯉、殊狀異態、而風水之極觀備矣、故曰、風行水上渙、此亦天下之至文也、

段落　第二大段の第三小段なり、風水の奇變なる觀を叙す、

讀方　順流して滄海の濱に至るに泊び、滂薄洶湧、號怒相軋り、交横綢繆、空虛に放り、無垠に掉ひ、横流逆折、濆旋傾側、宛轉膠戾、回るもの輪の如く、縈ふもの帶の如く、直きもの燧の如く、奔るもの焰の如く、跳るもの鷺の如く、投ずるもの鯉の如く、殊狀異態にして、風水の極觀備はる矣、故に曰く、風、水上を行くは渙、此れ亦天下の至文なり、

講說　順流して滄海の濱に至るに及んでは、水勢溢るゝ計りに湧き回り、號び怒つて相軋り、入り亂れ重なり合ひ、虛空に屆き、果しなき邊まで震ひ動かし、横に流れ逆に折れ、上へ吹き上るかと思へば、又斜に傾き倒れ、ぐる／＼回り、ひし／＼と捩れ、回るものは輪の如く、縈ふものは帶の如く、直きものは燧の如く、奔るものは焰の如く、跳るものは鷺の如く、投ずるものは鯉の如く、殊狀異態にして、風水の此上もなき觀相備はれり、故に易の渙卦にも、風が水の上を行けば、渙然として散ずと曰へり、此れ亦天下に於て至極の文なり、

注解　「滂薄」充塞の貌、「濆」湧くなり、「旋」渦くなり、

文法　賴山陽云ふ、風水相遭ふ處を形容す、亦自ら縟麗、誰か蘇文を骨あり肉なしと謂ふや、

然而此二物者、豈有求乎文哉、無意乎相求、不期而相遭、而文

其れ形なく、飄乎其れ遠く來り、既に往いて其迹の存する所を知らざるもの、是れ風なり、而して水實に之を形す、

講説　且つ兄は嘗て彼の水と風とを見給はずや、油然と行き、淵然と留まり、たつぷりとし、廣々とし、滿ちて溢るゝものは水なり、而も風が實に波を興すなり、蓬々然と大空に發し、一日たゝぬ間に四方に行き蕩乎として形なく、飄乎として遠く來り、往き過ぎし後に於て、何處に其迹の存することを知らざるものは風なり、而も水が此風を形するなり、

注解　「油然」流るゝ貌、「淵然」深まる貌、「渟洄」溜る「汪洋」水量の廣大なる貌、「蓬々」風の吹き過ぐる形容、

今夫風水之相遭乎大澤之陂也、紆餘委蛇、蜿蜒淪漣、安而相推、怒而相陵、舒而如雲、蹙而如鱗、疾而如馳、徐而如徊、揖讓旋辟、相顧而不前、其繁如縠、其亂如霧、紛紜鬱擾、百里若一、

段落　第二大段の第二小段なり、風水の平易なる觀を叙す、

讀方　今夫れ風水の大澤の陂に相遭ふや、紆餘委蛇、蜿蜒淪漣、安んじて相推し、怒つて相陵ぎ、舒にして雲の如く、蹙にして鱗の如く、疾にして馳するが如く、徐にして徊するが如く、揖讓旋辟、相顧みて前まず、其繁き縠の如く、其亂るゝ霧の如く、紛紜鬱擾、百里一の若し、

講説　今夫れ風と水とが大なる澤の陂にて相遇ふやゆらりとくねり、うね〳〵と漣を生じ、穩かなるときは相推して勢に從ひ、怒るときは相陵ぎて激するなり、舒びては雲の如く、蹙みては鱗の如く、疾くして馳するが如く、徐にして回るが如く、挨拶をなし、回轉退却するが如く、相顧みて進まざるが如く、其繁きことは縐の如く、其亂るゝことは霧の如く、ほごれみだれ、百里の間、一の如し、

注解　「紆餘委蛇」紆餘はまはり長引く貌、委蛇は自得迫らざるの貌、「蜿蜒」蟲ののたくる貌、「不前」すゝまずと訓ず、「縠」ちゞみ、

としたるなり、宜しかるべしや、甚だ宜しかるまじ、
注解　「渙」易の卦の名、「六四」卦の下より第四に在る陰爻なり、「渙其群」本義に云ふ、渙は散なり、坎を下にす、巽を上にす、風、水上を行く、離披解散の象、故に渙となす、○象曰、渙二其群一元吉光大也と、傳に曰く、天下渙散にして能く之をして群聚せしむ、大善の吉と謂ふべきなりと、又曰く、渙散に方つて能く其大聚を致す、其功甚だ大、其事甚だ難く、其用至妙、大賢に非ずんば孰か能く是の如くならん、「滌蕩」洗ひ流す、

他日以告、兄曰子其可二爲レ我易一レ之、洵曰、唯、既而曰、請以二文甫一易レ之、如何、』

段落　第一大段の第二小段なり、文甫の二字を選みたることを叙す、
讀方　他日以て告ぐ、兄曰く、子其れ我が爲に之を易ふべしと、洵曰く唯、既にして曰く、請ふ文甫を以て之に易へん、如何、
講説　他日此考へを兄に告げたる處、兄の曰はれけるは、其許(ソコモト)我が爲に余の字附け易へくれよと、洵は畏(カシコマ)りぬと答へしが、姑らくありて言ひ出づるやう、文甫と云ふ字を以て公群に易へたきが、如何に之れあるべきかと、

且兄嘗見二夫水之與一レ風乎、油然而行、淵然而留、渟洄汪洋、滿而上浮者、是水也、而風實起レ之、蓬蓬然而發二乎大空一、不レ終レ日而行二乎四方一、蕩乎其無レ形、飄乎其遠來、既往而不レ知二其迹之所一レ存者、是風也、而水實形レ之、』

段落　第二大段の第一小段なり、風水を叙す、
讀方　且つ兄、嘗て夫(カ)の水と風とを見るか、油然として行き、淵然として留まる、渟洄汪洋、滿ちて上浮するもの、是れ水なり、而して風實に之を起す、蓬々然として大空に發し、日を終へずして四方に行き、蕩乎

○賴山陽評　此文、重複厭はざる處、頗る老歐に似たり、

仲兄字文甫説

解題　仲兄とは次ぎの兄と云ふ義なり、是れは作者が仲兄の爲に文甫と云ふ字を選みしかば、其意義を説明せし文章なり、

主意　功業、文章、共に自然的なるべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「易之如何」に至るまでを第一大段となす、文甫と名づくるに至りたる由來を叙す、「且兄嘗見夫水之與風乎」より「此亦天下之至文也」に至るまでを第二大段となす、風水の天下の至文を成すを説く、「然而此二物者豈有求於文哉」より篇尾に至るまでを第三大段となす、已むを得ざるを論ず、

洵讀易、至渙之六四、曰渙其群元吉、曰嗟夫、群者、聖人所欲渙以混一天下者也、蓋余仲兄名渙、而字公群、則是以聖人之所欲解散滌蕩者、以自命也、而可乎、

段落　第一大段の第一小段なり、仲兄の舊字が不合理なることを叙す、

讀方　洵、易を讀み、渙の六四に至り、曰く其群を渙す、元吉と、曰く嗟夫群は聖人の、渙以て天下を混一せんと欲する所のものなり、蓋し余が仲兄、名は渙、而して字は公群、則ち是れ聖人の解散滌蕩せんと欲する所の者を以て、自ら命ずるなり、而も可ならんやと、

講説　洵は易を讀んで、渙の六四に其群を渙すと曰へるに至り、申しけるは、嗟夫の群なるものは、黨を散らして天下を混一せんと欲する所のものなり、蓋し余が仲兄の名は渙にして字は公群なるが、是れ聖人が解散し洗ひ去らんとする所のことを以て自ら名

たるを愛するにあらず、而して又敬する所あり、徒に之を愛するに非ず、而して又感ずる所あり焉、

講說　さりながら予の之を愛するは、徒に其山に似たるを愛するのみに非ず、而して又感ずる所あり、徒に之を愛するにあらずして又敬する所あり、

予見二中峰魁岸踞肆、意氣端重一、若レ有下以服二其旁之二峰一、二峰者、莊栗刻峭、凜乎不レ可レ犯、雖三其勢服二於中峰一、而岌然決無二阿附意一、吁其可レ敬也夫、其可二以有一レ所レ感也夫、

段落　第三大段の第二小段なり、實說、

讀方　予、中峰魁岸踞肆、意氣端重を見る、以て其旁の二峰を服するあるが如し、二峰は莊栗刻峭、凜乎として犯すべからず、其勢中峰に服すと雖も、而も岌然決して阿附の意なし、吁其れ敬すべきかな、其れ以て感ずる所あるべきかな、

講說　予、三峰の内の中峰が勝れて偉大にして、横に開展し、人として見れば、意氣の眞面目にして手重なるを見るに、其旁の二峰を服するやうに見ゆるなり、又二峰は引締りて鋭く、凜乎として犯すべからず、其勢は中峰に服しこそすれ、岌然と高く聳え、決して諂ふ意なし、扨も敬ふべきことかな、感ずる所あるべきかな、

注解　「魁岸」雄桀の貌、「莊栗」威嚴ある貌、「刻峭」鋭拔の貌、「岌然」高き貌、

文法　高梅亭云ふ、末段、己が身分を寓して内に在り、有所感の三字、是れ作記の意、○林西仲云ふ、感は自己を感ず、敬は假山を敬す、謂はゆる理、偶然ならざるもの此れなり、○賴山陽云ふ、宛然三蘇の眞像なり、

纂　評

○茅鹿門評　木假山に卽いて許多の幸不幸を看出し來る、感慨あり、態度あり、凡そ六轉、山に入る、末又一轉、百尺竿頭の意あり、

○沈德潛評　前、幸不幸を以て數字に歸本し、後は數字より理字を轉出す、極變幻中、自ら章法をなす、儲同人先生評して、累碁勢、轉丸手となす、良に然り、

茅鹿門云ふ、而荒江云々、此の一轉更に妙、

予家有二三峰一、予毎思レ之、則疑三其有レ數存二乎其間一、且其蘖而不レ殤、拱而不レ夭、任爲二棟梁一而不レ伐、風拔水漂、而不二破折一不レ腐、不二破折一不レ腐、而不下爲二人所一レ材、以及中於斧斤上、出二於湍沙之間一、而不レ爲二樵夫野人之所一レ薪、而後得レ至二乎此一、則其理似レ不二偶然一也、

段落　第二大段なり、

讀方　予が家に三峰あり、予毎に之を思ふ、則ち其數あり、其間に存するを疑ふ、且つ其蘖にして殤せず、拱にして夭せず、棟梁たるに任せて伐らず、風拔き水漂うて破折せず腐れず、破折せず腐れずして人の材とする所となり、以て斧斤に及ばず、湍沙の間に出でゝ樵夫野人の薪とする所とならず、而して後此に至るを得、則ち其理偶然ならざるに似たるなり、

講說　予が家に三つの峰より成れる所の木假山あり、余は始終考へたる結果、此木假山に就いては其間に運命の存するものあることを疑へり、且つ其蘖にて殤せず、拱大となつて夭せず、棟梁となるに堪へて伐られず、風拔き水漂はして破折せず腐れずして、又人に役に立つ木なりと思はれて斧斤に罹らず、湍沙の間に出でゝ、樵夫、野人に薪とせられずして此に至りしは、其理、偶然ならざるに似たり、

文法　數の字、上の幸不幸の字を總ぶ、○中段、單に木假山を指して、以て其幸を見る、理數二字を以て歸宿とす、

然予之愛レ之、則非三徒愛二其似一レ山、而又有レ所レ感焉、非二徒愛一レ之、而又有レ所レ敬焉、

段落　第三大段の第一小段なり、概說、

讀方　然れども予の之を愛する、則ち徒に其山に似

間、不ㇾ知二其幾百年一、而其激射齧食之餘、或髣二髴於山一者、則爲二好事者一取去、强ㇾ之以爲ㇾ山、然後可下以脫二泥沙一而遠中斧斤上、而荒江之濱、如ㇾ此者幾何、』

段落　第一大段の第二小段なり、假山は木の内にて最も幸なる者なるを言ふ、

讀方　其の最も幸なる者湍沙の間に漂沈汨没し、其幾百年なるを知らずして、其激射齧食の餘、或は山に髣髴たる者、則ち好事者の爲に取り去られ、之を强ひて以て山となす、然る後以て泥沙を脱して斧斤に遠ざかるべし、而して荒江の濱、此の如きもの幾何ぞ、

講說　其中最も幸なるものは早瀬の沙の中に沈み埋まりて、其幾百年なることを知らず、而して其れが水の爲に衝き當てられ喰ひ取られたる殘がり、事によると山に似たる者あり、是れは好事家に取去られ、無理に山と見立てられ、斯くて泥や沙の中を脱け出でて斧斤の禍に遠ざかるべし、而も荒江の岸邊を捜すとしても、此の如き者は幾何かある、極めて罕なることなり、

不ㇾ爲二好事者所一ㇾ見、而爲二樵夫野人所一ㇾ薪者、何可二勝數一、則其最幸者之中、又有二不幸者一焉、』

段落　第一大段の第三小段なり、最幸中の不幸なるものを擧ぐ、

讀方　好事者の見る所とならずして樵夫野人の薪とする所となるもの、何ぞ勝げて數ふべけん、則ち其最も幸なるものゝ中、又不幸なるものあり、

講說　此の山に似たる木と雖も、好事家に見られずして、樵夫や百姓に薪とせらるゝものは、何として數へ切れんや、さすれば其最も幸なるものゝ中に又不幸なるものあり、

文法　高梅亭云ふ、首段、木中より名理を參出し、大に議論を發す、限りなき感慨、幸不幸を以て眼目とす、○林西仲云ふ、風拔水漂中、惟だ假山をなすもの、既に人に用ひられ、且つ自全を得、最幸たる所以、○

主意　木假山の幸の偶然ならざるを言ふ、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「又有不幸者焉」に至るまでを第一大段となす、木に幸不幸の別あるを言ふ、「予家有三峰」より「其理似不偶然也」に至るまでを第二大段となす、其家の木假山の幸なることは理數の然らしむる所なるを言ふ、「然予之愛之」より篇尾に至るまでを第三大段となす、愛敬する所以を言ふ、

木之生、或蘖而殤、或拱而夭、幸而至於任爲棟梁、則伐、不幸而爲風之所拔、水之所漂、或破折或腐、幸而得不破折不腐、則爲人之所材、而有斧斤之患、

段落　第一大段の第一小段なり、木の不幸なるものと、幸なるものと、幸なれども竟に不幸を免れざるものとを言ふ、

讀方　木の生ずる、或は蘖にして殤し、或は拱にして夭す、幸ひに棟梁たるに任ふるに至れば、則ち伐らる、不幸にして風の拔く所、水の漂はす所となり、或は破折、或は腐る、幸ひにして破折せず、腐れざるを得れば則ち人の材とする所となつて、斧斤の患あり、

講說　木の生ゆるに或はひこばえの内に殤するものもあり、或は兩手にて握るほどになつて夭するものもあり、幸ひにして無難に生長し、棟梁となるに任ふる樣になれば、又人に伐らるゝことあり、或は不幸にして風に拔かれ水に漂はされ、或は折れ或は腐るものあり、幸にして折れもせず、腐りもせざれば、又人に材木とせられて、斧や手斧の災を受く、

注解　「蘖」木の斬株、又ひこばえ、「殤」早死、「拱」兩手にて合せ持つなり、「斧斤」斤は手斧、

文法　沈德潛云ふ、空に憑つて來り、一氣層折、幾んど乙すべからず、武夷九曲を尋ぬるが如く、一曲一勝

○林西仲云ふ、成材に至るも、究めて自ら其生を全うする能はず、殤夭に對して言へば、則ち幸たるなり、

○又云ふ、成材既に梁棟の用をなさず、又其生を保する能はず、不幸たる所以なり、

其最幸者、漂沈汨沒於湍沙之

なはすゆゑ、敢て怠り荒む勿れと、公は京師に歸られたれども、公の像は此地の堂に在り、

注解　「甲午」至和元年、「垣」蜀を指す、「暨々」果毅の貌、禮記玉藻に、戎容暨々とあり、「于々」行く貌、「訛」うごく、「條桑」詩經の豳風の注に云ふ、其葉を採るなりと、「滌場」禾を收むる圃を場と云ふ、「西囿」囿は、植物苑に動物園を幷せたるが如き處、「駢々」幷列なり、「僚」同僚なり、「淵々」鼓聲、「娟々」美好なり、「哇々」小兒の聲、「芃々」麥の盛んなる貌、「倉庾」庾は倉の屋なきもの、「崇々」充實なり、

文法　賴山陽云ふ、老蘇自ら言ふ、其文、原く所、詩人の優柔、騷人の清深の語あり、蓋し平生風雅を讀む、至熟、故に此の詩の如き、韓柳擬古と雖も過ぐる能はず焉、宋の諸家皆及ばざるなり、〇又云ふ、旗纛舒々、條桑、滌場、草木、伐鼓、闉闍、禾麻、倉庾等の瑣碎、悉く備はる、皆序文中、未だ舒及せざる所、是れ序詩相讓る法なり、而して結尾只だ一句、公像在堂、究めて畫像の記を脫せず、是れ老蘇文の典あり則あるもの、

總　說

老泉、詩を能くせずして、此文は、詩に得る所深し、蓋し其集中の尤も古雅なるものにして、他篇と趣きを異にす、

纂　評

〇茅鹿門評　詞氣嚴重、極めて法度あり、益州常に稱す、老蘇、司馬子長に似たり、此篇、司馬の後殆ど多得せず、

〇沈德潛評　蜀人を待つの厚きに歸本し、公の靜鎮、上、天子の意を承け、以て下、遠人の心を安んじ、像を畫いて以て之を祀る、已むを容れざるを見はすなり、詩も亦古茂、靡ならず、

〇賴山陽評　極めて莊重の文字、蓋し韓の平淮西の碑を學んで、其面目を變ず、

木假山記

解題　木假山とは、天然木の山に似たるものを謂ふ、

動機　己れ父子三人の氣象と地位とに感ずるより起る、

人聚り觀る、巷に塗に、公を暨々と謂ふ、公來る于々、公、西人に謂ふ、爾の室家に安んぜよ、敢て訛くあるなし、訛言不祥、往いて爾の常に卽け、春は爾、桑を條れ、秋は、爾、場を滌へと、西人稽首す、公は我が父兄、公、西囿に在り、草木騈々たり、公は其僚を宴す、鼓を伐つ淵々、西人來り觀る、公を祝する萬年、女あり、娟々、閨闥閑々、童あり、哇々、亦既に能く言ふ、昔し公未だ來らず、汝を棄捐に期す、禾麻芃々、倉庾崇々、嗟我が婦子、此の歳豐を樂む、公、朝廷に在り、天子の股肱、天子、歸れと曰ふ、公敢て承けざらんや、堂を作る、嚴々、廡あり庭あり、公の像中に在り、朝服冠纓、西人相告ぐ、敢て逸荒するなし、公、京師に歸る、公の像、堂に在り、

講説　天子、御位に在し、其歳は甲午に當りしが、西方の人風説に、寇は近所に在り、家に譬ふれば垣とも云ふべき處まで來れりと、朝廷の上に武臣もあり、謀計の人も雲の如く多かりしが、天子は扨もと宣ひて、我が張公に取鎭めの役を命じ給へり、公は命を承けて、東より西の蜀へ來り、旗纛は舒々と穩かに進行しけるが、蜀の人は之を見物せんとて、巷に滿ち途に溢るゝ始末、初めは公を氣象烈しき人と思ひしに、公來ること誠に悠然たり、公は西人に申さるゝやう、汝の室家に落着きて動搖することあるべからず、訛言は不吉なり、之を信ずることなく爾の常務に就くべし、斯くて春は桑の葉を採り、秋は納屋を掃除せよと、西人は皆地面まで頭を低げて曰ふやう、公は我が父兄に在すと、公が西圃に在るや、其處には草木騈々と立ち竝び、公は其同僚を招いて宴會を開けるに、鼓を打てる音は淵々と鳴り響き、西人は此有樣を觀て公の萬年を祝せり、公には女子あり、娟々と美しく、閨闥は閑々と靜かなり、公は又童子あり、哇々と啼きけるが、是れも亦已に物言ふほど長じぬ、昔し公の未だ來らざりし時は、汝を棄てんとまで覺悟したり、然るに禾や麻や芃々と打茂り、倉庫は崇々と充實せり、扨も我が婦子が此豐年を樂む、皆公の賜なり、公は朝廷に於て天子の股肱の臣なるが故に、天子は長く蜀に留め給はず、歸れとの命あり、公何として此命に從はざるを得んや、蜀に於ては堂を作ること嚴々として、廡もあり庭もあり、其中に公の像あり、禮服を着し、冠纓を垂れたり、西人は相告げて曰ふ、公の像我々を見そ

て大なる守あり、度量を以て天下に傑れたり、天下に大事あれば、公は實に恃みになるべき人なり、之に系くるに詩を以てす、左の如し、

文法　沈德潛云ふ、多く稱道せず、極めて高し、○賴山陽云ふ、張益州を稱道する處、一言萬鈞、

天子在祚　歲在甲午　西人
傳言　有寇在垣　庭有武臣
謀夫如雲　天子曰嘻　命我
張公　公來自東　旗纛舒舒
西人聚觀　于巷于塗　謂公
暨暨　公來于于　公謂西人
安爾室家　無敢或訛　訛言
不祥　往即爾常　春爾條桑
秋爾滌場　西人稽首　公我
父兄　公在西囿　草木駢々
公宴其僚　伐鼓淵淵　西人
來觀　祝公萬年　有女娟娟
閨闥閑閑　有童哇哇　亦既
能言　昔公未來　期汝棄捐
禾麻芃芃　倉庾崇崇　嗟我
婦子　樂此歲豐　公在朝廷
天子股肱　天子曰歸　公敢
不承　作堂嚴嚴　有廡有庭
公像在中　朝服冠纓　西人
相告　無敢逸荒　公歸京師
公像在堂

讀方　天子祚に在り、歲、甲午に在り、西人傳言す、寇あり、垣に在り、庭、武臣あり、謀夫、雲の如し、天子曰く、嘻、我が張公に命ず、公、東より來る、旗纛舒々、西

皆曰、公則何事於斯、雖然於我心、有不釋焉、今夫平居聞一善、必問其人之姓名、與其鄉里之所在、以至於其長短大小美惡之狀、甚者或詰其平生所嗜好、以想見其爲人、而史官亦書之於其傳、意使天下之人、思之於心、則存之於目、存之於目、故其思之於心也固、由此觀之、像亦不爲無助、蘇洵無以詰、遂爲之記、』

段落　第三大段の第二小段なり、像の必要なる所以を辨解す、

講說　皆一同に答へて曰ふ、公は何も像に用事あるわけなし、さりながら我々の心に濟まぬ所あり、今平生人の一善を聞けば、必ず其人の姓名と其鄉里の在る所とを問ひ、長短、大小、美惡の狀までも知らんと欲し、甚しきに至つては其人の日常の好む所の者までも問ひ窮めて、其人となりを想像し見る次第にて、史官も亦之を傳に書するなり、思ふに天下の人をして心に思ふことは之を目に留めしむる譯なるが、之を目に存するが故に、之を心に思ふも隨つて堅固となる、此に由つて之を觀れば、像も助にならざることもあるまじと、蘇洵も之を詰ることもならず、遂に之が記を作れり、

文法　商侯云ふ、此處一狀字を用ひ、像の字を引起す人の至情を形容する、彌よ切なり、

公南京人、爲人慷慨有大節、以度量雄天下、天下有大事、公可屬、系之以詩曰、』

段落　第四大段なり、

講說　公は南京の人なり、其人となりは憂世的にし

して、惴々せる人民なるに、刑罰を盾として令を下すが故に、人民も始めて忍び、父母や妻子が掛り人として恃みにせる身體をぱ棄てゝ盗賊の仲間入りするが故に、每も天下は大亂となる次第なり、禮を以て之を取締り、法を以て之を驅ることは、惟だ蜀人を爲し易しとす、之を急にして變を生ずるに至つては、齊、魯と雖も亦同じことのみ、吾れ齊、魯の人を待つ仕方を以て蜀人を待つに、蜀人も亦齊、魯の人を以て其身を待つ、若し夫れ法律の外に於て我意を振舞ひ、威を以て平民を刼すが如きは、吾れの爲すに忍びざる所なりと、

注解　「碪斧」碪は人を戮するの具、「齊魯」此二國は禮義の國なり、「齊民」平民と云ふが如し、

文法　高梅亭云ふ、中幅、是れ蜀人、張公の德を戴く、却つて直敍を用ひず、反つて張公の口中を借り出でゝ、蜀人を待つの厚きを寫し出す、尤も脫化となす、○賴山陽云ふ、張益州の口中を借り、從前官吏、蜀人を待つの非を論ず、文之が爲に作るのみ、

嗚呼愛二蜀人一之深、待二蜀人一之厚、自レ公而前、吾未二始見一也、皆再拜稽首曰然、』

段落　第二大段の第三小段なり、感嘆を敍す、

講説　扨も公が蜀人を愛するの深き、蜀人を待つの厚きことは、公よりして以前に於て吾が見ざる所なり、皆再拜稽首して曰く、然りと、

蘇洵又曰、公之恩在二爾心一、爾死在二爾子孫一、其功業在二史官一、無三以レ像爲二也、且公意不レ欲、如何、』

段落　第三大段の第一小段なり、像の不必要を論詰す、

講説　蘇洵又曰く、公の恩は爾の心に在り、若し爾死せば、又爾の子孫に在るべし、公の功業は政府の史官の記錄に在り、されば像を設くる必要なし、且つ公の心にては好ましからず思はるゝなり、然るに之を作るは如何なる道理ぞやと、

文法　賴山陽云ふ、纔かに畫像に拍著す、

文字、議論を着くべからず、議論を着くれば、則ち某日を以て端を改む、是れ常法なり、

且公爲我言、民無常性、惟上所待、人皆曰、蜀人多變、於是待之以待盜賊之意、而繩之以繩盜賊之法、重足屏息之民、而以碪斧令、於是民始忍、以其父母妻子之所仰賴之身、而棄之於盜賊、故每每大亂、夫約之以禮、驅之以法、惟蜀人爲易、至於急之而生變、雖齊魯亦然、吾以齊魯待蜀人、而蜀人亦自以齊魯之人待其身、若夫肆意於法律之外、以威劫齊民、吾不忍爲也、

段落　第二大段の第二小段なり、公の言を叙して其蜀を治めたる方針を見す、

讀方　且つ公嘗て我が爲に言ふ、民、常性なし、惟だ上の待つ所、人皆曰く、蜀人、變多しと、是に於て之を待つに盜賊を待つの意を以てし、之を繩すに盜賊を繩すの法を以てし、足を重ね息を屏くるの民にして、碪斧を以て令す、是に於て民始めて忍び、其父母妻子の仰賴する所の身を以てして、之を盜賊に棄つ、故に每々大に亂る、夫れ之を約するに禮を以てし、之を驅るに法を以てす、惟だ蜀人を易しとなす、之を急にして變を生ずるに至つては、齊魯と雖も亦然り、吾れ齊魯を以て蜀人を待ち、而して蜀人亦自ら齊魯の人を以て其身を待つ、若し夫れ意を法律の外に肆にし、威を以て齊民を刼す、吾れ爲すに忍びざるなり、

講說　且つ公は嘗て我が爲に言はれたることあり、民には治まるとか亂れるとか云ふ一定の性あるにあらず、上の仕向けによつて如何やうにもなるものなり、人皆云ふ、蜀人は變多しと、此の如き考へゆゑ、之を待つに盜賊を待つと同一の心を以てし、之を正すに盜賊を正すと同一の法を以てし、足を重ね息を殺

也既亂易㆑治也、有㆓亂之萠㆒、無㆓亂之形㆒、是謂㆓將㆑亂、將㆑亂難㆑治、不㆑可㆓以㆑有㆑亂急㆒、亦不㆑可㆓以㆑無㆑亂弛㆒、是惟元年之秋、如㆓器之欹㆒、未㆑墜㆓於地㆒、惟爾張公、安㆓坐於其旁㆒、顏色不㆑變、徐起而正㆑之、既正、油然而退、無㆓矜容㆒、爲㆓天子㆒牧㆓小民㆒不㆑倦、惟爾張公、爾繄以生、惟爾父母、

段落　第二大段の第一小段なり、公の從容として亂の萠を鎭したるを言ふ、

讀方　眉陽の蘇洵、衆に言つて曰く、未だ亂れざるは治め易きなり、既に亂るゝも治め易きなり、亂の萠あり、亂の形なき、是れを將に亂れんとすと謂ふ、將に亂れんとするは治め難し、亂あるを以て急にすべからず、亦亂なきを以て弛ぶべからず、是れ惟れ元年の秋、器の欹つて未だ地に墜ちざるが如し、惟れ爾張公、其旁に安坐し、顏色變せず、徐起して之を正す、既に正し、油然として退き、矜容なし、天子の爲に小民を牧して倦まず、惟れ爾張公、爾繄以て生ず、惟れ爾が父母、

講說　眉陽の蘇洵、衆に言つて曰く、凡そ未だ亂れざる内は治め易く、既に亂れたる後も亦治め易し、然るに亂の作る萠はあるも、さりとて亂其物の形體なきをば、將に亂れんとすと謂ふ、將に亂れんとするは治め惡し、其故は、亂あるとして嚴急にする事は出來ず、又亂なしとて放任も出來ざればなり、是れ元年の秋は、譬へて云ふに器が欹きて未だ下に倒れざるが如き有樣なりき、惟れ汝張公は、泰然と其旁に安坐し、顏色も變らず、徐々と起つて之を正し、既に正しくなりし後は、油然と謹んで退去し、少しも誇れる色なく、天子の爲に小民を牧して倦むことなし、惟れ汝張公、扨も汝の生じたるは、民の父母として生じたるなれ、

注解　「元年」至和、「器之欹」將に亂れんとするの譬へなり、「油然」謹む貌、

文法　是れ前意を發揮せし處、〇賴山陽云ふ、莊重の

武之間、其命、往撫朕師、乃惟曰、張公方平其人、天子曰、然、公以親辭、不可、遂行、

段落　第一大段の第二小段なり、張の、選に當り、命を受けたるを叙す、

講説　天子曰く、亂を養ふことなかれ、變を助くることなかれ、衆言群がり興るとも朕が志は先づ定まるが故に、他より彼れ此れ動かすべからず、今や外亂は作らざるも、事變は內より發せんとする模樣あり、此際文を以て令しかぬると共に、又武を以て爭ひかぬる次第なれば、惟れ朕が一二の大官の內にて孰れか能く玆の文武の間に處するものぞ、若し適任あらば之に命じ、蜀に往いて朕が衆庶を撫で安んせしめんと、是に於て群臣の曰ふやう、張公方平は其人なりと天子は尤もなりと仰あり、公は親を養はざるべからざる事を申立てゝ辭退せしが、聽屆けられざりしかば其儘出張することゝなりぬ、

冬十一月至蜀、至之日歸屯軍撤守備、使謂郡縣、寇來在吾、無爾勞苦、明年正月朔旦、蜀人相慶如他日、遂以無事、又明年正月、相告留公像於淨衆寺、公不能禁、

段落　第一大段の第三小段なり、公の度量あつて亂を防ぎたるを叙す、

講説　冬十一月、公は蜀に至れり、其至りし日、屯軍を歸し守備を取り除き、郡縣に言はしむるやう、縱令寇來るとも、之に應ずべき手段は吾が方寸に在り、汝勞苦することなしと、翌年の正月元日には、蜀人が年賀を行ふこと平年の如く、遂に何事もなく濟めり、又其明年正月、相談の上、公の像を淨衆寺に設置せしが公は之を止むる能はざりき、

文法　歸屯軍云々は、治めざるを以て、之を治めたることを述べたるなり、

眉陽蘇洵言於衆曰、未亂易治

に剛毅木訥の處あり、此篇の筆墨、才子輕浮の口氣なし、

纂評

○樓迂齋評　議論簡嚴、字數少くして曲折多し、特に文章の妙なるのみに非ず、以て忠厚の氣象を見るべし、草々に看過すべからず、

○沈德潛評　極親より極疎に到る、則ち孝弟時あつて窮す、唯だ其時あつて窮す、當に時に及んで盡くすべき所以なり、情辭双び到る、惻々人を動かす、

張益州畫像記

解題　張は姓、益州は任地、名は方平、

主意　張が亂を未發に防ぎたる功を叙するに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「公不能禁」に至るまでを第一大段となす、畫像の緣起を叙す、「眉陽蘇洵言於衆曰」より「皆再拜稽首曰然」に至るまでを第二大段となす、功を叙す、「蘇洵又曰」より、「遂爲之記」に至るまでを第三大段となす、畫像の必要を言ふ、「公南京人」より篇尾に至るまでを第四大段となす、平生を叙す、

至和元年秋、蜀人傳言有寇至、邊軍夜呼、野無居人、妖言流聞、京師震驚、方命擇帥、

段落　第一大段の第一小段なり、亂兆を叙す、

講説　至和元年秋、蜀人中に敵兵攻め寄せたりとの風説傳はりければ、邊陲の駐屯兵は夜中に騒ぎて叫び立て、田野は人々逃亡せしため、明巣となり、奇怪なる説ども流行し、京師も人心震ひ驚き、差當り鎮撫の爲め將帥選定の勅命出でぬ、

天子曰、毋養亂、毋助變、衆言朋興、朕志自定、外亂不作、變且中起、不可以文令、又不可以武競、惟朕一二大吏、孰爲能處茲文

塗人也、使其無至於忽忘焉可也、嗚呼觀吾之譜者、孝悌之心、可以油然而生矣、系之以詩曰、

段落　第二大段の第二小段なり、本意を述ぶ、

講說　其の意に曰く、分れて道路の人に至るも勢ひなり、勢ひは吾が力の及ばざる所にして、之を如何ともするなし、幸ひに其の未だ道路の人に至らざる間は、親族關係者をして忽略遺忘すること無からしめば可なり、扨も吾が賦を觀るものは、孝弟の心油然として生ずべし、之に附するに詩を以てして曰く、

吾父之子　今爲吾兄　吾疾在身　兄呻不寧　數世之後　不知何人　彼死而生　不爲戚欣　兄弟之情　如足與手　其能幾何　彼不相能　彼獨何心

讀方　吾が父の子、今吾が兄たり、吾が疾身に在り、兄呻して寧んぜず、數世の後、何人なるを知らず、彼れ死して生く、戚欣をなさず、兄弟の情、足と手との如し、其れ能く幾何ぞ、彼れ相能からず、彼れ獨り何の心ぞ、

講說　吾が父の子は、現在吾が兄として敬ひ親み、吾が身に病氣あるときは、兄は呻吟して心も安からず、兄弟の間は此くの如くなるに、數世の後は何人なるやも知らず、彼れ死するも生きるも、死せしとて悲むことなく、生きたりとて喜ぶことなし、兄弟の情は足と手との如く離れぬものなれど、此の如き情態は、其れ能く幾何ぞや、然るに此の僅かなる間に於て兄弟の中の好からぬものあるは、彼れは何と云ふ淺間しき心ぞや、

注解　「戚欣」悲喜と云ふが如し、

文法　沈德潛云ふ、詩も亦眞至にして、用韻は雜に似たり、眞、康、侵、從來相通せざるなり、

總說

老泉の議論を讀めば策士の如く思はるゝも、其人實

は某と云ひ、而して他は其名を指して誰某と曰ふは何故ぞや、吾の由つて出でたる所を尊べばなり、譜は蘇氏の爲めに作りながら、獨り吾れの由つて出でたる所の祖先のみ詳かにして、且つ尊きを得たるものは何故ぞや、吾れの作る所なればなり、

嗚呼觀吾之譜者、孝悌之心可以油然而生矣、情見於親、親見於服、服始於衰、而至於緦麻、而至於無服、無服則親盡、親盡則情盡、情盡則喜不慶、憂不弔、喜不慶、憂不弔、則塗人也、吾所與相視如塗人者、其初兄弟也、兄弟其初一人之身也、悲夫、一人之身分而至於塗人、吾譜之所以作也、

段落　第二大段の第一小段なり、肉縁の漸く遠くして漸く疏なるを言ふ、

講說　吾れの此譜を觀るものは、孝弟の心、油然と湧くが如くに生ずべし、情は親に見はれ、親は服に見はれ、服は衰に始まつて緦麻に至り、それより服なきに至る、服なきときは親盡き、親盡くれば情盡き、情盡くれば喜ぶことあるも賀せず、憂ふることあるも弔せず、喜ぶべきことを賀せず、憂ふべきことを弔せざれば、則ち道路の人なり、然るに吾が爲に相視て道路の人の如き所のものも、其最初は兄弟なり、兄弟は、其初め一人の身より分れたるなり、悲しむべきは、一人の身が分かれて後に道路の人となることにこそ、是れ吾が譜の作られし所以なり、

注解　「衰」喪服なり、「緦麻」三月の服なり、禮の大傳に云ふ、四世にして緦す、服の窮なりと、

文法　樓迂齋云ふ、人の此の如く發明するなし、○吾譜之所以作也は下を起すの句なり、

其意曰、分至於塗人者勢也、勢吾無如之何也、幸其未至於

段落　第一大段の第一小段なり、其の族の起原を叙す、

講說　蘇氏の族譜は、蘇氏の族を系統的に配次したるものなり、蘇氏は高陽氏より出でゝ、天下に蔓延し唐の神堯の初めに長史なりし味道は、眉州に刺史として勤務せしが、在官中に卒し、其の一子眉に留まり眉に蘇氏あることは此れより始まれり、然るに譜に載せざるは、親盡くればなり、

注解　「高陽」五帝の一なる顓頊高陽氏、「神堯」唐の高祖の謚なり、但し神龍の誤なるが如し、神龍は中宗の年號、或は云ふ、龍は功に作るべし、神功は則天の年號、「親盡」關係遠くなつて、肉親の緣盡くるなり、卽ち最早忌服のかゝらぬもの、

文法　親盡云々は下段を伏す、

親盡則曷爲不及、譜爲親作也、凡子得書、而孫不得書者何也、以著代也、自吾之父、以至吾之高祖、仕不仕、娶某氏、享年幾、某日卒、皆書、而他不書者何也、詳吾之所自出也、自吾之父、以至吾之高祖、皆曰諱某、而他則遂名之何也、尊吾之所自出也、譜爲蘇氏作、而獨吾之所自出得詳與尊何也、譜吾作也」

段落　第一大段の第二小段なり、凡例の理由を說明す、

講說　親盡くれば書き載すべき範圍に入らざるは何故ぞや、譜は親等の爲めに作ればなり、凡そ子は書するを得るも、孫は書するを得ざる次第は、本と世代を著はすの主意なればなり、吾れの父より溯つて吾れの高祖に至るまで、仕へたると、仕へざると、某氏と結婚せり、享年幾何、某日に卒去せり等と皆記しながら、其他旁系の者に關して、此の如く詳記せざるは何故ぞや、吾の由つて出でたる所を詳かにするの主意なればなり、吾が父より吾れの高祖に至るまで、皆諱

號せる問題に觸るゝものあるが故に、自然其精神を披瀝するの結果、名篇を造出せるなり、

纂評

○儲同人評　兩人の交を叙す、與に情に入る、後半激昂、公、使たるを得ば、必ず觀るべきものあらん、此文昌黎に讓らず、

○沈德潛評　君命を辱めず、丈夫一生の節目、故に鄭重之を言ふ、末段、强にして之に弱を示し、弱にして之に强を示す、兵法より深し、

○高梅亭評　後半、使を送る正文に入る、卽ち敵情を識破するを以て君命を辱めざるの望みとなす、頓宕激昂、文勢振擧、○尋常送行の文字にあらず、直ちに一篇の霸敵に抵る、古人妄作せざる、此の如し、○慶歷二年、富弼、契丹に如き、歲幣を增し獻納を爭ふ、時に契丹盛强、之に使するもの、往々震懼、詞を失ふ、故に之を送る、此の如し、

○茅鹿門評　文に生色あり、直ちに當に韓昌黎の殷員外を送る等の序と相伯仲すべし、

○賴山陽評　宋人の送序、當に此篇を推して第一となすべし、昌黎と雖も、恐らくは此奇傑の處なし、蓋し善く史遷を學ぶものなり、

蘇氏族譜引

解題　族譜とは、一族の系譜を謂ふ、

主意　同族の人々には、親盡くるまでは相忘れざらしめんことを欲すと云ふにあり、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「譜吾作也」に至るまでを第一大段となす、凡例を擧ぐ、「嗚呼觀吾之譜者」より篇尾に至るまでを第二大段となす、著作の動機を叙す、

蘇氏族譜、譜蘇氏之族也、蘇氏出於高陽、而蔓延於天下、唐神堯初、長史味道刺眉州、卒於官、一子留於眉、眉之有蘇氏自此始、而譜不及者、親盡也、

笑ひとなるに至る、扱も何とて考への斯くも足らざるぞ、

注解　「彭任」字は有道、作者と同じく蜀の人なり、「槊」矛の長さ一丈八尺なるもの、「富公」富弼、「心掉」心臓の鼓動なり、「怛然」驚懼の貌、

文法　賴山陽云ふ、彭任の話を得て、議論の根本となす、又色態を加ふ、　又云ふ、通篇、議論を着けず、此に至り、嗚呼何其不思之甚也と曰ふ、此の一句、是れ議論、已にして忽ち史記の一事を引き、又曰く、今之匈奴云々と、此の句是れ議論の結尾、

昔者奉春君使冒頓、壯士健馬皆匿而不見、是以有平城之域、

段落　第三大段の第二小段なり、虜が强兵あつて弱を示せし例、

講說　昔し奉春君が冒頓に使せしとき、勇壯の士や達者の馬は皆匿れて見えず、之が爲に平城の役あり、

注解　「奉春君」漢の劉敬の封爵、「平城之域」漢の高祖、匈奴を伐ち、平城に至る、天寒く、士卒、指を墮すもの什に二三、匈奴、平城を圍む、七日にして後罷め去る、

今之匈奴、吾知其無能爲也、孟子曰、說大人則藐之、況於夷狄、請以爲贈、

段落　第三大段の第三小段なり、主意を出す、

講說　今の匈奴は、吾れ其何も仕出しかぬるを知る、孟子曰く、大人を說くには、之を輕視せよと、況や夷狄に於ては猶のことなり、此言を以て餞別となすことを許し給へ、

注解　「孟子曰」孟子盡心篇の下に出づ、「大人」尊貴の人、「藐」カロンズと訓ず、

文法　賴山陽云ふ、孟子の一句を引く、此れ纔かに是れ石昌言を送るの正面の文字なり、簡勁奇拔、千古、兩なし、

總說

此文は韓退之を學んで其神味を得、歐六一に似て更に奇氣あり、老蘇の文、審敵を除くの外、先づ指を此序に屈せざるを得ず、蓋し其事邊事に涉り、其平生呼

を建て從騎數百に叙し到る、乃ち変色あり、○大旆云云は韓退之の送殷員外序の朱衣象笏以行と同一の手段にして、甚だ色態あり、始めて美文となる、且つ其首段と相應ずるを見るべし、

富貴不足怪、吾於昌言、獨自有感也、大丈夫生不爲將、得爲使折衝口舌之間足矣、

段落　第二大段の第二小段なり、感を叙す、

講説　富貴は固よりさもあるべき事なれば怪むにも及ばざれども、吾れ昌言の身につけ感ずる所あるなり、其は、大丈夫此世に在る以上、將軍となるを得ざるも、亦使節となつて口舌を用ふる間に敵人を押へ附くることを得なば、本懐の至りなり、

文法　頼山陽云ふ、富貴不足怪の句、忙中此句を挿む、獨り自ら地歩を占むるのみならず、語に波折あり、

往年彭任從富公使還、爲我言曰、既出境、宿驛亭、聞介馬數萬騎馳過、劍槊相摩、終夜有聲、從者怛然失色、及明、視道上馬跡、尙心掉不自禁、凡虜所以誇耀中國者多此類、中國之人不測也、故或至於震懼而失辭、以爲夷狄笑、嗚呼何其不思之甚也、

段落　第三大段の第一小段なり、虜が實力なくして强を示せし例、

講説　往年、彭任と云ふ人、富公に從ひ使節に往きて還りしとき、我れに話し聞かせけるは、既に國境を出でゝ驛亭に宿せし夜、鎧ひたる武者數萬騎が其前を馳せ過ぎ、劍や戈や摩れ合ひて、夜中鳴り響く聲、耳に入れり、從者は怛然とおぢ懼れて色を失ひ、翌日になり、道上の馬の足跡を見てすら、尙ほ心掉ひて自らこらへ切れざりき、凡そ虜が中國に見せびらかす所のことは、此類多し、然るに中國の人は其實力を測り兼ぬるより、或は震ひ恐れて口狀を仕損じ、夷狄の物

段落　第一大段の第三小段なり、喜を叙す、

講說　其れより十餘年の後、昌言は第四番目を以て進士試驗に及第して官途に出でしより、四方に轉任して勤務せしかば、消息絶えたりき、余の方は日々に年を取り、玆に始めて心附きて目が醒めて我を折つて、以前の如くに學問を始めたり、又數年を經て京師に遊び、長安に於て昌言に逢ひ、互に機嫌を尋ね、仲の善きこと、昔しの通りなりき、此時文章十數篇を出して昌言に見せけるに、彼れ甚だ喜んで、善しと譽めぬ、吾れ晩く學問したる上別に定まりたる師とてなかりしかば、日々文を作りは作りたれども、心の中にて自ら慙ぢ居たる處、昌言の說を聞くに及んで、頗る自ら喜べり、

文法　高梅亭云ふ、前半、故舊を叙す、起頚、歲月を效す、凡そ四層、甚だ狎る、甚だ恨む、甚だ喜ぶ、及び自ら喜ぶ、凡そ四頓、相間し文を成す、筆欵古落、

今十餘年、又來京師、而昌言官兩制、乃爲天子出使萬里之外、强悍不屈之虜庭、建大旆、從騎數百、送車千乘、出都門、意氣慨然、自思爲兒時、見昌言先府君旁、安知其至此、

段落　第二大段の第一小段なり、出使の光景を叙す、

講說　今又其時より十餘年を過ぎて、尙も京師に來りしに、昌言はと言へば兩制の官に居り、其關係より天子の爲に出でゝ、萬里の彼方なる、氣荒にして屈することなき夷狄の政府へ使することゝなり、大なる旗印を押し立てゝ、從騎は數百人、送別者の車は千輛も連なりて都門を出でゆくとき、其意氣の如何にも亢奮するを見たり、余自ら思ふに、童子にてありし頃昌言を亡き父君の側にて見たる折、まさかに斯く立身すべしと思はんや、

注解　「兩制」翰林學士と中書舍人となり、「虜庭」契丹の政府、「大旆」將帥の旗なり、旐と云ふ一種の旗の末に帛を續ぎて、燕尾をなせるを旆と云ふ、

文法　賴山陽云ふ、嬉戲して棗栗を啖ひしより、大旆

までを第三大段となす、贈言なり、

昌言擧進士時、吾始數歲未學也、憶與群兒戲先府君側、昌言從旁取棗栗啖我、家居相近、又以親戚故甚狎、

段落　第一大段の第一小段なり、狎を叙す、

講説　昌言の進士に擧げられたる時、吾れはやつと五六歲の小兒にて、未だ就學せざりし頃なり、余が衆くの童兒と亡き父君の側に戯れ居りしに、昌言が棗や栗を余に啖したることを記憶す、住所が近かりし上、親類なりし廉にて、甚だ心安立てなりき、

昌言進進士、日有名、吾後漸長、亦稍知讀書、學句讀、屬對聲律、未成而廢、昌言聞吾廢學、雖不言、察其意、甚恨、

段落　第一大段の第二小段なり、恨を叙す、

講説　昌言は進士に擧げられしより日々に名高くなりしが、吾れも後にだんだん成長せしかば、人並みに書物を讀むことを知り、句讀の稽古をなし、聲律の文を綴り竝べし處、未だ成就せざる中に止めぬ、昌言は吾が學を廢したる由を聞き、口には何とも言はざりしかど、其心中を察し見るに、甚だ殘念に思ひ居たる樣なりき、

注解　「屬對」綴り竝べる、「聲律」音韻の文、受驗體是れなり、

後十餘年、昌言及第第四人、守官四方、不相聞、吾日以壯大、乃能感悟、摧折復學、又數年、遊京師、見昌言長安、相與勞問、如平生歡、出文十數首、昌言甚喜稱善、吾晚學無師、雖日爲文、中心自慚、及聞昌言說、乃頗自喜、

難治之事、而責其成績、則天下之人、不敢自謂奇傑、而眞奇傑者出矣』

段落　第五大段の第二小段なり、答、

講說　答へて曰く、其點は誠に其通りなり、さはさりながら奇傑の爲す所は、必ず最拔けて衆人の上に出づ、苟くも其已成の功を指して天下に曉し、其罪を贖ふを得しめ、而も一方に於て其未だ功あらざる者は之に爲し難き事を責めて、其成功を責むるときは、天下の人も敢て己れ自ら奇傑なりと謂はずして、眞の奇傑なるもの出づべきなり、

文法　賴山陽云ふ、掉尾、○又云ふ、此一段あり、纔かに是れ周匝矣、

纂　評

○沈德潛評　大意謂ふ、奔踶の馬、千里を致すべく、俗累を負ふの士、功名を立つべし、國家宜しく平日に收羅すべく、應に繩すに文法を以てすべからず、急にして之を求め、甚だしきは、或は加ふるに刑法を以てし、之をして北、胡に走り、南、越に走らしむるなり、議論發越、鋒鋩四露、自ら是れ老泉の本色、

送石昌言爲北使引

解題　石は姓、字は昌言、名を揚休と曰ふ、善く詩を作る、北使は契丹への使なり、其北方に在るを以て爾云ふ、引は唐以後に起りたる文體にして、大略、序の如く、稍短簡なるものなり、此文の如き、別に序と異る所あらず、蓋し老泉の父の名を序と曰ひたるが爲め、忌みたりとの說あり、

動機　昌言をして國體を辱めざらんとするに在り、

主意　彼れを怯るゝ勿れと謂ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「乃頗自喜」に至るまでを第一大段となす、自他の關係極めて舊きを叙す、「今十餘年」より「折衝口舌之間足矣」に至るまでを第二大段となす、昌言が使節としての氣概を叙す、「往年彭任從富公」より篇尾に至る

講説　周公の時、天下は至極善く治まれりとの評判を得、四方の夷狄も已に臣下として服從し、卿大夫も已に其職に適せり、此の時に當り、奇傑ありとも最早用ひ所なく、而して其禮法、風俗、尤も復た細密、朝廷と四海の人とを擧げて、遵奉履行せざるなく、而して其八議の中に猶ほ議能と曰ふものあり、況や當今天下は未だ十分の至治とは曰ひ難く、四夷は未だ盡く臣服せず、卿大夫士も未だ皆職に稱はず、禮法、風俗ゝ亦周の盛時の如く細密ならずして、奇傑の士は復た帳面や米鹽の間に困むものあり、さすれば其能を調査して、之を恕せざるべけんや、其才を哀んで、其過を大目に見るは然るべき筈にて、刀筆の吏に困められざらしむる時は、どうやら其才を盡すことを得ん、

注解　「八議」周禮小司寇に出づ、一に親を議すと曰ひ、二に故を議すと曰ひ、三に賢を議すと曰ひ、四に能を議すと曰ひ、五に功を議すと曰ひ、六に貴を議すと曰ひ、七に勤を議すと曰ひ、八に賓を議すと曰ふ、能を議すとは、才能ある者は、之が爲に其罪を減ずることなり、「簿書米鹽」帳面を附け米鹽などを取扱ふ賤職、「貰」寛假するなり、

文法　賴山陽云ふ、蘇家、古經を讀む、毎に別眼あり、拈來證となし、精神常に倍し、世間迂儒、夢想だも及ばざる所、

或曰、奇傑之士、有過得以免、則天下之人、孰不自爲奇傑、而欲免其過者、是終亦潰法亂敎耳、

段落　第五大段の第一小段なり、問、

講説　或る人難じて曰く、奇傑の士が過失あつて免るゝことを得る以上、何人か自ら奇傑となして其過を免るゝことを欲せざる者あらん、然るときは是れも亦法を潰り、亂を敎ふるのみと、

曰、是則然矣、然而奇傑之所爲、必挺然出於衆人之上、苟指其已成之功、以曉天下、俾得以贖其過、而其未有功者、則委之以

其弊を言ふ、〇又云ふ、本朝、大江廣元あり、

噫無事之時、既不能養、及其不幸一旦有邊境之患、繁亂難治之事、而後優詔以召之、豐爵重祿以結之、則彼已憾矣、夫彼固非純忠者也、又安肯默然於窮困無用之地而已邪』、

段落　第三大段の第二小段なり、一旦事ある時、用を爲さゞるを言ふ、

講說　扨も無事の時既に彼等を養はずして捨て置きながら、其不幸にして一旦邊疆の患や繁亂治め難き事あるに及び、優詔を以て之を召し、立派なる爵と手厚き俸祿とを以て其心を結ぶときは、彼れ已に憾むなり、彼れ無論純忠なるものにあらず、又何として窮困にして役に立たざる地位に默然たらんや、

周公之時、天下號爲至治、四夷已臣服、卿大夫士已稱職、當是時、雖有奇傑、無所復用、而其禮法風俗、尤復細密、擧朝廷與四海之人、無不遵蹈、而其八議之中、猶有曰議能者、況當今天下未甚至治、四夷未盡臣服、卿大夫士未皆稱職、禮法風俗、又非細密如周之盛時、而奇傑之士、復有困於簿書米鹽間者、則反可不議其能而恕之乎、所宜哀其才而貰其過、無使爲刀筆吏所困、則庶乎盡其才矣』、

段落　第四大段なり、

之以爵、厚之以祿、重之以恩、責之以措置天下之務、而易其平居自縱之心、而聲色耳目之欲、又已極於外、故不待於恣而後爲樂、今則不然、奇傑無尺寸之柄、位一命之爵、食斗升之祿者過半、彼又安得不越法踰禮而自快邪、我又安可急之以法、使不得泰然自縱耶、今我繩之以法、亦已急矣、急之而不已、而隨之以刑、則彼有北走胡南走越耳。

段落　第三大段の第一小段なり、上の人、道を失ふを論ず、

講說　夫れ其肯て窮屈に禮法を事とせずして、自ら勝手にして亂暴をなす者は、上の人の過なり、古への奇傑を養ふや、之に任ずるに權を以てし、之を尊ぶに爵を以てし、祿を以て之を厚くし、恩を以て之を重くし、之を責むるに天下を措置するの務めを以てし、斯くて彼れの平居自ら我儘をなすの心を易へ、而して一方に於ては、音樂、女色等、耳目の欲も亦已に外に極まるが故に、放縱にせずとも別に樂のある次第なれば、馴良にして用をなさしむべきも、今は則ちさにあらず、奇傑に僅かばかりの權力もなく、一命の爵に位し、斗升の祿を食むもの、半に過ぐ、彼れ又何として法を越え禮を踰えて、己れの心を逞しうせざらんや、則ち上たる人に於ても、又何として法則を以て之に逼り、泰然として自由なることを得ざらしむべけんや、今上に在るもの、之を法則にあつること隨分急なり、之を急にして已まず、終に刑を加ふることゝならば、彼れ、北の方、胡に走るに非ざれば、南の方越に走るあらんのみ、

注解　「一命」始めての辭令なり、一命を士となす、

文法　賴山陽云ふ、上面無數の波折此に到り極めて

物、志氣一發、則倜然遠去、不可羈束以禮法、然及其一旦翻然而悟、折節而不爲此、以留意於嚮所謂道與能可勉强者、則何病不至、奈何以樸樕小道加諸其上哉、

段落　第二大段の第二小段なり、才者の賤めらるゝ理由を論ず、

講説　然り而して世人が德を才の上に置きて、才士を捨て置くことは、亦其原因あることなり、如何にと云ふに、奇傑の士は常に自負を好み、投遣りにして威張りちらし、規律を事とせず、往々法律を冒し、刑禁に觸れ、大聲を立てゝ呼びつ叫びつ、一時の樂を發して其禍を顧みず、利を嗜み、酒亂となり、氣を使ひ物に傲り、感情一たび激すれば倜然として遠く去り、禮法を以て拘束すべからず、然れども一旦翻然として悟り、節を折つて此の如き亂暴をなさず、前に謂へる勉强するを得べき道と德とに意を留めば、何ぞ至らざるを憂へん、然るに如何んぞ樸樕たる小道を以て、之を才の上に加ふることあらんや、

注解　「好自負」他に依賴せざるなり、「疎雋傲誕」雋は俊に同じ、誕妄大言をなすなり、「繩檢」繩は約なり檢は束なり、「酗」醉怒なり、「倜然」高擧の貌、「樸樕」小木、

文法　沈德潛云ふ、道、假託し易くして、勉强し易からず、老泉、道を看る、太だ輕し、云ふ所のもの、乃ち文貌、道に非ざるなり、又云ふ、此等の人、其の在朝廷而百官肅在邊鄙而四夷懼云々を望むべけんや、天下の禍亂、每に此種の人に起る、老泉立論、駁を免れず、
○賴山陽云ふ、老蘇胸中、一種不平の氣あり、故に自ら其言の過ぐるを覺えざるのみ、他日、子瞻の策略、亦此意を言ふ、

夫其不肖規規以事禮法、而必自縱以爲此者、乃上之人之過也、古之養奇傑也、任之以權、尊

於其間、則未必失容、何哉、才難强而道易勉也、』

段落　第一大段の第三小段なり、才の强ひ難くして道の勉め易きを論ず、

講説　今茲に二人あり、一人は揖讓が上手にして、一人は騎射が上手なりとせんに、誰れも揖讓を以て騎射より賢れりと爲さざる者あらじ、さはさりながら、揖讓する者は騎射が上手なりとは限らず、而るに騎射を善くする人、其弓を捨てゝ揖讓の仲間に入りて揖讓せんか、形式を失ふとは限らず、（隨分立派に振舞ふべし）何ぞや、才は强ふること難けれども道は勉むること易きが故なり、

文法　才ある者、道を修めんとすれば、之を修むるを得べし、而して德あるもの才を兼ねんとすとも、天分の致す所なるが故に得べからず、騎射揖讓の譬へは尤も適切なるを覺ふ、

吾觀世之用人、好以可勉强之道與德、而加之不可逸强之才之上、而曰我貴賢賤能、是以道與德未足以化人、而才有遺焉、』

段落　第二大段の第一小段なり、世の道を尊び才を賤むを論ず、

講説　吾れ世人が人を用ふるを觀るに、兎角勉强することを得る道と德とを以て、之を勉强することを得べからざる才の上に加へ、而して我れ賢を貴び能を賤むと曰ふ、是を以て道と德とは未だ人を化するに足らずして、才ある者常に捨て置かる、

然而爲此者亦有由矣、有才者而不能爲衆人所勉强者耳、何則奇傑之士、常好自負、疎雋傲誕、不事繩檢、往往冒法律、觸刑禁、叫號讙呼、以發其一時之樂、而不顧其禍、嗜利酗酒、使氣傲

廉とせんか、古への謂はゆる仁と義と信と廉とは、此等の淺き意味に止まらざるも、さりとて天下の人は、是れ仁人に非ず、是れ義人に非ず、是れ信人に非ず、是れ廉人に非ずとは曰はず、（やはり仁義廉信の人となすなり）此等の德は、本と自身に無き所と雖も、勉强の力に因つて到ることを得るものなり、

在朝廷而百官肅、在邊鄙而四夷懼、坐之於繁劇紛擾之中而不亂、投之於羽檄奔走之地而不惑、爲吏而吏、爲將而將、若是者、非天之所與、性之所有、不可勉强而能也、道與德可勉以進也、才不可强揠以進也、

段落　第一大段の第二小段なり、才の難きを論ず、

講說　朝廷に在るときは、善く之を治めて百官謹み、邊鄙に在るときは、善く之を治めて四夷懼れ、之を忙しく取込みたる中に坐せしむるも亂るゝことなく、之を檄文など那邊這邊に飛び回る處に押し遣るとも惑ふことなく、吏となつては吏の任に適し、將となつては將の職に適す、此の如きは、天の與ふる所、性の有する所に非ざれば、迚も勉强の力にて能くすべからざるものなり、則ち道と德とは勉めて進むを得るも、才は無理に引き拔くやうにして進むことを得ざるものなり、

注解　「羽檄」檄は至急の回文なり、雞の羽を挿むが故に云ふ、「揠」音あつ、拔くなり、

文法　沈德潛云ふ、在朝廷云々は此れ天下の才、後に云ふ所の偏駁なるものにあらず、○賴山陽云ふ、百官肅云々、語、過重、沈識を來たす所以、

今有二人焉、一人善揖讓、一人善騎射、則人未有不以揖讓賢於騎射矣、然而揖讓者、未必善騎射、而騎射者捨其弓、以揖讓

の有に非ず、扨も高帝は大計を知ると謂ふべし、

文法　頼山陽云ふ、結勁、力あり、二子、每々之を學ぶ

纂評

○沈德潛評　賢將より才將を引出す、才將の中に於て、才大、才小の二項を分出し、後高祖を引き、才大なる者を御するの證となす、正喩相生じ、反覆曲暢、此れ亦縱橫家の術なり、

養才　衡論之一

主意　平日愛重して、其過を恕すべきを言ふ、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「才難强而道易勉也」に至るまでを第一大段となす、人才の得難きを論ず、「吾觀世之用人」より「奈何以樸樕小道加諸其上哉」に至るまでを第二大段となす、才を輕んずるの不可を論ず、「夫其肯規々以事禮法」より「又安肯默然於窮困無用之地而已邪」に至るまでを第三大段となす、平日に於て才を養はざるの責を論ず、「周公之時」より「則庶乎盡其才矣」に至るまでを第四大段となす、過を恕すべきを論ず、「或曰」より篇尾に至るまでを第五大段となす、補論なり、

夫人之所レ爲、有下可二勉强一者上、有下不レ可二勉强一者上、煦煦然而爲レ仁、孑孑然而爲レ義、不レ食二片言一、以爲レ信、不レ見二小利一以爲レ廉、雖下古之所レ謂仁與レ義、與レ信與レ廉者、不上レ止レ若レ是、而天下之人、亦不レ曰下是非二仁人一、是非二義人一、是非二信人一、是非二廉人一、此則無二諸己一而可二勉强以到一者也。

段落　第一大段の第一小段なり、德の易きを論ず、

講說　夫れ人の爲す所のもの丶中に、勉强することの出來得るものあり、勉强することの出來得ざるものあり、煦々然として物を溫むるがごとく小惠を加ふるをば仁と心得、孑々然として孤介なるを義と心得、一言の約束を違へざるを信とし、小利を見ざるを

小而志小、雖不先賞不怨、而先賞之、則彼將泰然自滿、而不復以立功爲事故也、』

段落　第三大段の第六小段なり、小才を御するの例證

講説　樊噲、滕公、灌嬰の徒に至つては、則ちさにあらず、一の城を拔き、一の陣を陷ることあつて後、數級の爵を增す、然らざれば、終歳遷ることなし、項氏已に滅び、天下已に定まるや、樊噲、滕公、灌嬰の徒には、其百戰の功を計つて之に通侯の爵を授けたり、夫れ何として高帝は此場合となつて吝嗇ならんや、但し彼等は才小なると共に志も小なれば、賞を先きにせずと雖も怨むことなし、之に反して先づ之を賞すれば、彼れ泰然として自ら得意となり、復た功を立つることに務めざるべきことを知ればなり、

文法　賴山陽云ふ、樊灌を以て鷹に比する、甚だ切、○又云ふ、先賞後賞兩意、層々寫し來り、末に至つて先賞上に歸到し、結をなす、篇法變化、

噫方韓信之立於齊、蒯通武渉之說未去也、當是之時、而奪之王、漢其殆哉、夫人豈不欲三分天下而自立者、而彼則曰、漢王不奪我齊也、故齊不捐則韓信不懷、韓信不懷、則天下非漢之有、嗚呼高帝可謂知大計矣、』

段落　第四大段なり、

講説　扨も韓信の齊に立つに方り、蒯通と武渉との說は未だ去らざりしなり、是の時に當つて之が王位を奪はんには、漢は實際危きことなり、夫れ人は誰れとて、天下を三分して其一に自ら王となることを欲せざるものあらん、然るに韓信は、漢王は我が齊を奪はじとて、蒯通等の天下三分說に從はざりしなり、故に高祖若し齊を捐てゝ韓信に與へざりしならば、韓信懷かざりしなるべく、韓信懷かずんば、天下は漢

棄弊屣、項氏未滅、天下未定、而三人者已極富貴矣、何則高帝知三人者之志大、不極於富貴、則不爲我用、雖極於富貴、而不滅項氏、不定天下、其志不已也、

段落　第三大段の第五小段なり、大才を御するの例證、

講説　昔し漢の高祖は、一たび韓信を見て、授くるに上將を以てし、己が衣を解いて之を衣せ、己が食を推して之を食はしめたり、一たび黥布を見て、之を淮南王となし、家具、飲食、王者の如くなりき、一たび彭越を見て、之を相國となせり、是の時に當り、三人の者未だ漢に功あらざりしなり、（然るに尙は此の如し）其後項籍を垓下に追ひし時、信、越と期せしも、二人至らざりければ、數千里の地を捐てゝ之に與へ、全く敝れたる履を棄つるが如し、項氏未だ亡びず、天下未だ定まらざるに、彼の三人のものは已に富貴を極めたり、何となれば、高帝は、三人の志大なるが故に、富貴を極めざれば我が用を爲さず、又富貴を極むと雖も、而も項氏を滅さず、天下を定めざれば、其志已まざるを知ればなり、

注解　「弊屣」屣は履なり、

文法　頼山陽云ふ、韓信、齊に王となり、肯て兵を出だし漢を救はず、垓下、封楚の説を許すに及び、然る後肯て來る、此時封を許して、未だ實に之に與へざるなり、故に來る、其實を與ふるも亦泰然動かざるのみ項氏を滅ぼし天下を定むる、豈に韓彭の志ならんや、

至於樊噲滕公灌嬰之徒、則不然、拔一城、陷一陣、而後增數級之爵、否則終歲不遷也、項氏已滅、天下已定、樊噲滕公灌嬰之徒計百戰之功、而後爵之通侯、夫豈高帝至此而嗇哉、知其才

きは、其勢ひ食を得ること出來ざるを知ればこそ、其れが爲に吾が役に立つなり、

注解　「閑」厩なり、

文法　騏驥は才大なるものに喩ふ、豐其芻粒　は賞を先きにするに喩ふ、鷹は才小なるものに喩ふ、獲一雉云々は賞を先きにせざるに喩ふ、

才大者騏驥也、不先賞之、是養騏驥者饑之、而責其千里、不可得也、才小者鷹也、先賞之、是養鷹者飽之、而求其擊搏、亦不可得也、是故先賞之說、可施之才大者、不先賞之說、可施之才小者、兼而用之可也、

段落　第三大段の第四小段なり、才の大小に随って賞の前後を異にすべきを論ず、

講說　才大なる者は騏驥なり、先づ之を賞せざるは、是れ騏驥を養ひながら、之を饑して其千里を行くことを責むるが如く、不可能の事なり、又才小なる者は鷹なり、先づ之を賞するは、是れ鷹を養ふものが、飽かしめて置きながら其善く鳥を打たんことを求むるが如く、此れも亦得べからざるなり、是の故に賞を先きにするの說は之を才大なるものに施すべく、先づ賞せざるの說は之を才小なるものに施すべく、或る人の兩說は、兼ねて之を用ふる可なり、

昔者漢高帝一見韓信而授以上將、解衣衣之、推食哺之、一見黥布、而以爲淮南王、供具飮食如王者、一見彭越、而以爲相國、當是時、三人者未有功於漢也、厥後追項籍垓下、與信越期而不至、捐數千里之地、以畀之、如

才大志亦大、人君當觀其才之小大、而爲制御之術、以稱其志、一隅之說不可用也、

段落　第三大段の第二小段なり、將才に大小あるを述べて一隅の說の不可なる所以を言ふ、

講說　將の才には固より小大の別あり、庸將の中に傑然と立越えたる者は才の小なるものなり、才將の中に傑然たるものは才の大なるものなり、才小なれば志も亦小に、才大なれば志も亦大なり、人君は、當に其才の小大を觀て制御の術をなして、其心に叶ふやうにすべし、一隅に偏したる說は用ふべからず、

文法　儲同人云ふ、將の中に於て賢と才とを分ち、又才將の中に於て大と小とを分つ、文字此の如くなれば、纔かに生々窮まらず、〇茅鹿門云ふ、先づ兩端を爲し、以て己れの所見を發す、

夫養騏驥者、豐其芻粒、潔其羈絡、居之新閑、浴之清泉、而後責之千里、彼騏驥者、其志常在千里也、夫豈以一飽而廢其志哉、至於養鷹則不然、獲一雉、飼以一雀、獲一兎、飼以一鼠、彼知不盡力於擊搏、則其勢無所得食、故然後爲我用、

段落　第三大段の第三小段なり、才の大小あるを喩ふ、

講說　夫れ騏驥を養ふものは、其馬草並に穀物を十分にし、其手綱等を潔くし、之を新たなる馬小屋に居き、之を清き水に浴せしめ、而して後に千里の路を行くことを責むべきなり、〔賞を先きにして成功を求むるを謂ふ〕彼の騏驥は其志常に千里の路を行くに在り、豈に一度の飽食を以て其遠大の志を廢せんや、鷹を養ふに至つては則ち然にあらず、一疋の雉を獲ば、一疋の雀を餌に與へ、一疋の兎を獲ば一疋の鼠を餌に與ふ、此れは鷹が若し骨を折つて鳥を打たざると

之者也』

段落　第二大段の第三小段なり、才將を御するは其欲を滿足せしむるに過ぎざるを論ず、

講說　漢の衞霍、趙充國、唐の李靖、李勣は賢將なり、又漢の韓信、黥布、彭越、唐の薛萬徹、侯君集、盛彥師は才將なり、賢將は多くあらざる以上、才將を得て之に任ずれば、其れにて宜しきなり、然るに苟くも又是れ難しと曰ふなれば、是れ不肖者にして後宜しきことゝなる、されば重恩を結びつけ、赤心を示し、田宅を美にして飮食を豐かにし、歌童、舞女までも之を供給して、彼の口腹耳目の欲を極めしめ、其上にて威力を用ひ之を折く、是れ先王が才將を御する所の術なり、

注解　「衞霍」衞靑と霍去病との二人、

文法　賴山陽云ふ、以上は、才將の、御して之を用ふべきを說き、以下、才將を御するの術、大小の別あるを說く、

近之論者或曰、將之所以畢志竭力、犯霜露、蹈白刄而不辭者、冀賞耳、爲國家者、不如勿先賞以邀其成功、或曰、賞所以使人、不先賞、人不爲我用、是皆一隅之說、非通論也』

段落　第三大段の第一小段なり、二說を擧ぐ、

講說　近頃の論者は或は云ふ、將が志を畢し力を竭し、霜露を犯し白刄を蹈んで辭せざる所以は、賞を冀ふの外はあらず、故に國家を治むる者は、賞を先きにすることなくして彼の成功を求むるに若かずと、或は曰く、賞は人を使ふ所以なれば、若し賞を先きにせざれば、人、我が用を爲さずと、是れ皆一隅の說にて、通論に非ざるなり、

將之才、固有小大、傑然於庸將之中者、才小者也、傑然於才將之中者、才大者也、才小志亦小、

王は、此馬なり牛なりの能力を棄てゝ、天下の用を廢するに忍びず、（術を以て之を御し、斯くて世の役に立てしなり）然るに若し是れは能く蹴、是れば能く突くが故に、虎豹と幷せ殺して同じく驅るべしと曰はゞ、是れ天下に騏驥なきうちは、車を附け又は騎乘すべき馬なきか、（此の如き不自由を忍ぶべき道理なし）

注解　「六畜」馬牛羊雞犬豕を謂ふ、「羈紲」手綱の類、「福衡」角の端に施したる横木、牛の人を突くことを防ぐの具、つのよけ、「騏驥」駿馬なり、

文法　騏驥、賢將に喩ふ、

先王之選才也、自非大奸劇惡、如虎豹之不可以變其搏噬者、未嘗不欲制之以術而全其才、以適於用、況爲將者、又不可責以廉隅細謹、顧其方何如耳、

段落　第二大段の第二小段なり、

講說　先王の才を選べる仕方は、大奸劇惡にして、搏噬を變化すること出來ぬ虎豹の如くにてなき以上は術を以て其方を全うして實用に適せしめざることあらず、況や將たる者に於てをや、又廉隅と細謹を以て責むべからず、其才の如何を視るまでなり、

注解　「劇惡」極惡と云ふが如し、「廉隅」操守あること、

漢之衞霍、趙充國、唐之李靖李勣、賢將也、漢之韓信黥布彭越、唐之薛萬徹、侯君集、盛彥師、才將也、賢將既不多有、得才者而任之可也、苟又曰是難御、則是不肖者而後可也、結以重恩、示以赤心、美田宅、豐飮饌、歌童舞女、以極其口腹耳目之欲、而折之以威、此先王之所以御才將

講說　人君が臣を御するに、相は御し易くして將は御し難し、將に二種あり、卽ち賢將あり、才將あつて、才將を御すること尤も難し、相を御するの道は禮を以てするに在り、將を御するの道は術を以てするに在り、而して將を御するの術も、將其人の如何に由つて同じからず、賢將を御するの術は信を以てし、才將を御するの術は智を以てす、但し禮を以て御せざると、信を以て御せざるとは、爲さゞる方なり、術を以て御せざると、智を以て御せざるとは、能くせざる方なり、故に曰く、將を御するは難くして、才將を御するは尤も難しと、

文法　此論、題して御將と云ふと雖も、其實特に才將を御するの術を論じたる者にして、一篇の旨、此に在り、○相は客にして、將は主なり、而して才將は又主中の主なり、○賴山陽云ふ、老蘇の起法、喜んで碎句を用ふ、是れ二子の及ばざる所、

六畜、其初皆獸也、彼虎豹能搏能噬、而馬亦能蹄、牛亦能觸、先王知能搏能噬者、不可以人力制、故殺之、殺之不能、驅之而後已、蹄者可馭以羈紲、觸者可拘以楅衡、故先王不忍棄其材而廢天下之用、如曰是能蹄、是能觸、當與虎豹幷殺而同驅、則是天下無騏驥、終無以服乘耶、

段落　第二大段の第一小段なり、譬へを以て才の棄つべからざるを論ず、

講說　六畜は最初皆野獸なりしなり、彼の虎や豹や、能く搏ち能く噬み、而して馬も亦能く蹄にて蹴、牛も亦能く角にて突く、先王は、能く搏ち能く噬む所の虎や豹の如き者は人力を以て制すべからざることを知るが故に、之を殺す、之を殺すこと能はざれば、之を逐ひ遣るまでなり、扱蹴るものは羈紲を以て之を御すべく、突くものは楅衡を以て之を御すべし、故に先

ら尊大になすことは、宰相をして自ら力を致し、其上に報せしむるの利なるに孰れぞや、又宰相が其君の責めざることを利として、其私腹を肥すことは、自ら勉めて其身を全うし、其祿位に安んじ、其功名を成すの福なるに孰れぞ、吾れ又未だ利を去つて害に就き、福を遠ざけて禍を求むる者を見ざるなり、

纂評

○沈德潛評　即ち賈誼が治安策の意にして、曲暢之を言ふ、中間、禮を用ふるに重からず、亦刑を用ふるに果ならず、相を去つて之を大藩鎭に出だす、此れ猶ほ宋代の厚きなり、以後更に問ふべからず矣、君臣、德を一にし、協恭交贊、人をして古へを懷うて慨然たらしむるなり、

御將　衡論之一

主意　才將を御するの道は智を以てするに在るを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「而御才將尤難」に至るまでを第一大段となす、才將を御するの難きを論ず、「六畜其初皆獸也」より「此先王之所以御才將者也」に至るまでを第二大段となす、才將を御するの術を論ず、「近之論者或曰」より「而不復以立功爲事故也」に至るまでを第三大段となす、才將を御するの術に大小あるを論ず、「噫方韓信之立於齊」より篇尾に至るまでを第四大段となす、史證を擧ぐ、

人君御臣、相易而將難、將有二、有賢將、有才將、而御才將尤難、御相以禮、御將以術、御賢將之術以信、御才將之術以智、不以禮、不以信、是不爲也、不以智、不以術、不能也、故曰、御將難而御才將尤難、

段落　第一大段なり、

の場合に當り、石慶の如き無能の者をして宰相の間に雜らしめて、不思議とも思はざる次第なり、然らば則ち必ず之を待つこと禮の如くにして、而して後之を責むること法の如くするを得るなり、

注解　「弛」廢なり、自ら官を廢て丶去るなり、「裁」自刑なり、命を裁つなり、「見平津侯」漢の武帝、厠に踞し、衞青を見、冠せず、公孫弘を見る、惟だ汲黯に於ては、冠せざれば見ず、「石慶」元鼎五年、石慶を以て相となす、桑公羊、王溫舒、兒寬木式等、更に進んで事を用ふ、慶は惟だ醇謹のみ、

文法　然則の二句、主意の歸宿、

且吾聞之、待以禮而彼不自效以報其上、重其責而彼不自勉以全其身、安其祿位、成其功名者、天下無有也、

段落　第四大段の第一小段なり、君、禮を以て相を待てば、相亦必ず、報效を圖るべきを言ふ、

講說　且つ吾れ之を聞く、君が相を待つに禮を以てするに拘はらず、彼れ相たるもの、自ら力を致して其上の恩を報いず、君が相の責を重くするに拘はらず、彼れ相たるもの、自ら勵みて其身を全うし、其祿位に安んじ、其功名を成さゞる者は、天下にあることなきなり、

彼人主傲然於上、不禮宰相、以自尊大者、孰若使宰相自效以報其上之爲利、宰相利其君之不責、而豐其私者、孰若自勉以全其身、安其祿位、成其功名之爲福、吾又未見去利而就害、遠福而求禍者也、

段落　第四大段の第二小段なり、禮あり責あるは、君相ともに利なるを言ふ、

講說　彼の人主が上に傲然として宰相を禮せず、自

之大藩鎮、此其弊皆始於不爲之禮、

段落　第三大段の第四小段なり、禮を以て待たざる以上、責を重くするを得ざるを言ふ、

講說　夫れ相を待つに禮を以てする能はざる以上、之を罪すべき場合に於て、吾が法も將に之を用ふることを得ざらんとす、何となれば、禮を用ふる方は行屆かずして、刑を用ふる方のみ行屆かすときは、彼れの心服せず、故に法文には、何の罪あるを以て何の刑を加ふとあるも、其宰相の官を免ずるに及んでは、何の罪ありと曰ひながら刑を加へず、之が一官を削つて、之を大なる藩鎮に出し遣るに過ぎず、「地方の大官とすること」此等は其弊、皆之が禮をなさゞるより始まる、

賈誼曰、中罪而自弛、大罪而自裁、夫人不我誅、而安忍棄其身、此必有大愧於其君、故人君者、必有以愧其臣、則其臣有所不爲、武帝嘗以不冠見平津侯、故當天下有事、朝廷憂懼之際、使石慶得容於其間、而無怪焉、然則必其待之如禮、而後可以責之、如法也、

段落　第三大段の第五小段なり、禮を厚くして、而して後其責を重くすべきを言ふ、

講說　賈誼の言に云ふ、中罪にして自ら官途を退き、大罪にして自殺すと、夫れ誰れもこれを誅せんとせざるに、何とて我れと吾が身を棄つるに忍びんや、然るに之を棄つる所以は、此れ必ず大に其君に愧づる所あればなり、故に人君は必ず其臣下をして愧づかしと思はしむることあれば、其臣下は爲さゞる所あり、「不忠不義の行ひなし」漢の武帝は嘗て冠も着けずして平津侯を見たり、故に天下に事あり、朝廷憂懼

講說　夫れ殷の湯王、周の武王の德は、三尺の童子も皆其聖人たることを知る、而るに此の聖德ある二聖王すら、尙ほ伊尹、太公ありて、之が師となり友となれり、伊尹、太公の二人は、湯、武より賢れるにはあらず、然るに二聖人は顧みずして、之を師とし友とせしは、天子と雖も尊ぶ所あるを明かにするなり、

噫近世之君、姑勿責於此、天子御坐、見宰相而起者有之乎、無矣、在輿而下者有之乎、亦無矣、天子坐殿上、宰相與百官、趨走於下、掌儀之官、名而呼之、如郡守召胥吏耳、雖臣子爲此亦不過、然尊尊貴貴之道、不若是褻也、

段落　第三大段の第三小段なり、近時は天子が宰相を輕んずるを言ふ、

講說　抑も近世の君は、湯、武の伊尹、太公に於けるが如きことを以て責むるは姑らく置き、天子が御坐にあり、宰相を見て起立するものありや、無きなり、天子が輿中に在り、宰相の爲に下るものありや、無きなり、天子は殿上に坐し、宰相と百官と、下に趨走し、式部官が名を云つて之を呼ぶことは、郡守が屬官を召すが如し、臣子此をなす、亦過ぎずと雖も、然れども尊ぶべきものを尊び、貴ぶべきものを貴ぶの道は、是の如くに狎れ汚さゞるべき筈なり、

夫既不能待之以禮、則其罪之也、吾法將亦不得用、何者不果於用禮、而果於用刑、則其心不服、故法曰、有某罪而加之以某刑、及其免相也、既曰有某罪、而刑不加焉、不過削之一官、而出

くして禮重ければ、彼れ弛然と心に締りなく、肯て自ら檢束せざらんとす、故に禮を以て其心を維ぎ置き、斯くて其責を重くして彼れの怠る心を引立つるときは、其結果、相たるもの忠を朝廷に盡して、其私を心配せざらんとす、

吾觀賈誼書、至所謂長太息者、常反覆讀不能已、以爲誼生文帝時、文帝遇將相大臣、不爲無禮、獨周勃一下獄、誼遂發此、使誼生於近世、見其所以遇宰相者、則當復何如也、

段落　第三大段の第一小段なり、近世の宰相を遇する甚だ薄きを言ふ、

講說　吾れ賈誼の書を觀て、謂はゆる長太息に至り、常に繰返して之を讀み、已むこと能はず、心に考ふるやう、誼は文帝の時に生れたる人なるが、文帝は將相大臣を遇するに禮なしとはせず、獨り周勃のみが一たび獄に下りしことあり、然るに誼は此の一事の爲に謂はゆる長太息を發せし次第なれば、誼をして近世に生れ、其宰相を遇する所以を見せしめなば、果して如何に嘆息すべき、

注解　「賈誼書」痛哭流涕長太息の上書、其中、大臣薄遇の件あり、

文法　漢の事を借つて當時に入る、○沈德潛云ふ、宋代、大臣を遇する、極めて厚し、老泉、備を責むるを免れず、

夫湯武之德、三尺豎子、皆知其爲聖人、而猶有伊尹太公者爲師友焉、伊尹太公非賢於湯武也、而二聖人者、特不顧以師友之、明有尊也、

段落　第三大段の第二小段なり、古聖王の賢臣を尊びしことを言ふ、

段落　第二大段の第三小段なり、前意を具體的に説明す、

講説　古へは宰相の天子に見ゆるとき、天子は之が爲に席を離れて起立し、往來に於ては、天子之が爲に輿を下り、病あれば之を見舞はれ、不幸にして死すれば、親臨して之を弔す、其相を待つことは此の如くに厚し、然れども其罪あるときは、亦決して私せず、天地に大變あり、天下に大失體あれば、相は病氣の由を奏聞し、相が其任に勝へず、宮中より文書下れば、布衣を着て役所を出で﹅免官となる、相に他の過失あるときは、棧車を牝馬に曳かせ、家に歸つて過を考ふることとなり、

注解　「棧車」竹木車なり、極めて粗末なるもの、「以不起聞」不行屆きを謝するなり、「思過矣」謹愼を表するなり、

文法　天子爲之離席より以下は接之以禮の説明にして、天地大變より以下は重責之の説明なり、

夫接之以禮、然後可以重其責、而使無怨言、責之重、然後接之以禮而不爲過、禮薄而責重、彼將曰、主上遇我以何禮、而重我以此責也、甚矣、責輕而禮重、彼將遂弛然不肯自飭、故禮以維其心、而重責以勉其怠、而後爲相者、莫不盡忠於朝廷、而不恤其私、

段落　第二大段の第四小段なり、禮遇と重責と相待つことを謂ふ、

講説　夫れ之に接するに禮を以てする事あつて、始めて其責を重くするも怨言を吐かしめざるを得べし、又之を責むること重くして、始めて之に接するに禮を以てして過となさず、禮薄くして責重ければ、彼れ將に曰ふなるべし、主上は一體何の禮を以て我れを遇しつ﹅あるや、（甚だ薄きにあらずや）然るに此の如き重き責を我れに加ふるは甚だしと、又若し責輕

して恥なく、皆守操廉潔にして犯すべからざる者にあらず、故に必ず態度を以て優遇せず、而して其不從順不規律の事ありとも、普通の法度を以て御すべからず、何となれば、我儘放埒にして規律に就かざる者は、亦將の常態なればなり、武帝の大將軍を視るや、往々厠に踞するかと見れば、李廣利が大宛を破り、士卒を虐殺せし罪は、置いて問はず、此れ將に任ずるの道なり、

注解　「不羈」羈は絆なり、又制なり、縻ぐなり、「武帝」漢の孝武、「李廣利云々」前漢の太初元年、將軍李廣利を遣し、宛を伐つて克たず、三年、廣利貳師將軍となり、以て宛を伐ち、後宛其王毋寡を殺し、以て降る、善馬數十匹を得、廣利を封じて海西侯となす、廣利は李夫人の兄なり、

若夫相必節廉好禮者爲也、又非豪縱不趨約束者爲也、故接之以禮而重責之、

段落　第二大段の第二小段なり、相に任ずるの道を論ず、

講說　若し夫れ相は、必ず節廉、禮を好むもの〻爲す所にして、又我儘放縱にして約束に趨かざるもの〻爲す所に非ざるなり、故に之に接するに禮を以てして、重く之を責む、

文法　作者の意は、接之以禮の上にあらずして、重責之の上に在り、

古者相見於天子、天子爲之離席起立、在道爲之下輿、有病相問、不幸而死、親弔、待之如此其厚、然其有罪亦不私也、天地大變、天下大過、而相以不起聞矣、相不勝任、策書至、而布衣出府免矣、相有他失、而棧車牝馬、歸以思過矣、

如人而已、議者常曰、將與相均、將特一大有司耳、非相侔也、國有征伐、而後將權重、有征伐無征伐、相皆不可一日輕、相賢耶、則群有司皆賢而將亦賢矣、將賢耶、相雖不賢、將不可易也、故曰將特一大有司耳、非相侔也、』

段落　第一大段なり、

講說　古へに於て人の國を觀るもの、其相の何如なる人なるかを觀るのみ、世の論議する者常に曰く、將と相と均等なりと、されど將は特一の大なる役人のみ、均等にあらざるなり、國に征伐あつて後將の權重し、（相の方は然らず）征伐あるも征伐なきも、相は一日も輕んずること出來ず、相、賢なるか、其結果、諸役人も皆賢にして、將其人も亦賢なり、將、賢なるか、此場合は、相、賢ならざるも、將が之を易ふべからず、故に曰く、將は特に一の大なる役人のみ、均等にあらざるなり、

任相之道、與任將不同、爲將者大概多才、而或頑鈍無恥、非皆節廉好禮、不可犯者也、故不必優以體貌、而其有不羈不法之事、則亦不可以常法御、何則豪縱不趨約束者、亦將之常態也、武帝視大將軍、往往踞廁、而李廣利破大宛、侵殺士卒之罪、則寢而不問、此任將之道也、』

段落　第二大段の第一小段なり、將に任ずるの道を論ず、

講說　相に任ずるの道は、將に任ずるの道と同一ならず、將たる者は大概多才なれども、或は剛情痴鈍に

文法　頼山陽云ふ、上段、結ぶに是鼂錯所以爲愚也を以てし、末段、結ぶに嗚呼是七國之勢也を以てし、緊しく相呼應す、然れども此結、最も人の意外に出づ、高峰、石を墜（オト）すの勢ひあり、

總説

識力と曰ひ、筆力と曰ひ、倶に議論文の絶頂に至る、老蘇の文、是れを壓卷とす、

纂評

○沈德潛評　略ふなく戰ひを主とするは一篇の大旨敵の我を要する所以と、我れの敵を待つ所以と、一一其情に出中す、料る所のもの契丹、而して後日、金人、宋を愚にするの術、已に預（アラカジ）め其肺腑を見る矣、上、賈生の治安策に匹す、夫れ何ぞ愧ぢん焉、○幾策二篇、公の本領、識見、已に此に具はる、故に先づ以て歐陽公に獻じ、而して上（ル）二田樞密一書に於て復た提出之を言ふ、此れ生平得意の作なり、

○頼山陽評　余、弱冠左右喜んで老蘇の二策を誦し、以爲へらく、二篇、優劣なしと、今歳四十有三矣、再び出して之を讀む、審敵は、篇法、章法、句法、一として人の意表に出入せざるなし、審勢に優（マサ）る、啻に數十等のみならざるなり、○審勢篇は篇法整然、審敵に至つては則ち神出鬼沒、端倪すべからず、○審勢は封建論に似て、奇峭及ばず焉、審敵は治安策第一章に似て、雄變殆ど之に逼る、

任相　衡論之一

主意　禮を以て之を遇し、重く責むべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「非相侔也」に至るまでを第一大段となす、相の將より重きを論ず、「任相之道」より「不恤其私」に至るまでを第二大段となす、將と相とに任ずるの輕重を論ず、「吾觀賈誼書」より「而後可以責之如法也」に至るまでを第三大段となす、當時禮薄く責輕きの弊を論ず、「且吾聞之」より篇尾に至るまでを第四大段となす、天子宰相利害の關係を論ず、

古之善觀（ク）二人之國（チ）一者、觀（ル）二其相何

なるを忌み、來り告げしむるやう、吾れ將に道を假り滑を伐たんとすと、公曰く、汝能く吾が界を越えて盜を爲すか、此方にても用意あり、虛言をなす勿れと、滑の軍隊急を告げしに、公は謂はしめて曰く、吾れ此に在り、公安んじて恐るゝ勿れと、或る人、敵が道を除ひ棘を翦りつゝある故、兵且に至らんとすと告ぐ、公曰く、兵の來るなれば道を除はざるなりと、師古詐窮まり、グヅ〳〵して逃れたり、愚故に曰く、彼れの計、聲と形とに出でゝ動かす能はざれば、技此に止まる、之と戰つて之を破るは易きのみと、

文法　賴山陽云ふ、大を以て契丹に喩へ、弊船を以て宋に喩へ、叫呼跳踉氣を以て先きだつものを以て、宋と契丹との戰ひに喩ふ、三喩愈よ出でゝ愈よ妙、妙皆百忙中より忽ち之を挿入するに在り、故に章法變動、

方今匈奴之君、有內難新立、意其必易與、鄰國之難、霸王之資也、且天與不取、將受其弊、賈誼曰、大國之王、幼弱未壯、漢之所置傅相、方握其事、數年之後、大抵皆冠、血氣方剛、漢之傅相、以病而賜罷、當是之時、而欲爲安、雖堯舜不能、嗚呼是七國之勢也、』

段落　第四大段の第四小段なり、時機に乘ずべきを論ず、

講說　方今匈奴の君主は、內亂の結果新に立ちしことなれば、考ふる所、與し易し、鄰國の難は霸王たるの資なり、且つ天の與ふるを取らずんば、將に其惡結果を受けんとす、賈誼の曰く、大國の王は幼弱にして未だ强壯ならず、又漢の朝廷が置きたる附家老が政事を握りつゝあれば可なれども、數年の後には大抵皆冠禮も濟み、血氣方に剛く、漢よりの附家老も病を以て免職仰付けられんか、是の時に當り安泰なることを欲すとせんに、堯舜と雖も其力に及ばじと、扨も是れ七國の勢なりき、（即ち亦今日の好き手本なり）

先者、世之所謂善鬭者也、雖然、蓄全力以待之、則未始不勝、彼叫呼者聲也、跳踉者形也、無以待之、則聲與形者、亦足以乘人於卒、不然、徒自弊其力於無用之地、是以不能勝也、韓許公節度宣武軍、李師古忌公嚴整、使來告曰、吾將假道伐滑、公曰、爾能越吾界為盜耶、有以相待、無為虛言、滑帥告急、公使謂曰、吾在此、公安無恐、或告除道翦棘、兵且至矣、公曰、兵來不除道也、師古詐窮、遷延以遁、愚故曰、彼計出於聲與形、而不能動、則技止此矣、與之戰破之易耳、』

段落　第四大段の第三小段なり、破之易耳の理由を說く、

講說　彼れの計が必ず先づ聲と形とに出で、其れより實に出づるものは、（其理由あり、）聲と形とに出づるは、我が懼れて重き賂ひを以て和を請ふを期するなり、實に出でゝ是非なく我れと戰ふは、之に由つて一時の勝を幸ふなり、夫れ勇は之を臆病者に施すべきも、之を智者に施すべからず、今夫れ聲を張り上げ躍り上つて、威勢を第一にするは、世の謂はゆる善く鬭ふものなり、然りと雖も全力を以て之に對するときは、本より勝たざることなし、彼の叫ぶものは聲なり躍り上るものは形なり、之に應ずる備へなきときは、聲と形との二者も人の不意に乘ずるに足るべきも、然らずして相手に備へあるときは、自ら力を無用の地に疲らすに過ぎず、是を以て勝つ能はざるなり、韓許公が宣武軍の節度使たりし時、李師古は公の嚴整

又不能動、則技止此矣、將遂練兵秣馬、以出於實、實而與之戰、破之易耳、

段落　第四大段の第二小段なり、彼れの政略と我が之に應ずる所以とを論ず、

講說　然らば之を謀るには如何にかすべき、曰く、匈奴の計は三に過ぎず、一は聲と曰ひ、二は形と曰ひ、三は實と曰ふ、匈奴は、中國を臆病と謂ふことは今に始まらぬことにて、吾れを以て終に彼れと抗せざるべしとなすなり、且つ其心は、常に前々よりの好を修めて厚き賂ひを得て、己が力を養はんと欲するなり、今若し突然之と絶縁するときは、彼れ必ず曰はん、戰つて勝つことは、居ながらにして賂ひを得るの利的に若かず、華人臆病なれば、吾れは第一着たる風說を以て之を脅すべし、さすれば彼れ（中國）復び我れ（匈奴）に賂ふに相違なからんと、是に於て遠近に宣言すらく、我れ（匈奴）何日を以て何の所を圍み、何日を以て何の所を攻めんとすと、此の如き、之を聲と曰ふ、此に對しては、邊郡に命じ、士卒を休ひ、旗鼓を偃せ、寂然と靜まりかへつて、其風說を聞かざるが如くすべし、風說既に動かす能はざるときは、彼れの計は形に出づるならん、道を除ひ棘を翦り、多く疑兵を設けて中國の城に臨むなるべし、此の如き、之を形と曰ふ此れに對しては、溝を深うし壘を固うし、野を淸めて以て待ち、寂然として其形を見ざるが如くす、形も又動かす能はざるときは、彼れの技は此に止まる、遂に兵を練り馬に秣ひ、以て實行に出づるなるべし、實行となつて之と戰はゞ、之を破るは容易のみ、

文法　此等の處は、全く孫吳より得來る、

彼之計必先出於聲與形、而後出於實者、出於聲與形、期我懼而以重賂請和也、出於實、不得已而與我戰、以幸一時之勝也、夫勇者可以施之於怯、不可以施之於智、今夫叫呼跳踉、以氣

山東變起、而關內騷動、今者匈奴之禍、又不若七國之難制、七國反、中原半爲敵國、匈奴叛、中國以全制其後、此又易爲謀也、

段落　第四大段の第一小段なり、對匈奴は對七國より易きを論ず、

講說　然りと雖も鼂錯の謀は猶ほ遺憾とする所あり何となれば、錯は七國の必ず反すべきことを知りながら、其反に備ふべき計をなし置かざりしため、山東に事變一たび起るや、關內騷動に及びぬ、今は匈奴の禍は又七國の制し難き程にあらず、七國反するときは、中原半は敵國となるも、匈奴叛するときは、中國は全體を以て其後を制することを得るが故に、此れ又謀を爲し易し、

然則謀之奈何、曰、匈奴之計不過三、一曰聲、二曰形、三曰實、匈奴謂中國怯久矣、以吾爲終不敢與之抗、且其心常欲固前好而得厚賂、以養其力、今也遽絕之、彼必曰、戰而勝、不如坐而得賂之爲利也、華人怯、吾可以先聲脅之、彼將復賂我、於是宣言於遠近、我將以某日攻某所、以某日圍某所、如此謂之聲、命邊郡休士卒、偃旗鼓、寂然若不聞其聲、聲既不能動、則彼之計、將出於形、除道翦棘、多爲疑兵、以臨吾城、如此謂之形、深溝固壘、淸野以待、寂然若不見其形、形

役、惟羊祜張華以爲是、然則宏遠深切之謀、固不能合庸人之意、此鼂錯所以爲愚也、』

段落　第三大段の第三小段なり、前に擧げたる故典を時事に活用して之を論ず、

講説　今や匈奴の強きことは七國に減せず、而るに天下の人又も當時に行はれたる議論を用ひ、因循維持して今日に至り、兎も角も無事なりと考へつゝあり、愚の思ふ所に因れば、天下の大計は賂ふなきに若くはなし、賂ふなきときは、變速かにして禍小、之に賂ふときは、變遲くして禍大なり、其速かなることを畏るゝよりも、其大を畏るゝ方增しなり、其遲きことを樂むよりも、其小なることを樂む方增しなり、天下の勢は、ボロ船の中に坐し、次第次第に深淵へ沈み込むが如し、其尙ほ淺瀨のうちに此危險なる舟を乘り舍てゝ、自ら生命を全うすべき道をば求めずして、足を濡らすことを言ひ草となすものは、是れ固より溺沒の仕方なり、聖人は、患をば未だ萠さゞるに除き、然る後能く禍を轉じて福となす、今や不幸にして禍を養つて今日の場合に至る以上、近小なる憂患も又憚つて決せざるときは、遠大の憂患は終に去るべからざるなり、赤壁の戰ひは、惟だ周瑜と呂蒙と、其勝つべきを知り、呉を伐つの役は、惟だ羊祜と張華とが是となせしのみ、然るときは、宏遠にして深切の謀は固より凡庸人の意に合ふ能はず、此れ鼂錯の愚となる所以なり、

注解　「赤壁之戰」魏の曹操、水軍八十萬を率ゐて呉を伐つ、呉の群臣皆降らんと欲す、獨り周瑜、呂蒙の二人、戰ひを主とし、遂に魏を赤壁に破る、「羊祜張華」晉人、

文法　賴山陽云ふ、激昂頓挫、議論風生、是等の處、何ぞ賈生に減せんや、○又云ふ、直ちに鼂錯に就いて結をなす、其實、自己賂ふなきの策愚計に非ざるを明かにす、絶奇、

雖然錯之謀、猶有遺憾、何者、錯不知七國必反、而不爲備反之計、

注解　「漢七國之勢」呉王、趙王、菑王、濟南王、膠東王、楚王、燕王、「八國」楚王韓信、梁王彭越、韓王信、長沙王呉芮、淮南王黥布、燕王臧荼、趙王張耳、燕王盧綰、「黄屋」天子の車は、其屋根裏に黄色の繒を張る、「匕首交於京師」處々に人殺しあるを言ふ、匕首は短刀、俗に云ふ合口、「徜徉容與」ゆつたりとして氣の長きこと、「循々」物をなでゆく貌、「煦々」温潤なり、

文法　頼山陽云ふ、泛に漢の時勢を論ず、詳に過ぐ、甚だ當世に關係せざるが如し、然れども石晋、契丹に賂ふ、其後遂に其勢を復すべからず、猶ほ漢の同姓を封ずる、已むを得ざるに出づるがごとし、故に古を借り、以て今を形するなり、○高梅亭云ふ、當時因循の説を破るに、漢の七國の情勢を援き、倒段となす、賂はず、則ち變疾にして禍小、之を賂へば、則ち變遲うして禍大、是れ此段立言の本旨、

今者匈奴之强、不減於七國、而天下之人、又用當時之議、因循維持以至於今、方且以爲無事、而愚以爲天下之大計不如勿賂、勿賂則變疾而禍小、賂之則變遲而禍大、畏其疾也、不若畏其大、樂其遲也、不若樂其小、天下之勢、如坐弊船之中、駸駸乎將入於深淵、不及其尚淺也、舍之而求所以自生之道、而以濡足爲解者、是固夫覆溺之道也、聖人除患於未萌、然後能轉禍而爲福、今也不幸養之以至此、而近憂小患、又憚而不決、則是遠憂大患、終不可去也、赤壁之戰、惟周瑜呂蒙知其勝、伐呉之

を取急ぎしため、數千里の地を擧げて諸將を封じ、王とせり、其後項籍死し天下定まりたる場合に於て、諸將を封じたる土地は其儘にて、遂に削ること出來ず、是の時に當り、劉氏にあらずして王となり居るもの八箇國あり、高祖は此等が行く〳〵騷動を起さんとするを懼れしかば、大に吳や楚や齊や趙やの同姓の國を封じて、異姓の諸王國を制せり、既にして韓信、彭越、黥布、盧綰等皆誅せられて死せしより、今度は吳楚齊趙等の同姓の國が强くなり、之を制すること出來ざる次第となれり、是時に當り、諸侯王は、其名こそ臣下なれ、其實は帝となつて之を制する心あらざるなし、膠東、膠西、濟南等、從つて之と一致せり、是に於て擅に爵を與へ、死罪を赦し、黃屋を戴き、刺客公に行はれ、匕首は京師に相交はる、罪は此上もなく明白なり、勢ひは此上もなく切迫なり、然るに當時の人は其れにても尙ほ呑氣にして、慮るに足らざるが如く、一月づゝを送つて一年の事を圖らず、朝の事を計つて夕の事を計らず、循々と撫で摩り、煦々と息を吹いて溫め遣り、幸ひにして大變なく、以て孝景の世に及びしが、鼂錯と云ふ謀臣あり、始めて諸侯の地を削り其權を損せんことを議せし處、天下は皆諸侯必ず反すべしと曰へり、錯は之に對して曰ふやう、諸侯の反するは勿論なり、削るも亦反し、削らざるも亦反す、之を削れば、反すること速かなる代りに禍小なるべく、削らざれば、反すること遲き代りに禍大なるべし、吾れは諸侯が今の中に反せざることを懼るゝなりと、天下は又皆錯を愚と云へり、〔諸侯を削りし爲に其身を亡ぼせしを以て〕扨も七國の禍は到底免れ難きことを覺悟する以上、其遠き將來に發して禍大ならんよりは、近き未來に發して禍小なるに若かず、小なる禍を以て大禍に易ふ、三尺の童子と雖も皆其當然なるを知る、然るに其錯に同情を寄せざる所以の者は他なし、彼れ皆當時の勢ひ上、將に遠き禍あらんとするを知らざる者と、其勢ひ將に遠禍あらんとするを知つて測量する所、自身の生存中は其禍來らざるにより、之を後人に寄せて以て苟くも吾が身を免れんとする者となり、然らば則ち錯は、彼れの一身の爲に謀る所は愚なれども、天下の爲に謀る所は智なり、人君たるもの又安んぞ天下の謀を捨てゝ一身の謀を用ふべけんや、

不有帝制之心、膠東膠西濟南、又從而和之、於是擅爵人、赦死罪、戴黃屋、刺客公行、匕首交於京師、罪至彰也、勢至逼也、然當時之人、猶且徜徉容與、若不足慮、月不圖歲、朝不計夕、循循而摩之、煦煦而吹之、幸而無大變、以及於孝景之世、有謀臣曰鼂錯、始議削諸侯地、以損其權、天下皆曰、諸侯必且反、錯曰、固也、削亦反、不削亦反、削之則反疾而禍小、不削則反遲而禍大、吾懼其不及今反也、天下皆曰、鼂錯愚、吁七國之禍、期於不免、與其發於遠而禍大、不若發於近而禍小、以小禍易大禍、雖三尺童子皆知其當然、而其所以不與錯者、彼皆不知其勢將有遠禍、與知其勢將有遠禍、而度己不及見、謂可以寄之後人、以苟免吾身者也、然則錯爲一身謀則愚、而爲天下謀則智、人君又安可捨天下之謀、而用一身之謀哉』

段落　第三大段の第二小段なり、故事を引證す、

講說　愚の考へは然にあらず、當今夷狄の勢は漢の七國の勢の如し、昔し漢の高祖は項籍を滅ぼすこと

利、彼又不以動其心、則我勿賂而已、勿賂而彼以爲辭、則對曰、爾無功於吾、歲欲吾賂、吾有戰而已、賂不可得也、』

段落　第二大段の第四小段なり、主意を發揮す、

講說　且つ匈奴の力は、其大に欲する所を伸ぶるに足らざると共に、一郡を奪ひ、數千人を殺掠するの利も、彼れ又其志を動かさずとすれば、我れ賂はざるに限るなり、我れ賂はずして彼れ議論あらば、則ち對へて曰はん、汝元來吾れに何等の功なし、然るに年々吾が賂を欲するは不當なり、吾れは戰ふまでなり、賂は得ることとならぬと、

雖然天下之人必曰、此愚人之計也、天下孰不知賂之爲害、而勿賂之爲利、顧勢不可耳、』

段落　第三大段の第一小段なり、反對論を設く、

講說　然りと雖も天下の人は必ず、曰ふならん、右は愚人の計なり、何となれば、天下何人か賂ふことの損害にして、賂はざることの利益なるを知らざるものあらん、考へ見るに、勢ひ不可なるのみ、（已むを得ざればこそ、賂ふとは知らずや）

愚以爲不然、當今夷狄之勢、如漢七國之勢、昔者高祖急於滅於項籍、故舉數千里之地、以王諸將、項籍死、天下定、而諸將之地、因遂不可削、當是時、非劉氏而王者八國、高祖懼其且爲變、故大封吳楚齊趙同姓之國、以制之、既而信越布綰皆誅死、而吳楚齊趙之强、反無以制、當是時、諸侯王雖名爲臣、而其實莫

則彼既得其志矣、兵法曰、用其所欲、行其所能、廢其所不能、於敵反是、今無乃與此異乎。』

段落　第二大段の第三小段なり、故事を引證す、

講説　鷙鳥が將に他の鳥を撃たんとする時は、必ず先づ其形を匿して見せしめずとか、昔し匈奴の冒頓が漢を攻めんと欲せし時、漢の使至りけるに、忽ち其壯んなる兵士と健かなる馬とを匿して、弱きを示せり、故に兵法に曰ふ、辭の卑下せるものは反つて強きものなり、辭の强きものは退軍せんとするものなりと、今匈奴の君臣は、勢を張つて我れに夸らざるはなし、是れ其志、戰ひを欲せざること明なり、（表裏反對するが故に）闔閭の楚に討ち入るや唐蔡に因り、勾踐の呉に討ち入るや齊晉に因れり、匈奴若し實際吾れと戰はんと欲するなるか、前に陝西に元昊の叛あり、河朔に王則の變あり、嶺南に智高の亂あり、是れ亦乘ずべきの勢なり、然るに彼れ終に動かざりき、則ち其志の戰ひを欲せざること又明なり、扨も彼れ戰ひを欲せざるに、我れ遂に戰はずして止むときは、彼れ既に其志を得、思ひ通りとなる次第なり、兵法に曰ふ、其欲する所を用ひ其能くする所を行ひ、其能はざる所を廢す、敵に於ては此裏を行くと、（然るに今敵が戰ひを欲せざるに、吾れ其反對に出でゝ戰ふことを爲さゞるは）此の兵法の原則と異るまじきか、（大に兵法に違へり）

注解　「鷙」猛鳥、鷹の類、「兵法曰辭卑者云々」孫子の行軍篇に出づ、「因唐蔡」史記の世家に載す、呉王闔閭、伍子胥、伯嚭、唐、蔡と倶に楚を伐つと、唐蔡は二國の名、「因齊晉」呉王、齊を伐ち、之を艾陵に敗り、齊高國を虜にし、以て歸る、其後越復た呉を伐つ、呉の士民罷弊、輕鋭盡く齊晉に死す、而して越大に呉を破る、「元昊之叛」趙元昊の亂は、歐文の注に審なり、「王則」慶歷七年、貝州の卒王則叛す、「智高之亂」皇祐四年、廣涼州の蠻、儂智高叛す、

且匈奴之力、既未足以伸其所大欲、而奪一郡、殺掠數千人之

少屈者何也、其意曰、邀之而後固也、

段落　第二大段の第二小段なり、遠謀を遂ぐる力足らざる爲め、吾が賂ひを失はんことを恐るゝを論ず、

講說　且つ今中國が人民の力を竭し、彼れの欲する所に恭順して、猶ほおぢ〳〵して一事と雖も其意に副はざるを懼るゝものは、中國の力が其怒を支ふるに足らずと謂ふにてはなきか、然れども愚を以て之を度るに、當今中國は萬々石晉の乘すべきの勢の如きものなしと云ふものゝ、匈奴の力は邊を犯すに足ると云ふものゝ、今十數年の間は、吾れ中國は必ず邊を犯すの憂へなかるべし、何ぞや、彼れ吾れを畏るゝにはあらず、其志邊を犯すに止まらざるなり、其志邊を犯すに止まらざれども、さりとて其力は其爲したきことを爲すに足らず、されば其心は、惟だ吾れの一旦其好を絕つて、之がため吾れの手厚き賂ひを失はんことを恐るゝのみなり、然るにも拘はらず、驕傲にして少しも屈せざるものは何ぞや、其意に曰く、之を强求して始めて大丈夫なるべしと、

文法　儲同人云ふ、敵情此に至り、方に曲々審盡、

鷙鳥將擊、必匿其形、昔者冐頓欲以攻漢、漢使至、輒匿其壯士健馬、故兵法曰、辭卑者進也、辭强者退也、今匈奴之君臣、莫不張形勢以夸我、此其志不欲戰、明矣、闔閭之入楚也、因唐蔡、勾踐之入吳也、因齊晉、匈奴誠欲與吾戰耶、曩者陝西有元吳之叛、河朔有王則之變、嶺南有智高之亂、此亦可乘之勢矣、然終以不動、則其志之不欲戰又明矣、吁彼不欲戰、而我遂不與戰、

て爲すあるに足るなりと、天は北狄を生ぜしが、之を犬戎と謂ふ、骨を地に投ずれば、ワン〳〵と吠えて爭ふは犬の常なり、然るに今や犬戎たる北狄は然にあらず、我が國境の上に於て豈に乘ずべき釁なきことあらんや、彼れ若し來り寇するときは、大なれば一郡を奪ふに足り、小にしても數千人を殺掠するに足る、然るに彼れ是れが爲に心を動かさゞるものは、此れ彼れの志小にあらざればなり、卽ち彼れは將に其鋭氣を蓄へ置いて吾が隙を伺ひ、斯くて其大に欲する所を伸べんとす、故に小利を以て其遠謀を敗るに忍びざる次第なり、古人の言に、小蛇のうちに摧かざるときは、蛇となりて如何するぞと、匈奴の勢、日に長じて炎々と盛んなるに、柔かく之を持扱ひ、其最後に至るまで大變なきを冀ふは、如何にも智慧の昏みたる事なり、

注解　「一介」一個の使なり、「以形凌之」形は猶ほ態度と云ふが如し、「狺々」犬の吠聲、「爲虺云々」國語に出づ、申胥の語なり、虺は蛇の小なるもの、

文法　高梅亭云ふ、以上總べて敵患を言ふ、以下敵情を探つて之を制するの術、○賴山陽云ふ、此二段、全篇精神の注する所、踴躍震動、筆力雄變、賈生よりして下、敵手なし、

且今中國之所以竭生民之力、以奉其所欲、而猶恐恐焉懼一物之不稱其意者、非謂中國之力不足以支其怒耶、然以愚度之、當今中國、雖萬無有如石晋可乘之勢者、匈奴之力、雖足以犯邊、然今十數年間、吾可以必無犯邊之憂、何也、非畏吾也、其志不止犯邊也、其志不止犯邊、而力又未足以成其所欲爲、則其心惟恐吾之一旦絕其好、以失吾之厚賂也、然而驕傲不肯

雖然數十年之間能以無大變者何也、匈奴之謀必曰、我百戰而勝人、人雖屈、而我亦勞、馳一介入中國、以形凌之、以勢邀之、歲得金錢數十百萬、如此數十歲、我益數百千萬、而中國損數百千萬、吾日以富、中國日以貧、然後足以有爲也、天生北狄、謂之犬戎、投骨於地、狺然而爭者、犬之常也、今則不然、邊境之上、豈無可乘之釁、使之來寇、大足以奪一郡、小亦足以殺掠數千人、而彼不以動其心者、此其志非小也、將以蓄其銳而伺吾隙、以伸其所大欲、故不忍以小利而敗其遠謀、古人有言曰、爲虺不摧、爲蛇奈何、匈奴之勢、日長炎炎、今也柔而養之、以冀其卒無大變、其亦惑矣、

段落　第二大段の第一小段なり、北胡が目下大變なきは、彼れが遠謀の爲に小利を忍ぶが爲なるを辨ず、

講說　然りと雖も數十年の久しき間、大變なくして濟みたるは何故ぞや、匈奴の謀は、必定左の如くなるべし、我れ百たび戰つて人に勝つとせんに、人〔敵〕屈すと雖も我れも亦疲勞すべし、其れよりも一個の使を馳せて中國に入らしめ、形を以て之を凌ぎ、勢を以て之を求めなば、一年に金錢數十百萬を得べし、此の如きこと數十歲に至らば、我が方は數百千萬を益すに反して、中國は數百千萬を損すべし、吾れは日に富み、中國は日に貧しくならんのみ、此の如くにして以

與之盟以和、夫人之情、勝則狃、狃則敗、敗則懲、懲則勝、匈奴狃石晉之勝、而有景德之敗、懲景德之敗、而愚未知其所勝、甚可懼也、』

段落　第一大段の第三小段なり、敵勢を述べて其畏るべきを論ず、

講說　昔し匈奴の强かりしは、冒頓に過ぎたるものなし、暴戾の秦が殘酷の政をなし、劉、項の二氏が交戰爭奪の後に當り、中國は國力空渴なりき、今日より之を測り見るに、彼れ匈奴は其儘入つて中原を踐むこと、大河を切り落し蟻の塚を押し潰すが如くになけねばならぬ筈なり、然るに彼れ結局其國疆を越えて、吾が一尺一寸の地を占領する能はざりき、何となれば、中國の强さは言ふまでもなく匈奴に百倍し長らく衰へ若しくは新たに出來上りたる國家と雖も、猶ほ之を制するに足るなり、五代の際には、中原に君なく、晉王塘が一時の利に目をくれ、子の禮を以て匈奴に事へ、幽州、燕州の地を割いて彼れの强大を資く、孺子繼いで立ち、大臣外に叛き、匈奴境を掃つて來り寇し、兵は刄に血ぬるまでもなく、京師は陷落し、天下其禍を被れり、是れより始めて中原を輕んずるの心あり、取ることを得べしと考へき、吾が宋の景德中に及び、大擧來寇せし處、章聖皇帝一たび戰つて之を却け、遂に之と盟ひ、以て和を講ぜり、夫れ人情として、勝てば狃れて心を弛うし、狃れて心を弛うせば、其次ぎ敗北となり、敗北するときは、懲りて奮發す、懲りて奮發すれば、則ち勝つものなり、匈奴は石晉の勝に狃れ、而して景德の敗軍あり、景德の敗軍に懲りし結果としては、愚は未だ其何れの國に勝つを知らず、甚だ懼るべきなり、

注解　「冒頓」單于なり、匈奴の君長の名、「刻剝」きざみはぐ、手荒き政治を謂ふ、「晉塘」晉王石敬塘、「苟一時之利」唐を亡さんが爲め、匈奴の應援を利用せしことを指す、「孺子」敬塘の子、出帝なり、「大臣」杜威、敵に降る、「景德」眞宗の年號、「石晉」石氏晉、即ち前に見えたる敬塘、

國の賄賂は日に益す増加し、今に至つて凡そ數十百萬の巨額に達す、然るに彼れ猶ほケロリとして其欲未だ滿足せず、中國をば全く己れが府庫同樣に心得居れり、さすれば其勢は又將に數百萬に止らざらんとす、夫れ賄益す多きときは、租税重くないわけにゆかぬなり、租税重ければ、人民殘はれざるを得ず、故に名は人民を休ふと云ふも、其實は人民の死するをば大事を取りて、其生ける間を無殘にするなり、名は外憂と云ふも、其實は憂へ內に在るなり、外憂の去らざることとすら、聖人猶ほ且つ之を耻づ、然るに內憂なるに、其處置を爲さゝるときは、愚、天下が如何にして永く、安泰にして異變なきを知らざるなり、「永久安泰にして異變なき道理あらず」

注解　「北胡」契丹、「邀」もとむ、「西羌之變」趙元昊の亂、「不遜語」歲幣の名義を改めて獻と曰ふべしとの要求、「外府」國門外の庫なり、「慊然」意足らざるなり、

古者匈奴之彊、不過冒頓、當暴秦刻剝、劉項戰奪之後、中國溘然矣、以今度之、彼宜遂入踐中原如決大河潰蟻壤、然卒不能越其疆、以有吾尺寸之地、何則中原之疆、固皆百倍於匈奴、雖積衰新造、而猶足以制之也、五代之際、中原無君、晉塘苟一時之利、以子行事匈奴、割幽燕之地、以資其强大、孺子繼立、大臣外叛、匈奴掃境來寇、兵不血及、而京師不守、天下被其禍、匈奴自是始有輕中原之心、以爲可得而取矣、及吾宋景德中、大擧來寇、章聖皇帝一戰而却之、遂

士卒勇武ならば、患は中原に在らず、〔內部は何等の害を受けず〕是の如くにして外憂と曰ふも可なり、然るに今の蠻夷は、臣下となり又は遁れ去るの望みなきことは姑く置き、其志が侵掠に止まらんことを求むるも得べからず、〔彼れは實に侵掠以上の目的を有す〕

文法　無內憂必有外懼は、外寧必有內憂の句を飜じて、外懼は實に是れ內憂なることを見はせしなり、

北胡驕恣、爲日久矣、歲邀金繒、以數十萬計、昔者幸吾有西羌之變、出不遜語、以撼中國、天子不忍使邊民重困於鋒鏑、是以虜日益驕、而賄日益增、迨今凡數十百萬、而猶慊然未滿其欲、視中國如外府、然則其勢又將不止數十百萬也、夫賄益多則賦歛不得不重、賦歛重則民不得不殘、故雖名爲息民、而其實愛其死而殘其生也、名爲外憂、而其實憂在內也、外憂之不去、聖人猶且耻之、內憂而不爲之計、愚不知天下之所以久安而無變也、

段落　第一大段の第二小段なり、北胡が外憂に止まらずして內憂たる實際問題を論ず、

講說　北胡が增長して勝手なること、其時日を言へば久しきことなり、年々金や帛を要求する額は、數十萬を以て計るほどなり、昔し吾が中國が西羌の變亂ありしを好機とし、無禮の語を出して中國をゆすれり、然る處天子は邊陲の人民をして重ね重ね矢先き鋒先きに困ましむるに忍び給はず、彼れの言ふ所に從ひ給へり、是に於て夷虜の奴共日に益す增長し、中

となす、賂ふべからざるの理由を論ず、「雖然錯之謀」より篇尾に至るまでを第四大段とす、戰ふべきを論ず、

中國內也、四夷外也、憂在內者本也、憂在外者末也、夫天下無內憂必有外懼、本既固矣、盍釋其末以息肩乎、曰末也、古者夷狄憂在外、今者夷狄憂在內、釋其末可也、而愚不識方今夷狄之憂爲末也、古者夷狄之勢、大弱則臣、小弱則遁、大盛則侵、小盛則掠、吾兵良而食足、將賢而士勇、則患不在中原、如是而曰外憂可也、今之蠻夷、姑無望其臣與遁、求其志止於侵掠、而不可得也、

段落　第一大段の第一小段なり、現時に於ける夷狄の憂へは、外憂に非ず、末憂に非ざるを論ず、

講説　中國は內部なり、四夷は外部なり、憂への內に在るものは根本の憂なり、憂の外部に在るものは末の憂へなり、一體天下と云ふものは、內部の憂へなければ必ず外部の懼れあり、內外倶に無事なることを望むべからず、されど其本が堅固なる以上、末の方は之を放任し、肩を休めて然るべきに、何とて然はせざる曰く、古へは夷狄の憂へは外に在りしが、今は夷狄の憂へ內に在り、其末たる憂へを打棄て置くは貴說の如く尤もなるも、愚に於ては方今夷狄の憂へが末たることを識らず、古へは、夷狄の勢、大に弱きときは中國に臣服し、小しく弱きときは中國の攻擊を恐れて遁逃す、又其勢、大に盛なるときは中國の土地を侵し、小しく弱きときは中國の民物を掠め去る、（縱令其勢盛んなるも此の如きに過ぎざれば）吾が中國の武器精良にして、糧食不足なく、將校賢材にして、

ひ、秦は强政を以て强勢を濟ひ、而して宋は弱政を以て强勢を敗る、蓋し言の磨滅すべからざるものなり、子厚の封建を論ずるや、秦に叛民あつて叛吏なく、漢に叛國あつて叛郡なく、唐に叛將あつて叛州なし、一言を以て一代を綜ぶ、其精鑿、老蘇と同じ、磨滅し得ざる所以、

威を尙ぶは乃ち一篇の主、此れ弱宋の爲に言ふ、眞に對症發藥、古へより天下を治むるもの、摠べて威を尙び刑を用ふるを以て上理となすを謂ふにあらざるなり、周公曰く、平易、民を近づくれば、民必ず之に歸すと、孔子曰く、之を道くに德を以てし、之を齊ふるに禮を以てせば、耻あり、且つ格ると、獨り純王の治にあらずや、古人の書を讀む、正に須らく時勢を相度るべし、○宋の君臣の間、實に弱勢に處る、老泉此れを挾み、以て人主を聳動す、言を立つる、然らざるを得ず、猶ほ賈生、漢文に對し、火を厝く、之を積薪の上に置いて、未だ然るに及ばずと云ふがごときなり、此策亦全く長沙を學ぶ、

○高梅亭評　强弱は勢なり、威惠は政なり、周は卽ち勢、政と倶に弱、秦は則ち勢、政と倶に强、宋は卽ち强勢弱政、參へて周秦の形あり、政弛んで勢亦振はず矣、故に須らく政を以て之を起すべし、一層折を添ふれば、便ち自ら節々融通す、

審敵

解題　敵とは契丹なり、宋は契丹の壓迫を受くること久しく、常に金帛を賂ひて侵略を免れんとし、之が爲に中國疲斃、殆ど支ふべからず、適ま契丹に內亂あり、老蘇此を以て乘ずべきの機なりとし、因つて此文を作る、

動機　解題を看るべし、

主意　賂ふことなくして戰ふべしと云ふに在り、

段落　凡べて四大段より成る、篇首より「其可懼也」に至るまでを第一大段となす、北胡の憂への絕大なるを論ず、「雖然數十年之間」より「賂不可得也」に至るまでを第二大段となす、北胡が賂ひを欲して戰ひを欲せざるを論ず、「雖然天下之人必曰」より「此鼂錯之所以爲愚也」に至るまでを第三大段

民を救ひ出せり、然るに尙ほ又遂に多く人を殺し多く人を刑して政治となすときは、人民の心離叛す、故に其政治は專ら禮義に出でたり、彼の湯は然らず、桀の惡、固より紂に異なるなし、然れども其暴は紂の暴虐の甚だしきが如くならず、然るに天下の民其風に化し、淫惰にして法度を事とせず、書經に曰く、有衆率ゐて怠り、協はずと、而して又諸侯昆吾氏首として亂をなせり、是に於て其手剛きもの怠惰のもの不法のものを誅し除き、以て紛亂を定めたり、故に記に曰く、商人は罰を先きにして賞を後にすと、桓文の事に至つては、又皆刑に任すに非ざるものなり、桓公、管仲を用ふ、管仲の書、好んで刑を言ふ、故に桓公の治は常に刑に任せたり、文公は長者なるが、其佐たる狐、趙、先、魏、皆說くに刑法を以てせず、其政治も亦未だ嘗て刑を以て本となさず、而して是れも名づけて亦覇とせり、而して湯は王に非ずして、文は覇に非ずと謂ふか、豈に然く謂ふを得んや、故に刑を用ふるもの覇とは限らずして、德を用ふるもの王とは限らず、各其勢に就いて何れを用ふべきかを觀るより外はあらず、然らば則ち今の勢、何として刑を用ひざる刑を用ふる、何として王道と曰はざる、彼れ先づ天下の勢を審かにせずして天下の務に應ぜんとするは難し、

注解　「炮烙斬刖」炮は炙なり、烙は燒、刖は足を斷つなり、皆殷紂の暴刑、「書曰」湯誓篇に出づ、「昆吾氏」史記本紀に云ふ、諸侯昆吾氏、亂をなす、湯乃ち師を興し、昆吾を伐つ、「記曰」禮記の表記に出づ、「狐趙先魏」狐偃、趙衰、先軫、魏犨の四人、

文法　結句、第二大段の起手に應ず、

總說

文法の本づく所、治安策と封建論とに在り、結末の彼不先審天下之勢は、謂はゆる常山の蛇勢、

纂評

○茅鹿門評　宋、忠厚を以て國民を立つ、之を弱に失ふに似たり、而して蘇氏父子、往々此に注議し、以て當世を矯む、他の回護轉換、首を救ひ尾を救ふの妙を看る、

○沈德潛評　儲同人云ふ、古今を上下する、須らく磨滅すべからざるの言あるべく、而して後以て千古を懾服すべし、此篇の如き、周は弱政を以て弱勢を濟

桓文皆覇也、武王乘紂之暴、出民於炮烙斬刖之地、苟又遂多殺人多刑人以爲治、則民之心去矣、故其治一出於禮義、彼湯則不然、桀之惡固無以異紂、然其刑不若紂暴之甚也、而天下之民化其風、淫惰不事法度、書曰、有衆率怠弗協、而又諸侯昆吾氏首爲亂、於是誅鋤其強梗怠惰不法之人、以定紛亂、故記曰、商人先罰而後賞、至於桓文之事、則又非皆任刑也、桓公用管仲、管仲之書好言刑、故桓公之治常任刑、文公長者、其佐狐趙先魏、皆不說以刑法、其治亦未嘗以刑爲本、而號亦爲覇、而謂湯非王而文非覇也、得乎、故用刑不必覇、而用德不必王、各觀其勢之何所宜用而已、然則今之勢、何爲不可用刑、用刑何爲不曰王道、彼不先審天下之勢、而欲應天下之務難矣、』

段落　第七大段なり、

講說　或る人又曰く、王者は德に任せて刑に任せず、刑に任すは覇者の事にして、言ふべき所に非ずと、此れ又謂はゆる理を知るものに非ず、夫れ殷の湯王、周の武王は、皆王なり、齊の桓公、晉の文公は、皆覇なり、武王は紂の暴虐に乘じて炮、烙、斬、刖の位地より

こと數年にして、天下の勢は以前の通り强からしむべし、愚は故に云ふ、弱の惠に乘じ、以て威を養ふときは、威發して、天下震ひ恐ると、然るときは、當今の勢を以て謂はゆる萬世帝王となつて、其大體卒に革易すべからざるものを求めば、威を尙ぶ外はあらず、

注解　「檢愼」自制と小心、

文法　賴山陽云ふ、是れ强うすべきの勢の注脚、故に勢字を脫せず、○又云ふ、三蘇の學、皆申韓に本づく往々此論あり、然れども宋時、弊を救ふの策、此に過ぎたるはなきなり、後來東坡、志林中に在り、秦の始皇、扶蘇を論ず、始めて刑法の平恕に及ばざるを說く、乃ち正論たり、○尙威而已矣の一語、主意を喝破す、

或曰、當今之世、事誠無便於尙威者、然孰知夫萬世之間、其政之不變、而必曰威耶、愚應之曰、威者、君之所恃以爲君也、一日而無威、是無君也、久而政弊、變其小節、而參之以惠、使不至若秦之甚可也、擧而棄之過矣、

段落　第六大段なり、

講說　或人曰く、今の世に當り、事は威を尙ぶより便なる者なし、然れども孰れか萬世の間、其政が變ぜずして、飽くまで威を必要とすることを知らんやと、愚之に應じて曰く、威は君を恃んで君たる位地を保つ所なり、一日なりとも威なきときは、是れ君なきと同一なり、若し久しき間に政の弊出でなば、其小なる筋目を變じ、之に參ふるに惠を以てし、秦の極端の若くなるに至らざらしめば可なり、擧げて之を棄つるは過なり、

文法　高梅亭云ふ、駁辨以て自ら其說を全うす、○秦の字を脫せず、文に收拾あり、

或者又曰、王者任德不任刑、任刑霸者之事、非所宜言、此又非所謂知理者也、夫湯武皆王也、

果斷、而不牽衆人之是非、用不測之刑、用不測之賞、而使天下之人、視之如風雨雷電、遽然而至、截然而下、不知其所從發、而不可逃遁、朝廷如此、然後平民益務檢愼、而奸民猾吏、亦常恐恐然懼刑法及其身、而斂其手足、不敢輒犯法、此之謂强政、政强矣、爲之數年、而天下之勢、可以復强、愚故曰、乘弱之惠、以養威、則威發而天下震慄、然則以當今之勢、求所謂萬世爲帝王、而其大體卒不可革易者、其尙威而已矣、』

段落　第五大段の第三小段なり、威を尙んで弱政を濟ふべきを論ず、

講說　況や今天子の尊きを以て郡縣の勢により、言、口より出づれば、四方響の應ずるが如し、其威を用ふる所の資は、固より完備せるなり、且つ天下を有つものは、爲さゞるを患とするのみ、焉んぞ爲して不可なるものあらんや、今誠に能く意を威を用ふることに留めば、一賞罰なり一號令なり一擧動なり、一切威に出でざるものなし、嚴に刑法を用ひて、敢て有罪を赦さず、力行果斷にして、衆人の是非に牽かれず、不測の刑を用ひ、不測の賞を用ひ、天下の人をして之を視ると、宛も風雨雷電が急に起り來り、忽ちに落下し、何處より發したるかも分らず、隨つて逃げ避くること叶はざるが如し、朝廷此の如くなるが故に、其結果、平民始めて益す注意をなし、而して奸惡の民、狡黠の吏も亦常に恐々然として、刑法の其身に及ばんことを恐れ、手も足も出さずして敢て容易に法律を犯さず、是れ之を强政と謂ふ、政が强しとせよ、之を爲す

夫齊古之彊國也、而威王又齊之賢王也、當其即位、委政不治、諸侯並侵、而人不知其國之爲彊國也、一旦發怒、裂萬家、封即墨大夫、召烹阿大夫、與常譽阿大夫者、而發兵擊趙魏衛、趙魏衛盡走請和、而齊國人人震懼、不敢飾非者、彼誠知其政之弱、而能用其威、以濟其弱也、

段落　第五大段の第二小段なり、威を用ひて弱を濟ふの史證、

講説　夫れ齊は古への强國なり、而して威王は又齊の賢王なり、威王の即位に當り、政を放擲して整理せず、諸國は竝び侵せり、而して人、其國の强國たるを知らざりき、然るに一旦怒りを發し、萬家の邑を割いて即墨の大夫を封じ、阿の大夫と、阿の大夫を譽めたる者とを召出して、之を烹殺し、斯くて兵を發し、趙、魏、衛を撃ちしに、此の三國盡く敗走して和を請ひ、而して齊國の人々震ひ懼れ、敢て非を飾らざりしもの、彼れ威王は誠に政の弱なるを知りしが故に、能く其威を用ひて其弱を濟ひしなり、

文法　賴山陽云ふ、忽ち齊の事を挿入し、然る後本朝の事に及ぶ、人の意表に出づ、○威王の初年は强勢弱政の證、其新政は弱を轉じ强と爲すの證、

況今以天子之尊、藉郡縣之勢、言脫於口、而四方響應、其所以用威之資、固以完具、且有天下者患不爲、焉有爲焉而不可者、今誠能一留意於用威、一賞罰、一號令、一擧動、無不一切出於威、嚴用刑法、而不赦有罪、力行

爲、是以負強秦之勢而溺於弱周之弊、而天下不知其彊者以此也、』

段落　第四大段の第四小段なり、宋の弱政を以て強勢を敗るを論ず、

講說　然れども愚考によれば、吾が宋の弱は政に在つて勢に在らず、（勢強きに政の爲め弱くなりしことなれば）是れを弱政を以て強勢を敗ると曰ふ、今夫れ一輛の車に滿載したる薪が盡く火となるとせよ、右は衆人の恐れて敢て犯さゞる所なり、然れども擧げて之を河水に投ずるときは、則ち如何なる熱とて何かなさんや、是を以て強秦の勢を負ひながら弱周の弊に溺れて、天下の人其強を知らざるは、此の點を以てなり、

文法　沈德潛云ふ、必ず喩を得て、以て其未暢の說を申ぶ、賈生の後、蘇氏最も長ず、○賴山陽云ふ、審勢一篇、分つて兩截となす、以上、勢を論じ、以下、勢を裁するの術を論ず、○又云ふ、周秦を說く處、體方未だ波瀾を見ず、本朝を說く處に至つては、乃ち洶湧層出、○又云ふ、他の章法を變化し、周秦と一樣ならざる處を看よ、

雖然政之弱、非若勢弱之難治、也、借如弱周之勢、必變易其諸侯、而後彊可能也、天下之諸侯、固未易變易、此又非一日之故也、若夫弱政則用威而已矣、可以朝改而夕定也、』

段落　第五大段の第一小段なり、弱政の比較的に治め易きを論ず、

講說　然りと雖も政の弱き方は、勢の弱きことの治め難き程にはあらず、譬へば弱周の勢は、是非とも其諸侯を變易して而して後に其強を得らるゝなり、然る處天下の諸侯は、無論變易すること容易ならず、此れ又一日の事業に非ざるなり、弱政などは、威を用ひさへすれば濟む譯にて、朝に右の方針に改めて、夕に天下を定むべきなり、

而遂浸微浸消、釋然而潰、以至於不可救止者乘之矣、

段落　第四大段の第三小段なり、政の弱なるを論ず、

講説　勢は強し、然るに天下の患へは、常に弱を患ふ、扨も強かるべき勢は秦に似たるものありながら、反つて弱に陷るは何ぞや、惠に習つて威に臆病なればなり、惠が過度にして威が之に勝たざるなり、夫れ其惠に陷つて惠の過度なる所以は、賞與が頻繁なる上に、之を無功の者に加ふることとなり、威に臆病にして威の勝たざるものは、刑罰弛んで兵振はざることなり、賞と刑と兵との、其道を得ざるに由り、之が爲め、弱の實、外面に見はるゝあり、何をか弱の實と曰ふや、曰く、官吏が投遣り怠惰にして、其職務滯止擧らざるに拘はらず、敗官の責は嚴重を増すことなきなり、多く、罰金を以て事を濟ませ、又數ば囚人を赦して、有罪を問はず、而して典刑の禁制、行ふ能はざるなり、無用の兵、増長狂暴にして、力を恃み恩賞を幸ふに拘はらず、人氣を繫ぐ所の姑息の恩典は敢て制限せざるなり、出征の將帥大敗軍に及び、一匹の馬すら返らざるに拘はらず、敗軍の責は重きを加へざるなり、羌胡の勢強盛にして、中國を踐み附くるに拘はらず、彼れよりは金繒を要求せられ、我れよりは幣帛を増すの耻を受けて、怒ることなきなり、此類の如き、非常に弱き所の實なり、久しくして治めざるときは、將に此れより大なる者あつて、遂に國家の勢を次第に微ならしめ、次第に消せしめ、釋然とバラ〳〵に潰亂して、救止すべからざる程の禍ひ之に乘ぜんとす、

注解　「冗兵」冗は散なり、無事、員に備はるなり、「繒」帛なり、「羌胡」西夏、契丹、

文法　強勢より轉じて弱病を出す、乃ち前文双擧の妙を知る、弱を病むものは政の廢威なり、乃ち前文に政字を添出するの妙を知る、

然愚以爲弱在於政、不在於勢、是謂以弱政敗彊勢、今夫一輿薪之火、衆人之所憚而不敢犯者也、擧而投之河、則何熱之能

き繩にて連ぬるが如く、上に總合するなり、故に縱令其地は萬里外に在り、方數千里の廣さを管し、兵を擁する百萬の衆に及ぶと雖も、天子、殿陛の間に一呼し給へば、三尺の童子、宿次の馬を馳せ、詔集を捧げ、之を京師に召還するときは、彼等、印を解き趨走して、惟だ及ばざらんことを恐る、此の如きの勢は、秦が恃んで强かりし所の勢なり、

文法　高梅亭云ふ、第四大段、宋に入る、宋の失は積弱に在り、然れども竟に宋の弱を說けば、立言の體を失ひ、而して文勢亦平、偏へに强勢より轉じて弱政に到り、弱を轉じて强となす、只だ一振作間に在るを見はすなり、竝に後段の立根となす、

勢强矣、然天下之病、常病於弱、噫有可强之勢如秦、而反陷於弱者何也、習於惠而怯於威也、惠太甚而威不勝也、夫其所以習於惠而惠太甚者、賞數而加於無功也、怯於威而威不勝者、刑弛而兵不振也、由賞與刑與兵之不得其道、是以有弱之實著於外焉、何謂弱之實、曰、官吏曠惰、職廢不擧、而敗官之罰、不加嚴也、多贖數赦、不問有罪、而典刑之禁、不能行也、冗兵驕狂、負力幸賞、而維持姑息之恩、不敢節也、將帥覆軍、匹馬不返、而敗軍之責、不加重也、羌胡彊盛、凌壓中國、而邀金繒、增幣帛之恥、不爲怒也、若此類者、太弱之實也、久而不治則將有大於此

速かに彊大に赴き、其子孫に及んで已に天下を幷せたる後も亦悟らず、專ら法制に任じて平民を斬殺し、鞭撻せり、是れを彊政を以て彊勢を濟ふと曰ふ、故に秦の天下は卒に强に斃れぬ、

周拘於惠而不知權、秦勇於威而不知本、二者皆不審天下之勢也、

段落　第三大段の第三小段なり、周秦二代を收む、

講說　周は惠に拘泥して權道を知らず、秦は威に勇敢にして根本を知らず、此の二のものは皆天下の勢を審かにせざるものなり、

文法　前小段は弱にして屈に至るの例、此小段は强にして折に至るの例、○高梅亭云ふ、周秦を擧げ、以て本朝一强一弱の勢を引起すなり、勢字より政治を添へ出す、政は卽ち威と惠との總名なり、周の弱政を以て弱勢を濟ふ、是れ弱に處して威を用ふるを知らず、秦の强政を以て强勢を濟ふ、是れ强にして惠を用ふるを知らず、審勢の二字の爲に反跌の筆を作す、○茅鹿門云ふ、周秦の二證、極めて快、○賴山陽云ふ、以上强弱對擧、兩々相形し、甚だ輕重なし、以下方に重を一邊に歸す、其實以上は乃ち以下の序引のみ、是れ封建論〔柳宗元の作〕と異る處なり、

吾宋制治、有縣令、有郡守、有轉運使、以大系小、絲牽繩聯、總合於上、雖其地在萬里外、方數千里、擁兵百萬、而天子一呼於殿陛間、三尺豎子、馳傳捧詔、召而歸之京師、則解印趨走、惟恐不及、如此之勢、秦之所恃以强之勢也、

段落　第四大段の第一小段なり、宋の勢、本と强なるを論ず、

講說　吾が宋朝の政治を組織するや、縣令あり、郡守あり、轉運使あり、大を以て小を結び附け、絲にて牽

侯無小大、莫不臣伏、弱之勢、未見於外、及其後世失德、而諸侯禽奔獸遯、各固其國、以相侵伐、而其上之人卒不悟、區區守姑息之道、而望其能以制服强國、是謂以弱政濟弱勢、故周之天下卒斃於弱、

段落 第三大段の第一小段なり、周の弱政を以て弱勢を濟ひしを論ず、

講說 昔し周の天下を有ちし時、諸侯大に盛んなりき、其盛んなる時に當り、大なるもの已に地を有すること五百里なるに、天子の領する畿內は千里に過ぎず、其勢は弱なりき、秦が天下を有つに及び、四方に散じては郡縣となり、中央に集つては京師となり、郡縣の守令には大權柄なく、其職權を伸縮し、其人物を進退すること、一として我が手中に在らざるはなく、其勢は强なりき、然れども周の成王、康王が上に在りし時に方つては、諸侯、小となく大となく臣伏せざるものなく、勢の弱なることは未だ外に見はれず、其後世德を失ふに及んで、諸侯は宛も禽獸の奔り遁るゝやうに、各自國を堅固にして互に侵略攻伐す、而るに上の人は卒に悟らず、區々として間に合せの手段を守り、而して能く强國を制服せんことを望む、是れを弱政を以て弱勢を濟ふと謂ふ、故に周の天下は結局弱に斃れたり、

注解 「姑息」息は猶ほ安の如し、一時凌ぎなり、

秦自孝公、其勢固已駸駸焉日趨於彊大、及其子孫、已幷天下、而亦不悟、專任法制、以斬撻平民、是謂以彊政濟彊勢、故秦之天下卒斃於强、

段落 第三大段の第二小段なり、秦、彊政を以て彊勢を濟ひしを論ず、

講說 秦は、孝公の時より、其勢は固より已に駸々と

而陽不至於亢、苟不能先審觀己之爲陰、與己之爲陽、而以陰攻陰、以陽攻陽、則陰者固死於陰、而陽者固死於陽、不可救也、是以善養身者、先審其陰陽、而善制天下者、先審其强弱、以爲之謀、

段落　第二大段の第二小段なり、譬喩、

講説　以上の事を一個人の身に譬へんに、藥を飲み、鑛物を食ひ、其生命を養はんと欲するときは、是非とも先づ審かに其性の陰たり、其性の陽たることを觀て之に投ずるに藥石を以てし、其適用は、藥石が陽にてあれば陰性の病に之を投じ、藥石が陰にてあれば陽性の病に之に投ず、されば陰〔水〕も涸るゝまでに至らず、陽〔火〕も亢るまでに至らず、苟くも先づ己れの病の陰症なりや陽症なりやを審に觀る能はずして、陰を以て陰を攻め、陽を以て陽を攻めば、陰者は無論陰に死し、陽者は無論陽に死して、救ふこと出來ざらん、是を以て善く身を養ふものは先づ其病の陰陽を審かにし、善く天下を制する者は先づ其勢の强弱を審にして、之が趣向をなす、

注解　「石」丹砂、石膏、石鍾乳の類、「陰陽」漢醫は病症を分つに陰陽を以てす、

文法　善制天下者の二句、始めて正意を點ず、以上の譬喩は、特に之を説明し、之を喚起するが爲に設けられたるものなり、○高梅亭云ふ、以上は其理を統論して、一總冒をなす、

昔者周有天下、諸侯大盛、當其盛時、大者已有地五百里、而畿内反不過千里、其勢爲弱、秦有天下、散爲郡縣、聚爲京師、守令無大權柄、伸縮進退、無不在我、其勢爲彊、然方其成康在上、諸

を審かにすべし、勢中より强弱を分出し、强弱より威惠を轉出し、頻りに審字を振ふ、卽ち尙ぶ所、須らく意を定むべきを逼拶するなり、○威惠竝び擧ぐと雖も、重は威に在り、

然而不知强弱之勢者、有殺人之威而下不懼、有生人之惠而下不喜、何者威竭而惠褻故也、故有天下者、必先審知天下之勢、而後可與言用威惠、不先審知其勢、而徒曰我能用威、我能用惠者未也、故有强而益之以威、弱而益之以惠、以至於折與屈者、是可悼也、

段落　第二大段の第二小段なり、强弱の勢を審かにせざる惡結果を論ず、

講說　然るに之に反して强弱の勢を知らざる者は、其者に人を殺す所の威あるに拘はらず、其下懼るゝことなく、人を生かす所の惠あるに拘はらず、下之を喜ばず、何となれば、威は竭きて效力なく、惠は狃となつて有難みなければなり、故に天下を有つものは、是非とも天下の勢を審知して、然る後威惠を用ふることを談ずるの資格あり、然るに先づ天下の勢を審知せずして、徒らに我れ能く威を用ひ、我れ能く惠を行ふと云ふ者あるも、未だ合點出來ぬなり、故に勢已に强なるに威を加へて、益す之を强うし、勢已に弱きに之に惠を加へて、益す弱からしめ、斯くて前に云へる折と屈とに至るものあるは、誠に悼ましきことなり、

譬之一人之身、將欲飮藥餌石、以養其生、必先審觀其性之爲陰、其性之爲陽、而投之以藥石、藥石之陽、而投之以陰、藥石之陰、而投之以陽、故陰不至於涸、

何則天下之勢有強弱、聖人審其勢而應之以權、勢強矣、強甚而不已則折、勢弱矣、弱甚而不已則屈、聖人權之、而使其甚不至於折與屈者、威與惠也、夫強甚者、威竭不振、弱甚者、惠褻而下不以爲德、故處弱者利用威、而處強者利用惠、乘強之威以行惠則惠尊、乘弱之惠以養威則威發而天下震慄、故威與惠者、所以裁節天下強弱之勢也。」

段落　第二大段の第一小段なり、強弱の勢を審かにすべきを論ず、

講說　何故となれば、天下の勢に強弱あり、聖人は其勢の強か弱かを審かにし、之に應ずるに權を以てす、今勢強しとせん、強きことが甚しくして已まざるときは、折るゝに至る、今勢弱しとせん、弱きことが甚しくして已まざるときは、屈するに至る、聖人は之を加減して、勢が強弱何れにせよ甚しくして折れ又は屈するに至らざらしむる調和劑は、威と惠となり、夫れ強の甚しきものは、威竭きて振はず、弱甚しきものは、惠褻れて、下のもの有難しとなさず、故に弱に處するには威を用ふるが利なり、而して強に處するには惠を用ふるが利なり、強勢の威力を用ひ慣れたるに乘じて惠を行ふときは、惠尊し、弱勢の惠を用ひ慣れたるに乘じて威を養ふときは、威發して天下震ひ恐る、されば威と惠とは、天下強弱の勢を適宜ならしむる機關なり、

注解　「權」秤のふんどんなり、物の輕重に釣合ふものにして、固定的ならざるが故に、經に反して道に合するを權と曰ふ、

文法　何則の二字は、後段の不可救止者乘之矣の句に管到す、○高梅亭云ふ、第二段、上を承け申明して言ふ、倘ぶ所を定めんと欲せば、須らく先づ天下の勢

段落　第一大段の第二小段なり、古代を引いて尙ぶ所を定むべきを論ず、

講說　夏の忠信を尙べる、商の質朴を尙べる、周の文明を尙べる、何れも天下に於て宜しく尙ぶべき所を視て、一旦定めたる上は之を固執し、此の定めたるものを以て始まり、亦此の定めたるものを以て終り、終始一貫、朝には文明を貴び暮には質朴を貴びて、自ら其方針を潰亂することとなし、故に聖人と云ふものの出づるときは、必ず先づ其一代に於て尙ぶ所を定む、周の世には蓋し周公の如き聖人あり、之が爲に禮を制せしより、天下遂に文を尙びしなり、後世に賈誼と云ふものあり、漢の文帝に說き、亦先づ制度を定めんと欲したれども、其說は用ひらるゝに及ばざりき、

今者天下幸方治安、子孫萬世帝王之計、不可不豫定於此時、然萬世帝王之計、常先定所尙、使其子孫可以安坐而守其舊、至於政弊、然後變其小節、而其大體卒不可革易、故享世長遠、而民不苟簡、今也考之於朝野之間、以觀國家之所尙、而愚猶有惑也、

段落　第一大段の第三小段なり

講說　今は天下幸にして現に治安なるが、子孫萬世帝王の計は、豫め此時に定め置かざるべからず、然るに萬世帝王の計は、常に眞先きに尙ぶ所を定め、其子孫に安坐しながら舊來の仕來りを守ることを得しめ、政治に弊の生ずるに及び、始めて其小節目を變じて、其大體は卒に變革すべからず、故に年代を享くること長遠にして、民、一時の姑息を考へず、今之を朝野の間に考へて以て國家の尙ぶ所を顧るに、愚は猶ほ惑ふことあるなり、

文法　高梅亭云ふ、第一段、先づ尙字を揭ぐ、定とは、卽ち其勢を審かにして、其趨を制するの術なり、定所尙の三字、已に全勢を含む、〇儲同人云ふ、通篇、尙威の二字を骨となす、起段、虛に一尙字を挈ぐ、〇至於政弊は、後段を伏す、

す、刑德ともに勢に因つて之を用ふるに過ぎざるを論ず、

治天下者定所尚、所尚一定、至於千萬年而不變、使民之耳目純於一、而子孫有所守、易以爲治、故三代聖人、其後世遠者至七八百年、夫豈惟其民之不忘其功、以至於是、蓋其子孫得其祖宗之法而爲依據、可以永久、

段落　第一大段の第一小段なり、尚ぶ所を一定するの效を論ず、

講說　天下を治むる者は、尚ぶ所を定むる必要あり、尚ぶ所一定すれば、千萬年の久しきに至るも變ずることなく、人民の耳目を此の一點に專注せしめ、又子孫をして守る所の標準あらしめば、政治をなすこと易し、故に三代の聖人、其後代の遠きものは七八百年に至る、夫れ何として其人民が其功を忘れざるが爲め、其國祚が此の如く永續するのみならんや、其理由を考ふるに、其子孫が祖宗の法を得て據り所となせば、永久なることを得るなり、

注解　「七八百年」商は凡そ二十八君、祀を得ること六百四十餘年、周は凡そ三十七君、八百七十餘年、

夏之尚忠、商之尚質、周之尚文、視天下之所宜尚而固執之、以此而始、以此而終、不朝文而暮質、以自潰亂、故聖人者出、必先定一代之所尚、周之世、蓋有周公爲之制禮、而天下遂尚文、後世有賈誼者、說漢文帝、亦欲先定制度、而其說不果用、

纂評

○茅鹿門評　荊川、嘗て韓非子八姦篇を讀んで謂ふ、是れ一面照妖鏡と、余、老泉の此論に於て亦云ふ、

○高梅亭評　微を見て著を知る、是れ辨字の本領、人情に近づかず、是れ姦字の根株、其論や正、以て夫の傾信して誤用するものを警む、

○沈德潛評　荊公の姦、人情に近づかざるより看出す、千古の卓見、然れども古今來亦人情に近づくを以てして、其姦を曲行するものあり、知らざるべからず、

○賴山陽評　唯だ此の一篇あり、其人以て朽ちざるべし、文亦深穩淸高、曹覇、天馬を畫くが如し、他文の踊躍、事を喜ぶの態あるに類せず、

卷十七（蘇洵著）

審勢

解題　此れ審敵と共に、老蘇畢生の心血を注ぐ所にして、八家文中有數の大文字なり、

動機　宋の弱勢を慨するに出づ、

主意　宋は威を尙ぶことを以て國是となすべしと云ふに在り、

段落　凡べて七大段より成る、篇首より「而愚猶有惑也」に至るまでを第一大段となす、國は其尙ぶべき所を定むべきを論ず、「何則天下之勢有强弱」より「先審其强弱以爲之謀」に至るまでを第二大段となす、先づ勢の强か弱かを審かにすべきを論ず、「昔者周有天下」より「皆不審天下之勢」に至るまでを第三大段となす、周秦の天下の勢を審かにせざるを論ず、「吾宋制治」より「而天下不知其彊焉者以此也」に至るまでを第四大段となす、宋が政の弱きため勢の强きを敗るを論ず、「雖然政之弱非若勢弱之難治也」より「其尙威而已矣」に至るまでを第五大段となす、宋の威を尙ぶべきを論ず、「或曰當今之世」より「擧而棄之過矣」に至るまでを第六大段となす、威を尙ぶの國是は、他日弊ありとも、其小節は變ずべく、其大本は變ずべからざるを論ず、「或者又曰」より篇尾に至るまでを第七大段とな

雖有願治之主、好賢之相、猶將擧而用之、則其爲天下患、必然而無疑者、非特二子之比也、

段落　第三大段の第三小段なり、其禍の畏るべきを言ふ、

講說　彼れ世に一ぱいの名聲を以て、未だ世に見はれざるの患を製造しつゝあり、世の治まらんことを希ふの君主と賢才を好むの宰相とありと雖も、（其名譽に欺かれ）將に擧げて之を用ひんとす、果して之を用ひなば、天下の患をなすべきこと必然にして疑ひなし、唯だ王衍盧杞二人の程度に止らざるなり、

文法　願治之君は、暗に上の惠帝、德宗に對す、○二子之比は二子を收む、

孫子曰、善用兵者、無赫赫之功、使斯人而不用也、則吾言爲過、而斯人有不遇之歎、孰知禍之至於此哉、不然天下將被其禍、而吾獲知言之名、悲夫、

段落　第四大段なり、

講說　孫子は曰ふ、善く兵を用ふるものは、赫々と人目に立つ所の功なきものなりと、（余は敢て赫々の功を欲せざるなり）若し斯の人をして世に用ひざらしめんか、吾が今言ふ所の言は（證據立たざるゆゑ）失言となり、又斯の人自身は不遇の嘆あるばかりなり、何人か彼れに由つて生ずる禍が余の言ふ程なるべきことを知らんや、之に反して彼れ終に世に用ひらるゝこととならば、天下は將に其禍を被つて、吾れのみ善く言ひ中てたりとの評判を得ることゝならん、（不本意の至りにて）悲むべきことにこそ、

文法　用、不用の兩面より筆を弄す、是を兩意双敲と謂ふ、賴山陽云ふ、兩意双敲、結となす、限りなき憂慮、限りなき烟波と、

總說

天下其禍を被つて、己れ知言の名を獲る、果して老泉の言の如し、是れ老泉不朽の文字、

腹の底畏ろしく危險にして根性曲り、人とは趣を異にせり、是れ王衍と盧杞とが合して一人となりしにて、其禍は何として言ひきれんや、

文法　其禍豈可勝言哉は、警醒の本意の在る所、

夫面垢不忘洗、衣垢不忘澣、此人之至情也、今也不然、衣臣虜之衣、食犬彘之食、囚首喪面而談詩書、此豈其情也哉、凡事之不近人情者、鮮不爲大姦慝、豎刁易牙開方是也、

段落　第三大段の第二小段なり、姦人王安石の眞相を辨ず、

講說　夫れ面に垢たまれば洗ふことを忘れず、衣服垢じみれば澣ぐことを忘れざるは、此れ皆人の至極の情なり、而も今や彼は然にあらず、奴隷の被るべき衣服を着、犬や豕の食ふべき食物を食ひ、首は囚人と同樣、梳りもせず、面は喪に籠れる人と一般、洗ひもせず、斯くて詩書等の古典を談ず、此の如きは豈に彼れの眞情ならんや、凡そ行事の人情に近づかざるものは、大姦慝にてなき人少し、其實例は豎刁、易牙、開方是れなり、

注解　「臣虜」賤僕なり、多く韓非に出でたる字面、「彘」音てい、豕の牝を彘と曰ふ、「豎刁云々」管仲論參看、

文法　不近人情の四字は王安石の鐵案なり、○儲同人云ふ、囚首喪面にして詩書を談ず、當に亦生性然らしめ、矯飾するものに非ざるべし、然れども是に於て其人情に近づかず、後來天下を敗壞するを見るべし、其堅僻執拗、亦生性に屬して、天下固より其禍を被る矣、大抵人の人情に近づかざる、性に矯めて之を爲すものあり、豎刁、易牙、開方是れなり、性に任せて之を出すものあり、囚首喪面にして詩書を談ずる是れなり、由來同じからず、亂を示すは則ち一、明眼人に非ざれば、未だ覰破し易からず、

以蓋世之名、而濟其未形之患、

人、言語不レ足三以眩二世、非二徳宗之鄙暗一、亦何從而用レ之、由レ是言レ之、二公之料二二子一、亦容レ有レ未二必然一也』

段落　第二大段の第二小段なり、二人は尚ほ大姦ならざるを言ふ、

講說　吾が見方によれば、王衍の人となりは、其容貌と曰ひ、言語と曰ひ、固より世を欺いて名を盜みたる所はあれど、人を害せず富を貪らず、只だ世の事物の成行きに隨ひ、或は浮び或は沈むのみ、若し晉に惠帝の如き暗愚の君なく、少くとも中主を得しめたらんには、王衍が百人千人ありたればとて、何に由つて天下を亂さんや、盧杞の姦惡は、固より國を破壞するの資格あり、さりとは云へ、學問も文字もなく、其容貌は人を感動する程の美なく、其言論は世を眩惑する程の力なき者なれば、徳宗の如き下鄙暗愚の君に非ざる以上、何に由つて之を用ひんや、是に由つて之を觀れば、二公が二人を推斷せしも、必ず其通りならざることも有るべし、

注解　「不忮不求」詩經邶風の辭、そこなはず、むさぼらずと訓ず、「僅得」僅は少くともの意なり、

文法　王盧の二姦に對し、寛筆を用ひたるは、目的たる王安石の姦たることを痛斥せんが爲の配合なり、

今有レ人、口誦二孔子之言一、身履二夷齊之行一、收二召好レ名之士、不レ得レ志之人一、相與造二作言語一、私立二名字一、以爲二顏淵孟軻復出一、而陰賊險狠、與レ人異レ趣、是王衍盧杞合而爲二一人一也、其禍豈可二勝言一哉』

段落　第三大段の第一小段なり、王安石が王盧二人を合せたる姦物なるを論ず、

講說　今茲に一人あり、口には孔子の言を誦し、身には伯夷、叔齊の行を履み、名譽心ある者又は不平家を招き集め、相與に論說を造り、私に評判を立て、顏淵や孟軻が復たもや世に出でたりと言ひ觸らし、而も

る丶人にても之を知らざる者あるは何ぞや、好き嫌ひの念慮が其心中を亂し、利害の關係が其外的發作を奪へばなり、

文法　賢者有不知は、下段の王郭二人と反映す、蓋し暗に歐陽修等、安石と親密なりし人を指せるなり、○賴山陽云ふ、冒頭波折ありと、○高梅亭云ふ、首段、全局を虛冒し、緊しく辨字に貼すと、

昔者山巨源見王衍曰、誤天下蒼生者、必此人也、郭汾陽見盧杞曰、此人得志、吾子孫無遺類矣、自今而言之、其理固有可見者、

段落　第二大段の第一小段なり、

講說　昔し晉の山巨源、王衍を見て曰ふやう、天下の蒼生を誤るものは此人に相違なしと、又唐の郭汾陽は盧杞を見て曰ふやう、此人が志を得ば、吾が子孫は種絶えぬべしと、今よりして言ふときは、其理固より觀察の出來得るものあり、

注解　「山巨源」巨源、名は濤、世說に載す、濤、王衍を見て曰く、何物の老嫗ぞ、此の寧馨兒を生む、然れども天下の蒼生を誤るものは、必ず此の人ならんと、「郭汾陽」唐の内亂を鎮定せし名將、郭は姓、名は子儀、功を以て汾陽に封ぜらる、「見盧杞」盧杞、狀貌醜にして、其色藍の如く、口辯あり、上之を悅ぶ、郭子儀賓客を見る每に、姬妾、側を離れず、杞嘗て往いて問候す、子儀悉く侍妾を屏く、或る人其故を問ふ、子儀曰く、杞、貌陋にして心險、婦人之を見ば、必ず笑はん他日杞、志を得ば、吾が族類なけんと、

以吾觀之、王衍之爲人、容貌言語、固有以欺世而盜名者、然不忮不求、與物浮沈、使晉無惠帝、僅得中主、雖衍百千、何從而亂天下乎、盧杞之姦固足以敗國、然而不學無文、容貌不足以動

願ふ、先生曰く、吾れ其人を知る矣、是れ人情に近づかざるもの、天下の患を爲さゞる鮮しと、安石の母死す、士大夫皆往いて弔す、先生獨り往かず、辨姦論を作ると、姦とは王安石を指すなり、

動機　王安石の姦人たることを世人に警戒するに在り、

主意　人情に近づかざる者は、大抵大姦慝なりと謂ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「利害奪其外也」に至るまでを第一大段となす、靜者に非ざれば人事の推移と理勢の相因ることゝを知る能はざるを言ふ、「昔者山巨源」より「亦容有未必然也」に至るまでを第二大段となす、山郭二人の過慮を言ふ、「今有人」より「非特二子之比也」に至るまでを第三大段となす、暗に王安石を論ず、即ち本題の中堅、「孫子曰」より篇尾に至るまでを第四大段となす、餘波なり、

事有必至、理有固然、惟天下之靜者、乃能見微而知著、月暈而風、礎潤而雨、人人知之、人事之推移、理勢之相因、其疎闊而難知、變化而不可測者、孰與天地陰陽之事、而賢者有不知、其故何也、好惡亂其中、而利害奪其外也、

段落　第一大段なり、

講説　凡そ事柄には、是非とも到來するものあり、道理には、無論然樣なるものあり、惟だ天下の中に於て心の落着きて物に動ぜぬ人こそ、能く事物の微なるを見て、早其顯著となりし時の事を知る、夫れ月に笠がかゝれば、風となり、礎濕氣をもてば雨となる位の事は、誰れも皆之を知る、人事の推し移りゆき、理勢の相關係するなど、其懸け離れて知り難く、變化して測るべからざるは、天地陰陽の事と比較して、何れか尤も知り難く、尤も測るべからざるや、人事と理勢との方、容易なるは言ふまでもなし、然るに賢者と曰は

不ㇾ悲二其身之死一、而憂二其國之衰一、故必復有二賢者一而後可二以死一矣、彼管仲者何以死哉、

段落　第五大段の第二小段なり、管仲の無責任を咎む、

講說　夫れ國は一人の爲に興ることあると共に、一人の爲に亡ぶることあり、賢者は其身の死するを悲まずして、其國の衰ふるを患ふ、故に後任に己れの如き賢者を得て、安く死なるゝなり、彼の管仲は、（賢者もなきに）何として死せしや、

文法　國以一人興以一人亡の上の一人は蕭何、史鰍を指し、後の一人は管仲を指す、○何以死哉の死は、起手「管仲死」の死を收む、○賴山陽云ふ、終りに臨み二事を引き證となし、勢ひに乘じ結び了る、是れ蘇氏の家法、○結局は、死なれぬ筈なるにとの意を含み、冷語なり、

總說

絕好の反證、出して最後に在り、是れ凡筆と異なる所以、

纂評

○茅鹿門評　通篇、只だ管仲の、沒するに臨み、賢を薦むる能はざるを罪す、起々伏々、光景窮りなし、

○沈德潛評　齊の亂を以て管仲を坐實す、固より是れ深文、然れども其賢を薦むる能はざるを咎むるは、是れ正論、此れ老泉文の醇なるもの、○仲、公に勸めて、三子を用ふる勿らしむ、後卒に亂を致す、人皆其先見に服す、此れ獨り其賢を擧げて自ら代る能はざるを責め、翻つて一層を進む、筆、老吏の獄を斷ずるが如し、一字、移易すべからず、

辨姦論

解題　姦人の姦人たる所以を辨別するの論なり、張氏撰する所の老泉墓表に云ふ、嘉祐の初め、王安石の名初めて、盛、黨友、一時を傾く、造作語言、以て聖人に幾しとなすに至る、歐陽修、亦之に善し、先生に之と遊ぶを勸む、而して安石亦交を先生に

て寧し、已むなくんば、朋「隰朋と云ふ人」其れ可ならんか、朋の人となりや、動必ず力を量り、擧必ず技を量ると、言畢り、喟然として歎じて曰く、天の隰朋を生ずるや、以て夷吾の舌となすなり、其身死す、舌焉んぞ生ずることを得んやと、管仲卒し、十日にして朋も亦卒す、是れ管子に記する所なり、

文法　管子に由れば、管仲は賢者を擧げんと欲せざりしに非ざるも、適當の後任者なかりしなり、故に若し管子を盾として駁論を加ふる者あらば、吾が折角の議論も之が爲に破らるべし、是を以て先づ其書の信ずるに足らざることを論じ置き、敵をして論據を得しめず、又遁辭を設くる能はざらしむ、文法上此の如きを稱して後門を閉づと曰ふ、

吾觀史鰍、以不能進蘧伯玉而退彌子瑕、故有身後之諫、蕭何且死、擧曹參以自代、大臣之用心、固宜如此也、

段落　第五大段の第一小段なり、反對の史例を擧ぐ、

講說　吾が觀る所によれば、史鰍の、蘧伯玉を進めて彌子瑕を退くる能はざりしを以て、身後の諫言あり、蕭何、死せんとする時、曹參を擧げて己が代人となせしことあり、大臣たる者の心得は、無論斯くあるべき筈なり、

注解　「史鰍云々」衞の靈公の大夫、靈公の時、蘧伯玉、賢にして用ひられず、彌子瑕、不肖にして事を用ふ、史鰍之を患へ、數ば蘧伯玉を薦むれども聽かれず、其將に死せんとするや、其子に謂つて曰く、我れ死せば、喪を北堂に治めよ、吾れ生きて蘧伯玉を進め彌子瑕を退くる能はず、是れ君を正す能はざるなり、死するも禮を成すべからず、屍を北堂に置けば、我れに於て足れりと、已にして卒す、靈公、往いて弔す、見て怪み、其故を問ふ、其子、父の言を以て對ふ、靈公驚いて曰く、吾れ失せりと、立ちどころに蘧伯玉を召して之を用ひ、彌子瑕を召して之を退け、喪を堂に徙して去る、衞國以て治まる、身後は、猶ほ死後と云ふが如し、「蕭何云々」漢の高祖の相なり、卒せんとするとき、齊王の相曹參を擧げて後任となす、

夫國以一人興、以一人亡、賢者

したればなり、

注解　「一敗塗地」一敗肝腦塗レ地の略なり、即ち戰場に屍を暴し、肝も腦も皆地にまみれ附くこと、齊の國狀散々なりしを謂ふ、

文法　仲則死矣の矣の字、冷笑の語氣あり、

夫天下未三嘗無二賢者一、蓋有レ有レ臣而無レ君者一矣、威公在焉、而曰四天下不三復有二管仲者一、吾不レ信也』、

段落　第三大段の第三小段なり、擧ぐべき賢者なかりしに非ざるを言ふ、

講說　夫れ天下は大なれば、昔しより賢者なかりし時なし、但し賢臣あるも賢君のなきことは之れありたれども、（賢君ありさへすれば必ず賢臣あること故）威公の如き君があるに拘らず、天下に復たと管仲の如き賢才なしと曰ふものあるも、吾れは之を信せざるなり、

注解　「曰」假設なり、

仲之書、有レ記二其將一レ死、論二鮑叔賓胥無之爲レ人、且各疏二其短一、是其心以爲是數子者、皆不レ足三以託二國、而又逆知二其將一レ死、則其書誕謾不レ足レ信也』、

段落　第四大段なり、

講說　管仲の書には、彼れが死せんとする時、鮑叔、賓胥無の人と爲りを論じ、其上各個に就いて其缺點を個條書になせしを記載しあり、是れは彼れが心に、此の數人は何れも國家を託するに足らざる者と考へたるなり、而して又豫め彼等の或るもの丶將に死せんとする由を知りたるに由れば、其書は出鱈目にて、信ずる價直なし、

注解　「仲之書」管子、「論鮑叔賓胥無之爲人」管子に云ふ、管子疾に寢す、桓公往いて之を問ふ、管仲曰く、鮑叔の人となりは直を好む、而も國を以て强うする能はず、賓胥無の人となりは善を好む、而も國を以て詘する能はずと、「逆知云々」仲、又公に謂ひて曰く臣聞く、消息盈虛、百姓と屈伸し、然る後能く國を以

何ぞ彼の三人の者を患ふることあらん、言はずして宜しきことなり、

文法　謝疊山云ふ、此の一段是れ管仲に代つて謀をなす、文章最も高き處、既に仲を攻擊す、須らく是れ思量すべし、吾が身、管仲の時に生れ、管仲の位に居り、管仲の事をなす、當に如何に處置すべき、必ず一策あらん、○賴山陽云ふ、不言可也の一句勁拔と、但し不言の二字は、上文の三子非人情の一句を收む、

五霸莫盛於威文、文公之才、不過威公、其臣亦皆不及仲、靈公之虐、不如孝公之寬厚、文公死、諸侯不敢叛晉、晉襲文公之餘威、得為諸侯之盟主者、百有餘年、何者、其君雖不肖、而尚有老成人焉、

段落　第三大段の第一小段なり、晉の霸を維持せしは賢臣ありしに由るを言ふ、

講說　五霸は、齊の威公、晉の文公より盛んなるはなし、而して（此二君の君臣を比較するに）文公の才は桓公に過ぎず、其臣下も皆管仲に及ばず、晉の靈公の虐なるは齊の孝公の寬厚なるに若かず、然るに文公死するも諸侯敢て晉に叛かず、晉は文公の威勢の惰力を受け繼ぎて、諸侯の盟主となれるもの百有餘年になりぬ、何となれば、其君不肖なりと雖も、尙ほ經驗家ありたればなり、

注解　「其臣」晉の狐偃、趙衰、先軫、陽處父等を指す、「靈公」文公の孫、「孝公」桓公の子、「老成人」事に慣れたる人、

威公之薨也、一敗塗地、無惑也、彼獨恃一管仲、而仲則死矣、

段落　第三大段の第二小段なり、齊の亂は管仲に代るべき賢者なきに由るを言ふ、

講說　威公が薨去の場合に於て、一旦破滅して泥まぶれとなりしは、何も不思議に思ふことはなし、彼れ威公は僅か一人の管仲を恃みとしける處、其仲は死

冠」前漢書に、王陽在」位、貢公彈」冠の注に、彈冠は且に入つて仕へんとするなりとあり、禮帽を拂つて參内するごと、「繫」つなぐ、

文法　仲與威公處云々は、前小段の彼威公何也に應ず、

夫齊國不患有三子、而患無仲、有仲則三子者三匹夫耳、不然天下豈少三子之徒、雖威公幸而聽仲誅此三人、而其餘者、仲能悉數而去之耶、嗚呼仲可謂不知本者矣、

段落　第二大段の第四小段なり、小人の數の上より、仲の諫言の無効なるを言ふ、

講說　夫れ齊國に取り、彼の三子の如き小人あるは患とならずして、管仲の如き賢者のなきが患なり、何故なれば、管仲さへあれば、彼の三子は用ひらるゝことと出來ずして唯だ三個の匹夫に止まり、何の禍ひも仕出來す能はざればなり、之に反して若し管仲なきときは如何、天下の廣き、何として三子のやうなる小人少かるべき、固より夥しきことなり、されば縱令威公が幸ひに管仲の遺言を聽き、此三人を誅すとすとも、餘の天下に數多き小人を、一々數へ擧げて之を除くことを得べきや、（決して不可能の事なり）扨も扨も管仲は目先きの事を彼れ此れ諫言せるのみにて、本を知らぬものと謂ふべし、

注解　「匹夫」賤人の稱、

文法　本の字、前文の禍の有」所」由兆」の兆字を承く、
○嗚呼の一句斷語、卽ち文の一關鎖をなす、

因桓公之問、擧天下之賢者以自代、則仲雖死、而齊國未爲無仲也、夫何患三子者、不言可也、

段落　第二大段の第五小段なり、處置を論ず、

講說　管仲若し桓公の問に因り天下の賢者を擧げて己れと吾が代人を定めなば、仲、死すとも、齊國は未だ仲なきことゝはならざるなり、仲にしてある以上、

後任となすべきかを問へり、是の時に當り、吾れは、管仲が天下の賢者を擧げて之に應ずるならんと思へり、然るに彼の言は、豎刁、易牙、開方の三人は人情に非ざるが故に、近づくべからずと曰ふに過ぎざりき、

注解　「當是時也吾以」當時に已が身を置いて立てたる辭なり、

文法　「且擧天下之賢者以對」は主意を徴露せし處なり、林西仲云ふ、忙中却つて此の一語を着けて正論をなし、遂に前後精神俱に動かしむ、〇且の字、不過の字にて、已に評論體をなす、

嗚呼、仲以爲威公果能不用三子矣乎、仲與威公處幾年矣、亦知威公之爲人矣[乎]、威公聲不絕乎耳、色不絕乎目、而非三子者則無以遂其欲、彼其初之所以不用者、徒以有仲焉耳、一日無仲、則三子者可以彈冠相慶矣、仲以爲將死之言、可以縶威公之手足耶、

段落　第二大段の第三小段なり、威公の人物上より、仲の諫言の無効なるを言ふ、

講説　扨々管仲は、威公が已れの思ふやうに三子を用ひまじと思へるか、（何たる淺はかなる考ぞや）管仲は威公と共に處ること幾年なるぞ、なかなか長き間なり、さすれば威公の人となりを知るべき筈なり、威公の人となりは、音樂の聲は耳に絕さず、婦人の美形は目に絕さず、斯くて三子の者共にあらざれば、斯樣なる彼れの欲を遂ぐることとなし、彼れが其初めに於て三子を用ひざりし所以は唯々管仲ありし爲にて更に他の理由ありたるにあらず、一日管仲あらざるときは、三人の者は其冠の塵を彈きて入仕を祝ふべきにこそ、然るに管仲は、已が臨終の諫言は威公の手足をつなぎて、三子を用ひぬやうに爲すことが出來得べしとなすか、（若し然らば、不明も亦甚だしと謂ふべし）

注解　「知威公爲人矣乎」乎の字は、衍とすべし、「彈

彼の威公と云ふ君は如何なる人ぞ、惡人を知るの能力なき人なり、考へ見るに、威公に三子を用ふることを許したる者は管仲なり、

注解 「作」發作の作、起るなり、「則齊之治也」則は、文章軌範等に故に作る、從ふべし、「曰鮑叔」齊の襄公の亂、公子糾、公子小白、倶に奔り、已にして二公子相戰ふ、管仲は公子糾の傅たり、鮑叔は公子小白の傅たり、糾敗れ、召忽は死せしも、管仲は執へらる、鮑叔之を小白に薦め、遂に相となる、小白卽ち威公なり、「豎刁」宦官なり、「易牙」吾が子を蒸して威公に食はしめたるもの、「開方」衞の諸公子なり、親を棄てゝ齊に事ふ、「四凶」共工、驩兜、三苗、鯀の四人、其事は已に歐陽修の朋黨論に出づ、「有仲尼云々」仲尼は孔子の字、家語に曰く、孔子、魯の司空たり、相の事を攝行す、七日にして政を亂る大夫少正卯を誅し、之を其兩觀の下に戮し、朝に尸す、三日、子貢進んで曰く、夫れ少正卯は魯の聞人なり、今夫子、政を爲して、始めて之を誅す、或は失たらんかと、孔子曰く、居れ、吾れ汝に語るに其故を以てせん、天下大惡なるもの五あり、而して竊盜與らず焉、一に曰く、心逆にして險、二に曰く、行、僻にして堅、三に曰く、言僞にして辯、四に曰く、記醜にして博、五に曰く、非に順つて澤、少正卯皆之を兼有すと、

文法 齊之治也は前の功之成を承け、主なり、及其亂也は前の禍之作を承け、客なり、何則を以て說明する所は、獨り及其亂也の一面に係り、雙關を脫卸せるは是主客の別なり、○其用之者威公也の下に、顧其使威公得用三子者管仲也の句を接して可なる處を、夫有舜而云々と故事に說き入り、語氣忽ち伸ぶ、之を急脈緩受の法と曰ふ、賴山陽云ふ、正意を說かんと欲して、故に故事を引證し、游衍の勢をなす、是れ老泉の家法東坡最も善く之を爲すと、

仲之疾也、公問之相、當是時也、吾以仲且擧天下之賢者以對、而其言乃不過曰豎刁易牙開方三子非人情不可近而已、

段落 第二大段の第二小段なり、論點を擧ぐ、

講說 管仲の病める折、威公は彼れに何人を宰相の

商と曰ひ、公子雍と曰ひ、公子昭と曰ふ、而して昭は立つて孝公となる、故に之を省いて五公子と稱したるなり、「詭」いたると訓ず、至に同じ、「簡公」威公を去る、凡そ七世、十一君を傳ふ、

文法　首段先づ後論を叙し、罪案を斷定し、大旨を掲起す、創意翻案、出語、人を驚かす、○死の字末段を伏す、

夫功之成、非成於成之日、蓋必有所由起、禍之作、不作於作之日、亦必有所由兆、則齊之治也、吾不曰管仲而曰鮑叔、及其亂也、吾不曰豎刁易牙開方而曰管仲、何則豎刁易牙開方三子、彼固亂人國者、顧其用之者威公也、夫有舜而後知放四凶、有仲尼而後知去少正卯、彼威公何人也、顧其使威公得用三子者管仲也、

段落　第二大段の第一小段なり、三子の用ひられたるは管仲の致す所なるを論ず、

講說　夫れ功の成就するは、其成就したる日に於て突然成就するに非ず、蓋し必ず起るべき由來あり、禍の發作するも、亦發作したる日に於て偶然發作するに非ず、必ず兆す所の根本あり、さすれば齊國の治まりしに就いては、吾れ管仲の功と曰はずして鮑叔の功と曰ふ、（何となれば、管仲は鮑叔が薦めたる人なればなり）又齊國の亂るゝに及びしに就いては、吾れ豎刁、易牙、開方と曰はずして管仲と曰ふ、何となれば、豎刁、易牙、開方の三子は如何なる人物なりやと云ふに、彼れ元來人の國を亂す所の小人なり、考へ見る所、此の三人を用ひたるものは威公なり、（則ち威公の過失に相違なきも更に一議論あり）夫れ舜の如き聖人あつて、始めて四凶を放つを知り、仲尼の如き聖人あつて、少正卯を放つことを知る、（惡人を知つて之を遠くることは普通の人に望むべからず）

て相を罷めたることを諷せしものとす、

主意　管仲が死に臨み、天下の賢者を己れの後任に推薦せざりしを責むるに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「齊無寧歲」に至るまでを第一大段となす、管仲の生時と死後とに於ける齊國の形勢を敍す、「夫功之成」より「不言可也」に至るまでを第二大段となす、管仲が宜しく賢者を擧ぐべきに擧げざりし過を論ず、「五霸莫盛於威文」より「吾不信也」に至るまでを第三大段となす、必ずしも後任者なきに非ざるに、之を擧げざりしため、桓公の死後齊國の滅裂せしことを言ふ、「仲之書」より「不足信也」に至るまでを第四大段となす、豫め辨解の路を絶つ、「吾觀史鰌」より篇尾に至るまでを第五大段となす、古人を例として、仲の責を逃れ難きことを論じて結となす、

管仲相威公、霸諸侯、攘戎狄、終其身、齊國富强、諸侯不叛、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ管仲の功を敍す、

講說　管仲は齊の威公の宰相となり、諸侯に霸たらしめ、中國の害たる夷狄を逐ひ除け、己が一生の間は齊も國富み兵强く諸侯敢て叛くものなかりき、

注解　「威公」桓公なり、宋の欽宗の諱を避けて威に作れり、

管仲死、豎刁易牙開方用、威公薨於亂、五公子爭立、其禍蔓延訖簡公、齊無寧歲、

段落　第一大段の第二小段なり、仲の罪を敍す、

講說　然るに管仲の死するや、豎刁、易牙、開方等の小人用ひられ、其結果、威公は內亂の中に薨じ、其五人の公子は位を爭ひ、其禍は後に延び廣がり、簡公の時に至るまで、齊は無事の日なかりき、

注解　「豎刁易牙開方」共に威公の嬖臣、「薨於亂」騷動の爲め、薨去より六十七日にして、始めて殯を行ふことを得たり、「五公子」元來威公の公子は六人あり、公子武孟と曰ひ、公子元と曰ひ、公子潘と曰ひ、公子

覆吾豈惡之哉、楚子文之生也、虎乳之、吾固不惡夫異也、』

段落　第四大段なり、

講説　或人難じて曰く、契、稷が果して不祥の子に非ずとならば、稷は何故に棄てられしぞ、曰く、稷の生れしとき、其母、災もなく害もなく、餘りに安産なりしかば、殊によると姜原が疑つて之を棄てたるにやあらん、鄭の莊公が、母姜氏の睡中に生れしため姜氏を驚かし、之を惡みし由、世の中の事、固より此の如きものあるなり、吾れは彼の不思議を惡むわけにはあらで、彼の遷が不祥の事を以て聖人を誣ふるを惡むなり、史に、之を棄てたる處、牛羊避けて踐まず、之を他に移したる處、飛鳥覆うて助けしとあり、吾れ豈に之を惡まんや、楚の子文の生れたる時は、虎が乳を飲ませしとあり、吾れ固より彼の不思議を惡まざるなり、

注解　「菑」災なり、「寤生」左傳隱公元年に云ふ、莊公寤生して、姜氏を驚かす、遂に之を惡むと、杜注に云ふ、寤寐して莊公已に生る、故に驚いて之を惡むと、「楚子文」左傳宣四年に云ふ、鬪伯比、䢵子の子に淫し、子文を生む焉、䢵夫人之を夢中に棄てしむ、虎之を乳す、䢵子田して之を見、懼れて歸る、夫子以て告ぐ、遂に之を使むと、「棄之而牛羊云々」棄の母姜源野に出で巨人の跡を見、欣然として之を踐み棄を生みしかば不祥となし之を隘巷に棄てたるに馬牛も避けて踐まず、更に移して山林に置けば山中人多きに會ふ、乃之を氷上に遷せば鳥之を覆翼せり、

纂評

○沈德潛評　毛傳に據り、以て司馬氏鄭氏、の説を折す、日月、空に當り、雲霧、駁を解くが如し、此種の文經學に關するあり、黄小輩、宜しく早く之を誦習し、怪異の説をして、先づ胸中に踞せざらしむべし、

管仲論

解題　管仲、名は夷吾、齊の桓公の相にして、桓公の覇業は一に仲の力に賴る、

動機　或る人の説に、宋の韓琦が後任を擧げずし

時に當つては、未だ初めより司馬遷の史あらざりしなり、(故に其解釋、正當を得たるなり)而して遷の説は、詩を疑ふ所より出でたるに、鄭の箋は、又遷を信ずる所より出づ、其結果、天下の人は皆云ふ、聖人は人に非ず、人は迚も聖人に及ぶこと叶はずと、甚だしきことかな、遷が不祥を以て聖人を僞傳せしことは、

注解　「毛公」漢の毛萇なり、詩傳を作る、傳は猶ほ注の如し、「郊禖」禖は媒なり、郊は高の轉化、祀郊禖とは、天子が子を求むる祭の名なり、

夏之衰、二龍戲於庭、藏其漦、至周而發之、化爲黿、以生褒姒、以滅周、使簡狄而吞卵、姜原而踐跡、則其生子、當如褒姒以妖惑天下、奈何其有稷契也、

段落　第三大段の第三小段なり、其子の聖なるに因つて二妃の妖濫に非ざることを證す、

講説　夏の衰へたる時、二疋の龍あつて庭に戲れ居たるが、其漦を貯へ置けり、然るに周の世に至つて之を開き見たるに、右の漦は化して黿となり、斯くして彼の褒姒を生み、以て周を滅ぼせしことあり、されば若し簡狄が卵を吞み、姜原が跡を踐みたらんには、其生みたる子は褒姒の如くにて、天下を妖惑すべき筈なり、何として其の子に稷、契の如き聖人あらんや、

注解　「至周而發之」傳へ云ふ、周人之を發きたる處、漦化して黿となれり、然るに童妾之に遇ひて孕み、褒姒を生む、幽王之を嬖して、國亂れ身死す、漦は龍の精氣なり、

或曰、然則稷何以棄、曰、稷之生、也、無菑無害、或者姜原疑而棄之乎、鄭莊公寤生、驚姜氏、姜氏惡之、事固有然者也、吾非惡夫異也、惡夫遷之以不祥誣聖人也、棄之而牛羊避、遷之而飛鳥

じ、降つて商を生む、厥の初め民を生ずる、時れ維れ姜原、民を生ずる如何、克く禋し克く祀し、以て子なきを弗ふ、帝の武敏を履み、歆んで介る攸、止まる攸、載ち震み載ち夙み、載ち生じ載ち育す、時れ維れ后稷とあるを以て之を言ふ、吁、此又遷、詩を求むるの過なり、

講説　然しながら史遷の意は、必ず詩經に、天が鳦鳥〔燕〕に命じ、降つて商を生ましむ、其初め民を生ずるは、是れ之れ姜原なり、民を生ずるは如何にせしぞ、克く禋の祭をなし、克く祀の祭をなし、其れに因つて子なきことを祓ひ、子を得んことを祈りしが、帝の足跡を踏み、歆んで宿る所、止まる所、乃ち孕み、乃ち愼み、乃ち育す、是れこれ后稷なりとあるが爲に之を言ひたるなり、扨も是れは遷が詩を研究せし過なり、

注解　「天命鳦鳥」此詩は、商頌の玄鳥篇に出づ、「厥初生民」大雅生民篇に出づ、「禋」祀の名、「弗」はらふ、「武敏」武は跡、敏は足の大指、「介」やどると訓ず、「載」すなはち、「震」はらむ、「夙」產室にて起居を愼むなり、

文法　吁求詩之過也の一句は斷語なり、以下、其過なる所以を證明す、

毛公之傳詩也、以鳦鳥降爲祀郊禖之候、履帝武爲從高辛之行、及鄭之箋而後有呑踐之事、當毛之時、未始有遷史也、遷之說出於疑詩、而鄭之說又出於信遷矣、故天下皆曰、聖人非人、人不可及也、甚矣遷之以不祥誣聖人也』

段落　第三大段の第二小段なり、司馬遷と鄭玄との見解を駁す、

講説　毛公が作りたる詩の傳に於ては、鳦鳥の降るとあるを解して、郊禖を祀るの候となし、帝武を履むとあるを、高辛氏の行に從ふとなす、鄭玄の箋を作るに及び始めて卵を呑むと、迹を踐むとの事あり、毛の

ぬる話なり）縦令聖人が衆庶に異なる者なりとすとも、吾が考へにては、天地が必ず陰陽の和合を構成し元氣の秀英を積んで、之を生ずべき筈なり、何として斯かる二つの不祥なる物を要せんや、

文法　不祥は、卽ち神奇妖濫の性質、

燕墮卵於前、取而吞之、簡狄其喪心乎、巨人之跡、隱然在地、走而避之且不暇、忻然踐之、何姜原之不自愛也、又謂行浴出野而遇之、是以簡狄姜原爲淫泆無法度之甚者、帝嚳之妃、稷契之母、不如是也、

段落　第二大段の第二小段なり、聖人の妃たり、母たる點より、其必ずあるべからざるを論ず、

講說　燕が卵を墜せしをば、手に取り上げて之を吞むとは、簡狄は何と意識を失ひたるか、巨人の足跡がカスカに地に殘れるを見れば、氣味惡く思ひ、走つて之を避くるひまさへ無かるべきを、欣然として之を踐みしとは、何とて姜原の自愛せざるや、又一人は外へ入浴に行き、一人は原野へ出でゝ、燕の卵と、巨人の跡とに遇へりとなさば、是れ簡狄、姜原を以て淫奔不規律の甚だしきものと爲す次第なるが、帝嚳の妃たる彼れ又稷契の母たる彼れは、決して斯くあるべくもあらず、

雖然史遷之意、必以詩有天命鳦鳥、降而生商、厥初生民、時維姜原、生民如何、克禋克祀、以弗無子、履帝武敏、歆攸介攸止、載震載夙、載生載育、時維后稷而言之、吁此又遷求詩之過也、

段落　第三大段の第一小段なり、司馬遷が詩を誤解するを言ふ、

讀方　然りと雖も史遷の意、必ず詩に、天、鳦鳥に命

なす、論點の疑似を辨ず、

史記載、帝嚳元妃曰姜原、次妃曰簡狄、簡狄行浴、見燕墮其卵、取呑之、因生契、爲商始祖、姜原出野、見巨人跡、忻然踐之、因生稷、爲周始祖、其祖商周信矣、其妃之所以生者、神奇妖濫、不亦甚乎、

段落　第一大段なり、

講説　史記に載せて云ふ、帝嚳の元妃を姜原と曰ひ、次妃を簡狄と曰ふ、簡狄が外へ出でゝ入浴しけるに、燕が卵を墮すを見たれば、取つて之を呑みし處、之が原因となつて契を生み、是れが商の第一の先祖となれり、又元妃なる姜原は、原野に游歩せし折、巨人の足跡を見、心嬉しく思ひて之を踐みし處、是れが原因となつて稷を生み、是れが周の第一の先祖となれりと契なり稷なりが商、周の先祖となりしは其通りなれども、彼れ二妃の生み方は、不思議不吉不正の至りならずや、

注解」帝嚳」五帝本紀に出づ、黄帝の曾孫なり、

商周有天下七八百年、是其享天之祿、以能久有社稷、而其祖宗何如此之不祥也、使聖人而有異於衆庶也、吾以爲天地必將構陰陽之和、積元氣之英、以生之、又焉用此二不祥之物哉、

段落　第二大段の第一小段なり、不祥の二物が聖人に不相應なるを論ず、

講説　商や周や天下を有つこと七八百年に及べり、右は二國が天より賜へる幸福を享けて、能く永久に社稷を有ちたる次第なり、然るに其祖宗たる契や稷は、何として此の如く不祥なるや、（誠に以て信じか

らざれば、彼の怯者何ぞ肯て淵谷を飛び越えんや、此れ他の原因なし、前に述べたる墨刑が廢せられたる爲のみ、三代の後、漢の霍光が昌邑の諫めざりし臣下を誅せしが如きは、何と珍らしきことならずや、

注解「霍光云々」前漢昭帝の時、昌邑の群臣王の罪過を擧奏せず、王を大惡に陷るゝに坐し、皆獄に下さる、

今之諫賞、時或有之、不諫之刑、缺然無矣、苟增其所有、有其所無、則諛者直、佞者忠、況忠直者乎、誠如是、欲聞讜言而不獲、吾不信也、』

段落 第五大段なり、

講說 今日は諫めて賞せらるゝことは、時としては或は之れあれども、諫めざる臣下に對する刑は、缺然として之れなし、苟くも其有る所を附け加へ、其無き所を有するに至らば、則ち諛ふものは直となり、佞人は忠となるべし、況や初めより忠直なるものをや、誠に右の如くならんか、直言を聞かんと欲して聞くを得ずと云ふも、吾れは之を信ぜざるなり、

纂評

○**沈德潛評** 蘇家の文、善く喩を引き、以て正意を醒す、此篇、無限の法門を開く、

嚳妃論

解題 嚳妃とは、帝嚳の妃と云ふことにて、本文にある姜原、簡狄の二人を謂ふ、

主意 司馬遷の、不祥を以て聖人を誣ひたるを論ず、

段落 凡そ四大段より成る、篇首より「不亦甚乎」に至るまでを第一大段となす、論點を擧ぐ、「商周有天下」より「不如是也」に至るまでを第二大段となす、司馬遷の記せし所は必無の事なるを論ず、「雖然」より「奈何有稷契也」に至るまでを第三大段となす、司馬遷の詩經に於ける謬見を論ず、「或曰然則稷何以棄」より篇尾に至るまでを第四大段と

者也、故無不諫焉、悅賞者、勇怯半者也、故賞而後諫焉、畏罪者、怯者也、故刑而後諫焉、先王知勇者不可常得、故以賞爲千金、以刑爲猛虎、使其前有所趨、後有所避、其勢不得不極言規失、此三代所以興也』

段落　第四大段の第一小段なり、古代を言ふ、

講說　君主の犯し難きは、猶ほ淵谷の越え難きが如きなり、謂はゆる天性忠義にして賞を悅ばず、罪を畏れざるものは、勇者なり、故に諫めざることなし、賞を悅ぶものは、勇怯半々のものなり、故に賞あつて後始めて諫む、罪を畏るゝものは怯者なり、故に刑ありて後始めて諫む、先王は勇者が常に得べからざることを知るが故に、賞を以て前の譬への千金とし、刑を以て前に言ふ猛虎とし、其前に趨く所あり、後に避くる所あらしめ、其勢極言して過失を規さゞるを得ず、此れ三代の興る所以なり、

末世不然、遷其賞於不諫、遷其刑於諫、宜乎臣之噤口卷舌、而亂亡隨之哉、間或賢君欲聞其過、亦不過賞之而已、嗚呼不有猛虎、彼怯者肯越淵谷乎、此無他、墨刑之廢耳、三代之後、如霍光誅昌邑不諫之臣者、不亦鮮哉』

段落　第四大段の第二小段なり、末代を論ず、

講說　末世は然らず、其賞をば諫めざる方に持ち行き、其刑をば諫むる方に持ち行くが故に、臣下が口を閉ぢ舌を卷いて、其結果、亂世亡國となりしも亦尤もなり、折々賢君あつて、其過を聞くことを欲したるも、是れとて其人を賞せしに過ぎず、扨も猛虎ある

今有三人焉、一人勇、一人勇怯半、一人怯、有與之臨淵谷者、且告之曰、能跳而越之、謂之勇、不然爲怯、彼勇者恥怯、且跳而越焉、其勇怯半者與怯者則不能也、又告之曰、跳而越者與千金不然則否、彼勇怯半者奔利、必跳而越焉、其怯者猶未能也、須臾顧見猛虎暴然向逼、則怯者不待告、跳而越之、如康莊矣、然則人豈有勇怯哉、要在以勢驅之耳、

段落　第三大段なり、

講說　今此に三人ありとせんに、其一人は勇者にして、他の一人は勇怯半に、又他の一人は怯者と假定せよ、此者共と、深き淵、又は谷に臨む者あり、一寸之に告げて、能く此處を飛び越すものあらば、之を勇と曰はん、さもなくば怯と曰はんと、さすれば彼の勇者は必ず飛び越すべく、其勇怯半々の者と全く怯者とは、飛び越すこと能はざるなり、又之に告げて、飛び越したる者には千金を與ふべし、さもなくば與へざるべしと曰はゞ、彼の勇怯半々の者は必ず利益に奔り、必ず飛び越すべく、其怯なる者は出來ざるなり、然るに暫らくして後を振り向き、猛虎が勢ひ荒く向ひ迫るを見ば彼の怯者も之を飛び越すこと、大道と同一ならん、然らば則ち人は何とて勇怯あらんや、要する所は勢ひを以て之を驅るに在るのみ、

注解　「康莊」五達之を康と曰ひ、六達之を莊と曰ふ、或は曰く、康莊は猶ほ平地と言ふが如し、

文法　商侯云ふ、勢を以て驅るの一句、鎖法妙なり、

君之難犯、猶淵谷之難越也、所謂性忠義不悅賞、不畏罪者、勇

段落　第二大段の第一小段なり、刑賞を論ず、

講説　夫れ君の大なることは天と同一なり、其尊きことは神と同一なり、其威あることは雷霆と同一なり、人が天に抵抗し、神に衝突し、雷霆に反對すること能はざるは亦明かなり、聖人は其の此の如くなるを知るが故に、賞を立てゝ以て之を奬勵す、傳に、與王、諫臣を賞すとあるは是れなり、斯く諫臣を賞して之を奬勵すと雖も、猶ほ、其意氣地なくして過を聞くを得ざることを恐るゝが故に、刑を制して以て之を威す、書經に、臣下正さゞるときは其刑墨とあるは是れなり、

注解　「與王賞諫臣」國語に出づ、「選耎」選は巽と通ず、後漢書の淸河王傳に云ふ、選懦の恩、國典に非ざるを知ると、注に云ふ、選懦は、仁柔、慈惠、不決の意なり、又選耎は畏怯の意、「臣下不正云々」書經伊訓に在り、

文法　制刑以威之は、是れ此段の主意、

人之情、非病風喪心、未有避賞而就刑者、何苦不諫哉、賞與刑不設、則人之情、又何苦而抗天、觸神、忤雷霆哉、是非性忠義、不悅賞、不畏罪、誰欲以言博死者、人君又安能盡得性忠義者而任之、

段落　第二大段の第二小段なり、何人も刑を避け、賞に就かざるなきを論ず、

講説　凡そ人情と云ふものは、誰れに限らず、狂氣となり意識を失ふに非ざる以上、賞を避けて刑に就くものはあらじ、然らば何を苦んで諫めざらんや、又若し賞と刑とが設けられざるときは、人情何を苦んで天に抗し神に觸れ雷霆に忤はんや、是れ其天性が忠義にして賞を悅ばず、罪を畏れざるに非ざれば、誰か言論を以て死を博するものあらん、人君たるものは、又何として能く天性忠義なるものを得て之に任ずべき、

注解　「病風」瘋癲なり、

諫論下

主意　人臣をして諫めしむるの手段は刑賞に在りと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「吾其言之」に至るまでを第一大段となす、論旨を提明す、「夫君之大天也」より「人君又安能盡得性忠義者而任之」に至るまでを第二大段となす、主意を發揮す、「今有三人焉」より「要在以勢驅之耳」に至るまでを第三大段となす、譬諭、「君之難犯」より「不亦鮮哉」に至るまでを第四大段となす、古今の得失を較論す、「今之諫賞」より篇尾に至るまでを第五大段となす處置を論ず、

夫臣能諫、不能使君必納諫、非眞能諫之臣、君能納諫、不能使臣必諫、非眞能納諫之君、欲君必納乎、嚮之論備矣、欲臣必諫乎、吾其言之、

段落　第一大段なり、

講說　夫れ臣下能く諫むとも、君をして必ず諫めを納れしむること出來ざれば、眞に能く諫むるの臣に非ず、君能く諫めを納るとも、臣をして必ず諫めしむること出來ざれば、眞に能く諫めを納るゝの君に非ず、君が必ず諫めを納るべきことを欲するか、其れに就いては以前の論十分なり、君が臣下の必ず諫めんことを欲するか、吾れ今之を申すべし、

夫君之大、天也、其尊、神也、其威、雷霆也、人之不能抗天觸神忤雷霆、亦明矣、聖人知其然、故立賞以勸之、傳曰、興王賞諫臣、是也、猶懼其選耎阿諛、使一日不得聞其過、故制刑以威之、書曰臣下不正、其刑墨、是也、

秦張儀之術也、蘇秦張儀不免爲游說、無龍逢比干之心也、是以龍逢比干、吾取其心、不取其術、蘇秦張儀、吾取其術、不取其心、以爲諫法。

段落　第三大段なり、

講說　扨も龍逢、比干の良臣と稱するを得ざるは、蘇秦、張儀の術なかりしが爲なり、又蘇秦、張儀が游說の士たるを免れざるものは、龍逢、比干の心なきが爲なり、是の理由を以て、龍逢、比干に對しては吾れ其心を取つて其術を取らず、蘇秦、張儀に對しては吾れ其術を取つて、其心を取らず、以て君を諫むる法とす、

注解　「良臣」皐、夔、稷、契の如く、君臣和合、倶に尊榮を享くるを良臣と曰ひ、龍逢、比干の如く、身死し國亡ぶるを忠臣とするは、是れ魏徵の說なり、

文法　高梅亭云ふ、末段、心の字を補出し、術の字の罅隙を圓かにす、蓋し龍逢、比干の心を以て、蘇秦、張儀の術を行はんと欲するなり、意警論精、○賴山陽云ふ、通篇、零々碎々、散場に臨むとき一喝を下すなければ、此篇、收拾の處なし、○又云ふ、龍逢、比干の心を以て、蘇秦、張儀の術を行ふの意なり、分つて双敲となし、上を收む、異樣俗ならず、

總　說

結構、字句、蓋し韓非子を學ぶ、

纂　評

○沈德潛評　君を引いて道に當るの心、策士の術を以て之を行ふ、此中大に作用あり、縱横家を以てして之を少とするを得ざるなり、明代の諸臣、直戇を以て身を殺す、而して國に於て益なきもの甚だ多し、乃ち術に於て未だ工ならざることあるなからんか、若し大人、君心の非を格すもの、又一を以て論ずべからず、誠を積んで以て之を感ずるを貴ぶ、口舌の間に在らざるなり、

○李于鱗評　此等の文字、却つて荀卿に摸倣し來る、識趣鄙俗、立言根柢なし、只だ是れ一場の諸戲、

死して三日にして嫁するものあり、幽居寡を守り、門を出でざる者あり、足下即し婦を求めんと欲せば、何れを取る、曰く嫁せざるものを取る、通曰く、然らば則ち臣を求むるも亦猶ほ是れなり、彼の東郭先生、梁石君、隱居嫁せず、未だ嘗て節を卑うして以て仕を求めざるなり、願はくは人をして之を禮せしめんと、相國皆以て上賓とす、

五者相傾險詖之論、雖然施之忠臣、足以成功、何則理而諭之、主雖昏必悟、勢而禁之、主雖驕必懼、利而誘之、主雖怠必奮、激而怒之、主雖懦必立、隱而諷之、主雖暴必容、悟則明、懼則恭、奮則勤、立則勇、容則寬、致君之道盡於此矣、吾觀昔之臣、言必從、理必濟、莫若唐魏鄭公、其初實學縱横之說、此所謂得其術者歟、』

段落　第二大段の第八小段なり、

講説　此の五の術は、皆他人を倒すべき不穏當不忠正の論なり、然りと雖も之を忠臣に施す「忠臣の用に供ふ」時は、以て功を成すに足る、何となれば、理を以て諭すときは、君主昏愚なりとも必ず悟る、勢を以て之を禁ずる時は、君主驕ると雖も必ず懼る、利を以て之を誘ふ時は、君主怠ると雖も必ず奮發す、激して之を怒らす時は、君主懦弱と雖も必ず立つ、隱にして之を諷する時は、君主暴虐と雖も必ず容る、悟れば明か、懼るれば恭しく、奮へば勤め、立てば勇に、容るれば寬、君を善に致すの道は此に盡くるなり、吾れ昔しの臣を觀るに、其言必ず從はれ其理必ず通せしものは、唐の魏鄭公に若くはなし、其初め公は縱横の說を學べり、此れ謂はゆる其術を得たるものなるべきか、

注解　「魏鄭公」唐の太宗の諫臣魏徵、「縱横之術」戰國合從連衡の術、即ち策士の行ふ所なり、

噫龍逢比干不得稱良臣、無蘇

のみと、以て昭王を感怒せしめんとす、王之を聞き、遂に延迎、睢に謝し、左右を屛く、王跪いて請うて曰く、先生何を以て幸ひに寡人に敎へんと、「酈生云々」史記の酈生傳に云ふ、生、沛公に謁す、公方に牀に倨し、兩女子をして足を洗はしむ、生、長揖して拜せずして曰く、足下、秦を助け、諸侯を攻めんと欲するか、且つ諸侯を率ゐ、秦を破らんと欲するか、必ず無道の秦を誅せんと欲せば、宜しく倨して長者を見るべからずと、沛公、洗を輟め、之を謝す、

蘇代以二土偶一笑二田文一、楚人以二弓繳一感二襄王一、蒯通以レ娶レ婦悟二齊相一、此隱而諷レ之也。

段落　第二大段の第七小段なり、

講說　蘇代は土偶の譬を以て田文を笑ひ、楚人は弓繳の譬を以て襄王を感ぜしめ、蒯通は婦を娶るの譬へを以て、齊の相を悟らせしは、此れ隱にして之を諷したる一例なり、

注解　「蘇代云々」齊策に云ふ、秦の昭王、孟嘗君〔田文〕の賢を聞き、涇陽君をして質となり、以て見るを求めしむ、孟嘗君將に秦に入らんとす、蘇代曰く、今日、代、外より來り、木偶人、土偶人と謂ふを見る、曰く、天將に雨ふらんとす、子將に敗れんとすと、土偶人曰く、我れ土に生ず、敗れば則ち土に歸す、今天雨ふる、子を流して行く、未だ止息する所を知らざるなりと、今秦は虎狼の國なり、而して君往かんと欲す、如し還るを得ざるあらば、君土偶人の爲に笑はるゝ無きを得んやと、孟嘗君乃ち止む、「楚人云々」楚策に云ふ、楚人、好んで弱弓微繳を以て歸雁の上に加ふるものあり、頃襄王、召して之を問ふ、對へて曰く、此れ何ぞ大王の爲に道ふに足らんや、昔し三王以て道德を弋る、五伯以て戰國を弋る、王何ぞ聖人を以て弓と爲し、勇士を以て繳となし、時に張つて之を弋ざる、此の六雙のもの、得て囊載すべきなり、其樂、特に朝夕の樂に非ざるなり、其獲る、特に、鳧雁の實にあらざるなりと、索隱に曰く、秦、趙等十二國に喩す、故に六雙と云ふ、「蒯通」漢書の蒯通傳に云ふ、齊の悼惠王の時、曹參、相となる、齊の處士東郭先生、梁石君二人、隱居して仕へず、蒯通、相國を見て曰く、婦人、夫

史記の朱建傳に載す、辟陽侯急なり、因つて人をして往いて平原君朱建を見せしむ、建乃ち求めて、惠帝の幸臣閎籍孺を見、之に說いて曰く、辟陽侯、太后に幸せらる、而して下吏道路皆言ふ、君讒して之を殺さんと欲すと、今日侯を誅せば、旦日太后も亦君を誅せん、何ぞ肉袒、辟陽侯の爲に帝に言ひ、辟陽侯を出さゞると、籍孺、其計に從ふ、果して辟陽侯を獄より出だす、「鄒陽云々」漢書の鄒陽傳に云ふ、梁の孝王、袁盎を殺すを以て、帝、人をして之を責めしむ、王始めて謀叛す、鄒陽爭つて不可となす、故に讒せらる、梁の事敗るゝに及び、孝王、誅を恐る、乃ち往いて鄒陽に謝し、方略の罪を上に解くものを求めしむ、陽徑ちに長安に至り、王長君を見る、長君は王美人の兄なり請うて曰く、今袁盎の事卽ち窮竟せば、梁王恐らくは誅せられん、此の如くならば、則ち太后、貴臣に拂慍切齒側目し、長君危からん、誠に能く上の爲に之を言ひ、梁の事を竟むることなからしめば、太后深く長君を德とせん、長君の弟、兩宮に幸せられば、金城の固なりと、長君乃ち入つて之を言ふ、帝の怒り解く、

蘇秦以二牛後一羞レ韓、而惠王按レ劍太息、范雎以二無王一耻レ秦、而昭王長跪請レ教、酈生以レ助レ秦凌レ漢、而沛公輟レ洗聽レ計、此激而怒レ之也。』

段落　第二大段の第六小段なり、

講說　蘇秦が牛後の譬へを以て韓を羞かしめ、而して惠王は劍を按じて太息し、范雎は王なしとの言を以て秦を耻ぢしめ、而して昭王長跪して敎を請ひ、酈生は秦を助くとの言を以て漢を凌ぎ、而して沛公は洗足を中止して彼れの計を聽けり、此れ激して之を怒らしめたる一例なり、

注解　「蘇秦云々」韓策に云ふ、蘇秦、韓に說いて曰く鄙諺に曰く、寧ろ鷄口となるとも牛後となる勿れと、今大王の賢を以て强韓の兵を挾み、而して牛後の名あり、竊かに大王の爲に之を羞づと、王、劍を按じ、太息して曰く、寡人不肖と雖も必ず秦に事ふる能はずと、「范雎」秦策に云ふ、范雎、秦の昭王を見る、佯つて永巷を知らざるまねして其中に入る、宦者曰く、王至ると、雎曰く、秦安んぞ王を得ん、獨り太后、穰侯ある

之を攻むるもの、名、君を弑すとなす、祭器あるを見るが故なり、夫れ虎肉臊、其兵、身を利す、人猶ほ之を攻む、若し澤中の麋をして虎の皮を蒙らしめば、人の之を攻むる、必ず萬倍せん、今子、天下の共主を誅殘し、三代の傳器を居かんと欲す、器南すれば則ち兵至る矣と、楚乃ち止む、「魯連云々」趙策に云ふ、魏王、新垣衍をして趙に説かしめ、共に秦を尊んで帝と爲さんと欲す、魯仲連、往いて衍を見て曰く、秦は禮義を棄てゝ首功を上ぶの國なり、彼れ卽し肆然として帝たらば、則ち連、東海を蹈んで死するあるのみ、之が民たるを願はざるなり、且つ秦王をして梁王を烹醢せしめんとすと、新垣衍、怏然悦ばず、連曰く、秦、已むなくして帝たらば、則ち將に天子の禮を行ひ、以て天下に號令し、又女子嬖妾をして諸侯の妃姫たらしめんとす、梁王安んぞ晏然として已むを得んやと、衍再拜して曰く、乃ち今、先生の天下の士なるを知るなり、吾れ敢て復た秦を帝とするを言はじ矣、

田生以萬戸侯啓張卿、而劉澤封、朱建以富貴餌閎孺、而辟陽赦、鄒陽以愛幸悦長君、而梁王釋、是利而誘之也、」

段落　第二大段の第五小段なり、

講説　田生は萬戸侯を以て張卿に啓し、而して劉澤封ぜられ、朱建は富貴を以て閎孺に餌を與へ、而して辟陽赦され、鄒陽は愛幸を以て其君を悦ばし、而して梁王赦されたり、是れ利して之を誘へるなり、

注解　「田生云々」史記荊燕世家に云ふ、營陵侯劉澤は高祖の従昆弟、呂后の時、齊人田生游んで資に乏しく、畫を以て澤に干す、澤大に之を悦び、金二百金を用ひて田生の壽をなす、田生、長安に如き、其子をして呂后の幸する所の大謁者張卿に事へしむ、居ること數月、田生、張卿に説いて曰く、太后、呂産を立てゝ王と爲さんと欲するも、大臣の聽かざるを恐る、卿何ぞ大臣に諷し、以て太后に聞せざる、太后必ず喜び、萬戸侯も亦卿の有ならんと、張卿乃ち大臣に諷し、太后に語る、太后、張卿に千金を賜ふ、田生因つて之に說き、太后に言ひて幷に劉澤を封せしむ、張卿入つて之を言ふ、乃ち遂に澤を立てゝ瑯琊王となす、「朱建云々」

唐乃ち行くと、武安君は白起、應侯は范睢、文信侯は呂不韋なり、「趙卒云々」史記の張陳傳に云ふ、趙王武臣、燕軍に獲らる、之を囚へ、與に趙地を分ち、乃ち王を歸さんと欲す、使者往く、燕輙ち之を殺す、厮養卒あり、請うて往き、燕將に說いて曰く、君、張耳、陳餘、如何なる人なるを知るかと、曰く賢人なりと、曰く其志何を欲するかを知るかと、曰く其王を得んと欲するのみと、養卒笑つて曰く、君未だ兩人の欲する所を知らざるなり、此の兩人、名は王を求むるを爲すも、實は燕之を殺して、趙を分ち、自立せんを欲す、夫れ一趙を以て尙ほ燕を易る、況や兩賢王を以て左提右挈して、王を殺すの罪を責めば、燕を滅す易し矣と、乃ち趙王を歸す、

子貢以內憂教田常、而齊不得伐魯、武公以麋鹿脅項襄、而楚不敢圖周、魯連以烹醢懼垣衍、而魏不果帝秦、此勢而禁之也、

段落　第二大段の第四小段なり、

講說　子貢が內國の憂へを以て田常に說き、而して齊は魯を伐つことを得ず、武公は麋鹿の譬へを以て項襄王を脅し、而して楚は敢て周を圖らざりき、魯仲連が烹醢を以て垣衍を威し、而して魏は果して秦を帝とせざりき、是れ勢を以て之を禁ぜし例なり、

注解　「子貢云々」史記仲尼弟子傳に云ふ、齊の田常、亂をなし、兵を移して魯を伐たんと欲せり、子貢往いて田常に說いて曰く、吳強く魯弱し、吳を伐つに如かずと、田常、忿然、色をなす、子貢曰く、夫れ憂へ內に在るもの強を攻め、憂へ外に在るもの弱を攻む、今君、憂へ內に在り、吾れ聞く、君三たび封ぜられて三たび成らざるもの、大臣聽かざるものあるなり、而して徒らに戰勝以て主に驕り、國を破り以て臣を尊くす、以て大事を成さんと欲する難し矣、故に吳を伐つに如かずと曰ふなり、吳を伐ち、勝たず、民人外に死し、大臣內に空し、是れ君、上に强臣の攻なく、下に民人の過なく、主を孤にし齊を制するもの唯だ君なりと、常曰く善しと、「武公云々」楚、周を圖らんと欲す、王、東周の武公をして楚の昭子に謂はしめて曰く、西周の地、百里に過ぎず、名は天下の共主たり、而して

如く、手も足も出させぬことを謂ふ、

文法　此五項は、說の一字より分出す、

觸讋以趙后愛女賢於愛子、未旋踵而長安君出質、甘羅以杜郵之死、詰張唐、而相燕之行有日、趙卒以兩賢王之意語燕、而立歸武臣、此理而諭之也、

段落　第二大段の第三小段なり、

講說　觸讋は、趙の后妃が其女子を愛すること子を愛するより深しと云つて、之を諫めたる處、未だ踵をも反すに及ばざるに后は其說に動かされて、之が爲め長安君は出でゝ質となりぬ、又甘羅は杜郵の死したることを以て張唐を詰りし結果、張唐は不日燕の宰相として出立することゝなり、趙の一兵卒が兩賢王の意を以て燕に語りたる結果、燕は趙王武臣を歸せり、右は理を以て之を諭したる例なり、

注解　「觸讋云々」趙策に云ふ、秦、趙を攻む、趙、救ひを齊に求む、齊、長安君を質となさば兵乃ち出さんと欲す、太后肯せず、左師觸讋、太后を見て曰く、老臣竊かに謂ふ、媼の燕后を愛する、長安君に賢ると、后曰く、君過てり矣、長安君の甚しきに若かずと、左師曰く、媼の燕后を送るや、其遠を悲むなり、亦之を哀む矣、已に行く、思はざるに非ざるなり、祭祀必ず之を祝して曰く、必ず反らしむる勿れと、豈に久長に子孫相繼いで王たるを計るに非ずや、今媼、長安君の位を尊くし、封ずるに膏腴の地を以てす、今に及んで國に功あらしめず、今一旦陵崩れば、長安君何を以て自ら趙に託せんや、故に以爲へらく、愛、燕后に若かずと、太后曰く諾と、「甘羅云々」秦策に云ふ、秦、張唐をして往いて燕に相とし、共に趙を伐つを謀らしむ、唐、行くを肯んぜず、甘羅、唐を見て曰く、卿の功、武安君に孰れぞと、曰く如かずと、甘羅曰く、應侯の秦に用ひらるゝ、文信侯の專なるに孰れぞと、曰く如かずと甘羅曰く、應侯、趙を攻めんと欲す、武安君之を難んず、咸陽を去る七里にして、立ちどころに杜郵に死す、今文信侯自ら燕の卿に相たらんを請ふ、而して行くを肯んぜず、臣、卿の死する所の處を知らずと、張

忠、請備論其效、』

段落　第一大段の第三小段なり、權の經に歸する所以を言ふ、

講說　夫れ游說の士は、機智勇辨を、詐を效果あらしむる爲に用ふるも、吾が諫めんと欲することは、忠を效果あらしめんが爲に機智勇辨を用ふるなり、余をして委細に其效を論せしめよ、

周衰、游說熾於列國、自是世有其人、吾獨怪夫諫而從者百一、說而從者十九、諫而死者皆是、說而死者未嘗聞、然而抵觸忌諱、說或甚於諫、由是知不必乎諷諫而必乎術也、』

段落　第二大段の第一小段なり、術の必要を說く、

講說　周の世衰へしより、游說は列國に烈しく行はれ、是れより以來世其人あり、然るに自分が獨り怪む所は、彼の諫めて對手の從ひたるものは百人に一人、說いて從ひたるものは十に九人、諫めて殺されたるものは誰れも彼れも然樣なるに、說いて殺されたるものは未だ聞き及ばず、其くせ對手の氣に障ることは、說の方、或は諫の方より甚だしきものあり、是に由つて諷諫に限らずして術に限ることを知りたるなり、

文法　由是知の一句は、上半篇を收束して、下半篇を開出するものにして、一篇の過渡脈絡なり、

說之術可爲諫法者五、理諭之、勢禁之、利誘之、激怒之、隱諷之之謂也、』

段落　第二大段の第二小段なり、術の目を揭ぐ、

講說　君主を諫むる手段となすべき說の術は五あり理を以て之を諭す、勢を以て之を止む、利を以て之を誘ふ、激して之を怒らす、隱に之を諷す、此五事を指すなり、

注解　「勢禁」勢は事情形勢なり、禁は、封じ込むるが

弟を嚢撲し、母を雍に遷し、諫臣を殘戮す、天下をして之を聽かしめば、盡く瓦解、秦に向ふものなからん、臣の言已む矣と、乃ち衣を解き鑕に伏す、王、殿を下り、手之に接し、太后を迎へて歸る、

文法　主段虛冒、術の術、是れ主、

然則仲尼之說非乎、曰、仲尼之說、純乎經者也、吾之說參乎權而歸於經者也、如得其術、則人君有少不爲桀紂者、吾百諫而百聽矣、況虛己者乎、不得其術、則人君有少不若堯舜者、吾百諫而百不聽矣、況逆忠者乎、然則奚術而可、曰機智勇辨、如古游說之士而已、

段落　第一大段の第二小段なり、經と權との別を論す、

講說　然樣なる次第なれば、仲尼の說は是にあらざるか、答へて曰く、仲尼の說は常道に專一なるものなり、吾れの說は權宜に這入り込んで、結局は常道に歸着するものなり、如し其術を得ば、人君が少しにても桀紂ほどに惡逆ならざる者あらば、吾れ百たび諫めて百たびとも聽入れられん、況や自己の心を空虛にして人の言に耳を傾くる人をや、又若し其術を得ざらば、人君が少しにても堯舜に及ばざる者あらば、吾れ百たび諫めて百たび聽かれざらん、況や忠言に逆ふ君をや、然らば則ち如何なる術を行はゞ聽かるゝことを得べきかと云ふに、頓才勇辨が古への游說の士の如くあるに限ることなり、

注解　「古游說之士」蘇秦、張儀の如き徒を謂ふ、

文法　古游說之士は、前の術の字を承けて、下の一段五項を起す、○賴山陽云ふ、少不爲桀紂云々、此一段、語甚だ古雅、戰國策より得來る、

夫游說之士、以機智勇辨濟其詐、吾欲諫者、以機智勇辨濟其

り「此所謂得其術者歟」に至るまでを第二大段となす、諫の術を論列す、「噫龍逢比干不得稱良臣」より篇末に至るまでを第三大段となす、心術と忠諫との關係を論ず、

古今論諫、常與諷而少直、其說蓋出於仲尼、吾以爲諷直一也、顧用之之術何如耳、伍舉進隱語、楚王淫益甚、茅焦解衣危論、秦帝立悟、諷固不可盡與、直亦未易少之、吾故曰、顧用之之術何如耳、

段落　第一大段の第一小段なり、諫の得失は術の如何に存するを言ふ、

講說　古今の人が諫言を論ずるに常々諷諫に贊成して直諫を排斥することとなるが、此の如き議論は、但し仲尼より始まれり、余の考へにては、諷諫も直諫も同じことなり、唯だ其用ひ方の如何に係るに過ぎず、伍擧は隱語を進めたる處、楚王の淫益す甚だしくなりぬ、茅焦、衣を解いて危論せし處、秦帝立ちどころに悟りぬ、諷は固より一槩に贊成出來難く、直も亦之を排斥するわけにゆかぬなり、吾れ故に之を用ふるの術如何を顧みる耳と曰ふなり、

注解　「與諷」與は、優と認むるなり、「少直」少は、劣と視做すなり、「蓋出於仲尼」孔子家語に載す、孔子曰く、諫に五義あり、一に譎諫、二に戇諫、三に降諫、四に直諫、五に諷諫、惟れ主を度り、以て之を行ふ、吾れ其諷諫に從はんか、「伍擧進隱語」史記の楚の世家、楚莊卽位三年、號令を出ださず、日夜樂をなす、伍擧入つて諫む、隱語を進めて曰く、鳥あり、阜に在り、三年蜚ばず、鳴かず、是れ何の鳥ぞやと、莊王曰く、三年蜚ばず、蜚ばゞ、將に天に冲せんとす、三年鳴かず、鳴かば將に人を驚かさんとす、擧退け、吾れ之を知る矣と、居ること數月、淫益す甚だし、「茅焦解衣危論」說苑、秦の太后、嫪毐と通ず、始皇毒を誅し、太后を遷す、諫めて死するもの三十七人、茅焦諫めて曰く、陛下狂骨の行あり、自ら知らざるか、假父を車裂し、二

と、是の日、阿の大夫と嘗て譽むる者とを烹る、群臣聳懼し、敢て飾詐するなく、齊國大に治まり、諸侯復た兵を致さず、

天下之事、譬如有物十焉、吾擧其一、而人不知吾之不知其九也、歷數之至於九、而不知其一、不如擧一之不可測也、而況乎不至於九也、

段落　第五大段なり、

講說　天下の事は、之を譬へ見るに、物十個あるが如し、吾れ其一を擧ぐるも、人は吾が殘りの九を知らざることを知らざるなり、十の物を、一より次第に數へて九までに至り、而も其一を知らざることは、只だ一を擧ぐることの測り難きに及ばざるなり、況や九までに至らずして差支ふるものに於てをや、

文法　賴山陽云ふ、奇結、易論と結同じ、而して精勁之に過ぐ、而況乎不至於九也は、暗に愚人を帶びて中に在り、妙、

總說

此れ老泉文中、尤も思想の緻密なるものにして、奇創獨絕、雷の一喩は、眞に妙諦を得たり、

纂評

○沈德潛評　通篇の主意、全く賢者、明を用ふるに在り、而して齊威の事を擧げ、以て之を實にす、聖人の誠明、一語撇開、全く說き及ばず、此れ終に是れ本領鬆るゝなり、然れども其設喩の快、惟だ、蘇家獨り擅にす、

諫論上

動機　自註に云ふ、賢君時にあらず、忠臣時に得ず故に諫論を作ると、

主意　術を以て忠の效果を擧ぐべしと云ふに在り、

段落　凡三大段となす、篇首より「請備論其效」に至るまでを第一大段となす、大意を揭ぐ、「周衰」よ

齊威王即位、大亂三載、威王一奮而諸侯震懼二十年、是何脩何營耶、夫齊國之賢者、非獨一即墨大夫明矣、亂齊國者、非獨一阿大夫與左右譽阿而毀即墨者幾人亦明矣、一即墨大夫易知也、一阿大夫易知也、左右譽阿而毀即墨者、幾人易知也、從其易知而精之、故用心甚約而成功博也、

段落　第四大段なり、

講說　齊の威王が位に卽きし當座、大亂三年に及びし處、威王が一たび奮發したる結果、諸侯が震ひ懼れしこと二十餘年にもなりたるは、何の道を脩め何の事を營したるか、夫れ齊國の賢者は僅かに一人の卽墨の大夫に限らざりしことは明かなり、又齊國を亂りし者も、僅かに一人の阿の大夫と、王の左右の臣にて阿の大夫を譽め、卽墨の大夫を毀りたる者若干人とに限らざることも亦明かなり、一人の卽墨大夫は知り易く、一人の阿大夫は知り易く、王の左右の臣にて阿大夫を譽めて卽墨大夫を毀りし者若干人も知り易し、其知り易きに就いて精密に觀察せしが故に、其心を用ふること甚だ簡單にして、功を成すこと博きなり、

注解　「齊王」齊の威王、名は因齊、卽位の初め治まらず、諸侯皆來り伐つ、王、國勢を振はんとし、卽墨の大夫を召し、之に語つて曰く、子の卽墨に居りしより、毀言日に至る、然れども吾れ人をして卽墨を視せしむ、田野辟け、人民給し、官無事にして、東方寧し、是れ子が吾が左右に事へて以て助を求めざればなりと、之を萬家に封ず、阿の大夫を召して、之に語つて曰く、子の阿を守りしより、譽言日に至る、吾れ人をして阿を視せしむ、田野辟けず、人民貧餒、趙、鄄を攻む、子救はず、衞、薛陵を取る、子知らず、是れ子が幣を厚うし、吾が左右に事へて以て譽を求むればなり

用其明矣』、

段落　第二大段の第四小段なり、

講説　故に日月と雷霆との區別を知る者は、其明を用ふる資格あり、

聖人之明、吾不得而知也、吾獨愛夫賢者之用其心約而成功博也、吾獨怪夫愚者之用其心勞而功不成也、是無他也、專於其所及而及之、則其及必精、兼於其所不及而及之、則其及必粗、及之而精、人將曰、是惟無及、及則精矣、不然、吾恐姦雄之竊笑也』、

段落　第三大段なり、

講説　聖人は明の如何なるや、吾れは之を知るを得ざるなり、吾れ獨り彼の賢者の心を用ふること簡單にして、功を成すことの博きを愛するなり、吾れ獨り彼の愚者の其心を用ふることと勞苦して、其功の成らざるを怪むなり、是れ別段の理由あるにあらず、人が其觀察の屆く所の點を專一として之に觀察を及ぼすときは、其及ぶ所必ず精密にして、其觀察の屆かざる所までも屆かせんとすれば、其及ぶ所必ず粗漏なり、觀察を及ぼして精密なるときは、人々必ず言ふなるべし、曰く、是れは觀察を及ぼさゞるため知らぬにて、若し及ぼせしならば精密なるに相違なからんと、若しさなきときは、吾れは姦雄が陰にて笑はんことを恐るゝなり、

注解　「吾恐姦雄云々」此篇に聖賢とあるは皆君主を指して言ふ、則ち君主の明を用ふる仕方が、己れ一を知るに過ぎざるも、臣民には己が十までも知るかに思はしむるやうなれば推服せらるべし、若し此に反し、其明の及ばざる點、人に見透さるゝやうならば、姦雄は、彼れ與し易しと思ふべし、

日月之光、儼然其若君父之威、故自有天地、而有日月、以至於今、而未嘗可以一日無焉、

段落　第二大段の第二小段なり、常を喩ふ、

講説　日や月や中天を經過するに、其大なることを言へば、其光り四海にも行渡るべく、而して其小なることを言へば、或は一室の下に入る能はざることあり、蓋し日月は、此の如き區々たる小さき明に用なきなり、故に天下中の人が日月の光りを視ること、儼然と畏れ敬ひて君父の威を仰ぐが如し、故に天地が始まり、日月があつてより今日に至るまで、未だ嘗て一日と雖も無かるべからざる者たり、

天下嘗有言曰、叛父母、褻神明、則雷霆下擊之、雷霆固不能為天下盡擊此等輩也、而天下之所以兢兢然不敢犯者、有時而不測也、使雷霆日轟轟焉遶天下、以求夫叛父母褻神明之人而擊之、則其人未必能盡、而雷霆之威無乃褻乎、

段落　第二大段の第三小段なり、時を喩ふ、

講説　天下に以前より言ひ傳へあり、曰く、父母に叛き神明に褻るゝときは、雷が天上より落ち來つて之を擊ち殺すべしと、而して雷も天下の爲に遺りなく此等の輩を打殺す能はざるが、其れにも拘はらず天下の人が兢々然と畏れ謹みて、敢て父母、神明を犯さゞる所以は、時に因り打たるゝも測られざればなり、然るに若し雷が毎日ごろごろと天下中を鳴り渡り、前に云へる父母に叛き神明に褻るゝの人を搜し求めて、之を打つとせんか、此等の者を打ち盡し果すとは限らず、雷の威は反つて汚されまじきか、

注解　「褻」穢なり、狎近なり、「兢々然」戒懼なり、

故夫知日月雷霆之分者、可以

故聖人之治天下也以常、而賢人之治天下也以時、既不能常、又不能時、悲夫殆哉、

段落　第一大段なり、

講說　天下に大知あり、又小知あり、人の智慮に行屆く所あり、行屆かざる所あり、聖人は大知ある者なるが、其大知を以て小知の功能までも兼ね收むることなり、賢人は己が智慮の行屆く所を以て其行屆かざる所を補完し、愚者は大知を知らざるが上に、其智慮の行屆かざる所のことの爲に行屆く所の事までも喪失するに至る、故に聖人の天下を治むるは常を以てし、賢人の天下を治むるは時を以てす、然るに愚者に至つては、常なること能はざるのみか、時なること能はず、悲しいかな危いかな、

注解　「殆」危なり、

文法　賴山陽云ふ、大知、小知は是れ客、有所及、有所不及は是れ主、冒頭、讀者をして其何の謂なるを知らざらしむ、讀んで下半篇に至る、然る後之を知る、是れ蘇家、法門を開きたるもの、後人、善く學ばざれば、則ち流れて迂晦に入る矣、

夫唯大知、而後可以常、以其所不及、濟其所不及、而後可以時、常也者、無治而不治者也、時也者、無亂而不治者也、

段落　第二大段の第一小段なり、聖人の常と賢人の時とを說く、

講說　夫れ唯だ大知の人にして、始めて常を以て治むることを得、其及ぶ所を以て其及ばざる所を補完する人にして、始めて時を以て治むることを得、常と云ふは治むるとして治まらざるなきものなり、時と云ふは亂るゝとして治まらざるなきものなり、

日月經乎中天、大可以被四海、而小或不能入一室之下、彼固無用此區々小明也、故天下視

るに、噲亦氣岸あつて能く正を守るものに似たり、豈に屠狗の雄を以てして遽かに其詐を逆ふべけんや、蘇家父子兄弟、往々事後の成敗を以て人の得失を撫拾する、類ね此の如きものあり、

○沈德潛評　劉氏を安んずるの句の間を捜り、呂氏を用ひて以て强臣を制し、周勃を用ひて以て呂氏を制するを見はし、而して命じて樊噲を斬らしむる一事を以て證となす、此れ皆老泉の深文、蓋し噲は本と義勇の士、必ず呂氏の逆を助け以て天下を亂ると謂ふは、眞に莫須有（有るかも知れぬ）の說なり、特に其無をもつて有となす、獄吏鍛鍊の方を得たり、論を作るもの知らざるべからず、○權書に列す、作者亦以て持平となさず矣、此意須らく知るべし、

明論

解題　明とは觀察の主體にして、人智の應用方面を謂ふ、

動機　賢人を標準として如何に明を用ふべきかを示すに在り、

主意　知の及ぶ所を以て及ばざる所を成功せしむべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「悲夫殆哉」に至る迄を第一大段となす、明智を概論す、「夫惟大知而後可以常」より「可以用其明矣」に至るまでを第二大段となす、明智を詳論す、「聖人之明」より「吾恐姦雄之竊笑也」に至るまでを第三大段となす、主意を說明す、「齊威王」より「成功博也」に至るまでを第四大段となす、立證すべき事實を敍す、「天下之事」より篇尾に至るまでを第五大段となす、譬喩、

天下有大知、有小知、人之智慮有所及、有所不及、聖人以其大知、而兼其小知之功、賢人以其所及、而濟其所不及、愚者不知大知、而以其所不及、喪其所及、

んとしたる事實を論據として此論を作り、安劉氏者必勃也の一語を捉へて鐵案となし、以て高帝が先見の明あり、子孫の計、遺算なくして、其智の大なる事を見るべきを言ふ、其論旨たる、本と揣摩より出でたる者なるが故に、甚だ的確ならずと雖も、論辨の方法に至つては條理錯綜、人をして五里霧中に迷はしむるものあり、極めて奇變の文なり、

纂評

○曾南豐評　老泉の文、侈、能く之をして約ならしめ、遠、能く之をして近からしめ、大、能く之をして微ならしめ、小能く之をして著ならしめ、煩、能く亂れず、肆、能く流れず、高祖論を作る、其雄壯俊偉、江河を決して下すが如きなり、其輝光明白、星辰を引いて上るが若きなり、

○呂東萊評　此篇須らく看るべし、他の妙處、抑揚反覆過接にして、無を以て有となし、虛を以て實となすに在るを、

○謝疊山評　此論、高祖、平勃に命じ、軍中に卽いて樊噲を斬らしむる事に因つて所見あり、遂に一段の文字を作る、呂氏の禍あるを知つて、周勃を用ひ、呂后を去らざる二事、皆是れ窮思極慮、骨に刻して文を作る、淺學の到る處にあらず、必ず熟讀暗記、方に其好きを知る、

○樓迂齋評　此篇、高帝、平勃に命じ、軍中に卽いて樊噲を斬らしむるの一事を以て一篇の議論を立つ、樊噲を斬るは一篇の題目の如く、周勃に命じて太尉となすの一事は論の原題の如く、高帝、呂后を去らざるは、正に惠帝の爲に計り、樊噲を斬れば、以て呂氏の黨を去つて呂氏の變を制すべしとは論の主意なり

○李方叔評　文字は空に駕し意を立てんことを要す蘇明允春秋論は、天子の權を以て魯に與ふるの意を揣摩して一段の議論を作り、高祖論は、呂后を去らざるの意を揣摩して一段の議論を作る、當時夫子と高祖との意、未だ必ず此の如くならず、皆空に駕し自ら新意を用ふ、文法最も高し、之を熟せば、必ず論を作るに長ぜん、

○茅鹿門評　愚謂ふ、高帝死して呂后獨り陳平に任ず、未だ必ず噲を斬らざる一着に由らずんばあらず、且つ噲死せざるも、其祿產の叛を助くる、亦未だ必とせず其羽を鴻門に譙むると闥を排して諫むるとを觀

或謂噲於帝最親、使之尙在、未必與產祿叛、

段落　第三大段の第一小段なり、駁論、

講說　或人は謂ふやう、噲と高帝との關係は最も親しかりしが故に、彼れが呂氏の亂に尙ほ存命せしとなすも、呂產、呂祿と謀叛すとは限らざるべし、（然るに噲を危險視するは酷ならずや）

注解「噲於帝最親」噲の妻は呂后の妹、高帝と相やけの間柄なり、

夫韓信黥布盧綰、皆南面稱孤、而綰又最爲親幸、然及高帝之未崩也、皆相繼以逆誅、誰謂百歲之後、椎埋屠狗之人、見其親戚乘勢爲帝王、而不欣然從之耶、吾故曰、彼平勃者遺其憂者也、』

段落　第三大段の第二小段なり、辨論、

講說　夫れ韓信や黥布や盧綰や、皆南面の君位に居り、孤と稱するまでに高帝の恩遇を受け、而して其中綰は最も親幸せられたる者なり、然れども高帝の未だ崩ぜざる內、皆引繼き反逆を謀りしために誅せられたり、誰か高帝の百歲の後に、椎埋屠狗の下等の業をなしたる者が、其親戚の勢に乘じ帝王となるを見ながら、欣然として之に從ふことなしと謂ふや、（噲は高帝と親しかりしと云ふも、之が爲に反せずとは謂ふべからず）吾れは之が爲に彼の平勃は其憂を遺すものなりと曰ふなり、

注解「南面稱孤」君は南面し、臣は北面す、故に君位を南面と謂ふ、孤は王侯の自稱、韓信は楚に王たり、黥布は淮南に王たり、盧綰は燕に王たり、「椎埋屠狗」椎埋は、椎を以て人を殺し、之を土中に埋むること、屠狗は犬殺し、噲が微賤の時の行爲、「親戚」呂氏、

總說

作者は、高祖の病中に平、勃に命じて樊噲を斬らしめ

と考へたるなり、

注解　「亞父㗋項莊」鴻門の會のことなり、亞父は項羽の謀臣范增、㗋は敎唆するを謂ふ、項莊をして劍舞に託して沛公卽ち高祖を殺さしめんと爲しなり、「惡噲欲滅戚氏」燕王盧綰の反するや、噲、命を受けて出征す、既にして高祖病あり、或る人謂つて曰く、樊噲、呂氏に黨す、上若し不諱あらば、噲、兵を以て戚氏を滅さんとすと、戚氏は高祖の寵姬戚夫人、「一女子」戚夫人を謂ふ、「菫」烏頭、毒藥、

文法　一旦遂欲斬之而無疑に至るまでは、文勢頗る急なり、嗚呼より以下は殊更に緩勢をなせり、彼其娶於呂氏より以下、始めて正意を露す、

彼平勃者遺其憂者也、噲之死於惠之六年也天也、彼其尙在、則呂祿不可紿、太尉不得入北軍矣、

段落　第二大段の第五小段なり、噲が死せざるときの結果を測定して、平、勃の失計なるを示す、

講說　彼の陳平、周勃の二人は、禍の種を後に遺したるものなり、噲が（呂氏の亂に先きだち）惠帝の六年に死したるは天命にて、漢に取つては僥倖の至りなり、樊噲が若し尙ほ存命なりしならば、呂祿は紿くこと出來ずして、太尉も北軍に入るを得ず、（從つて劉氏の天下は安穩を得ざりしならん）

注解　「平勃者遺其憂」初め高祖が讒言を信じ、二人に命じて噲を軍中に斬らしめたるに、二人は之を斬らず、捕へて京師に歸りし處、呂后之を釋せり、是れ二人は高祖の心事を知らず、他日の禍となるべき人物を救ひて、後に遺せしことゝなる、「呂祿云々」北軍とは宮を衞る所の兵なり、呂氏の亂、呂祿、北軍に將たり、太尉周勃、兵を主る能はず、乃ち酈寄をして之を欺き、兵權を解いて之を勃に授けしむ、

文法　平、勃の憂を遺せしは不智にして、高帝の憂を先見して之を除かんとせしは智なり、今二人の不智を叙するは乃ち高帝の智を示す所以にして、謂はゆる反形法是なり、○首段の陳平張良智之所不及に應ず、

此矣、夫高帝之視呂后也、猶醫者之視堇也、使其毒可以治病、而無至於殺人而已矣、樊噲死、則呂后之毒、將不至於殺人、高帝以爲是足以死而無憂矣。

段落　第二大段の第三小段なり、樊噲を斬らんと欲せしを論ず、

講說　呂后は、前陳の理由あるを以て已に去るべからず、故に呂氏の黨を削り置きて、其權力を減殺し、事變ありと雖も天下の動搖すること無からしむ、是の故に樊噲の功あるすら、一旦之を斬らんと欲して少しも疑ふ所なし、扨も高帝は何として噲に限り無慈悲ならんや、其上噲は帝と共に起り、城を攻め陣を陷れたる功少しとせざるなり、亞父が項莊を嗾して高祖を殺さんとせし時、噲が項羽を責むる事無かりしならば、漢が彼れの如き漢〔天下を取りたる漢〕となることは未だ知るべからず、或は項羽の爲に亡ぼされたるなるべし、然るに一旦或る人が噲は戚氏を亡さんとする由を惡しざまに言ふものあり、丁度噲は燕を出征中なりしが、高帝は卽座に陳平、周勃の二人に命じ、軍中に卽いて之を斬らしめんとせり、夫れ噲の罪は未だ表面に出でたるに非ず、而して彼を惡く言ひ立てたる者とても、其言の眞僞は未だ一定せず、且つ高帝が一女子の爲に天下の功臣を斬らざることも亦明かなり、（乃ち噲を殺さんとせしは、前に言へるが如く呂氏の黨を削る爲にして、噲と呂氏との關係は如何と云ふに）彼れは見よ呂氏を娶れり、呂氏の一族中、產、祿の如きは、皆普通の才能なれば掛念するに足らざれども、獨り噲は强く逞しき人物にて、諸將の制しきれざる所なれば、後世の患、彼れより大なるものなければなり、夫れ高帝が呂后を視しことは、猶ほ醫者が堇を視るが如し、醫者の堇を使用するや、其毒を病が治るまでに利かしめて、人を殺す程には至らしめざるまでの事なり、樊噲死せば、呂后の毒は人を殺すの程度に至らざるべし、因つて高祖は此れ〔噲を殺すこと〕にて死すとも心配なかるべし

母さへあれば、其戸主は死すとも、剛情の下僕、氣の強き下女も敢て幼少の嗣子に抵抗せざるものなり、呂后は帝を佐けて天下を定め、大臣等の平生畏れ服する所なれば、呂后たゞ一人、大臣等の邪心を鎭めて嗣子の成長の時まで待つことを得べしと、されば高帝が呂后を除かざりしは、嗣子なる惠帝の爲に計りたるなり、

注解　「成王幼」成王卽位の時十三歲、「三監」管叔、蔡叔、霍叔をして國を監せしめ、之を三監と謂ふ、「武庚祿父」紂の子なり、周、之を封じて侯となす、三監と謀叛す、「百歲之後」死後なり、「呂氏」卽ち呂后、司馬遷云ふ、呂后、人となり剛毅、高祖を佐けて天下を定むと、

文法　勢不可也の一句はなくとも文義は固より通ずべし、然れども之れあるが爲め、文氣一頓して締りあり、

呂后既不可去、故削其黨、以損其權、使雖有變而天下不搖、是故以樊噲之功、一旦遂欲斬之而無疑、嗚呼彼豈獨於噲不仁耶、且噲與帝偕起、拔城陷陣、功不爲少矣、方亞父嗾項莊時、微噲誚讓羽、則漢之爲漢、未可知也、一旦人有惡噲欲滅戚氏者、時噲出伐燕、立命平勃、卽軍中斬之、夫噲之罪未形也、惡之者誠僞未必也、且高帝之不以一女子斬天下之功臣、亦明矣、彼其娶於呂氏、呂氏之族、若產祿輩、皆庸才不足恤、獨噲豪健、諸將所不能制、後世之患、無大於

安耶、故吾之意曰、高帝之以太尉屬勃也、知有呂氏之禍也、』

段落　第二大段の第一小段なり、呂氏の禍を先見して周勃を太尉に擬せしを言ふ、大に明かなるの一證、

講説　高帝嘗て呂后に語るらく、周勃は重々しく手厚くして飾りなく、無骨千萬の男なれども、我が劉氏を安んずるものは必ず勃なるべければ、太尉の官とならしめて然るべしと、此時に方り劉氏已に安泰なりき、勃は外に誰をか安からしむべき、（則ち高帝の言は無意味なり）故に吾れの考へにては、高帝が太尉の官を以て周勃に屬せしは、他日呂氏の禍有るべきを知りたるが故なり、

注解　「太尉」兵馬の權を掌る官、

文法　頼山陽云ふ、此段其主意に非ず、徒だ豫め之を引き、以て後段の證左となす、

雖然其不去呂后何也、勢不可也、昔者、武王沒、成王幼、而三監叛、帝意百歲後、將相大臣及諸侯王、有武庚祿父者、而無有以制之也、獨計以爲家有主母、而豪奴悍婢、不敢與弱子抗、呂氏佐帝定天下、爲大臣素所畏服、獨此可以鎭壓其邪心以待嗣子之壯、故不去呂后者、爲惠王計也、』

段落　第二大段の第二小段なり、

講説　斯く呂氏の禍有るべきことを知りしと雖も、其れを知りながら禍の根本なる呂后を取り除かざるは何故ぞや、曰く、勢ひ去り難ければなり、昔し周の武王沒し、嗣子たる成王幼く、而して三監叛けり、故に高帝思ふやう、百歲の後、宰相將軍諸大臣及び諸侯王の中に武庚祿父の如き者ありとも、之を制するもの無からんと、因つて獨り計つて考ふるやう、家に主

を指圖する形容、「㓞制項羽」張良が、樊噲を召び入れて、項羽を威嚇せしことを指す、「張良」字は子房、漢の三傑の一、高祖曰く、籌を帷幄の中に運らし、勝を千里の外に決するは、吾れ子房に如かずと、「木彊」强直なること、木の如きなり、

文法　賴山陽云ふ、楚と天下を爭ふ、是れ豈に小事ならんや、此に暗ければ、何ぞ高帝たるに足らんや、蘇家の論、時に隨つて游移する、槩ね此類なり、○又云ふ、挾數用術、擧指搖目等の句、其小を形容す、是れ文家、人を眩せしむる處、知らざるべからず、○後に大に明なるを以て高帝を揚げんとするが爲に、先づ小に暗きことを以て之を抑ふ、

然天下已定、後世子孫之計、陳平張良智之所不及、則高帝常先爲之規畫處置、以中後世之所爲、曉然如自見其事而爲之者、蓋高帝之智、明於大而暗於小、至於此而後見也、

段落　第一大段の第二小段なり、漢高の大に明なるを言ふ、

講説　然れども天下已に定まつて、漢高の有に歸し、是れより後世子孫の計をなすに就いて、陳平や張良の智の及ばざる所の方面は、高帝が常に豫め之に關する設計處分を立て置き、後世の爲す所に適中すること曉然として、自ら其事（後世に起れること）を目擊して處分の案を立てたるが如し、蓋し高帝の智が大事に明かにして小事に暗きことは、此に至つて始めて見ゆ、

注解　「明於大」大とは後世子孫の計を指す、

文法　大に明かにして小に暗きことを斷定せし處は即ち高帝を揚げたる處なり、

帝常語呂后曰、周勃重厚少文、然安劉氏必勃也、可令爲太尉、方是時、劉氏既安矣、勃又將誰

○沈德潛評　六國の自ら强きこと能はざる所以のもの、一は近利を貪つて、互に相侵伐するに在り、一は苟くも安んじて、肯て兵を用ひざるに在り、此れ秦に賂するに從事して、以て亡ぶるに至るなり、論、子由の篇と相同じうして、筆力遠く過ぐ、○末段積威の刧す所、宋朝、弊を受くる、此に在り、南渡に至つて更に甚し矣、老泉遠識、故に能く豫見す、

高帝　權書之一

解題　高帝とは漢の高祖なり、

主意　高祖の智が大問題に明かなることは、身後の計を以て之を知るべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段となす、篇首より「至於此而後見也」に至るまでを第一大段となす、主意を掲ぐ、「帝常語呂后曰」より「不得入北軍矣」に至るまでを第二大段となす、主意を説明す、「或謂」より篇尾に至るまでを第三大段となす、假りに反對論を設けて之を駁し、敵の走路を塞ぐ、

漢高帝、挾數用術、以制一時之利害、不如陳平、揣摩天下之勢、擧指搖目、以刧制項羽、不如張良、微此二人、則天下不歸漢、而高帝乃木彊之人而止耳、』

段落　第一大段の第一小段なり、漢高の小に暗きを言ふ、

講說　漢の高祖は、計を挾み術を用ひて一時の利害を取捌くは、陳平に及ばず、天下の形勢を推測し、指を擧げ目を搖して人を使役し項羽を取押ふるは張良に及ばず、若し此二人無かりしならば、天下は漢に歸せずして、高帝は融通の利かぬ人にて終るより外はあらざるべし、

注解　「數」計策のこと、一と二とにて三と云ふが如く、數を積り見る所より、策略などを數と曰ふ、「陳平」高帝の臣なり、一生に六たび奇計を出だす、「揣摩」揣は量る、摩は撫づ、推測すること、「擧指搖目」人

せしならんには、勝負の數と存亡の理とは當然秦と互角なるべく、或は六國が勝ち秦が亡ぶるやも量るべからず、

注解　「三國」韓楚魏、

文法　三國は第一大段の第一小段並に第二大段に應じ、「齊人、刺客、良將は前段に應ぜり、

嗚呼以賂秦之地、封天下之謀臣、以事秦之心、禮天下之奇才、幷力西嚮、則吾恐秦人食之不得下咽也、悲夫、有如此之勢、而爲秦人積威之所劫、日削月割、以趨於亡、爲國者、無使爲積威之所劫哉、』

段落　第四大段の第二小段なり、六國の失計を慨嘆す、

講說　抑も秦に賂ふ所の土地にて天下の謀臣を取立て、秦の機嫌を取るの心を以て天下の奇才を禮遇し、力を併せて西に向ひしならんには、恐らくは秦人は食事をなしても咽を下らざりしならんを、然るに此の如きの勢ひありて秦人年來の威力に劫され、日に削られ月に割かれ、以て滅亡に赴きしは、悲むべきことなり、國を治むるものは積威に劫さるゝ勿れ、

文法　結一句、第五大段を起す、

夫六國與秦皆諸侯、其勢弱於秦、而猶有可以不賂而勝之之勢、苟以天下之大、而從六國破亡之故事、是又在六國下矣、』

段落　第五大段なり、

講說　夫れ六國と秦とは倶に諸侯にして、秦より弱し、而も猶ほ賂せずとも之に勝つべきの勢ありき、然るに苟くも天下一統の大國にてありながら、六國の破亡に及びたる舊例を追ふとすれば、是れ亦六國より劣れり、

纂評

牧連却之、洎牧以讒誅、邯鄲爲郡、惜其用武而不終也、且燕趙處秦革滅殆盡之際、可謂智力孤危、戰敗而亡、誠不得已、

段落　第三大段の第二小段なり、燕趙は力盡きて亡びたるものなるを言ふ、

講說　燕、趙の君は、始めより遠大の略あり、能く其版圖を守つて秦に賂はざりき、是の故に燕は小國なるに拘らず、後に亡びぬ、斯れ兵を用ひたる効驗なり、太子丹が荊卿を用ひて計略を行ふに至り、始めて禍を招きたり、趙は嘗て五たび秦と戰ひ、二度敗れて三度勝てり、後秦は趙を擊つこと二回に及びしが、趙の將李牧は一連に之を擊退せしが、李牧が讒言を以て誅せらるゝに及び、邯鄲の都も秦の一郡となり了れり、其武を用ひて全からざりしは惜むべし、且つ燕、趙は、秦が列國を革滅して殆ど全滅と云ふ際に處したることなれば、智と云ひ力と云ひ、孤立危險なりと謂ふべし、されば戰敗れて亡びたるも是非なき次第なり、

注解　「燕趙之君」燕の文侯と趙の肅侯とを指す、「始有遠略」六國合從の端は、燕、趙より發す、「荊卿」荊軻「速禍」速はまねくと訓ず、太子丹、荊軻を遣して秦王を刺さしむ、事成らず、秦王大に怒り、燕を伐て、燕遂に亡ぶ、「洎」およぶ、「牧以讒誅」李牧、趙の將となり、屢ば秦の兵を敗る、秦反間を縱ち、牧の反せんとするを言ふ、趙王之を信じて、牧を誅す、

向使三國各愛其地、齊人勿附於秦、刺客不行、良將猶在、則勝負之數、存亡之理、當與秦相較、或未易量、

段落　第四大段の第一小段なり、六國は元來亡ぶべき運命に非ざりしを言ふ、

講說　前に若し三國が各其土地を愛惜して、妄りに秦に賂ふことなく、齊人が秦に附くことなく、荊軻の如き刺客が用ひられず、李牧の如き良將が尙ほ存在

く、總べて之を他人に與へ、草芥を棄つるが如く、今日五城を割讓し、明日十城を割讓し、然る後先づは當分無事なるべしとて、辛うじて一夕枕を高うして眠るを得るも、目醒めて後起き出でゝ見れば、秦の兵が又來り居る次第なり、さすれば諸侯の地には限りあり、暴秦の欲は厭くことなし、六國側にて秦に仕送ること繁きほど、秦の六國を侵すこと愈よ切迫なり、故に戰ひを交へざるに双方の强弱と勝負とは已に判り居れり、六國が顚覆するに至れるも、道理上宜しく然るべき筈なり、古人は云へり、土地を以て秦の機嫌を取るは薪を抱いて火を消さんとするが如し、薪盡きざれば火は消えず（土地盡きざれば秦の欲止まず）と、此言は誠に能く言ひ當てたり、

注解　「暴霜露」あまざらしとなること、「斬荊棘」荊棘はいばら、からたち、倶に惡草なり、喪亂を平ぐるに譬ふ、「尺寸之地」狹小を謂ふ、「古人」蘇代なり、

文法　高梅亭云ふ、此段は秦に賂ひ力虧くの意を申し、祖宗創業の艱難より說き起し、淋漓痛快、時を撫するの感躍如たり、〇今日割五城より以下、聲あり色あり、秦兵又至矣の矣の字、音調尤も響く、

齊人未嘗賂秦、終繼五國遷滅、何哉、與嬴而不助五國也、五國既喪、齊亦不免矣、

段落　第三大段の第一小段なり、齊が五國を助けざりしが爲に亡びたるを言ふ、

講說　齊人は秦に賂ひたることなきに、結局五國に引繼いで遷滅せられたるは何故ぞ、答へて云ふ、是れ秦に加擔して五國を助けざりしためなり、五國既に亡びて、齊自身も亦亡國を免れざりき、

注解　「五國」韓魏燕趙楚、「遷滅」秦王政（始皇）、齊王建を共に遷して其國を亡ぼす、「嬴」秦の姓なり、

燕趙之君、始有遠略、能守其土、義不賂秦、是故燕雖小國而後亡、斯用兵之效也、至丹以荊卿爲計、始速禍焉、趙嘗五戰於秦、二敗而三勝、後秦擊趙者再、李

得城、較秦之所得、與戰勝而得者、其實百倍、諸侯之所亡、與戰敗而亡者、其實亦百倍、則秦之所大欲、諸侯所大患、固不在戰矣、

段落　第二大段の第一小段なり、賂ひの利害が戰ひの勝敗に百倍するを言ふ、

講說　秦は戰爭を以て攻め取るの外に於て、小なれば邑里を得、大なれば城地を得たるが、秦が斯く賂ひに因つて得たる所を戰ひに勝つて得たるものに比ぶるに、之に對して其實百倍に當る、諸侯が賂ひの爲に失ひし所を戰ひに敗れて失ひたるものに比ぶるに、之に對して其實亦百倍に當れり、則ち秦の大に欲する所と諸侯の大に患ふる所とは戰爭に在らず、

思厥先祖父暴霜露、斬荊棘、以有尺寸之地、子孫視之、不甚惜、舉以與人、如棄草芥、今日割五城、明日割十城、然後得一夕安寢、起視四境、而秦兵又至矣、然則諸侯之地有限、暴秦之欲無厭、奉之彌繁、侵之愈急、故不戰而強弱勝負已判矣、至於顚覆、理固宜然、古人云以地事秦、猶抱薪救火、薪不盡、火不滅、此言得之、

段落　第二大段の第二小段なり、賂ひの際限なくして無效なるを言ふ、

講說　思ふに、此等の國の先代、祖なり父なり、霜露に打たれ荊棘を切り開いて一尺一寸の土地を有するに至りたる者にして、創業の辛苦は容易にあらざりしなり、然るに子孫の之を視ること、別段惜し氣もな

を發したるなり、

主意　六國の破滅は秦に賂したる結果なりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「弊在賂秦也」に至るまでを第一大段となす、主意を掲ぐ、「秦以攻取之外」より「此言得之」に至るまでを第二大段となす賂を以て滅びたる所以を論ず、「齊人未嘗賂秦」より「誠不得已」に至るまでを第三大段となす、秦に賂はざりし國の破滅したるは賂ひし國の餘勢なることを論ず、「向使三國各愛其地」より「無使爲積威之所刧哉」に至るまでを第四大段となす、六國の形勢を通論す、「夫六國與秦皆諸侯」より篇尾に至るまでを第五大段となす、文の餘波にして論の動機、

六國破滅、非兵不利、戰不善、弊在賂秦、賂秦而力虧、破滅之道也、

段落　第一大段の第一小段なり、主意を掲ぐ、

講說　六國の破滅せしは、兵器が鋭利ならず、戰爭が巧妙ならざりしに非ず、其缺典は秦に賂ひを送りしに在り、秦に賂ひを送りしために國力の減退を來せしは破滅の道なり、

文法　弊在賂秦の一語、全篇の根柢たり、

或曰、六國互喪、率賂秦耶、曰、不賂者以賂者喪、蓋失强援、不能獨完、故曰、弊在賂秦也、

段落　第一大段の第二小段なり、主意を補說す、

講說　或人の曰く、六國は、彼れと此れと前後して亡びたるが、一列に秦に賂ひたるか、（さにては非ざるべしと、）之に答へて曰く、賂はざりし者も賂ひたる國の爲に喪びたるなり、蓋し有力なる援助を失ふときは、其國獨り完全なること能はず、（是れ亦賂ひたる國と共に喪ぶるなり）故に弊は秦に賂ふに在りと曰ふなり、

文法　不賂者云々は、後の齊燕趙を伏す、

秦以攻取之外、小則獲邑、大則

吳蜀、猶吳蜀之不能有魏也、壽獨以帝當魏、而以臣視吳蜀、吳蜀於魏、何有而然哉、此壽之失也、

段落　第四大段の第三小段なり、陳壽の失を論ず、

講說　陳壽が三國の志を作るや、魏を本紀として吳、蜀を傳とす、夫れ三國、鼎の足の如く立つて、各帝と稱し、魏が吳、蜀を有する能はざるは、猶ほ吳、蜀の魏を有する能はざるが如し、然るに壽は魏に帝位を當て、吳、蜀を臣下と視るも、吳、蜀は魏に對し、何の筋あつて然らんや、此れ陳壽の失なり、

噫固譏遷失而固亦未爲得、曄譏固失而曄益甚、至壽復爾、史之才誠難矣、後之史、宜以是爲監、無徒譏之也、

段落　第五大段なり、

講說　扨も班固は司馬遷の疵を譏りながら、班固も亦善しとはなし難し、曄は固の疵を譏りながら、曄は益す甚だし、壽に至つても亦然り、史の才、誠に難し、後の史、宜しく是を以て鑑となすべし、徒らに之を譏る勿れ、

纂評

○**沈德潛評**　論未だ必ず皆當らず、然れども古人の書を讀む、正に須らく此の如く搜抉すべく、庶はくは眼光到らざるの病なからん、

六國　權書之一

解題　六國論なり、六國とは戰國時代の六國にして、趙魏韓齊楚燕是れなり、

動機　宋の代、契丹に賂ひで其侵略を免れ、年々賂ふ所の金幣の數著く增加し、未だ土地を割くまでに至らざりしも、其弊は六國が秦に賂ひたると同じかりしかば、作者乃ち本題を借りて其憂世の論

以忠毅、概之酷吏、鄭衆呂强、以廉明直諫、概之宦者、蔡琰以忍耻妻胡、概之列女、李善王忳、以深仁厚義、概之獨行、與夫前書張湯不載於酷吏、史記姚杜仇趙之徒、不載於遊俠、遠矣、又其是非頗與聖人異、論竇武何進、則戒以宋襄之違天、論西域、則惜張騫班勇之遺佛書、是欲相將苟免以爲順天乎、中國叛聖人以奉戎神乎、此曄之失也、

段落　第四大段の第二小段なり、范曄の失を論ず、

講說　范曄の史の列傳の中、酷吏傳、宦者傳、列女傳、獨行傳の如きは、多く其人の當を失せり、其間尤も甚しきものは、董宣は忠義にして守りある人なるに、之を酷吏傳に繰り入れ、鄭衆、呂强は、廉潔貞直を以て之を宦者に繰り入れ、蔡琰は耻を忍び胡に妻すを以て之を列女に繰り入れ、李善、王忳は、深仁厚義を以て之を獨行に概せり、是れ彼の前漢書に張湯を酷吏に載せず、史記に姚、杜、仇、趙の徒を遊俠に載せざるに比すれば、大違ひなり、又其是非の判斷は聖人と異なり、竇武、何進を論ずれば、戒むるに宋襄の天に違ふを以てし、西域を論ずれば、張騫、班勇の佛書を遺せしを以てす、是れ相と將とが假初に免れて天に順ふをなすを欲するか、中國は聖人に叛いて戎神に奉ずるか、此れ曄の失なり、

注解　「宋襄之違天」左傳の僖二十二年、楚人、宋を伐ち、以て鄭を救ふ、宋公、將に戰はんとす、大司馬固諫めて曰く、天の商を棄つる久し矣、君將に之を興さんとす、赦すべからざるのみと、聽かず、「戎神」佛なり、

壽之志三國也、紀魏而傳吳蜀、夫三國鼎立稱帝、魏之不能有

賢貶不肖、誠已意也、書已意、而已、今又剽他人之言以足之、彼已言矣、申言之何益、及其傳遷楊雄、皆取其自叙、屑屑然曲記其世系、固於他載、豈若是之備哉、彼遷雄自叙可也、已因之非也、此固之失也』

段落　第三大段なり、

講說　班固は、漢の創業より麟止に至るまでの間の贊を作るや、司馬遷の論を其儘流用して、其書を足せしもの過半なり、且つ賢者を褒し不肖者を貶するは誠に各自の意見なれば、各自の意見を記して事足りぬべきに、今又他人の言を盜みて彼れを足せり、彼れ司馬遷既に言ひたる事を申ねて言ふも、何の益かあらん、班固が遷と楊雄とを傳するに及び、皆其自叙を取る、屑々然とこせ〳〵其系圖を悉しく記載せり、固より此外の記載に於て豈に是の如く備はらんや、彼の遷、雄の自ら叙するは、如何に長くとも可なり、已れの之に因るは非なり、此れ班固の失なり、

注解　「麟止」武帝の時、麟を得たり、司馬遷の史記は筆を此に止む、

或曰、遷固之失既爾、遷固之後、爲史者多矣、范曄陳壽、實巨擘焉、然亦有失乎、曰、烏免哉』

段落　第四大段の第一小段なり、范陳二史の疵あるを言ふ、

講說　或る人曰く、司馬遷、班固の疵は既に右の如しとして、二人の後、史を作りたるもの多く、就中范曄、〔後漢書を著す〕陳壽、〔三國志を著す〕實に其重立つたる者なり、然れども此二人も亦疵あるか、答へて曰く、何として無疵なることを得んや、

曄之史之傳、若酷吏宦者列女獨行、多失其人、間尤甚者、董宣

なり、譬へば彼の黼繪錦縠などは衣服の美を窮めたるものなり、左れど之を一尺づゝ一寸づゝに割き、彼れ此れ繼ぎはぎして服となさんか、綈紬にすらも及ばざるなり、遷の書は何と是の譬に類することなきか、

注解　「黼繪錦縠」黼は縫ひ取り、繪は采色せる服地、錦はにしき、縠は綾、「綈紬」ふとおりつむぎの類、

其自叙曰、談爲太史公、又曰、太史公遭李陵之禍、是與父無異稱也、先儒反謂固沒彪之名、不若遷讓美於談、吾不知遷於紀於表於書於世家於列傳、所謂太史公者、果其父耶、抑其身耶、此遷之失也、

段落　第二大段の第二小段なり、太史公と稱するの失、

講說　司馬遷の自序に曰く、談は太史公たりと、又曰く、太史公、李陵の禍に遭へりと、是れ己れの父と呼名を違へざるなり、然るに昔しの儒者は、反つて班固が其父彪の名を沒したるは、司馬遷が美を父の談に讓りしに若かずと謂ふ、（間違ひたる話なり）司馬遷が本紀に於て表に於て書に於て世家に於て列傳に於て太史公と謂ふ所のものは、果して其父のことなるか、己が身のことなるか、吾れ知ること能はず、此れ遷の失なり、

注解　「談爲太史公」談は司馬遷の父の名、太史公は漢の官名、修史を掌る、「李陵之禍」李陵は漢の將なりしが、匈奴を討ちし時、戰ひ破れ力盡きて降る、司馬遷、陵の爲に其已むを得ざりし事情を辯護せしため、武帝の怒りに觸れ獄に下さる、「沒彪之名」彪は班固の父の名、固の漢書を作るや、多く其父の舊に依る、然るに己れ一人の著として父の功を消滅せしめたり

固贊漢自創業至麟止之間、襲蹈遷論、以足其書者過半、且褒

段落　第一大段の第三小段なり、答、

講說　答へて云ふ、司馬遷は典據なき雜說を喜び、道理の上より可否すべき所に頓着せず、班固は阿諛詐僞を貴び、義の爲に死することを輕んぜり、大問題に就いては此史論に於て既に陳述議論せしことなるに又一寸の短き處まで測量し、一銖の僅かなる點まで秤にかけて其過失を摘擧せんとするときは、煩雜にして擧げ切れざれば、今姑らく其過失の中に於て尤も大にして明白なるものを汝に告げ申さん、

注解　「銖」十黍を絫とし、十絫を銖となす、又八銖を錙となし、二十四銖を兩となす、「稱」輕重を知るなり、

遷之辭淳健簡直、足稱一家、而乃裂取六經傳記、雜於其間、以破碎汩亂其體、五帝三代紀多尚書之文、齊魯晉楚宋衞陳鄭吳越世家、多左傳國語之文、孔子世家、仲尼弟子傳、多論語之文、夫尚書左傳國語論語之文、非不善也、雜之則不善也、今夫繡繪錦縠、衣服之窮美者也、尺寸而割之、錯而紉之、以爲服、則綈緒之不若、遷之書、無乃類是乎、

段落　第二大段の第一小段なり、諸書を割取するの失、

講說　司馬遷の文辭は淳健簡直にして、一家と稱するに足れり、然るに反つて六經傳記の文を裂き取つて其間に雜へ、斯くて其文體を破壞し攪亂せり、（何となれば）五帝、三代の本紀には尚書の文多く、齊、魯、晉、楚、宋、衞、陳、鄭、吳、越の世家には左傳、國語の文多く、孔子世家、仲尼弟子傳には論語の文多し、夫れ尚書や左傳や國語や論語の文は善からざるにはあらず、されど之を他の文と混淆するときは善からざる

れ、史漢二家、猶ほ春秋の遺意を得るを知る、後、劉知幾、蘇子由、但だ失を二史に集むる者、猶ほ一偏の見なり、

史論下

主意　史記、漢書の、缺點を免れざることを論證するに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「今姑告爾其尤大彰明者焉」に至るまでを第一大段となす、司馬遷班固倶に失あるを言ふ、「遷之辭淳健簡直」より「此遷之失也」に至るまでを第二大段となす、遷の失を論ず、「固贊漢自創業至麟止之間」より「此固之失也」に至るまでを第三大段となす、固の失を論ず、「或曰」より「此壽之失也」に至るまでを第四大段となす、范曄、陳壽の失を附論す、「噫固譏遷失」より篇尾に至るまでを第五大段となす、遷、固、范、陳を總收す、

或問子之論史、鈎抉仲尼遷固、潜法隱義、善矣、仲尼則非吾所可評、吾惟意遷固非聖人、其能如仲尼無一可指之失乎、

段落　第一大段の第一小段なり、問、

講說　或る人問うて云ふ、君が歷史を論ずるは、仲尼司馬遷、班固の、潜みたる法則、隱れたる意義を抉り出したるは善し、仲尼は吾が評すべき限りに非ざれば姑らく言はず、吾れ惟だ考ふるに、司馬遷と班固とは聖人に非ざるに、何として能く仲尼が一として指すべき過失なきが如くならんやと、

注解　「鈎抉」鈎はかきとる、抉はほじり出す、

曰、遷喜雜說、不顧道所可否、固貴諛僞、賤死義、大者此既陳議矣、又欲寸量銖稱以摘其失、則煩不可舉、今姑告爾其尤大彰明者焉、

室は天子が封ずること能はずして、王莽をして之を封ぜしめたり、故に異姓の例に從ひしが、亦天子が有する能はざることを示せるなり、其結果、後の人君をして之を觀て、權が臣下に歸せし以上、同姓と雖も有する能はず、名と器とは誠に人に假すべからずと曰はしめんとす、されば其僭を防ぐことは何と微にして切ならずや、

注解　「元始」前漢の平帝の年號、「名器」左傳成公二年に、仲尼曰く、唯だ器と名とは、以て人に假すべからず、君の司る所なり、名を以て信を出だし、信以て器を守り、器以て禮を藏し、禮以て義を行ひ、義以て利を生じ、利以て民を平ぐ、政の大節なり、若し以て人に假さば、人に政を與ふるなり、政亡ぶれば、則ち國家之に從ふ、止むべからざるのみと、名は爵位、器は權力、

噫、隱而彰、則後人樂得爲善之利、直而寛、則後人知有悔過之漸、簡而明、則人君知中國禮義之爲貴、微而切、則人君知彊臣專制之爲患、用力寡而成功博、其能爲春秋繼、而使後之史無及焉者以是夫、

段落　第三大段なり、

講說　抑も隱にして彰なれば、後世の人、善をなすの利益を得ることを樂み、直にして寛なれば、後世の人過を悔ゆるの萌を知り、簡にして明なれば、人君が中國の禮義の貴きものなるを知り、微にして切なれば、人君が强臣の權を專らにする事の害たるを知る、右の如く、力を用ふることは寡くして功を成すことは博し、史記と漢書とが兎も角も能く春秋の後繼となり、後世の史をして及ぶこと出來ざらしむる理由は、是れを以てなるかな、

纂評

○沈德潛評　遷固の史、人共に史才を推す、而して識も亦實に人に過ぐる者あるなり、然れども史を讀むもの史法に明かなるに非ざれば、古人の用意、其れ粗心の人に埋沒せられざる者尠し矣、老泉に拈出せら

之、豈以不名則不著耶、此同姓諸侯王之例也、王子侯、其目爲二、上則曰號謚名、名之曰名之、殺一等矣、是同姓列侯之例也、及其下則曰號謚姓名、夫以同姓列侯而加之異姓之例、何哉、察其故、蓋元始之間、王莽僞褒宗室而封之者也、非天子親親而封之者也、宗室天子不能封、而使王莽封之、故從異姓例、亦示天子不能有其同姓也、將使後之人君觀之、曰權之歸於臣、雖同姓不能有、名器誠不可假人矣、則其防僭也、不亦微而切乎、』

段落　第二大段の第五小段なり、微而切を説明す、

講説　班固の表は八あり、而して其中王侯の表は六あり、其人を書するに、必ず某の地、某王、若しくは侯某と曰ひ、或は功臣、外戚は其姓を加へ、而して首に之が目錄を掲げて、其人の號謚姓名を曰ふは、此れ異姓〔天子と〕列侯の例なり、諸侯王は、其目錄、謚號に止まり、姓名なし、何と其尊きが爲に之を名ざさずと曰ふならずや、之を名ざすとは曰はざれども、其實は之を名ざすこととなるが、何と名ざさゞれば著はれざるが爲か、右は同姓諸侯王の例なり、王子侯の表は其目錄二つに分れ、上は號謚名を曰ひ、之を名ざして之を名ざすと曰へるものは一等を降せしなり、此れ同姓列侯の例なり、其下に及んでは號謚姓名を曰ふ、夫れ同姓列侯にてありながら、之に異姓の例を加ふるは何故ぞや、其理由を察するに、蓋し元始の間に王莽が僞つて宗室を褒して之を封じたるものなり、天子が親族を親む所より之を封じたるものにあらず、宗

講說　司馬遷が十二諸侯の表を作るに、魯を始めとして呉に終り、實に十三國にして、越は其中に入らず夫れ十二諸侯年表と、十二の數を以て篇に名づけながら、國を載すること十三なるは何故なりやと云ふに、呉を數へ入れざればなり、何れも諸侯なり、然るに呉の國に限り、之を數へ入れざるは何故ぞや、夷狄の禮を用ふればなり、數へ入れざるに拘はらず、之を載するは何故ぞや、周の後胤にして諸國の覇となり、上方の國々と盟へばなり、春秋に、哀公七年、公、呉に鄫に會すと書し、十二年、公、呉に橐皐に會すと書し、十三年、公、晋侯及び呉子に黃池に會すと書す、此れ數へずと雖も猶ほ載せらるゝことを得る所以なり、越の如きは、南方の夷狄の國に區々と縮こまり居り、豺狼狐狸の動物と起居を共にし、中國の會盟に加はつて文明の風を觀ず、而も夷狄の名を用ひて中國に國際的通告をなすが故に、君子（左傳に所謂君子、卽ち仲尼）も彼れが自ら稱する所に就いて之を罪し、春秋に、定公五年、於越、呉に入ると書し、十四年、於越、呉を檇李に敗ると書し、哀公十三年、於越、呉に入ると書す、此れ春秋が呉をば夷狄のあしらひにせし仕方なり、苟くも司馬遷が擧げて之を諸侯の末に措くとせば、西戎、獫狁も、亦其間に加はるべき恐れあり、是の理由を以て中國との緣を絕ちて之を棄て、其結果、後の人君之を觀て、若し中國の禮樂を知らずんば勾踐の如き賢君と雖も、猶ほ中國の文明社會より棄絕せらるゝことを免れずと曰はしめんとす、さすれば其夷狄を鄙むことは、何と簡にして明ならずや、

注解　「赴」つぐ、「卽」つくなり、「於越」於は國訛りにして、越の自稱、中國は單に越と稱す、「罪之」夷狄視するを謂ふ、「檇里」地名、「勾踐」越王の名、

固之表八、而王公六、書其人也、必曰某土某王若侯某、或功臣外戚、則加其姓、而首目之曰號諡姓名、此異姓列侯之例也、諸侯王、其目止號諡、豈以其尊故、不曰名之耶、不曰名之而實名

するの途を塞いで、惡を逞しうするの志を丈夫にするものなり、故に傳に於て之を詳かにし、論に於て贊に於て復た之を明かにせり、則ち其惡を懲らすは何と直にして、寛ならずや、

注解「北宮伯子張湯」皆漢の酷吏の名、

遷表十二諸侯、首魯訖吳、實十三國、而越不與焉、夫以十二名篇而載國十三、何也、不數吳也、皆諸侯耳、獨不數吳何也、用夷禮也、不數而載之何也、周裔而覇、盟上國也、春秋書哀七年公會吳於鄫、書十二年公會吳於槖皐、書十三年公會晋侯及吳子於黃池、此其所以雖不數而猶獲載也、若越區區於南夷、豺狼狐貍之與居、不與中國會盟以觀華風、而用夷俗之名以赴、故君子即其自稱以罪之、春秋書定五年於越入吳、書十四年於越敗吳於檇李、書哀十三年於越入吳、此春秋所以夷狄畜之也、苟遷擧而措之諸侯之末、則西戎獫狁、亦或庶乎其間、是以絕而棄之、將使後之人君觀之、曰不知中國禮樂、雖勾踐之賢、猶不免乎絕與棄、則其賤夷也、不亦簡而明乎、

段落　第二大段の第四小段なり、簡而明を説明す、

奢に問ふ、奢曰く、道遠くして險なるは、猶ほ兩鼠、穴中に鬪ふが如し、將、勇なるもの勝つと、王乃ち奢を遣りしに、遂に閼於の圍みを解けり、「欲撓楚權」酈食其が漢の高祖に說き、六國の後を立てゝ楚に抗せしめたるに、張良、其不得策なることを說いて、其議を沮めり、「留侯」張良なり、「汗出洽背之恥」周勃、左丞相たり、文帝問うて曰く、天下一歲、錢穀の出入幾何ぞ、刑獄幾何ぞと、勃、皆知らずと答へ、汗出でゝ背に洽し、

遷論蘇秦、稱其智過人、不使獨蒙惡聲、論北宮伯子、多其愛人長者、固贊張湯、與其推賢揚善、贊酷吏、人有所褒、不獨暴其惡、夫秦伯子湯酷吏、皆過十而功一者也、苟擧十以廢一、後之凶人必曰、蘇秦北宮伯子張湯酷吏、雖有善不錄矣、吾復何望哉、是窒其自新之路、而堅其肆惡之志者也、故於傳詳之、於論於贊復明之、則其懲惡也、不亦直而寬乎、

段落　第二大段の第三小段なり、直而寬を說明す、

講說　司馬遷が蘇秦を論ずるに、其智の人に過ぎたるを稱し、不名譽のみを蒙らしめず、北宮伯子を論ずるに、其人を愛する長者なることを勝れたりとし、班固は張湯を贊するに、彼が賢者を推尊し、善人を稱揚するを嘉し、酷吏を贊するに、人々ともに褒する所あり、其惡を表明するのみにあらず、夫れ蘇秦なり、伯子なり、湯なり、酷吏なり、皆其過は十にして功は一なるものなり、然れども如し十の過を擧げて一の功を廢するときは、後の惡人は必ず曰ふなるべし、蘇秦、北宮伯子、張湯、酷吏は、善事ありとても書き載せられず、吾れ最早何をか望むべきと、右は其自身改良

也、謀撓楚權之謬不載焉、見之留侯傳、固之傳周勃也、汗出洽背之耻不載焉、見之王陵傳、傳董仲舒也、議和親之疏不載焉、見之匈奴傳、夫頗食其勃仲舒、皆功十而過一者也、苟列一以疵十、後之庸人必曰、智如廉頗、辯如酈食其、忠如周勃、賢如董仲舒、而十功不能贖一過、則將苦其難而怠矣、是故本傳晦之、而他傳發之、則其與善也、不亦隱而彰乎、

段落　第二大段の第二小段なり、隱而彰を說明す、

講說　司馬遷が廉頗の傳を作るや、彼れが閼於を救ふことを議せし失錯は載せずして、之を趙奢の傳に見せ、酈食其の傳を作るや、楚の權を撓まさんと謀りし目算違ひは載せずして、之を留侯の傳に載せたり、又班固が周勃の傳を作るや、汗を流して背に洽ねかりし恥は載せずして、之を王陵傳に見せ、董仲舒の傳を作るや、和親を議せし上疏は載せずして、之を匈奴傳に載せたり、夫れ廉頗や酈食其や周勃や董仲舒や、皆功は十あつて過は僅かに一ありし人々なり、然るに如し一の過を擧ぐるため十の功に疵を附くることあらんか、後世の凡人は必ず云ふならん、智は廉頗の如く、辯は酈食其の如く、忠は周勃の如く、賢は董仲舒の如きも、十功あつて一つの過を贖ふこと能はざるときは、善功をなすことの難きに苦んで怠らんとす、是の故に本傳には其過失を晦まして、他人の傳に於て之を發したりとすれば、其善に加擔することは、一方に隱ると雖も一方に彰なるに非ずや、

注解　「救閼於」秦の兵、韓を伐ち、閼於に軍す、趙王、廉頗を召して、救ふべきや否やを問ひしに、頗は、道遠くして險なるを以て救ひ難しと答ふ、乃ち之を趙

以て經を證す、儒者、經を尊んで史を輕んず、此れ王安石其說に反し、春秋を詈り、斷爛朝報となすなり、作者の言の如くんば、始めて偏重畸輕の患なし、文の簡切、應に孫吳氏より之を得るなるべし、

史論中

主意　史記、漢書が道法を兼有して、春秋の遺意ありと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「悉顯白之」に至るまでを第一大段となす、主意を掲ぐ、「其一曰隱而彰」より「不亦微而切乎」に至るまでを第二大段となす、主意を說明す、「噫隱而彰」より篇尾に至るまでを第三大段となす、總結、

遷固史雖以事辭勝、然亦兼道與法而有之、故時得仲尼遺意焉、吾今擇其書、有不可以文曉而可以意達者四、悉顯白之、』

段落　第一大段なり、

講說　司馬遷、班固の史、即ち史記、漢書は、事實と言詞とを以て勝ると雖も、之と同時に道と法とを兼ねて之を有せり、故に仲尼の遺意を得たり、吾れ今其書即ち史記、漢書の道法を研究するに、文の上にては理會すべからざれども、精神の上にて通ずべきもの四あり、一々之を表示すべし、

『其一曰、隱而彰、其二曰、直而寬、其三曰、簡而明、其四曰、微而切、』

段落　第二大段の第一小段なり、本段の綱を掲ぐ、

講說　意を以て達すべき四項は、其第一を隱れてありながら彰ると曰ひ、其第二を直なれども寬なりと曰ひ、其第三を簡潔にして明白と曰ひ、其四を微細なれども切實なりと曰ふ、

遷之傳廉頗也、議救閼於之失、不載焉、見之趙奢傳、傳酈食其

異なりながら、相待つて功用あるを言ふ、

講說　夫れ規矩準繩は器を製造する爲の道具にして器は此の四種の道具の御蔭にて正しくなる所のものなり、然るにも拘はらず、若し器と云ふ目的物なきときは、規も其圓を役立たしむる所なく、矩も其方を施用する所なく、準も其平を行使する所なく、繩も其直を宛て行ふ所なからん、此喩の如く、史は經を待つて正しく、史を得ざれば意義不明となる、吾れ故に體相沿らずして實相資くと曰へるなり、

注解　「規矩準繩」規はブンマハシ、矩は曲り金、準は水盛、繩は墨繩、

文法　器は史に喩へ、規矩準繩は經に喩へたるなり、

噫一規一矩一準一繩、足以制萬器、後之人其務希遷固實錄可也、愼無若王通陸長源輩、囂囂然冗且僭則善矣、

段落　第三大段なり、

講說　扨も一の規一の矩、一の準、一の繩にても、何萬と云ふ種類の器を作るに足る、（之と同じく、一部の易、一部の詩經、一部の書經、一部の禮記、一部の春秋は、何萬年の史實を判斷するに足る、されば）後の人は、先づ務めて司馬遷、班固の實錄を理想とせば可なり、愼んで王通や陸長源の輩が囂々然と喧しく、餘計なるが上に僭越なりしが如くならざれば上等なり、

注解　「遷固實錄」史記、漢書を指す、「王通」隋の大儒即ち文中子、元經を著す、「陸長源」唐人、唐春秋を著す、

文法　王通は經を收め、陸長源は史を收め、主客並び結ぶ、而して自ら史を論ずる重しとす、○一規の二句は本篇を結び、後之人以下は下の二篇を起す、連作には此等の結法なかるべからず、

總說

文章としては極めて平凡の作なり、但し儒生、文士が史に對する見解を徵するに就いては、一材として視るべし、

纂評

○沈德潛評　經を作つて以て史を斷じ、史を引いて

書、若此者衆、皆適於教而已、吾故曰、經非一代之實錄、

段落　第二大段の第六小段なり、經が一代の實錄に非ざるを言ふ、

講說　經は或は僞りの報告に從つて其儘書き載せ、或は諱み隱して書せず、此の如きもの多數なり、何れも教へに適合せしむる外はあらず、吾れ故に經は一代の實錄に非ずと曰へるなり、

史之一紀一世家一傳、其間美惡得失、固不可以一二數、則其論贊數十百言之中、安能事爲之褒貶、使天下之人、動有所法如春秋哉、吾故曰、史非萬世之常法、

段落　第二大段の第七小段なり、史が萬世の常法に非ざるを言ふ、

講說　史の一紀なり、一世家なり、一傳なり、僅かなる內容の間に於ける人物の美惡、人事の得失は、固より一二を以て數へ難き程なり、さすれば論贊の僅か數十言若しくは數百言の中に於て、安んぞ能く事每に之が褒貶を加へ、天下の人をして、行動に關し模範とする所あること、春秋の如くならしむるを得べきか、到底得べからざるなり、吾れ故に史は萬世の常法に非ずと曰へるなり、

夫規矩準繩、所以制器、器所待而正者也、然而不得器、則規無所效其圓、矩無所用其方、準無所施其平、繩無所措其直、史待經而正、不得史則經晦、吾故曰、體不相沿而用實相資焉、

段落　第二大段の第八小段なり、經史の二が其體裁

れ故に經は道法を以て勝ると曰ふなり、

注解　「赴」訃に同じ、喪を告ぐるなり、「凡」杜元凱の序に云ふ、凡を發し、以て例を言ふ、皆經國の常制、周公の垂法、史書の舊章、仲尼從つて之を修め、以て一經の通體をなすと、注に云ふ、言、凡を發する五十、皆是れ周公の舊法、隱七年始めて凡例を發す、

史則不然、事既曲詳、詞亦夸耀、所謂褒貶論贊之外無幾、吾故曰、史以事詞勝、

段落　第二大段の第三小段なり、史の事詞を以て勝るを言ふ、

講説　史は右の通りならず、事迹は已に委曲詳細なるが上に、言詞も亦華やかにして、謂はゆる褒貶は論贊の外幾もなし、吾れ故に史は事詞を以て勝ると曰ふ、

使後人不知史而觀經、則所褒莫見其善狀、所貶弗聞其惡實、故曰、經不得史、無以證其褒貶、

段落　第二大段の第四小段なり、經が史を得ざれば其褒貶を證するなきを言ふ、

講説　後人をして史を知らずして經を觀せしむるときは、經に褒したる點も、何を褒したるか、其善狀を見るなく、貶したる點も何を貶したるか、其惡實を聞かざるべし、故に經は史を得ざれば其褒貶を證するなしと曰へるなり、

使後人不通經而傳史、則稱謂不知所法、懲勸不知所沮、吾故曰、史不得經、無以酌其輕重、

段落　第二大段の第五小段なり、史が經を得ざれば其輕重を酌むなしと曰ふなり、

講説　後人をして經に通せずして史を傳へ記さしむるときは、名義も何を標準とすべきかを知らず、勸善懲惡も終點とする所を知らざるべし、吾れ故に史は經を得ざれば其輕重を酌むなしと曰へるなり、

經或從偽赴而書、或隱諱而不

無以證其褒貶、史不得經、無以酌其輕重、經非一代之實錄、史非萬世之常法、體不相沿而用實相資焉、

段落　第二大段の第一小段なり、經史を對照して本大段の綱領を立つ、

講說　大凡文の功用は四點あり、事を以て之を實にし、詞を以て之を章にし、道以て之を通じ、法以て之を檢す、以上は經と史とが兼ねて有する所のものなり、然りと雖も經は道と法とを以て勝り、史は事と詞とを以て勝る、經は史を得ざれば、其褒貶を立證すること出來ず、又史も經を得ざれば、其輕重を斟酌すること出來ず、經は一代の實錄に非ず、史は萬世の常法に非ず、體裁に於ては相因らざれども功用は實に相資くるものなり、

夫易禮樂詩書、言聖人之道與法詳矣、然弗驗之行事、仲尼懼後世以是爲聖人之私言、故因赴告策書、以修春秋、旌善而懲惡、此經之道也、猶懼後世以爲己之臆斷、故本周禮以爲凡、此經之法也、至於事則擧其略、詞則務於簡、吾故曰、經以道法勝、

段落　第二大段の第二小段なり、經の道法を以て勝つことを說明す、

講說　夫れ易禮樂詩書等の經書は、聖人の道と法とを言ふこと詳かなり、然れども之を行事に就いて實驗せざるが故に、仲尼は後世が此等の道法を以て聖人の私言となさんことを懼れ、列國の報告記錄に因り春秋を修め、善を旌はして惡を懲せり、此れ經の道なり、されど猶ほ後世の人が此等の道法を以て自己の臆斷となさんことを懼る、是の故に周禮に本づいて凡例となせしが、是れ經の法なり、事迹に至つては則ち其略を擧げ、言詞は則ち成るべく簡短にせり、吾

之一也、君子不待褒而勸、不待貶而懲、然則史之所懲勸者、獨小人耳、仲尼之志大、故其憂愈大、憂愈大、故其作愈大、是以因史脩經、卒之論其效者、必曰亂臣賊子懼、由是知史與經、皆憂小人而作、其義一也、其義一、其體二、故曰史焉、曰經焉、

段落　第一大段なり、

講説　史は何の爲に作れるものなるか、其れ憂へあればなり、何をか憂ふるか、小人を憂ふるなり、何に由つて小人を憂ふと云ふことを知るか、史の名にて之を知る、昔し楚國の史を檮杌と曰ふ、檮杌とは四凶の一人なればなり、君子は褒めらるゝからどて善に勸むものにあらず、貶せらるゝからとて惡に懲ゝものにあらず、さすれば歴史が懲らし又は勸むる所のものは小人に限れり、仲尼の志は大なりければ、之が爲め其憂へは愈よ大なりき、憂愈よ大なりければ、之が爲め其作愈よ大なり、結局其效を論ずるものは、必ず亂臣賊子懼ると曰ふ、是に由つて史と經とは何れも小人を憂へて作られしものなることを知る、其意味は一なれども其體裁は二なり、故に茲に史と曰ひ、又茲に經と曰ふ、

注解　「檮杌」左傳の文公十八年、顓頊、不才子あり、敎訓すべからず、詁言を知らず、之に告ぐれば則ち頑、之を舍けば則ち嚚、明德を傲狠し、以て天下を亂る、天下の民之を檮杌と曰ふと、「四凶」四人の小人なり、「亂臣賊子懼」孟子滕文公下、孔子、春秋を成して、亂臣賊子懼ると、

文法　史を以て主となし、經を以て客とす、

大凡文之用四、事以實之、詞以章之、道以通之、法以檢之、此經史所兼而有之者也、雖然經以道法勝、史以事詞勝、經不得史、

に足るものあり、

纂　評

○胡思泉評　此論、六辯、六解あり、毎辯中先づ公案を立て、然る後辯を起す、解は則ち辯に隨つて之を解するなり、既に解する完うして又、後辯を起す既に後辯を設けて、又別解を起す、庖丁、牛を解するに似たり、

○謝疊山評　此文、法度あり、氣力あり、精神あり、光燄あり、謹嚴にして華藻なるものなり、孟子を讀み得て熟せば、方に此文章あり、

○茅鹿門評　此文、謝枋得氏之を錄し、以て名筆となせしよりして、世の學者遂に相傳へて、以て千年絶倫となす、予竊かに謂ふ、老蘇、六經を論ずる處に於て、並に强詞を以て正理を軋る、故に往々支離旁午、特に其行文婀娜百折、烟波に屬するに似たるのみ、

○沈德潛評　呂東萊云ふ、此篇須らく看るべし、首尾相應じ、枝葉相生じ、引繩貫珠の如し、大抵一節未だ生ぜず、又一節を生ず、別人、意多ければ則ち雜、此篇意多くして雜ならず、

天子の權を以て之を魯に歸す、是れ一篇の主意、四難四解、反覆曲折以て之を達す、六經論中、此篇を以て醇正とす、

卷十六（蘇洵著）

史論上

主意　史は小人を憂ふるが爲めに作られし者にして、經と一義二體なりと謂ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「故曰史焉曰經焉」に至る迄を第一大段となす、大意を掲ぐ、「大凡文之用四」より「而用實相資焉」に至るまでを第二大段となす、主意を説明す、「噫一規一矩」より篇尾に至るまでを第三大段となす、餘波なり、

史何爲而作乎、其有憂也、何憂乎、憂小人也、何由知之、以其名知之、楚之史曰檮杌、檮杌四凶

亦史臣之體宜爾也、後之效夫子作春秋者、吾惑焉、春秋有天子之權、天下有君、則春秋不當作、天下無君、則天子之權、吾不知其誰與、天下之人烏有如周公之後之可與者、與之而不得其人則亂、不與人而自與則僭、不與人不自與、而無所與則散、嗚呼後之春秋、亂耶僭耶散耶、

段落　第四大段の第二小段なり、後人の孔子の意を知らざるを言ふ、

講説　司馬遷、班固の歴史には、是非あれども賞罰なし、彼れ亦歴史を作る臣下としての體裁は、宜しく斯くあるべき道理なり、後の、夫子の眞似をなして春秋を作るものは、如何なる考へなるや、吾れ甚だ惑ふ、春秋には天子の權あり、天下、君あるときは、春秋は作るべからず、又天下、君なきときは、吾れ誰に與ふべきかを知らず、何として周公の後の與ふべきが如きものあらんや、之を與へて其人を得ざるときは、必ず亂る、人に與へずして自ら與ふるときは、則ち僭越となる、人にも與へず己れにも與へずして、遂に與ふる所なきときは、則ち散ず、扨も後の春秋は亂か、僭か、散か、

注解　「遷固之史」史記と漢書とを謂ふ、「後之效春秋」吳越春秋、蜀漢春秋の類の如きは、其名を盜み、元經の如きは、其體を盜めるものなり、

總說

是非賞罰と位道との關係を論ずる處は、堂々正々の觀あり、唯だ其夫子が賞罰の權を以て魯に與ふるを論ずるに至つては、強辯、理を奪ふものにして、頗る破綻あり、殊に魯君不肖なるも之に天子の權を與ふるは、周公を思ふの意を見はす所以なりと言ふが如き、豈に其辭の窮するを見ずや、唯だ後人其文の雄悍なるに眩して一槩に贊稱するのみ、而して末段、亂僭散を擧ぐる處は、餘波に屬すと雖も、結法の妙、學ぶ

講說　吾れ春秋の法を觀るに、皆周公の法なるが上に、自國の事は詳かにして、外國の事は略なり、此れ其精神は、魯が先祖周公の爲す所に法り、且つ先づ自ら治めて、而して後、人を治めんと欲するは明かなり夫子は、禮樂征伐の大權が天子の手より出でずして、諸侯より出づることを嘆息し給へるに、齊の田常が其君を弑せしときは、髮を沐ひ身を浴して、田常を討たんことを魯君に奏請せられたり、然らば則ち天子の權は、夫子固より明かに魯に與へ給へるなり、

注解　「禮樂征伐云々」論語季氏篇に出づ、「沐浴而請討」論語憲問篇に曰く、陳成子、簡公を弑す、孔子沐浴して朝し、哀公に告げて曰く、陳恒、其君を弑す、請ふ之を伐たんと、陳恒、名は常、

子貢之徒、不達夫子之意、續經而書孔丘卒、夫子既告老矣、大夫告老而卒、不書、而夫子獨書、夫子作春秋、以公天下、而豈私一孔丘哉、嗚呼夫子以爲魯國之書、而子貢之徒以爲孔氏之書也歟、

段落　第四大段の第一小段なり、孔子の門人、孔子の意を知らざるを嘆ず、

講說　子貢の徒は、孔夫子が春秋を作られし本意に通ぜずして、經文を續ぎ足して孔丘卒すと書けり、夫子は此時已に老年を申し立てゝ、大夫の位を辭せられし後なり、大夫が退隱して卒したる時は書かざるが法なるに、夫子に限り、孔丘卒すと書す、(之をば夫子の意に達せずと言ふなり)夫子は春秋を作り、其書を天下に公にせらるゝ、豈に一個人の孔丘に私せらるゝことあらんや、抑も孔夫子は春秋を以て魯國の書とせらるゝに、子貢の徒は孔氏の書なりと思へるか、淺間しきことなり、

注解　「子貢」孔子の高足弟子の一人、姓は端木、名は賜、「孔丘卒」哀公十六年の文、

遷固之史、有是非而無賞罰、彼

曰の字を省けり」齊の桓公、晉の文公は、表面周を尊ぶ風を粧ひながら、其實己が國を富强にせんと欲せし者ゆゑ、夫子は、其王室を尊びたる事跡には賛成し給ひしも、其心術には賛成し給はず、周公は、其心、實に王室の爲をば思はれたれば、其子孫たる魯君が不肖にして周公の志を繼ぐ能はざりしとは云へ、夫子は周公を思ひ慕はるゝ思召しよりして、魯君が天子の權を假りて天下を賞罰することを許されしなり、夫子の意中に曰く、周公の如き至誠尊王の心あつて後、始めて桓文の事を行ふべしと、此れ夫子が齊、晉に與へずして魯に與へし所以なり、

注解　「陽」外面なり、

文法　賴山陽云ふ、有周公之心然後可以行桓文之事は名言、名言、

夫子亦知魯君之才、不足以行周公之事矣、顧其心以爲今之天下無周公、故至此、是故以天子之權、與其子孫、所以見思周公之意也、』

段落　第三大段の第六小段なり、補說、

講說　夫子も魯君の才が周公の事を行ふに足らざるを知り居られき、思ふに夫子の心に以爲へらく、今の天下に周公の如き聖人なし、故に此の嘆ずべき有樣に至れるなりと、是故に夫子が天子の權を以て其子孫に與へられしは、周公を思ふ所の意を示し給へるなり、

吾觀春秋之法、皆周公之法、而又詳內而略外、此其意欲魯法周公之所爲、且先自治而後治『人也明矣、夫子歎禮樂征伐自諸侯出、而田常弑其君、則沐浴而請討、然則天子之權、夫子固明以與魯也、』

段落　第三大段の第七小段なり、補證、

の國なれば、魯の地に居るものは、宜しく周公が已むを得ず、天子の權を假りて天下の人を賞罰し、以て周室を尊びしが如くなるべし、右の理由に從ひ、天子の權を以て魯に與へたるなり、

注解「東遷」周の平王の時、西戎に迫まられしため、東都に遷る、卽ち洛陽なり、平王の二十二年は魯の隱公の元年にして、春秋の內容は此に始まる、

然則假天子之權、宜如何、曰、如齊桓晉文可也、

段落 第三大段の第四小段なり、天子の權を假る形式を說明す、

講說 然らば天子の權を假るには如何にすべきか、之に答へて曰く、齊の桓公晉の文公の如くにせば可なりと、

注解「齊桓晉文」五霸の二人にして、倶に天下の盟主となり、天子に代つて政をなせし人なり、

文法 沈德潛云ふ、周公亦天子に非ず、因つて桓文の假を借り、以て周公の心、王室に存するを推出す、

夫子欲魯如齊桓晉文、而不遂以天子之權與齊晉者何也、齊桓晉文陽爲尊周、而實欲富彊其國、故夫子與其事、而不與其心、周公心存王室、雖其子孫不能繼、而夫子思周公、而許其假天子之權、以賞罰天下、其意曰、有周公之心、然後可以行桓文之事、此其所以不與齊晉而與魯也、

段落 第三大段の第五小段なり、齊晉に與へずして魯に與ふる所以を說明す、

講說 貴說の如く、夫子が魯の國の齊桓、晉文の如くなることを欲しながら、遂に天子の權を以て齊や晉に與へざるものは何故ぞや、答へて曰く、〔本文には

春秋之賞罰、自魯而及於天下、天子之權也、魯之賞罰不出境、而以天下之權與之何也、曰、天子之權在周、夫子不得已而以與魯也、武王之崩也、天子之位當在成王、成王幼、周公以爲天下不可以無賞罰、故不得已而攝天子之位、以賞罰天下、以存周室、周之東遷也、天子之權當在平王、平王昏亂、故夫子亦曰、天下不可以無賞罰、而魯周公之國也、居魯之地者、宜如周公不得已而假天子之權、以賞罰天下、以尊周室、故以天子之權與之也、

段落　第三大段の第三小段なり、魯に天子の權を與へたる所以を說明す、

講說　春秋の賞罰は、魯よりして天下に及ぶ、是れ天子の權なり、魯の賞罰は國境の外に及ばざることなるに、天子の權を以て之に與へ、賞罰の權を天下に及ぼさしむるは、何等の理由ぞや、之に答へて曰く、天子の權は言ふまでもなく周に在り、然るに夫子は已むことを得ずして之を魯に與へられしなり、其故は、武王の崩せしとき、天子の位は當然其太子の成王に在るべき處、成王は尙ほ幼年なりき、周公は考ふるやう、天下には賞罰なくして在られぬことなりと、因つて已むを得ず自身假りに成王に代つて天子の位を踐み、天下を賞罰して、周の天下を維持せられき、其後周の東都洛陽に都を遷せしとき、天子の權は當然時の天子平王に在り、然るに平王は昏亂なりしかば、夫子も亦申さるゝやう、天下には一日も賞罰なくしては濟まず、然る處魯は嘗て天子の權を行ひたる周公

講說　之に答へて曰く、孔子の春秋を作られしは、決して孔子の私書と申さるゝに非ず、又己れ此書を作りたりと曰はるゝに非ず、賞罰の權は自身に與ふることを得ざればなり、然らば如何に曰はるゝかと言へば、此れ魯國の書なり、魯國之を作りしなりと曰はるゝなり、善を行ふ者あつて之を賞するときは、魯國之を賞すと曰はれ、惡を爲す者あつて之を罰するときは、魯國之を罰すと曰はる、（則ち春秋の賞罰は孔子の所爲に非ざれば、又孔子の罪となしがたし、）

文法　此れ一篇の主意の在る所にして、最も要點なり、卽ち夫子の僭に非ざることを解する所以、○七個の也字を下せしため、文をして明快ならしむ、○沈德潛云ふ、書は魯の書たり、賞罰は是れ魯の賞罰たるを逼り出し、一篇の大旨となす、從前の詰問、摠て此處の爲なり、

何以知之、曰、夫子繫易謂之繫辭、言孝謂之孝經、皆自名之、則夫子私之也、而春秋者魯之所以名史、而夫子託焉、則夫子公之也、公之以魯史之名、則賞罰之權固在魯矣、

段落　第三大段の第二小段なり、春秋が夫子の私書に非ずして魯の公史なることを說明す、

講說　何を以て之を知るぞ、答へて曰く、夫子は易の卦又は爻に注釋の辭を附け合はせて、之を繫辭と名づけられたり、又孝道の事を物語りて、之を孝經と名づけられたり、此の如く何れも自ら之を名づけられたるは、是れ夫子其書を私的性質とせられしに由るなり、然るに春秋とは魯國が其國の歷史に名づけたる名目にして、夫子は此名目に事寄せて賞罰をなされし以上、是れ此書を公的性質とせられしなり、此書を公的性質となすに魯國の歷史の名目を以てせらるるなれば、其書中に於ける賞罰の權は魯に在ること、言ふまでもなき次第なり、

注解　「繫辭」易の注解なり、

文法　結一句、下文を起す、

罰之耳、庸何傷、曰我非君也、非吏也、執塗之人而告之曰、某爲善、某爲惡、可也、繼之曰、某爲善、吾賞之、某爲惡、吾誅之、則人有不笑我者乎、夫子之賞罰何以異此、然則何足以爲夫子、何足以爲春秋、

段落　第二大段の第四小段なり、賞罰は空言とすとも尙ほ不可なるを論ず、

講說　之を辨解する者曰く、孔夫子は何として實際に之を賞罰せんや、唯だ口上にて之を賞罰すると言ふに過ぎず、如何にして差支へあらんやと、之を難ずる者曰く、譬へば我れ君にも非ず、又官吏にもあらず然るに往來の人を執へて、之に何某は善を爲せり、何某は惡をなせりと曰はゞ宜しけれども、某は善をなせり、我れ之を賞す、某は惡をなせり、我れ之を罰すと曰はゞ、則ち世の中の人、我れを笑はざるものあらんや、夫子の賞罰は何を以て此れに異らん、果して異らずとせば、何として夫子として尊ぶに足らん、春秋として尊ぶに足らん、

注解　「曰某爲善某爲惡」賞罰に對する是非なり、

文法　篇首より此に至るまで、十分詰問を盡せり、然る後一々辨解する所あり、是れ死中、活を求むるの法なり、

曰、夫子之作春秋也、非曰孔氏之書也、又非曰我之作也、賞罰之權不以自與也、曰此魯之書也、魯作之也、有善而賞之、曰魯賞之也、有惡而罰之、曰魯罰之也、

段落　第三大段の第一小段なり、賞罰の權を魯に與ふるを言ふ、

賞罰人者、天子諸侯事也、夫子病天下之諸侯大夫僭天子諸侯之事、而作春秋、而已則爲之、其何以責天下、

段落　第二大段の第二小段なり、第二の難問なり、

講說　人を賞し又は罰することは、位に在る所の人、即ち天子、諸侯などの爲すべき行爲なり、平人の爲すべき所にあらず、元來孔夫子は、天下の諸侯、大夫が、諸侯は天子の事を、大夫は諸侯の事をと云ふやうに、順次目上の者の仕事を乘り踰ゆる事を憂慮せられ、其れをば正さんが爲に春秋を作り給ひしなり、然るに夫子自身、己れの位なきにも拘はらず、自ら僭越にも天子、諸侯にして始めて爲すべき賞罰の事をなすなれば、何とて天下の僭越なる諸侯、大夫を責むることを得んや、

位公也、道私也、私不勝公、則道不勝位、位之權得以賞罰、而道之權不過於是非、道在我矣、而不得爲有位者之事、則天下皆曰位之不可僭也如此、不然天下其誰不曰道在我、則是道者位之賊也、

段落　第二大段の第三小段なり、僭越を攻む、

講說　位と云ふものは公なり、道と云ふものは私なり、私が公に勝つこと能はざる以上、道は位に勝つこと出來ざる理なり、位の權能は人を賞罰すること出來得るも、道の權能は人を是非するに過ぎず、されば道は我が身に在りとても、之が爲に有位者の事を爲すを得ず、斯くあるときは、天下の人誰れ彼れに論なく、位の僭すべからざるは此の如しと曰ひて、相戒むるならん、若しさなくして有位者の事を爲すときは、何人か、道は我が身に在りとて、身分を乘り越え賞罰を爲さゞらん、然るときは道は位の害物なり、

曰夫子豈誠賞罰之耶、徒曰賞

焉、夫子以其權是非天下可也、而春秋賞人之功、赦人之罪、去人之族、絶人之國、貶人之爵、諸侯而或書其名、大夫而或書其字、不惟其法、惟其意、不徒曰此是此非、而賞罰加焉、則夫子固曰、我可以賞罰人矣、

段落　第二大段の第一小段なり、第一の難問なり、

講說　周の衰へたる時に當り、位は孔夫子の身には在らざりしも、道は夫子の身に在りしなり、されば夫子は、其道の權能を以て天下の事を是非するは可なり、然るに春秋は人の功を賞せり、人の罪を赦せり、人の族を去れり、人の國を絶てり、人の爵を貶せり、乃ち諸侯にてありながら其名を書することあり、大夫にてありながら其字を書することあり、惟れ其法式其意思のみならず、只だ此事は是なり、此事は非なりと曰ふばかりにてなく、賞罰が其上に加はれり、然るときは孔夫子は、言ふまでもなく此方は人を賞罰することが出來ると曰はるゝなり、

注解　「賞人之功」春秋僖公元年に曰く、公子友、師を率ゐて莒の師を酈に敗り、莒の拏を獲と、註に云ふ、拏は莒子の弟なり、弟と書せざるものは、卿に非ざればなり、卿に非ずんば應に書すべからず、而も公子友の功を嘉す、故に特に其獲る所を書すと、此の如き例を指せしなり、「赦人之罪」齊の桓公の項を滅ぼせしを單に師滅項と書し、齊桓の名を諱みたるは、其功に免じて其罪を赦したるなり、「去人之族」隱公十年に曰く、翬、師を帥ゐて、齊人、鄭人に會して宋を伐つと、翬は羽父の名なり、注によれば、其專斷を疾んで族を去り、單に名を書したるなり、「絶人之國」邾國の黑肱、來奔せしを、邾と言はずして、只だ黑肱と書せし類是れなり、「貶人之爵」莊公三十年に、齊侯が山戎を伐ちたるに、齊侯と書せずして、齊人と書せし類を謂ふ、「或書其名或書其字」例多くして枚擧すべからず、但し字を書するは褒むるなり、名を書するは貶すなり、

春秋論

主意　孔子が天子の權を以て魯に與へ、魯をして褒貶賞罰を爲さしめたりと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而天下以榮以辱」に至るまでを第一大段となす、賞罰と是非との性質を論ず、「周之衰也」より「何足以爲春秋」に至るまでを第二大段とす、難問を設けて春秋が賞罰を行ふの不可を攻撃す、「曰夫子之作春秋也」より「明以與魯」に至るまでを第三大段となす、第二大段の難問を解決す、「子貢之徒」より篇尾に至るまでを第四大段となす、後世の人が孔子の眞意を知らざるを嘆じて全文を結ぶ、

賞罰者天下之公也、是非者一人之私也、位之所レ在、則聖人以二其權一爲二天下之公一、而天下以懲、以勸、道之所レ在、則聖人以二其權一爲二一人之私一、而天下以榮以辱、

段落　第一大段なり、

講說　賞と罰との二つは天下の公なる法律なり、是と非との二つは一人の私なる道德律なり、聖人が位の在る所の人たりし場合は、其聖人、己が有する位の權能を以て天下の公的卽ち賞罰を行ふ、其結果天下の人は罰せられて懲り、賞せられて興奮す、聖人が道の在る所の人なりし場合は、其聖人、道の權能を以て一人の私的卽ち是非を評して、天下の人は是とせられて榮譽とし、非とせられて不名譽とす、

注解　「賞罰是非」賞罰は行爲是非は言論、賞罰は法律的、是非は道德的、「位」天子、諸侯、大夫の如き、治者たる地位、

文法　起法は雙關を用ひたり、何となれば賞罰者の句左扇にして、是非者の句右扇をなし、位之所在より以勸に至るまでの四句は左扇を闢し、道之所在より以辱に至るまでの四句は右扇を闢すればなり、○公私の二字は一篇の字眼、權の字は綱領、

周之衰也、位不レ在二夫子一、而道在

講説　伊尹の商に在りしことは、猶ほ周公の周に在りしが如し、（二人の地位、殆ど同一なるに）伊尹は位を攝することと三年に及びしが、其間一言も自ら辨明せしことなし、然るに周公は、之が爲に紛々乎として己が帝位を奪ひしに非ざることを申し解くに急なりき、夫れ本來の處、風俗の變に由つて始めて其權を用ひ、其權用ひられて風俗成立す、風俗成立せし後、吾れ安座して之を鎭するを得べし、されど何人か風俗の變じて最早反らざるを知らんや、（恐らくは知る者なからん、而して其反らざるは事實なり）

注解　「疏」條陳なり、

文法　此處は臣下に就いて世變を述べたり、

總　説

茅鹿門は、此篇、識見好くして、行文の法度亦勝ると曰ひ、沈德潛は、古帝王光明正大の處、都べて看て機械となす、而して其文自ら佳、當に分別して之を觀るべしと曰ふ、卽ち一は主意文章兩つながら佳となし、一は文章佳なれども主意佳ならずと爲すものなり、蓋し此篇、聖人と風俗の變との關係を論ずる所、一種の見識あるに拘はらず、十分透徹せざるの恨みあり、舜禹湯武を論ずる處は、實に據り直書せしものにて、頗る取るべきに足るも、如何んせん、冒頭と緊切の關係なし、之を要するに、一篇の脈絡貫通を缺き、六經論中、最惡の文なり、然れども其主意に至つては反つて一家の獨見あり、自ら凡に非ず、而して不醇を以て之を議するが如きは、是れ俗儒普通の見解のみ、

纂　評

○沈德潛評　此篇、變を重んじ、權を重んぜず、

又評　武王非聖人論の開先たり、蘇氏の醇儒たるを得ざるは、正に此處に在り、（武王非聖人論は東坡の作、）

○賴山陽評　腐儒、聖人を視る、猶ほ鬼神天人の如く敢て常情を以て之を測らず、是に於て三代自ら三代、漢唐自ら漢唐にして、六經の道、之を高閣に束ね、復た用ふべからず、蘇氏、常情を以て聖人を論ず、聖人の道、活潑々地、用ふべからざるものなし、是れ斯道に大功あるもの、論者乃ち駁雜を以て之を議す、何ぞや、

伐つは立派の事なりと曰ふやうに思はる、然るに程經るや又天下の人が己れを悅ばざるを懼るゝ所より又囂々然と言を以て、之を柔げて曰ふやう、萬方の人民罪あらば、其責は予れ一人に在り、予れ一人罪あらば、汝萬方の人を罪すること無からんと、其意を考ふるに、我れ斯の如くにして汝の君となれる以上、汝も我れに汝の君たることを許すべしと曰ふが如し、扨も隨分德の薄きことなり、

至於武王、而又自言其先祖父皆有顯功、既已受命而死、其大業不克終、今我奉承其志、擧兵而東征、而東國之士女、束帛以迎我、紂之兵倒戈、以納我、吁亦甚矣、如曰吾家之當爲天子久矣、如此乎民之欲我速入商也、

段落　第三大段の第三小段なり、周の文を論ず、

講說　周の武王に至つて又自ら言ふ、己が先祖父、皆顯著なる功あり、既に天命を受けながら死し、其大策克く終へざりしが故に、今此方其志を奉承し、兵を擧げて東征し、而して東國の士女、束帛して我を迎へ、紂の兵は戈を倒にして我を納れたりと、扨も隨分甚し、吾が家の當に天子となるべきことは久しきことなり、民の我が速かに商に入らんことを欲すと云ふが如し、

伊尹之在商也、如周公之在周也、伊尹攝位三年而無一言以自解、周公爲之紛紛乎急於自疏其非簒也、夫固由風俗之變而後用其權、權用而風俗成、吾安坐而鎭之、夫孰知風俗之變而不復反也、

段落　第四大段なり、

肖也、其意以爲天下之民以我爲當在此位也、則亦不俟乎援天以神之、譽己以固之也、

段落　第三大段の第一小段なり、虞夏の忠なる處を擧ぐ、

講説　堯の時に當り、天下を擧げて悉皆舜に授けたるが、舜、堯の天下を得て、又之を禹に授けたり、堯が未だ天下を舜に授けざりし時に當つては、天下の人、未だ昔しより斯樣の事實ありし儀を聞かざりしことゆゑ、想像する所、當時の人民は非常に奇怪なる事と爲さゞる者なかりしなり、然るに舜と云ひ禹と云ひ、天子の位を受けて之に居り、平氣なること、宛も天下は初めより自分の物にて、其祖宗が已に天子となり、數十世を經たるが如く、其人民に對して、己が當然天下を得べき理由をも言はざれば、又利を以て人民の歡心を求め、丹朱、商均の不肖を言ひ立てゝ、人心を己れに向はしむるが如き事を爲さず、其心に考ふるやう、天下の民は自分をば當然此位に在るべきものと心得居る次第なれば、天を引いて己れの天子となりし事を神業とし、又自己の德などを譽め立てゝ天子の位を固うするの必要なしと、

注解　「然則舜與禹也」則は一本に而に作る、從ふべし、「丹朱」堯の不肖子、「商均」舜の不肖子、

湯之伐桀也、囂囂然數其罪而以告人、如曰彼有罪、我伐之宜也、既又懼天下之民不已悅也、則又囂囂然以言柔之曰、萬方有罪、在予一人、予一人有罪、無以爾萬方、如曰我如是而爲爾之君、爾可以許我焉耳、吁亦既薄矣、

段落　第三大段の第二小段なり、商の質を論ず、

講説　湯が桀を伐ちしときは、囂々然と口喧しく其罪を並べ立てゝ人に告げ、彼れは罪あり、我が之を

さんと欲するに至つては、丁度江河の水を移して山に流さんと欲するが如し、人が文を喜んで質と忠とを惡むことは、宛も水が肯て卑き土地を避けて高き方に向はぬと一般なり、彼れ夏商の人は初めより文なりしこと無かりしかば、忠と質とを厭はざりしなり、今(已に文の味を覺えたるに、復び忠質に反さんとせば、彼等何とて承知すべき、試に譬を以て之を言はんに)吾人が或る者に日々太牢を食はしめたるに、一朝復び最初の如く菽などを食はさんと欲するか、扨も其後聖人なく、其變窮まつて復た入る所なければ、其れ限りなり、

注解　「忠質」夏は忠を尙び、商は質を尙ぶ、忠とは天生の正直なる心性の儘にして、何等の機關を待たざること、質は文に對する語にして、飾りなきこと、「茹」食ふなり、「菽」豆の總名、

周之後而無王焉固也、其始之制其風俗也、固不容爲其後者計也、而又適不値乎聖人、固也後之無王者也」、

段落　第二大段の第三小段なり、

講説　此處、必ず脱誤あり、强ひて解すべからず、

當堯之時、擧天下而授之舜、舜得堯之天下、而又授之禹、方堯之未授天下於舜也、天下未嘗聞有如此之事、度其當時之民、莫不以爲大怪也、然則舜與禹也、受而居之、安然若天下固其所有、而其祖宗既已爲之、累數十世者、未嘗與其民道其所以當得天下之故也、又未嘗悅之以利、而開之以丹朱商均之不

三代之相變、如此之極也、

段落 第二大段の第一小段なり、書に就いて風俗の變を言ふ、

講說 昔し吾れ古代に於ける風俗の變を觀察せんと欲せしも、得べからざりき、詩經に於て商と周との二代は目に入りたれども、亦詳かならず、然るに今書經を觀る段となり、始めて堯舜の時と三代とが變化せしこと、此の如く極まれることを認めたり、

注解 「三代」夏商周、

文法 茅鹿門云ふ、入題の處、洒脫と、入題とは、書論と云ふ篇題の下に於て、始めて書其物に言ひ掛くる處を謂ふ、

自堯而至於商、其變也、皆得聖人而承之、故無憂、至於周而天下之變窮矣、忠之變而入於質、質之變而入於文、其勢便也、及夫文之變而又欲反之於忠也、是猶欲移江河而行之山也、人之喜文而惡質與忠也、猶水之不肯避下而就高也、彼其始未嘗文焉、故忠質而不辭、今吾日食之以太牢而欲使之復茹其菽哉、嗚呼、其後無聖人、其變窮而無所復入則已矣、

段落 第二大段の第二小段なり、周に至つて變窮まれるを言ふ、

講說 堯より商に至るまでは、其變の度每に聖人が出でゝ之を承けたる故に憂へなかりしが、周に至つては天下の變は窮まつて、殆ど此れ以上の變を許さゞる有樣となりぬ〔之を說明せんに〕忠が變じて質に入り、質が變じて文に入るは、其勢便利なり、〔單純より複雜に赴き、野蠻より文明に進むは自然的なるが故に〕然るに其文の變により又之を以前の忠に戻

禮を濟すを說く處、孟子、貨を好み色を好む章より化出し、一語、人情に近づかざるなし、作法、易論、樂論と同じくして、語を措く、各其妙あり、

書論

主意　聖人は風俗の變に因つて其權道を用ふと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而無所復入則已矣」に至るまでを第一大段となす、一篇の大旨を掲ぐ、「昔者吾嘗欲觀古之處」より「固也後之無王者也」に至るまでを第二大段となす、主意の理由を說明す、「當堯之時」より「如此乎民之欲我速入商也」に至るまでを第三大段となす、主意を證明すべき史實を叙す、「伊尹之在商也」より篇尾に至るまでを第四大段となす、風俗の變を言ふ、

風俗之變、聖人爲之也、聖人因風俗之變而用其權、聖人之權用於當世、而風俗之變益甚、以至於不可復反、幸而又有聖人焉、承其後而繼之、則天下可以復治、不幸其後無聖人、其變窮而無所復入、則已矣」

段落　第一大段なり、

講說　風俗の變は聖人の仕業なり、聖人は風俗の變に因つて其權道を用ふることとなるが、聖人の權道が當世に用ひらると同時に、風俗の變は益す甚だしく、復た戾すべからざるに至る、幸ひにして又聖人ありて其後を承け、之に繼げば、天下は復た治むること出來得べきも、不幸にして其後聖人なく、其變窮まつて更に變ずる所なきときは、其れ限りなり、

昔者吾嘗欲觀古之變而不可得也、於詩見商與周焉而不詳、及今觀書、然後見堯舜之時、與

棄其身、故詩之教、不使人之情至於不勝也、夫橋之所以爲安於舟者、以有橋而言也、水潦大至、橋必解而舟不至於必敗、故舟者所以濟橋之所不及也、』

段落　第三大段の第四小段なり、詩の禮を救ふを言ふ、

講說　夫れ聖人の法に背いて、己れと身を淫亂、叛亂の地に棄つることは、思切りに非ざれば出來ざるなり、思切りの本は辛抱出來ざるより起る、人は自ら其忿怒を辛抱出來かぬればこそ、思切つて其身を棄つるなれ、故に詩の敎は人の情をして我慢出來ぬまでに至らしめざるなり、橋が舟より大丈夫なりと云ふは、橋あつての話なり、一旦水潦大に至らば、橋は必ず壞るべきも、舟の方は難破すとも限らず、故に舟は橋の及ばざる所を救ふものなり、

吁禮之權、窮於易達而有易焉、窮於後世之不信而有樂焉、窮於彊人而有詩焉、吁聖人之慮事也蓋詳、』

段落　第四大段なり、

講說　扨も禮の權能は、其旨意に通じ易きが爲に窮する所より易の敎へあり、後世に信ぜられざるが爲に窮する所より樂あり、人を强ふるが爲に窮する所より詩あり、聖人の事を慮るや、蓋し行屆きたるものなり、

總　說

末段、前の諸篇を通じて一束する處、尤も奇格なり、

纂　評

○沈德潛評　儲同人云ふ、國風は色を好んで淫せず、小雅は怨誹亂れず、二句何ぞ嘗て是れ正理ならざらん、文、此に本づいて、以て詩禮相關する處を發す、何等の識か、鹿門、以て詩を說くこと愈よ支となす、抑も亦固矣、

禮に嚴にして詩に通ず、是れ一篇の大旨、而して詩の

吾觀國風、婉孌柔媚、而卒守以正、好色而不至於淫者也、小雅悲傷詬讟、而君臣之情、卒不忍去、怨而不至於叛者也、

段落 第三大段の第二小段なり、詩の通なる點を擧ぐ、

講說 吾れ詩を觀るに、國風はなまめきて優しくはあれど、卒に正しきを守つて猥りがましからず、是れ色を好むも淫に至らざるものなり、小雅の悲傷詬讟なるも、君臣の情は卒に叛くに至らざるものなり、

注解 「國風」詩經は分つて風雅頌の三種となす、風は十五國風なり、「婉孌」たをやか、「小雅」雅に大雅あり、小雅あり、「詬讟」罵なり、怨なり、

故天下觀之曰、聖人固許我以好色、而不尤我之怨吾君父兄也、許我以好色、不淫可也、不尤我之怨吾君父兄、則彼雖以虐遇我、我明譏而明怨之、使天下明知之、則吾之怨亦得當焉、不叛可也、

段落 第三大段の第三小段なり、詩の淫と叛とを防ぐべきを言ふ、

講說 故に天下の人、此詩を觀て曰ふ、聖人固より我に色を好むことを許し、又我れの吾が君父兄を怨むことを尤め給はず、我に色を好むを許し給ふ以上、淫せざれば宜し、我れの吾が君父兄を怨むることを尤め給はざる以上、彼れ、「君父兄」吾れを虐待するも、吾れ公然と譏り公然と怨み、天下の者に明知せしめば、我れの怨みも當を得べし、さすれば叛くにも及ばじと、

夫背聖人之法、而自棄於淫叛之地者、非斷不能也、斷之始、生於不勝、人不自勝其忿、然後忍

れ已に一圖に吾が法を用ふる能はず、將に遂に丸切り棄てゝ顧みざらんとす、既に丸切り棄てゝ顧みざるときは、則ち人の色を好むの心と、其君父兄を怨むの心とは、將に遂に蕩然と跡形もなく、限界せらるゝこともなく、妻妾を易へ、又は人の妻を盜むの變と、其君父兄を弑するの心とは、反つて天下に公然と行はるゝに至らん、

聖人憂焉、曰、禁人之好色而至於淫、禁人之怨君父兄而至於叛、患生於責人太詳、好色之不絕而、怨之不禁、則彼將反不至於亂、故聖人之道、嚴於禮而通於詩、

段落　第二大段の第三小段なり、詩の寬を以て禮の嚴を補ふ所以を說く、

講說　聖人は憂慮して曰く、人が色を好むことを禁ずるに拘はらず、反つて淫亂の程度に至り、人が君父兄を怨むることを禁じて、反つて叛逆の程度に至るものは他なし、其害は、人を責むることが行屆き過ぐるより起る、されば色を好むことを絕さずして、怨むることを禁ぜざらば、彼れ反つて亂に至らざるべしと、故に聖人の道は、禮に嚴なれども詩に寬なり、

禮曰、必無好色、必無怨而君父兄、詩曰、好色而不至於淫、怨而君父兄而無至於叛、嚴以待天下之賢人、通以全天下之中人、

段落　第三大段の第一小段なり、詩の中人に必要なるを言ふ、

講說　禮には、必ず色を好む勿れ、必ず汝の君父兄を怨むる勿れと曰ふも、詩には、色を好むも淫するに至らず、汝の君父兄を怨むも叛に至る無かれと曰ふ、禮の嚴なるは天下の賢人を待ち、詩の通なるは天下の中等人物を全うすべし、

已去矣、死生之機去、則禮爲無權、區區擧無權之禮、以强人之所不能、則亂益甚而禮益敗、

段落　第一大段の第三小段なり、情欲の爲め死を顧みざる結果を論ず、

講説　扨も禮の權能は死生に止まる、蓋し天下の事多き中に、其情欲生命と引替へにすべき程度に至らざるものに就いては、人敢て死を犯して吾が法に違はざることとなるが、今や人の色を好むの心と、是非不平の心と、ムラ〳〵として中に發し、彼れは生命と引替へにするの價値あるものとして、先づ死と云ふ覺悟するなれば、死生の仕掛は固より去りたる理なり、死生の仕掛去れば、禮は權能なきものとなる、區々として權能なきの禮を擧げて、人の能はざる所を無理押付けに行はしめんとするの結果、亂は益す甚だしくなり、禮は益す敗るゝなり、

文法　禮爲無權の句は上を束ね、亂益甚云々は下を起す、

今吾告人曰、必無好色、必無怨而君父兄、彼將遂從吾言、而忘其中心所自有之情耶、將不能也、彼既不能純用吾法、將遂大棄而不顧吾法、既已大棄而不顧、則人之好色、與怨其君父兄之心、將遂蕩然無所隔限、而易内竊妻之變、與弑其君父兄之禍、必反公行於天下、

段落　第二大段の第一小段なり、禮の權なき結果を言ふ、

講説　今吾れ人に告げて、必ず色を好む勿れ、汝の君父兄を怨むる勿れと曰はんに、彼れは之が爲め吾が言に從つて、其中心自ら有する所の情を忘れんとするか、將た忘れざらんか、恐らくは能はざるべし、彼

臣爲人子爲人弟、不可以有怨於其君父兄也、使天下之人皆不好色、皆不怨其君父兄、夫豈不善、使人之情、皆泊然而無思、和易而優柔、以從事於此、則天下固亦大治、而人之情又不能皆然、好色之心歐諸其中、是非不平之氣、攻諸其外、炎炎而生、不顧利害、趨死而後已』

段落　第一大段の第二小段なり、情欲の極まる所、人が死を顧みざるを論ず、

講說　禮の規定には、色を好むことは爲すべからず、人の臣下として、人の子として、人の弟として、其君なり、父なり、兄なりに怨みを抱くこと有るべからずと曰ふ、言ふまでもなく、天下の人が皆色を好まず、皆其君父兄を怨まざる次第ならば、何とて善からざる事あらん、若し人の情が、アッサリとして思慮する所なく、温和且つ優柔にして此禮を履行すること出來得べきものならんには、天下は勿論大に治まるべし、然れども人の情は何分然樣に參りかね、色を好むの心は內面的に驅り立て、是非不平の氣は外面的に攻め立つるが故に、情欲は炎々と燃ゆるが如くに發動し、利害に頓着せず死して後に已む、

注解　「泊然」韓文の送高閑上人序に出でたり、「歐」驅逐なり、孟子に、爲叢歐爵者鸇也とあり、

噫禮之權、止於死生、天下之事、不至乎可以博生者、則人不敢觸死以違吾法、今也人之好色、與人之是非不平之心、勃然而發於中、以爲可以博生也、而先以死自處其身、則死生之機、固

總説

易論の禮に於けるは、幽明を以て主客を分ち、此篇の禮に於けるや、形神を以て之を分つ、

纂評

○茅鹿門評　蘇氏父子兄弟、經術に于て甚だ疎、故に六經を論ずる處、大都渺茫不根、特に其行文縱橫、往々空中に景を布き、絶處、生に逢ふ、人をして凌雲御風の態あらしむ、

○呂晩村評　機局、易論と同じくして、比較圓轉、

○沈德潛評　儲同人云ふ、離奇夭矯、風雨變化、神龍、海に戯るゝの文、

樂は禮の及ばざるを濟す所以、易論と同一機局にして、飄忽變滅、更に神に入るとなす、

詩論

主意　詩は禮の嚴格に對する緩和劑なりと云ふに在り、

段落　凡そ四大段となす、篇首より「而禮益敗」に至るまでを第一大段となす、生死の權去る時は禮の成立せざるを論ず、「今吾告人曰」より「而通於詩」に至るまでを第二大段となす、詩を用ふる必要を論ず、「禮曰必無好色」より「故舟者所以濟橋之不及也」に至るまでを第三大段となす、詩の緩和劑たる所以を論ず、「吁禮之權」より篇尾に至るまでを第四大段となす、詩と禮易との關係を言ふ、

人之嗜欲、好之有甚於生、而憤懣怨怒、有不顧其死、於是禮之權又窮、

段落　第一大段の第一小段なり、禮の窮する場合を擧ぐ、

講説　凡そ人の嗜欲は、其或る物を好むこと、生命より甚だしきものあり、而して怒り怨むの甚だしき、又其死を顧みざるものあり、「生死を以て左右すべからざる以上」禮の權も又窮す、「無效となる」

文法　呂晩村云ふ、二意、矗然として起る、

禮之法曰、好色不可爲也、爲人

聲以爲樂』、

段落　第三大段の第一小段なり、樂の至神なる所以を說く、

講說　雨は吾れ其萬物を濕すものなることを知る、日は吾れ其萬物を燥かすものなることを知る、風は吾れ其萬物を動かすものなることを知る、然るにごろ〱がら〱と鳴り渡り、名づけて雷と云ふものは、全體如何なる役に立つものぞや、陰氣が凝結して散せず、萬物萎縮して發育せず、雨の濕す能はざる所、日の燥かす能はざる所、風の動かす能はざる所の者をば、雷が一たび震ふときは、凝りし者も散じ、縮まりし者も發達す、雨や日や風や、有形を以て用をなし、雷は無形即ち神妙なることを以て用をなす、而して同じ用をなす者の中に、聲より神妙なるはなし、故に聖人は聲に因つて樂を作れり、

注解　「隱隱砿々」雷聲なり、

文法　賴山陽云ふ是れ亦た成於樂の一句の注脚のみ、古今來、人の同じく知る所、而して雷を取つて喩となす、乃ち爾く神妙神奇、

爲之君臣父子兄弟者禮也、禮之所不及、而樂及焉、正聲入乎耳、而人皆有事君事父事兄之心、則禮者固吾心之所有也、而聖人之說、又何從而不信乎』、

段落　第三大段の第二小段なり、主意を收む、

講說　天下の人の君臣、父子、兄弟を立つるものは禮なり、禮の及ばざる所あつて、樂之に及ぶなり、但し正しき音聲が耳に入るときは、人々何れも君に事へ、父に事へ、兄に事ふるの心あり（吾が心に禮の素質なからんには、音樂を聞くと雖も、長上に事ふるの心起らざるべき筈なり）則ち禮と云ふものは固より吾人の心に有する所なり、斯くて聖人の說は、又何に由つて信ぜざらんや、（固有の物に本づいて立てたる說なれば、自ら信せざるを得ず）

文法　樂を論結すると共に禮に歸到す、主客双收法の一格なり、

則吾之理、不足以折天下之口、此告語之所不及也、告語之所不及、必有以陰驅而潛率之、於是觀之天地之間、得其至神之機、而竊之以爲樂、』

段落　第二大段の第三小段なり、聖人が樂を作れる動機を言ふ、

講說　聖人が禮を作りたる當初に於て、豫め其勢ひが此の如くならんとするを知れり、「勞逸の說勝つこと」自身曰ふやう、凡そ人に誠を告げてこそ、人之を信ずるものなれ、幸ひに今の時は、吾れの人に告ぐる所の次第は、其理が誠に其通りなるのみならず、其事實も亦其通りなり、されば人も之を信ず、吾れは其理を知り、天下の人は其事を知る、然るに事が然樣限らぬものあるときは、吾れの理窟は天下の口を屈服するに足らず、此れ口上にては迚も屆かぬ所なり、口上の屆かぬ所に於ては、必ず陰かに之を驅り、潛かに之を率ゐるものあり、是に於て聖人は天地の間を觀察し、其極めて神妙なるカラクリを手に入れ、之を吾が物となして樂を作れり、

注解　「此告語之所不及也」口說を以て勝つべきに非ず、惟だ無言の化、以て之を神運潛率するに足る、此れ樂の由つて作る所なり、

雨吾見其所以濕萬物也、日吾見其所以燥萬物也、風吾見其所以動萬物也、隱隱谹々而謂之雷者、彼何用也、陰凝而不散、物蹙而不遂、雨之所不能濕、日之所不能燥、風之所不能動、雷一震焉、凝者散、蹙者遂、曰雨者、曰日者、曰風者、以形用、曰雷者、以神用、用莫神於聲、故聖人因

禮の權威廢るを言ふ、

講說　抑も聖人が天下の勞逸本位に勝つに就いて恃みとする所は、獨り死生の說あるのみ、死生の說が天下に信ぜられずとすれば、勞逸の說が勢ひを得て死生の說に打勝たんとす、勞逸の說打勝つときは、聖人の權は離れ去るなり、

注解　「勞逸之說」「死生之說」人は安逸を好んで勞苦を惡み、從つて勞苦を去て安逸に就くものなり、然るに禮は拜起坐立等の行儀あつて、安逸を得ず、故に吾れ禮を行ふを欲せずと云ふは、是れ勞逸の說なり、又世に君父兄等の秩序なきときは、爭亂の結果、人は死を免れざるなり、然るに聖人が君父兄を立て、之に對して拜起坐立を行はしめ、尊卑の分定まりしより、人は世に生活するを得とは、是れ死生の說なり、

文法　權の字、一篇の眼目、

酒有酖、肉有菫、然後人不敢飲食、藥可以生死、然後人不以苦口爲諱、去其鴆、徹其菫、則酒肉之權、固勝於藥、

段落　第二大段の第二小段なり、譬喩、

講說　酒に鴆毒あり、肉に菫毒あり、さればこそ、人敢て妄りに飲食せざるなれ、藥は死を生かすこと出來るなり、さればこそ、人は口に苦しとて藥を嫌はぬなれ、若し酒に鴆なく、肉に菫なしと定まらば、酒肉の勢力が藥に勝るべきは勿論なり、

注解　「鴆」毒鳥の名、其羽を酒に浸して飲めば、立ちどころに死す、「菫」一名烏頭、毒草なり、

文法　酒肉は安逸に喩へ、藥は禮に喩ふ、

聖人之始作禮也、其亦逆知其勢之將必如此也、曰告人以誠、而後人信之、幸今之時、吾之所以告人者、其理誠然、而其事亦然、故人以爲信、吾知其理、而天下之人知其事、事有不必然者、

立の禮を行つて生くる方を取るべきか、拜起坐立を行はずして死する方を取るべきか」生くべき方針を取るは勿論なるが故に、其時に方つては、難しと云ふものゝ行はれ易かりき、

既行也、天下之人視君父兄、如頭足之不待別白而後識、視拜起坐立、如寢食之不待告語而後從事、雖然百人從之、一人不從、則其勢不得遽至乎死、天下之人不知其初之無禮而死、而見其今之無禮而不至乎死也、則曰、聖人欺我、故當其時、雖易而難久』

段落　第一大段の第三小段なり、易而難久の意味を說明す、

講說　禮が既に行はるゝことゝなりし曉に於ては、天下の人が君父兄を視ること、猶ほ吾人が頭や足を殊更區別せざるも認識するが如く、拜起坐立を視ることも、亦猶ほ吾人が寢食に於て人より告げ知らさるゝを待たずして從事するが如し、然りと雖も百人が之に從ひ一人が之に從はざる場合に、此一人も勢ひ俄かに死に至ると云ふ譯にはゆかぬなり、されば天下の人は、最初に禮なき爲に人が死せんと云ふことを知らざるが上に、現在の人が禮なくとも死に至らざるを見ては、聖人我れを欺くと曰ふが故に、其時に當つては、易しと云ふものゝ長續きは困難なり、

嗚呼聖人之所恃以勝天下之勞逸者、獨有死生之說耳、死生之說不信於天下、則勞逸之說將出而勝之、勞逸之說勝、則聖人之權去矣』

段落　第二大段の第一小段なり、勞逸論行はるれば

父之爲父、兄之爲兄、而聖人爲之君父兄、天下未有以異其君父兄、而聖人爲之拜起坐立、天下未肯靡然以從我拜起坐立、而聖人身先之以恥、嗚呼其亦難矣、

段落　第一大段の第一小段なり、大意を掲ぐ、

講說　禮の作り始めは難かりしも、行ひ易かりき、既に實行せらるゝことゝなるや、易きことは易かりしも、之と同時に久しく續き難かりき、但し天下の人が未だ君が君として尊ぶべきこと、父が父として尊ぶべきこと、兄が兄として尊ぶべきことを知らず、然るに聖人は天下の人の爲に君父兄と云ふ地位を設けたり、天下の人が未だ君父兄の自己と異なる點を覺えざるに、聖人は天下の人の爲に拜起坐立の行儀を作りたり、天下の人は未だ押しなべて我れ「禮を設けたる聖人」に從つて拜起坐立せんとする心底なかりしが、聖人は自身先きに立つて之を行ひ、恥を知らしめて各實行するやうになさんとせり、扨も隨分難きことなり、

天下惡夫死也久矣、聖人招之曰來、吾生爾、既而其法果可以生天下之人、天下之人、視其嚮也如此危、而今也如此之安、則宜何從、故當其時、雖難而易行、

段落　第一大段の第二小段なり、難而易行の意味を說明す、

講說　天下の人が死と云ふことを嫌ふは、久しき昔しより然るなり、聖人は此等の人を招きて曰はるゝには、來れ、此方汝等を生かし遣さんと、既にして聖人の法は果して天下の人を生かすこと出來得るものなりき、天下の人は、以前には此の如く危く、今日は此の如く安きを視れば、何れに從ふべきか、「拜起坐

纂評

○茅鹿門評　文、烟波あり、而して禮を以て明となし易を以て幽となす、聖人其機權を用ひ、以て天下の心を持する所以を謂ふ過てり、

○沈德潛評　儲同人云ふ、聖人、六經を作る、日月の天に懸かるが如し、儒者の六經を讀むや、人の日月を窺ふが如し、苟くも見る所あり、皆日月なり、山の高き、水の流るゝ、野の曠き、室の隙ある、皆以て日月を見るべし、惟だ見る所の地同じからず、故に其日月の光景を言ふも亦同じからず、然れども之を見る所なしと謂ふ、可ならんや、見る所の日月に非ずと謂ふ、可ならんや、荀子、蘇子、是れ亦能く六經を見るものなり、能く其見る所を言ふものなり、君子譏るなし焉と、言ふは、易の道、惟其れ神也、能く禮の衰を維ぐ所以、通篇の大旨、繫辭の、聖人、神道を以て敎を設くるの句に原本し、空中景を布き、筆力鋭利、人當る能はず、○六經の次第を論ずる、應に易を以て首となすべし、行文、聯絡の法を玩ぶ、故に位置、禮論の後に在り、

○呂晩村評　老泉此等の文、麁枝大葉、甚だ精細ならず、然れども却つて麁枝大葉の處に于て、饒に先秦の氣味あり、亦韓歐以下無き所なり、

○賴山陽評　技と道と、對擧、結となし、而して道は一の矣の字を下し、尾を掉ふ、乃ち文、板ならず、而して意、歸宿あり、

樂論

主意　樂は禮の及ばざる所を補ふものなるを言ふ、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「雖易而難久」に至るまでを第一大段となす、禮を論ず、「嗚呼聖人之所恃以勝天下之勞逸者」より「而竊之以爲樂」に至るまでを第二大段となす、樂の必要なる所以を論ず、「雨吾見其所以濕萬物也」より篇尾に至るまでを第三大段となす、樂の妙用を論ず、

禮之始作也、難而易行、既行也、易而難久、天下未知君之爲君、

爲一而掛之也、揲之以四、吾知其爲四而揲之也、歸奇於扐、吾知其爲一爲二爲三爲四而歸之也、人也、分而爲二、吾不知其爲幾而分之也、天也、聖人曰、是天人參焉道也、道有所施吾教矣、

段落　第五大段の第二小段なり、筮を論ず、

講説　夫れ筮の或は陽爻となり、陰爻となる所以は、必ず占者が自ら分つて二となし、始めて一を掛く、吾れ其一なることを知つて之を掛くるなり、之を揲するに四本づゝを以てするは、吾れ其四なるを知つて之を揲するなり、奇を扐に歸す、吾れ其一たり二たり三たり四たるを知つて之を歸するなり、是れは人爲なり、然れども初めに分つて二となすとき、吾れ其幾何なるを知つて之を分ちしに非ざるなり、是れは天卽ち自然なり、聖人の曰く、是れ天と人と相參はる者にして、卽ち道なり、道なれば吾が敎の上に施す所ありと、

注解　「分而爲二」古は蓍、今は筮竹の總數五十本の内、一本を除外して之を左の小指と藥指との間に掛く、是れ太極に象るなり、斯くて殘りの四十九本を二つに分つ、是れ兩儀に象るなり、「揲」筮竹を數へ除くるを謂ふ、「奇」とは四本づゝ數へ除けたる剩餘なり、「扐」指の間なり、

於是因而作易、以神天下之耳目、而其道遂尊而不廢、此聖人用其機權、以持天下之心、而濟其道於無窮也、

段落　第五大段の第三小段なり、上を收む、

講説　是に於て上の理由に因り易を作り、天下の耳目を神々しくなして、其道終に尊くして廢れず、此れ聖人が其機略權術を用ひ、天下の人心を維持して其道を無窮に利用する所以なり、

爲なれば、窺ふべからざる所あり、故に天下の人は聖人の道を信じて、之を尊ぶなり、さもなくば、聖人は成るべく新奇祕怪の敎を立てゝ後世に夸ることゝなるが、何として然らんや、

文法　賴山陽云ふ、不然則の一句、全篇を反振し、主意に歸到す、筆力絶だ高し、

聖人不因天下之至神、則無所施其敎、卜筮者天下之至神也、而卜者聽乎天、而人不預焉者也、筮者決之天、而營之人者也、龜漫而無理者也、灼荊而鑽之、方功義弓、惟其所爲、而人何預焉、聖人曰、是純乎天技耳、技何所施吾敎、於是取筮、

段落　第五大段の第一小段なり、卜を論じて敎を施すに用ふる餘地なきを言ふ、

講說　聖人は天下に於て、此上もなく神妙なる者に因らざれば、其敎を施す所なし、扨卜と筮とは、謂はゆる天下に於て此上もなき神妙なるものなり、然れども此中卜の方は、判斷を天に任せて人は干係せざるもの、筮の方は、判斷を天に定むるも人に因つて經營せらるゝものなり、龜は漫然として筋なきものなり、荊を燒きて之を錐にて刺し見るに、謂はゆる方、功、義、弓は惟だ其爲す所にして、人は何とて干係せんや、聖人曰く、是れ純乎たる天の技なり、何とて吾が敎を施す所あらんや、乃ち筮を取りしなり、

注解　「卜筮」卜とは龜の甲を燒いて占ふを謂ひ、筮とは蓍を數へて占ふを謂ふ、「漫而無理」のつぺりとして筋なきなり、「荊」木の名、楚の地、多く之を產す、「鑽」きるなり、「方功義弓」占方の名、方兆、功兆、義兆、弓兆是れなり、

夫筮之所以或爲陽或爲陰者、必自分而爲二、始掛一、吾知其

⚋あり、陽爻⚊あり、「陰陽之變」易は陰陽二氣の消長より成る、「卦」卦は掛なり、物象を掛けて人に示すを言ふ、六畫を卦と曰ふ、凡べて六十四卦、「考鬼神之情」繋辭に曰く、死生の説を知り、鬼神の情狀を知る、「辭」爻辭とて、各卦の爻を説明せし辭なり、乾卦初九の爻に、初九は潛龍勿用とあるが如き是れなり、

文法　禮の弊を説くに、唯だ易達則褻、褻則易廢の二句を用ふ、

故天下視聖人、如神之幽、如天之高、尊其人而其敎亦隨而尊、故其道之所以尊於天下而不敢廢者、易爲之幽也』

段落　第三大段の第二小段なり、聖人を崇拜して道を尊ぶに至れるを言ふ、

講說　故に天下の人の、聖人を視ること、神の幽にして窺ひ難きが如く、天の高くして及ぶべからざるが如し、斯くて其聖人の敎も亦隨つて尊し、故に道が天下の人に尊ばれ、人が敢て廢せざるものは、易、之が神秘的方面たればなり、

文法　客たる禮を言ふ處長く、主たる易を言ふ處短し、是れ繁簡の法なり、

凡人之所以見信者、以其中無所不可測者也、人之所以獲尊者、以其中有所不可窺者也、是以禮無所不可測、而易有所不可窺、故天下之人信聖人之道而尊之、不然則易者、豈聖人務爲新奇秘怪、以夸後世邪』

段落　第四大段なり、

講說　凡そ人が信ぜらるゝ所以は、其心中に測るべからざる所なく、安心出來得るを以てなり、人が尊ばるゝ所以は、其心中に窺ふべからざる所あり、及び難しと思はるゝを以てなり、是を以て禮は信ぜしめんが爲なれば、測るべからざる所なく、易は尊ばせんが

鳥獸と人と食ひ合はずと、抑も人が生けることを好むの度は安逸を好むよりも甚だしく、人が死することを惡むの度は勞苦を惡むよりも甚だし、聖人は其安逸ながら死すべき生活を取り上げて、之に勞苦ながらも命を全うすべき生活を與ふる次第なれば、三尺の豎子と雖も、何れを避け何れを取るべきかを知る、故に其道の天下の人に信ぜられて、彼等が之を止むことの出來ざる譯は、禮が道の明白なる方面をなせばなり、

注解 「豎子」僮僕の未だ冠せざるもの、「禮爲之明也」明白なる利害上より立てたるを以て言へるなり、

文法 逸死、勞生の二句は、數十字に亘るべき意味をば如何にも善く縮めたり、此の如きを簡潔と謂ふ、

雖然明則易達、易達則褻、褻則易廢、聖人懼其道之廢、而天下復於亂也、然後作易、觀天地之象以爲爻、通陰陽之變以爲卦、考鬼神之情以爲辭、探之茫茫、索之冥冥、童而習之、白首而不得其源、

段落 第三大段の第一小段なり、易を作るの動機を言ひ、易の性質に及ぶ、

講說 さりながら明白なれば何人も知悉し易し、知悉し易きときは自然馬鹿にし易し、馬鹿にし易ければ、人之を止めて廢れ易し、聖人は其道が廢れて天下が又太古の如き紊亂の情態に戾らんことを懼れられぬ、斯くて易を作り給へるが、其作り方は、先づ天地の現象を觀察して爻となし、陰陽の變化を融通して卦となし、鬼神の實を取調べて辭となし、之を探るは茫々として取止めなき限界に於てし、之を索むるは、冥々として窺ひ難き處に於てす、故に童兒の時より之を習ふも、白首に至るまで其本源を究むべからず、

注解 「觀天地之象」易に曰く、聖人仰いで以て天文を觀、俯して以て地理を察す、「爻」メを重ねて爻と曰ふ、三五綜錯の意に象る、六畫卦中の一畫にして陰爻

則使然也、

段落　第二大段の第二小段なり、禮の效力を說く、

講說　一個聖人の力は、無論天下の民の數多なるに打勝つべくもあらず、然るに能く其數多なる人民の樂む所の安逸を奪つて、其代りに彼等の苦む勞動を以てするに拘はらず、天下の民も亦遂に何等の異存なく、安逸を棄てゝ勞苦に就き、欣然と君師たる人を戴いて君師となし、其法律制度を遵奉履行する次第は、禮其物が斯く爲さしむるなり、

文法　禮則使然也の一句は前後の過渡、

聖人之始作禮也、其說曰、天下無貴賤、無尊卑、無長幼、是人之相殺無已也、不耕而食鳥獸之肉、不蠶而衣鳥獸之皮、是鳥獸與人相食無已也、有貴賤、有尊卑、有長幼、則人不相殺、食吾之所耕、而衣吾之所蠶、則鳥獸與人不相食、人之好生也甚於逸、而惡死也甚於勞、聖人奪其逸死、而與之勞生、此雖三尺豎子、知所趨避矣、故其道之所以信於天下而不可廢者、禮爲之明也、

段落　第二大段の第三小段なり、禮を作るの動機を敍す、

講說　聖人が始めて禮を作りたる時、其說に曰く、天下に貴賤もなく尊卑もなく長幼もなきときは、是れ人が互に殺し合ふこと、已む時あらじ、耕さずして鳥獸の肉を食ひ、蠶せずして鳥獸の皮を衣るときは、是れ鳥獸と人と互に殺し合うて、已む時あらじ、之に反して貴賤あり尊卑あり長幼あれば、人互に殺し合はず、各吾が耕す所を食ひ、吾が蠶する所を衣るときは

生民之初、無貴賤、無尊卑、無長幼、不畊而不饑、不蠶而不寒、故其民逸、民之苦勞而樂逸也、若水之走下、而聖人者、獨爲之君臣、而使天下貴役賤、爲之父子、而使天下尊役卑、爲之兄弟、而使天下長役幼、蠶而後衣、耕而後食、率天下而勞之、

段落　第二大段の第一小段なり、聖人が民の情に反し、之を勞苦せしむるを言ふ、

講說　此の人類の初めに於ては、貴賤の分もなければ、尊卑の別も長幼の別もなく、畊さゞれども、鳥獸の肉を食ふが故に饑ゑもせず、養蠶を勸めざれども、鳥獸の皮を衣るが故に寒もせず、故に其民は呑氣なり、元來人が勞動を苦にして呑氣を樂むことは水が低き方向に走るが如く、自然の情なり、然るに聖人と云ふものに限り、人民の中に君臣の道を作り、天下をして貴き者は賤しき者を使役せしめ、又人民の中に於て父子の道を作り、天下をして尊き者は卑き者を使役せしめ、又人民の中に於て兄弟の道を作り、天下をして年長じたる者は幼き者を使役せしめ、養蠶を勸めて後衣服を作り、耕作を勸めて後食物を作るやうになし、天下中の者を指導して勞動せしめたり、

注解　「生民之初云々」野蠻の情態を脫せんとするには勞動の必要あり、勞動を命令するには指揮權の必要あり、君臣、父子、兄弟の等級は、是れ天下をして逸を去つて勞に就かしむる爲なりと云ふの意なり、

一聖人之力、固非足以勝天下之民之衆、而其所以能奪其樂、而易之以其所苦、而天下之民、亦遂肯棄逸而即勞、欣然戴之以爲君師、而遵蹈其法制者、禮

ある處、
其詞奇變と雖も、其意反つて平正、何の駁雜、道を害するとか之れあらん、讀む者蓋し深く考へざるのみ、

易論

主意　聖人は機權を用ひて易を作りたりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段となす、篇首より「而易爲之幽也」に至るまでを第一大段となす、禮の明と易の幽とが聖人の道を尊信ならしむるを言ふ、「生民之初」より「禮爲之明也」に至るまでを第二大段となす、禮の明たる所以を説明す、「雖然明則易達」より「易爲之幽也」に至るまでを第三大段となす、易の幽たる所以を説明す、「凡人之所以見信者」より「以夸後世邪」に至るまでを第四大段となす、禮易を比較し、上を收め下を起す、「聖人不因天下至神」より篇尾に至るまでを第五大段となす、主意を發揮す、

聖人之道、得禮而信、得易而尊、信之而不可廢、尊之而不敢廢、故聖人之道所以不廢者、禮爲之明、而易爲之幽也、

段落　第一大段なり、

講説　聖人の道は、禮がある爲に信實となり、易がある爲に尊嚴となる、禮に因つて此道を信ずるが故に道を止めることと出來ず、易に因つて此道を尊ぶが故に止むることを敢てせざるなり、されば聖人の道が無明とならざる次第は、禮が道の明かなる方面となり、而して易が道の幽かなる方面となればなり、

注解　「易爲之幽也」見難きなり、知り難きなり、易に云ふ、思ふ无きなり、爲すなきなり、寂然動かず、感じて遂に天下の故に通ず、天下の至神に非ずんば、其れ孰れか能く此に與からんと、

文法　禮と易とを並に提起するも、其中自ら主客の別あり、○賴山陽云ふ、禮を借り伴となして講ず、故に愈よ出でゝ愈よ變、是れ文章に主客を設くる蘇氏の慣用手法なり、

立は禮の末なりと曰ふも、此れ聖人が初め人民に拜起坐立を敎ふること、此の如くに骨折りたることを知らざるなり、此れ聖人が深く考へて易を作り、其敎を神祕的となしたる所以なり、

總　說

老蘇の意を按ずるに、禮の根本は拜起坐立に在り、聖人が能く人をして拜起坐立をなさしむる手段は、恥を以て其心を服するに在り、而して拜起坐立の禮を設けたる所以は、長上を尊ばしめんとするに在りと謂ふが如し、恥を以て論據となすは姑らく可なりとなすも、其恥となす所の者が、聖人に齒せられざるの點に在るを觀るときは、頗る其薄弱なるを覺ゆ、而して天下をして其君父兄を尊ばしむと云ふも、是れ亦何故に君父兄を尊ぶべきやを言はず、尊ぶべきが故に尊ぶべしと云ふに過ぎず、要するに本篇は論理上甚だ贊稱するを得ざるものなり、賴山陽の如きは、俗儒の轍を踏まずと曰ひ、腐を化して新となすと曰ふと雖も、余を以て之を觀れば、迂氣滿幅にして取るに足るものなし、但だ刻木の一喩、斬新にして、人目を聳するに足るのみ、

六經論は先づ禮より筆を着く、乃ち篇末に於て此聖人之所慮而作易の一句を置いて、以て易論を呼び起す、是を篇法と曰ふ、柳州の永州九記、已に此體あり、

纂　評

○茅鹿門評　老蘇、禮を以て世を强ふるの術となす、即ち荀子性惡の遺、文甚だ縱横にして議論甚だ僻、

○沈德潛評　禮天に原づき、人心の安んずる所に本づく、此れ儀文上より說かず、ただ其粗を見る、老泉、道を害する者多し、必ず純粹を以て求めざるなり、

又曰く、大意謂ふ、聖人の微權、民に恥を知るを敎ふるに在り、而して民をして恥を知らしむる所以のものは、自ら其身を治めて以て之が則と作し、而して民自ら習つて之に安んずるに在り、此れ微を防ぎ漸を杜ぐの意なり、一氣相生じ、遞折して下る、泰山の雲、膚寸に起り、朝を崇へずして六合に瀰漫するが如し、是れ宇内の偉觀たり、○易詩樂の三論、多く此篇より生出す、論、駁雜、聖人、禮を制する意を得ずと雖も、然れども文章變態、斯に於て極まる矣、

○賴山陽評　蘇氏、經を說く、皆俗儒の轍を蹈まず、聖人の道を以て大作用物ありとなす、是れ斯道に功

段落　第三大段の第三小段なり、貴賤あるを知る以上、敢て目上を犯さゞるを論ず、

講說　明日彼れ心中、君か父か兄かに對して怒りの起ることあらんに、落付いて之を考へたる結果、必ず曰ふなるべし、此れ〔君父兄の一〕吾が先きに坐して拜せし上、又其下に立ちて敬禮をなせし人なり、聖人彼れに樂をさせ、己れに勞をなさしむとすれば、是れ吾れは彼れより賤しきなり、手を動かし杖を振り上げて之を叩き出すなどは、吾が心に安からずと、但し、木を彫刻して人となし、朝夕之をば拜したるに、後日に至り之を割つて薪となすなら、猶ほ之を憚るは人の情なり、彼れ〔木偶〕其始めは木に過ぎず、然れども之を拜せしことあるが爲め敢て薪となさゞるなり、

故聖人以其微權、而使天下尊其君父兄、而權者又不可以告人、故先之以耻、』

段落　第三大段の第四小段なり、前條の微權なるを說く、

講說　故に聖人は其微權を用ひ、天下をして其君父兄を尊ばしむ、而して其權は又人に告ぐることならざるを以て、之に先きだつに恥を知ることを以てす、

嗚呼其事如此、然後君父兄得以安其尊而至於今、今之匹夫匹婦、莫不知拜其君父兄、乃曰、拜起坐立、禮之末也、不知聖人其始之教民拜起坐立、如此其勞也、此聖人之所慮而作易、以神其教也、』

段落　第四大段なり、

講說　扨も其事たる、前に述べたる通りにて、其結果、始めて君父兄が其尊位に安んじて、今日に至るを得たるなり、今の微賤の男女までも、其君父兄を拜すべきことを知らざるものなし、然るに反つて拜起坐

君たり、彼れは吾が父たり、彼れは吾が兄たり、斯く皆我が目上の人なるに、若し聖人の作りし拜禮、世の中に行はれずして、吾れ目上の人と此に坐し、此に立ち、此に肩を竝べて行く、何等の差異なきなり、已に差異なしとすれば、吾れ一旦怒りし場合は、手を奮ひ挺を擧げ、之を叩き出すも可なり、何となれば、彼れ〔前の吾、卽ち臣子弟〕の心中には常に君父兄を以て吾が仲間となし、其自己に異なることを見ざればなり、

注解　「微權」權は秤のフンドンにして、物の輕重に應じて加減する所の具なり、故に臨機的の作用を謂ふ、微は微妙の微なり、「挺」杖なり、

聖人知人之安於逸而苦於勞、故使貴者逸而賤者勞、且又知坐之爲逸、而立且拜者之爲勞也、故擧其君父兄、坐之於上、而使之立且拜於下、

段落　第三大段の第二小段なり、勞逸に因つて貴賤を分つを言ふ、

講說　聖人は、人間が遊ぶことは樂にして、勞することは苦なることを知る、故に其君なり父なり兄なりを擧げて、之を上席に坐せしめ、臣子弟をして其下方に立ち且つ拜せしむるなり、

明日彼將有怒作於心者、徐而自思之、必曰、此吾嚮之所坐而拜之、且立於其下者也、聖人固使之逸而使吾勞、是賤於彼也、奮手擧挺以搏逐之、吾心不安焉、刻木而爲人、朝夕而拜之、他日析之以爲薪、而猶且忌之、彼其始木焉已、拜之猶且不敢以爲薪、

民、故先自治其身、使天下皆信其言、曰此人也、其言如是、是必不可不如是也、故聖人曰、天下有不拜其君父兄者、吾不與之齒、而天下之人亦曰彼將不與我齒也、於是相率以拜其君父兄、以求齒於聖人、』

段落　第二大段なり、

講說　古への聖人は行く行く禮を以て天下の民を治めたしと思はれしが故に、先づ自ら其身を修め、天下をして皆其言を信じて、此人〔聖人〕が此の如き事を言ふ以上は、是れ是非とも是の如くせざるべからざるなりと言はしむ、故に聖人は、天下に若し其君父兄を拜せざる者あらば、吾れ之を同等と視做さずと曰ひ、而して天下の人も、彼れ聖人は我れを同等扱ひにせざるべしと曰はん、是に於て誰れも彼れも其君父君を拜して、聖人に同等扱ひせられんことを求む、

注解　「齒」列なり、

雖然彼聖人者、必欲天下之拜其君父兄、何也、其微權也、彼爲吾君、彼爲吾父、彼爲吾兄、聖人之拜不用於世、吾與之皆坐於此、皆立於此、比肩而行於此、無以異也、吾一旦而怒、奮手擧挺而搏逐之可也、何則、彼其心以爲吾儕也、不見其異於吾也、』

段落　第三大段の第一小段なり、禮なくして無差別なるの危險を言ふ、

講說　然りと雖も彼の聖人なるものは、是非とも天下の人が其君父兄を拜せんことを欲するは何ぞや、人知れざる策略なり、（之を說明せんに）彼れは吾が

天下之人、而使之拜其君父兄、夫無故而使之拜其君、無故而使之拜其父、無故而使之拜其兄、則天下之人、將復啞笑以爲迂怪而不從、而君父兄又不可以不得其臣子弟之拜而徒爲其君父兄、於是聖人者又有術焉、以厭服其心、而使之肯拜其君父兄、然則聖人者、果何術也、恥之而已、

段落　第一大段の第二小段なり、主意を説明す、

講説　彼れは吾が君なり、彼れは吾が父なり、彼れは吾が兄なり、聖人曰く、彼れは吾が君、父、兄なり、然るに此儘にては何として我れに異なる所あらんやと是に於て其君と其父とを坐せしめ、其れより又兄を坐せしめ、己れは其旁に立ち、且つ此目上の人達に對し、首を俯し膝を屈し以て拜をなして、之を禮と名づく、夫れ譯もなきに其君を拜せしめ、譯もなきに其父を拜せしめ、譯もなきに其兄を拜せしむるときは、天下の人將に復た笑ひ嘲り、迂遠奇怪となして從はざらんとす、而して君父兄の方より言へば、臣下たり子弟たる者の拜を得ずして、徒らに君父兄となり居る次第にゆかぬなり、是に於て聖人と云はるゝ人には又術あつて、彼れの心を納得せしめ、彼れをして彼の君父兄を拜せしむるなり、然らば聖人なるものは果して何の術ありやと云ふに、之をして恥ぢしむるに過ぎず、

注解　「俛」俯に同じ、

文法　果何術也は已に下文の權の字を含む、此一段、初めは吾以恥厭服其心也を以て之を束ね、終りは恥之而已を以て之を束ぬ、而して其論ずる所重複繁雜にて、厭ふべきを覺ゆ、

古之聖人、將欲以禮治天下之

徒欲使之輕去其舊、而樂就吾法、不能也、故無故而使之事君、無故而使之事父、無故而使之事兄、彼其初、非如今之人知君父兄之不事則不可也、而遂翻然以從我者、吾以恥厭服其心也、

段落　第一大段の第一小段なり、主意を掲ぐ、

講說　夫れ人の情と云ふものは、其常々仕慣れたる所に落付き居るものにて、何の譯もなく其風俗習慣を變ずるときは、其結果は、如何にしても從はざることなり、聖人が始めて禮を作りし時は如何なりしかと云ふに、相手を危險なり困難なり不名譽なりの境遇に陷らしむべき勢に因つて彼れの心を納得せしむることを爲さずして、徒らに輕々しく其舊習を去つて吾が法に就かしめんとするも能はざるなり、されば故なくして君に服從せしめ、故なくして父に服從せしめ、故なくして兄に服從せしめんとするも、彼れは其初め、上古の事とて、今の人が君や父や兄などには服從せねば宜しからずと云ふ道理を知れる次第に非ざるに、翻然と打つてかはり、我れ（禮を制する人）に從つて君父兄に事ふるは、此方恥を以て彼れの心を納得せしむるが爲なり、

注解　「厭」滿足、

文法　不因其勢より樂就吾法に至るまでは長句法を用ひ、不能也の短句を以て之を截り止めたるは、調子を取りしなり、吾以恥厭服其心は一篇の骨子にして、恥の字は字眼なり、

彼爲吾君、彼爲吾父、彼爲吾兄、聖人曰、彼爲吾君父兄、何以異於我、於是坐其君與其父、以及其兄、而己立於其旁、且俛首屈膝於其前、以爲禮而謂之拜、率

るや、洵は天下の淸議に於て、其責に任ずる人の出來んことを恐る、〔韓昭文の責あることを指すなり〕如し詔勅は已に發布となり、制度も已に定まりたる以上、不便を知るとは云へ最早改むべからずと曰はゞ、此れ又過てる考なり、蓋し唐の太宗が高祖を葬りしとき、高さ九丈の墳を築き、漢氏の長陵の制に倣ひ、百事成るべく十分手厚きを主とする主意なりし處、群臣が建白して宜しからざる由を言ひ立てしかば、之が爲め改めて光武の陵に從ひ、高さは六丈に過ぎずして、毎事儉約の方針を取れり、夫れ君子の政をなすは、其百姓の艱難を坐視して法令を改むることを憚るよりは、法令を改めて百姓の急を救ふにいづれぞや、區々の心に堪へざるまゝ取敢へず告げ奉る、狂妄輕卒の罪を恕し給はゞ幸ひ甚だし、

注解　「長陵」漢の高祖の陵、

纂評

○沈德潛評　厚葬の非と配享の科と、兩意並び說き、而して究歸一串、處々美を先帝仁儉の德に歸す、莊厚悱惻、以て人を動かすに足る、

禮論

解題　此れ老泉六藝論の一なり、

主意　聖人の禮を制する行爲は權道にして、其手段は人をして恥ぢしむるに在るを言ふ、

段落　凡べて四大段となす、篇首より「恥之而已」に至るまでを第一大段となす、聖人が恥より人を禮に引入るゝを言ふ、「古之聖人將欲以禮治天下之民」より「以求齒於聖人」に至るまでを第二大段となす、聖人が人を恥ぢしむるの方法を言ふ、「雖然彼聖人者」より「故先之以恥」に至るまでを第三大段となす、權道なる所以を說明す、「嗚呼其事如此」より篇尾に至るまでを第四大段となす、易を引いて所論の正確なる所以を立證す、

夫人之情、安於其所常爲、無故而變其俗、則其勢必不從、聖人之始作禮也、不因其勢之可以危亡困辱之者、以厭服其心、而

事、太后至明、天子至聖、而有司信近世之禮、而遂爲之者、是可深惜也、』

段落　第五大段なり、

講說　洵は竊かに古へに於て厚葬を行ひたる事由を觀るに、其時の君子が禮に達せず、金錢を以て地下に於ける親に手厚くせんと欲し、而して其臣下が之を止むること出來ず、無理に枉げて之に從ひたるに非ざるものあらず、今日の場合の如く、太后は至明に在し、天子は至賢に在すに拘らず、有司が近世の禮を信じて遂に厚葬を行ふが如きことは、未だ有らざる所にして、是れ深く惜むべきなり、

注解　「黽俛而從之」心に進まぬを、押し枉げて君意に從ふなり、「以金而」而は、一本玉に作る、從ふべし、

且夫相公既已立不世之功矣、而何愛一時之勞、而無所建明、洵恐世之淸議、將有任其責者、如曰詔勅已行、制度已定、雖知不便、而不可復改、則此又過矣、蓋唐太宗之葬高祖也、欲爲九丈之墳、而用漢氏長陵之制、百事務從豐厚、及群臣建議以爲不可、於是改從光武之陵、高不過六丈、而每事儉約、夫君子之爲政、與其坐視百姓之艱難、而重改令之非、孰若改令以救百姓之急、不勝區々之心、敢輒以告、惟恕其狂易之誅、幸甚幸甚、』

段落　第六大段なり、

講說　且つ夫れ相公已に世に罕なる功を立てられしことなれば、何とて一時の勞を惜んで建明し給はざ

王の禮を廢することなくして、近世に行はるゝ無益の出費を止むるは、是れ過ならず、子思曰く、三日目に殯し、凡そ其身に附くるものは必ず誠信を盡し、後日悔ゆることなからしむるを專一とす、三月目に葬り、凡そ棺に附くるものは必ず誠信を盡し、後日悔ゆることなからしむるを專一とすと、古への人は其誠信を盡せし所のものは敢て簡略にせずと雖も、是れより以外のものは、之を略するなり、昔し華元は厚く其君を葬りしかば、君子は以て不臣とせり、又漢の文帝は覇陵に葬りしが、山陵の樹木も新たに植附くることなく、墓の中に金玉を入るゝことなく、天下は以て聖明の君となし、而して後世泰山よりも安固なり、

註解　「墨子之説」孟子曰く、墨の喪を治むるや、薄を以て其道となすなりと、墨は墨翟、謂はゆる墨子、其書に云ふ、生きて歌はず、死して哭せず、桐棺三寸にして槨なしと、「子思曰」禮記檀弓に出づ、「所由以盡其誠信者」身に附け、棺に附くる物、「華元」左傳成公二年、宋の文公卒す、始めて厚葬し、蜃炭を用ひ、車馬を益す、始めて殉を用ひ、椁に四阿あり、棺に翰檜あり、君子謂ふ、華元樂擧、是に於てか不臣、

故曰、莫若建薄葬之議、上以遂先帝恭儉之誠、下以紓百姓目前之患、內以解華元不臣之譏、而萬世之後、以固山陵不拔之安、』

段落　第四大段の第三小段なり、前を收む、

講説　故に曰く、薄葬の議を建白し、上は先帝恭儉の誠を遂げ、下は百姓目前の患をゆるめ、內は華元の如き不臣の譏りを免れしめ、斯くて山陵の不拔なる安全の固をなすに若くはなし、

文法　四事、各前段に照應す、

洵竊觀古者厚葬之由、未有非其時君之不達、欲以金而厚其親於地下、而其臣下不能禁止、黽俛而從之者、未有如今日之

る外は得られざる始末なり、然るに向不見の擧措をなして顧みず、近世の中道を失へる禮に拘泥せんとするは、亦已に惑へり、

文法　此段は更に一層を進めたる論なり、

然議者必將以爲古者君子不以天下儉其親、以天下之大而不足於先帝之葬、於人情有所不順、

段落　第四大段の第一小段なり、反對論を揭ぐ、

講說　然れども論者は必ず思ふならん、古へは、君子たる者は天下の爲に財物を惜んで、其親の葬禮を儉約せずと、今天下の大なるを以て先帝の大葬に不足あらば、人情に於て忍び難き所なりと、

注解　「不以天下儉其親」孟子公孫丑の下に出づ、

洵亦以爲不然、使今儉葬而用墨子之說、則是過也、不廢先王之禮、而去近世無益之費、是不過矣、子思曰、三日而殯、凡附於身者、必誠必信、勿之有悔焉耳矣、三月而葬、凡附於棺者、必誠必信、勿之有悔焉耳矣、古之人所由以盡其誠信者、不敢有略也、而外是者則略之、昔者華元厚葬其君、君子以爲不臣、漢文葬於霸陵、木不改列、藏無金玉、天下以爲聖明、而後世安於泰山、

段落　第四大段の第二小段なり、反對論を辨駁す、

講說　洵又然樣にあらずと思ふ、今葬禮を儉約して、墨子の主義を用ひしむるなれば、是れ過なれども、先

酉の大赦令も已に出で、郡縣は兵を賞する資金なきことゝて、人民より錢を借り上ぐる處、人民の中の財産家は之を差出すことを承知せざるものあり、是に於て或は刀鋸を以て威し、或は笞箠にて驅りたて、國の爲に人民に怨を抱かしめつゝ、ヤット之を手に入れたるものあり、國民は無論無知なれば、國家の憂へを以て吾が憂へとなす能はず、きよろきよろして一向落付かざる有樣なり、然るに今度山陵造營に關する一切の割宛を定めたる命令、其上に又もや下ることゝなりたれば、計るに今年秋冬の間を過ぎざる内に海内は必ず騷がしくなり、自ら辛抱し居らざる人物など出現に及ぶべし、竊かに思ひ見るに、先帝が平生百姓を愛惜し給ひしこと此の如く深く、而して御自身を始末して節儉し給ふことも此の如くに行屆き給へり、されば先帝の御平生の大御心を推して崩御以後の思召しを計り奉るに、山陵の事の爲に天下に甚しき難儀を懸くることを欲し給はざるは、亦已に明かなり、然るに臣下に限り、反つて獨り此の過分にして禮に踰えたる費用を掛けて先帝平生の御意に戻らんとするは、憚りながら取らざる所なり、

注解　「配率之科」人民貧富の差に應じて一戸何程と割付くる賦金なり、

文法　臣下の字、下段を伏す、

且使今府庫之中、財用有餘、一物不取於民、盡公力而爲之、以稱遂臣子不忍之心、猶且獲譏於聖人、況夫空虛無有、一金以上、非取於民則不獲、而冒行不顧、以徇近世失中之禮、亦已惑矣、

段落　第三大段なり、

講說　其上現在國庫の中に財用餘りあり、一物をも人民より取ることなく、政府の力を盡して厚葬を行ひ、斯くて臣子が薄葬に忍びざれば心を霽すとすとも、猶ほ聖人より譏りを得べし、況や夫の國庫は空虛にして財物なく、一金より以上の額は、民より取立つ

遺之、以累其盛明、故洵以爲當今之議莫若薄葬、竊聞頃者癸酉赦書既出、郡縣無以賞兵、例皆貸錢於民、民之有錢者皆莫肯自輸、於是有威之以刀鋸、驅之以笞箠、爲國結怨、僅而得之者、小民無知、不知與國同憂、方且狼顧而不寧、而山陵一切配率之科、又以復下、計今不過秋冬之間、海內必將騷然、有不自聊賴之人、竊惟先帝平昔之所以愛惜百姓者、如此其深、而其所以檢身節儉者、如此其至也推其平生之心、而計其既歿之意、則其不欲以山陵重困天下、亦已明矣、而臣下乃獨爲此過當逾禮之費、以拂戾其平生之意、竊所不取也、』

段落　第二大段なり、

講說　恐れながら拙者の見る所によれば、先帝は儉約の德を以て天下に臨み給ふこと四十餘年なるに、宮室及び遊山場など一も增加する所なく、垂幕や、籠や、器皿や、大破に及ぶも猶ほ易へ給はず、天下は其儉德を稱揚して、漢の文景二帝も若かざる程なりと云へり、今や一旦臣下を棄てゝ崩御あらせられたるに、有司の者反つて末代葬送に用ふる無益の費を以て、先帝が折角休息せしめ養ひ育て給ひたる人民を侵削して、徒らに厚葬の名を取つて先帝に附け、其盛明の德に疵をつけんと欲す、故に洵は、今日の問題は薄葬に若くはなしと考ふるなり、竊に承れば、此頃癸

平章事たるを以て之を言ふ、同平章事は宰相なり、「百執事」百官と云ふが如し、「先帝」仁宗なり、「秋」ときと訓ず、「棄萬國」崩御を謂ふ、

文法　何以處之の問は、此の如く之に處すべしと云へる意見を逃ぶるの徑路に外ならず、

古者天子即位、天下之政、必有所不及安席而先行之者、蓋漢昭即位、休息百役、與天下更始、故其爲天子、曾未逾月、而恩澤下布於海內、竊惟當今之事、天下之所謂最急者、而天子之所宜先行者、輙敢以告於左右、

段落　第一大段の第二小段なり、新政の急務なるを言ふ、

講說　昔しに於ては、天子、位に卽き給ふときは、天下の政の內に於て必ず席を安んずるまでもなく何より先きに之を行ふものあり、蓋し漢の昭帝、位に卽かれし時は、有らゆる夫役を休息し、天下と一新せられたり、故に其天子となる、未だ一箇月をも過ぎざるに、恩澤は海內に行き亘りぬ、竊かに惟ふに、當今の世、天下の最も急務なりと謂ひ、而して天子に於て宜しく第一番に行ふべき者をば、取り敢へず左右に言上致すなり、

注解　「漢昭」前漢の昭帝、武帝の少子、卽位の二年、民の田租を免除せしことあり、

竊見先帝以儉德臨天下、在位四十餘年、而宮室游觀、無所增加、幃薄器皿、弊陋而不易、天下稱頌、以爲文景之所不若、今一旦奄棄臣下、而有司迺欲以末世葬送無益之費、侵削先帝休息長養之民、掇取厚葬之名、而

までを第二大段となす、厚葬の非を論ず、「且使今府庫之中財用有餘」より「亦已惑矣」に至るまでを第三大段となす、財政困難を言ふ、「然議者必將以爲古者君子不以天下儉其親」より「以固山陵不拔之安」に至るまでを第四大段となす、或人の說を駁し、前段を收む、「洵竊觀古者厚葬之由」より「是可深惜也」に至るまでを第五大段となす、有司の咎を論ず、「且夫相公既已立不世之功矣」より篇尾に至るまでを第六大段となす、戒を韓公に責む、

昭文相公執事、洵本布衣書生、才無所長、相公不察而辱收之、使與百執事之末、平居思所以仰報盛德、而不獲其所、今者先帝新棄萬國、天子始親政事、當海內傾耳側目之秋、而相公實爲社稷柱石莫先之臣、有百世不磨之功、伏惟相公將何以處之、

段落　第一大段の第一小段なり、韓公を推尊するの意を陳ぶ、

講說　昭文相公の執事まで申し上ぐる次第は、洵は本と布衣の書生にて、其才とては何等の長ずる所なきに、相公には之に心附き給はずして辱くも洵を採用下され、諸役人の末席を汚さしめ給へり、是に因つて平生非常なる御恩惠を報じ奉らんと思へども其場合なかりし處、今度先帝俄かに萬國を棄てゝ去り給ひ、天子始めて御自身に政治を遊ばされ、海內の人民如何なる御政治を遊ばさるゝかと、之を聞かんが爲に耳を傾け、之を見んが爲に目を側つるの時に當り、相公は實に社稷に取り柱とも石ともなり、此れ以上の位なき臣下にして、百世の末までも決して磨滅せざる功あり、伏して惟ふに、此の如き地位に居られ、此の如き功業ある相公に於かせられては、如何なる風に政治を爲し給ふべきか、

注解　「相公」韓の昭文館學士は兼任にして、其實同

ず、太尉の威武を思ふの結果、愛して驕るに至らず、君臣の組織順當にして、畏愛の道立つ、此事たる、太尉に非ざれば吾れ誰にか望まんや、

總　說

北京の掠奪と曰ひ、民國軍隊解散の困難と曰ひ、此文を讀まば、思ひ半に過ぎん、老泉の論ずる所、千歲猶ほ新なるものあり、支那の兵事を研究せんと欲するものは此文を參考せざるべからず、獨り行文の勁健無比なるのみにあらず、

纂　評

○唐荊川評　前一段は兵驕の弊を論じ、後一段は驕兵に處するの策を論ず、當に是れ有用の文字、

○茅鹿門評　老泉、當時兵政の過弱を厭ふ、故に韓魏公に勸むるに誅戮を以てす、而して其行文、西漢に似たり、疎宕雄辨觀るべし、

○沈德潛評　儲同人云ふ、驕兵を馭するを以て樞臣を責め、威武多殺を以て、樞臣、驕兵を馭するの策となす、亦猶ほ良醫の烏喙、大黃を用ふるがごとし、此れに非ずんば、則ち頑疾治せざるなり、○隄防を築鑿するの諸役、百姓力能く之に勝ふ、而して一に以て之を兵に歸す、見るべし、宋時特に君臣、婦人孺子の如きのみならず、而して其百姓を待つ、亦婦人孺子を以て之を待つなり、兵安んぞ驕らざるを得ん、國安んぞ弱からざるを得んや、

驕兵を馭するは嚴を用ふべし、多殺すべからず、蓋し多殺、必ず激して變を生ずるに至るなり、老泉の議論每に覇を雜ふるに近し、而して行文、刀の亂絲を斬るが如く、一段を讀み、輙ち其快を見る、

上韓昭文論山陵書

解題　韓昭文とは韓琦を謂ふ、琦時に昭文館大學士たり、昭文館は卽ち弘文館のことなるが、宋朝の廟諱を避けて改稱せしなり、山陵は仁宗の山陵を指す、

主意　先帝の當に薄葬すべきを言ふに在り、

段落　凡そ六大段となす、篇首より「輙敢以告於左右」に至るまでを第一大段となす上書理由を敍す、「竊見先帝以儉德臨天下」より「竊所不取也」に至る

天下の師なり、師は嚴と雖も、赤子は之が爲に父母を怨むものなし、將相は厲しと雖も、天下之が爲に其君を咎むるものなし、是れ其立場が自然に此の如くなるなり、天子は人を生かすことも出來、人を殺すことも出來、謂はゆる生殺の權あり、故に天下は其生かさんことを望む、其之を殺すに及んでは、天下の者、是は天子が之を殺せしなりと云ふ、されば天子は多く人を殺すべからず、人臣は天子の法を奉ずるものなれば、多く殺すと雖も怨みを歸する所なし、此れ先王が天下を威し、又懷くる所以の術なり、

文法　或者の一段は波瀾なり、

伏惟太尉思天下所以長久之道、而無幸一時之名、盡至公之心、而無卹三軍之多言、夫天子推深仁以結其心、太尉厲威武以振其惰、彼其思天子之深仁、則畏而不至於怨、思太尉之威武、則愛而不至於驕、君臣之體順、而畏愛之道立、非太尉吾誰望耶、

段落　第七大段なり、

讀方　伏して惟ふに太尉、天下長久なる所以の道を思ひ、而して一時の名を幸とするなく、至公の心を盡して三軍の多言を卹ふるなかれ、夫れ天子、深仁を推して以て其心を結び、太尉、威武を厲して以て其惰を振ふ、彼れ其れ天子の深仁を思ふ、則ち畏れて怨むに至らず、太尉の威武を思ふ、則ち愛して驕るに至らず君臣の體順にして畏愛の道立つ、太尉に非ずんば吾れ誰にか望まんや、

講說　伏して思ふに、太尉に於ては天下の長久なる所以の道を思うて、一時寛仁と云はるゝが如き名譽を僥倖することなく、至公の心を盡して三軍の多言を憂ふる勿れ、夫れ天子は深厚なる慈仁を推して兵士の心を結び、太尉は威武を厲まして其惰心を振起せば、彼れ天子の深仁を思ふ結果、畏れて怨むに至ら

く此れが動機となつて亂を生ずべしと、(然れども)昔し郭子儀が河南を去り、李光弼が之に代はるや、將に至らんとするの日に於て、張用濟と云ふもの軍門に於て斬られ、三軍震ひをのゝけり、夫れ臨淮の心猛き人を以て、汾陽の篤實家に、代りしことゆゑ、三軍の士はおぢおそれて、宛も赤子が慈母の懷を離れて嚴しき師の側に立つと一般なれば、何の亂か敢て生ずることとあらん、

註解 「繩」たゞす、「郭子儀李光弼」共に唐の名將、「張用濟」李光弼に反對せしため殺さる、「臨淮」李公弼の代稱なり、蓋し弼は臨淮王たり、「汾陽」郭子儀の代稱子儀は汾陽王たり、

且夫天子者天下之父母也、將相者天下之師也、師雖嚴、赤子不敢以怨其父母、將相雖厲、天下不敢以咎其君、其勢然也、天子者可以生人、可以殺人、故天下望其生、及其殺之也、天下曰、是天子殺之、故天子不可以多殺、人臣奉天子之法、雖多殺、天下無所歸怨、此先王所以威懷天下之術也、

段落 第六大段の第二小段なり、將相怨を受けて天子怨みを受けざるが故に、兵天子に叛かざるを言ふ、

讀方 且つ夫れ天子は天下の父母なり、將相は天下の師なり、師、嚴と雖も、赤子敢て以て其父母を怨みず、將相、厲と雖も、天下敢て以て其君を咎めず、其勢然るなり、天子は以て人を生すべく、以て人を殺すべし、故に天下其生を望む、其之を殺すに及んでや、天下曰く、是れ天子之を殺すと、故に天子は以て多殺なるべからず、人臣、天子の法を奉ず、多殺と雖も、天下怨を歸する所なし、此れ先王の天下を威懷する所以の術なり、

講說 其上天子は天下の父母なり、將軍と宰相とは

人を愛し、士卒と狎れ近づいて彼等の歡心を得たりとの評判あり、而して太尉は丁度其後任となられたる儀なるが、彼の狄公は夷狄を御するの術を知るも、都を治むるの道を知らず、此の如きは邊陲の大將たる器量なり、（天下の大將たる資格なし、）古への道に於ては、兵士出征して外に在るときは、將軍を愛して天子を忘れ、京師を守つて内に在るときは、天子を愛して將軍を忘れ、將軍を愛するは戰ふ爲の道なり、天子を愛するは守る爲の道なり、然るに狄公は外を御するの心（兵士を慈愛）を以て、諸を内を治むるに施すものなり、太尉は此仕方の反對に出でられざるときは、如何にして兵の秩序を立つることを得べき、

注解　「狄公」名は青、

文法　狄青は名將にして、專ら慈を用ひたる人にあらず、然れども作者は太尉を激して威力を用ひしめんが爲に、特に之を貶したるなり、

或者以爲兵久驕不治、一旦繩以法、恐因以生亂、昔者郭子儀去河南、李光弼實代之、將至之日、張用濟斬於轅門、三軍股慄、夫以臨淮之悍、而代汾陽之長者、三軍之士、竦然如赤子之脫慈母之懷、而立乎嚴師之側、何亂之敢生、

段落　第六大段の第一小段なり、方針激變の害なきを論證す、

讀方　或者以爲へらく、兵久しく驕つて治まらず、一旦繩すに法を以てす、恐らくは因つて以て亂を生せんと、昔し郭子儀、河南を去り、李光弼、實に之に代る、將に至らんとするの日、張用濟、轅門に斬られ、三軍股慄す、夫れ臨淮の悍を以て汾陽の長者に代り、三軍の士、竦然赤子の慈母の懷を脫して、嚴師の側に立つが如し、何の亂か之れ敢て生せん、

講說　或人の考へによれば、兵が久しく驕つて治まらざりしを、一旦規律に因つて之を正すときは、恐ら

御するは將たるもの丶職分なり、天子は尊榮を保ちて落付きたる地位に居り、恩德を植付けて慈仁の名を收め、天下と共に喜び樂むことをなす者なり、故に其資格に於て兵を御することは差支ふるなり、又人臣は法律を執り守つて情を求めず、心を盡して名を求めず、必死の力を出して社稷を防ぎ、天下をして上一人に繫らしめて、己れは關係せざる筈なり、されば兵を御するは人臣の事にして、天子を累はすべからず、今の憂ふべき所は、大臣たるもの、名を好んで謗を懼るゝに在り、名を好むときは多く私の恩を植ゑつけ、謗を懼るゝときは法を執ること堅からず、是を以て天下の兵は我儘なること上述の程度に至りながら、之を制する者あらざるなり、

頃者狄公在樞府、號爲寬厚愛人、狎昵士卒、得其歡心、而太尉適承其後、彼狄公者知御外之術、而不知治內之道、此邊將材也、古者兵在外愛將軍而忘天子、在內愛天子而忘將軍、愛將軍所以戰、愛天子所以守、狄公以其御外之心而施諸其內、太尉不支其道、而何以爲治、

段落　第五大段の第二小段なり、狄公の寬なるに反對の方針を取るべきを言ふ、

讀方　このごろ狄公、樞府に在り、號して寬厚、人を愛し、士卒を狎昵し、其歡心を得となす、而して太尉適々其後を承く、彼の狄公なるもの、外を御するの術を知つて內を治むるの道を知らず、此れ邊將の材なり、古は兵、外に在り、將軍を愛して天子を忘る、內に在り、天子を愛して將軍を忘る、將軍を愛するは戰ふ所以、天子を愛するは守る所以、狄公、其外を御するの心を以て諸を其內に施す、太尉其道に反せずして、何を以て治をなさん、

講說　此頃狄公は樞密府に在職し、寬大重厚にして

塊を叩き破る器械、舂はフゴ、築は土を盛り上げ又は地ならしをなす器械、「阡陌」東西の路を阡と曰ひ、南北の路を陌と曰ふ、「兩河」汴河と黃河、「唱々」怨みを含んで視る目の樣子、

文法　天下之勢今何如也の一句截住し、然る後に兵を馭するの方を言ふ、斷じて復た續ぐ、文調喜ぶべし、

御將者天子之事也、御兵者將之職也、天子者養尊而處優、樹恩而收名、與天下爲喜樂者也、故其道不可以御兵、人臣執法而不求情、盡心而不求名、出死力以捍社稷、使天下之心繫於一人、而己不與焉、故御兵者人臣之事、不可以累天子也、今之所患、大臣好名而懼謗、好名則多樹私恩、懼謗則執法不堅、是以天下之兵、豪縱至此、而莫之或制也、』

段落　第五大段の第一小段なり、兵を御することは將の職なるを論ず、

讀方　將を御する者は天子の事なり、兵を御する者は將の職なり、天子は尊を養うて優に處り、恩を樹てゝ名を收め、天下と喜樂をなす者なり、故に其道以て兵を御すべからず、人臣、法を執つて情を求めず、心を盡して名を求めず、死力を出だし、以て社稷を捍ぎ天下の心をして一人に繫らしめて、己れ與らず焉、故に兵を御する者は人臣の事、以て天子を累はすべからざるなり、今の患ふる所、大臣、名を好んで謗を懼る、名を好めば、則ち多く私恩を樹て、謗を懼るれば、則ち法を執る堅からず、是を以て天下の兵、豪縱此に至つて、之を制するあるなきなり、

講說　將を御するは天子の爲さるべき事なり、兵を

西川之所親見、天下之勢今何如也、』

段落　第四大段の第二小段なり、現代の事實を叙す、

讀方　往年天下に詔して城池を繕完す、西川の事、洵實に親しく見る、凡そ郡縣の富民、擧げて其名を籍し錢數百萬を得、以て酒食饋餉の費となす、杵聲未だ絕えず、城輙ち隨つて壞る、此の如きもの數年にして後定まる、事を卒り、官吏相賀し、卒徒相矜る、戰勝凱旋して賞を待つものゝ如し、京師に來る比、阡陌の間に遊ぶ、其曹往々偶語、諱忌する所なし、之を士人に聞く、春時に方り、橫、聞くに忍びず、蓋し時に五六月矣、會ま京師大水を憂へ、鍬檴畚築、兩河の壖に列す、縣官日に千萬を費し、傳呼勞問の聲絕えざるもの數十里、猶ほ且つ睊々狠顧し、肯て用を效すなし、且つ夫れ之を內にして京師の聞く所の如く、之を外にして西川の親ら見るが如し、天下の勢、今何如んぞや、

講說　前年天下に詔下りて、城や堀を修繕することゝなりしが、西川に於ける工事は洵が實際自身に目擊せし所なるが、凡そ郡縣の富民は擧げて皆其名を書き列べて之に負擔を課し、數百萬錢の額出來たる處、皆兵士等の酒食辨當の費となり、工の杵の音まだ絕えもせぬに、建築中の城は何の譯もなく片端より破損すると云ふ始末なりき、此の如き有樣は數年の後やつと定まりたるが、工事の濟むや、官吏は相賀し、兵卒は相誇り、宛も戰爭に打勝つて賞與を待つ者の如し、洵が都に來るに及び、阡陌の間を遊び行きし處、其徒は往々差向ひにて語り、少しも忌み憚る所なかりき、士人の言ふ所に由れば、春頃の放縱加減は聞くに堪へぬ程なりと、此時は但し五六月なりしなり、丁度京師は大水にて、鍬檴畚築等の道具は兩河の岸邊に竝び、縣官は日に千萬金を工事に費し、指圖や慰勞の聲絕えざるもの數十里に及べり、此の如く手厚き取扱ひをなすに拘らず、尙ほ睊々と怨めし氣に見遣り氣味惡く顧みて、働くことを肯んずるものなし、且つ夫れ內に在つては京師に於て聞きたるが如く、外に在つては西川に於て目擊せしが如くなるによれば、天下の勢、今日は如何なるぞ、憂ふべき次第に之れなきや、

注解　「曹」ともがら、「鍬檴畚築」鍬はスキ、檴は土の

なり、然りと雖も天下に變亂なく、從つて兵も必要なきまゝ久しく用ひざるときは、彼等の不義の心は溜(タマ)つて發する所なく、腹脹(フク)るゝまでに食ひては游び暮し、良民に向つて思ふまゝの慾望を充さんを求む、其平日無事なる時の樣子を觀れば、不平の言を出して其上に要求する所あり、されば一旦急變あつて彼等を要せんか、人ごとに千金の巨額を與ふるに非ざれば使ふことならず、吾が役に立たざるなり、

註解　「擐」つらぬく、身を以て甲冑の中に通(トホ)すこと、鎧を着るなり、「跋渉」踏み行くこと、山に跋と曰ひ、水に渉と曰ふ、「險阻」山に險と曰ひ、水に阻と曰ふ、「蓬蒿」惡草にして彌蔓するものなるが故に、亂賊に喩ふ、「荊楚九江之地」共に要地、荊楚は漢の時韓信の封ぜられし處、九江は黥布の封ぜられし處、「韓信黥布之後」宋初の功臣にして、漢の韓黥に比すべき者を指す、「邀」もとむる、

文法　刈字は蓬蒿に貼(テフ)して用ひたる字面なり、是を字法と曰ふ、

往年詔二天下一繕二完城池一、西川之事、洵實親見、凡郡縣之富民、擧而籍二其名一、得レ錢數百萬、以爲二酒食饋餉之費一、杵聲未レ絕、城輙隨壞、如レ此者數年而後定、卒レ事官吏相賀、卒徒相矜、若二戰勝凱旋而待一レ賞者、比レ來二京師一、遊二阡陌間一、其曹往往偶語、無レ所二諱忌一、聞二之土人一、方二春時一、橫不レ忍レ聞、蓋時五六月矣、會京師憂二大水一、鋤耰舂築、列二於兩河之壖一、縣官日費二千萬一、傳呼勞問之聲、不レ絕者數十里、猶且睊睊狼顧、莫二肯效一レ用、且夫內レ之如二京師之所一レ聞、外レ之如二

禹之後未之見也に應ず、

太祖太宗、躬擐甲冑、跋涉險阻、以斬刈四方之蓬蒿、用兵數十年、謀臣猛將滿天下、一旦卷甲而休之、傳四世而天下無變、此何術也、荊楚九江之地、不分於諸將、而韓信黥布之徒、無以啓其心也、雖然天下無變而兵久不用、則其不義之心、蓄而無所發、飽食優游、求逞於良民、觀其平居無事、出怨言以邀其上、一日有急、是非人得千金、不可使也、

段落　第四大段の第一小段なり、宋初の事を言ふ、

讀方　太祖、太宗、躬、甲冑を擐し、險阻を跋涉し、以て四方の蓬蒿を斬刈し、兵を用ふる數十年、謀臣猛將、天下に滿つ、一旦甲を卷いて之を休し、四世に傳へて、天下、變なし、此れ何の術ぞや、荊楚、九江の地は諸將に分たず、而して韓信、黥布の徒、以て其心を啓くなきなり、然りと雖も天下變なく、而して兵久しく用ひざれば、則ち其不義の心、蓄へて發する所なく、飽食優游、良民に逞しうせんを求む、其平居事なきを觀るに、怨言を出して以て其上に邀む、一日急あらば、是れ人、千金を得るに非ざれば使ふべからざるなり、

講說　我が太祖、太宗は躬ら身を甲冑に包み、險阻を踏み渡りて、四方に蓬蒿の如く蔓りたる亂賊を斬り崩し刈り立て、兵を用ふること數十年に及び、之を佐けて帝業を成したる參謀官や猛勇の大將は天下に滿ちたるに、一旦鎧を疊んで之を休へたるに、四代を經るも事變なかりしは如何なる術なるや、荊楚、九江の地は、之を諸將に分ち與へずして、昔しの韓信、黥布の如き徒も、謀反の心などを出す資力なかりしが故

聖人、何以善其後、』

段落　第三大段なり、

讀方　昔しは劉項、臂を草莽の間に奮ひ、秦楚無賴子弟、千百、輩をなす、爭ひ起つて應ずるもの、勝げて數ふべからず、轉鬪五六年、天下兵を厭ふ、項籍死して高祖も亦已に老ゆ矣、是の時に方り、分つて諸將を王とし、律令を改定し、天下と休息す、而して韓信、黥布の徒、相繼いで起るもの七國、高祖、介冑の間に死す、而して能く止むなきなり、連延、呂氏の禍に及ぶ、孝文に訖つて後定まる、是れ何ぞ起るの易くして收むるの難きや、劉項の勢、初め河を決し流れに從つて下るが如し、誠に喜ぶべきあり、其崩潰四出、數百里の間に放るに及び、手を拱して能く救ふなきなり、あゝ聖人あらずんば、何を以て其後を善くせん、

講說　昔し劉項の二氏が臂を民間に奮つて兵を擧ぐるに及び、秦楚の無賴子弟、千人も百人も團體をなし爭ひ起つて之に應ぜしものは、數へ難きほどの人なりき、那處這地にて合戰すること五六年、天下兵亂に厭きたるが、項籍は死し、而して高祖も亦老いぬ、此時に方り、諸の將軍を四方に分つて其地の王とし、律令を改定して天下と休息せり、然るに韓信、黥布の徒、繼いで起りしもの七國にして、高祖は武裝せし間に死し、能く此亂を止むること出來ざりき、此れより引續きて呂氏の禍に及び、孝文に至つて始めて鎭定せり、是れ何として起ることは易くして、纏むることの難きや、劉項の勢ひは、初め河を切り落し、流れに順つて下るやうにて、誠に喜ぶべきものありしが、其水が隄防を切り破つて四方に溢れ、數百里の間を押し流すに及んでは、何人も手を束ねて救ふものなし、嗚呼聖人あらずんば、如何にして後始末をなすことを得んや、

註解　「劉項」漢の高祖、姓は劉、項は楚の項羽、「相繼而起者七國」漢の五年、燕王臧荼反す、七年、韓王信反す、十年、陳豨反す、十一年、韓信、彭越、黥布反す、十二年、盧綰反す、「介冑之間」鎧を着けたる間、戰爭中の意、高祖親ら陳豨を征せしとき、流矢に中つて傷を受け、遂に崩ぜり、「訖」至る、

文法　一喩、前の水の喩に應ず、○嗚呼不有聖人の句は、漢を收め宋を起す所の過渡にして、暗に上文の自

どの毒蟲が、丸一日も物を螫さゞるときは、草木に噬み付いて其毒を移すものなり、其理は固より斯くあるべきものにて、怪むに足るものなし、

注解　「跳踉」飛びはねる、「蝮蝎」博物志に云ふ、蝮蛇、秋月毒甚だし、螫する所なければ、草木を齧んで其氣を泄す、草木卽ち死す、人、樵採して、草木に傷刺せらるゝもの、亦人を殺す、蝎は木中の蟲、

文法　此等の處、文氣、精悍にして、筆勢、快刀の亂麻を斷つが如く、人をして拍案、奇を叫ばしむ、蓋し老蘇獨特の技にして、東坡と雖も能はざる所なり、然れども着想の奇警なるに非ざれば、又此文字を得べからざるなり、故に賴山陽の言に曰く、不義の徒、不仁の器、人を殺すの事、此等の語、忽ち讀めば、大に駭くべきを覺ゆ、徐にして之を考ふれば、其實然るなり、特だ他人見到る能はず、道ひ出だす能はずと、然るに古來の評家は、獨り鹿門が從來無㆓人如㆒㆑此說㆒と言へる外、一人も文の奇變を稱したる者なし、吾れ山陽が盡く此一段を批圈し去りしを見て、其文に於て一隻眼を有するを知る、

昔者劉項奮㆓臂於草莽之間㆒、秦楚無賴子弟、千百爲㆑輩、爭起而應者、不㆑可㆓勝數㆒、轉鬬五六年、天下厭㆑兵、項籍死而高祖亦已老矣、方㆓是時㆒、分㆓王諸將㆒、改㆓-定律令㆒、與㆓天下㆒休息、而韓信黥布之徒、相繼而起者七國、高祖死㆓於介冑之間㆒、而莫㆓能止㆒也、連延及㆓於呂氏之禍㆒、訖㆓孝文㆒而後定、是何起之易而收之難也、劉項之勢、初如㆘決㆑河順㆑流而下㆖、誠有㆑可㆑喜、及㆓其崩潰四出㆒、放㆓乎數百里之間㆒、拱㆑手而莫㆓能救㆒也、嗚呼不㆑有㆓

怪者、」

段落　第二大段の第二小段なり、兵を養つて用ひざるの害を論ず、

讀方　夫れ兵は天下不義の徒を聚め、之に授くるに不仁の器を以てし、而して之に敎ふるに人を殺すの事を以てす、夫れ惟だ天下の未だ安からざる、盜賊の未だ殄えざる、然る後以て其不義の心を施し、其不仁の器を用ひて、其人を殺すの事を行ふあり、是の時に當り勇者餘力なく、智者餘謀なく、巧者餘技なし、故に其不義の心、變じて忠となり、不仁の器、之を不仁に加へて、人を殺すの事、之を殺すべきに施す、夫の天下既に平ぎ、盜賊既に殄ゆるに及び、不義の徒聚つて散ぜず、勇者餘力あれば、則ち以て亂を爲さんを思ひ、智者餘謀あれば、則ち以て奸を爲さんを思ひ、巧者餘技あれば、則ち以て詐を爲さんを思ふ、是に於て天下の患、雜然として出づ、蓋し虎豹は終月にして殺さゞれば、則ち跳踉大叫、以て其怒を發す、蝮蝎終日にして螫さゞれば、則ち草木を噬齧し、以て其毒を致す、其理固より然り、怪むに足るものなし、

講說　元來兵と云ふ者は、天下に於ける不義の徒を聚め、之に不仁の器を授け、而して之に人を殺すことを敎ふるものなり、されば こそ、天下が未だ安からず、盜賊が未だ根絕とならざる場合に限り、始めて其不義の心を實現し、其不仁の機械を用ひて、其人を殺すの事を行ふ次第なり、是の場合に當つては、勇者も力を出すべき目的物あるが爲に餘力なく、智者も智を奮ふべき目的物あるが爲に餘智なく、器用なる者も、兵器の發明等、其技を試むべき目的物あるが爲に餘技なし、故に其元來不義の心も變じて忠となり、不仁の器械も之を不仁の人に向つて使用し、人を殺すの事も之を當然殺すべき事に實行す、（則ち兵を養ふと雖も利あつて害なし）然るに彼の天下既に安泰となり、盜賊も根絕となるに及んで、此の不義の徒、尙ほ聚つて解散せずして、勇者に餘力あるときは亂を起さんことを考へ、智者に餘謀あるときは奸をなさんことを考へ、技者に餘技あるときは詐をなさんことを考へ、天下の患へは種々雜多に生ずるなり、但し虎豹などの猛獸が、丸一月も物を殺さゞるときは、躍り狂ひ大に叫んで其怒りを發するものなり、蝮蝎な

切落し、廻つて大波とならしめ、溜つて大湖とならしめ、萬年の久しきを經ても溢れざるものは、禹より以後に於て其事實を見ざる所なり、

注解 「激」自然の性質に反する方向位置を取らしむるなり、「放」押し流すことにして、宛も人を放逐するが如きより言ふ、「溝塍」溝は水の分流、塍は稻田の畦田間の水道を指す、「洫」小渚、「滙」めぐると訓ず、「回流、「委」流し込む、「瀦」貯なり、「江河」揚子江と黃河、「淮泗」淮水と泗水、「自禹之後」禹は曾て大洪水を治む、

文法 頼山陽云ふ、東坡、潁濱、天下の勢を論ずる、每に水に取る、總べて父に學ぶものは、總べて父の妙に及ばずと、○蓋古者の二語は一篇の提綱、

夫兵者、聚天下不義之徒、授之以不仁之器、而敎之以殺人之事、夫惟天下之未安、盜賊之未殄、然後有以施其不義之心、用其不仁之器、而行其殺人之事、當是之時、勇者無餘力、智者無餘謀、巧者無餘技、故其不義之心、變而爲忠、不仁之器、加之於不仁、而殺人之事、施之於當殺、及夫天下既平、盜賊既殄、不義之徒、聚而不散、勇者有餘力、則思以爲亂、智者有餘謀、則思以爲奸、巧者有餘技、思以爲詐、於是天下之患、雜然出矣、蓋虎豹終月而不殺、則跳踉大叫、以發其怒、蝮蝎終日而不螫、則噬齧草木、以致其毒、其理固然、無足

今の世に施すも不都合なる所なし、昨日は之を手蔓に謁見を願ひ、下らぬ議を御耳に入れんと申出でしに、太尉には許容ありしかば、謹んで其說を書き上げたり、言語朴直にして、世間を驚かし普通に拔き出でたる話や非常に高尚にして行ひ難き所の論ある次第に非ず、太尉に於ては其大綱を取つて、瑣細の處は之を責め給ふことなかれ、

注解　「太尉」宋の制に於ては、樞密卽ち太尉にして、兵を掌れり、「曉」會得なり、「朴直」文飾を加へず、有りのまゝ、

文法　驚世の二句に就いては賴山陽云ふ、東坡兄弟、善く文字を用ひて句調となす、蓋し老泉之を敎ふるなりと、

蓋古者非用兵決勝之爲難、而養兵不用之可畏、今夫水、激之山、放之海、決之爲溝塍、壅之爲沼沚、是天下之人能之、委江河、注淮泗、滙而爲洪波、瀦而爲大湖、萬世而不溢者、自禹之後未之見也、

段落　第二大段の第一小段なり、兵を養つて用ひざるの狀を譬ふ、

讀方　蓋し古は兵を用ひ勝を決するの難しとなすにあらずして、兵を養ひ用ひざる、之れ畏るべし、今夫れ水、之を山に激し、之を海に放つ、之を決すれば溝塍となり、之を壅げば沼沚となる、是れ天下の人之を能くす、江河を委し、淮泗を注ぎ、滙して洪波となし、瀦して大湖となし、萬世にして溢れざるもの、禹の後より未だ之を見ざるなり、

講說　案ずるに、古へに於て兵を用ひ勝を決することの難きにあらずして、兵を養ひながら用ひざるこそ、畏るべくありしなれ、今夫れ水と云ふものは、之を山にせき上げ、之を海に押し遣り、切落して田畠の用水とし、防ぎ止めて沼とも沚ともなすなどは、天下の人、誰れにても出來得べし、江河を排泄し、淮泗を

に至るまでを第二大段となす、驕兵の性質を論ず、「昔者劉項奮臂於草莽之間」より「嗚呼不有聖人何以善其後」に至るまでを第三大段となす、楚漢の事實を以て理論を證す、「太祖太宗」より「天下之勢今何如也」に至るまでを第四大段となす、宋代に於ける事實を擧ぐ、「御將者天子之事也」より「何以爲治」に至るまでを第五大段となす、威を用ふべきを勸む、「或者以爲兵久驕不治」より「此先王所以威懷天下之術也」に至るまでを第六大段となす、相將たる者、嚴法を以て驕兵に臨むも患なきを論ず、「伏惟太尉思天下所以長久之道」より篇尾に至るまでを第七大段となす、太尉に屬望する所以を述べて結となす、

太尉執事、洵著レ書無二他長一、及下言二兵事一論中古今形勢上、至三自比二賈誼一、所レ獻權書、雖二古人已往成敗之迹一、苟深曉二其義一、施二之於今一、無レ所二不一レ可、昨因レ請レ見、求レ進二末議一、太尉許諾、謹撰二其說一、言語朴直、非レ有二驚世絕俗之談一、甚高難レ行之論一、太尉取二其大綱一、而無レ責二其纖悉一、

段落　第一大段なり、

讀方　太尉執事、洵書を著す、他長なし、兵事を言ひ、古今の形勢を論ずるに及び、自ら賈誼に比するに至る、獻ずる所の權書、古人已往成敗の跡と雖も、苟くも深く其義を曉(サト)る、之を今に施し、不可なる所なし、昨因つて見えんを請ひ、末議を進めんを求む、太尉許諾す、謹んで其說を撰す、言語朴直、驚世絕俗の談、甚高行ひ難きの論あるに非ず、太尉其大綱を取つて、其纖悉を責むる無かれ、

講說　太尉の執事まで言上す、洵は書を著せども別に取り處なきが、兵事を言ひ、それと古今の形勢を論ずるに及んでは、自ら賈誼に比するに足る、獻上せし所の權書は、古人の已に過ぎさりたる成敗の迹にはあれど、苟くも其意義を深く呑み込むときは、之を現

と否とは執事の事なり、執事の責なり、洵に於て何の關係かあらん、（知る所に非ざるなり）

注解　「平生之文」策、權書等の時事問題に關する以外の文、「斯文」洪範、史論、

文法　暗に逆天を結ぶ、○執事責也は責の字を結ぶ、

總　說

一篇の文、論語の不㆑患㆓人不㆒㆑己知の注脚としては絕好文字なり、然れども此れを以て人に說くに至つては、是れ反對の主意を成さんと欲する者にして、君子の反つて醜とする所なり、善いかな魏叔子の論や、曰く、豪邁、賞するに足る、然れども自ら地步を占め、峻嶒人に逼り、人をして忌んで厭を生ぜしむ、蓋し既に進干、求知の事たり、而して又傲岸不屑の言をなすなり、八家中、昌黎、倡をなせしより、近世、步を學ぶもの、愈よ厭惜すべし、此篇の如き首句の天之所㆓以與㆒我者豈偶然哉は、便ち已に體なし、書は以て情を道ふ、開口一語、挺然便ち議論を出だし、直ちに論をなすのみ、書は文と雖も面談と相似るを要すと、

纂　評

○林次崖評　此書は、本と知を求めんと欲するなり、却つて士當に自重すべきを說き、孔孟を以て論を立つ、意思甚だ高く、人都べて覺らず、其自ら處するも亦小ならず、文字、法度あり、氣勢あり、後世熟讀せば小補となさず、

○沈德潛評　自ら其責を盡す、便ち是れ敢て天を棄て天に褻れず、天に逆ふと否とに至つては、是れ他人の責、己れ得て與らざるなり、本と人の知るを求めんと欲す、却つて處々自ら地步を占む、此れ聖賢の理に託し、而も出だすに縱橫の術を以てするもの、之を熟讀せば、獨り光焰を長ずるのみならず、幷せて志氣を長ぜん、

上韓樞密書

解題　韓樞密は韓琦なり、

主意　威力を以て驕兵を制すべしと云ふに在り、

段落　凡そ七大段より成る、篇首より「而無責其纖悉」に至るまでを第一大段となす、上書の緒言、「蓋古者非用兵決勝之爲難」より「其理固然無足怪者」

羅る人にして、屈原を指す、「孫吳」孫武と吳起、「董生」前漢の大儒董仲舒、「鼂錯」前漢の政治家、吳楚七國の封を削りたる人、「賈生」前漢の賈誼、治安策の作者なり、「愚」蘇洵其人の謙稱、「二道」策一篇を一道と曰ふ、「權書」權は權衡の權にて、秤のおもり是なり、物の如何に由つて輕重を定むるものなるが故に、奇變の意に用ふ、此題の下に心術篇、法制篇、攻守篇、强弱篇、用間篇、高祖論、項籍論、子貢論、孫武論、六國論等あり、「一頃」百畝なり、

文法　未見其人也の下、突然已が權書策を作りしことを言ふ、是れ自ら賈生に比したるなり、前段に有以自負の言卽ち是なり、但だ自ら誇るに當るを以て、裏より筆を着けたるに過ぎず、

執事之名滿天下、天下之士、用與不用在執事、故敢以所謂策二道、權書十篇、爲獻、平生之文、遠不可多致、有洪範論史論十篇、近以獻內翰歐陽公、度執事與之朝夕相從、議天下之事、則斯文也、其亦庶乎得陳於前矣、若夫言之可用、與夫身之可貴與否者、執事事也、執事責也、於洵何有哉、』

段落　第三大段の第二大段なり、逆天の如何は田樞密に在るを言ふ、

講說　執事の名聲は天下に滿ち天下の士の用ひらるると用ひられざるとは執事に在り、故に押し切つて謂はゆる策二道と權書十篇を以て獻上に及ぶ、平生の文は故鄕に在り、道程遠ければ多く持來ること叶はず、洪範論、史論十篇あり、近頃右は內翰の歐陽公に獻せり、察する處、執事は歐陽公と朝夕附從つて天下の事を論じ給ふとすれば、斯文の儀も執事の目前に陳せらるゝことあるべきか、定めて御覽に入ることならん、若し其議論の用ふべきと、其身の貴くすべき

段落　第三大段の第一小段なり、己れは天與を棄てず、又之に褻れざるを言ふ、

講說　往年益州に於て執事に謁見せしことありしが當時の文は意味淺く文局狹くして、笑ふべきものなりき、但し饑寒困窮と云ふが如き事情の爲に、心中亂れたるが上に、聲律の文、記問の學などが文體を打ちこはせしが爲め、觀るに足らざりしなり、其後數年來退いて山里片田舍に處り、自ら永く世間より棄てらるゝを覺悟し、社會とは日に疎遠となり、大に力を文章上に伸ぶることを得たり、(之が結果として)詩人の優にやさしく柔なる處、騷人の淸く深き處、孟軻、韓退之の穩にして純粹なる處、司馬遷、班固の勢ひ振つて手硬き處、孫子、吳子の簡略にしてきつぱり當てはまる處、吾が身を此等の文體に嵌め込むに、何れに向ふとも、向ひし所の文體は吾が意の如くならざるものなし、嘗て試みに思ふやう、董生は聖人の常道を得たるも其缺典を言へば、流れて迂濶となることゝなり、鼂錯は聖人の權道を得たるも、其缺典を言へば、流れて詐僞となる、此二子の才を有して而も流弊なきものは、何とたゞ賈生ならん、惜むべきことには、今の世に於て拙者未だ其人を見ず、扨其れに付けて、己れは策二道を作り、之を名づけて審勢、審敵と曰へり、又書十篇を作り、之を名づけて權書と曰へり、(何卒賈生と比較せられよ)洵は山間の田地一頃を所有せり、凶年の外は饑ゑずして濟むことなり、畊作に念を入れ、一方に於て經費を節減せば、老を送るに不足なし、故に一個人としては採用を願ふの必要なし、不肖の身、埋木となるも惜むに足らざれども、天の與へたる所のものを棄つるに忍びず、又敢て褻れず、(自らは採用を求めずと雖も、採用する人あらば天下に盡さんとするものなり)

注解　「曩者」唯だ以前と云ふと異なり、遠く年月の隔たりたる時に用ふ、「聲律記問」四字句、六字句を以て組織する文體にして、謂はゆる對偶文是なり、此文に在つて平上去入の四聲を調へ、又は韻を押す、之を聲律と曰ふ、記は記憶、問は質問、知らざることを問ひ、己に知りたるを記憶する義にて、博識多問を事とするを謂ふ、「肆力」思ふ存分に施すなり、「詩人」詩經に載せられたる詩の作者、「騷人」騷は憂ふるなり、屈原、離騷を作る、離は罹るの義、故に離騷とは憂へに

子や天子の宰相が大財力、大權力を以て求むるも得ざる所のもの、忽ち吾が身に在り、故に自ら負として輕んぜざる所のものあり、殊によれば天が我れに與へしならんか、

注解　「術」道の替字として視るべし、權謀術數などの術に非ず、

文法　若或啓之と若或相之との二句は、天與を暗示せるものにして、二の或の字は、神明卽ち天を指す○段結に於ける或者天其亦有以與我也は、首句の天之所以與我者豈偶然哉に應じて、一束をなせるなり、亦の字は孔孟等に對す、○自負の字は、天を棄てず天に褻れざる意を含む、

曩者見執事於益州、當時之文、淺狹可笑、饑寒困窮亂其心、而聲律記問、又從而破壞其體、不足觀也已、數年來、退居山野、自分永棄、與世俗日疎闊、得以大肆其力於文章、詩人之優柔、騷人之精深、孟韓之溫醇、遷固之雄剛、孫吳之簡切、投之所向無不如意、嘗試以爲董生得聖人之經、其失也流而爲迂、鼂錯得聖人之權、其失也流而爲詐、有二子之才而不流者、其惟賈生乎、惜乎今之世、愚未見其人也、作策二道、曰審勢審敵、作書十篇、曰權書、洵有山田一頃、非凶歲可以無饑、力畊而節用、亦足以自老、不肖之身不足惜、而天之所與者、不忍棄、且不敢褻也、

道に近からんことを求むるも得べからず、（如何に得べからざるかを云はんに）千金の資産家は、己れの財産に任せて人を貧しくすることも出來、又富ますことも出來得るなり、されど天の與ふるに非ざる限り、人を貧しくし人を富ますの權はありながら、一言たりとも道に近からんことを求むるも得べからざるなり、天子の宰相は、其權力に任せて人を生かすことも出來、又殺すことも出來得るなり、されど天の與ふるに非ざる限り、人を生かし人を殺すの權はありながら、一言たりとも道に近からんことを求むるも得べからざるなり、

注解　「千金之子」千金は大富豪を謂ふ、子は猶ほ人と云ふが如し、「幾」近きなり、どうやら叶ふなり、

今洵用力於聖人賢人之術、亦已久矣、其言語其文章、雖不識其果可以有用於今、而傳於後與否、獨怪夫得之之不勞、方其致思於心也、若或啓之、得之心、而書之紙也、若或相之、夫豈無一言之幾於道者乎、千金之子、天子之宰相、求而不得者、一旦在己、故其心得以自負、或者天其亦有以與我也、

段落　第三大段の第二小段なり、己れの天與あるを言ふ、

講説　扨洵は力を聖人賢人の術に用ひたること亦已に久しき事なり、斯くて外に發したる言語なり文章なり、此れが果して今世に用ひられ後世に傳はる價値ありや否やを知らざれども、自分ながら不思議に思はるゝ次第は、其言語、文章を得るに骨の折れざる事にて、心の中に趣向を案ずるや、何物か之を抽き出しくるゝが如く、心に思ひつきて之を紙に書するや、何物か之を手傳ひくるゝが如く、斯く自然的なる以上、何とて一言位は道に近きものなからんや、千金の

（其責が人を用ふる地位に在る者に歸するの謂なり）彼れ後の君子たる者、其身の責をば自ら任じて憂へとなさず、此方より他人の責（人を用ふべき人）を取つて自身の上に持來つて心配するは、何と間違ひたる話ならずや、

注解　「切」一本に窃に作る、「後之賢者」暗に韓退之を指す、

文法　不能自處其身は棄天なり、號於人は褻天なり、天下後世之責將必有在は逆天なり、此處、三天盡く藏して其名の見はさず、○賴山陽云ふ、何等の雄姿、之を讀む、萬遍厭はず、其實、己れを盡し命に安んずる常話頭のみ、反つて寫し得て此の如く奇態あり、腐を化して新となすの法を悟るべし、○又云ふ、老蘇の文縱橫極まる矣、而して錬句極めて古勁、是れ二子及ばざる所なり、人、東坡の名に震して、其父に及ばざる處を知らず、余爲に之を拈出す、

今洵之不肖、何敢自列於聖賢、然其心亦有所甚不自輕者、何則天下之學者、孰不欲一蹴而造聖人之域、然及其不成也、求一言之幾乎道而不可得也、千金之子、可以貧人、可以富人、非天之所與、雖以貧人富人之權、求一言之幾乎道、不可得也、天子之宰相、可以生人、可以殺人、非天之所與、雖以生人殺人之權、求一言之幾乎道、不可得也』

段落　第三大段の第一小段なり、天與の難きを言ふ、

講說　今洵の不肖なる、何とて自身聖人賢人に列することを敢てせん、然れども其心に於ては頗る自ら輕んせざる者あり、何となれば、天下の學者は誰れとて一足飛びに聖人の地位に達することを欲せざるものあらん、然れども其未だ成らざる内は、一言たりとも

云ふの外なし、吾が心をして盡さゞるときは、天下後世の人、彼の衞靈、魯哀、齊宣、梁惠の徒を責むることなく、衞靈、魯哀、齊宣、梁惠の徒に於ても其責を言ひ拔くべきの恐れあり、果して然るときは、孔子、孟軻も地下に目をねむる能はざるべし、夫れ聖人賢人の心を用ふることは固より此の如く、此の如くにして〔其責を盡して〕生き居るなり、此の如くにして死に果つるなり、此の如くにして貧賤ともなれば、此の如くにして富貴ともなる、升つて天となり、〔位高し〕沈んで淵となり、〔身賤し〕流れて川となり、〔廣く道を行ふ〕止まつて山となる、〔處士として獨り其身を善くす〕（皆此の如くにして然り）彼の生死貧賤等の境遇の如きは身外の事なれば、其幸不幸ともに吾が爲すべき事に關係なし、吾が爲すべきことは已に之を盡し果てたり、

注解　「老於道途」列國を周遊せしを謂ふ、「慍」心に面白からず思ふなり、「衞靈魯哀」衞の靈公と魯の哀公、共に春秋の諸侯にして、政を孔子に問ひたる君なり、「齊宣梁惠」齊の宣王と梁の惠王、共に孟子の王道を説きたる君なり、「我」孔孟に代つて我と曰ひしなり、「淵」水のふかみ、「預」關係するなり、

文法　夫固知夫責之所在也は、上の吾求免夫一身之責之不暇を承く、

切怪夫後之賢者、不能自處其身也、饑寒困窮之不勝、而號於人、嗚呼使吾誠死於饑寒困窮、則天下後世之責、將必有在、彼其身之責、不自任以爲憂、而吾取而加之吾身、不亦過乎、』

段落　第二大段の第二小段なり、後人の己の責を盡さゞるを言ふ、

講說　余の偏へに怪しむ所は、後の賢者が自ら己が身を處すること出來ざる所より、饑寒困窮に堪へ忍ばずして、採用を求めんがため有力者に泣き叫ぶ、扨も吾れをして誠に饑寒困窮に死せしむるならんか、天下後世の責は必ず存在する所あらんとするなり、

其責我れに在り、逆天は他人の所爲なれば、其責他人に在り、我れに在ることは吾れ行く行く吾がベストを盡し、天が我れに與へたる本意を全うして、天下後世の人の譏りを免るゝことを求むべし、然れども他人に在るの責は、吾れ何とて預り知らんや、吾れは己れ一身の責を免るゝことを求むるすら暇なきに、他人の爲に責任の如何を心配するの暇あらんや、

文法　吾何知焉の一句を以て、田樞密に其責任を自覺せしむるの手段とす、

孔子孟軻之不遇、老於道途、而不倦不慍、不怍不沮者、夫固知夫責之所在也、衛靈魯哀齊宣梁惠之徒、不足相與以有爲也、我亦知之矣、抑將盡吾心焉耳、吾心之不盡、吾恐天下後世無以責夫衛靈魯哀齊宣梁惠之徒、而彼亦將有以辭其責也、然則孔子孟軻之目、將不瞑於地下矣、夫聖人賢人之用心也、固如此、如此而生、如此而死、如此而貧賤、如此而富貴、升而爲天、沈而爲淵、流而爲川、止而爲山、彼不預吾事、吾事畢矣。

段落　第二大段の第一小段なり、孔孟の天を棄て天に褻れざるを言ふ、

講説　孔子、孟軻の不遇なりしや、其道を遊説するが爲に、老年に至るまで旅路に奔走するも倦むことなく、不平に思ふことなく、恥づることなく、沮むことなきは、固より其責の在る所を知るが故なり、衛の靈公、魯の哀公、齊の宣王、梁の惠王の徒は、此を相手とするも爲すあるに足らざるが如きは、我れも亦之を知れり、されども我れに在りては自分の心を盡すと

而我如此也、其名曰褻天、棄天我之罪也、褻天亦我之罪也、不棄不褻、而人不我用、不我用之罪也、其名曰逆天、』

段落　第一大段の第二小段なり、天與に對する三罪を擧ぐ、

講說　夫れ天が道を以て我れに與ふる主意は、我を役に立てんとの意あればなり、然るに我れ其天より與へられたる者あるを知りながら之を行ふことを得ず、又其知りたる所を人に告げざるときは、是れ天は固より之を役に立てんとするに、我れ實に之を持腐れになすなり、之を名づけて天を棄つと曰ふ、又自ら卑屈にして其言の人に容れられんことを求め、自ら縮小にして其道を用ひられんことを求むる者などは抑も天の我に與ふる所以が如何に大なるに、我れ反つて此くの如く粗末になすや、之を名づけて天に褻るゝと曰ふ、天を棄つることは無論我れの罪なり、天に褻るゝも亦我れの罪なり、但し棄てもせず褻れもせずして、人の我れを用ひざるは、我れを用ひざる人の罪なり、之を名づけて天に逆ふと曰ふ、

注解　「我實置之」國家社會の爲に働かずして、獨り己れの一身のみを善くするを謂ふ、

文法　棄天、褻天より逆天を呼出し、下文責任論の地をなす、

然則棄天褻天者、其責在我、逆天者、其責在人、在我者、吾將盡吾力之所能爲者、以塞夫天之所以與我之意、而求免夫天下後世之譏、在人者、我何知焉、吾求免夫一身之責之不暇、而暇爲人憂乎哉、』

段落　第一大段の第三小段なり、上文三罪の責任を論ず、

講說　さすれば棄天と褻天とは自己の仕業なれば、

天之所以與我者、豈偶然哉、堯不得以與丹朱、舜不得以與商均、而瞽瞍不得奪諸舜、發於其心、出於其言、見於其事、確乎其不可易也、聖人不得以與人、父不得奪諸其子、於此見天之所以與我者、不偶然也、

段落　第一大段の第一小段なり、天與の偶然ならざるを論ず、

講説　天の我に或物を與ふと云ふとは、何として偶然の仕業ならんや、(否、確乎たる目的あるなり、さればこそ)堯と雖も其子の丹朱に與ふるを得ず、舜と雖も其子の商均に與ふるを得ず、又瞽瞍と雖も之を己が子なる舜より奪ひ取るを得ず、天より與へらるゝ其物は其人の心に發し、其人の言文に出で、其人の行事に見はれ、確乎として動かすべからず、上述の如く聖人が人に與ふること出來ず、父も其子より奪ふこと出來ざるにて知るべし、此に於て天の我に與ふる所以の偶然ならざるを知るなり、

注解　「天之所以與我」與は授くるなり、我に與へたる其物は道を指す、我とは汎く天より與へられたる所の人に係る、所以の字は動機目的を含む、「豈偶然哉」無意味ならざるを謂ふ、「丹朱」堯帝の子、「商均」舜帝の子、「瞽瞍」舜帝の父、

文法　沈德潛云ふ、古人、文を作る、極めて起句を爭ふ、一篇都べて此「天之所以與我者豈偶然哉」より出づ、水の源頭あり、木の本根あるが如し、昌黎の後、老泉時に之れあり、

夫其所以與我者、必有以用我也、我知之不得行之、不以告人、天固用之、我實置之、其名曰棄天、自卑以求幸其言、自小以求用其道、天之所以與我者何如

老蘇の墓銘となす、

噫嘻區區而自言、不知者、又將以爲自譽以求人之知己也、惟執事思其十年之心、如是之不偶然也而察之、

段落　第三大段の第二小段なり、前を結ぶ、

講說　扨々區々として自ら己れの事を言ふに就いては、知らざる者は之を見て、余が自ら譽めて人の自分を知らんことを求むる者となさん、惟だ執事に限り、何卒洵が十年の心是の如くにて、偶然一時の考へに非ざることを思うて、之を察し給はるべし、

纂　評

○沈德潛評　諸賢の或は離れ或は合ふより千廻百折歐公身上に折到し、轉換脫卸の妙を極む、以下、歐公の文を稱し竝に自ら得る所を道ふ末、一語を以て通篇を收拾す、何等の章法ぞ、

上田樞密書

解題　田は姓、樞密は其官、名は況、字は元均、信都の人、樞密副使たり、卒して宣簡と謚す、

動機　天與あるの人を用ひざる者は逆天の罪に當るとの說を以て田樞密を動かし、己れを用ひしめんとするに在り、

主意　己れは敢て天の與へたる所の者を棄てず、又敢て之に褻れずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「而暇爲人憂乎哉」に至るまでを第一大段となす、天より我れに與ふる所あるや、決して偶然にあらず、故に宜しく棄てざるべく、褻れざるべし、人の天に逆ひ我れを用ひざるが如きは、我が責にあらざるの意を述ぶ、「孔子孟軻之不遇」より「不亦過乎」に至るまでを第二大段となす、孔孟の天を棄て天に褻れざるを說いて、後人の之に反するを論ず、「今洵之不肖」より篇尾に至るまでを第三大段となす、己が前文の理論を實行することを言ひ、併せて田樞密に天に逆ふべからざるの責あることを知らしむ、

出其言也、時已久、胸中之言日益多、不能自制、試出而書之、已而再三讀之、渾渾乎、覺其來之易矣、然猶未敢以爲是也、近所爲洪範論史論凡七篇、執事觀其如何、

段落　第三大段の第一小段なり、自己の文境を叙す、

講説　洵は少年の時學問せず、生れて二十五歳に至り、始めて書を讀むことを覺え、士君子に從つて遊びしも、年は已に後れたる上に、念を入れて行ひを勵し自ら古人を期せず、而して己れと同列の者を視るに、何れも己れに勝りたる者もなかりしかば、遂に自分にて宜しと心得ぬ、其後困苦すること益す甚だしく、斯かる後に至り古人の文を取つて之を讀みし處、玆に始めて古人の文は、言葉の出し方と云ひ、意志の用ひ方と云ひ、己れの作る所と大に異れるに氣附き、時に又内に顧みて自ら其才を考へみるに、何とやら此れ限りにて終るものとも見えず、是に由り、以前作りし所の文數百篇は悉皆之を燒き、論語、孟子、韓子及び其他の聖人賢人の文を取り、兀然と身動きもせず、端坐しながら終日之を讀むこと七八年にもなれり、其初めに方り此等の書の内容に立入つて意味を味ふに、氣後れするが如き氣味あり、博く其外面的卽ち文章其物を觀れば、駭然として其手際なるに驚けり、斯くて久しくなるに及んで、之を讀むこと益す精しく、而して胸中は豁然と打開けて明るくなり、人の言論は當然此等の書の如きものと思ふに至りぬ、然れども猶ほ未だ敢て自ら己が意見を文章に發することなかりし處、時を經ること已に久しきに及び、胸中の言說益す多く、自ら抑制すること能はず、試みに出して之を書し、軈て再三之を讀み見るに、渾々と水の流るゝ工合にて、其出方の容易なるを覺えき、然れども猶ほ敢て是なりとせざるなり、此頃作る所の洪範論、史論、凡そ七篇、執事よ、其如何樣なるかを御覽あれ、

注解　「刻意」氣骨を折るなり、「渾渾」大水の流るゝ貌、「惶然」怖るゝ貌、「豁然」開くなり、疏通なり、

文法　山陽云ふ此れ一段の自叙、他日歐公取て以て

欲徒手奉咫尺之書、自託於執事、將使執事何從而知之、何從而信之哉、

段落　第三大段の第一小段なり、歐公をして信せしむべき實質に就き不安の念を敍す、

講說　然りと雖も執事の名は天下に知れ亘り、天下の人は其文を見ざるも、實際の處已に歐陽子あるを知れり、而して洵は不幸にして落ちぶれて草原や泥路の中に在り、而も其道を知るの心は、又近頃に至つて荒増し成就せり、今空手を以て咫尺の書を奉り、自ら執事に依賴せんと欲するも、執事をして何に由つて之を知り、何に由つて之を信せしめんや、

文法　是れ文章に落し込む所の伏線なり、

洵少年不學、生二十五歲、始知讀書、從士君子遊、年既已晚、而又不遂刻苦厲行、以古人自期、而視與己同列者、皆不勝己、則遂以爲可矣、其後困益甚、然後取古人之文而讀之、始覺其出言用意、與己大異、時復內顧、自思其才、則又似夫不遂止於是、而已者、由是盡燒其曩時所爲文數百篇、取論語孟子韓子及其他聖人賢人之文、而兀然端坐、終日以讀之者、七八年矣、方其始也、入其中而惶然、博觀於其外、而駭然以驚、及其久也、讀之益精、而其胸中豁然以明、若人之言固當然者、然猶未敢自

備」委曲備具なり、「疏暢」疏は通、暢は伸なり、「斷然」きつぱり、「李翺」字は習之、韓退之の高足弟子、「油然」光の溢るゝ貌、「俯仰揖讓」文のこなしを禮に譬へたるなり、「陸贄」字は敬輿、宣公と謚す、唐の德宗の時の人、其文は切實を以て名あり、

夫樂道人之善、而不爲諂者、以其人誠足以當之也、彼不知者、則以爲譽人以求其悅己也、夫譽人以求其悅己、洵亦不爲也、而其所以道執事光明盛大之德、而不自知止者、亦欲執事之知其知我也、

段落 第二大段の第二小段なり、知己と認められんことを望むの意を敍す、

講說 夫れ他人の善事を言ひ立つることを樂むも諂諛にならぬわけは、先方の人が實に其言ふ所の稱贊に當るだけの價値あればなり、彼の本心を知らざる者共は、人を譽めて自身が氣に入らんとする爲など と考ふるなるべし、夫れ人を譽めて自身が先方の氣に入らうとすることは、洵の如きものと雖も爲さゞるなり、然るに執事の光明盛大なる德を言ひ立てゝ自ら之を知らざるわけは、執事が洵の執事を知るを知られんことを欲するなり、

文法 上文の數百言、此に歸宿す、沈德潛評して云ふ折れて此句に到る、水の壑に赴くが如しと、○賴山陽云ふ人を譽めて以て其己れを悅ぶを求め、自ら譽めて以て人の己れを知るを求む、兩項の綱領、却つて敍し得て此の如き變化あり、○又曰く、其我を知るを知らんと欲すは千古の名言、

雖然執事之名、滿於天下、雖不見其文、而固已知有歐陽子矣、而洵也不幸墮在草野泥塗之中、而其知道之心、又近而粗成、

讓、有執事之態、陸贄之文、遺言措意、切近的當、有執事之實、而執事之才、又自有過人者、蓋執事之文、非孟子韓子之文、而歐陽子之文也。

段落　第二大段の第一小段なり、歐公の文を評す、

講說　執事の文章の卓越なることは、天下之を知らざる者なし(今更彼れ此れ言ふの必要なし)然れども憚りながら自ら考ふらく、洵が執事の文を知ることは特に深く、天下の人に愈れりと、何故かとなれば、(下に分解する所を聞き給ふべし)孟子の文は、其語は簡略なるに拘らず、意志は飽くまで徹底し、巉刻斬絶と岩山の切り立つたるが如き激烈なる議論をなさゞるも、其筆鋒の鋭さ犯すべからず、又韓子の文は、譬へば長江大河の幅廣く、水深く漫々として流るゝが如く、其中に魚や黿や蛟龍や種々の怪物も押流さるゝ計りにて、恐れ迷ふ有様なるも、之を抑へ包みて表面に見はれしめず、而して人は其沈みたる光と鏽びたる色とを望見し、亦畏れ避けて敢て迫り視ず、執事の文は、迂り曲りて細かに行き亘り、限りなく繰り返して、筋通り筆暢びて跡切れ目なく、氣も盡き語も極まり、急激に言ひ容赦なく論ずるかと見れば、ゆるやかに、やさしく、むづかしく、又は骨折りたる樣子なし、孟子と云ひ、韓子と云ひ、執事と云ひ、此の三人は斷然として自ら一家の文を成せり、唯だ李翺の文は、其味は目立たねども長く、其光は艶あれども奥床しく、落付きたる點は執事の態あり、陸贄の文は言遣ひ方と云ひ意志の配列と云ひ、極當て嵌りたる點、執事の内容あり、而して執事の才は實に人に過ぐれたる者あり、蓋し執事の文は孟子にも韓子にもあらずして歐陽子の文なり、

注解　「巉刻斬絶」險しきこと、刀にて刻せるが如く、鋭く切立つたること、山や崖に譬へたるなり、「渾浩流轉」ひろびろとして勢ひよく流るゝこと、「黿」大鼈なり、「蛟」龍の屬、其狀蛇に似て、四足細頸、「萬怪」水棲の奇動物、「露」露見の露、「淵然」深き貌、「蒼然」くすみて古色を帶びたる狀、「紆餘」屈曲なり、「委

不能自往而遽已也、

段落　第一大段の第五小段なり、上文に本づき、自ら歐公に通ずるの必要なる所以を言ふ、

講說　夫れ其人を愛慕するの心ありながら、十年の久しきを經るも見ること叶はず、而して其人の已に死せしもの、范公、尹公二人の如きあり、さすれば四人の者の中、一寸言文を以て紹介すること叶ひ難き程の地位にあらざる限り、何ぞ自身往く能はずとて、急に止むることあるべけんや、

文法　篇首より此に至るまで言ふ所は、此の上書をなすに至りたる逕路にして、文章の前置に過ぎず、然るに極めて迂回の筆を用ひ、千轉萬折して始めて本旨に歸着す、是れ作者平日の文體と大に侔しからず、蓋し歐陽公に上る書なるが故に、歐陽公其人の文體を學びたる者なり、故に山陽も亦曰く、重複厭はず、是れ故に歐陽の文態に擬するなり、這老、狡獪と謂ふべしと、

執事之文章、天下之人、莫不知之、然竊自以爲洵之知之特深、愈於天下之人、何者孟子之文、語約而意盡、不爲巉刻斬絕之言、而其鋒不可犯、韓子之文、如長江大河、渾浩流轉、魚黿蛟龍、萬怪惶惑、而抑遏蔽掩、不使自露、而人望見其淵然之光、蒼然之色、亦自畏避不敢迫視、執事之文紆餘委備、往復百折、而條達疏暢、無所間斷、氣盡語極、急言竭論、而容與閑易、無艱難勞苦之態、此三者、皆斷然自爲一家之文也、惟李翺之文、其味黯然而長、其光油然而幽、俯仰揖

以叫呼扳援、而聞之以言、而饑寒衰老之病、又痼而留之、使不克自至於執事之庭、

段落　第一大段の第四小段なり、自己を紹介せんとするには、六人の中にて歐公が比較的に容易なる事情を言ふ、

講說　既にして又飜つて考ふるに、吾が以前慕つて心に叶ひながら見ることを得ざりし者、但し六人ありたるが、今之を見んとするに、六人の中にて范公、尹公の二人の如き、已に死亡せし人あり、そこで之が爲に潸然と落涙に及びて悲めり、扨も二人の方は二度と見ること叶はず、而して恃みとして此心を慰むる所のものは尙ほ四人あり、そこで又自ら先づよしと思へり、されど六人の者が四人となりしかと思へば、則ち又心せかれて一たびは其面を見識り、己れの心の言はんと欲する所を吐き出さんと思ふ處、富公は又天下の宰相となり居らるゝことゆゑ、遠方の貧士など、一寸申したきことを其方に達するわけにゆかず、而して余公、蔡公の二人は如何と云ふに、遠きものは又萬里の外に在れば力に及ばず、唯だ執事のみは朝廷に在られ、而も其位地はと云へば比較的に餘り高からざれば、呼び叫び取りすがつて吾が所存の御聞取りを願ひ得るに、饑寒衰老の病が己れの自由を奪つて之を引留め、自ら執事の庭に至る能はざらしめぬ、

注解　「六人」范、富、余、蔡、尹、歐陽を謂ふ、「潸然」俗に云ふサメ〴〵、「痼」疾にて閉づるなり、「庭」門より堂に至る空地、至庭とは玄關に至ると言ふが如し、

文法　六人の中に於て二人を脫卸して四人に到り、又四人の中に於て單に歐公に落し込む處、甚だ曲折せり、

夫以慕望愛悅其人之心、十年而不得見、而其人已死、如范公尹公二人者、則四人者之中、非其勢不可遽以言通者、何可以

講説　顧て自ら思ふやう、以前衆君子が朝廷に進み出でたる事を考へ見るに、其始めと云ふものは善人があつて之を推擧せしに相違なく、今衆君子の退けられしも亦小人があつて之を邪魔せしに相違なし、今日の世に最早善人あることなければ、是非もなき次第なり、されど若し然に非ざるときは、吾れ何とて心配せん、姑らく吾れ自ら精神の修養をなし、己が道を大成せしめて、衆君子の復び進むを待たば、何の妨かあらんと、退いて處士生活を守ること十年に及び、敢て自ら己れの道が成就せしとは謂はず、然れども胸中ひろ〳〵として以前と違ふ所あるやう覺えらるゝなり、而して余公も丁度南方に於て成功あり、執事は蔡公と復び引繼いで中央政府に登庸せられ、富公復た地方より中央に入つて宰相となり、斯の如くにして其勢、賢人君子は將に本の通り合して一とならんとせり、因つて天下の爲に喜び、且つ自ら賀して思ひけるやう、己が道既にザット成就したることなれば、豫定の如く之を發する場合あるならんと、

注解　「浩浩乎」渺漫の貌、ひろびろ、

既又反而思、其向之所慕望愛悦之而不得見之者、蓋有六人焉、今將往見之矣、而六人者、已有范公尹公二人亡焉、則爲之潸然出涕以悲、嗚呼二人者不可復見矣、而所恃以慰此心者、猶有四人也、則又以自解、思其止於四人也、則又汲汲欲一識其面、以發其心之所欲言、而富公又爲天子之宰相、遠方寒士、未可遽以言通於其前、而余公蔡公、遠者又在萬里外、獨執事在朝廷間、而其位差不甚貴、可

賢人君子に見ゆることを得べきかと心待ちし居たるなり、然るに不幸にして洵の道は未だ成就せざるに、范公は西に旅行し、富公は北に旅行し、執事は余公、蔡公とチリヂリバラバラとなつて四方に出で去り、尹公も亦位を失ひ小官に奔走せり、洵は丁度京師に在り、親しく其事を見ければ忽々と心も空に天を仰いで嘆息し、考ふるやう、斯の人々にして位を去る以上は、我が道成就すとも張合ひなきことなれば、榮譽となすに足らずと、

注解　「天子」仁宗を謂ふ、「范公」范仲淹、「富公」富弼、「余公」余靖、「蔡公」蔡襄、「尹公」尹洙、「毛髮絲粟」毛髮は細きに譬ふ、絲粟は極少の量名、「紛紛然」錯綜の貌、「范公西」陝西宣撫使となりしを謂ふ、「富公北」河北宣撫使となりしを謂ふ、「奔走於小官」均州に謫せられたるを謂ふ、「忽忽」樂まざるの貌なり、

文法　不幸道未成の一句は、卽ち自己より諸公の叙事に轉ずるの處、○忽忽は自奮に反映す、

既復自思、念往者衆君子之進於朝、其始也必有善人焉推之、今也亦必有小人焉間之、今之世無復有善人也則已矣、如其不然也、吾何憂焉、姑養其心、使其道大有成、而待之何傷、退而處十年、雖未敢自謂其道有成矣、然浩浩乎其胸中、若與曩者異、而余公適亦有成功於南方、執事與蔡公、復相繼登於朝、富公復自外入爲宰相、其勢將復合爲一、喜且自賀以爲道已粗成、而果將有以發之也、

段落　第一大段の第三小段なり、君子の已に離れて復た合せんとするを言ふ、

ず、又不肖者のみにあらず、賢愚雜居なる以上、勢ひ竝び立たず、時に因り互に消長あるを免れず、君子の勢ひ振へば合ふことあり、振はざれば離るゝことあるなり、

文法　合離の二字を以て前半を引起す、是を字眼とす、

往者天子方有意於治、而范公在相府、富公爲樞密副使、執事與余公蔡公爲諫官、尹公馳騁上下、用力於兵革之地、方是之時、天下之人、毛髮絲粟之才、紛紛然而起、合而爲一、而洵也自度其愚魯無用之身、不足以自奮於其間、退而養其心、幸其道之將成、而可以復見於當世之賢人君子、不幸道未成、而范公西、富公北、執事與余公蔡公、分散四出、而尹公亦失勢、奔走於小官、洵時在京師、親見其事、忽忽仰天歎息、以爲斯人之去、而道雖成、不復足以爲榮也、

段落　第一大段の第二小段なり、君子の初め合うて後離れたることを敍す、

講説　往年、天子は泰平を致さるゝ思召しあり、而して范公は宰相となり、富公は樞密副使となり、執事は余公、蔡公と諫官となり、尹公は那邊這邊を驅け回り、或は勇み或は謹みて戰地に力を注ぎけるが、此時に方り、天下の人は毛髮絲粟の小才に至るまでもゴタ〳〵として起り、合して一となれり、而して洵に於ては、自身測量する所、其愚鈍無用の才は此等賢才の間に一旗擧ぐるに足らずと、因つて退いて其心を養ひ、己が道の何とやら成就すべく、而して兎に角當世の

るに足る、

纂評

○儲同人評　議論、淺より深に入る、質健、酷だ西漢に似たり、

○沈德潛評　臣寮議する所、後世をして但だ行ふ所の善を見せしめんと欲す、知らず、此れ婦寺の忠愛、轉じて後世限りなきの疑ひを啓き、謂はゆる益せんと欲し、反つて損するものなることを、侃々之を言ふ詞嚴に義正し、是れを忠愛の大なるものとなす、

上歐陽內翰書

解題　歐陽內翰とは卽ち歐陽修の事なり、內翰とは官名にして、翰林學士を謂ふなり、

主意　歐公に己れを知らんことを求むるに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「何可以不能自往而遽己也」に至るまでを第一大段となす、己れの歐公を思慕せしことの久しきを述ぶ、「執事之文章天下之人莫不知之」より「亦欲執事之知其知我也」に至るまでを第二大段となす、己れの歐公の文章を知るを言ふ、「雖然執事之名滿於天下」より篇尾に至るまでを第三大段となす、知己を求むるの情を陳ず、

洵布衣窮居、常竊自歎、以爲天下之人不能皆賢、不能皆不肖、故賢人君子之處於世、合必離、離必合、

段落　第一大段の第一小段なり、賢人君子の離合あるを言ふ、

講說　洵は布衣を着たる處士の身を以て困窮の生活をなす者なるが、常に竊かに自ら嘆息して思ふやう、天下の人は押しなべて賢者と云ふわけにゆかざると同時に、押しなべて不肖者と云ふわけにもゆかぬ次第なり、さればこそ賢人君子が世に處る工合は、合ふことあれば、必ず離れ、離るゝことあれば必ず合ふ、

注解　「故」此字の關係は、意味を足して講ずるに非ざれば明瞭なり難し、蓋し天下の人、賢者のみにあら

其事實猶ほ沒せざるは、斯くして其過を彰はさんとするにあらず、其過は此以上あらざる事を示さんとてなり、然るに今別段理由もなきに先代の事を取つて之を沒却せば、後世よりは其意味を知らずして大に之に疑はん、此れ大に不便なることなり、

注解　「滅紀滅項云々」莊公四年に、紀侯大去其國とあり、齊が之を滅したるなるに、齊滅之と書せずして紀侯が自ら國を去りたりと記せしは、齊の桓公(賢者)の爲に諱みたるなり、僖公十七年に、夏滅項とあり、是れも齊が滅ぼしたるなれども、齊と書せざりしは桓公の爲に諱みたるなり、以上公羊の說なり、

文法　以見其過之止於此也は、上の大不可言に反應す、

班固作漢志、凡漢之事、悉載而無所擇、今欲如之、則先世之小有過差者、不足以害其大明、而可以使後世無疑之之意、且使洵等爲得其所職、而不至於侵官者、謹具狀、申提擧參政侍郎、欲乞備錄聞奏、

段落　第四大段なり、

講說　班固が漢志を作るや、凡そ漢の事實は悉皆載せて、擇ぶ所なし、今洵も右樣に爲さんと欲す、さすれば先代中少しく過失ある者も、之が爲に其大に賢明なる處を害するに至らず、而して後世をして其記事を疑ふの意なからしめ、且つ洵等をして我が職分通りを盡して、越權を免れしむべし、謹んで狀を具し、提擧、參政侍郎に申告して、洩れなく書き取つて上奏に及ばんことを乞ふ、

注解　「班固」字は孟堅、前漢書の著者、「提擧」太常因革禮編輯の總裁を謂ふ、「參政」參知政事、「侍郎」禮部侍郎、

總說

春秋を引き、隱諱の結果、後世の疑ひを招き、却つて不便なる所以を論ずるの處、尤も攻擊者の口を鉗す

後世不知其淺深、徒見當時之臣子、至於隱諱而不言、以爲有所大不可言者、則無乃欲益而反損歟、』

段落　第三大段の第二小段なり、事實を諱むの損なる所以を辨ず、

講說　今前代祖宗の行ひ給ひし所の事を見るに少しく不善なる者ありとは申せ、それも春秋に書したる事柄とは比較にならぬものなり、然るに洵等をして一々諱んで書かざらしめんとするも、此の如くならば、後世の人は其不善の程度を知らず、一圖に當時の臣子が隱して言はざるに至りしを見て、是れは大に言ふべからざるもの卽ち非常なる惡事あるが故ならんと考ふる次第とならん、さるときは益を欲して反つて損となる儀にては之れなきか、

文法　沈德潛云ふ、行文、必ず須らく破的、要害に中る處あるべし、此れ隱諱の後、轉た後人をして祖宗に書すべからざるの事あるを疑はしむるに說き到る、乃ち破的、要害に中るの處なり、

公羊之說、滅紀滅項、皆所以爲賢者諱、然其所謂諱者、非不書也、書而迂曲其文耳、然則其實猶不沒也、其實猶不沒者、非以彰其過也、以見其過之止於此也、今無故乃取先世之事而沒之、後世將不知而大疑之、此大不便者也、』

段落　第三大段の第三小段なり、事實を沒するの大に不便なる所以を辨ず、

講說　春秋の公羊傳の說は、春秋に紀を滅し項を滅したる事實を記したる筆法は、賢者の爲に諱みたりとなすに在り、然れども其諱みたりと謂へるは、書せざるにあらず、書して其文章を遠まはしになしたるに過ぎず、さすれば其事實は猶ほ沒せざる次第なり、

講說　昔し孔子が春秋を作り給ふや、唯だ事柄の如何にも痛々しく感ぜられて、言ふに忍びざる者に限り、始めて隱し諱まるゝ場合あり、蓋し桓公の薨じたると、子般の卒したるとは、沒却して其事實を記せられず、右は記すべからずと考へ給ひしなり、然るに一方に於て、宋の亂を取り纏めたる事、齊人と狩せし事僖公を躋せし事、邱甲を作りし事、田賦を用ひたる事桓宮の楹を丹く塗りたる事、桓宮の桷に彫刻を施せし事、此樣なる類に至つては、皆其儘記して諱まれず其精神は不善とは云へ、尙ほ書して差支なしと考へ給ひしなり、

注解　「桓公薨」魯の桓公は齊に於て殺されたるなり、然るに春秋には書して曰く、「十八年、夏四月、丙子、公薨二于齊一」と、「子般卒」子般は莊公の子にして、慶父の爲に殺されたるなり、然るに春秋には書して、曰く、「三十二年（莊公）冬、十月乙未、子般卒、公子慶父如レ齊」と、「成宋亂」桓公の二年三月、公、齊侯、陳侯、鄭伯に稷に會し、以て宋の亂を片附く、此時公賄賂を取れり、「及齊狩」莊公の四年、冬、公、齊人と禚に狩す、公が外國に於て而も其微賤なるものと狩せしは禮に違へり、「躋僖公」事は文公の二年に在り、文公は僖公の子なるが、僖公の前代を閔公と曰ふ、共に莊公の子、閔は嫡にして弟、僖は庶にして兄なり、兄なりと雖も閔公に繼いで位に立ちし以上は、太廟に於ける位牌の順は當然閔公の下に在るべき理なり、然るに夏父弗忌と云ふもの文公に媚び、僖公の位牌を閔公の上に升せたるを謂ふ、「作邱甲」邱は十六井、卽ち一萬四千四百步の地にして、從前の夫役は戎馬一匹、牛三頭なりし處、成公の元年三月に至り、改めて戎馬四匹牛十二頭を出さしむる事とせしにて、舊制に比すれば四倍の負擔となりしなり、「用田賦」哀公の十二年に令して、家ごとに一人を徵發せしこと、「丹桓宮楹」莊公の二十三年秋、桓公の廟を築成せし時、丹を以て其柱を塗りたるが、是れ亦禮を犯せり、「刻桓宮桷」桷はたるき、

今先世之所レ行、雖三小有二不善者一、
猶與二春秋之所レ書者一甚遠、而悉
使下洵等隱諱而不レ書、如レ此將レ使乙二

爲牴牾齟齬、而不可齊一』

段落　第二大段なり、

講説　其上又不都合なることあり、（其は何を謂ふとなれば）今朝廷の禮は悉しくして備はるとは云へ、大體落付かざる處も有勝ちなるが、右は是れと云ふ一二事に止まらず、然るに議者は禮の中に於て削除を試みんと欲すれども、其削除せんと欲する所は何の事項なるやを理會せず、されど之を削除せんと欲する以上は、勢ひ盡く削除せざるを得ず、但し盡く削除するときは、禮缺けて備らざることゝなる、兎も角其一を削除するのみにて其二を削除せざれば、反つて衝突矛盾をなす計りにて、平均を得べからず、

注解　「牴牾」あたりさはり、牴は觸なり、牾は當に啎に作るべし、「齟齬」鋸齒の出入なり、喰違ひ、「齊一」齊はひとし、

且議者之意、不過欲以掩惡諱過以全臣子之義、如是而已矣』

段落　第三大段の第一小段なり、反對論者の動機を擧ぐ、

講説　其上議者の精神は、斯くて祖宗の惡を掩ひ隱し、過を諱み避けて、臣子たる者の義を全うせんと欲する外、他念あるにあらず、

注解　「掩惡諱過」惡と云ひ過と云ふ、篇首に見えたる過差不經の事是れなり、

昔孔子作春秋、惟其惻怛而不忍言者、而後有隱諱、蓋桓公薨、子般卒、沒而不書其實、以爲是不可書也、至於成宋亂、及齊狩、躋僖公、作邱甲、用田賦、丹桓宮楹、刻桓宮桷、若此之類、皆書而不諱、其意以爲雖不善、而尚可書也』

段落　第二大段の第二小段なり、孔子の春秋を引いて諱むと諱まざるとの典據となす、

然則洵等所編者、是史書之類也、遇事而記之、不擇善惡、詳其曲折、而使後世得知、而善惡自著者、是史之體也、若夫存其善者、而去其不善、則是制作之事、而非職之所及也、而議者以責洵等、不已過乎、

段落　第一大段の第二小段なり、反對論者の言は己れの職責の及ぶ所に非ざるを言ふ、

講說　憚りながら洵の見る所にては、議者の說は敕旨と大に相違せり、如何にとなれば、前に授かりし所の敕語の意は、故事を纂集して、後世をして之を忘るゝ無からしめんと曰ふに止まり、典禮を制定して、後世をして遵奉して之を行はしめんと曰ふにはあらずされば洵等の編輯せし所のものは史書の類なり、事に遇へば之を記し、善惡を擇ばず、其入組みたる事を明細にし、後世をして知ることを得しめて、善惡の自然に著はるゝものは、是れ史書の體なり、其中の善なる者を存して其不善を去るなどは、是れ制作の事にして、洵の職分以外なり、然るに議者が此れを以て洵等を責むるは甚だ間違ひ居らずや、

注解　「典禮」一定の制度、「已過」已はハナハダと訓ず、「制作」始めて法制を作ること、

文法　先づ史書之類也と曰ひ、然る後に史の體を說く、是れ逆筆を用ひたるなり、

且又有所不可者、今朝廷之禮、雖爲詳備、然大抵往往亦有不安之處、非特一二事而已、而欲有所去焉、不識其所去者、果何事也、既欲去之、則其勢不得不盡去、盡去則禮缺而不備、苟獨去其一而不去其二、則適足以

て取舍する所なきを咎め、其中の不都合なる者を除き去らしめんと言ふ者あり、作者之が辨駁として此文を草せしものにして、禮書を修するに就き是非を議するの意見書と云ふことなり、

動機　敕旨即ち己が編輯の目的を辨明するに在り、

主意　敕旨即ち己が編輯の目的は故事を纂集するに在つて、典禮を定むるに在らずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「而議者以責洵等不已過乎」に至るまでを第一大段となす、反對論者の望む所は己が職掌以外なることを辨ず、「且又有所不可者」より「而不可齊一」に至るまでを第二大段となす、削除の結果、不統一の害を免れざるを論ず、「且議者之意」より「此大不便者也」に至るまでを第三大段となす、反對論者の論據を駁す「班固作漢志」より篇尾に至るまでを第四大段となす、己れの依る所の先例を述ぶ、

右洵先奉敕編禮書、後聞臣寮上言、以爲祖宗所行、不能無過差不經之事、欲盡芟去、無使存録、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ反對論の主意を揭ぐ、

講說　右は洵が先きに敕を奉じ禮書を撰びし處、其後臣寮が此の禮書に就き上言せし由を聞きつるが、彼等の意見は、皇祖皇宗の行ひ給ひし禮の中にも、或は當を失ひ、宜しきに違ひ、常道に非ざるものあり、されば此の如き個條は盡く削り去つて書き殘さしめざるべしと云ふに在り、

注解　「禮書」解題に謂はゆる太常因革禮なり、「臣寮」寮は僚に同じ、「芟去」芟は草を刈るなり、

洵竊見議者之說、與敕意大異、何者、前所授敕、其意曰纂集故事、而使後世無忘之耳、非曰制爲典禮、而使後世遵而行之也、

洛蜀二黨の相反目する、決して東坡の時に於て始まりしに非ざるなり、

老泉、秘書省校書郎より覇州文安縣主簿となり、陳州項城縣の令、姚闢と同じく禮書を修め、太常因革令一百卷を作る、晩に易を好んで曰く、易の道深し、汨として明かならざるものは、諸儒、附會の説を以て之を亂せばなり、之を去れば則ち聖人の旨見はると、易傳を作りたれども、未だ成らずして卒す、別に文集二十卷あり、享年五十八、光祿寺丞を贈らる、

韓柳二子の文は先秦諸家の長を取りたるも、國策の雄偉と賈晁の明快とは遺す所にてありしなり、然るに蘇氏父子出づるに及び、此種を擇んで本領となし、遂に能く一家の文を成せり、就中老泉は簡潔雄深にして、其權書、衡論の中、雄辯の儀秦に似たるものあり、實理の孫吳に似たるものあり、而して先見の明は則ち辨奸論あり、時勢の識は則ち審勢、審敵あり、此二篇を觀るに、前者は封建論を學び、後者は治安策を學ぶ、倶に篇法雄奇にして端倪すべからず、而も其言皆他日に驗あり、蓋し其智術は刑名縱橫の學より來る、故に或は純粹に非ざる所あり、然れども陸儲在の如きは則ち云ふ、道あり術なければ、則ち道行はれず公、蓋し蘇張の術を以て孟韓の道をなすものなりと、今老泉の文を讀んで其人を想見するときは、頗る陰險なるが如し、然れども歐陽永叔作る所の墓誌に因れば、篤實純明の眞君子なり、顧ふに其史論に田舍漢の風あり、又其田樞密に上るの書、口を開けば則ち議論をなすが如き、幾分稚氣を免れず、然れども當時曾南豐已に其文を賛して曰く、侈能く之を盡に約し、遠能く之を近に引き、煩能く亂れず、肆能く流れず、洪河を決して下るが如く、星辰を引いて上るが如しと、亦以て如何に其文の當時に重んぜられたるかを知るに足らん、

議修禮書狀

解題　禮書を修するを議する狀と讀む、作者は、仁宗の嘉祐年間に姚闢と共に敕を奉じて太常因革禮を撰せしが、是れ本題に謂はゆる禮書なり、然るに群臣の中に上書して、此の禮書が禮の是非に就い

らく、賈誼、劉向も過ぐる能はずと、張方平の如き仇人が之を薦めたるにも拘らず大に喜んで曰く、後來の文章當に此に在るべしと、力を極めて推譽し、其書を朝廷に獻ぜり、其書の世に出づるや、公卿士大夫爭うて之を傳ふ、二子亦進士に擧げられて、皆高等に在り、三蘇の名、天下に重く、一時の學者、競うて蘇氏に效うて文章を作るに至る、其父子倶に名を知らるゝを以て、老蘇と號して之を別つ、而して二子軾轍の聲譽益す揚るに及び俗謠あり、曰く眉山軾轍を生み、草木盡く皆枯ると、

老泉の蜀より來るや、韓琦方に樞密使たり、時に軍政久しく弛み、士卒驕惰なりしかば、稍や制裁する所あらんとせしも、亦其反抗して變を生ぜんことを慮り、陰かに之が處置を講ぜり、老泉其意を探り、遽かに書を作つて顯に其説を載せ、且つ聲言すらく、公に敎へて誅斬を先にすと、琦之を覽て大に驚き、謝して再び見ず、歐陽修が此の如き人を薦めたることを咎め、富弼も亦之を樂まず、故に久しく朝廷に用ひられずして、數年の後始めて紫微闕に召試せらるゝことゝなりぬ、老泉辭して至らず、遂に祕書省校書郎に除試せらる、

此時王安石の名聲甚だ盛んにして、黨與、一時を傾け歐陽修も亦彼れと善かりしかば、老泉に勸めて安石を見しむ、而して安石も亦交はらんことを願へり、老泉の曰く、吾れ其人を知る、是れ人情に近からざるもの、天下の奸を爲さゞるなしと、遂に之を辭す、老泉本と兵を言ふを好む、趙元昊、亂を作し、西方に兵を用ふるに當り、改作する所あるべきを見、之に關する論策を挾んで京師に入り、一時其文章を推稱せり、然るに安石は知制誥の職に居り、方に經術を談じたるを以て之を喜ばず、屢ば衆に向つて之を詆れり、是を以て老泉は安石を惡みしが、會ま張方平も安石に排せられたるが爲に、二人の交甚だ固く、老泉は辨姦論一篇を作り、密かに方平に獻じ、安石を以て王衍盧杞に比す、安石後に至り之を聞知して、深く銜む所あり、東坡兄弟との隙、遂に解くべからざるに至る、程伊川も亦老泉を喜ばず、其權書、衡論を見て曰く、其著書の名を觀るに已に非なり、豈に山林逸民、言を立て敎を垂るゝに、乃ち用兵に汲々たるあらんや、此の所見の如く、安んぞ荊公［安石］に薄んぜられざらんやと、

唐宋八大家文讀本第三

破天荒齋　松平康國講述

卷十五（蘇洵著）

著者の傳

蘇洵、字は明允、眉州眉山の人、老泉と號す、曾祖を祐と曰ひ、祖を杲と曰ひ、父を序と曰ふ、三世皆顯れず、序の子、長は澹、次は渙、季は卽ち老泉なり、二兄皆文學を以て進士に擧げられたるに、老泉は少きときより學を喜ばず、年已に壯に近くして猶ほ書を知らず、其父置いて問はず、鄕閭親族皆之を怪み、其故を問ふものありしと雖も、父笑つて答へず、老泉も亦自若たり、年二十七に至り始めて大に發憤し、其平生交際せし少年を謝絕し、戶を閉ぢて書を讀み、文章を作りしが、歲餘を經て進士に擧げられ、再び中らず、又茂才異等に擧げられたれども中らず、退いて嘆じて曰く、此れ吾が學となすに足らざるなりと、悉く嘗て作りたる文數百篇を取つて之を焚き、益す戶を閉ぢて書を讀み、筆を絕ちて文辭を作らざるもの五六年、斯くて大に六經百家の說を究め、以て古今の治亂成敗、聖賢窮達出處の際を硏究し、深く涵養する所あり、然れども抑して發せず、之を久しうして慨然として曰く可なりと、是に由つて筆を下せしに、頃刻にして數千言深微の境に達す、

仁宗帝の嘉祐の初、張方平、成都を守る、老泉、其二子軾、轍と、眉州より成都に赴き、將に知を安道に求めんとせしに、安道曰く、吾れ何ぞ以て重きをなすに足らん、其れ歐陽永叔かと、永叔時に翰林にあり、文章を以て天下に推さる、而して安道は素より永叔と善からず、嘗て中丞たりし時、頗る之を彈擊せしことあり、然るに老泉の爲に紹介の書を作り、旅資を給して京師に往かしむ、

永叔は老泉の著はせし所の文二十二篇を得て以爲へ

刑賞忠厚之至論……四六二
既醉備五福論……四六七
伊尹論……四七二
論周東遷……四八〇
論魯隱公里克李斯鄭小同王允之……四八七
宋襄公論……四九二
范文子論……四九八

卷二十一（蘇軾著）

屈到嗜芰論……五〇四
論商鞅……五一三
荀卿論……五一九
韓非論……五二六
論養士……五三三
論始皇漢宣……五四〇
論范增……五五〇
留侯論……五五八
賈誼論……五六六
鼂錯論……五七二

卷二十二（蘇軾著）

策略一……五七九
策略四……五八六
策略五……五九四
決壅蔽……六〇五
無沮善……六一三
敦教化……六二一
敎戰守……六二九
蓄材用……六三七
倡勇敢……六四四
擬進士對御試策一道……六五二

（蘇軾著未完）

任相……二〇一
御將……二〇九
養材……二一七
送石昌言爲北使引……二二四
蘇氏族譜引……二二九
張益州畫像記……二三三
木假山記……二四一
仲兄字文甫說……二四六
名二子說……二五一
（蘇洵著了）

卷十八（蘇軾著）

著者の傳……二五五
議學校貢擧箚子……二六八
諫買浙燈狀……二八二
上神宗皇帝書……二九〇
再上皇帝書……三四八

卷十九（蘇軾著）

乞校正陸贄奏議進御箚子……三六〇
論積欠狀……三六五
杭州召還乞郡狀……三七五
狄山論匈奴和親……三八七
張九齡不肯用張守珪牛仙客……三八九
到黃州謝表……三九一
謝量移汝州表……三九四
到昌化軍謝表……三九七
乞常州居住表……四〇〇
代張方平諫用兵書……四〇七
代滕甫辯謗乞郡書……四二六

卷二十（蘇軾著）

正統論上……四三三
正統論中……四三七
正統論下……四四四
大臣論上……四五〇
大臣論下……四五六

唐宋八大家文讀本第三目次

卷十五（蘇洵著）

著者の傳……一
議修禮書狀……三
上歐陽内翰書……一〇
上田樞密書……二〇
上韓樞密書……三〇
上韓昭文論山陵書……四五
禮論……五三
易論……六〇
樂論……六七
詩論……七三
書論……七九
春秋論……八五

卷十六（蘇洵著）

史論上……九五
史論中……一〇一
史論下……一〇八
六國……一一三
高帝……一一九
明論……一二七
諫論上……一三二
諫論下……一四三
嚳妃論……一四七
管仲論……一五二
辨姦論……一六一

卷十七（蘇洵著）

審勢……一六七
審敵……一八三

第三十二卷

唐宋八大家文讀本 第三

松平康國講

第十五卷乃至第二十二卷を收め
蘇洵著の全部、蘇軾著の上半を網羅す

PL
2619
S5
1917
V. 3

LIBRARY
DEC 21 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版